

日本随筆大成 第二期 巻二

日本随筆大成第二期巻二

収載書目

- 筱舎漫筆　西田直養
- 萍花漫筆　桃華園
- 兎園小説外集　瀧沢馬琴
- 同　別集　同
- 牟伎古加志　瀬川如皐
- 雲萍雑誌　柳沢里恭
- 八十翁疇昔話　新見正相
- 閑なるあまり　松平定信
- 畫證録　喜多村信節

宮内省御用掛 文學博士 關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官 文學博士 和田英松先生

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第二期第二卷

凡例

本集には、筱舍漫筆、萍花漫筆、兎園小說外集、兎園小說別集、八十翁疇昔話、牟藝古雅志、雲萍雜志、閑なるあまり、畫證錄の九種を收む。

筱舍漫筆　十五卷　西田直養

全編四百三十一項より成る隨筆にして、その內容は、歷史、地誌、言語、詩歌、考古、故實、武器、典籍等、和漢の古今に涉りて記述し、學者の參考に供すべきもの多し。所收本は無窮會神習文庫藏本に據れり。稀覯の書にして、もと二十卷ありしが、今十六卷以下を缺くは惜むべし。

著者西田直養、字は浩藏、通稱庄三郞、筱廼舍と號す。豐前小倉の藩士にして、京阪の留守居役を勤む。本居大平の門に入り、平田篤胤、伴信友、穗井田忠友と親交あり。和漢の學を能くし、又歌人として著はる。文久三年、攘夷の勅を奉じて、長藩、外艦と交戰の際、小倉藩の措置に慊らず。食を絕ちて死す。時に元治二年乙丑(二五二五)三月十八日なり。年七十三。維新後、その靈を祀るため、東柴村に東柴神社を建て、村社に列せらる。著書は本書の外、萬葉集長歌格、古事記集解、詠歌眼目、筱舍學則、金石志、金石年表、當世妙々奇話等あり。

萍花漫筆　二卷　桃華園

江戶吉原に關する雜記なり。上卷には、庄司建廓說より同廓之樂書に至る八項、下卷には、寬文細見

圖より髮洗橋の事蹟に至る十項あり。圖畫を挿入す。自序あり。所收本は刊本に據る。その刊行の年月を詳にせず。

著者桃華園は江戸の人、その傳を逸す。

兎園小說外集　二卷　瀧澤馬琴編

兎園會斷絕以後、文政九年二月より同十年に至り、奇談珍說を筆錄せるものにて、馬琴を始として、琴嶺舍、屋代輪池、鈴木氏、山本氏、中井乾齋、文寶堂、海棠庵、南無佛庵等九人の執筆なり。

兎園小說別集　三卷　同

上下の二卷は、主として馬琴の考說を錄し、ひやうし考、西羌北狄收茱穀考、帶被考、三十六町一里并一里塚權輿考等二十餘條あり。外に山崎美成の永錢考、正八幡考をも錄せり。中卷には、けんどん名義、元吉原の記を收む。けんどん名義は、文政八年三月十三日耽奇會の例會に、文寶堂の出品せる大名慳貪之匣の名義並それに充つべき文字に就き、意見を異にし、互に論駁せし馬琴と美成との往復書牘を集めたるものにて、當時、これをけんどん草といへりと云ふ。新燕石十種には、けんどん爭として出せり。元吉原の記は、中村佛庵所藏の元吉原の圖とおぼしき屏風並庄司甚右衞門より北角九郎兵衞に與へし書牘に就きての馬琴の考證、その他、吉原の舊蹟に關する山口心牛の筆記、再考原三郎左衞門の事、明和以前吉原失火類燒過半の事につき、北峰、馬琴の考說を擧げたり。以上は曩に新燕石十種の中に收められたり。

八十翁疇昔話　一卷　新見正朝

自序に、「きのふとすぎけふと暮し、よはひ八十におよびぬれば、七十年の事、見及び聞およびし、共ころ

ちかき十年二十年の事、きゝ傳へとりあつめ、おほよそ百年此方、世上、江戸の事ども、今近年とはかはりたるを書集め、今のをさなき衆に、むかしをしらしめむため、誠にむかしがたりといふにてぞ有ける」とありて、明曆、萬治、延寶、天和以來、江戸の世態、風俗、地理の變遷を記述し、圖畫をも挿入したれば、風俗史の好資料たるべし。卷末に、「原本初葉別題ニ書名一下記ニ數言一如レ左。新見老人むかし〳〵物語、老人は享保の初八十餘歲、此物語寛延年間に記したるなり。天保丁酉抄冬刻成。」とあれば、著者が享保の初、八十餘歲の時に語りしを、後人、寛延年間に至り記したるものなり。燕石十種に收めたるは、享保十八年の寫本にて、「むかし〳〵物語」と題し、多少の出入あり。この他、「八十翁漫筆」、また昔物語と題せるもあり。又百萬塔にも收めたり。所收本は刊本にして、尙友堂藏版なり。

著者新見正朝は、通稱を傳左衞門といふ。父の蔭により江戸神田潜邸に仕へ、延寶中入りて大朝扈從隊士となり、享保の初め致仕して法入と號し、寛保二年壬戌(二四〇二)三月死す。年九十二。

牟藝古雅志　二卷　　瀨川如皐輯

一名を寫謄入禁解と云ふ。上卷には、正二位公藤公の金銀萬能丸の序、武林義政公の同跋を始め、小野お通の淨瑠璃十二段の序等の雅俗を問はず、作者の珍らしき序跋二十八編を收め、下卷には、淨瑠璃十二段目錄の寫本を除き、その他は總て印本を摸寫して、その面目を彷彿たらしめたり。六樹園の序、及文政九年の自跋あり。因に云ふ、曩に第一期第一卷に收めたりし、文政十三年刊行の倚古造紙挿は、寶永二年伊勢御影參の古圖并御奇瑞記錄、同參宮人に施行の種類人數書の寫、扇屋夕霧の艶翰并襠の模樣寸法の寫、寛文二年京都大地震の圖、延寶三年出版年代記の寫、元祿五年出版年代記の圖の外は、皆本書下卷の重出なり。所收本は諸戸清六氏所藏の初摺本に據れり。茲に記して謝意を表す。

編者瀨川如皐は、狂言作者なり。狂言堂の別號あり。初め河竹文次、また御園文次とも云ふ。天明七年、

大坂に上り、中村仲藏と共に角座へ出でたり。後、仲藏と共に東歸して、享和元年、中村座にて如皐の名を襲ぎ二世となる。同時に立作者に上れり。同三年、再び上方に赴き、幾ばくもなく瀨川菊之丞と共に江戸に歸り、天保四年癸巳（二四九三）十一月四日、七十七歲にて歿す。博識にして外題書割等の字義を正し、聊も誤なし。著書は、本書の外に總媛借語などあり。

雲萍雜志　四卷　　柳澤里恭

著者多年の隨見隨聞の漫錄にして、世人の勸戒となるべき記事尠からず。蒹葭堂の序に、「其平生隨レ聞所レ錄。積レ年重レ日二十餘卷。多是勸懲之話說也。手澤之本。遂爲ニ予藏弆一。頃中井某者。撮ニ其旨趣一。補ニ其缺略一。題曰ニ雲萍雜誌一。」とあり。以て其の由來を知るべし。安政三年蒹葭堂主人の序及桃花園の和文の序あり。奧附には、天保十三年寅十二月官許、同十四年卯五月刻成發行、鶴谷榮次郎校合、東都書林本八丁堀五丁目伊勢屋藤七、下谷御成道英屋文藏とあり。所收本は刊本に據る。曩に百家說林に收め、又續帝國文庫、有朋堂文庫、續國民文庫等に收めて飜刻せられたり。

著者柳澤里恭、自ら柳澤を修して柳と云ふ。字は公美、淇園は其の號、竹溪また玉桂の號あり。初め下野と稱す。後、權太夫と改む。和州郡山藩の老臣なり。才文武を兼ね、旁ら佛典、醫藥、音律、書畫、篆刻に通じ、凡百の技藝通曉せざるはなし。最も畫に長じ、畫く所、悉く緻密にして明人錢舜擧の筆意あり。特に朱舜水傳來の彩色法を、紀の祇南海に學びて出藍の譽あり。其の設色法の妙に至りては、水にひたし、力を用ひて洗滌すといへども渝ることなしと。又甚だ客を好み、貴賤を論ぜず、才と不才とを問はず、巷閭無賴の徒と雖も、厚禮引接して食客とし、日々、その藝術を試みて樂としたり。常に寄食するもの數百人、「家祿多けれども、これが爲に淸貧なりきとぞ。寶曆八年戊寅（二四一八）九月五日歿す。年五十六。大和矢田村外川の發志院に葬る。著者は、本書の外に「ひとりね」といふ隨筆あり。

閑（しづか）なるあまり　一巻　松平定信

外國防禦に就いて論ぜられし隨筆にして、東照宮の上意數條を掲げ、末に自己の意見を述べたり。自序に「閑なるあまりに、さま〴〵の筆記などをさぐりけるが、いともありがたき仰ごとのしるせるをみるごとに、いさゝかこゝにしるしぬ云々」とあるに據りて、この書名は題せられたり。文政十年十月八日の自序あり。曩に溫知叢書の第四編に收めて出版せらる。

著者の略傳は、本集第一期卷四所收の「心の雙紙」の解題下に記述せり。

畫證錄　一卷　喜多村信節

相撲人古圖、遊女附白拍子、傀儡考、歌舞妓、古き歌舞妓狂言等の德川時代の風俗につき、畫圖に徵し、諸書に考へ、立證したるものなり。上卷のみありて下卷を缺くは、未だ脫稿を完うせざりしものなるべし。天保十年の自序あり。曩に續燕石十種に收めて飜刻せられたり。

著者の略傳は、第一期第一卷所收の「瓦礫雜考」の解題下に述べたり。

日本随筆大成

第二期第二巻目次

筱舍漫筆

筱舍漫筆目錄

卷之一

卷之二

卷之三

卷之四

卷之六

卷之八

卷之九

卷之十

卷之十一

卷之十二

卷之十三

卷之十四

卷之十五

筱舍漫筆　巻之一

小倉　西田直養　録

○豊國名義

豊國は登與久邇とよむべし。二國と別れし事、何の御時とも知れず。されども元明天皇の和銅の頃に、國を前後に分たれし事數多あれば、此御時にわかれしにや。さて書紀景行紀に、遂幸筑紫到豊前國長峽縣行宮而居。故號其處曰京也。とあれば、早く景行の御時に別れし如く見ゆれど、是は此書かゝれし時、前後と成たれば、其時の心もて、ふと豊前とは書たまひしなるべし。然豊國といへる縁をたづぬるに、豊後國風土記に、昔者、纏向日代宮御宇、大足彦天皇詔豊國直等祖菟名手、遣治豊國、往到豊前國中津郡中臣村、〔割註〕こゝに豊前とあるも誤なり。」于時日晩僑宿、明日昧爽、忽有白鳥、從北飛來、翔集此村、菟名手即勸僕者、遣看其鳥、々化爲餅、片時之間、更化芋草數千株、株葉冬榮、菟名手見之爲異、歡喜云、化生之芋、未曾有見、實至至德之感、乾坤之瑞、既而參上朝廷、擧狀奏、已上本聞、天皇於茲歡喜之有、即勅菟名手云、天之瑞物、地之豊草、汝之治國、可謂豊國、重賜姓曰豊國直、因曰豊國、後分兩國、とあるにて明らかなり。豊前をば、和名抄に、止與久邇乃美知乃久知とよめり。職員令に、上國守一人、介一人、掾一人、目一人、史生三人とみえ、中國には守一人、掾一人、目一人、史生三人とばかりありて、介の事なし。〔割註〕下國は中國もておしてしるべし」日本後紀、桓武天皇延暦四年正月辛亥、以從五位下秦忌寸長足爲豊前介とあれば、上國に定められたる事明らかなり。田萬三千二百餘丁、正公各二十萬束、本穎六十萬九千八百二十八束なるべし。和名抄にみえたり。さて國々に守を置れし事は、成務天皇の五年なるよし古事記に見ゆれど、この豊前

の國守は、いづれの御時に、いかなる人の始めて任じけん詳かならず。萬葉集卷六に、豐前守宇努首男人とあり。これより前には豐前守の事なし。只卷三に、鞍作村主益人從豐前國上京時作歌一首とあるは國司の任はてゝ京に上る時の歌なるべし。續日本紀、聖武天皇天平十八年九月戊辰、從五位下大伴宿禰百世を豐前守となすとあるぞ、史にみえたる始めなりける。それより同紀、光仁天皇寶龜六年九月甲辰、從五位上弓削宿禰鹽丸。同九年二月辛巳、內藥佐外五位下吉田連古麻呂兼。同十一年三月壬午、從五位下小野朝臣滋野。桓武天皇延曆四年正月辛亥、從五位上日下部宿禰雄道。日本後紀、桓武天皇延曆十八年正月甲戌、從五位下藤原朝臣河主。同二十三年正月庚子、正五位上藤原朝臣緖麿。平城天皇大同元年正月癸巳、從五位下小野朝臣木村。同三年七月庚午、從五位下和朝臣雄成。嵯峨天皇弘仁三年正月辛未、諸陵頭從五位上永原朝臣最弟麿兼。同四年正月壬戌、侍從從四位下平野王兼。續日本後紀、仁明天皇承和元年□□□□藤原朝臣貞守兼、同六年正月甲子、從五位下菅野朝臣永岑兼。同七年正月丁未、從五位上藤原朝臣眞守兼。文德實錄、文德天皇齊衡二年正月丙申、從四位下藤原朝臣友永。天安二年五月辛未、淸原眞人秋雄。三代實錄、淸和天皇貞觀元年二月十三日、左京亮從五位下朝臣宿禰良道。同五年三月廿日、從五位上行紀伊守文屋眞人益善。同九年正月十二日、從五位下行豐前介藤原朝臣仲直。陽成天皇元慶七年十一月廿八日、從五位下橘朝臣貞樹など、皆六國史にのする所なり。又企救郡長野家系に、從四位修理大夫康盛、保元二年被補豐前國司職、始下向、築長野城、長盛、直盛、當盛、高盛、義房、基盛、秀盛、久盛、義忠、義種、自保元元年至元和元年相續居長野城、四百五十九年云々とあり。されど長野に城築きたるよしなれば、六年の限にて國府に居しとは事たがへれど、北畠のながく陸奧の國司にて終れしとおなじことなり。ともに亂たる世にて、法紀もやぶれしなるべし。介掾目等の事、桓武の御時、秦長足を始として、續日本後紀、仁明天皇承和十年正月辛丑、外從五位下山代宿禰氏益、同十一年八月戊寅、從五位下長岑宿禰秀石。文德實錄、文德天皇仁壽元年正月甲申、外從五位下內

識朝臣雄繼。齊衡三年正月丙辰、外從五位下坂合部人吉。天安元年八月庚辰、外從五位下當野伊吉平麿等は皆介にて、光仁天皇寶龜六年三月乙巳、始置二大少目員一事續紀にみえ、仁明天皇承和九年七月丁巳、少判事正七位上丹塀眞人時長を權椽となすなど、續日本紀にみえたり。光仁天皇寶龜七年に豐前國京都郡人正六位上楉田勝愛比賜二姓大神楉田朝臣一とあるよし、續紀にみえたり。いかなる人にか、靈異記に膳臣廣國は、豐前國宮子郡少的也などありて、宮子とも書しなるべし。

日本書紀一書曰、日至二豐國國前郡一、復爲二比賣語曾神一並二處一見レ祭焉とあるは、今はいづこなるにや、たしかなる事はしれざれども、下毛郡に比賣社とて、いさゝかなる社ありとぞ。〔割註〕下毛郡の人の物語に、このありかしれたり、下に出す。」

三代實錄に、清和天皇貞觀五年十月三日、授二豐前國正六位上大宮神從五位下一云々。この大宮の神、いまはいづこにいますともしられぬこそ惜しけれ。

新撰姓氏錄に、豐國眞人てふは、この國の人なるべし。

貞觀十一年諸國貢調すみやかならず。豐前國獨先進發とあれば、いにしへより土風よろしきなるべし。

又元明天皇和銅六年に、隼人昏荒、野心未レ習二憲法一、因移二豐前國民二百戶一、令二相勸導一也とあれば、美俗なる事明らかなり。

安閑天皇二年五月丙午朔甲寅、置二豐國腠碕屯倉一とあるは、今いづこにや、腠碕てふ語は、海にさし出たる碕をいふなれば、海邊とはおもはるれど考へなし。今もへ崎てふ處は海邊にあり。

和名抄に載する鄕村の名の、今もしか唱るは希にて、多くはたがひたり。城田、雉怡、諫山、本山、蒭見、中臣、桑田、搗木、大野、炊江、多布、上身、山國、大家、麻生、野仲、穴石、小楠、野麻、酒井、高屋、封戶、向野、廣山、垣田、深見、幸島といふは聞およばず。今も企救郡には、麻生野麻沼あれど、郡を異にすればとられず。赤幡てふ處の名を考るに、和名抄筑城郡に、綾幡とあるはいかにもにつかは

し。

寒田は和名抄の狹度なるべし。

企救郡の名は、續紀に、天平十二年九月戊申、企救郡板櫃鎭小長凡河内田道云々。三代實錄、陽成紀曰、元慶二年三月五日辛丑、詔令二大宰一いづれにもかきしにや。和名抄に企救郡岐多とあるはいかゞ。萬葉にも、豐國の聞の高濱とよめれば、岐多は誤にて岐久なること明らけし。明石郡なれば明石の浦、住吉郡なれば住のえなどもあれば、企救郡なれば企救の濱なるべし。今の長濱の名もふるく、しかいひし事、萬葉十二豐國の聞の長濱とよめり。企救の濱の歌多くあれど、考へに益なければあげず。すべてこの國の名所をよみし歌あまたあれども、こは別にものすべし。

富野。續紀に登美、板櫃とならび出せれば、疑もなき富野なるべし。

綠野川てふ名、書紀にみゆるは、田河郡につけりとおもはる。今富野川を土俗みどりの川といふと、社友正愷はかたりき。

到津。續紀に、豐前國企救郡板櫃鎭とありて、又同紀に、板櫃川に廣嗣木をあみて船となし、當人と戰し事もみゆれば、いま到津といふは訛なり。又長野、蒲生二つともに、和名抄にいでたり。

門司。俊賴朝臣の散木集に、文字の關すぐるに、關屋に人のみえざりければ、ゆきすぐる心はもじの關屋よりとゞめぬさへぞかきまさりける。てふたもて考るに、この頃までは、關などもありしなるべし。俊賴は嘉保のころの人なり。

○國中古物

京都郡御所谷にて、瓦および土器のたぐひ一つ二つを堀得たり。こは大井が嫗といへる者の家のあとなりといひつたふ。考るに、大炊馬場のあとなるべし。さるは大御食もりけん土器どもの、さながらにうづもれたるものが、星うつりて、あまたのとしをへぬれば、いまは石の如くなんなりにける。わきて瓦

などは硯にも作るべし。種々の文ありていとおかしきなかにも、蓮の花なせるものこそ、そのよおぼゆるものにはありけれ。その土器も瓦も帳中の物となしぬ。

仲津郡國分寺より堀出しつる瓦いとかたし。金石などの如し。續日本紀に、天平八年丈六の釋迦の金像ならびに七重塔をつくり、經を寫さしめたまふところに、國分寺といふ分はみえざれども、同年に藤原朝臣食封五千戸を返上ありて、三千戸を國分寺に施入せらるゝ事あり。又濫觴抄に、聖武天皇十八年始造二國分寺一とみえたるをもて考ふるに、此寺の始いとふるくしてたふとくぞおぼゆる。瓦二三枚わが珍藏となる。上毛郡菩提山にて堀得たる經筒と壺とは、まことに古き世の物なりかし。おもてに妙法蓮華經一部、保延六年十月廿二日、又別に天親進脩戒觀進門求菩。久安六年二月日、こは崇德院、近衞院の御時なり。いかなる人のうづめしものかあらん。今よりは六百ネンあまり前つかたの事になむ。

足立。こゝにあるやまを足立山といふ。俗說に、和氣淸麿このやまの神に祈りて足立しより、足立といふといへど、正史になき事なり。日本後紀に、桓武天皇延曆十八年二月乙未、淸麿脚痿不レ能二起立一。爲レ拜二八幡神一輿レ病即レ路、及レ至二豐前國宇佐郡楉田村一、有二野猪三百許一、挾レ路而列、徐步前駈十許里、走二入山林中一、見人異レ之、拜レ社之日、始得二起步一、神託宣賜二神封綿八萬餘屯一云々とみゆれど、足立山の事たえてなし。しかはあれど、この足立の名は昔よりいひ傳へけん。先年山上より古鏡九枚をほり出たるが、そが中に安立妙見御寶前、承安四年二月卅日、宇佐氏施主のよしえり付たれば、七十九代高倉院の御時よりはやくこの名はありけらし。

小倉江。鏡江とかくこそかなひなむ。山のふもとにいりこみたればなり。白木崎も新羅の船などのつく處にての名なるべし。

大里。こは葉室大納言時長卿の源平盛衰記に、安德帝柳が浦につきたまへば、楊梅桃李を引うゑて、九重の都にさも似たり云々とありて、正しき皇居なれば、その後、柳が浦を內裏と唱かへたるなん。

企救郡到津村の農父の家に、ふるき筐を傳へたり。其筐のうちに消息ふみめくものあまたありけり。そが中に文明十六年二月十七日、公世清末駿河守殿とあるは、宇佐のはふりらがすゑなるべし。殿のなりところの庭なる石燈籠にも、文明十七年乙巳三月十八日となん、ゑりつけたるはや。愛宕山にたてたる經冢といふものに、謹奉讀誦法華妙典一千部、爲玉室興公禪門于時元龜三年潤正月廿五日展供養成就者也。といとあざやかになん、いまもみゆるになん。

田川郡。日本書紀曰、三日麻剝潜聚ニ徒黨ニ居ニ於高羽川上ニ續日本後紀仁明紀曰、豐前國田河郡ともありて、昔は高羽とも書しなるべし。

香春。萬葉卷九、拔氣大首任ニ筑紫ニ時娶ニ豐前國娘子紐兒ニ作歌。豐國乃、加波流波吾宅、紐兒爾、伊都我思座者、革流波吾家。和名抄に香春とあり。

企救郡清水寺なる石燈籠四つ、その一つに奉寄進清水寺石灯炉一本者、藪内匠頭立之、慶長十八□□十一月□日。

古市氏の家名を満風軒といへり。その庭の手水鉢に、弘治二季丙辰正月、裏に掩粧月岑の文字をゑりたり。こはもと松永久秀の細川幽齋におくりたるを、肥の國にうつろはれし程、小倉の大城にとゞめおかれつるを、今の主の□なりける一遁齋といふに、たまはせけるとぞ。栂尾の昔しのぶ人のめではやすべきものにこそ。

長圓寺に石の手水鉢あり。慶長五年の文字もて考るに、細川侯のときの物なるべし。

大興禪寺はいとも古き寺なり。種々の物あるが中、天文廿四年の寄附狀ことに徴となすべきものなり。唐よりもち來りし觀音とてあるが、その頭より出たりとて、舍利二三顆あり。これぞす川のみ瀧にすゝ〳〵しくみそぎする奇特の佛骨にぞありける。

貫村心光寺經文は、弘安の文字あり。

仲津郡矢富村てふ處より、地ほるとて一つの鏡を得たり。いろ赤銅のごとくして、背に文字あれどもえよめがたくなん。このごろわがものとなれり。

京都郡馬岳は名高き城墟なるが、ちかごろ壺あるは花瓶のやうなるものあまたほり出でたり。世の便器めかしきもあり。いまの眼もてわかちがたき品のみなり。そが中にわきてふるびにたるは、わが文机の玩物となれり。

文字口外の石垣に文字ゑり付たり。これはこのみ城きづきたてられしとき、こゝを承りて石垣つきなどしたる人の姓名なり

或藏に片桐助作の槍あり。ものゝふのみこ涙おちぬべき物にこそ。

或藏に大閤よりたまはりたるとて、腹卷をもたり。みるにさらに天正ころの物とはみえず。古製うたがひなし。

田川郡なる高源寺、天台寺の瓦は、世に人のしらざるものなり。このごろ一ひらづゝわが藏となりぬ。

鏡山。萬葉卷三、桉作村主益人從二豐前國一上京時、作歌一首、梓弓、引豐國之、鏡山、不見久者、戀敷牟鴨、同卷、河内王葬二豐前國鏡山一之時、手持女王作歌三首。王之、親魄相哉、豐國能、鏡山乎、宮登定流。豐國乃、鏡山之石戸立、隱爾計良思、雖待不來。この歌どもをもておもへば、ふるく鏡の山てふ名はありけり。

採銅所てふ處は田川郡にあり。いかにもゆゑある名のやうにおもひけるが、三代實錄に、光孝天皇仁和元年三月十日、太政官處分、下二知長門國一、送二銅手一人、堀穴手一人、於豐前國採銅使許一、以豐前國長木ゟ習二其術一也とあり、はじめて氷釋せり。田河郡なる伊田は、和名抄に位登とあるこれならんか。

京都郡に長尾てふ處あり。則書紀の長峽縣なるべし。かなもよく叶ひたり。

同郡賁田村にふるき塚をあばきて、太刀、矢の根、また曲玉、管玉、なにくれの物あまたえたり。おも

ふにいにしへのやごとたき人の墓などにや。さて古事記、萬葉などに、竹玉とあるは、この管玉の事なるべし。太刀ながさ三尺三寸七分。

刈田。和名抄に加里多、高來、こもまた抄にいづ。企救郡長野護念寺にある調度ども、すべて中古のものなりかし。鞍鐙長刀などある中にも、細き槍一すぢあり。これぞわきてふるびにたり。

苅田村にて長さ一尺あまりにして、跡先に輪ありて、毛拔形てふものに髣髴たるものほり出したり。其外かゞみ數枚いでたり。いづれも古代の物にして、西の國の物なるべし。

皆見てふ處、沖津郡にあり。抄に皆見（アメミ）とある是なるべし。

田川郡の伊加里八幡といへるに鏡あり。近き頃貫村よりほり出したりといふ。銘文いと長くして巧なり。明徳四年七月日那美作守大江貞政とあり。明徳は後小松院の年號なり。

上野興國寺は古き大刹なり。古物種々あり。そが中に暦應三年五月十日左兵衛督當寺長老江などあるもの、魁とやいはまし。四百七十年のそのかみなり。

京都郡に橘家てふあり。いともくすしきものなりかし。

同郡霜田村霜田菴にほり出したる經筒及壺は、たしかなる確證あるもの、魁とやいはむ。天永元年十月十四日の文字あり。こは鳥羽院の御宇の年號なり。いまよりは七百六年の昔なり。彥居先生の南遊稿にも、霜田菴。在二京都郡黄新里南數町小阜之巓一。其下一村名二霜田一。即二菴所一得レ名。三年前菴後崖崩。忽出二一土缶一。中藏二銅筒一。世所謂經筒也。開レ蓋視レ之、空洞無レ物。唯瓔珞小珠數顆存耳。卷軸朽壞無二所見一。經筒所レ鐫天永元年數字、彷彿可レ辨。以レ曆推レ之。實七百年外物。誠可レ奇。不レ知當時寺院名何、住僧名何、堂宇之崇卑、疆域之廣狹、亦不レ可レ知。歲月綿邈。山野僻陋。無二文書口碑可一レ徵。壺高一尺。口徑六寸。腹圍三尺。容水六斗。可三以充二挿花甁一焉。友人西田浩然。有二嗜レ古之癖一。嚮者聞、山人之言流涎有レ枕、余欲レ得二其詳一。今東武因記二所見一以贈云々レ之との內に山人とあるは、眞黒古山人なり。

この人もいたく古物このみけるまゝ、こゝには、かくかゝれけん、この壺、山人寺僧にこひ得て、彦岳先生におくりけるを、また先生よりたまはりて、いまはわが家第一の古物とはなりぬ。封内にありとある古物の中に、年號姓名等のありて、正しき物のかしらなり。かれ朝夕のもてあそびものとはなしけるなり。底まろきがまゝ、先生のみづから作られたる壺、いまもわれもたり。先生のからうたにも、碓後峭崖僅一假。古銅藏得法華經。貝文灰滅吾何情。只怪外靈内不靈。先生もいたく古物はこのまれたり。近ごろ筒も我物となりぬ。

水町に升家といふものあり。里正にこの舊記ありとてみたるに、むかしこゝの升目不定にて、大に損得あるにより、一人鎌倉に上り含状して、遂に升目をきはめたるにより、この升家をば立けるなりとぞ。下に康永二天暦癸未三月十三日の文字ありて、上にきりくの梵字あり。

貫村徳善院にある鐘、その銘に正平二年歳次乙巳四月二十二日、前大日日趣謹誌とあり。銘文もいとながくしてよく書けり。四百年以上の物なり。田河郡香春の里にてひろひぬとて、政崚ぬしのおくられたる瓦をみるにいとふるし。賀春社は神名帳にも出て、ひとのしる處なり。

續日本後紀に、仁明天皇承和四年十二月辛卯。大宰府言。管豐前國田河香春岑神。辛國息長大姫大日命。忍骨命。豐比咩命。惣是三社。元來是石山。而土木惣無レ生。延暦年中。遣唐請益僧最澄。躬到ニ此山一祈日。願縁ニ神力一平得ニ渡海一。即於ニ山下一。爲レ神造レ寺讀經。爾來草木蓊鬱。神驗如レ在。毎レ有ニ水旱疾疫之災一郡司百姓就レ之祈禱。必蒙ニ感應一年登人壽。異ニ於他郡一。望預ニ官社一。以表ニ崇祠一。許レ之云々とあれば、もしこの寺の瓦にやあらんとおもはる。

續日本紀、文武天皇大寶二年、施ニ僧法蓮豐前國野四十町一褒ニ醫術一也とあり。いづれの野らなるにやしりがたし。かゝる事なども口をし。

桓武天皇延暦十八年二月乙未。淸麿脚痿不レ能ニ起立一。爲レ拜ニ八幡神一。輿レ病即レ路。及レ至ニ豐前國宇佐郡楉

田村ニ云々。このしもと田てふ處、今いづくにや。仲津郡には稻田てふ處あり。

續日本後紀。仁明天皇承和十二年七月丙寅。大宰府言。夫醫師無ニ國之任一者。爲レ有ニ救療之急一也。今筑後。肥前。豐前。豐後等五箇國。去レ府之程。二日以上。七日以下。雲山重疊。途路艱澁。吏民之中有ニ頓病者一。遂着ニ府下一。營ニ受醫藥一。命在ニ呼吸一。且不レ及レ夕。往還之間。既致ニ夭殃一。是則無ニ醫師一之所レ致也。望請。國別減ニ史生一人一。置ニ醫師一人一。勅。宜下停ニ減史生一以ニ典藥學生及第者一補上レ之云々。いまは村毎にもあるべくもおもはる。民の疾苦をすくひたまふがいたれるならんか。醫おほくして其術却て疎なるか。こはあげつらふ事もなければいはず。

三代實錄、淸和天皇貞觀十一年六月十五日。大宰府言。去月廿二日夜。新羅海賊乘ニ艦二艘一來ニ博多津一。掠ニ奪豐前國年貢絹綿一云々。とあるをおもへば、いにしへは絹綿などを、この國より貢せしなるべし。

玉葉集に、いさぎよき比古の高嶺の池水にすますこゝろのすまざらめやは、などもよめれば、そのへに池あるなるべし。其國にゐて、この池ある事もしらぬはおろかとやいはむ。またいまはなきかしらず。

菊池記曰、暦應三年、南朝征西將軍第七宮懷良親王肥後下向之時、香春之鄕ニ御輿ヲ昇居玉フテ、富士ヲ見テ、駿河ナル富士ノ高根ハ名ノミ聞香春ノ里ニ富士ヲ見哉。同所鏡池ヲ敎ヘ奉リシニ、磨カレテ出ル鏡ノ山ノ邊ノ淸キ流レニウツル月カモ。ト御詠アリ。サモ天サカル鄙ノ竺志ニアナメヅラカナル所アリトテ、供奉ノ卿將雲客モ詠ヲツラネケリ云々。しかはあれど、いまのかゞみいけはおぼつかなきものになむ。

延喜式に、豐前國六座、大三座、小三座、宇佐郡三座、並大、八幡大菩薩。宇佐宮。名神大、比賣神社。名神大、大帶姬廟。神社、名神大。田川郡三座、並小、辛國息長大姬大目命。忍骨命。豐比咩命とあり。宇佐はいまいちじるく人のしろ處なり。田川の三座てふは香春の神社なり。

内の尾のいはむろは、其ひろさいくらともはからざれば、いまいひがたし。いにしへの土蜘蛛(ツチグモ)などのこ

もりゐしむろなるべし。誠にくすしきものなり。うへにつらゝ石あまたあり。聲をたつればそのさきより雫おちて、人のちゝなどのいづるがごとし。むべ鐘乳石とはおほせたり。この洞の下に、俗に針のみゝとて、いともけはしき處あり。景行天皇紀などに、石窟につゞくものゐたるよしあるは、かゝるところなるべし。其岩をかきてみればみなしろし。くろくみゆるは、雨露にうたれていろつきたるなり。石山寺なる石とおなじ性なり。くさみ村のあたりに、たいとふいはといふあり。景行天皇のふみたまひし石といふ。日本紀景行紀にて考るに、くさみならもありて、いかにもさる古跡とおもはるれど、豐後風土記をみるに、かのくにゝふみいしもくさみものこらずありて、碩田てふ處もあれば、書紀の遂到豐前國長峽縣、興行宮而居、故號其處曰京也。冬十月到碩田國云々を考るに、冬十月よりしもは、豐後の國なるべし。好事のものあとより書紀に牽合して、あられぬそら言をいひ、ひとをまどはすこと、いとにくきわざなり。かれひろくまなばざれば、いにしへはたどりがたし。

上毛郡なる求菩提山は、いともふるくひらけしといひつたふくすしき靈場なり。大講堂の傍(カタハラ)なる碑には、康治元年の文字あり。碑中をよく／＼みれば、みなよみうべけれど、しげまろぬしにたのみてかへりぬ。そのうへのかたにまた碑あり。こはのちのものながら、慶長十年の文字あざやかなり。康治は後白川帝の御宇、いまよりは六百七十年あまりなるべし。

封内にして古物種々あなれども、其序次をいはゞ、京都郡御所谷よりほり出す瓦かはらけ、「割註」景行天皇十二年、今文化十五年まで千七百三十九年。」仲津國分寺地中よりほり出す瓦。「割註」聖武天皇千八十二年。」同郡宿田莊ほり出す經筒、おなじく壺。「割註」鳥羽帝天永元年七百十一年。」此壺、我藏となる。是封內證ある物の魁なり。」上毛郡求菩提山ほり出す經筒、および壺二種。「割註」保延六年、六百八十一年。久安六年、六百七十一年。」企救郡足立山鏡九面。「割註」承安四年、六百四十七年。」上毛郡求菩提山

碑。〔割註〕康治元年。六百七十二年。」田河郡上野興國寺寄附狀。〔割註〕光明院曆應三年。四百八十一年。」企救郡水町升家。〔割註〕光明院康永二年。四百七十七年。」同貫村德善院鐘。〔割註〕南朝正平二年、四百七十四年。」田河村八幡社鐘。〔割註〕後小松院明德四年。四百二十八年。」この十一種みな四百年以上のなり。二三百年の物はさまで珍重するに足らざれども、到津村民家書翰。〔割註〕文明十八年。」西園石燈籠。〔割註〕文明十七年。」宗理手水鉢。〔割註〕弘治三年。」愛宕經塚。〔割註〕元龜三年。」長圓寺手水鉢。〔割註〕慶長五年。」大興禪寺寄附狀。〔割註〕天文廿四年。」貫心光寺經。〔割註〕弘安。」求菩提山學王院所藏古經文。〔割註〕應永廿一年寫。」清水寺石燈籠四基。〔割註〕慶長十八年。」求菩提山碑。〔割註〕慶長十年。」蒲生村碑、本城天德寺城井氏墓三基。〔割註〕天正十八年。」府城城樓之守札。〔割註〕慶長五年。」すべて十二品なり。そのほか證なき古物は、箕田の鏡馬が居の壺。黑田橘家。矢富村より出る鏡。護念寺鞍鐙、文字口の塌石垣の字。高源寺瓦。このほかにもあまたあるべけれども、いまださぐりえず。

上毛郡城の鄉といふに至りてみぬ。昔宇津宮彌三郎の居城なり。其險しき事、なか〳〵筆にのべがたし。まづあらましをいはゞ、谷の口に兩傍より三四丈ぐらゐあるべき岩柱のごとくたち、うへに橫たはりし岩は、いまは倒れたり。いり口は至て（ママ）ほすく（ママ）、うちは目もおよばぬはがり四方すべて峨々たる岩にて、あるは壁のごとく襖にゝたり。誠に一夫これを守れば萬夫もすぐべからざる要害にして、谷水さはにながれ、かけたることなき城地なり。いぬがたけのあはひなり。

下木城の楠は、土俗應神天皇のみ手うゑなどいへれど、とりがたし。さはあれど、いともふるき木なるべし。わが手して尺とりしに、二十圍の餘あり。いまだ二十圍の木みしことなければ、こゝにかきつけぬ。げにやくすしきくすの木かも。

國分寺の事は、はじめにもいひつれど、久きゝけることあればかきぬ。八丁わきに、田の中におほきなる石に穴ほりたるあり。昔の惣門のあとゝぞ。また車ほふりといふ處は、道の下はのこらず石をしきた

りとぞ。車とふりを訛れるなり。香田伽藍田、伽藍橋など、今以其名はのこれり。この橋を葬送のもの通れば、たゝりありとぞ。今の門の右に、いと大なる石に穴あるあり。和尚にたづねしに、堂の心柱の礎なるよし、またこの寺の邊に、蒢領が原てふあり。蒢は墓の訛、領は陵にて、ほりよふなるべし。今いふごふや十ばかりあり。其内三つは、すそに臺をつくりたり。餘はみなだいなし。初にいふごとく墳墓なるべし。穴の内いとひろし。石もてたゝみたれば崩るゝ事なし。萬葉などによめるとこ宮てふは、かくのごとく宮ゐのさまなるべし。臺あるものはかくのごとし。草場てふ村〔割註〕中津郡。」に、寛平宮とて、いさゝかなる宮あり。まむきにをがむことをゆるさず。横よりみなをがむなり。さだめていにしへ勅使などありて、前より幣奉られたるにより、そこをはゞかりて、しかせしもののこりたるなるべし。〔頭書〕此宮すなはち豐日別の宮なり。」

御所谷をみしに、誠に宮ゐのさまいとゆかし。御門の跡とてふた所あり。石がきのこれり。樋の口もあり。やまふところにまたちひさま山ありて、其うへに礎二十あり。みなおほきなる石にして、おけるあはひ三尺位によくならべたり。俗說に宮ゐのあとに、中古城をつくりたるあとにして、まぎらはしき所なりといへり。これいはゆる無稽の說にしてとるにたらず。石垣のいしをみるに、すべて大きく、今の墓のごとく横長くしてかくし。かくのごとく、全く削りしものなり。そをかくならべたり。なにぞや、中古戰國のとき、砦ごときの支城に、かくたくみきづかんや。そのほか中古石垣ののこりたるをみるに、すべてかりそめなり。いにしへに日をつくるには、深く考へざれば、實をうしなふべし。此の俗說のごときは、なまものしりのをのこが、いひたりがほにて、よのひとをまよはすになん。なま兵法はけがのもとゝは、よくもいひたる詞なり。さてこの舊蹟なん、むかしおぼゆるところにして、好事家のよくあぢはひみるべきところなり。つれし案内のものゝ詞に、みやとこあとはこゝなりといへり。古言いまものこれり。この詞にて京の訓義おもひえたり。みやこ、もとはみやところなるべし。都の字

義になづむときは、人家のおほくさかんなることにおもふべけれど、こゝの詞のわけはかくのごとくなるべし。書紀に、興二行宮一而居、故名二其所一曰レ京也。とある。あながちに人家繁昌にはあらざるべし。十年に都をなすなどゝは、いとちがひたり。其宮所たゞにみすぐしがたくて、かけまくもかしこきも、いはまくもあやにかしこき、纏向の日代宮に、天のしたしろしめしけんすめろぎの、神のみことは、まつろはぬひとをなごすと、御軍をあともひたまひ、豐國のあらやまなかに、みやはしらふとしき、またそのあとは、いまものこれど、そのことはいまもいへれど、はろくきのしげれるみれは、むかしともしも。

國分寺の什物とて、涅槃、胎藏界、三千佛の三幅をみたり。誠に古代の物にしてみるべきものなり。宋て聖武天皇の御時、からくにによりとりよせたまひ、この寺にをさめたまふなるべし。地きぬいたりてふるくしてあらし、彩色ことにうるはしく、上手の筆のあとよく味ひみるべきものなり。むかし此寺は、八丁四方ありしなり。今もそのかたにすこしはのこりたり。三四丁もわきに、礎の二十もあり。これいにしへの多寶塔のあとなり。また東のかたに松一本あり。此地隣し。こは尼寺の跡といへり。そのほかむかしゝぬぶべきことはさはなれど、まづその其要をぬき出すになむ。

○白羽二重

古語拾遺に、長白羽神伊勢國麻續祖、今俗衣服謂二之白羽一此緣也云々。いま白羽二重とて、衣服の料にする絹の名も、おそらくはこれよりいでつらん。白羽拷にて、ふはそへたる詞ならん。

○碇

和名鈔に、四聲字苑云、海中以レ石駐レ舟曰レ碇。〔割註〕和名伊加利。ことあれば、もとは石にて作りたるものならん。いまもちさき舟のいかりは、木に石をむすびつけたるものおほし。されば萬葉などに、よめる海石をいくりとあれば、くとかと音かよひて、いくりならん。

○姓氏錄

維山先生の說に、此書もと大部なるが、いまはほろびて漸三冊の目錄のみなりといはれき。そはこの書の序に、幷目三十一卷、名二新撰姓氏錄一とあるによられたる論ひなれども、くはしくみれば、いまの一冊のうちに、右第五卷、右第六卷などあれば、いまのは合冊になれるにて疑ひなし。

○方言に古語ある

小倉の俗に、細長く渡し舟などにする舟をひらたといふ。和名鈔船部に、艜、釋名云、艇薄而長者曰レ艜。和名比良太、俗用二平田舟一云々。よく〱もかなひたり。又文字の神主の祭のをりにのるものをたこしといふ。和名抄、車部、腰輿和名太古之。また京都郡御所谷にては、皇居の跡をみやとこあとゝいへり。

○船ノ玉

神功皇后紀、上略則撝二荒魂一爲二軍先鋒一。請二和魂一爲二王船鎭一云々。これよりおこりぬらん。

○和漢一揆

古事記神代卷に、御祖大己貴命を責めたまふ條に、上略亦鳴鏑射二入大野之中一。令レ採二其矢一。故入二其野一時。即以レ火廻二燒其野一。於レ是不レ知レ所レ出之間。鼠來云。內者富良富良。外者須夫須夫。如此言故。踏二其處一者。落隱入之間。火者燒過。爾中略即取二持其大神之生大刀與二生弓矢及其天詔琴一而。逃出之時。其天詔琴拂二樹而地動鳴云々。

孟子曰、父母使二舜完一レ廩、捐レ階、瞽瞍焚レ廩、使レ浚レ井出、從而揜レ之。象曰、謨レ蓋二都君一、咸我績。牛羊父母、倉廩父母、干戈朕、琴朕、弤朕、二嫂使レ治二朕棲一、象往入二舜宮一、舜在レ牀琴云々。〔割註〕こは全く我神人たちの渡りたまひしより、大汝命の故事を物語かたらひ玉ひし事の、彼國の故事とはなれるなるべし。」

○字

かけまくもかしかれど、億計天皇の御字（ミアザナ）島郎と申よし、書紀にみえ、大伴田主の字を仲郎といふよし、萬葉にみえ、〔割註〕その外字てふことかずかずあり。「靈異記に、有二凶人一也、字曰二瞻保一などもあり。そのほか康秀を文琳、道眞の大臣を三といふよしも、國史にみゆれば、いにしへより字てふものはありこしなり。さてこの字に種々の說あれども、みなおだやかなりともおぼえず。本居大人のあざけりなどいはれたるも、そはからの字の事なり。皇國にてあざけりなとて、天皇を島郎、大臣を三などといはむもおだしからぬやうにおもはる。石川の博士の說に、他しなにて別の名てふことならんとは、よくも皇國の字てふものにあたれりとやいはまし。

○御國に心用ひし博士等

近きころの博士たちは、いにしへの博士とはいとことにて、只々隣の事に心をもちひし人なし。新井は歷史および古言に通じ、〔割註〕古史通、讀史餘論、東雅、紳書等の書あり。「伊藤は典故制度にくはしく、〔割註〕制度通、沿革圖等の著作あり。「貝原は地理又古語にくはし、〔割註〕日本釋名、地理の書諸州行等あり。」俗諺に燈臺もとくらしといふは、いまの博士等（タチ）をやいふべからむ。

○短　冊

三代實錄に、位階を短冊にかくよしあれば、はづかなる紙きれといふことにて、かの不破の關のときにかきしなどいふはあらぬ說ならむ。

○高瀬舟

高瀬さすなど歌によみて、いかにも高瀬川さす舟とおもへりしを、抄に、艇、釋名云、艇小而深者曰レ艇。和名太加世。世俗用二高瀬舟一。されば一種（ヒトツ）の舟なりけり。

○畫圖好女

古今集の序に、僧正遍昭はうたのさまはえたれども、まことすくなし。たとへばゑにかけるをみなをみて、いたづらにこゝろをうごかすがごとし云々。こはいかにもうたがはしきを、餘材抄、打聞に、やすらかにとかれて、遠鏡などにも、しひて論ひのなきをとりいでゝいふがをこなれども、ひそかに考るに、畫にかける女をみてこゝろをうごかすは、またくおろかなるわざにて、まことすくなしとはいひがたかるべし。ゑにかける女のいたづらに心をうごかすがごとしとこそあるべけれ。さきなる心あまりて詞たらず、しぼめる花のいろなくて、にほひのこれるがごとしてふもて考れば、自他のけぢめもあるべければ、ゑのかたより人のこゝろをうごかし、はなのいろはなくて、にほひのこれるなどゝよく對したり。眞名序もて引あはせ考るに、如㆓圖畫㆒好㆑女徒動㆓人情㆒云々とありて、見㆓圖畫㆒好㆑女とはなければなり。

○長歌五變

古事記なる神倭伊波禮毘古命神武天皇の御歌、うだのたかきに、しぎわなはる、わがまつや、しぎはさやらず、いすくはしくぢらさやる、こなみが、なこはさば、たちそばのみの、なげくを、こきしひゑね、うはなりが、なこはさば、いちさかき、みのおほけくを、こきだひゑね、このみうた二千年ばかりのむかしなり。また萬葉なる天渟中原瀛眞人天皇天武の御歌、みよしぬゝ、みゝがのみねに、ときなくぞ、ゆきはふりける、ひまなくぞ、あめはふりける、そのゆきの、ときなきがごと、そのあめの、ひまなきがごと、くまもおちず、もひつゝぞくる、そのやまみちを。

續日本後紀なる興福寺大法師等がうた、ひのもとの、やまとのくにを、かみろぎの、すくなひこなが、あしすげを、うゑおふしつゝ、くにかため、つくりけんより、おきつなみ、たつとしのはに、はるはあれど、ことしのはるは、ものごとに、しげりさかえて、あめつちの、かみもよろこび、うみやまも、ちよゝびかはし、うめやなぎ、つねよりことに、しきさかえ、ゑまひゝらきて、うぐひすも、こゑあらため

て、やちぐさに、くすしきことは、あかねさし、あまてるくにの、ひのみやの、ひしりのみこぞ、ひさかたの、あまのはしたて、ふみあゆみ、あもりいまし〻、おほやしま、あまのひつぎの、たかみくら、よろづよいはふ、よそとせの、はるにありけり、わがくにの、ひしりのきみは、たふとくも、おほましませか、ひのみやの、ひしりのみこの、あめのしたに、おほましまして、みよ〳〵に、あひうけつぎて、きみごとに、あらひとがみと、なりたまひ、おほましませは、よものくに、となりのきみは、もゝつぎに、つぐといふとも、いかでか、ひとしくあらむ、そこゆへに、かみもうづなひ、ほとけさへ、ゐやまひたまふ、ます〳〵に、いまわがきみは、むかしにも、おほましまさし、こむよも、いかにまをさむ、さかののり、ひろめたまひて、いへてのひと、のりのやからを、つみあれど、ゆるしたまひつ、とかあれど、なだめたまひつ、たとへなき、おほみめぐみの、けにひろく、おほましませば、いへてのひと、のりのやからは、おほみよを、つねにをしむと、としつきを、せかへとゞめて、すくさずて、いはゝんとこそ、のみねがひ、いのりまをせ。しかれども、よのことわりと、よろこびの、はるにありけり、いかにして、きみのおほみよ、よろづよに、かさねかざりて、さかえしめ、たてまつらむと、つみのえの、よしもとむれば、ほとけこそ、ねがひなしたへ、ひしりのみ、しろしはいませ、そこゆゑに、きみをいはふに、しるします、たらにのみのり、よそまきを、うつしとゝのへ、まもりなす、ひじりのみかた、よそはしら、つくりまつりて、よそのしの、さとりひらけて、おこなふ、ひとをとゝのへ、まことをいたし、よよろづに、やちまきそへて、のみねがひ、よみたてまつり、かざりいのり、いはひまをせり、おこなへる、これのしわざを、いかにして、のべきこえむと、あかねさす、ひろもすがらに、ぬばたまの、さよとほすまで、ときひへて、おもへるときに、たきつせの、せかへもかねて、よのなかの、いすかしわざを、そへかざり、まをしぞあくる、そがなかに、おほうみの、しらなみわけて、とこよしき、くになしたてゝ、いたりすみきゝ、みるひとは、よろづよの、いのちをのべつ、ふることに、いひ

かたりける、すみのえの、おきにつりせし、きみのたみ、うらしまのこが、あまつめに、あとゝひきて、むらさきの、くもたなびきて、しましくに、ゐてとひゆきて、これぞこの、とこよのくにと、かたらひて、なぬかへしがら、かぎりなく、いのちありしは、このしまにこそ、ありけらし。「みよしぬに、ありしくましね、あまつめの、きたりかよひて、そのゝちは、せめかゝふりて、ひれころも、きてとひにきといふ、これもまた、これのしまねの、ひとにこそ、ありきといふなれ、いつくさの、たからのくもは、たいひさの、ちくさのみての、ひとのよを、よろづよのふる、ひとくさを、ことにかざりて、よろづよに、きみをいはへり、いそのべの、みどりのまつは、もゝくさの、かつらにことに、ふぢのはな、さきさかえり、よろづよに、きみをいはへり、うぐひすは、えだにあそびて、とびまひてさえづりうたひ、よろづよに、きみをいはへり、さはつるは、いのちをながみ、はまにでゝ、よろこびまひて、みつしほの、たゆるときなく、よろづよに、きみをいはへり、くすはうの、ちからをひろみ、たいひさの、まもりをあつみ、よろづよに、おほみよなせば、やさとなす、きにけしひろふ、あめひとは、たむたきて、ひろはずなりぬ、やほさとなす、いはがねを、ひれころも、すそたれとほし、はらふひと、はらはずなりぬ、おほきみの、まもりのゝりの、くすりを、さゝげもち、きさもさぶらふ、かくのこと、いはへることは、こと〳〵に、つたなけれども、ものごとに、かずにあらねど、たびゝとに、やどかすかなる、やましなの、ほとけひしりの、たてまつりたまふなり、おほみよを、よろづよいのり、ほとけにも、まをしまつれる、ことのはは、このくにの、もとつことばに、おひよりて、からくにの、ことばをからず、かきしるす、はかせやとはす、このくにの、いひつたふらく、ひのもとの、やまとのくには、ことだまの、さきはふくにとぞ、ふることに、ながれきたれる、かむことに、つたへきたれる、つたへくる、ことのまに〳〵、もとつよの、ことたづぬれば、うたごとに、よみかへして、かむごとに、もちひきたれり、きみごとに、もちひきたれり、もとつよに、よりしたかひて、ほとけにも、かみにも

まをし、あげのべて、のみしまことは、ねもごろと、きこしめしてん、みどりごの、ことわざごとに、をりはしの、もとすゑしらに、みだれいとの、みだれてあれど、こゝのへの、みかきのもとに、とこよかり、ひきゐつらねて、さをしかの、ひざをりかはし、さもらひ、きこえぞまをす、いかにきこえむ、あせながし、かしこみおそる、いかにきこえむ。

こは九百年あまりなり。古今集なる凡河内躬恒がうた、ちはやふる、かみな月とや、けさよりは、くもりもあへず、うちしぐれ、もみぢとゝもに、ふるさとの、よしのゝやまの、山あらしも、さむくひごとに、なりぬれば、玉の緒とけて、こきちらし、あられみだれて、しもこほり、いやかたまれる、にはのおもに、むら〳〵みゆる、ふゆくさの、うへにふりしく、しらゆきの、つもり〳〵て、あらたまの、としをあまたも、過しつるかな。こは八百年あまりなり。新古今なる崇徳院の御歌、しきしまや、やまとのうたの、つたはりを、きけばはるかに、ひさかたの、あまつかみよに、はじまりて、みそもじあまり、ひともじは、いづものみやの、やくもより、おこりけりとぞ、しるすなる、それよりのちは、もゝくさの、ことのはしげく、ちり〳〵に、風につけつゝ、きこゆれど、ちかきためしに、ほり河の、ながれをくみて、さゞなみの、よりくる人に、あつらへて、つたなきことは、はまちどり、跡をすゑまで、とゞめしと、思ひながらも、津の國の、難波の浦の、何となく、ふねのさすがに、この事を、忍びしなごりにて、よのひときゝは、はづかしの、もりもやせむと、おもへども、心にもあらず、かきつらねつる。こは六百年あまりのむかしなり。かく代々にしたがひて、すがたのかはりに〳〵たるを、寶暦の頃より、また詞をば八九百年の延喜のみさかりにとり、こゝろをば千年二千年のいにしへにたちかへり、武夫ぶりのこは〴〵しきにもすぎず、をみなぶりのよは〳〵しきにもながれずして、まことに歌の中すみをえられたるは、みづとりのかもの翁なりけり。

○萬葉集長歌格

惣論

一長歌格調の事は、ことさらに人の定めしものにはあらざれども、おのづから七種にわかれたり。まづ試にいはゞ、輕起穩結、輕起巧結、重起穩結、重起巧結、序起穩結、序起巧結、承初結末とやわかつべからむ。

一輕起とは、家持の　我宿に、花ぞ咲たる、そをみれば、心もゆかず。重起とは、人麻呂の　玉だすき、うねびのやまの、かし原の、日知の御代ゆ。序起とは、赤人の　御食向、淡路の島に、たゞむかふ、みぬめの浦の、おきべには、深海松とり、浦まには、なのりぞかる、深海松の、みまくほしけど、なのりその、おのがなをしみ。穩結とは、赤人の駿河なる、ふじのたかねは、みれてあかぬかも。巧結とは、作者不知の床しきて、わがまつ君を、犬なほえこそ。承初結末とは、作者不知の　久方の、天の河原に、かみつせに、玉橋わたし云々、とよみいでゝ、末句に、やまず來ませと、玉橋わたすとあるたぐひなり。集中の長歌二百六十首にもあまりぬれど、およそ此さだめにもるゝことなし。かれのこらず精察して、おのが說の虛ならざることをしめさむとす。

一かく格調のこと、おのづから定りあればとて、只あながちに、是になづみて、たとへば初を輕をいひおこせば、かならず末も穩にむすぶべし。又初をおもくいひおこせば、かならず末を巧にむすぶべしといふにはあらず。こはそのよみ出る長歌の語勢によりて、變化自由なるべし。試にいはゞ、初をばかろ〴〵といひおこすよりも、とかくおも〴〵しくいふべきことの果をつよくはり、輕率ならざるやうによみ出し、みなからには例の聯對もて反覆し、末をばまた初をうけてむすびとなるなど、格調の眼目なるべし。たゞあながちに、末のむすびの處にて、ゆくりなく巧なる一ふしをあなぐり出し、人のめおどろかさむとする時は、姿いやしく調くだけて、こは短歌をのべてよめるといふものにして、長歌の本意にあらず。集中あまたのうたを見わたすに、序におこりたる巧にむすべる、初をうけて末をむすべる、い

ろ〳〵さま〴〵なれど、起句を重くたゞ嚴重にいひおこして、中らをば對句もてあやなし、末をは事のつきはてたるまゝに、穩にむすびとめたると、又初をばかろらにうたひ出して、末を穩によせたるとの二の體にて、是長歌普通の定格なり。さるをちかきころ、錦織翁の隅田川の歌に、夕虹の、たつかとはかり久方の雲ゐにたかくかゝる長橋。などやうにとぢめられたるは、かの坂上の、郎女の尼理願をいためる歌に、わがなくなみだ、有馬山、雲ゐたなびき、雨にふりきや。又人麻呂の妻に別るゝ時のうたに、妹が門みん、なびけこのやま、とよめりし格によられたれども、猶翁の吉野の宮の跡の歌に、大宮のその跡所みればかなしも、木曾の山の歌に、いはまくも、ゆゝしきかもよ、木曾の高ねは、とむすばれたる歌の姿、おのづから格調たかくして貴きやうなり。

一おほよそ長歌の句法は、五七五七とつゞくるを作例とす。さるをやゝもすれは、七五七五と聞ゆるやうになりゆくものなり。集中にも、七五七五ときゝなさるゝやうなる歌も、をり〳〵はあれど、句法は五七五七にて、決して七五七五とつけたるにあらず。かの貧窮問答に、あれをおきて、ひとはあらじと、ほこらへど、さむくしあれば。とある人は、あらじとゝいへる七言の句は、ようせずば上の句のごとくきこえて、次のほこらへとゝある五言の句は、下の句のごとくきこゆれど、その次の句に、さむくしあれば、といふ七言の下の句をつきたれば、かのほこらへどゝいへる五言、則上の句なることとけちえんなり。かうやうの句勢、いと〳〵微妙なる趣ありて、容易にわきまへがたきものなり。菅根集なる縣居のをしへ子の歌にも、七五七五となりたる長歌おほし。そのうちのひとつをあげていはゞ、信綱春の歌に、かつ〳〵も、老の心をやしなはん、軒端の山の松風は、千年をつぐる聲もあり。などいへるたぐひにて、この軒端の山のといへる句の七言、則上の句となりて、松風はといふ五言、やがて下の句となれるなり。縣門の人々の歌にすら、かゝる本意をうしなへるありて、一首の上半は五七、半は七五ときこ

ゆるなり。すでに古今集なる長歌も、七五となりていやしきなどいへども、元來句格はなほ五七なれど、つゞけがらのつたなくいやしげなるより、おのづから七五ときゝなさるゝなり。かれ七五と聞えもゆかんとおもふときは、はや〳〵句勢に心をもちひ、五七とゝりなほすべし。是長歌の要なり。

一まで五七五七とつゞくるを例とはすれど、たま〳〵は變格ありて、かの藤原の役民の歌に、鴨じもの、水にうきゐて、わがつくる、日の御門に、しらぬ國より、巨勢路より、我國は、常世にならむ、といへるなどあり。こはおのれ初のほどは、句のおちたるにやとおもへりしを、竹取翁の歌をはじめ、ふるくよりの古事記、日本紀の長歌にも、この姿あれば、是はひとへの體にて、上手ならぬ口つきなり。ほむべき句調にあらず。歌は調をこそむねとするものなれ。から句のきれ〴〵になりては、しらべ優ならず。かゝる調にならひてよむべき事にあらず。

一五言七言とつゞけたゝるなかにも、たま〳〵は四言なるもあり。そは地の名か、ひとのなか、器の名のたぐひにて、四言六言にいはでかなはざることのみをいへり。されど又、詞のうちにも、四六のつゞけあれど、そは五言七言にいひえざるにて、作者の拙にして、いはるべきことをば、かならず定格の五言七言にいふべきなり。さるをやゝもすれば、わざと耳遠き詞をさぐり出し、こは〴〵しき歌をいひいで、おどろかさむとすれど、そはいまだ長歌の眞意をしらざればなるべし。

筱舍漫筆　卷之二

○藻鹽草斥非

こは谷鶯老人とて、垂加がいへるよしなし言を、まことゝおもひ、顏の皮あつくもゝのせる藻鹽草てふひが事かける書なる。わきていたくひがめる條々をつみいだし、世の垂加流神道者てふものゝ醉さまさんと、鈴の屋の大人のみひらかれたる筋をむねとなし、かくあげつらへるなり。上宮太子舊事記、安万呂古事記、此二書全ク皇統一脉ノ實錄ト稱シ難シ。其謂レハ二記共ニ君臣ヲ雜ヘ記サレタリ云々。まづ舊事記の僞書なることをもしらで、ことごとしく爰に出したるは、ふかくも學ばぬ人とみえたり。さておふけなくも、古事記をさして、皇統一脉の實錄と稱しがたくなど、よくもよくもいひ出せしものかな。かのいはゆる目くらの蛇におぢざる譬にて、論ふにもおよばぬほどの手にたるものともおぼえねど、よの人々の耶蘇宗門におちいりたらむもさすがにて、あかしさとすべし。先此人等のうへもなきものとて、尊みあがむる日本書紀こそ、皇統一脉の實錄とはいひがたけれ。いにしへになき事をも、强ごとしかきたまへる條々すくなからず。こは鈴屋大人の論ひくはしければ、こゝにはいはず。しかはあれど、其一二をいはむ。弟猾大設牛酒云々、命神龜云々、天皇斧鉞云々、などまだまだ漢意もてかきたまへるにて、わがいにしへにたえてなき空言なり。かゝる純粹ならざる書をば、うへもなきものとおもひ、却て古事記の正しきをば、實錄ならざるなど、かゝるはかなきこゝろにて、いにしへに目つくること、をことやいはむ、おそとやいはむ、唇にかけいはんもえうなけれど、あまりつらきがまゝに、書紀の事をさへひき出しいへるなり。君臣をまじへしるすの、まじへしるさゞるのと、かゝることにかゝづらひたる古人の心かは、是皆漢意のこちたき理窟てふものにて、皇國のむかしべたどらんものは、此病をよくは

らひしぞけて、やすらかにありのまゝなるかざりのなき心になりてこそ、書籍の註解などはつくるべきことになん。

所謂國之所ニ以立一、則帝王之任也。故爲ニ帝王之元祖一トス。是開卷第一ノ大事ニシテ、國號ヲ以テ題號ト爲給ヘル微意モ亦茲ニ在リ云々。國號もて書の名とたま(し脫カ)へる事、いたく親王のみあやまちにて、この事につき、世の學者たちこちたきまで論說ありて、微意も顯意もある事ならず。わらふべし。

文章モ亦太古ノ靈文ニシテ、自然ノ樣ヲ存セリ。故ニ和語繁多ナル、皆自然ノ語ニシテ、嬰兒ノ辭ニ異ナラズト雖、古語大道ニシテ、心神聖ニ通ズト、古キ書ニモ見エ侍ル云々。此條いたくたがへり。書紀は人のよとなり、元正天皇の御時にこそいできにたれ。太古の靈文とはいひがたし。古き書にもみえたりとあれば、いづくのえせものが、かゝるおろかなることといひいだしけん。是をまことゝおもひたるおろかさよ。また嬰兒の辭とはいかにぞや。かゝる言靈の幸はふ國にうまれ來て、いともなめげとやいはまし。

上古ノ事、元國字ニテ記シヲ、側ニ漢字ノ義ヲモ曉シ、字義ヲ以和訓ノ助ケト爲タルガ、後ニ漢字カ本ニナホリ、國字ハ終ニ失ス云々。

此人、書紀えらばれしは、親王なる事よくしりながら、こゝには書紀はむかしよりありしものにて、親王是が傍訓をかきたまへるやうにかきなしたるは、首尾とゝのはぬうきたるかきざまにて、いかにも文かくことは、いまだしらざる人なるべし。又國字は終に失ぬとはいかに、今もてかなはありつるものを。

眞名トハ此國ノ眞トノ名也。アメツチ、メヲ、ヒツギノ類是也。假名トハ異國ノ音ヲ假テ唱フルヲ云。天地、陰陽、日月ノ類是也。又眞名書トハ、此國ノ眞ノ字ニテ書シヲ云。是ハ今絕テ傳ハラズ云々。字てふものは、應神天皇の御時にこそわたりつれ。それよりまへにはたえてなき、ことはいはずともしれたることなり。此國の眞の字、古にありて今は絕て傳はらずとは、あまり〳〵はかなきことなれば、筆と

るも無益なり。假名とは異國の音をかりて唱ふるをいふとはよけれども、天地、陰陽、日月の類是なりとはいかに。こはみな字の理（ウツシ）にて、阿女津知こそかり字なれ、さて眞名とは、字の眞てふものにてかきしをいひ、假字とは字の省をもて書（カキ）しをいふとおもへ。みなともにからの字をかりて、このくにの詞をしるすなれば、ふたつともにかりなにて、名は字の借字、いにしへ字をなといへることは、鈴屋大人もいはれき。さて此書紀てふ書は、此人のこゝろにては、いにしへよりかなかきの書ありて、夫に親王漢字もて傍訓つけたまへるやうにおもへれど、そは大なるひが事にて、この書紀は、舍人親王の古傳のまゝを、漢字になほしかきたまへるにて、またおのれと私の心もてかきたまへるにはあらざれども、例の漢意しきりなれば、文章のかざりすぎ、はてはえもなき事さへしるされたるなり。よりて古事記の正しきにはゝるかおとれりと、大人もいはれき。またたはらのかなは、はるか後の朝廷にて、書紀講釋せさせられし時、博士たちにおほせてつけさせたまへるものにて、是もいにしへのかなにはあらず。まことそのときいまだかな正しければ、いまもはらと據とはなりぬ。古事記のたふとき事は、古事記傳卷の一につばらにあかしかゝれたれば、こゝにはいはず。この藻鹽草つみつゝみれば、みな假もなくてかれはてたるくたれもの、めではやすくさはひなければ、あまのたく火のけぶりともなして、やきはらひなば、よの人の惑もさめぬべければ、まづいさゝかこゝにかきあつむるになん。こゝに出せるは、開卷第一とおもひてかきしひかごとのみにて、本文にかゝりて、いにしへの事ときたることを、のこらずのせば、いはゆる汗牛充棟にもなるべければ、只其要をぬき出せるなり。この論につけ、いなとおもふひとたちもあらば、わがまへにきたり正しき說をうけ、あしき宗門をいで、五十鈴川の淸き瀨に、うけえし罪をはらひなば、眞實（マコト）のやまとだましひにもなりなんと、いさゝかこゝにあげつらへるも、鈴屋の大人のみたま、いさゝかなぐさめむとてのしわざなり。かゝるまがまがしき書どもの、よにみちひろごる事、かへすがへすうれはしきことなり。からくにの始皇帝とかいへる人のすさみせまほしきこゝちさへぞ

する。

○學　文

いま世に傳はる書、濱の眞砂の數おほかれども、その中に眞に正しき皇國(ミクニ)風(ブリ)の書といふは、いともすくなし。そも〳〵我皇國(ミクニ)は、言靈(コトダマ)の幸(サキ)はふ國とて、もと言葉ばかりの國にして、字てふものは、はるか後、應神の御世に、百濟より王仁といふ人、論語と千字文と二部もち來りて奉りしより、字てふもの共いできにけり。しかればいにしへはことばばかりなれば、其詞もて書たらんこそ眞の書ならめ。字なければ記しがたければ、かりに日じるしまでに、西土の字もてわが詞を記したる書といふは、只古事記、風土記、祝詞、宣命の類にて、其餘はみな西土の文の體にてかきたるものなり。しかれども日本紀、古語拾遺、字鏡、和名鈔の類は、體は漢文なれども、つくる假名正しければ、これらの文は、借字の書にすべきものなり。日本紀は眞に漢文體にて、古事記とは異なれども、餘程おもしろきところありて、今時の如き漢文とはおほきにことなり。たとへば靑雲之白肩津、栲衾新羅國の如き、漢文中にも冠辭等かきいれらるゝ事、大に皇國風あり。此書紀の假名は、遙に後一條院の御時つけたるとぞ。世は下れどもいまだ假名は正し。又拾遺は、本文は漢文にて、ことに餘ほど功者に書たるものなり。しかれども其註に、古言も多し。字鏡はもと和名の爲に著し、和名鈔はもとより和名のためなれば、この四の書は、古事記、風土記、祝詞、宣命の四の文につぎて言葉の文なり。其外はみな眞漢文にして、しかもかなもわろく、只事實をしるのみの書なり。いともむかし推古の御代、蘇我の一亂に、天皇の國記などは、みなやけうせしぞかし。まことにをしむべき事にこそ。漸くのこりたる文どもの古事記、風土記の、いまのよにつたはる事こそ、眞にたふとむべきことなれ。もしそのときにやけなましかば、いかにいにしへをたどるとも、よるべき書はなからまし。さて六史四典こそ徴すべき書ならめ。六史は、上鴻荒より起りて光孝天皇までの治亂興廢、君臣の得失、天變地妖を記したるものにて、この御時よりは、上より命ぜら

れ撰たる書はなし。しかれども信西が本朝世記あれば、宇多の御一世はしりぬべし。醍醐より後鳥羽の天皇建久二年までは、扶桑略紀といふ書、誰が著述とはしらねども、物に引く正しき史ありき。定めて鎌倉の代の作にこそあるらめど、餘程の力ある人ならめ。光孝より以下を證とすべきは略紀なり。略紀より以下（への脱カ）當代にいたるまでの正しき文とて、もてはやすはたえてなし。しかはあれども西山公の日本史、龜山侯史徴などは、家々の舊記を集められたる物なれば、後々證ともすべきものなり。菅公類聚國史は、六史を其まゝに抜書し、部類を分ち、見安からんためにせられたり。眞に天下にまれなる文とぞ。二百卷の數いまは八十卷の餘になりたるは、數百年兵火にてやう／＼のこりしなるべし。律令格式の四のおきて文こそ、眞に天下の大綱にて第一なる文なり。しかれども律格は、眞にまれにて、いまみがたし。只令と式とは、皆人の見知ごとく、殘缺もなく其まゝのこりたり。この四典はみるべきものにこそ。また姓氏錄、靈異記等は、みな古書なり。ふるきふみの正しきものは、いま天下にまれなれば、見まくほりする人あらば、渉獵することは易かるべきに、只をしむらくは學問する人のなきことを、學問といへばみな漢學のやうにおぼえたれど、わが皇國にうまれて、わがいにしへのことをしらず、たゞに他の國の事をのみ心がくるは、大なるひがことなり。さてわがくにのことをしらんと欲しても、漢學せざれば和書もよめず、和學もいできざれば、漢學はつとめてすべきなり。

和學者の漢學しらざるは、またせまくして危し。漢學者の倭學なきは、狹く危きは勿論、わが系圖をしらで、隣家の系圖をばそらんずるが如し。おほきにひがごとなり。國學をせむとおもはゞ、歌や文などは捨置べし。歌よみ文かきにならんとおもはゞ、國學はまたならず、兩方かねたるものは、みづとりのかものおきなゝり。鈴屋の大人は國學に長じ、春海は歌に長ず。しかしまた學もなきにしもあらず。千蔭は只の歌人にて、學一向になし。いまの濱臣は、國學はよけれども、歌はわろし。兩方はむつかしきものなり。

いまよのなかに、歌にもふたつのわかちあり。京都二條冷泉どのなど、定家卿のあまやれるをまことゝおもひ、歌をもて天下にほこられたるを、近世難波の圓珠庵、異端の道をもちながら、わが古學をおこし、海内をして翕然風にむかはしむ。それより荷田父子、縣居の大人、兩翁と聯々統をうけつぎて、古學漸開けし事、わづか享保の前後なり。豪傑は享保のあたりにあり。漢學者、書家、畫家、其外の遊藝まで、殊に盛なる事なりとぞ。漢學をするものは、先字をしらずんばあるべからず。和學をするものは、先古言をよくしらずんばあたはず。古言をよくしりて、ふることをしらべざれば、只事實をのみしらぶる事になりゆき、却て詞にかまはざるなり。先最初に漢學をいたし、夫より古言をおぼえ、國學をしたらんは誠によかるべし。その古言といふも國學の中にあり。

歌のはじまりは、二神阿那邇夜志愛袁登古袁、御心のおもひをうたひいだされたるにて、皆人いふめれど、文のはじまれることしることとなし。これは舒明の御時、出雲の國造が神壽の詞を奉りたるこそ、文書たるはじめならめ。よりてその文の言葉、いとも古めかしく正しくていふこともなし。只和學といへば、ひとくゝりなるやうにおもはるれど、其中に種々の分をつけざれば、なか〳〵學びがたし。まづ古き言葉にこゝろをつけ、清濁、反切、轉約略のことをよくおぼえ、古事記、書紀、その外の詞に通じまなぶことと、是ひとすぢなり。又御々世々の治亂興廢、君臣の得失などに心をつけ學ぶあり。又律令格式、其外家々の記錄、有職の書に通じ、堂上の公事は勿論、夫々の法度、おきて等をしらぶるあり。一樣に夫を學ばむとおもふとも、かへつて只うはむきをのぞきそむるばかりにて、學び得ることとなし。それゆゑにたゞよく心を一にして、目當をつくべきなり。わがめあてといふは、歴代治亂得失、嘉言善行なり。夫昔のふるきふみをみるも、是何の爲ぞや。只物識にて萬事くらからずともやくなきことなり。我おほみくにには、いにしへより教戒とする書なければ、只歴代の人の善行をふみ學びおこなひたらんこそやくあらめ。つとめてやうなきものしり人になることとなかれ。

歌人とならんとおもはゞ、たゞいにしへばかりに目をつけたらむより、中古よりまたしもつよの集杯もよみて、とかくにてびろくして、また物語、草紙、日記、紀行、其外の書物、歌に便なるものはよくあきらむべし。縣翁のいにしへをこのまれたるは、萬葉を解とて、我心よりもいにしへになるやうに心がけられたれば、ひとにすゝめらるゝも、とかくに歌は萬葉、古今の上つよのふみをみ、しもつよのうたなどは、はじめよりみぬかたよしなどいはれけれども、それを只一隨にとり守りたらんは、花もなく曲もなきたゞこと歌になりゆき、おもしろからずなむ。こゝろは萬葉にて、しらべは古今といはれたれば、そこをば本にしてよろづにわたるべし。

うたはわがこゝろをうたひ出すものなれば、わがおもふまゝをいひいだすべし。

虚をいはば、どのやうなるおもしろきこともいで來ぬべけれども、まごゝろにておもしろきこそまことゝにおもしろきともいふべくや。歌書は先萬葉、新撰萬葉、二十一代集、歌仙家集、古今六帖、寛平天徳歌合、堀河百首、朗詠集、其外夫木、散木、家々の集、さても見盡し、また伊勢物語、源氏物語、土佐日記、蜻蛉日記、枕草紙などみるべきものとぞ。とかくせまきはわろし。つとめて博識たるべし。

和學はまへにもいへる如く三品あり。まづ古言の學、歴史の學、制度の學是なり。この三ツのうちにも、歴史の學こそわきておもしろからめ。只におもしろきのみならず、脩身齊家の益にもなることおほし。あまり上つよは簡にしてことなければ、延喜よりこのかた、保元平治より元弘のすゑまでは、わきておもしろし。つとめてまなぶべきは歴史の學なり。

和學するものゝ弊は、いま武家にうまれ來て、武は俗なりとして、あながちに只にふるきをまなぶがゆゑに、心は堂上方のこゝろになりて、武具なども俗になり、武家禮式よりは四典の定めにてすましたがることをかしけれ。身は武士なれば、武家の古實をこそ第一にまなぶべけれ。つとめて武心をおこたることなかれ。

いかほどいにしへの制度をしるとも、それを今時におしつけ行はむとはすることなかれ。たゞしるのみにてとかく今時は今時の法度あれば、それにてをさまるなり。たとへば周禮よりは延喜式、延喜式よりは貞永式目、貞永式目よりは武家諸法度、武家諸法度よりは、またいまどきの公儀の御定等こそ、手ばやき事にてあれ。ゆゑにおこなはんとおもひては、只今近世の御法をこゝろがくべし。とにかくにいにしへになづみて無用になることなかれ。

○根元考

凡天地の間の根元といふものは、男女の陰なり。そはいかにといふに、此大八島國はいふもさらなり。八百萬の神たちを初め、海川草木世の中にありとあらゆるもの、すべて伊邪那岐、伊邪那美の二神の生たまはぬはなし。しかれば其あれ出し處は、いかにといふに、みな伊邪那美ノ命の御陰なり。あるひは御吐、または御涙、そのほかいろ〱の處よりあれましゝことあれど、むねとすると處は久美度におこして御合まし、此大日本をうみたまひし御陰なり。其又元といふは伊邪那岐ノ命の御陰なりしかればこの根本の名義をばしらでかなはざるなり。いで其證をいはむ古事記神代記に、於是問其妹伊邪那美命曰汝身者如何成。答曰。吾身者成成不成合處一處在。爾伊邪那岐命詔。我身者成成而成餘處一處在。故以此吾身成餘處。刺塞汝身不成合處而爲生成國土奈何。云々とある是男女の陰のことの物に見えたるはじめなり。然れども爰は徒、其物の形容もて詔はしゝものにて眞の名にあらず。又書紀神代紀に雌元之處、また陰元陽元などあれど、こはすべて理をもていへるにて定りたる名にあらず。さて古事記、神代紀に、伊邪那美ノ命の迦具土神を生たまふ處に、美蕃登（此三字以音）見炙而病臥在と出たるぞ、眞の名の初なりける。又同書に、天衣織女が斑馬に驚てうせし處に、於梭衝陰上而死（訓陰上云富登）と出て、女陰を富登といふことの明證なり。○編者云、以下其の筋の注意に因り削除す。

○猿樂考

猿樂のこと、あるひは散樂、または神樂の示を省き、申となりたるなりなど、昔よりいへども、さにあらず。猿といふものは、元來人のまねをするものなるにより、酒宴の興に乘じ、種々の滑稽をして、人をわらはすることを猿樂といふ。今の仁和加といふものなり。婦人の姿となり、老少さま〴〵の形をなし、物まねするなれば、猿の物まねにたとへたり。いで其證をいはむ。宇津保物語藏開に、いかなる猿がうをして笑ひたらまし云々。源氏乙女に、さるがうがましくわびしげに人わろげになる云々。枕草紙に、花やぎたるさるがうなどし云々。愚管抄五に、康頼などいふさるがうくるひものなど、にぎ〳〵とめしつかひて云々。明衡往來に、又有散樂之態、假成夫婦之體など出たるをおもふに、もとはさるがくしてといふを、音便にてさるがうといへるなり。くをうにうつすは、近くを近う、早くを早うなどいくらもあり。わろくすると、此さるがうといふ詞を、用語のやうにおもふ人もあるべけれど、さにあらず。其故はさるがうをして、さるがうなどしなどあるをおもへ。用語ならば、さるがひて、さるがうさまなどとあるべし。いまも仁和加してといふと同じ。仁和加る、仁和〳〵などはいはぬなり。しかればさるがくといふが本語にて、それをさるがうと音便にせしものなり。またよき證あり。東鑑卅五に、薄暮舞女兩三輩參入。翻廻雪之袖、人々及猿樂、鷄鳴以後還御云々。又卅六に、舞女施妙曲、朝廣光、行方、基隆等答辨猿樂云々。とあるにて明なり。此趣を考るに、まづ初に舞女など手をつくしまひかなでたるあとにて、座にありあふ人々たち、種々の物まね滑稽して、深更におよびしさまなり。答辨猿樂とあるをおもふに、口をたゝき謂あひて、興を催す趣なり。今の狂言とは異にして、時にとりて思ひつきし一興なるべし。またいまの仁和加といふものゝ一種、格のきまりし物となりたれば、猶狂言に類するものなり。狂言も昔は時にとりて興ずることとなりしを、いまはきはまりし態となりしごとく、仁和加もきまりなり。さればさるがくといふものは、いまの通り仁和加物まねといふにあたるとおもへ。

〔頭書〕禮記十九云、嘉永元年八月ばかり。

禮記十九今夫新樂。進俯退附。姦聲以濫。溺而不止。及㆓優侏儒獶㆒雜子女㆒。不㆑知㆓父子㆒。樂終不㆑可㆓以語㆒。不㆑可㆓以道㆒㆑古。此新樂ノ發也。鄭箋云。獶獼猴也。言舞者如㆓獼猴戲㆒也。亂㆓男女之尊卑㆒。

〇刀劍夜話

おのれわかゝりしほどは、古刀にあらざればかなはぬやうにおもひ、たゞうち見たるさま、綺麗にして細長く、燒ばはなやかに、にえにほひ優美に、芥子ばかりの疵もなく、よくそり、二尺二寸ばかりにて、かさねなどもあまりあつからず、なねと恰好第一にやさしきものをこのみしを、老ゆくまゝに、かへりてこゝちかはり、いまはたゞ手丈夫にて、かさねあつく、三寸より四寸までにして、あまりそらず、たとひ疵はありとも、さはりとならざればいまず。にえにほひやきばなどあながちに論ぜず。また古刀にかぎらず、新刀にかたよらず、たゞをれずまがらずして、きるゝを尊び、おもきをもいとはざるやうになりぬ。こは常にまじはる人の論より、かくおもひおこしぬめり。

右の一條は、刀劍の總論にして、このつぎにはこまかなる味ひをいふべし。すべておのがおもひよりし論にもあらず、友人のつねに物語るをかきしるすなり。さて製作に、鍛と錬とのふたつありて、鍛はかたからざれどもやすからずとか。人の身にとりても、鍛は外上に發する働きなり。錬は心の内の分別なり。たゞ動く處のわざいかほどありとも、心中の才覺乏しき時はかろくして重からず。

疵にもいろ／＼あり。うちみてたれも／＼とがめ難ずるとも、元來をれざる疵なれば、たとひ刄一面に數々ありとも憂ふべきにあらず。またわづかなる一點にして、人の目にもかゝらざるほどの疵なりとも、それより二つにをるゝあり。人の身にして、あるは大酒、あるは驕奢、あるは人をそしり、あるは放蕩なるなどは、かの一面の疵なり。おもてをば穩にして、内に私欲佞姦をつゝみたる、これふたつとなきおそろしき疵なるべし。一面の疵はとぎへらしてもうせぬれど、をるゝ疵はいかにともすべからず。

よくきるゝ刄はまた疵あり。いかにとなれば、くろがねをもきりわりぬるほどの鍛錬なれば、かねの性はしか(マヽ)ゆくしてするどく鈍ならざれば、おのづからわれめいづるなり。そのわれめの出るほどにあらざれば、裁斷の切にぶし。人もやくにたつものはとかく疵あり。因てをれだにせねば、そのきづをばすてゝ、一刀に三胴をもきるべし。

たゞ恰好よくうつくしく、きたなき疵のなく、十人ずきする刄なりとも、はにぶくしては物のやうにたゝず。うはむきのうつくしさに迷ひて、第一の用まへをかくことなかれ。よのなかにはかゝる人おほし。

長きものゝ利は、たゞ敵におよぼすといふのみにあらず。きりはなつに其功あり。打かけて手前にひくの勢ひにて、かたきものもかたからず。たゞ打かけてま直にきりつくるばかりにては、刀の勢ひ十分ならず。ためしものを見てもしるべしとなり。

いにしへは太刀を吾身の傍はなさず。いま芝居にするごとくなれど、近頃にては身とほくおき、脇差ばかりにて人と應對するやうになりゆきたれば、いまにては脇差の寸尺も短かきをばいむべし。事あるとき大に損あるべし。刀劍につきての心得、たゞむねと軍陣の事のみになづむべからず。今日の用第一なり。古人の說に、刀は片手にて百遍もふりまはし、手のつかれざるといふあたりの物を第一とす。その長短輕重は、その人の力量によるべしとあれど、こはもはら軍陣の覺悟なり。いづれか百遍もふりまはして、手のたゆまざるは、長くしておもきものをばいむかたちなり。また治世平生の論にていへば、さりがたき事となり、ぬきはなすにいたる時は、瞬息の間の業なれば、強て輕重を論ぜざるべし。かゝることも、みな人々の覺悟あるべし。とにかくにわが論もていへば、たとひ戰場たりとも、終日たゞ刀刄を振舞すのみの事にてもあるべからざれば、細くして短きものをば、いかにもいむべきなり。をれずまがらずしてきるゝといふ一言盡ㇾ之。刀劍の肝要外に論なし。しかるをこの三ヶ條、いづれをかすつべ

きといへば、まづまがりてもよし。又きれずともよし。たゞをれてはかなはぬなり。まがらばふみのすべし。きれぬといふとも、庖丁にてもひとをばきりころすなり。おそろしきは刀刃段々壞の一句なるべし。さてこの三ヶ條を、人にたとへば、曲るとは心の邪曲、きれずとは才にぶく、をるゝとは臆病なり。ものゝふたらむものゝ要處は、勇氣より外にやはある。〔割註〕たゞこのたとひの內、人にしてはまがるともよしとはいへず。」また最上の論をいふときは、一面の疵はさらなり、かのいむべきなく、綺麗にしてにゑにほひより、やきばも見事に申むねなくして、たんとれむ（鍛錬）との功をつみ、刄するどくし、萬事備りたる刀劍こそ、この上もなしといふべし。かゝるものはいはゆる英邁俊傑といふ位にして、又ありがたきなるべし。

大小を仕立拵ふるにつき心得あり。まづ七分三のかねとおもふべし。たとへば百兩の金にて、刄および拵をせむとせば、七十兩にて刄をもとめ、三十兩にてうは道具を拵ゆべし。世の中には、たま〱七分三ならで、八分二分の位もて、たとへば十兩の金にて、貳兩の刄、八兩のこしらひする人もあり。人にしては、內には物なく、外にたゞ人あひよく、多辯にして取かざれるたぐひともいふべしや。

刄は實にして、拵は花なり。花もまたなくんばあるべからず。たゞに刄よしとて、拵をことさらに麁末にするも、却ておもしろからず。おごらずとも分限相應にはすべし。內心才能ありとて、人にも付あはず、へんくつ仁といはるゝたぐひなるべし。刄にてにほひは花なり。にゑは實なり。そりは花にして、直なるは實なり。またやきばゝ亂れば花なり。すぐ刄は實なるべし。とにかくにはなれざるは花實なり。この花實、拵に刄あることとなり。つぎにいふべし。

萬事むかしにかへること、世の中におほし。刀劍のこしらへなど、むかしにてはふちの腰高く、目貫なども大きくはなく、ごくひくゝしてさびたるさまなり。目貫はちひさくてかたし。當時又この風はやるなり。柄などもりうこにしてひく卷、鍔もすかしなくて、無地のゝきたひよきをこのむ。いまこの風を

まなべば、たゞ流行にながるゝやうにおもふ人あれど、さにあらず。むかし風なり。いまのよにして、いかにもにぎりふとく、切羽などもあつくとし、こし高きふちに、おほ目ぬき、赤銅金ふくりんのつばなどこのむ人もあれど、またりうこに心ひかるゝ。されど數々もたらむ人は、拵の一樣ならざるもよかるべし。かゝることは、元來うは向の文飾にして、實用にかゝらねば强ていはず。刀劍は元來かたきものなれば、そのかたきにかたき彫りもやうなどは、却て見處すくなし。宇治川の先陣、橋辨慶、太刀弓矢甲冑などやうのものよりも、優美なる秋草花鳥、やさしき調度など、あまりに金色ならぬかたこそあはれもふかゝるべし。

後藤の彫は、狩野の畫のごとく、その家にて動かざる法式あれば、尤尊ぶべし。されどおもしろみのふかきは、町彫の上手の、かゆきところに手のとゞきぬるやうなる處にあり。畫にたとへなば、洋畫のごとくなるべしといへり。

さめのこと心得あり。よきものかけむとせば、莫大の費あるべし。因てこゝにたとへあり。角力にていふべし。上の角力の入り口なる處より、本中のつめの方見處あるごとく、なまなかに拵へたるやうなる一のさめかけむよりは、却て二のよき處のかた、心きたなからずしてよろし。されど人々の分限なれば、幕の內とか、關取とかなどは格別なり。また二のきれをもはなれてぬりたらんは、却ておくゆかし。とにかくにさめにはおごるべからず。

大小の論、刄を第一とし、鍔を第二とす。このふたつは敵をきると、己を防ぐとのふたつなり。其餘のものはすべてかざりなり。其內に目釘をば要とすべきなり。

金作りといへるもの、むかしのはすべて滅金なり。いまは金をもさま〳〵にしなすなり。第一を無垢、第二をきせ、第三をやきつけ、滅金同物、またやき付にも、けしざしと、普通のやきなどのふたつあり。かくさま〳〵に高下あれば、分限に應じて製作すべし。

金無垢目貫も、薄くしてしらけたるものより、却て色畫のかたゆかし。かくいへばおごりなれど、同じ無垢をかくるならば、ちとあつくつゑこまぬものなるべし。金の位は燒金の上品ならずとも、中品にてよくいろを出したる方却てよし。是も分限次第なれば、燒金の手厚をかくるおぼえあらば結構なるべし。

ふち頭三品などの紋には、上品の金をもちひたし。また切羽はゞきなどは、中品にてよし。またやきつけは麁末なるきせのかたよしとても、たとへば切羽に三分位の金をきせて、薄葉のかみのごときよりは却てやきつけよし。きする位の心ならば、五分以上なるべし。鐔のかたはあまりあつきはわろし。壹匁四分位にてもよかるべし。しとゝめの金は下品を用ひ、上の處ばかり中品なるべし。是は其上の金を用ゆるなどは、すべておごりなり。かくいへば初より無垢を用ひぬがよしともいふべけれど、こはおのが分限の處にていへる論なればかくのごとし。

金目貫はよしといへども、紋が龍、獅子、虎、鶴の類などにかぎる。其外の草木、鳥獸、調度などは、とかく色畫ものゝかたよろし。

ふち頭など、大小ともに揃ひたるは、却見處薄し。よき道具といへば、かならずそろはぬかたにあり。因てあながちに物をそろへむとすることはいやし

目貫、ふち、つばなど取あはせて、あまりにその同類をあつめたるは、却てゆかしからず。縁のなきはなれものゝかたおもしろし。あるは□句とか、茶具とか、その同類うちそろひたるも又よけれど、そろはぬ方の見識にはおとりぬべし。

切羽はあくまで薄き方ゆかし。小刻なものゝ方品高し。鐔は萠茶ずりよし、磨きはすべてあしゝ。

鞘は蠟色、又はつやなし花か、ひらき、菊とぢ、みぢむ、靑貝、いち／＼などよろし。下品なるは近頃おもひつきて種々のものをぬりこむたぐひなり。一々にしるしがたし。その内にもよきもあり。

下緒は、柄の糸と同物なるべし。またとめ緒は、いかにも細きいとをよしとす。事あるときは引きれるやうなるべし。主君などの御前にて、ぬけては失敬なればとての用意なれば、常々はとめ緒かけぬかたよし。人ごみなどの用意にとおもふは、大なる不覺なり。

半太刀、または太刀作りなどいひて、本太刀の帯取を略したるもの、今流行なれど、たゞひとつの帯取を省きたるより、半太刀といへるも殘念なり。おなじくは帯取をつけ、一所によるやうにして、誠の太刀になしたきなり。たとへば無垢類の下着を、えり袖口をつゝみたるがごとし。

短刀もはみだしつばとてかくれど、古になきことなり。いさゝかなるはみだしかけたればとて、用の覺悟にもならず。是もおなじくは、太刀と對してつばなしにして、むかしの腰刀の作りよし。はみだしをかくるくらゐの事ならば、小尻をも丸くして、古風をやむるかたよろし。本太刀、本腰刀を略して、半太刀、はみだしつばとするか。熨斗目をきらるべき身にして、のしめまがひの小袖を着、長袴をきるべき身にして裾をながく引かず。やう/\四五寸もひくたぐひなり。いさゝかなる處を略して、本式を失ふも殘念なるべし。卸て常の大小ならば、ふくさ小袖續上下で申ぶんなし

武用第一にいふ時は、短刀はことにわろし。前にもいへるごとく、治世にしては座上脇差の用前第一なり。むかしの風にて、太刀を腰本にひきつけおく風にあらざれば、脇差もながきを尊ぶなり。その處をこして、短刀を用ふることとなれば、鍔の有無長短にかゝるべからず。

鍔のこと、無地にして文飾なきかた第一なり。すかしは事そある時に、われ損ずるなどはなけれど、手の肉透間にわりこみてあしゝとか、透したればとて、わるゝといふにあらず。かゝることはそこ/\求なり。たゞをれずまがらずしてきるゝものをだにさせば、不覺はあるまじきなり。

此書は、春來臥病日を消すによしなし。因て同好の論説、自己の僻案とりまじへ、おもひ出るまゝ記しぬ。人心はその面のごとしといへば、この論もてあながちにわが好みにひきいれんとするにあ

らず。見る人海恕をこふ。

天保十年三月ばかり

〔押紙〕此刀劍の御論、すべて間然すべきやうもなき中に、この一段はすぐれてめでたく承り侍りぬ。今世古へを慕ふ輩、今の脇差といふ物の、古へには聞へぬ物なりとて、匕首の如きものを好めども、座敷のうちにては何の用ともなき事、はやう考へ侍りしかば、かれこれ問試みたりしに、皆信す(ママ)けなる事のみ申侍りしを、此御說はまことにめでたうなん。是は古今變遷の風儀を知らずは、あながちに古へに迷へる事もある弊とおぼえ侍り。さる人に示さまほしき事也。

筱舍漫筆　巻之三

○正月七草

桐火桶に、正月七日七草をたゝくに、七づゝ七度、かやうなれば四十九たゝくなりと有職の人申けるとばかりなり。是もしひて問申ければ、かくまでの事はとてわらひつゝ語りたまふ〔割註〕是は俊成卿の問に、其後のこたへなり。」七草は七星也。四十九たゝくは、七曜、九曜、廿八宿、五星、合て四十九の星をまつるなり。

唐土の鳥と、日本の鳥と、わたらぬ先に、七草なづな、手につみいれて、亢觜斗張、げに〳〵きりげなきやうにて、物の大事は侍りけり。といよ〳〵あふがれて侍りしか。〔割註〕是は俊成卿のことばなり。」さて四十九の數は、いま〳〵しきやうなれど、かゝろ故實をきけばすが〳〵し。

○鐵炮具足

撮壌抄に、テツパウと云字は何ぞ、鐵炮と書なり。紙にて作るを紙炮と云也云々。又鎧などを一縮と云つゞきに、具足にかぎらず、衣類をば小袖一領といふべしとあり。この具足といふもの、いまの具足のやうなり。むかしの小具足のことゝはきこえず。鐵炮具足ともに、天正の頃よりの物とおもひしを、文安二年にいできし此書に出たれば、いとふるし。

○百人一首

百人一首は、古來定家卿の撰なりといふを、爲章が說をもて、景樹なども宇津宮賴綱が作とすれども、桐火桶、三五記などいふ卿の著書に、百人一首の歌二十首もいだして、歌の訓としたまへり。おもふに後世の則とすべしとて、秀歌をぬきいだされしに、宇都宮氏〔割註〕普通の歌人也。撰集には入たり。」

などものする書によらるべくもなし。宇都宮の手際にて決していでくべくもなし。全く古來の說のごとく卿の撰なるべし。

○里

妻の親の家を里といふことは、源氏などよりの事にあらず。萬葉に、人丸吾妹兒之里爾思有者とあり。

○菅神左遷

菅神の御左遷は、時平公の讒し給へるにより、御所よりふりはへて馳參らせ給ひ、御對顏の仰ありけるを、左右諸陣私にさばかり拒奉るべき理もなく、又拒奉ればとて、法皇いさゝかも逆鱗の御氣色なく、終日草座におはしましつるは、全く罪を謝し給ふ御心のあらはれたるにて、主と法皇に御疑のありけるなり〔割註〕もし眞實に天皇、時平公の讒を信させたまひて、菅神を謀反のやうにおぼしとらせ、さほどに御對顏を忌せたまふべきに非ず。御面辨給むも何事か有べき。」このゆゑに左遷の詔命下りなば、俄にも御參內御座べし。御父子の御なからひなれば、御對顏ありては、其御意聞入れさせ給はぬもいかゞなるべく、それ聞入れさせたまひて、左遷の御命止させたまふべきにあらねば、所詮宮中に入れ奉らぬにしかじの叡慮なりしなるべし。さてその叡慮を伺知りてぞ、諸陣嚴重警固して通ぜざりしなるべき〔割註〕詔命して警固せさせ給ひしにてもあるべし。長谷雄朝臣のつれなく待されしさまの、尋常ならぬをおもふべし。いかに讒者の所爲とて、私にさやうなるべくや。」法皇にも菅神左遷其罪にあらず。諫留べしの御心のみにて參內せさせ給はゞ、讒者の拒みをいかで甘じて受させたまはむ、さるを御庭の草座にて、つれ〴〵日をくらさせたまひ、すご〳〵と本院に還御ならせましゝは、御教訓の御爲ならず、全く御自の御意を謝させ給はむの御所爲なりし事明なりかし。〔割註〕情を尋ねて思ふに、法皇の御さまを見奉りては、長谷雄朝臣なども開陣して、御對顏をさせ奉らまほしかりつらめど、叡慮を畏てぞ拒まれけん。」抑此法皇の御意やいかならんと尋もてゆくに、同書（扶桑略記）に、延喜元年七月十日、宇佐の

御幣使に立せられける清貫朝臣の御復命奏せられけるをりの詞に、〔割註〕清貫朝臣、宇佐より大宰府に廻りて、菅神の御起居を伺れたりしをりのことなり。」（頭書）頼圀云、復命ノ文ハ、寛平御記ノ文ヲ扶桑略記ニ採レルナリ。」菅神の御物語とて、無レ所ニ自謀一、但不レ能レ免ニ善朝臣誘引一、又仁和寺御言數有レ奉ニ承和故事一耳。とあるこれなり。承和故事とは、仁明天皇の御時、皇太子廢立の御事なり、〔割註〕承和九年東宮帶刀伴健岑、橘逸勢など、天皇を廢させ奉りて、淳和上皇の生せ給へる恒貞親王に、天位を知食しめむと謀られける事、阿保親王の御手よりもれて、健岑、逸勢の兩卿は遠流となられたり その外愛發吉野卿、文屋秋津卿なども貶黜なりき。」此菅神の御言によれば、正しく法皇當今〔醍醐天皇〕を廢しまゐらせて、齊世親王を天位に即奉らむ計議のおはしましけむ事、明らかなりと言べし。されば菅神もとより心しりの清貫卿にあれば、こたび配流の身となりしを疑ひおもふもあるべけれど、實はかゝるゆゑありしと懺悔物語し給ひけるを、必ずさこそおはしつらめと、清貫卿あはれに聞おもはれて、歸京の上そのまゝを奏せられしなりけり。〔割註〕菅家左遷の事、廢立の謀計（脱アラン）よれりしとて、清貫卿なども知れたりけんゆゑ、一旦は菅家をにくしとも思はれたりけむかし。然るを實は法皇の思食より出し事にて、菅家は主謀ならず。まづ連座なるを、却て身一に引受て遠竄を甘なはせしを、清貫卿あはれと打聞て、さてこそ具には奏せられけめ。こは人情の必ず然るべき理なりかし。」さて此菅神の言語に據れば、廢立の首唱にてこそおはしまさね。黨與連座は疑なきを、後世となりて、上は朝廷より下は民間蒭蕘に至るまで、尊崇並なきはいかなることぞ。これなん典籍にもゝれ、口碑にも傳はらざる德の流行のゆゑよしなる。いでその緣由を詳審に解べし。當時藤原氏外戚として權威いみじく、朝家の衰弱其權かくれなかりしかば、法皇其權を抑留の御心にて、藤原氏の出なる天皇を廢しまゐらせて、齊世親王に天位を知食させ、菅神に執柄の任を命ぜらるべく、まづ其由を善朝臣とはからせたまひ、善朝臣より云々の院宣を傳へくれたりけるを、菅神然るべからず思食て、諫諍させつらめども、留まらせ給はねば、千思萬慮のありし

も、既く發覺なりければ、御自の思立ならぬよしを明らめたまひては、法皇の御爲しかるべからず。又當今にも御不德の聞えやおはしまさむの御心にて、一言の明辨なく、左降の身となり給ひけるなるべし。されば政事要略にも、右大臣菅原朝臣、翰林（利輿）俄爾大臣爾上（利尙）、不レ知ニ止足之分一、有ニ專權之心一。以ニ佞詔之情一、欺ニ惑前上皇之御意一。然乎恐ニ惶上皇之御情一天、欲下行ニ廢立一離ニ間父子之志一破中彼兄弟之愛上。詞皆順（仁之）天、心者逆、皆是天下所レ知（奈利）。不レ宜レ居ニ大臣之位一云々とあるばかりの重き御掟の詔命なるを、いさゝかの辯陳もなく、甘なひて配所に罷給ひしさま、げに法皇の御爲にはいみじき至忠なりかし。〔割註〕なほ立かへりて法皇草座向レ北の御狀と、此左遷の嚴勅とを照應して味はふべし。」されば その忠誠、神明の感容しからで、朝野こぞりて尊崇し、〔割註〕靈驗も著明く。」神裔はた斷絶ことなくさかえますなるべし。しかるを世間には、扶桑略記をみし人すら、清貫朝臣の復奏をおほろかに見過して、時平公の讒したまへるによれる左降ぞとのみおもひいふめるは、あらぬ非なり。〔割註〕又略記を一向に見、惡に黨し給へりと思ひ云むも非るべし。」此說をかきて、北野の教誠に見せける時、教誠云けらく、清貫卿の奏狀なほ直實ならじ、そは此人、時平大臣に心かはして讒構せし上なれば、其讒を飾食せしの心より、再びさやうには作言せしなるべしといへり。余友東平、此說をきゝて再議ならむの證文一ッだにあらばこそ、清貫朝臣をさやうにも貶さめ、闇推は余がえもきかぬ掟なればといひて、板下かき嬰々筆語の二編にいれたるを、いともくすしきゆゑよしありければ、其板をば碎きつ。

信長公拜賀行列本能寺生涯實事

我藩中須田孫兵衞〔時年七十一歲〕の物語に、己若年の時野口三郎兵衞といひし人の物語に、我等若年の時、津田市三郎母九十餘の老人にて、其母も九十餘まで長壽なりしよし、其人十歲のとき、信長公大臣にならせられし時、京都に拜賀の爲上りたまひし御行列、岐阜の町に棧舖を構へ、御家中不レ殘拜見す。初に柴田修理三百騎、丹羽左京大夫同三百騎、瀧川左近三百騎、今一人名おぼえず三百騎、御本陣は皆のこ

らず、装束にて御道具類誠に美麗いふ計なし。其跡に羽柴筑前守、瓢たんの馬印にて騎馬、三百五人の大名一同に、弓、鐵炮、槍、鑓、冑、馬鞍、新に仕立美麗を盡し御供なり。古今是程の美しき事可レ有レ之とも覺えずとの噺なり。又信長公本能寺にて御生害の時は、御小姓女中勤にて有しが、騒動の時、女中不レ残眠藏に押込られをりしが、信長公御生害と聞合、一度拜し奉り度、皆々御座の間の方に出しに、御座鋪に血ながれ、引上の方に亡骸見えしまゝ、御側によらむとせしに、誰とか〔割註〕須田か失念也。」可様の所、女中ゆくものにあらずとておしいだされ、臺所の方にゆきしに、中間體のもの、肩にかけて裏門より落行しなりとの物語なり。其婦人九十餘、其娘九十餘、野口三郎兵衛長命、須田又長命、信長公内大臣叙任二百四十五年なるを、わづか四人にて、直話傳來すること、是長壽のなす處とはいへど、希世の珍事なりと孫兵衛物語なり。津田は織田家の親屬なるよしにて、我同藩に在て知行貳百石なりけるが、故ありて今は絶たり。

○强盜灯燈

義經記に、油さしたる車松明五六度に火をつけて、天にさしあげみれば、外は晴けれども、内は日中のやうにこしらへたりといふことあり。これ全くいまいふがんどう灯燈なるべし。がんどうは强盜なり。

○火　矢

火矢の事、後世におこりしものゝやうにおもひしが、義仲法住寺殿をせむる條に曰、兼平かぶらの中に火をいれて、御所の棟に射たてたりければ、折節風はげしく、猛火は天にもえあがり云々とあり。〔割註〕今鐵炮にても火矢と云。この鏑よりのことなるべし。」

○舍　利

宣淸曰、舍利といふものは、淫事をよくつゝしむ時は、身より出るなり。若き時血氣壯なるときは、面にゝきびとていでくるなり。このものよく熟したるをみるに、きらみきて光あり。大德の和尙たちは、

よく／＼煩惱をたちぬれば、おのづからかのにきびなどやうのもの凝りて、一ツの玉とはなれるなりといへり。此說おかし。徂徠集にも、江戶なる麴町に佛法信ぜぬものゝ額より舍利出しことあり。さもあるべし。法然上人の石碑よりは、舍利出るといふことあり。此法師□いみじければ、存生中に奥州なる舍利母石をもて碑につくるべきよし謀りしなるべし。

○平家物語なるひじり柄の刀

平家物語に、ひじり柄の刀といふことあり。伊勢家などの說もあれど穩ならず。萬葉に、檉をむろとよめり。むろは今の柏子のごとき木にて、へほの木ともいふよし、玉勝間などにもいでたり。こゝにて如柳といふ木などをいふなり。此木、木理こまやかにして、刀の柄などによきもの也。檉の字を作りをとりて、ひじりとよみて、かくはとなへしなるべし。元檉柄とありて、かなゝどのつかざるをよみたがへたるなり。しかればむろの木柄の刀といふべきにや。

○豐日別大神社

古事記二神の國島うみたまへる條に、故筑紫國謂二白日別一、豐國謂二豐日別一とあり。上古より此豐日別の大神をいつきまつれる宮ゐあるよしなれど、いづれの郡、いづこの村に鎭りましぬるにか、絕てしる人なし。あるは彥山の豐前坊といひ、あるは仲津城下なる龍王の神社ともいひ、〔割註〕此神殿に豐日別社といふ文字を、隸書にて額とせり。こは後人のさかしらにて作りしものなり。波うちよするいわべに、かゝる大神まつるべきことなし。いかにといふに、そのあたりはむかし海の內にて、千百年の昔より礒島にては有まじ。種々の說もあれど、證據とすべきことあることなし。そも／＼此大神は、此豐國にしては、第一なる大御神にしもいますをしらでへんこと、いかにもうれはしきわざなれば、年頃いかでとおもひわたりしを、去文政十歲に秋山ぬしとゝもに、我仲津郡なる平島のあたり漫遊しけるをり、此大御神のこと、村老野夫などに物語ければ、村老がいふやう、その豐日別社といふ御神は、此平

島の手永草葉村といふにあり。いまは官幣宮といふといへり。うれしくて其處案内させゆきみるに、草葉村は村の中央にして平地なり。その村の農長をよび故事來歴たづねしに、むかしよりの申傳とていへるは、此社、元來豐日別の社と申奉りぬるを、官幣宮と申すは、京都より宇佐へ御使たてられけるときは、かならず此宮にも奉幣ありしより、官幣とは申なり。神體は南向に安置し奉り、社壇は東向なり。またむかしよりの言傳へにて、凡人は正面よりをがむことをゆるさず。勅使のみ正面よりをがまるゝなりといへり。こを考るに、大古にては、此宮の社頭、常に神主など並居たれば、ぬかづく人ごとに、そのゆゑよしを申すことなるを、やゝ〳〵に衰へゆき、つひに社頭にをるひともなきやうになりゆきければ、よの拜禮する人、正面よりをがみて、たゞりを蒙るものもありければ、いつのころよりか、神人どもあひ議り、神體をば南にむけ奉りたるなるべし。さてはをろがみぬる人、横に拜するやうになしたるか。しかはあれど、出雲なる大社のさまをきくに、神體は南面にして、社頭は東面なるよしなれば、いにしへの大神をまつれるさだめなるにや。其社のあたり一面の野にて、今は田園となり。人家あまたあり。此社より餘程遠くて、惣社といへる村あり。此村むかしより、とかく人畜にたゝりあるよしにて、いひ傳ふるは、かの豐日別宮の社内にをるゆゑ、そのたゝりなりとなり。其惣社といふ名もても、むかしの社地なることとしるべし。

○古　楠

豐前築城郡傳法寺村の楠は、おのれみしまゝこゝにはいふ。高さはさまでもなけれど、木の大きなること、まはりはおのれ十分に手をひろげまはりしに、三十圍を出たり。尤小兵なるうへ、まだ若かりければ、大人の手にしては如何あらむ。根の蟠りたる、誠に岩のごとく、その間谷のごとし。幾年のものにか、いまだその由來をきかず。「割註」宇佐宮造營の時毎に、神人來て斧を以て、何か神事を行と云。」

○侍大將

當時の侍大將といふは、一備の大將をさしていふなれど、壽永のころはいまどきの如く、一備二備などいふさだめもなく、よろづ軍法といふことなし。賴朝追討として人々つかはさるゝとき、大將軍には小松の權のすけ少將維盛、副將軍には薩摩守忠度、侍大將にはかづさの守たゞきよ云々。又木曾征伐のときは、大將軍には小松の三位中將維盛、越前三位道盛〔割註〕大將軍兩人也。」副將軍には薩摩守忠度、皇后宮のすけ經政、淡路守淸ふさ、三河守とも〻り〔割註〕副將軍三人也。」侍大將には越中の次郎兵衞もりつぎ、かづさの大夫判官たゞつな、ひだの大夫判官かげたか、河內の判官有國、高橋の判官なりつな、むさしの三郎左衞門〔割註〕侍大將五人也。」此時などは、以上大將の名目ある人十人なり。さてこのうちなる侍大將といふものは、侍分の者を支配するものにて、尤いやしきものなり。當時の組頭にもあたるべし。この人々すべて侍なれば、侍にての大將といふことか。またこのごろにては、十萬騎の惣軍兵に、侍といふもの三百人計もあるなれば、その侍どもの大將か。いまだ考へず。〔割註〕靑虎曰、惣軍兵は國々の良民、侍は禁中の侍士にて、所謂北面、兵衞、衞門、隼人の內其か。」

〔符箋〕葩園云、北條、千葉、宇津宮抔、皆々士品のよし、栗原信充いへり。良民の大將を士品の者とせしを士大將と云か。源平の頃は、一騎の武者に從者三人なるよしきけり。」

〔符箋〕最末の分註是なるべし。國々の良民、いづれも衞府の列に入りしは、やゝ後の事にて、當時禁中に上り仕へて、六位の侍になりたる人をのみ侍とはいへりし也。さて其侍にて、一手の將となりたるを侍大將とはいへりし也。さるは五位已上の大將、將軍、副將軍などに分たんとての稱なるべし。さて職は後世の軍奉行、目付などの如くなりしさま也。

〇秀賴公

大坂落城のとき、秀賴公、淀殿、步行にて城をいでらるゝ事面目なしとて、駕ふたつかしたまはるべきのよし、大野治長より井伊直孝へ申いれければ、直孝腹をたてゝ、陣中かごひとつのみなり。淀殿へは

まゐらすべし。秀頼は騎馬にて下城あるべしと返事して、神祖の御底意をくみて糒倉に大筒をば打かけたるなりとぞ。此處を退私錄にもいはれしごとく、水舟のそこにかくれて落さりといふ說うべなり。かのはやく實の秀頼は落られたれば、かく鶴をからでは直にあらはるゝよりのことかとなり。さることなるべし。

〔符箋〕村井昌弘が邪蘇天誅記卷之中に、元和元年五月七日、大野治房兼て邪蘇宗たるにより、長子までも一所に御座舟に乘り、京橋口より出船し、南蠻國におしわたりぬと云こと出たり。かゝることにても薩摩行の事尤のやうなり。

葩豐云、秀頼公八十餘迄長壽せられて、三代將軍の御代に死去。其時薩摩より御屆に、彼人死去とあるよし、屋代公の物語を聞り。

〔符箋〕葩豐曰、薩摩藩吹田氏ノ云、先年鹿子島ニ千地藏トテ一堂アリ、大破ニ及ビシカバ、再建スルトテ地ヲナラシヽニ、石棺ヲ堀出シタリ。是全ク秀頼公ノ墳墓ナルベシト察シタリト語ラレタリ。嫌疑アレバ墳墓ト見セズ、一小堂ヲ建、千體地藏ヲ安置セシナルベシ。

○頼朝卿逝去

頼朝卿の逝去の事、種々の說あり。常山紀談にいはく、東鑑なる頼朝卒去の所をば、神君のおほせに、名將の疵になることをば、後世に傳ふることあしとて、破りて御すてなされたるよしにて脫たりと云々。又老談一言記に、頼朝は二位の尼の爲弑せられ云々とあり。考るに、普通の說のごとく、相模川歸路落馬より發病したまひしなりしかば、名將のきずとて、神君の東鑑一葉破りたまふべきや、老談一言記にしるされしは、かのやぶりたまはぬ以前の古寫本なるべし。當時の本は、實に一葉をだつして、そのまゝ慶長に上木ありたるなり。一言記に出されたる二位の尼に弑せらるゝとあ（一字脫カ）るもておもへば、定て九五の位にのぼりなんとの下心などありけるを、れき〳〵たちのはかりて政子には弑せたるにや。

○寛治年中米

先年江戸にて猪飼正穀より、寛治年中の米一撮を得たり。是玉川のさとに、五郎左衛門といふ大農のありけるが、その庫おほきがなかに、ひとついにしへより開かぬ庫あり。いにし年それをひらきけるに、内にもみ俵おほくこめたり。その俵をひらきみしに、木札ありて寛治元年といふ文字ありしとぞ。それより公に申上、また元の如くして、その米を世に出さずと也。その米を試に田舍人にとらせまかしめしけるに、生出て苗代となり。つひに八束穂の稲とはなりぬ。普通の稲に比れば、穎をますこと尤おほし。七百年の米を再び土に生ぜしむること奇なるわざなりかし。とにかくに米をばもみにて儲べきことなり。

○文明十三年古寫本

豐前求菩提山の藏密座首ぬしより、文明十三年の古寫本を得たり。いと〱めづらかなるものにて、いぶかしきものなり。その全文を出す。〔符箋〕田川郡に添田といふ所ありてそこに古城跡あり其城主か

豐前國添田雅樂　種光庭中言上

欲早且云奉公通法且云詩道由緒所望申傾所等悉安堵御成敗子細之狀制進

一通紀貫之　古今序

一通代々勅撰　拾遺

一卷代々名所

此外萬葉源氏伊勢物語少々略之

右元弘日ニ古迄ニ于今正平一、爲ニ奉公ニ載ニ月星ニ漸三十餘度也。見ニ花吉野山ニ出御之時者離妹中。詠ニ月須磨之浦ニ供奉之時勞ニ三年之旅ニ。其後四州鎭西着岸之合戰之時者、無ㇾ不ニ先懸ニ。就ㇾ中福童原大勢之時者、武藏野廣、大宰府發向之刻、竈門山恨ㇾ高、林莪兵法乍ㇾ申、欲ㇾ爲ニ夜討ニ夕、命於寄ニ泡沫之露ニ、欲ㇾ爲ニ先

懸朝、身於贄風梢花、宿星之枕上聞松風、俄伺敵時聲、陣屋窓前聞夜雨、潜惟忍入、幸詠花要害之山野、臥聲惱魂望月箭倉上、敵陣天飛來栖陰寄身、源氏退治之時者、馳向宇治、引歩淨橋花散里擧火手、蓬生宿一宇不殘令放火、早愛玉縵一懸、種光所成忠節之段神妙也。御勅定事者、勢河自富士岑高、忝朝恩事自近江湖底深。雖然御恩梨子之花自拔外無武具、忠節雖熱怖、盡叶不安堵、敵人如鎚難退治、依之疲勞彌增之旨、蘭鹿衣出仕有憚、以制狀。忠節次第令言上、何不及上聞。幸有關所、佐々木佐渡大夫判官氏綱、今出家號道譽、去元參持明院殿、載足利方押領莫大。

多分近江國在之、先載此狀都境逢坂關所屋一宇、延喜第四御子蟬丸跡荒殘、浦志賀、華園、同高根、宇治河、上田神志唐木、外山、並與七鄉、傳教大師延曆(マヽ)寺被建立、山朽木柚六鄉、吾立柚屋敷一所、唐崎濱松陰、種光之屋敷分、步旅人、床山伏人、野諸篠原、依爲荒屋無百姓、龜井者水名所也。阿育大王石塔寺、石山寺紫式部之跡、源氏由緒。康保二年在之。淸見原天智天武二代御時、薗城寺、三井寺、去治承四年、源賴政之依謀叛、與力同意、衆徒等、圓滿院大輔賢覺、筒井淨妙明秀一來法師、山內須藤之孫、刑部子俊秀等跡也。其外張本之衆徒、有御不審者召出、彼覺一撿挍可有御尋。抑依忠爲御恩下地所領給事、種光一人不限、彼入道道譽法師者於連歌秀逸也。種光和歌道懸心、然間名乘云種光名號、云雅樂助、依種光難波津古風大和詞拾故也。名詮字性、何神慮不叶哉。自天地開闢以來、歌道者我朝之風體、自人王之御代始以降、柿本人丸、山邊赤人、惣三十六仁略之。我君既人王九十九代之御門也。御裳濯川流豐蘆原之下、宿之、數百歲之月影、淸績出雲八重籬。末代天曆之御門、常翫連歌給成古作之例、如斯何不及上聞哉。且奉公、或者神慮、或者詠歌、雖多理事、大概以注進之。仍種光庭中言上如件。

○二十代集

萬葉集　奈良御門御宇　古今集　醍醐天皇　後撰集　村上天皇
拾遺集　一條院　後拾遺集　白川院　金葉集　崇徳院
詞華集　近衛院　千載集　後鳥羽院　新古今集　土御門院
新勅撰集　後堀川院　續後撰集　後嵯峨院　續古今集　同院
續拾遺集　龜山院　新後撰集　後二條院　玉葉集　花園院
續千載集　後醍醐院　續後拾遺集　同院　風雅集　光嚴院自撰
新千載集　後光嚴院　新拾遺集　同院　新後拾遺集　新院御宇

于時文明十三季梅雨晦日

於二松岳山大乘院一、雖レ爲二惡筆一依レ難レ背二高命一染二春木一畢(マヽ)、爲レ耻々レ々。右筆照圓。廿八

如斯ものなり。いと／＼あやしきものなり。後の君子をまつ。

〔一〕切腹刑罰

令に、五位以上及皇親、犯非二惡逆以上一聽二自盡於一レ家。義解に曰、謂レ令二罪人在一レ家自死一也。このときには、喉などつきて自盡せしにや。切腹といふことは、いつのころに初りしか、未レ考。保元の一亂よりこなたには、軍破れ遂に生ぐるしきとおもふときは、腹十文字にかきゝるといふ事通例なり。刑罰に切腹といふこと、保元以來たえてなきを、近年切腹の刑罰、士以上にあり。自盡の例をば令にとり、さて死樣をば、武士の自殺するかの切腹によられたるにや。

〔符箋〕上古の自盡は絞死なりしさま多し。

〇琉球神道記

一書舗〈木村氏也〉古寫本をもち來る。法王帝說、報恩寺佛舍利傳來記、常陸風土記、類聚名義抄等也。其中に琉球神道記といふものあり。五冊合本にして一冊なり。作者辨蓮社袋中とあり。初に漢文の自序をの

す。其文中に、

予扶桑國東海邊之貧士也。身風雲流水而、于レ山于レ海過ニ萬里一。不レ意到ニ此邦一、範ニ桂林之深一、經ニ三箇年星霜一。中略、爾有ニ國士黃冠馬幸一、明語レ我、雖ニ神國一、昔未レ有ニ其傳記一。願記レ之。我他邦何知ニ國事一。明云、我粗聞所不レ記問ニ知人一請頻。故諾。爾據ニ彼此言一、悉註ニ同尊德一、號曰ニ琉球神道記一。中略、今旅儆無ニ一冊書一、不レ能レ閲。唯加ニ愚蒙諸記一而爲レ作、助ニ鈞鎖一以ニ倭假字一、拼節翻譯、蓋此故也。儻漏而入ニ他睬一者、羞慚之甚也。于レ旹大明萬曆三十三年龍集乙巳四月之望日也。

〔付箋〕再考、今の檀王の開基なり。彼寺前琉球もちわたりの古物あまた有かとぞ。

考るに、萬曆卅三年は、皇國慶長十年なり。今天保十二年にいたりて二百卅七年のものなり。この袋中といふ人の傳をしらず。東國とは見ゆれど、いづれの國人にや。辯蓮社といひ、また此書の趣をみるに、佛理の事、ことにくはしく西土のことも、おほよそをあげ、また皇國の神代の事も、大概をのべ、いはゆる神儒佛を兼たる人なれど、いづれ佛者と見ゆ。左卷の末にいたりて、已下は正しく琉球國神道とかきて、

昔此國初未ダ人アラザル時、天ヨリ男女二人下リシ。男ヲシネリキユ、女ヲアマミキユト云。二人舍ヲ並テ居ル。此時、此島尙小ニシテ波ニ漂フ。爾ニタシカト云木ヲ現シテ殖テ山ノ體トス。次ニシキユト云草ヲ殖ヱ、又阿檀ト云樹ヲ殖テ、漸國ノ躰トス。二人陰陽和合ハナケレドモ、居所並ブガ故ニ、往來ノ風ヲ緣シテ女ハラム。遂ニ三子ヲ生。一リハ所々ノ主ノ始ナリ。二リハ祝ノ始、三リハ土民ノ始、時ニ國ニ火ナシ。龍宮ヨリ是ヲ求テ國成就シ、人間生長シテ、守護ノ神現ジ玉フ。キンマモント稱ス。此神、海底ヲ宮トス。(本のまゝ)每月出テ託アリ。所々ノ拜林ニ遊玉フ。持物ハ御萱ナリ。唱ハ御唄ナリ。竺土ノ唄ノ如シ。开詞多ト雖、今少分ヲ擧グ、

〔付箋〕廣云、开字ハ其ノ略字ナル(蟲食)ベシ、下文シカ見ヱ侍リ。」

キケイキミカナシネイシマイシアラ□ヤメメキユワレス

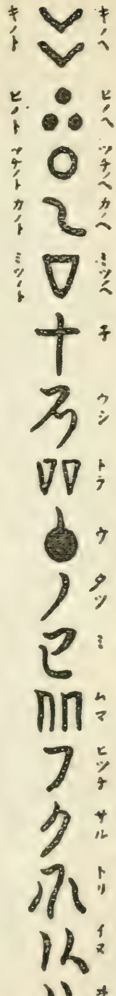
キケイオホキミギヤフレイニユリユヲワレバマハ〳〵アヌラマムケユワレス

此ヨリ下ハ、古今ノフヲ拾テ、左右ニ擧、一國ノ習トシテ、蚖蛇(グワンチャ)ヲ呼廻コト、皆詞ヲ以ス。其類七原トテ七種アリ。今其一類ヲ呼廻ヲ擧事少分、メスコトアラバ。ハヤクニキタルベシ。キタラズシテ。アリゴシヲラルナ。ホソゴシヲラルナ。

是ノ如ク詞多シテヨブ。

ハヤクニカヘルベシ〳〵。モシアヤマリアランニハ。アリコシヲラルベキゾ。ホソコシヲラルベキゾ。是ノ如ノ詞多シテカヘス也。又昔若狭町ニ若狭殿〔割註〕是ハ琉球ノ町ノ名人ノ名ナルベシ。」ト云者ノ妻走リ失ス。夫深ク悲テ、諸神ニ祈事數十年、爾ニ卅三年ニシテ海ヨリ返ル。失シ時其歳二十也。今來テ廿歳ヨリモ若シ。人皆他人也ト疑フ。夫モ亦疑フ。其妻云、此ニ久トイヘ共、我者野原ニシテ遊ブ二三日也 イツノ間ニ齢ヲ轉ズベキトテ、昔夫ト比翼連理ノ蜜語一々ニ語リシカバ、夫疑晴テ舊ノ如ク和合ス。初女子二人アリ。其末連續シテ、今六代ノ孫アリ。我正シク見ルナリ。時氏ヲバ記セズ。又近頃間晴ニ隱タル女アリ。村ノ肝煎棚晴頭ガ妻ナリ。失セシ事七年ニシテ來ル時、綾羅錦繍ヲ身ニ纏ヒ、上ニ藻ヲ覆フ。時人其衣ヲ取テ、國ノ麻衣ニ更、其衣忽ニ失ヌ。此女今正ク世ニアリ。我ユヒテ見時六十歳計、又我住セシ内ニ大ナル落書アリ。王者諸官ヲ毀ル。是ヲ顯スニカナシ。辨(ベン)ノ嶽ニ二七日詣シテ、諸官一同ニ祈ル。日滿テ自託ノ人アリシ、其一類遠島セラル。尙寧王ノ時ナリ、又國土ヲ視ルニ、不寒不熱ニシテ、草木四時ニ萎マズ。人心亦柔軟ナリ。諺ニ龍宮世界ト云。私云、爾バ琉球ノ二字、恐クハ龍宮ノ韻カ。又新神出玉フ。キミテズリト申ス。出ベキ前ニ、國上ノ深山ニアヲリト云物現セリ。其山ヲ即アヲリダケト云。五色鮮潔ニシテ種々莊嚴ナリ。三ノ岳ニ三本也、大ニシテ一山ヲ覆盡ス。八九月ノ間也。唯一日ニシテ終ル。村人飛脚シテ王殿ニ奏ス。其十月ハ必出玉フナリ。時ニ託女ノ裝束モ王臣モ同也。皷ヲ拍謳ヲウタフ。皆以龍宮樣也。王宮ノ庭ヲ會所ト

ス。傘卅餘ヲタツ。大ハ高ク七八丈、輪ノ徑リ十尋餘、小ハ一丈許、又昔此國ニ天人下リ、文字ヲ敎事アリ。丌字數百、丌處ハ中城（ナカグスク）ノ近里ナリ。丌後城間（グスク）ニシテ、惡日ニ屋ヲ造ル人アリ。天人現テ所ノ占者ヲ呼デ云、何ゾ惡日ヲ示サヾル。占者云、我ニ尋ネズ、尋ネズ共行テ敎ベキヲト、嗔テ丌文字ノ書ヲ半分ワケ裂テ天ニ上ル。故ニ日月ノ撰定、今ハ半アリ。殘ル分ニシテ物ヲ占フニ正シキ也。丌字少々



是等の事めづらしければぬき出しぬ。此餘の論說は、すべて佛說をこちたきまでのべ、くだ〳〵しくて見るにたえず。こゝにぬきたるは、この袋中が說にあらずして、琉球の古傳をきゝてかけるなれば、はし祝をノロ拜林城（ヨカミグスク）などをかし。別ておもしろきは、蚖蛇を呼かへす詞なり。又開闢のときに、主ノ始、祝ノ始、土民ノ始といふこともゆかしき事也。さて琉球は、島津義久の討從へしよりこのかた、〔割註〕義久、かの國をとりし事は、慶長十四年也。此書出來しは十年なれば五年後也。」皇國の詞など、むねと通用することにて、その前は彼爲朝より國はひらけつらめど、言語はさまで皇國のごとくもあらぬかとおもへりしを、此書は、やがて彼國にて作り、馬幸明が乞に應じたるなれば、當時かゝる片假字まじりの文章よめざれば、いかでかかゝむ。さすれば早くより皇國の詞は、專ら通用せしと見えたり。此書の神道といふこと、彼國の古傳說ありて、それを袋中が記せしものならば、誠に珍らしき書なるべきを、昔より未有。其傳記と序に出たるが遺憾なり。されど幸明が詞に、吾雖神國といへるが、昔より神國といひ傳しことなるべければゆかし。又此書中に、當國大社七處あり。六處は倭の熊野權現、一處は同く八幡大菩薩也とありて、「此社建立の處、虫喰て一行あまりなし。それより又のちの方に、中ごろ鎭西八郎爲朝、此國に

來りて、逆賊を滅して鬼神より飛礫をなす。此間虫ばみ。亦此に留ぬ。〔割註〕今鬼神より一日の行程なり。」といふことありて、かの權現の御名波上權現、洋ーー、尸奇那、ーー天久ーー、末良ーー、普天間ーーとあり。その次に八幡大菩薩、伊勢太神、天滿天神と出たり。このほかに皇國の御神をまつりたることなし。爰の文、初に出すべきをおとしたれば末に出しぬ。此神の御名など考べきことやあらむ。識者の持論をまつ。

○類聚名義抄

是善卿の類聚名義抄は、いにしとし姫路なる神谷氏を訪ひ、かの家にて寫本十册を見たり。奥書に仁治二年辛丑九月六日、釋蕉念、又建長三年八月六日沙彌顯慶とありて、末に觀智院とあり。さるをこたびふと一本を得たれば、書舗木村にこのことをいふ。すなはち神谷氏にうつりもし彼店よりとぞ。奥を見しに、仁治建長の年號、神谷氏のごとし。これは嵯峨の法親王、古書をいたく好みたまふより、東寺寺中觀智院の藏書をとりいでさせたまひし時寫せしと也。五六本寫して江戸にもやり、その殘りし本一部すなはち此度の一本なりとぞ。そも〳〵古語の書あまたあれど、かの新撰字鏡、和名抄の二部を以て第一とす。さるを此名家の抄にいたりては、又この二書の上にたつ。學者の座右におかでかなはぬものなり。〔割註〕字鏡は寛平四年僧昌住。抄は延長以下にいできしもの也。未レ考。」抄にさきだちて、本草倭名といふ書あり。世に埋れしを〔割註〕深江輔仁の作。」丹波元簡上梓してよに出たり。さて此名義抄のことを、契沖、眞淵、定長の先達のかゝれし書にたえてなきは、其頃はいまだかの觀智院の庫中にかくれゐて、よにしる人なければなり。もしかの先達のしられましかば、字鏡、和名抄ともに、神典古籍の註釋に用ひらるべし。かゝる有用の書の、いたづらに櫃の底にうづもれゐたらむは、昭代の闕典とやいはまし。さるをいにし頃、かの法親王の、世にあらはさせ給し御事は、かへす〳〵もありがたくかたじけなきことなり。是善卿、黄泉より、いかに嬉しとやおもはれむ。かゝる古書をばよく〳〵校正して上木

し、世上に刊布し、後世に傳へまほしきをや。おのれ淺學孤陋なりといへども、略古傳をうかゞふことをば得つ。いかで校正上木の一大擧をおこさむとおもふ。因にいふ。なまものしりの人は、類聚國史の撰書の部にも、文法實錄、東宮切韻、銀傍輪律集、韻律詩會分類集、家集等のことは出たれども、此書名なしと疑ふべけれど、類史には撰書にもれたることもあまたあり。かの古事記、大同類聚方、古語拾遺をさへもらされたり。公然たる勅撰をだにもらされぬれば、此一書もれたりとて、何かはうたがふべき。仁和寺書目はなほさらなり。いまだ通覽もせざれば、よしあし論ずべきならねど、一臠の肉をくらひても、鼎中の味はしるためしなればとて、三四葉を見てかくうけばりて、古書なりといふもをこなるわざなれど、またいはざる事をえず。

○入日を招かへす

世に淨海入道の入日を招きかへせしといふことをいひつたふ。考るに、その頃かきたまひし土御門内府の嚴島御幸記に、御門、福原なる入道の館にいらせたまひしが、日もくれしかば庭にかゞりをともして、唐の魯陽、入日をかへしけん鉾もかくやとぞおぼゆる云々と出たり。此前に舞樂の事いでたれば、鉾の緣をかゝれしなり。かやうのことよりいひ傳へしなるべし。

○城郭のはじめ

よに城郭のはじめは、垂仁天皇の御時、沙本毘古稻城を作りてこもりし事をもて、兵家者流さだめいへど、城とはあらねど、古事記神代卷に、天尾羽張神者、逆塞上天安河之水、而塞道然故他神不得行云々。この文もておもへば堀をほり、城をかまへたるおもむきなり。これをや籠城防禦の濫觴といふべからむ。

○義　經

東鑑卷六、文治二年閏七月十日條に、義經者與二殿三位中將殿良經一、依レ爲二同名一被レ改二義行一之由云々。

しかるに又十二月五日條に、太夫屬入道申云、義行者其訓能行也。能隱之義也。故于レ今不レ獲レ之歟。如レ事也可レ思二字訓一可レ憚二同音一云々。依レ之猶可レ爲二義經一被レ申二攝政家一云々。この可レ思二字訓一とは、能隱といふことにて、可レ憚二同音一とは、良經の字音リヤウケイなれば、此同音をば憚べし。義經はギケイなれば憚るべきにあらずといふことなり。しかしてより後、專ら又義經といふやうになりぬれども、猶良經公に憚られしにや。同年十一月廿九日條には、可レ捜二求義行一改二義顯一と出たり。こは顯はアラハル、といへば、義經のゆくへの露顯せんといふことにて、改名ありしなるべし。初後京極殿の御名をさけたるは、さもあるべきことなれども、行といひては隱ろゝこととなりてあしゝとて、又義經とゝなり、又顯字にかへて露顯のかたにおもひなすなど、いかにもおろかなることならずや。されどよに義顯とゝなふるものなくて、いまも義經といはざれば通用せず。

○剃　髪

剃髪のことは、佛法わたりて後の事かとおもへば、欽明天皇より五百年あまりも上つ世にみえたり。古事記中卷垂仁卷に、沙本毘古が謀反の處に、爾中后豫知其情、悉剃髪覆其頭云々といふことも出たり。

化　石

豐前國上毛郡三毛門の郷に鬼木川といふあり。此川の邊の岩のたゝずまひ、水の流れ、いとおもしろき處あり。そこにわたり三尺ばかりにて、まろく井のごと堀たるがあり。內には土砂うづまりたり。農民こゝろ見にうがちみしに、色黃にして質かたきものあり。綱にてくゝり、數人して引出せば、長さ五尺ばかり、周り貳尺四五寸あまりの柱の如きものなり。〔割註〕いま里長令助といふ者の庭につきたてたり。考るに書紀景行卷十二年の條に、秋九月中略。有二殘賊者一。一曰二鼻垂一。妄假二名號一。山谷響聚。屯二結於菟狹川上一。二曰二耳垂一。殘賊貪婪、屢略二人民一。是居二於御木一木此云レ開。川上云々とありて、三毛門とい

ふ名も、此御木より出たるにて、御木川門なるべし。又此郡名を上毛といふ。和名抄に、加牟豆美介とあり。此美介も御木よりの名なるべし。今鬼木川といふは、鬼は御にて、御木なることといちじるし。彼耳垂といふ賊のすみし所なれば、此程のごとき物は、當時耳垂が造り構へたりし、一柱騰宮の岩にきりこみし柱の、化して石となりしなるべし。天皇御自ら伐しめたまふほどの殘賊なれば、大厦をかまへ結構をば盡したるべければ、山水のおもしろき所には、遊宴のために造りしものか。神武卷に、「菟狹津彥。菟狹津媛。於二菟狹川上一。造二一柱騰宮一而奉レ饗焉。と出て、一柱騰宮といふものは、川上のものなるべし。〔割註〕此宮作の事は、古事記傳神武の卷にくはしく出たり。」いまも宇佐川〔割註〕驛館川といふ。」のほとりの石上に、井のごとき穴ありて、土俗是を柱跡といふよし、秀根の集解にも此事を引出せり。信濃國寢覺床といふ處の、川上の岩に丸き井のごとき穴ありとぞ。〔割註〕木曾路名所圖會にも出たり。」しかればうたがふべくもなく、賊魁耳垂が構たりし一柱騰宮の跡なるべし。此地は支藩篠崎侯の領内なり。往歲この考を奉りたれば、いたく喜びたまひき。

○身まかる

死ぬることをみまかるといふは、古事記神代卷に、〔割註〕傳十三卅八丁。」天若日子於此矢麻賀禮。此三字以レ音云而云々とあるを、麻賀禮とは、萬の吉善を直といふに對て、萬の凶惡を麻賀といふと出たり。又物の形の枉曲もさるかたとゝかれたり。さておもふに死するは身曲なるべし。

○婚　姻

婚姻をメアハスト訓み、又はマグハフ、マグハヒともいふことは、記傳には、男女目を見合せ、互に思ひあふ態なれば、やがて交通ことにも轉じいふのみとあれど、傳ひきもらされしこととあり。浦島子傳曰、宜向二蓬萊宮一。將下遂二襄時之志願一合上レ眼。島子唯諾。といふことあるもて考るに、元來男女抱合て眼と眼をひとつに合することより、起りてメアハスといふなるべし。

○八といふ語

八といふ語、古事記、日本紀にあまた出たるを、鈴屋翁は、すべて數の八にはあらで、みな彌の義なりとこちたきまでいはれつれど、又あながちにさやうにもあらず。記傳には、八咫鏡、八咫烏、八俣遠呂智、八鹽折の酒、八絃琴などは、彌の義にときがたければ、數の八にてとかれたり。日八日夜八夜をも解るゝにいはく、例の彌の意かとあれど、あまりに强言ならむかとて、又いはれしには、正しく八日八夜にもあるべし云々。さて八稚女といふことも、紀には有八箇女とかゝれつれども、八は例のたゞおほきをいへるにて、幾人もありし意なるべしと解れつれども、彼白檮原宮殿の七媛女、日代宮殿の二孃子などは、則七人二人の姉妹のごとくもおもはれて、猶紀に八箇少女とかゝれつるによるべし。同書に、醜女八人とも出たるおもひあはすべし。又記に、作二八門一每レ門結二八佐受岐一とあるをも、七八の八にはあらで、本はたゞおほきをいふなるべしと解れつれど、是もなほ數のやうにぞおもはる。いかにといふに、彌門を作り彌佐受岐を結ぶといふことのあるべきや。爰は論もなく、本文に身一有二八頭八尾一とある、その八頭ごとに酒を飮しむることのことなり。紀の一書にも、乃以二八甕酒一每レ口沃入とあると同じ。かの八重垣、八尋殿、八拳鬚、八尺勾璁、八十、八百、八千などは、すべて彌の意なれど、八といふ語はおしなべて彌の意とはいひがたし。そも／＼八數の也といふことの例を、神典の上にて拾ひ出しみるに、記の神代卷に、二神の島々を生たまふも、其數八なり。淡路之穗之狹別島、伊豫の二名島、隱岐之三子島、筑紫島、伊岐島、津島、佐渡島、大倭豐秋津島なり。第一この本文に謂大八島國とあるをおもへ。此國島の數八ならず。又謂二大八島國一といふことなくは、定て大彌島の意にて、無量の島嶼をさしていふとも解るべきを、大八島國と正しく記されたれば、忌きらはるゝ數の八なるをばいかゞはせむ。さて此外にも數の八あまた所に出たり。まづ其證をいはむ。速秋津日子、速秋津比賣の二神の生たまへる神も數八なり。すなはち沫那藝神、沫那美神、頰那藝神、頰那美神、天之水分神、國之水分神、天之久

比奢母智神、國之久比奢母智神なり。爰の註に并八神（アハセテヤハシラノカミ）とあり。又大山津見、鹿屋野比賣の二神の生たまへる神も數八なり。すなはち天之狭土神、國之狭土神、天之狭霧神、國之狭霧神、天之闇戸神、國之闇戸神、大戸惑彦神、大戸惑女神なり。爰の註にも并八神とあり。又火之夜藝速男神の生たまへる神も數八也。すなはち正鹿山津見神、淤縢山津見神、奥山津見神、闇山津見神、志藝山津見神、羽山津見神、原山津見神、戸山津見神なり。爰の註にも并八神とあり。又伊邪那岐命の迦具土神の御頸を斬たまふ時に、御刀に因りて成ませる神も數八なり。すなはち石拆神、根拆神、石筒之男神、甕速日神、樋速日神、建御雷之男神、闇淤迦美神、闇御津羽神なり。爰の本文にも并八神とあり。又伊邪那美神の神さりましゝ時になりませる神も數八なり。すなはち大雷、火雷、黒雷、拆雷、若雷、土雷、鳴雷、伏雷なり。爰の本文にも并八雷神とあり。又羽山戸神の大氣都比賣神に御合て生ませる神も數八なり。すなはち若山咋神、若年神、妹若沙那賣神、彌豆麻岐神、夏高津日神、秋毘賣神、久久年神、久久紀若室葛根神とあり。爰の本文にも并八神とあり。さて前にいへる島國よりこゝにいたるまで、八つ數をしるされたることおよそ七度なり。本文にも註にも、そのをり〳〵ごとに、いつも并八神としるされたれど、記傳にこの八の數たえて、何とも論なきは、彼神道の八數といふことをきらはるゝよりのことか。何にもせよ。八の數のこと深きゆゑよしのあるべきこと也。

○鎌足公雷死論

書紀天智御卷八年、是秋、霹二靂於藤原内大臣家一。冬十月丙午朔乙卯。天皇幸二藤原内大臣家一、親問二所患一。而憂悴極甚。乃詔曰。天道輔レ仁何乃虚說。積レ善餘慶。猶是無レ徴。中略庚申。天皇遣二東宮大皇弟於藤原内大臣家一。授二大織冠與二大臣位一。仍賜レ姓爲二藤原氏一。自レ此以後。通曰二藤原内大臣一。辛酉。藤原内大臣薨。〔割註〕日本世記曰。内大臣春秋五十薨二于私弟一。遷二殯於山南一。天何不レ淑。不二憖遺一レ耆。嗚呼哀哉。碑曰。春秋五十有六而薨。」こゝの文をもておもふに、内大臣の病根は霹靂のやうなり。きはめて雷

の氣にうたれ、それよりのことなるべし。此詔の詞や、日本世記の文を考るに、五十有餘の人のよをさりしにはすぎたる文飾なり。早世といふあたりならば、積レ善餘慶。猶是無レ徵。ともいはるべきを、こゝにはかの不幸の災難をのたまへしものなるべし。此公の神祇伯の官を固辭せられしは、大臣のつらにいたらむとの下心なるを、天神たちのにくしみたまひ、かくは雷氣になやまされしならむ、と長澤伴雄の論あり。その考證こゝにはいはず。別にものすべし。此論、ことに奇なれども、同志の人々はうべなひぬ。岡部東平の讓位考にもかくべしといへり。

○火事裝束

いまのよ火事の時、冑の形にしたる頭巾をかぶること、太平の世にふさはしからぬ物なりとおもへりしを、さにあらず。伴大納言畫詞を見しに、應天門炎上の處、火をふせぐ人、なべて甲冑馬上にて步卒を將ゐたり。考るに、その時はいまの火事羽織とて、革もてつくれるものなければ、火の粉をふせぐには、甲冑ならで外に物なし。ことにむかしは、革おどしなれば、火のつく事なし。かゝる所より、おのづから冑を用ひしなるべし。

○京をみさとゝいふ

書紀孝德天皇御紀に、京をミサトとよめれど、こはあたらぬよみざまなり。萬葉集卷六に、元正天皇の難波にいでませる時、笠金村の歌に、荒野等丹里者雖有大王之敷坐時者、京師跡成宿とありて、こは孝德天皇の御時には都なりしを、今はあれたる故鄕となれど、しばしにても御いでましの間はにぎはしくて、京のごとくなりぬとよめるにて、里と京とのけぢめあきらかなり。さて古事記、萬葉集はさら也。其外の古書どもに、京師をさして里といひしことなし。萬葉集卷五貧窮問答に、楚取五十戶長とかけるは、孝德天皇御紀、戶令などに、五十戶爲レ里といでたるをもて、里にはかりし也。しかればサトといふ詞は、もと鄕里のことにかぎりたる也。古今集の故鄕となりにしならのみやこにも、ふるさとはよし

のゝやま〱ちかければ、などはさしもにぎはゝしかりし王城ものさびしくなり。寂寞なる鄕里となりはてたりとよめるにて、元來京師(モトヨリミヤコ)をさして鄕里(サト)といへるにあらず。しかれば御里(ミサト)人何がしなど、かりそめにもかくべきことにあらずなむ。

筱舍漫筆 卷之四

○卑賤昇進

つら〳〵史を考るに、皇國は西土とことかはり、卑賤より起りて槐位につらなりし人は、すべて終を全くせず。およそ地下より昇進せられし人をかぞふるに、仁安に清盛公登庸ありしより、治承に重盛公、壽永に宗盛公、建保に實朝公、永徳に義滿公、應永に義持公、永享に義教公、長祿に義政公、長享に義尙公、天正に信長公、秀吉公、信雄公、秀次公、慶長に秀賴公と、すべて十四員なるを、此中に宗盛公、傘張僧綱が子なるよし、盛衰記に見え、秀次公は、尾張海部郡の人彌助が子なること、豐臣譜にみえ、秀賴公は名古屋山三郎が子なるよし、鹽尻に詳なり。是等の人々は、皆白刃にふれて終を全くしたまはず。其餘の方々は、桓武天皇の後胤にあらざれば、清和天皇の苗裔なり。〔割註〕信長公一人良死を得たまはざれども、そは此公のみならず、貴族の禍害にあひ給ひし數多ければ、とかくの論なし。」さるを此中に、秀吉公は、尾張愛智郡中村鄕の筑阿彌が子にして、終を全くせられしこと、いかにも不審なるを、貞德翁の戴恩記に、ある時秀吉公、いつも御參內のとき、御裝束をめしかへらるゝ御中也と、施藥院にて曰、我尾州の民間より出たれば、草かるすべはしりたれども、筆とることはえしらず。もとより歌、連歌のみちにはなほとほしといへども、不慮に雲上の交りをなす。但わが母若きとき、內裏のみづし所の下女たりしが、ゆくりなく玉體にちかづき奉りしことあり、其夜の夢に、いく千の御祓箱、伊勢より播磨をさしてすぎ、まもなく天上を飛行、また千早振神のみこぐら、手にとりてといふ御夢想を感じて、我を懷胎しぬといふことあり。これをはやく巖垣氏の國史略にもひかれたれど、猶いかにぞやおもへりしを、翠竹軒の天正記に、天正十七年四月、八條殿〔割註〕六宮御歲八才、式部卿親王、」感冒發

熱、(中略)、民部卿法印命レ予病證次第分別無ニ用捨一可レ申ト、予曰、見ニ傷寒四逆之證一也。(中略)、醫林集要ノ四巻ヲ披テ、茯苓四、逆傷ヲ可レ與ト申、一人モ無用ト被レ存者即可レ被レ申候ト、口ヲ堅メテ調合ス。民部卿法印自ラ煎ジテ與レ之、一服にして御脈微細、二服にして脉全、調ニ神氣一而四肢温、翌日平安。其後御養生藥進上して、十餘日ニシテ本復ス。予レ時關白大相國秀吉公御感の餘、御馬を被レ下云々。此一條にて、秀吉公のいよ／＼皇胤なることをしる。いかにといふに、此八條殿の御父をば、陽光院殿(誠仁親王)と申奉る。正親町天皇の御嫡なり。是桂宮家の御元祖なり。前にいへる戴恩記の玉體と云は、すなはち正親町天皇の御事なれば、秀吉公は陽光院殿とは御兄弟なり。しかれば則八條殿は御甥にあたらせたまへば、徹書にたへず、道三に御馬をば下されしなるべし。さて八條殿をば六宮と申奉り　天正の頃いたく尊崇せられし〔割註〕太田和泉守の天正記巻左に、聚樂御幸の後、地子錢を禁庭に奉りたまふ所にも、八木八百石なり。內三百石は院御所へ、これ進上、殘りは關白りやうとして、六宮へこれを進じ候といふことと出〔割註〕も、全く、御甥のつゞきよりのことゝなるべし。かゝる次第などもて考る時は、秀吉公の心を盡して經營ありし、桂の里の殿舍を、名護屋へ下りたまふとき、日用の調度さへそへて、のこらず桂宮に讓り與へたまひしこともうべなる御事なり〔割註〕いまも桂の御殿には、其時の調度そのまゝあるのみかは、殿屋も天正の造作なり〔割註〕然る時は、後陽成天皇の御兄弟なれば、當時よろづのまゝにまつりごたしめたまひし御事なるべし。吾友伊東松が說に、秀吉公の御母をば尊び、いまもそのあと嚴然たれど、父のことたえて物にみえず。此公の威勢にては、その父の爲にはかならず納言以上の贈官をばはれがはれぬべきを、そのさたのなきもゆゑあるべく、又朝鮮につかはされし書翰に、慈母夢ニ日輪入ニ懷中一、而吾以降云々とかゝせられしは、御誕箱の夢の事なるべし。御誕は則天照大御神なれば、やがて日神なりといひたりしは確論なり。さてなむ、秀吉公の奄然として、伏見の城に薨去したまひしこと疑ふべきことにあらず。そも／＼ふるくより、開闢以來唯一王といふもの、萬國にすぐれしをば誰も々々いひはやせ

ど、凡下の人の槐位にのぼれば、絃を全くせずといふことは、あまねく人のいはざる處なれば、こたびかく考證を引て、また萬國にいふ政事といふものは、西土にては、帝王自執おこなふものなるを、皇國にてはしからず。政の訓は祭事といふ說あれど、言のもとは、奉仕事なるべしと、鈴屋翁のいはれしごとく、源氏などにも世をまつりごつといへるごとく、用語にあらず。されば臣下に、世のことをまつりごたしめて、天皇はそのことをきこしめしたまふなり。古事記上卷天照大御神の詔に、思金神者取二持前事一爲レ政といで、又同書の中卷に、神武天皇と五瀨命と議り給ふ處に、坐二何地一者平二聞看天下之政一といで、又景行紀に、倭建命の御事をいへる所に、御子者所レ遣之政遂レもありて、すべて臣下に政しめ、それを聞看御事なりしを、世もくだりゆくまに／＼、院中にて政事をとりおこなはせたまふやうになりゆきけるを、そは東の遠御門にて、大八島國の事をよろづまつりごちたまひ、天皇はうつそみにまし／＼ながら、やがて大御神とあがまへられさせたまひぬるが、上つよの風にたちかへれる大御世なり、萬葉集に、天皇の御事を申奉るとては、遠神吾大王ともたゝへたりしを、いまもかく現人神にましますは、尊しともたふとく、くすしともくすしきわざなりけり。

古語

續紀孝謙天皇神護景雲三年十月朔の詔に、東人波常衞云々、額衞方箭波立止毛、背衞箭方不立止云天、君乎一心乎以天護物曾、中畧、先乃賢人云天在々、禮方灰止共衞地衞理止利奴禮止、名波烟止共衞天衞昇止云利とあり。こは此邦の人の名言にて、漢籍より出たる語にあらず。中むかしの軍物語などにも、坂東武者とて、東人をばいたくおそれたりしも、千年のいにしへより、かゝるおもひがねなればなるべし。

歌聖

人丸、赤人のふたり、えり出して歌の聖としもいへることは、古今集の序にはじまれりしとおもひしを、萬葉卷十七、池主の家持にこたへられし文に、巧遣二愁人之重患一。能除二戀者之積思一。山柿哥泉比レ此

如レ蔑。といふことあり。紀朝臣も、是等の文によられしもはかりがたし。

〇日本錢

清の道光十年庚寅に上木せる張崇懿が錢志新編に、日本とありて鉌同開珎、和同開珎、神功開珎、神功開寶、慶長通寶、寛永通寶、延喜通寶、久安通寶、又末に無考古錢とありて、六治通寶、寶永通寶、仙臺通寶、〔割註〕此錢輪郭俱帶方皆鐵錢。」と出たるをおもふに、長德、久安、正元、大治等錢、我邦の書になきがもらせしにや。

〇曲尺

續紀、稱德天皇寶龜元年、令レ造二三重小塔一百萬基一。高各四寸五分。基徑三寸五分。露盤之下。各置二根本、慈心、相輪、六度等陀羅尼一。至レ是功畢。分二置諸寺一云々。おのれ天保七年甲申三月廿四日、奈良にて穗井田ぬしより、この物ひとつを得、浪花なる旅舍にていまの曲尺もてさし試るに、分厘も違ふ事なし。しかれば千歲のむかしより、その曲尺とはなれるなり。

〇須磨寺鐘

須磨寺の鐘をみしに、年號の處けづりたり。考るに、此鐘を專ら義經の陣鐘といへば、壽永より後の年號ありしを、いかゞなれば、かくは削りしなるべし。此寺の金鼓を見るに、貞治五年とあり。銅色もよく似たり。おなじときのものにや。

〇ひよ鳥越

津のくに一谷ひよ鳥越の事、盛衰記、平家物語などに、數千丈の絕壁にて、人馬のかよふ處ならざるよしかけり。ひとわたりにては、只文章の飾とのみおもふべけれど、おのれ其地にゆき見て、はじめてその險阻なることをしれり。實に屛風をたてたるがごとし。さてそのあたりをあふぎみるに、砂山にてあゆむに隨ひて崩れおつるなり。因ておもふに、かの源判官數百の人馬の勢ひにて、一度に絕頂より土砂

ながら下にふみおとしたるものにて、それ故に、却て人馬の足を損ぜず勝利をえられしものなり。かの軍物語かきし時は、その踏落したるあとを、そのまゝにしるせれば、文の虚飾にてはあらざるなり。此地をふみしひとは、此說をうべなふべし。

（鎭西八郎爲朝

世に鎭西八郎爲朝は、大島にて自殺せしといふは僞にて、實はその節、琉球に渡りしといふ說あれど、彼くにわたりしことは眞なれども、そは在島中のことにて、官軍をさしむけられしときは切腹せしこと疑ひなし。其證をいはん。中山世譜云、舜天王姓源。號尊敦。父鎭西八郎爲朝。母大里按司妹。宋乾道二年丙戌降誕。宋淳熙十四年丁未即位。宋嘉熙元年丁酉薨。在位五十一年。壽七十二とあり。此乾道二年は、すなはち六條天皇の仁安元年にあたりて、爲朝いまだ大島に居住せし時なり。保元物語卷三に、永萬元年三月爲朝鬼島にわたりしといふことあり。是すなはち南洋なる鬼界島〔割註〕東洋中に人のすむべき島なし」このことにて、それよりほどちかければ、やがて琉球にわたり、彼國を押領し、その處の婦人と通じ、翌年仁安元年に舜天王をば生みしなり。〔割註〕此時爲朝廿八歲也。」其證は世譜に、乾道二年降誕とあればなり。〔割註〕此年我仁安元年にあたること前にいへり。」又ひとつの考證あり。琉球神道記といふ書に、〔割註〕此書は、弁蓮社袋中といふ人の作なり。檀王法輪寺中興の開基にて、人のしる處なり。體裁は片假名まじりにて、彼國の事跡をかきしものなり。自序あり。其文に、予扶桑國東海邊裔之貧士也。中略、不意至ニ此邦一。籠ニ桂林一經ニ三箇年星霜一。爾有ニ國士黃冠馬幸明一。語レ我云。吾雖ニ神國一。昔未レ有ニ其傳記一。願記レ之。我他邦之人、何知ニ國事一。明云。我粗聞所レ不レ記。問ニ知人一。請頻故諾。爾撥ニ彼此言一。恣注ニ同廬德一。號ニ琉球神道記一。中略、于レ昔萬曆三十三年龍集乙巳四月之望日也とあり。「中ゴロ鎭西八郎爲朝、此國ニ來リテ逆賊ヲ威シ、今鬼神ヨリ飛礫（ヒリヤク）ヲナシ、亦此ニ留リヌ。〔割註〕今鬼神（マヽ）ヨリ一日ノ行程ナリ。」といふこと出たり。今鬼神とは、琉球の近邊なる島と見えて、わづか一日の行程の處なり。是まがふべくもあらぬ

鬼界島にて、すなはち永萬元年にわたりし鬼が島なり。しかるをよに大島にての自殺を、さにはあらずとて、保元物語をうたがふひとのあるは、傳信錄、國志略等の書に、朝公とて爲朝のことの出たれば也。

○利休居士所持の自在

細井氏の所藏なる利久居士所持の自在をみる。白竹に金泥して櫻の花を大中小と、上より下にさき通にしたるが、いまはその泥はおちたり。おもひのほか優美なるものなり。あながちにさびたるにのみなづまざるも見識なるべし。

○古瓦

世に古瓦とだにいへば、石の如きものゝやうにおもへるはひがごとなり。瓦といふものは、元來もろきものにて、むかしより瓦解ともいへるをおもへ。たゞ地中に埋れて石と化したるなり。たとへ千歲の物といへども、土にいることあさく、水氣なく乾きたる處なればもろし。千歲をへざれども、濕地に深くうづもれたるは、はやく石に化するなり。こは古瓦をみづからほりいだして見ざれば知れがたし。都府樓、臨海樓の瓦といへども、いにしへより土中珍愛してをさめ、地中にいらざるものは忽ち碎くるなり。

〔附箋〕瓦解ノ事、若和漢ニテ異ナル事モアランカ、考玉へ。」

○正名

日本紀纂疏曰。晉書傳曰。男女子無二大小一、悉黥面文身。自謂二太伯之後一。蓋姬氏周大王之長子。呉太伯讓レ國逃二荆蠻一。斷髮文身、以避二龍蛇之害一、而呉瀕二東海一、本朝俗皆黥面推髻。故稱二太伯之後一、則名レ國曰二姬氏一。然吾國君臣。皆爲二天神之苗裔一。豈太伯之後哉。此蓋附會而言レ之矣。とのたまへり。そも〱此公は、後花園天皇の文安の頃より、後土御門天皇の文明までおはせしなり。彼を華とし我を夷とするならはしは、むかしよりの事にて、縣居翁よに出たまひしより、此まよひ開けしなどおもへりしを、禪閤はすでにかくのごとし。

○磐井墓

豐前國上毛郡なる求菩提山〔割註〕護國寺といふ。」緣起に云、人皇二十七代繼體天皇二十二年狗岳〔割註〕求菩提山のむかひにあり。」有鬼神。惱人民。開基卜仙以法力降代之。封甕埋於嶺上。爾後祭其靈云鬼神社。」とあり。この緣起、古書とはみえず。されど古傳說をそのまゝ記せしなることは疑なし。釋日本紀に引ける筑後風土記云、古老傳云。當雄大迹天皇之世。筑紫君磐井、豪強暴虐。不偃皇風。生平之時。豫造此墓云々。〔割註〕人形原の石室のことなり。」官軍俄而動發。欲襲之間。知勢不勝。獨自遁于豐前國上膳縣。終于南山峻嶺之曲。於是官軍追尋失蹤云々。又日本紀繼體紀に、廿二年冬十一月、大將軍物部大連麁鹿火、親與賊帥磐井交戰於筑紫御井郡。中略、遂斬之云々。〔割註〕此紀には磐井を斬るとあれど、風土記の方古ければ是をとる。」上膳郡とは、すなはち上毛郡のことなり。和名鈔に、豐前國上毛〔割註〕加牟豆美介。」とあり。美介に膳字をかりしは、御食よりの義なるべし。此郡にして南山峻嶺ともいふべきは、緣起にいでたる狗が岳より外になし。此山はいと高大にして、彼山に[illegible]ざれば、かの御井郡より遁れ來て、この險阻をたのみたてこもりしが、從ての暴虐なほやまずして、此邊を劫掠し、人民をなやましければ、卜仙といふ豪強の人、もとこの山に住みけるが、衆をひきゐて、これをせめやぶり、遂に殺して甕にをさめ、山頭に埋めしなり。それを以法力降代といへるは、僧の緣起の文なり。此山の坐首長宥翁の物語に、狗岳は行場にて、いにし頃上りて見しに、絕頂に大なる石をすゑたり。其間より古き甕のはしいと苔むしたるが見ゆ。是かの鬼神を封じこめたりし甕なりとあり。〔割註〕此翁は、和漢の學に長じ、歌をよみ、かたはら古物をこのむ。おのが莫逆なり。此說をきゝて、以來鬼神社を改て磐井社とや云べからむといはれき。」此緣起、すべて風土記、日本紀とよく符合しぬれば、かへりて後人の附會ともいふべけれど、緣起中に磐井のことのたえてなきをもておもへば、疑ふべきことにあらず。しかれば筑紫の君磐井をば、求菩提山の開基卜仙といふ人、打亡

したりといひて、何のさまたげあらん。第一確證とすべきは、日本紀も繼體天皇二十二年、緣起も同御字の二十二年なり。こゝをもて見るときは、いともふるくよりひらけし山なり。

〔附箋〕卜仙の名、別に御考は侍らぬか。字音ながらにては少しいかゞ也。法力も繼體の御世にはあるべくもなし。されど事がらは、げにさこそ侍りけめ。此人の名まほに傳らざるは遺憾なり。

〔又〕法力など云設くるにつけて、やがて此名をも作り出しなめり。字義は當れり。漢字にはあらじ。

〇繼竿

いま、三絃の竿をふたつ三にもつぐことあり。かゝることむかしもあり。方丈記に、傍に箏、琵琶おの〳〵一張をたつ。いはゆる折琴つぎびはなりとあり。琴はことにながくてわづらはし。いまもをらましかば、たよりよからんをや。

〇後醍醐天皇重祚

靈尻に曰、後醍醐天皇の重祚といふ事はあたらず。增鏡に、帝伯耆の國より還御なりて、先東寺へいらせたまひて、事ども定めらる。二條前大臣道平召ありてまゐりたまへり。此度内裏へいらせたまふべき儀、重祚なんどにてあるべけれども、璽の箱を御身にそへられたれば、只遠行の還御の式にてあるべきよし定めらる。さるを重祚とものにかくは、國家の大體をしらずといふべし。

〇古墳死骸

元祿十二年九月、仙臺領平泉萬寶寺造營の時ほりいだす。その時、江戸への書上書。

一淸衡の死體入候櫃、長さ六尺ばかり、横三尺ばかり、楠板厚さ五寸、麻布をきせ、漆ぬりなり。うるしの厚さ三寸ばかり、死體不レ損。錦の裝束、太刀幷に香爐、花瓶あり。朱づめ也。

一基衡死體同斷。一秀衡死骸同斷。

一泉三郎忠衡首筒に入る。箱の高さ貳尺計り、横一尺五寸四方、漆塗。

右は九月十三日の言上なり云々、と出たり。まことにめづらしき事なりけり。これにつけても、東鏡に出たる當時の御事、おもひ出らるゝなり。

○好事家誡

世の好事家にいましむべきことあり。近來の惡習にて、神祠佛刹の寶物などをそゝのかし、又はふるき墳墓をうがち、埋みし鏡の類を尋ふものあり。かれ實にいにしへをこのむ人は、よく〳〵考ふべきことなり。もし千歳の古物、墓志の類をほりいださば、やがてその文學をば摺寫し、眞物をば直に其所に埋べし。好事の趣意は、只その文章をしるにあり。正史實錄にもれたることを、墓志碑文にてはじめてしることまゝあれば、闕典遺補の益あり。これ好事家の第一とする所なり。ようせずば玩物家のそしりをうくべし。

〔附箋〕清陳經嘉慶中所レ著。集古精舍石圖目跋曰。按漢晉磚文字。有二吉語一者。半皆墓磚。其散二弃于山村廢垣間一者、蓋由二歲久墓湮一、村人拾得レ販鬻レ之用耳。設世有二同嗜者一。不レ啻求二諸山村廢垣之餘一、而欲レ取二于古墓之已壞一者。則大非二仁人君子之所一レ宜レ爲矣。

○文章

歌のことは、鈴屋翁の石上さゝめごとに委しければいはず。さて文章の事は、先達のいまだこまやかにあげつらはれしものなし。かれこれとわたりおのが考をいふ。そも〳〵皇國にて、漢樣と皇國風といづれがふるきといふに、からざまなることいとふるし。靈異記に、雄略天皇の御時に、栖輕てふ人の墓つくられしに、いさゝかながらも其文出たり。前碑の文は、取雷栖輕之墓としるし、後碑は生之死之捕雷栖輕之墓としるせり。これを漢文の祖とす。そのゝち仁德天皇の御時、田道が墓ほりて大蛇のいでし事あれど、書紀にも其文をばのせられず〔割註〕世に蝮蛇田道公墳といふものあり。久老、千蔭の大人たちも、長歌によまれたれど、こは僞造也〕履仲天皇の御時に、諸國に國史を置き、言事を記されしといふことあれど、いまはその書なし。しかれば、うるはしく文藻をそなへたるは、推古天皇の四年なる伊豫道

後碑をもて初とすべし。それより同御時の十二年に、太子の書たまひし憲法十七條、また十四年にいできし法隆寺中院にある觀音臺座の銘を初として、三十一年にいできし釋迦の後光の銘などなり。〔割註〕同じ御時、廿八年に太子、島の大臣とゝもに撰びたまひし國史あれど、今は傳らず。」さて皇國風の文章は、日本紀にいでたる弘計王の室壽の詞を祖とす。それにつぎて法隆寺藥師後光の銘。〔割註〕作は未詳。」それより出雲國造の神壽の詞、大祓詞、大殿祭の詞、またもろ／＼の祝詞、さては和銅四年の古事記。同六年の出雲風土記。續紀にいだされたる詔詞等也。いまのかながきの文體は、先達もいはれしごとく、古今集の序、又は大井川行幸の歌の序、土佐日記などいふものなるべし。およそ文章といふものは、上古にては神に申す詞と、御代々々の日嗣の事と、又臣たちにのらする大御詔とのほかなし。〔割註〕神壽のみは、下より上に申すことなり。」神壽のごとき詞にて、上にまをす文などもありつらめど、いまつたはらず。決して花鳥風月につけ、又は戀慕悲傷により、懷を述べ志をいふとて文章かきし事なし。そはみな歌によみ出るなり。室壽や、藥師後光などあれど、わづかなるものにして、その上漢文かきにて皇國風によめるなり。眞の純粹なる皇國風の文章といふものは神壽なるべし。内にいふ。いまの俗文は、壽永、建久よりこのかた、やう／＼に一體をなせるやうなり。ふるき所にては、明衡往來などいふものあれど、漢文體にちかし。上古は今日の用を便ずること、公私ともにすべて漢文にて、そは本朝文粹、朝野群載、または菅江諸家の文集を見てしるべし。奈良のあたりにては、かの萬葉集のはし書の文もて、假字がきの文章なきことをしるべし。

○仁賢紀中一條

仁賢紀六年。日鷹吉士被レ遣後。有二女人一居二于難波御津一。哭之曰。於母亦兄。於吾亦兄。弱草吾夫何怜矣。哭聲甚哀。令二人斷一レ腸。菱城邑人鹿父聞而向レ前曰。何哭之哀甚若レ此乎。女人答曰。秋葱之轉雙双、重也。納可二思惟一矣。鹿父曰。諾。即知レ所レ言矣。有二同伴者一不レ悟二其意一。問曰。何以知乎。答曰。難

波玉作部鯽魚女嫁ニ於韓白水郎㦯ー生ニ哭女ー。哭女嫁ニ於住道人山寸ー生ニ飽田女ー。韓白水郎㦯與ニ其女哭女ー曾既俱死。住道人山寸上ニ奸ニ玉作部鯽魚女ー生ニ麤寸ー。麤寸娶ニ飽田女ー。於レ是麤寸從ニ日鷹吉士ー發ニ向高麗ー。由レ是、其妻飽田女徘徊顧戀。失緒傷心。哭聲尤切。令ニレ人腸ー斷。この文章ひとわたりにては解がたし。此文中の上奸といふ上の字を、サキニとか、カツテとかよむことを得たにせばわかりぬべし。書紀の註に、住道山寸を後夫といへるは、此上の字に心を深く用ひざりしゆゑに誤てり。

住道人山寸　麤寸　鯽魚女

こは鯽魚女が、いまだ㦯に嫁せざるまへのことなり。奸の字にては、人の妻を奸婬せしごとく聞ゆれど、さにはあらず。密に奸通して、公然と子をうますべき理なし。しかればこゝは、いまだ娘のほどにて密通しうませたる麤寸なるべし。此事はむかしのことなり。

韓白水郎㦯　哭女　鯽魚女

さて其後、新たに此鯽魚女㦯の家に嫁して、哭女を生む。此哭女、昔母の密通せし山寸の妻となる。

住道人山寸　飽田女　哭女

此夫婦の中にて、飽田女をうみ、やがて山寸が子の麤寸に嫁す。則哭女が爲には、麤寸は腹違なり。

麤寸　飽田女

右等の兄弟にて、異母の兄に嫁るゆゑに、吾夫にてもあり。又兄にてもあるなり。於母亦兄といふは、母の哭女は㦯の娘なるが、其前に哭女の母鯽魚女、山寸と通じて夫の麤寸をうめり。しかれば母の爲には、異父兄弟にて母の兄なり。夫這にしかいへり。不文なる奸字を、間男といふものにしてみる時は、哭女が爲には兄にはあらで、弟にあたるなり。

總じて此編、いと／＼むづかしくまぎらはしければ、書紀にも委しくしるされたるなるべし。

穂井田ぬし、此度東大寺なる三倉の長持釘締といふ事にかゝりて、ふるき反故あまた寫せり。この反故といふは、聖武天皇の御時、東大寺草創ありしとき、造東大寺といふ官職をおかれ、境内に大なる官舎を作り、人夫雇工職人の、日々の賃錢飯米出入の會計をすべ司らしめたまふ其役所の簿帳記錄也、かれ役人どもの帳面はさらなり、職人日雇などの請取證文等のものあまたなり。上より出たる書付類には、すべて其役所の印をおしたり。文體は皆漢文の楷書おほし。逐一に年號月日をしるし、官名姓氏實名詳也。連署のものおほし。さて是等の書付類、すべては省諸司の寮々なる、公解官符牒狀などやうのものゝ裏にかきたり。考るに、當時は紙の類も、只今のごとくにはなくて貴く、澤山になきものゆへに、かの役所より簿帳類の料に、白紙ならで、太政官へ申出て、諸司諸寮の櫃の底にたまりたる、いまのよの願伺届、演說などのものをこひ、その裏にかきしものなり。中にことにおもしろきは、民部省の反故にやあらむ。諸國の年貢、運上等の書付おほし。すべて守介掾目の連名にて、其國の印を一面にならべおしたり。かゝるもの、およそ長持にて三合ばかりもありしとなん。萬葉集にいでたる歌人の傳のしれざる人、この反故にてあまた委しくわかりたるよし、その外、續紀になくてかなはざることゞもおほくあるよし。そも〳〵此三倉の事は、容易に人のさたすべき事ならざるを、此ぬしがこたびの事、公にもきこえあげたることにて、かく筆記しても害なきよしの物語なれば、あらましきゝしまゝをのこす。唐櫃、長持百四十三合也とぞ。其中の金石、器物、錦繡、文書の類のこらず、官家の命をもて、模寫臨書せしこと、愉快なることならずや。其模本眞搨のものあれば寫しとらむとす。かれこゝにはおほよそをいふのみ。

○行宮古跡

日本紀景行紀に、遂到二豐前國長峽縣一。興二行宮一居。故號二其處一曰レ京也とあり。いま京都郡に御所ケ谷といふ處あり。谷ふところに小山あり。其上をきりならして、礎石むかしのまゝにてあり。石の大さ三四尺ばかりにて、四角にけづりたり。數は二十なり。その石と石との間四尺あまりもあるべし。いと〳〵

狹き所なり。そのあたりの地中より土器出る。疑もなき供御のものなるべし。いま天下に古物おほしといへども、景行天皇の御時の物より上世の物なし。瓦もあれど、當時瓦もて宮殿ふかれしさだかならず。崇峻天皇の元年に、百濟より瓦博士來りしなれば、その時より專ら用ひられしものにや。ことに行宮ともあれば、花さかふきなどいふ素朴なることなるべし。

○西行

西行上人は格別の人なり。頓阿法師の水蛙眼目に、心深上人語云、文覺上人は西行をにくまれけり。故に遁世の身とならば、佛道修行の外あるべからず。しかるを數寄をたてゝ、爰かしこにうそぶきありく條、にくき法師なり。いづくにても見合たらば、頭を打わるべきよし常にいひき。さるを高尾の法花會に西行まゐり、今は日くれ候。一夜この庵室にと申ければ、上人手ぐすねをひきて、おもひつることかなひたりとて、明障子を明て被レ出けり。さて念比に物語して、非時など饗應して、次の朝また、ときなどすゝめてかへられけり。弟子などいぶかりて、かねてのたまひしにかはりしはいかにといふ。文覺答て、あらいふがひなの法師どもや。あれは文覺にうたれんずるものゝつらやうか、文覺をぞうたむずるものなれと被レ申ける。〔割註〕以上要をぬき出す。」鎌倉にて銀の猫を子供にあたへしなど、凡人にてはあらざりしなるべし。

○應神天皇

品陀天皇は賢明の君にておはしましければ、今もとりわきていつきまつられたまふを、かの大山守命と大雀命とに、長少の愛のことを論はせて、大雀命の御答、御心にかなひしとて、弟なる稚郎子を太子と定めたまひしことゝ、いかにもあるまじきことにて、皇位はさるうきたる私ごとにてさだむべきものにあらず。愚の君ならましかば、さてもありぬべけれど、書紀に、玄監深遠、動容進止、聖表有レ異。などしるしたまへる御うへにては、いとゞいぶかしき御事也。因て委しく考ふるに、彼日向なる髮長媛をむ

かへられしを、大雀命戀情をおこし、遂に我物としたまひしこと、うはべにはむづかりたまはで、御顏の上などにては、穩にのたまへども、戀慕の心はたかきもいやしきも切なるものにて、御心の內にはいかにおもほしけむもしるべからず。さて天皇のおもほすやう、大雀命に位をゆづりたまはむ時には、かの濫行の議、世におこりもやせむと、うしろめたくおもほして、長少の問答にことよせ、大雀の命の心ひき見たまひしを、命も御みづからに御過あれば、稚郎子に位をゆづりたまはむやうにこたへたまひしなるべし。さるを古事記の文にては、長少の論、前にありて、髮長媛の事後に出たり。こは元來古事記の文錯亂せしものなり。いかにといふに、前に大雀命執二食國之政一以白賜、宇遲能和紀郎子所レ知天津日繼一也と出たれば、太子は稚郎子に定りたまひしを、後の髮長媛の處に、其太子大雀命といふこと出たり。こを縣居翁の說には、太子は誤寫にて御子とありしなりといはれ。鈴屋翁は、古は太子一柱にかぎらざりしことをもて、大雀命をも太子とかきしものなりといはれたり。この處を委しく考るに、こは全く錯亂せしものにて、此髮長媛の一條は、并卄六王、此中大雀命者治天下也。といふ句の下におくべきなり。しかおきて、末に長少の論をばしるされしなり。さすれば稚郎子のいまだ儲位にたちたまはざりし時なれば、大雀命を太子と申て異義あることとなし。されば書紀には、十三年九月に髮長媛の一條ありて、四十年正月に長少の論出たり。これ此考のよる所なり。

〇百人一首

小倉山莊色紙は、古來よりの說にては、定家卿とさだめたれど、かの安藤爲章が明月記に引て論ぜしより、中院入道の撰にて、定家卿は只色紙にかゝれたるまでなり。この入道とは、宇都宮賴綱にて、則爲家の妻の父なり。此說をもととして、近頃香川景樹など、百首異見に委しく（脱アルベシ）說をもて、いまは世の學者たち、定家の撰にあらざるに決す。さるを定家卿の撰びたまひし桐火桶を見るに、かの百人一首の歌十首をえり出し、歌の秀逸とし、種々論あり。また同卿の作の三五記にも十首出て、あはせて二十首まで、抄物の中に撰び

出されたり。かれつら／＼おもふに、此桐火桶、三五記などは、後世歌人のゝりともなるべき爲に、心をもちひられたる歌學の書也。それにひき出さるゝ歌なれば、玄の又玄なるものにあらざれば、容易にものしたまふべきにあらず。さるを歌にさしたる名もなき入道の撰びたるものゝなかより、百の内二十首もつみいださるべきやうもなければ、うつなく定家卿の撰なるべし。されど明月記の文もあれば、後の考をまつ。

○椎

屋代翁の說に、萬葉二なる旅爾之有者椎之葉爾盛。といへる椎は、新撰字鏡に、椎を奈良の木とよめり。奈良の葉ならば飯をばもるべし。椎の葉のこまやかなるはは、いかでかもらるべきと也。この說はあたれり。古說うけがたし。

○菊

新庄の君の御說に、菊はからよりわたりしものにあらず。神代紀の一書に、菊理姫神有。もし當時菊なかりせば、クヽの音に、菊の字かゝるべきいはれなし。そのかみ、クヽといひければこそ、此字をあてたれ。さてクヽとは、括るなどいふクヽにて、花のかたち、まどかに物をくゝりよせたるごときよりいふ名なり。さるは伊勢翁の說に、鎧直垂の菊とぢは、花にゝたるゆゑの義にあらず。くゝり綴るなりといはれたるによりて知べし。新羅人王仁が漢土の音を傳をり、鳥獸にちかき夜聲と、言魂のさちはふ大御國詞とは、かけてもうつりがたくしあれば、かれとこれとゝりまじへて字音作りけんと、鈴屋翁のいはれたるごとく、クヽといふ一音に、夜音のキユクのきの音を添て、字音をキクとは定めたるなるべし云々。そのほか考證くはしき御說にて、菊はわたりしものにあらざることをはじめてしりぬ。縣居翁の、花といへば櫻のことなりといふ說を、ある新納家の說に、翁はいかなる考證ありて、かくはあげつらへるにや。また梅をわたり來りしものゝやうにいへれど、そのわたれりといふ證なし。人けなき野山にしもおほきをおもへば、ことさらに奥山あら野にうゑわたすべきことにあらず。これはむかしより、我朝に自然

とありしものなりといふ論のあるをもておもへば、菊もしかなり。加賀の菊酒の名義などのことまで、御説に書て、決して動くまじくおぼゆ。そも〳〵この新庄の君はしも、皇國のふることとまなびに長じさせたまひて、松屋の三樹老の辨、また村田翁のかゝれしものうちたまひし月の光りといふもの、平田主が扶桑といふは日本のことなりといふ説を破し、扶桑とは九州のことをさすよし、から書の考證を引たまひて論ぜさせたまふなど、すべて千古不朽の御確論なり。古學よにひらけてよりこのかた、諸侯の御身にて、此君の右に出たまふべき御方はあるまじく、齋藤の翁にまなびたまへれど、かの藍よりも青しとかいふべからん。おのが此論、もし翁のきかれましかば、中々にうれしとおもはるべし。

〔附箋〕菊の自生なるもの、白花は山徑に多し。〔割註〕俗に言、野菊とは別なり。」また黄花は深溪にありて猶不ㇾ少。されど花園に賞せるものは舶來なること、牡丹、石竹等に等し。〔割註〕牡丹は深山に在。石竹は藪澤に多し。」さて梅は專山村に植れども、自生をしらず。さながら海の彼よりわたせるものなるべし。〔割註〕桃はまれ〳〵山中に在。」されど、こは畿內等のうへに云のみ。

〇駁　戎

元史卷二百八、外夷傳卷九十五曰、元世祖至元三年、命ニ兵部侍郎黑的一。使ニ日本一不ㇾ至而還。五年命ニ黑的ニ復ニ持書一。往至ニ對馬島一。日本人拒而不ㇾ納。六年又命ニ祕書監趙良弼ニ往使。十七年二月日本殺ニ使杜世忠等一。十八年命ニ阿刺罕、范文虎、洪茶丘等一。率ニ十萬人一征ニ日本一。八月一日風破ㇾ舟。故皆棄ㇾ軍歸。久之莫靑與吳萬五者亦逃還。十萬之衆得ㇾ還者三人耳。こはその要をぬける也。此時將軍は惟康親王にて、執權は北條時宗也。是異朝より我國を責むる始にして又終り也。この一戰に十萬人の內、漸く三人ばかり命をたすけ歸らしめたれば、大國のことなれども、我國の武勇にはおそれをなしたるなるべし。そも〳〵この博多にてのいくさのことまでに、只一二の大將の働にて、そのときの功名は誰々といふ事を、世にしりし人だになし。右十萬の軍勢を相手とするなれば、京鎌倉の武士過半も九州に下るべき理なる

を、秋田城四郎、上總介實政、草野次郎、河野六郎などいふあたりの人にて、みなごろしとせしなり。この後、からにても、征伐の論あれども、止る人ありて遂に今日にいたりて、我國をうかゞふことなきは、愉快なることならずや。因にいふ。豐公の武威、かの國におよぼす事、數々の書に出たりといへども、圖書編に、平秀吉、此爾起二于厮役一、由二丙戌一至レ今不二十七八年一、而簒奪兩詐降二諸島一、繫二其子弟一、臣二其兄一、不レ可レ謂レ無二奸雄之智一、興二兵朝鮮一、席二捲數道一、非二我皇上赫然震怒命レ將東征一、則朝鮮君臣幾二於盡爲二俘虜一、不レ可レ謂レ無二攻伐之謀一、整二造戰艦一以二數千一計、徵二兵諸州一以二數十萬一計、皆曩時之所レ未レ有、日夜圖度、思レ得二一逞一、不レ可レ謂レ無下窺二中國一之心上、使二其遣レ舍出レ衆乘レ風揚レ帆、寇二我沿海一、府郡備禦兵力、容レ有レ未レ先一時勝負得失、是未レ可レ知也。こゝに丙戌より今に到て十七八年ならずとかけるを考るに、明の萬曆卅年あたりに、此書のいできしなり。丙戌は則日本天正十四年にして、豐公の相國に任じたまひし年なり。由丙戌といへるなり。實に匹夫より起りて、不レ可レ謂レ無下窺二中國一之心上といへるにいたることは、開國以來かけてもあるまじき一大盛事なり。かの義滿公の、封をかの國にうけ、臣と稱せしとは雲泥の相違なり。此ころ松下先生の異稱日本傳を得て、かくは論ぜるなり。此書、板やけていまはまれなり。尾崎ぬしの續篇、その家に草稿あるよし、上木して世に出したきことなり。松下翁の編集三百七十部にあまれり。かの草稿は五百部にも滿ちたるよし。東堂の物語なり。

○菫

いま蓮華（ゲンゲ）花とて、春の野に毛せむ引わたしたるごとくに、うつくしく吹出る草花、近頃ふと生出しにはあらず。むかしよりのものなること勿論なり。しからば古人の歌に、かならずよみいづべきを、蓮花といふことよめるはなし。考るに、いま菫とてめではやしぬるは、いまの蓮花のことにや。いろもむらさきにて、床しきたるがごとくみゆるなれば、菫の床ともいひ、また菫の粥といふものあるを、いまも蓮花の葉を飯に和してくらふことあり。いかにもいぶかしきは、いま誰しも目につきてうつくしとめづる

蓮花の花を、古人の日につかざることやあるべき。うつなく菫とは、いまの蓮花のことなるべし。されど例の強言にや。後の考をまつ。

〔附箋〕此御說宜シカルヘシ。香川景樹ガ菫考一篇アリテ、ソレニイヘルモ、全ク此御說ノ如シ。今イフ紫ノ花ノハカナゲニサクモノハ、野ヲナツカシミナド云ベクモアラズ。サテ又按ニ、紫乃根延侔野ナド、萬葉ニヨメル紫トイフモノモ、若クハ此草カ。是ハ今少シ定メガタシ。蓮華、吉備ノアタリニテハ五形トイヘリ。花ノ五形ナル故ナドモイヘド、其證トモナリガタクヤ。都保須美禮ナドイヘルハ、キハメテ此花ニカナヒテ聞ユ。

○花薰庭

近世松のや、梅の屋、椿園、藤垣内などいへる家の名も、そのより處ふるし。萬葉集十七に、家持卿の遊聞弟喪感傷作といへる、その歌に、波太須酒吉穗出秋の芽子花爾保弊流屋戸乎 この註に言、斯人爲レ性好愛ニ花草花樹一。而多植ニ於寢院之庭一。故謂ニ之花薰庭一也。とあり。カクンテイと音にてよびしか。またハナカヲルニハといひしか。さだかならざれども、いづれか、此人の堂號、家の名といふべき名目なり。この歌の詞もて考れば、ハナニホフヤドといへるやうなり。

○支那點茶

近來は支那にても點茶大にはやるよし、以文會にて、淺井氏のある書林よりかりしとてみせられたるものに、いまの道光帝の茶會記あり。其要をぬきいでてしるしぬ。卓は日本青貝、罐子は日本尻山豆、〔割註〕此尻山豆てふこと解がたし。」茶器、日本瀨戸磁碗。日本粟田茶句。犀角鳥府。日本駿河蓮花瓶。日本肥後竹。〔割註〕皇帝所親製。」飲膳、日本三島海苔。尾張花加都美。攝州寺口大根。菓子蜜柑。このほかかの國の野菜、鳥魚の類あれども、皇國の物ばかりしるしぬ。

○賴朝落飾實朝所殺

頼朝公の落飾の事は、東鑑、盛衰記等にはなし。増鏡に、正治元年正月あづまにてかしらおろして、同十三日に年五十三にてかくれにけりとあり。又實朝公を公曉の殺せしは、石階の傍なる銀杏の樹の蔭より出たりと、普通にはいへど、是も増鏡に、見るひともおほかる中に、かの大男うちまぎれて女のまねをして、白き薄衣引をり、大臣の車よりおるゝをさしのぞくやうにぞ見えける。あやまたず首をうちおとしぬ云々。此說のかた可レ然や。石階を上りたまふときは、左右より圍繞してあれば、さうなく討れたまふべくもあらず。車よりおりたまふときは、陪從の人々も左右に平伏すべければ、その間いとすきまあり。

○尼將軍

政子のことを、世に尼將軍といふ事は、増鏡に、母北方二位殿といふ人、三人の子をも失ひて、涙ほすまもなくしをれすぐすをぞ、將軍に用ふとあれば、いはゆる年代記なる將軍の傳かける所に、政子をしもいるべきはづなり。因にいふ。明智氏も將軍の列にいるべきや。將軍の宣下はありつるならむや。

○日本後紀校合

松崎何某の物語に、此頃、御所にて日本後紀の御校合はじまれり。世間にある後紀を、あまねく求めさせたまふ所、先第一に伏見宮の御藏、是は古寫本にて二卷物のよし。又近衛殿の御藏書、又尾州家の御藏書、〔割註〕中和よりゆづられし由。一また堂上方にもありて、彼是數本をあつめ。廣橋殿是を司りたまひ、諸本をひとつに校合せらるゝよし、是迄此後紀の亡びしをなげかぬものもなきを、かく此度大詔を下したまひ、古の日本後紀再び世にあらはるゝやうになりなんは、こよなき幸なり。いにし年、塙氏からうじて十冊を求出し上木せしが、こたびの善本出て、猶かの塙本と同じものか又はことなるか。他日かの廣橋書入本をかならずとおぎりぬ。そもそも此一擧のおこるなど、皇國のひかりなり。これにていはゆる六國史全完となるなり。いとくたふとむべき御事なりかし。

○だに、すら、さへ、

内藤季高おのれにつきて歌よむことにこゝろをふかむ。ある日とひけらく、だに、すら、さへの三の詞、ひとわたりはおなじやうなるを、委しくいへば又わかれたり。すらとさへは、古歌にてまづ大體あきらかなれど、だにといふ詞、種々の說もあれど、一樣ならず。せめてといふこゝろをこむる時にいふなどいふ說もあれど、古今の春やとき花やおそきときゝわかむうぐすだにもなかずもあるかな。といふ歌などにては、鶯だにもせめてなかずもとては、むげにわからぬなり。おのれこたふ。是はむねと第一におもにするといふこゝろあり。さやうに心得るときは、千萬首の古歌もとけがたしといふ事なし。俗にいふさへの所に、むかしはだにといへり。たとへば衣服はなくとも家ゐはあらずとも、たゞ米だに〔割註〕いまは米さへといふ。〕あれば、いのちはつなぐなり。又は酒宴の上にても、肴はなくとも酒だにあれば興にいるといふ心にて、とりわきてむねとするものゝことにあたるなり。かの鶯だにもといふも、第一の鶯たにもいまだなかずといふこゝろなり。さるはこの三の詞を一首によみこみてましとてよめる歌、

誠だにあらばいやしの賤すらも後のよさへに名をもあぐべし

といふ心なるべし。すらはさもあるまじきものゝことにいひてでもといふことと。さへは副にて、までもといふ心といふは、誰もはやくよりいへれど、このだにといふおもにといふことは、いひし人もなけれど、いかにもさおもはるゝなりといへれば、季尙もうべなへり。

○文覺詠歌

信實朝臣の今物語に、文學上人の歌とて、

世の中に地頭ぬすびとなかりせばひとのこゝろはのどけからまし

とあり。此一首もて、その頃武家の權をとり、國司などをないがしろにし、わがまゝせらるゝぬす人に

くらべたるなど、正しきことゝなり。此上人の豪邁なるも又しりぬべし。

〇今の俗語におなじき古言

いちとゝいふ詞、うつぼ嵯峨院の巻にみえ、または今物語、秋夜長などにもいでたるを、すべていまいふちとのつかひざまなり。おのれといひて、人をおとしめいふこと、宇治拾遺にあり。又宇津ぼに、尼の二てんといふこともあり。いまいふ詞の、おもひのほか、ふるくよりいへるがおほし。いま貴人の何事にても物することをあそばすといふ。是もうつぼ吹上に、やまとうたあそばすとあり。又御ごあそばすとも出たり。祭使。いま夜とぎなどに物くはするを目さましといふ。是もうつぼに、よみのひと〴〵目さましにたまふとて云々あり。口いれといふことは住吉にあり。色ごとの媒妁にいへり。耳よりといふもあり。大和物語に、つゝみに物などいれて云々などもあり。つゝみといふは、物をつゝむものにて、此詞はふかくてよし。さるをふろしきつゝみといふは、慶長の頃の書にもあり。ふる〳〵よりいまもしく風呂場のあがり口にしくあり。それにて物をつゝみたるなり。この風呂しきの名は、後にてたゞつゝみといふは、大和物語也。また増鏡に、淺原の爲頼が内裏に狼藉せし時、御門はいづくにおかなぞとひしことあり。此詞もふるし。水鏡にうかひといふことあり〔割註〕節用集、御字本宗因記鵜飼、かねをばつくといふにかぎりたるやうにおもひしを、水鏡に、鐘をうつとあり。又からだのことを五體といふは、後の事かとおもひしを、秋の夜長に、五たいを地になげていのるといふことあり。同書に、書院の窓よりふみをいれたることあり。いまの書院床のやうなり。いにしへは書文几といへるを、書院のまどともいひしにや。同書に、その坊主といふことあり。これは坊のぬしといふことにて、いまいふ體語にあらず。同書梅若の勢田にて入水の所に、ちかき鳥邊野にて云々とありて、火葬せしことあり。火葬場をばやがて只鳥邊野としもいひしなるべし。今物語に、あるじはあるきたかへてといふことあり。いまいふ留守なり。よき詞なり。同書にかはゆき事といふ事あり。いまむごいといふ意なり。可愛の心にあらず。又

同書に色なほし〻てといふことあり。いまの心とおなじ。宇治拾遺に、横座とあり。いまも田舍などにて客座をよこ座といふ。〔割註〕いろりの横也。」同書に、物くひしたゝめてとあり。いまも物くふことをしたゝめといふ。同書に、勿體なし云々。博打の打ほゝけ云々。又清水に千度參りといふこともあり。いま專ら御千度とてするもふるし。又河にざぶりといる。又づぶりと云々など、いまいふ詞とおなじ。かやうの類あげてかぞへがたし。物みる度にぬき出すべし。濱松中納言物語に、ひとをさしておまへ、といへり。西行物語に、あいさつといふことあり。又堤中納言に、前夜といふ事をゆふべとあり。又枕草紙に、さいまへるといふことあり。衣の事をきものとは古言にいへど、きるものとは後かとおもへば、はやくうつぼに出たり。猶おひ〳〵かきのすべし。

○男女共寢

いにしへは、男女相あふて打とけてぬるには、夜の衣をぬぎてねるなり。さるは衣かたしくとは、獨りねの時は、はだかにていねざれば、衣のかたつらは床にしかるゝゆゑなりと、先哲もいはれき。因ておもふに、ふるき春畫をみるに、すべてまはだかなり。烏帽冠のるいをばきたれど、褌までもなし。かの小柴垣などもさやうなり。畫の徳はかゝるところにて誠に妙なり。衣かたしきの詞、畫もてよくわかるなり。畫を見ば、よく〳〵心を用ゆべし。

○同じ文字のつゞきたる

文章に同じ文字の打つゞきて、重りたる例かず〳〵あれど、先むねと手ぢかき所にいはむ。伊勢物語四段、打なきてあばらなる板じきに、月のかたぶくまでふせりて、去年をこひてよめる。源氏桐壺に、三代のみやにつたはりぬるに、えみたてまつりつけぬになどなり。ことにてもじはいくらもかさなれど、餘の字すくなし。

筱舍漫筆　卷之五

○無禪物語

瀧谷翁の物語に、無禪とて百歳の上いきのびたる人あり。能筆なり。近衞殿信尹公幼少のときより養ひたまひしよし、此人のものがたりのよしいひ傳ふることは、相國寺門前二本松といふ所に、手跡の指南して世をわたれる人あり。大坂に諸浪人籠城といふことの聞えしとき、此人宅を出て南へさし出ゆきけるを、處々より二十人三十人ばかり從者とおぼしき人出來たり、あやしきまゝつけゆきためしゝが、三條あたりにては、二三百人にもなりしやうなり。さては大坂籠城のひとなるべしと、直に板倉へしらせければ、追手出たれども、とくもはや落のびたり。後になりしに長曾我部元親のよし、そのほかかゝること、此無禪翁おほくしりたりとぞ。

○喪　中

俗に忌に籠りをることを隊中といふ。こはもと喪中なるべし。森を毛利とかながきにして、いまはモウリといふがごとし。

○をさかべの神

世にをさかべの神といふが、姫路の天守の上の壇にすめるよしいへるは、うきたることかとおもへば、さにあらず。いまも上のだなはまくらにて人上ることを得ずとぞ。社は城内にありて、つねに祭りおこたらずとぞ。女神のよし、天守の上のだむは六疊敷となん。木下秀吉の作りしなるべし。

○眞　木

江戸の方言に、薪のことをまきといふ。ふるくよりも、只木のことを、まきといふを、こは奈良のあた

りのことにて、後にはいはぬかとおもへば、玉葉集に、後鳥羽院宮内卿とて歌出たり。

杣人のとらぬまきさへ流るめりにふの河原の五月雨のころ

○戸口

戸口といふ詞は、伊勢物語にはゝやく出たれど、歌にはよまれぬにやとおもひしを、玉葉集、從三位親子、

夏の夜はしづまるやとのまれにしてさゝぬ戸口に月そくまなき

○喜撰法師

喜撰法師の歌は、百人一首のほかには、をさ〳〵見あたらぬを、是も玉葉集に、題しらず、喜撰法師とて、

このまよりみゆるは谷のほたるかもいさりにあまのうみへゆくかも

○秋曙

春のあけぼのとはよめれど、秋の曙とはよまれぬやうにおもひしを、玉葉集秋歌とて、永福門院内侍、

吹しほる四方の草木のうら葉みえて風にしつめるあきのあけぼの

○小倉山

いまの嵐山は、いにしへの小倉山なることをいへる證をえたり。玉葉集に、爲家、

をくらやまみやこのそらはあけはてゝたかきこずゑにのこる月影

是よりまたたしかなるは、同じ所にかつらなる所へまかりて侍りけるに、小倉山にて月の入にければ讀侍りける。四條大皇太后宮信濃、

おとにきくをくらの山は月かけのいりぬる時の名にこそありけれ

柞よりいまの小倉を見渡せば北なるべし。是よき證なるべし。
〔付箋〕さきに聞へ奉りし無題詩の句をも、此おくに書くはへたまはゞ、いよ〳〵たしかなるべし」
この一首にて、いまのあらしやまなることをしるべし。あらしやまといふことも、後鳥羽の御時にはやくいへり。そのまへよりもありつらめど、是も玉葉に残月といへることを、俊成、

またたくひあらしのやまの麓寺すきのいほりに有明の月

この歌もておもふに、またいま法輪寺のある山なるべし。いま花の專らあるやまとは、ひとつやまにあらで、すこし尾谷のさまありて別なり。此麓寺といへるは、則法輪寺の事なるべし。されど山家集に、
秋の末、法輪寺にこもりて、

をくらやまふもとに秋のいろはあれやみねのにしきのかけにたゝれて

いま一首あれど、はぶきぬかし。
と出たるをおもへば、いまの法輪寺のあたりも、をぐらやまなるべし。とにかくにいまのあらしやまは、いにしへのをぐらやまなることけちえんなり。

〇仙洞御所御物

仙洞御所の御物の内に、青磁の火鉢ありとぞ。これに菊桐の御紋つきたれば、日本燒なりと人もおもへりしを、こは大坂太閤、からにあつらひて作らしめたるを献りたまひしとか。さもあるべし。

〇信長公感狀

鹽尻に曰、光秀山崎殁落のとき、ひそかに遁て濃州中洞佛光山西洞寺に隱居し、姓名をかへて荒須又五郎と稱す。關が原の役に、神君に屬し奉るべしとて、親類をゐて出陣せしに、路次にて川水におぼれ死しけるなり。其弟宗三が子不立とて禪僧なり。今中洞に住す。彼所持の感狀をみしに、

今夜臂時之間討捕數百騎、木目、今庄、府中、三ケ所令落居候段、日本古今無双之働、誰か及候哉。

誠以言語道斷也。爲報當座之苦勞、我家代々之吉光（印アリ）太刀貞宗（印アリ）脇差與令遣候。追付分國可差遣候。彌下知尤に候。

八月十七日　信長判

明智日向守殿

○大坂落城

又曰、慶長廿年五月七日、大御所茶臼山の御陣にて、間宮權左衞門、豐島刑部をめして、大坂の城へまゐり、秀頼死生を見屆可歸よし也。兩人寅の刻に城中に入、明がたにおよぶ頃に、五十ばかりの男、腰がはりの熨斗目を着し、〔割註〕髮をきりさげられしとみゆ。〕一段ひくき處にて火をくむ。立よりていはく、貴方に頼みたきことあり。我等大御所より內府公へ御使にまゐるものなり。御機嫌はいかゞやとゝふ。かの者答て、我君はいまだ御存命にて、大野修理、速水甲斐なんど守護し奉るといふ。依て件の者とゝもに、內府の御座所にゆきしに、山里丸の道明寺倉の前を、井伊掃部、手にてきびしく圍みたり。兩人、井伊にあひ御仰のまゝのべて、御使のさま如何すべきやと問ふ。井伊氏のいはく、內府を紀州高野山へ御供つかうまつるべきよし、大御所命ぜらるゝ所といふべきよしをいふ。兩人諾して、梅戶忠助〔割註〕片桐が僕。〕といふ者と共に、土藏のまへにゐたり、速水、大野をよび出させ、あひて右のさまに申し、人馬のかず、貴方のはからひをきゝて其用を辨ふべしといふ。大野は朽葉の熨斗目を着し、左の眼に手をおふとみえて血ながれ出づ。速水は腰がはりの熨斗目を着し、白き鉢卷をしたり。いづれも甲冑をばきず、大野承りてのちいはく、我君および女人ら、長途の備に御乘物三十丁、其外人馬なにほどと申つけられ可ㇾ然となり。兩人のいふ、此みぎり乘物おほくは調へがたかるべし。役人につたふべしとて走りいで、井伊氏にあひ、しか〴〵といへば、秀頼存命疑なし。さらば一時にことをなすべしとて、鐵炮をつるべてもみたて〳〵下知せしかば、煙あがりて燒出しければ、兩人とも八日の辰の刻に茶うす山へ

立歸り、大坂のありさまを申あげければ、御感不ㇾ斜して早速御出馬あり。〔割註〕間宮權太物語。」このおもむきにては、かの高野へといふ事は、神君よりの仰にはあらず。井伊氏の即智にて、いよ〳〵秀頼公の死生の有無をしらむがため謀計をもらし、大野をあざむきしに、乘物のことをいひたりければ、さてはとて事をなせしなり。御感不ㇾ斜といふことは、第一井伊氏の取計のことなるべし。

〔附箋〕東日、秀頼公右大臣也。内府トハイカン。」

○秀吉公のはなし

又日、秀吉の藤原と氏をかへんとおもはれしは、元土民なれば、草かりのなりのぼりといふ心にて、かの鎌足の御名もあればとて也。しかるに稙通公承知なければ、菊亭殿のはからひにて新姓をたまはりしなり。

〔聆濤閣帖

津のくに吳田なる吉田氏は、世々好古家にて、其名、世にたかし。聆濤閣帖といふものあり。誠に目をおどろかすべし。

〔頭書〕頼閑云、津の國兎原郡住吉村吳田の吉田喜平次〔予が訪し明治十四年の當主は、隼之助とて、兵庫縣々會議員也。〕桂其他一切、竹にて作れる書齋あり。古書古器物多く有り、海近き家ゆゑ聆濤とは號けしならむ。酒造家にて、桂宮へ立入りし事、同宮日記に見えたり。」

その中のことにめづべきもの左のごとし。

一延暦十五年九月廿三日田劵　墾田主劵東人

一元和三年七月着到　藤原秀淸書

一保元二年九月廿三日文書　藤原秀衡書

一天平寶字六年十月八日阿毗曇經卷十一跋字

一弘安十一年二月十日文書執筆宋人法性記
一乾元二年四月一日田券
一武藏坊辨慶之書
一無垢淨光大陀羅尼　百萬塔中所收物
一嘉祥元年三月十七日田券　墾田主清江宿禰
一文治五年曆
一釋元曉書　咸亨二年
一文覺書
一貞觀十三年三月三日古文書〔割註〕前上野國大目從五位下安倍小水。」
一仁壽四年十二月十一日田券〔割註〕墾田主秦忌寸普麿、相賣秦忌寸眞工女。手形有。愛知郡の印有。」
一康和四年九月廿二日佛書
一天曆六年十一月廿五日田券〔割註〕賣人安岑。平群の印あり。」

いまの主人いまだ年わかしといへども、好事尤ふかし。家藏をばおとさゞるべし。集古十種中に太政官瓦といふもの出たり。是此家の藏物なり。

〇巽屋の話

辰巳や翁の物語に、招提寺東堂に、高さ貳尺ばかりにて八角なる木の龕あり。舍利龕といふものなり。それに天平寶字五年の文字黒にてかきしが、いま現然たりとぞ。そのゝち東堂ことさらに見にゆきしが、はたして翁の詞の如く、此物いまだ好事家のしらざる所なるを、ふと千歳以上の物あることをしるは、愉快なるわざなりかし。

〇李龍眠畫

いにし年、赤馬關なる廣石氏にて、李龍眠のかきし畫卷をみるに、その國の趣、軍旅のやうにもみえ、又天子の行幸のこともおもはる。手かせ、首かせいれたる罪人どもをゐてゆくさまもあり。大象にのりたる、□馬を御する、車をおす、馬を走らする、山海の珍翫をさゝげたる、人をおひたる、人に殺されむとしたる、千緒萬端やうくさまくにて、人物は三寸ばかりにて、すべて設色なく、黒畫なり。眼ざしのするどきこと、眞にいけるがごとし。山水卉木はいと粗にして、たゞ人物は精密なること、西洋あたりの銅版のごとし。卷末に、元豐貳年八月李公麟畫とありて、龍眠居士の白字の印を踏に仲穆と李琟元暉と二人の行草の文あり。さて此圖をくはしくみるに、戈または矢などの、ま直ぐなる所すべて直ならず。なゝめにて目にたつなり。明畫などにひきたる筋のことなし。宋あたりの世にては、いまだ極定木やうの物もちふることあらざりしにや。丹青家にとふべし。

○人の名

いにしへより、人の名に熟字もてつけたるあり。春道列樹、大江千里などいくらもあり。かゝる名は和漢にわたりていとめでたけれど、貫之、敏行などいへるは、字音もて唱へなば、聖語の味もをかしかるべけれど、つらゆきといひては、つらとは列なる事か。又頬かにて、ゆきとは雪か。行かにて、列行といひても、頬雪といひても義あらず。又としとは、年又敏をもよめれど、是又ことわりなし。かゝる名ことにおほし。聖賢の金言もて名づくるなどは、なほ字音もて唱へまほし。

○新嘗會

いま佛法みさかりにおこなはれぬれど、さすがに神國のしるしいまもいちじるしきは、こたび新嘗會につきて、町ぶれのいだたるをみしに、

來ル十七日新嘗祭被レ行候に付、十六日暮六ツ時より十八日朝五時迄、洛中洛外寺院は勿論、町方大鐘鉦之音不レ致候様可二相謹一候。尤法事執行候とも穩便に可レ致、又右之日合中僧尼並法體之輩御築地

中往通停止之事。

こは毎年のさだまりにて、都の人は心もつかざるべけれど、こをもて見る時は、吾國の大御神は佛をばいみたまふ事なるべし。さるに八幡大菩薩としも申奉ること、かの天皇の御こゝろには、いかにぞやおぼしめすらんかもしるべからず。さはいへ、是は人の世となりての事なり。二神をもすべて權現と稱するなどはゝなはだしきたゝへ名なり。

○桂氏藏百人一首

桂道明の家に傳ふる所の百人一首、小本烏子紙、筆者堯孝の門人周興律師のきはめなり。奥に、岩鶴丸數奇懇志異二于他一間所レ獻書レ之而已。長享元年極月十四日とあり。考に百人一首を定家のかきたまひしは、文暦二年五月廿七日なるよし、明月記にしるされたり。いま天保十一年よりは三百五十三年なり。歌ごとに註あり。又序文あり。別に寫しぬ。普通本とことなることは、第一數の順徳院御製の末に、三條右大臣〔割註〕名にしおほはゞ」左京大臣道雅〔割註〕今はたゞ」良暹法師〔割註〕さびしさに、」と、この三首にてとゞめたり。またてにをはのことなるとは數々なり。蟬丸〔割註〕わかれつゝては。」陽成院〔割註〕淵となりける、ぬ。」和泉式部〔割註〕あふよしもかな。」紫式部〔割註〕それともしらぬまに、」わかぬ。赤染衛門〔割註〕かたふくまでに、の、」伊勢大輔〔割註〕九重ににほひきつらん、ぬる哉。」基俊〔割註〕契りおきしさせもかよむきり、露を、」法性入道〔割註〕雲間にまよふ、まかふ。」兼昌〔割註〕いく夜ねざめの。ぬ。」顯輔〔割註〕影ぞさやけき」影のさやけさ。俊成〔割註〕世の中に、よ。」俊惠〔割註〕明やらぬ、て。」西行〔割註〕かましき、かほなる。」殷富門〔割註〕色かはるとも、かはらじ。」

また作者の名のかきやうに、いさゝかばかりかはりたるところあり。在原業平〔割註〕朝臣の字なし。」中納言敦忠〔割註〕權字あり。」大中臣能宣〔割註〕朝臣の字なし。」大僧正行尊〔割註〕前字なし。」三條

院御製、前中納言匡房〔割註〕前を權に作る。」法性寺入道〔割註〕前關白太政大臣なし。」崇德院御製。俊成卿〔割註〕皇太后大夫の字なし。又卿字をそへたり。」藤原清輔〔割註〕朝臣の官なし。」前大僧正慈鎭〔割註〕圓にあらず。」さて此うちに不審なるは、三條、崇德の兩帝にかぎり御製ありて、餘の帝はなし。餘の方御製の文字おちたるにや。されどさやうにもおもはれず。ゆゑあることにや。後の考をまつ。序文は別に寫さむとおもへりしをこゝに出しぬ。

俊成卿はいとけなくして、俊忠にはなれて、二十四五のころより、基俊の弟子と成りて、みちの事相傳ありき。しかのみならず、貫之の子孫なんどになるべし。歌撰の書つぶさにきゝおかれて侍るあひだ、內々のぞまれける時節、後の白川の法皇より勅定をかうぶりて、金葉集、千載集をせむぜらる。此ときも勅撰の儀式つぶさにしるしをかるゝあひだ、定家卿も一度勅定をかうふりて、勅撰をなむせばやとのぞまれけれども、後鳥羽の氣色つゐにかひ〳〵しからで、やう〳〵此道をもてかくてあるばかりにて、新古今をば、鳥羽院御自撰あり。〔割註〕こゝに鳥羽院とあるは、後の文字おちたるなり。」しかる間建保・承久にて、嵯峨に山道の中院とて會所をたてゝひきこもりて、その會所のしやうじに、此百人の人の心を繪にかいて、定家の心にあへる所の歌を一首づつかける、その百首の歌なり。いかむとして定家、此歌どもを撰ばれけるぞといへば、當時天下によき歌とて、人のほむるは定家の心にあはれなり。然間もし勅撰のことを仰くだされば、かくのごとくせなすべきといふ、定家卿のこのむ所の歌なり。そのゝちよしとき後鳥羽院をながし申、御一流いまで天下に御座なきやうになりたるとき、後堀河院位につかせたまふに、息女の民部卿の典侍を宮づかひにまいらせて、連々勅撰のことをのぞみ申されけるに、望のごとく仰くだせれければ、その時新勅撰をせむぜらるゝなり。此百人一首は、新勅の土臺といふことと、もつとも正躰なり。新勅撰を早速にせむじて奏覽あることは、此百人一首ゆへなり。みちのみやうがある書なれば、歌よみといふ人、これをまもりにかくるといへり。百

人の歌を一首づつかきたるゆへに、百人一首とはいふなり。此書は堯孝法師の注意にて、此序文も同じものか、または周興律師の作にや詳ならず。さて此文中、考ともなるべき事あまたあり。かゝるものに正しき傳へのあるものなり。ゆるがせに見るべからず。此たび道明おのれにつきて、歌よむことをまなぶに、かゝるめづらしきもの世にあらはれぬるは、是又和歌の一徳か。桂家は舊家なれは、またかゝるおもしろきものいくらもあるべし。たづねとふべし。與善なる岩鶴丸といふ人は、まだ考えず。所ㇾ獻書しとあれば貴人なるべし。

○僧家日記

新田義貞の花頂山に栖籠たりしとき、夜な〳〵はさびしき時は棊を打に來れるよし、粟田殿の〔割註〕靑蓮院。」日記に出たるを見し人の噺なり。其外、寺々の日記には、六七百年以來のこと、軍のさま何やかや記せしものおほしとぞ。いますべて其日記は、寺々にあれば、つてをもてそろ〳〵うかゞひみんと、相國寺の日記は、足利十三代の記錄して、當時のさま、文武の事、政事すべて、五山の僧に筆記せられしことなれば、只聞傳へ風說といふ事にもあらず。すべて實錄、この日記廿卷あまりもあり。ちか頃桑名侯〔割註〕いまだ白川の時は定信君也。」こはれて全部うつされ、其代りに表紙うらうちし、箱にいれて寺にかへされたりとぞ。又東寺の日記には、安國寺がとらへられしこと出たり。又西洞院家時慶卿の日記は數卷なり。其内に大坂落城の日に、石火矢の音の山崎にきこえけるを、領所の百姓來りて物がたりせしよし、又石川五右衛門が釜いりを、若黨の見て來て申たりしを記されしなどもあり。此時慶卿日記をば涉獵して抄錄せんとす。天正、文祿、慶長、元和の事、專あるとぞ。補史の一助なるべし。

○屋のむね川

近江の國あたりの河は、平地よりもいと高し。俗に小兒のわるさをすれば、川になげあぐるといひておどすよし、さて此川の高き理、まづいとわたりは誰も〳〵しれることにて、其ながれ出る水源ある山、

すべて砂山なれば、谷水につれて其砂川に出るゆゑ、川の底たかくなりゆきしなり。さてまた是をくはしく考るに、畢竟一丈二丈と山のごとくなりたるは、かの河の上に砂を洗出しあらひ出して、その水、田地畑などへあふるゝゆゑ、それを防むとて、川の中央の砂を左右の堤にかきあげ〳〵して、幾千年も左右にあげたれば、遂に山をなしたるなり。神代のむかしより、高き川にはあらで、世々の人の高くしたるなりけり。いとあさはかなる考なるべけれど、近江路を過ぎける時、考へつきたればかくなむ。

○古本の點

ある古寫本を見たりしに、主上の御事を上と申奉る處に、上の字の傍に一と點をつけたり。こはうへと上聲に申奉るべきしるし也。一の點のなきをば一にて、すべて平聲にてよめとの事なり。かゝる事こそ皇國の第一とすべきことなれ。因にいふ。漢文にては、闕字にすることもつぱらなれど、皇國にては、和文といふものに、闕字にしたることなし。それを近世漢風にならひ、和文體にもいはまくもかしこかれど天皇の云々と、文字をあけたるあるはわろし。又序跋などに、年號を本文にはなしてかき、又姓名を別にかくことなきことなり。漢文にも、彼土にてかゝぬごとくぞ。いつのころよりかくかきしにや。

○異　學

この頃ある人よりきく。清國より長崎に申來るは、物徂徠の辨道、辨名、此度かの國にて上木あり。翰林學士何某の序跋あり。此人の著述の分、のこらず渡しくれ度よしなり。論語徴はとく渡りて專行はるゝよし、當時かの國にては、徂徠學大流行とか。その辨道、辨名二書ともに、京にもてる人ありとなり。その序跋みまほし。もとより朱學を排し、一家の私論をたてたる翁なれば、打見てはめづらかにしてをかしけれど、やゝ〳〵に見さめするなり。いまかく支那にておこなはるゝといへども、ながくはつゞかざるべし。されど奇世の豪傑、皇國の規模なるべし。いまの句を摘み、章をあつめ、抗顏人を蔑視するの徒に、比較すべけむや。おのれいまは支那の學をばふつに心がけねど、やゝもすれば舊癖おこり

ぬべし。

○舞　考

古事記、神代卷石戸段に、天宇受賣命の於天之石屋戸伏汙氣而、踏登杼呂許志、爲神懸而、掛出胸乳、裳緒忍垂於番登也。中略。何由以宇受賣者、爲樂、亦八百萬神諸咲云々。傳に、樂は阿曾比と訓べし。凡て樂は、和名鈔に、雅樂寮、宇多麻比乃豆加佐と見え、書紀顯宗卷に、奏樂などある訓、宜く聞ゆれども、猶思に、阿曾比と訓ぞよけむとありて、ゐらぎあそぶといふことは、この處はじめなれど、舞といふものにはあらず。舞といふことのはじめて見えたるは、同書允恭卷に、穴穗御子の輕太子を責たまふ處に、爾其大前小前宿禰、擧手打膝儛訶那傳歌參來。其歌曰、美夜比登能、阿由比能古須受、淤知爾岐登、美夜比登登余牟、佐斗毘登母由米云々とあり。傳に、儛訶那傳は、舞て手を動かしはたらかす也。〔割註〕儛と訶那傳と二ツには非ず。訶那傳は即舞ふ手のさまなり。」と解れたり。又同書に、神代卷天若日子が矢に中りて失し時に、日八日夜八夜以遊也と出たる處に、儛といふことはなけれども、允恭卷天皇崩座し處に、新羅王樂人を貢り、張種々樂器、自難波至于京、或哭或儛、參赴於殯宮也。〔割註〕新羅は戎狄ながら蕃國なれば、御國の禮を奉仕れるなり。」さて喪に如此樂せしは、何の所以ぞと云に、まづ人の死たるは、彼天照大御神の天石屋に隱れまして、世の闇夜になれりしに類たる故に、其時の故事をまねびて、歌樂て其人を復此世に還りたまへと、招禱る意より起れりといはれたり。古事記顯宗卷に、爾山部連小楯、任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂。於是盛樂酒酣以次第皆儛。〔割註〕此條は、書紀委しければ、爰には省つ。」書紀顯宗卷に、天皇室壽の詞をうたひをはりたまひて後、殊儛といふことをしたまふこと出たり。其註に、殊儛古訓之立出儛。立出此云陀豆豆。儛狀者乍起乍居而儛之と出たるぞ。舞といふものゝさだかに物にみえたるはじめなりける。又持統卷貳年十一月、皇太子率公卿百寮人等與諸蕃客々、適殯宮而慟哭焉。於是奉奠奏楯節儛。

云々と出たり。〔割註〕この栖節といふこと、いまだ考えず。」また下りては、續紀に、天平勝寶元年十二月に東大寺にいでまして、佛事おこなはせたまへる時、又四年四月に、大佛の開眼れし日、音樂ありける中に、久米儛といふものありしことあり。三代實錄に、貞觀元年十一月十九日。天皇御㆓豐樂殿廣廂㆒。宴㆓百官㆒。多治氏奏㆓田儛㆒。伴佐伯兩氏久米舞。安倍氏吉志舞。內舍人倭舞。入㆑夜奏㆓五節㆒。並如㆓舊儀㆒。また北山抄に、承平記を引て云、於㆓舞臺東㆒供奉舞人。在㆓前後端㆒者服㆓四位袍㆒。中間服㆓五位袍㆒。皆帶劍。纏㆑頭拔㆑劍舞。無㆑歌以㆑琴爲㆑節舞。如㆓駿河舞㆒云々とあれども、いまは傳はらず。此中にある五節舞は、天武天皇の吉野に御幸ありて、天女の空より舞下れるをみたまひ、そのさまをとりて女子にまはしめたまへる也。又東遊といふ舞あり。是はいまも存り。あるは神樂の舞、または祿たまひし時の舞、踏の舞。〔割註〕欽明天皇の御時、高麗より雜樂わたり來りて、雜樂の舞といふあれど、こは御國にていできしならねば論ぜず。」などをあはせて十二種なり。又それより下りて、鳥羽天皇の御時、島の千歳、和歌の前といふ白拍子あり。水干に立烏帽子、白鞘の卷をさいて舞ければ、男舞といふよし、平家物語にいでたり。宇治拾遺に、鬼にこをとられし男の、のびあがりかゞまりて舞べき、かさりすちりもぢり、えい聲を出して一庭を走りまはり舞ふ云々。源平盛衰記に、鹿谷會合の處に、瓶子の首を直垂の袖にておとしければ、康頼つひたちて、たほれたる平氏の首をば取るにしかずとて、是をさしあげて一時舞たり云々。平家物語に、奈須與市が扇を射たる時、敵の船より餘のおもしろさに、感にたへずやおもひけん。年のよはひ五十ばかりなる男の、黑皮をどしの鎧着たるが、白柄の長刀杖につき、扇さしたる處にたちて舞すましたり云々など、時にとり興にふれて、舞かなづること、いくらも物に見えたり。是は法式のあることにあらざれば、舞とことさらにいふべきものにあらず。又そののち、北條高時田樂といふものを玩び、一時大に世におこなはる。〔割註〕此田樂、いつの頃よりいできしか。いまだ考へず。」また下りて、足利義政公のとき、猿樂といふ一種のものいでき。〔割註〕ふるくよりさるがうなどいふこと

あれど、こはざればみたはむるゝことにて、きはだちたるものにあらず。明衡往來に、又有ニ散樂一〔割註〕散樂者猿樂也。」之態、假成ニ夫婦之躰一、學ニ衰翁一爲レ夫、模レ姥爲レ婦、始發ニ艶言一、後及ニ交接一、都人士女見者莫レ不ニ解レ頤斷一レ腸云々。」雅樂と共に世には行はるめり。されどこのものは、ありし昔の事をまねび出すにて、いはゆる劇場とおなじこゝろなり。たゞこの猿樂の中に、神舞、序舞、男舞などいふものゝあるは、かの白拍子の舞よりやうつりにけむ。〔割註〕男舞といふ名、已に白拍子にいへるをおもふべし。」狂言といふものゝ中に、小舞とて一種あり。又ちかき頃、專おこなはる舞子がまふは歌の舞あり。〔割註〕こはかの白拍子の遺風なることいちじるし。」さて允恭卷なる新羅人の舞、持統卷の栖節舞などは、いかなる謠にてまひしにや、考ふべきものなし。允恭の大前宿禰が儛、かなでしときの歌は、やがておのが作し宮人のあゆひのこ鈴といふ歌なり。顯宗天皇のは詠言なり。五節舞は、乙女子が少女さびすも、から玉を、少女さびすも、そのから玉をといふ歌を、五聲うたひつゝ、五度袖をひるがへすより五節といふと、盛衰記に出たるがごとし。東遊も、神樂も、みなうたひものあること論なく、白拍子の舞ひし歌は今樣にて、すなはちその時により舞人自作りしなり。平家物語に、佛御前うけたまはりさぶらふとて、今やうひとつぞうたふたる。

君をはじめて　みるときは　ちよもへぬべし　姫小松　御前のいけの　龜をかに　鶴こそむれゐて
あそぶめれ

といま樣にうたひしなり。是佛御前が平相國に初めて見參せしをりなれば、祝してうたへるなり。〔割註〕うつりては人のうたひし今樣、時にとりては謠まふなるべし。」しかれば白拍子の舞は、今樣にかぎりしやうなれども、又あながちにさにもあらず。卅一字の短歌をもまふことあり。東鑑に、靜女を鶴岡の廻廊にめして、義經のありかをたづねらるゝ處、靜先吟出歌云、吉野山峯ノ白雪フミ分テ入ニシ人ノ跡ゾコヒシキ。次歌ニ別物曲一之後、又吟和歌云、シヅヤシヅ〱ノヲダマキクリカヘシ昔ヲ今ニナスヨ

シモガナ。といふことあり。此靜が短歌うたひて舞かなでたりしを、よく〳〵おもへば、允恭天皇の御時大前宿禰が、

宮人のあゆひの小鈴落にきと宮人とよむ里人もゆめ

と謠ひて舞かなでたりしと、同轍なるもをかしや。さるは世に名目のつきたる舞のみを拾ひ出てなば、殊舞、楯節舞。田樂、久米舞、吉志舞、倭舞、五節舞、駿河舞、東遊、神樂、白拍子舞、田樂、猿樂中の舞、狂言中の小舞、舞子舞などなるべし。萬葉九の加賀布、嬥歌爾といふも、男女互に唱和してうたふさまなれど、舞ひかなでしといふ事はなし。此外にもありやなしや。後の識者をまつ。

○日枝山大鐘

今昔物語に、比叡山大鐘爲レ風被ニ吹辷一條に、今昔、比叡山ノ東塔ニ大鐘有ケリ。高サ八尺廻リナリ。而ル間、永祚元年己丑八月十三日、大風吹テ所々ノ堂舍寶塔門々戸々ヲ吹倒シケルニ、此大鐘ヲ吹切テ、谷様ニ辷テ、次々ノ房共同ジク打抜ツヽ、七房ヲ打倒シテ、南ノ谷底ニ落入ニケリ云々。考るに、いま俗に三井寺の鐘につき、辨慶が事いひつたへて、叡山にもてゆきたりしなどいふ事ある　に似よりの事也。いま現に三井寺の鐘に、岩にてすれたる所もあるよしなれば、こは全く昔山と寺との合戰度々なるが、いつぞ寺の方かちて、山のかねを分捕して、寺には歸りしなるべし。此谷底に落し鐘の、再び樓上にかけたるをもち歸りたれば、かの岩のすれ目あるなるべし。

○庖丁會

圓山にて庖丁の會あり。生間氏の門人どもなり。三十人ばかり也。鯉鯛の類種々あり。あまりに手様の文飾すぎて古雅ならず。さすがに都のこと也。肴うる人たちの職として、道に稽古するよしなり。江戸、浪花などの肴やは、まな箸もつことだにわきまへざるべし。かゝることにつけても、何やかやとゆかしき事、都にはおほかるべし。かゝることは、都人はこゝろつかざれども、いとほむべきことなり。

○復　仇

皇國にて父の仇を報ひしこと、安康帝を眉輪の王の殺しまつりしこと初めなるべし。それよりこの方、曾我兄弟が報仇なるべしとおもへりしを、今昔物語廿六に、余五將軍維茂が郎等太郎介といふ者を、上總介忠貞が郎等父の敵なりとて討しことあり。頼朝卿の時よりはいたく古し。此事をばしる人まれな（の脱カ）り。いかにとなれば、今昔物語といふもの世にまれなる書なればなり。考るに、中古復讎といふものはじめなるべし。

○嵐山櫻

世に嵐山に、龜山院の御とき櫻をうゑたまふとはいへども、そのたしかなることをしらざりしに、五代帝王物語をみしに、さて地は西郊龜山の麓に御所を立て、龜山殿と名づけ、常にわたらせたまふ。大井川、あらしの山に向て棧敷をつくりて、向の山には、よしの山の櫻を移しうゑられたり云々。名所圖會などにも、櫻をうゑたまふとは出たれど、引書なし。此一條たしかなること也。こゝに棧敷を造りとあるをおもへば、いまも花盛には、おほくの棧敷をかけならぶるも、ふるき世よりのためしなりけり。

○三倉の話

好事家の常に嬰ふるは、東大寺の三倉也。若盗人破て寶物を□（脱字アルベシ）自由也。傍に番所なければ、誠にあやふきものなりといへり。されどむかしより盗のおかしゝ事なしといへば、くすしきやうに人もおもへども、皇帝紀抄をみしに、寛喜二年十一月一日。去月廿七日夜。盗人燒二東大寺勅封倉一取二累代寶物一云々。又十二月四日。興福寺衆徒搦二取東大寺勅封倉盗人一。御鏡八面皆打破了云々とあり。これを見れば、いまも油斷ならざるなり。いまは三倉なれど、むかしは數おほくして、此に燒しとあれば、一ツは此時にやけしなるべし。

○古　寺

皇帝紀抄に、貞永元年三月二日辰どき雷落二東大寺、元興寺、井春日社、院御塔等一有レ火。即各令二打滅一云々。いまも元興寺の塔は、上古の鬼のすみしものなりといへども、貞永この方の物なるべし。名にたかき神社佛閣、おほくは回祿にあひぬ。たゞ法隆寺の金堂中院などこそ、推古天皇の御時の物なるべし。おのれ先年内見てそのふるきをしる。宇治の平等院は千年の物にあらざれども、是は當時の物也けり。

○桂御殿

いま京中にて、天正頃のそのまゝのこりしは、いと〳〵希なり。西六條などは、皆人の見る所なれど、桂宮のなり所の桂にあるなん、いと〳〵見まほしき處也。こは大坂公のみさかりの時に、善つくし美つくして造りたまひし也。さるを當時の桂宮京極殿と申は、後陽成院の御門の御子にて、大坂公はもと此天皇の御胤なるよし〔割註〕貞徳戴恩記に出たりとぞ。〕にて、やがて公の御見なれば、桂宮をばいたく厚くしたまひしとぞ。ゆゑに宮に桂の殿をば、その時におかれつる。調度雑具すべてそのまゝをゆづりたまふよしなり。今現に、その時の器皿、茶具、飲膳の類、打そろひてあるなり。沈金彫の膳碗百人前に、千宗易のいれたりし炭取の炭に、火ばし、かましきなどおきしまゝに、一分もたがはず、箱にいれてあり。又庭中に茶店數々あり。その暖簾は、當時の親王攝家がたのかきたまひし肉書にて、何屋とか、その時の茶屋名也。又茶室の障子の引手の金物は花籠にて、無垢の金にて祐乘の作とか。〔割註〕此祐乘は時代たがへり如何。〕公の御手道具、茶器はさらなり。小柄並目貫類そのまゝあり。後藤數代もありとぞ。さて天正中にたてられたる殿を、其後直に上屋を作り、屋ねのむねより四壁にいたるまで、板屋にて、一面露霜等のおかぬやうにひまなく包おかれたれば、于レ今二百年以上の大木そのまゝ也とぞ。屋ねも覆ふといふ事は、よく〳〵遠き慮あるしかた也。依て諸司代などにても、巡見などにて見たまふことも出來ず。宮家へねがはれて、かのおほひを取放ち掃除ある事なれば、いと〳〵むづかしく、容

易に拜見したまはずとぞ。庭の石までも常につゝみてありとぞ。池水淺くして魚おどり、眞に佳境なりとか。是をばいかでよきつてをもてうかゞひ見まほしうなん。

○白川殿

聖護院の白川殿も、桃山御殿をひかれたれど、かの桂宮にはおとれりとか。此殿にはつてもあれば、ちかき内に行て見て、そのあらましをしるすべし。大德寺はふるし。されど格別のこともなし。御室や、嵯峨御所はいかならん。さだめてゆかしかるべし。

○仙　人

或人仙人といふものは、漢土のむかしにはおほし。皇國にありしやとゝふ。答ていふ。役小角をはじめ、勝陽や、また久米、又今昔物語に、一人〔割註〕名をわする。など、書籍にかず〳〵出たれど、尤はやき所は、いまいふ天狗といふもの則仙人なりといへば、そのひとうべなひぬ。

○鎭壞石

九州の俗〔割註〕小倉の事をいふ。その外はしらず。「小兒の途中にて厠にゆきたき時、小石を帶の間にはさむなり。さすればこらへらるゝ也。こはかの鎭壞石の古事より起りしなるべし。筑前の風は如何。

〔將軍家

將軍家の事、諸說まち〳〵なるを、智恩院の山上に亘り、五間ばかりにして一堆の墳あり。上に樹木蔚々としてこもりたり。これを將軍家といひ傳へたりとぞ。ちかきうちにゆきみんとす。〔割註〕そのゝち伴氏とゝもに行見たり。山上にまた山をきづきたり。」

〔車を通さぬ町

室町松原上ル丁は、むかしより車をとほさず。以前御用の車とほりかゝりし處、町内より皆々出てあとにおしかへす。その時公に訴となりし處、先格にて町内のかちとなり。いまにとほさず。さるにかきも

のといふもなく、たゞ〳〵口碑にて車をとほさぬが、其町の規模なりとぞ。この丁の門にはふるき錠をかけたり。辨慶がもちし物也とぞ。常に塀の上にかけたれども、遂に盗のとりしことなし。

○至大至剛

猪飼敬所翁は、近世の宿儒、世のしるところ也。伊東ぬしゝて一葉の揮毫をこふ。孟子なる浩然氣の處なり。こはおのれ名にもなしぬればなり。その書左のごとし。

至大至剛以直也。是までの説以レ直、養而無レ害塞ニ天地間一といへるを、直もて句をきり、養て害なければ云々と訓べしとなり。珍しき論なれば、こゝにものしつ。

○大枝の歌

土佐藩臣松原世民といふ人、清人彭耀曾を護送して長崎にゆくをりしも、おなじ國人橋大枝といふ人と同船していきけるが、須崎といふ處にて櫻花の盛なりけるをみて、あれは何といふ花ぞと耀曾がとひければ、大枝其櫻を畫きて、和歌をよむ。

　家人にまつやかたらん大やまと神の御國のやまさくらはな

其時、世民は詩を作りていはく、

　清葩嫩葉拔清新、健筆揷來妙入レ神、西土百花皆□條、東方知ニ我一王春一

この詩歌とも絶妙也。この大枝てふ人は、漢學者とみゆるを、かゝ和魂の歌を詠じ、また世民てふ人の一王春と花に托して、我を華とするの一句、日本の夷人とかきたりけん人とは、雲泥のたがひ也けり。

此時耀曾も詩を題して曰、

　瘦梅豈弟兄、碧桃眞僕師、春風何底私、不傳西土去、

この詩もおもむきあれど、世民にはいとおとれる也。

○闕字辨

屋代翁の說に、皇國にては文書に闕字の例なし。近來漢文にならひて、闕字にするは和學者の杜撰なり。また文書の末に、序跋などに年號をかき名をかくに、別にはなしてかくこと古例なし。古今集の序を始として、代々の勅撰すべて、本文とかきつゞけなりとあり。いにし年、江戸にてきゝしをいまおもひ出しぬればものしつ。

筱舍漫筆　巻之六

○道三天正記

濰谷翁の藏書醫學天正記一冊〔割註〕上下二卷合本。」奥に、慶長十二丁未早春道三判在、寛永四丁卯立冬吉辰開板とあり。この書の内のおもしろき處々をぬきいだしぬ。○今上皇帝〔割註〕卅三歳、和仁。」云々とありて、大樹内大臣秀忠公〔割註〕御年三十。」云々、以下病論、皇帝の御年に御字なきはいかに。○天正十六年廿、陽光院殿誠仁院、患二霍亂一略中御藥進上シテ、翌日平安ノ時、予蒙二法眼之號一。再三辭スト雖ドモ、堅ク仰ニテ口宣案頂戴。年〔割註〕卅四歳。」御本復御祝事御柄子濰谷伺候。一番養老、シテ與吉、二番斑女、シテ宗及、三番東方朔、シテ勝右、四番吉野靜、シテ與吉、五番蟻、シテ宗及、六番軒端、シテ勝右、七番高砂、シテ與吉、予見物ニ伺候ス。勅命ニテ大典侍殿局御縁ニ參候。○天正十五春、毛利右馬頭〔割註〕輝元公、三十五才。」關白大相國秀吉公、爲二島津征伐一御動座。于レ時輝元在二豐前之小倉一。臥二沈痾一瀉利下血不レ止。心下有二堅積一。左脚脛高骨痛而行歩不レ遂。予依二殿下之命一至二小倉一療レ之。歷二數十日一而是痛大半減。乘レ馬而經二豐後一入二日向一。予從レ之治レ之。島津向參之後、被レ納二御馬一。輝元被レ皈二安藝吉田一。至二季秋一而平復。而予既皈洛。初ハ朮苓陳通巳殃乳近滕參甘之類。後ハ參朮苓甘霍朴半貴苛苟膠歸。出入加減而平安ス。○慶長子四月十四日。小笠原信濃守〔割註〕年三十餘。」常過二飲酒一久瀉レ之。後是底附腫脉緩ナリ。補中湯八解ニ加曹宿通升。〔文祿二ノ初。關白秀次公依二氣積上氣一。伊豆之熱海ニ御湯治云々。〔女猿樂二〔割註〕號正二十餘。」〔加藤肥後守殿内義之乳母云々。〔江戸御竹樣云々。〔會津宰相氏鄕。〔割註〕蒲生忠三郎也、年三十餘。」朝鮮征伐之頃。於二肥前名護屋一、患二下血一。諸醫技盡。而堺之宗叔治之而愈。予共時從二朝鮮一皈。而上洛故後之。翌年之秋法眼正純語曰。氏鄕ヘ養生

藥進上スト。時予曰。名護屋ニテ所勞ノ後、脉ヲバ不レ見。面色ヲ候フニ不レ調。色黄黧テ頂頸ノ傍肉痩消シテ、日下微浮腫、若腹脹腫生セバ、必大事ナルベシ。藥ヲ進上ストモ分別アルベシト、其後十一月ニ、太閤秀吉公御成ヲ申。予其供奉ノ時ニ、又顏色ヲ候フニ、腫彌甚、其後腫增ス。十二月朔日ニ太閤殿下、民部法印ノ亭ニ座シ玉ヒテ、藥院、予二人ヲ召シテ、氏鄉所勞如何ト問玉フ。二人曰、終ニ不レ能二診脉一。藥ハ誰カ與ト問ヒ玉フ。堺ノ宗叔ノ藥ト申。左右ハ大納言家康、中納言利家二人ニ仰テ、諸醫ヲ召シテ脉ヲ見セヨト、即チ上池院、笛蘆菴、盛方院、祥壽院、一鷗、祐安、其外已上九人、氏鄉ノ床下ニ至ル。家康、利家左右ニ在テ、諸醫脉ヲ見テ退ク。同月五日、利家、家康卿、予ト一鷗トヲ召シテ、氏鄉脉ノ樣體ヲ問フ。予ガ曰ク、十ハ九ツ大事也。今一ツカヽルハ年ノ若ト食ノアルト計也。猶食減氣力衰ヘテハ、十ハ廿モ大事ナルベシト申。利家ノ曰ク、殘ノ醫一人ヅヽ尋シニ、或ハ十ハ七八ハ大事申ス。宗叔ヲ召シテ曰、玄朔ハ十ニ廿モ大事ナルベシト、殘リノ醫ハ、或ハ十ハ五六七八ト云如何ニト、宗叔ノ曰ク、十ハ一ツ六箇敷存ル由、其後利家、予ニ對シテ曰、氏鄉ノ所勞彌々惡シ。宗叔ノ藥ヲ止ムベシ。今日ヨリ療治セヨト、予ガ曰ク、宗叔十死ト見テ放タラバ、五三日藥ヲ與テ可二見申一。不レ然ハ斟酌ト申。宗叔ヲ召シテ、其旨ヲ仰ラルヽニ、尙十ニ一ハ如何ント申故ニ翌年文祿四年ナリ。正月未レ止宗叔ノ藥也。次第ニ氣ガ衰、食減ジテ一鷗藥ヲ與ヘテ十餘日シテ果シテ卒ス云々。世に傳ふ。氏鄉ぬしは毒にて死すといへど、爰の記を見れば、下血の病もて即死を得られし也。この氏鄉に我藩なる西一鷗藥を進めしこと、是までしらざることなり。此記中、秀忠公はいたく尊び、神祖をば御諱のみしるしたゝなど、古めかしくてをかし。又此中にある秀次公の熱海入湯のこと、歷史になし。此事は補ひたきもの也。關白たる人の伊豆までも動座ありしをば、脫すべき事にあらず。又輝元の一條など珍らしきことゝなりけり。

○スツポンをくふ心得

伊東翁の物語に、薩摩の留守居の談に、彼藩にてあるもの丶ふ、スツポンをいたく嗜みてくひしに、骨さへにくらひけり。そのゝち眼の下の皮を内より突出すものあり。引ぬきて見れば、スツポンの骨也。又目に出、又腕にいで、はては横腹より出づ。その時いたくなやみて死せりとぞ。いかにたしむとも、骨をばのこすべきものなり。

○橋姫考

宇治橋姫といふことは、古今集巻十四戀歌四に、題しらず、讀人しらずとありて、

さむしろに衣かたしきこよひもやわれをまつらんうちのはしひめ

と出たるぞ始也ける。延喜より以前の書に見あたらず。太平記劍卷に、攝津守頼光ノ時ニ不思議サマ〳〵多カリケリ。中ニモ一ノ不思議ニハ、天下ニ人多ク失ル事アリ。死テ不レ失、座敷ニ連テ集リ居タル中ニ立トモ不レ見、搔消樣ニゾ失ニケル。行末モ不レ知、有所モ不レ聞アリケレバ、怖シト云バカリナシ。上一人ヨリ下萬民ニ至ルマデ、騒ギ恐ル事中ニ及バズ。是ヲ委ク尋レバ、嵯峨天皇ノ御宇ニ、或公卿ノ娘、餘リニ嫉妬深シテ、貴船ノ社ニ詣ツヽ七日籠テ申樣、歸命頂禮貴船大明神、願クハ七日籠タル驗ニハ、我ヲ生ナガラ鬼神ニナシタビ給ヘ。妬マシト思ツル女取殺サントゾ祈ケル。明神哀トヤオボシケン。誠ニ申所不便也。實ニ鬼ニ成タクバ、姿ヲ改テ宇治ノ河瀨ニユキテ、三七日漬レト示現アリ。女房悅デ都ニ歸リ、人ナキ處ニタテ籠テ、長ナル髮ヲバ五ニ分テ五ノ角ニゾ造リケル。顏ニハ朱ヲ指シ、身ニハ丹ヲ塗リ、鐵輪ヲ戴テ、三ノ足ニハ松ヲ燈シテ、續松ヲコシラヘテ兩方ニ火ヲ付テ口ニ加ヘツヽ、夜更人定テ後、大和大路ヘ走リ出テ、南ヲ指テ行ケレバ、頭ヨリ五ツノ火燃上リ、眉太ク鐵醬ニテ面赤ク、身モ赤ケレバ、サナガラ鬼形ニ異ナラズ。是ヲ見人肝魂ヲ失ヒ倒レ臥シ、不レ死ト云事無カリケリ。如レ斯シテ宇治ノ河瀨ニ行テ三七日漬リケレバ、貴船ノ社ノ計ニテ、生ナガラ鬼トナリ、又宇治ノ橋姫トハ是成ベシ。サテ妬シト思フ女、其ユカリ我ヲスサム男ノ親類、堺上下ヲモ不レ撰、男女ヲモ不レ嫌、思

フ様ニゾ取失フ云々。と出たるは、いと〳〵うきたる事なれど、是もひとつの傳へならむ。現身にて鬼とならんことは、人にして天狗ともなることあれば、強てあやしむ事にあらざれども、貴船の神の哀とおぼしてとあるは妄說なり。又此文に嵯峨天皇の御宇の事なるよしありて、當時賴光のときのことにいへるはあやし。嵯峨天皇の御時より賴光のときとは、二百年ばかりのたがひなり。されど鬼神となれることなれば、長壽もはかりがたし。いまの俗、男女の緣をきるに、此神にいのることは、此劒卷の說よりのことなるべし。さて此橋姬のこと、昔よりたしかなる說なし。顯註密勘などに、いろ〳〵の說出たれど、とらるべくもあらず。加茂翁は、萬葉集にはしき妻、はしき妹などおほくよめり。はしきはくはしきといふことにて、よしといふことなり。さらば橋姬はゝし妻といふにおなじく、我うつくしむ妻のうちにあるをおもひてよめるならん。はしつまとありけんを、後になほしつらん。又は橋本なる神の名によせて、宇治なるおもひつまることにいふかと〔割註〕古今打聽。」あれど、本居翁は、この說いかゞと〔割註〕古今遠鏡。」いはれたり。そのいかゞといふわけをばしらねども、はし妻とはいはるべけれど、上に地名をおきて、宇治のはし妻とはいひがたきやう也。猶橋姬と體語のものなるべし。考るに、昔宇治に橋姬といふ女のありて、其女に通ひし男の歌にて、橋のほとりなる家にすみたりしよりの名にてもあらんか。萬葉集なる眞間のてこな、葦屋の菟名日をとめなどのごとく、名にたかきたをやめにて、そのすめる地の名を名におひしなるべし。かのてこなも、うなひ處女も、その墓いまにありて、名にたかきをおもへば、此橋姬も、その社のいまにあるなるべし。萬葉なる二人の女は、たゞ墓のみにて神とはまつられず。この橋姬は、ゆゑありて神ともいつきまつられ來しものなるべし。文書口碑のつたへはなけれども、いかにもかぐはしきゆゑよしのありて、〔割註〕あるは其男かよはずなりて後は、こと男をもたず。みさを正しくありしか。または人のいどみて、この川に身を沈しか。まつらるべきことありしにや。」神とはあがまへられしならんか。博識の人にとふべし。さてまた、今の橋に三尺四方あまり

さし出たる處ありて、世に傳へいふやうは、秀吉公御茶の水をくませられし所なりとぞ。此說とりがたし。いかに威福を專らにしたまひし御方なればとて、茶の水をくまんとて、わざ〳〵橋にさし出たる所を作りたまふべきや。それもさし出たる處なければ、水のくまれぬことならば、いかにも作らるべきなれども、欄干よりつるべをおろして、水のくまれぬ事かあるべき。こはまたく昔は、橋姬の社を安置せむとて、すこしさし出たる所をかまへ、それに小祠をおきたるなるべし。風などの吹たふさむがために、鐵もて欄干にくゝり付たるにや。いまも鐵もて環をうちたり。その環、内のかたにあれば、其ためなるべし。しかるをいつの頃よりか、其社を橋づめなる森の中にいはひすゑおきけるを、幸にその處のありければ、そこより秀吉公のくみたまひしものなるべし。〔割註〕または公の勢にて、ありし社をとりのけてくまれしか。そののち御茶の水くむ所とさだまりしにや。」此說おのがおもひよりしを、よく〳〵おもへば、何か隨筆ものゝ内か。人の說か聞しやう也。そはともあれ。此考のごときやう也。古畫にもこのさし出たる所のある圖を見たりしやうなれどもおぼえず。天正以上の畫にある時は、秀吉公の作りたまひしものにあらざること明けし。

〇醍醐雜事記

醍醐の三寶院宮に、雜事記とて日記十五卷あり。いかなる故にや。大通寺なる寶方院に持傳たるを、文化の頃、御室宮よりめされてさゝげたり。しかるを、ちかき頃、寶方院の塗籠の中より、十の卷一冊出たり。いにし頃、澁谷翁とともに是をみる。眞に古寫本也。折本にして、當時の成海、成賢などいへる人の消息の裏にかきしものなり。天慶年中より文治の末までの日記なり。其中に源平合戰の事出たるを、こゝにはぬき出しぬ。〔割註〕此書一冊寫して藏しぬ。」

一七月廿五日。平家武者。白レ館六波羅室住屋皆悉燒。掃二落西國一了。帝王建禮門院同奉レ具レ之。神璽寶劍内侍所相二具之一。同廿六日。源氏打二入王城一。京中京外悉以令二損亡一了。

一今年九月御祭。神輿不レ奉レ渡ニ旅所一。自ニ尺迦堂後一奉レ渡ニ西大門一居祭也。其故者源氏郎等闖亂ニ入所々道場一。行ニ追捕一依レ奪ニ取物一。當寺爲レ防ニ其難一。辻々幷所々路々構ニ垣柵一矣。取壞事依レ有ニ其煩一也。馬長不レ乘レ之座不レ乘也。

一自ニ九月十五日一圓光院理趣三昧御佛供幷供米等不ニ下行一。御佛供日別一斗下レ之。本法者二ヶ日者日別六斗七合。次五ヶ日者日別五斗七升七合下行事也。各加ニ大炊食定一。又廿日滿山僧供不レ曳レ之。柏原御庄爲ニ源氏吉曾義仲一被ニ押妨一之故也。但廿二日御國忌佛事。地藏一鋪。法花經一部。布施絹四丈。上紙六十帖。以レ之取被終也。

一自ニ九月十二日一。座主御房轉法輪御修法。於ニ法住寺桟敷御所一奉ニ行之一。伴僧六人〔割註〕勝海阿闍梨。朗朝々々々。覺禪々々々。乘遍々々々。祐賢々々々。信惠大師。」第二日左馬頭義仲。稱ニ西國打手一俄出洛了。仍京中取鎭也。法驗之由有ニ風聞一云々。五七日結願了。

一同十一月十九日、院與ニ左馬頭義仲一合戰。院被レ落令レ被レ捕了。法住寺南殿御所燒了。天台座主法務大僧正明雲。三井寺長吏官共被ニ射殺一了。刎レ頭懸者百三十人。此外不レ知ニ其數一。

一正月廿日庚戌。兵衛佐賴朝。自ニ坂東一入ニ打手於京中一。與ニ伊豫守義仲一於ニ六條河原一合戰。無レ程義仲被レ落了。於ニ大津之大江一刎レ頸了。凡刎レ頸之者四百餘人懸レ之。同廿六日。義仲之頭渡レ之。有ニ御覽一。郎等三人之頸同渡レ之。字楯今井高梨子云々。

一二月七日丙寅。坂東打手行ニ向一谷一。與ニ平家一合戰。平家忽被ニ打落一了。大將軍十二人刎レ頭了。同十二日渡レ頸云々。

一牛原御庄自ニ去春頃一。兵衛佐賴朝使字北條氏宗安。入居使庄家令レ損レ之。仍去六月廿九日、當寺所司勾當定俊爲レ使以ニ寺解一行ニ向鎌倉一。七月十七日付了云々。

中ニ入子細一付ニ寺解一。同月廿一日出レ國。八月二日歸レ寺了。於ニ裁許一者。兵衞佐七月廿七日出レ國可ニ上洛一。於ニ京都一可レ致ニ沙汰一之由申云々。相ニ具院宣一於ニ寺解一可レ達之處。不レ具ニ院宣一下向之條。內々有ニ謗難一云々。

一去三月廿四日。於ニ長門國一平家與ニ源氏一合戰。平家被レ打了。源氏大將軍九郎判官義經。

生取

內大臣宗盛、右衞門督宗淸、大納言時忠、讃岐中將時實、內藏頭二位僧都全眞、法勝寺執行能圓、阿波氏大夫成長、藤內左衞門信康、女院、若宮。

降人

源大夫判官季貞、攝津判官盛澄。

自害

中納言教盛、中納言知盛、能登守教經。

殺人

左馬頭行盛、小松少將有盛、備中吉備津宮神主權藤內貞綱、同舍弟菊地二郎、刎レ頸者八百五十人。

不レ知ニ行方一

先帝、八條院、修理大夫經盛。

內侍所御座進止何、寶劍不レ見、女院、二宮。

一四月廿六日。生取平家入京車三兩云々。有ニ院御覽一御車。

一五月七日。平家生取等將レ下ニ坂東一。

一六月廿二日。平家生取等、自ニ坂東一將レ上ニ入京一、內大臣宗盛、右衞門督宗淸於ニ大津一刎レ頸入京。同廿三日。檢非違使六人請取テ、六條渡レ西有ニ院御覽一。

三位中將重衡一谷合戰之時被二生取一。其後重衡將レ下二坂東一。去廿二日相二具宗盛等一將レ上之。自二山科道一醍醐將レ下二大東寺一。於二奈良坂一刎レ頸了。內大臣頸、切手橘馬允公長、重衡切手伊豆右衛門尉、中將妻御前者五條大納言邦綱女也、借（マヽ）二故行延寺主住房一皆來所レ被レ住也。爲相二逢中將一自二西辻一還而被レ入。彼房見物之者哀歎。」寶劍者被レ臣之處、最初者奉二伊津久志麻乃神一之由陳申。後者內大臣拘レ手入レ海落入失了云々。

十一月壬午。九郎判官義經。十郎藏人源行家落而向二西國一了。日來風聞、奉レ具レ院可レ下云々。仍京中騷騷。然而無事下了。義經補二大武一。行家任二豐後守一所二下向一也。此等落故者。兵衛佐賴朝自二坂東一遣二軍兵一依レ可レ打也。

六日。於二一洲一義經行家等被レ打了云々。

八日。彼五壇阿闍梨年二五人一各蒙二勸賞一。或讓二弟子一或補任。是義經雖レ有下可レ奉レ取レ院之聞上。不レ然而獨落了。法験之故也。

奥書右件文書慶延禪忠等。依二座主權僧正御房仰一所二日錄一也。天慶年中寺家事兩度雖レ被二實錄一。於二文書一者依レ不レ被レ錄。要須之時有レ煩二予求一。今其故記レ之。自今以後隨文出來者隨二處所之名一可レ被レ加二註此日錄一也。向後次第相續可レ無二不審一之故也。慶延久仕八代之長吏普闕二諸庄之文書一願當寺事如レ無レ訥。仍註進如レ件。」文治二年四月八日。三寶院上座禪忠。上座前從儀師草名。

○郭公鳥

郭公はホトヽギスとなく。ゆゑに名となりしといふ事、むかしよりいひて、谷川翁なども、かの十王經のことひき（名敗カ）て委しく論あり。されど是までうべなはざりしを、今年この日か窪のやかたにゐて、初夏の頃、この鳥の聲をはじめてかしましきまでにきゝて、かの說の僞ならぬをしりぬ。げにホトヽギスとなくにきはまれり。さてふるくはあらねど、此鳥にかぎりて名のるとよめるも、おのが名をのりてすぎゆくよりいへ

ること、またけちえむなり。そも〳〵この鳥は、はつかなる一聲をだに、夢かとのみたどらるゝほど耳とほきものなればこそ、むかしより賞翫もことなれ。それゆゑにホトヽギスと名のりなどいふまで聞わくべきやは。たゞ一聲の音いろのみにて、有明の月に打むかへるなむよのならはしなる。さるを朝よりゆふかけて、夜はさらなりなくをも見むとて、やをらうかゞへば、おほきさ鳩ほどもありて、鼠色にてやせたり。畫工などの小さくかくは、いつも雲ゐはるかに飛ゆくさまならではみざれば、燕などやうのものゝ如くにはおもへり。またいふ鶯のかひこの中のほとゝぎすといふこと、萬葉集にもあれど、いまの鶯の巣にて、そだつべきものにあらず。郭公の巣に鶯のそだつ事はあるべし。いぶかしきことなり。鶯といふものも、西土の鶯とはことなるよしなれば、いまの鶯と、又いにしへの鶯ともかはりたるにや。

〇波に兎

世に波に兎の飛ぶ所を、家のランマなどにほりたり。こは古事記の神代記なる鰐と兎との故事ならん。しかればワニにウサギなるべし。されど波の上をわたりたることなれば、波にてもよからむか。元來は鰐の上をよみてわたるといふことなり。

〇馬梅のかな

馬、梅のかなウとムと兩やう也。いまはムはあやまり也といへども、古書に書なり。和名抄蟲篇に、馬蜩〔割註〕爾雅注云、馬蜩一名蝒。音綿。和名無末世美。」「蟬中最大者也。」また野菜類に、「馬莧俗呼爲齒莧。〔割註〕揚氏抄馬齒草、ウ萬比由」「又馬衣、〔割註〕無麻岐沼。」馬刷、〔割註〕于麻波太氣。」など、ウムと共にかきたり。梅も本草和名に、梅實〔割註〕和名牟女」と出たり。〔割註〕是は和名鈔にあらず。本草和名を直にとる。」「このかなを何れに定めむと、佐支のや主人〔割註〕野々口隆正。」に問ひたりしに、こはおのれもまよへり。考ふるに、ムの方は此京以來の俗語にて、ウの方雅言なるべし。うたひものなどにはムとあるかたおほし。こは其道の人の、うたひ出せしまゝをとればなりとあり。此説なるべ

し。さすればあながちに、古書のウを、ムにかくことをあやまりともいひがたし。古寫本にむめの花とあるも、かたたがへればふるからずといふはわろし。

○京山の話

一日京山來る。雅談數刻に及、話四十七士の事に委し。京山幼時一好事に從ひ、泉岳寺を訪ふ。妙海尼にあふ。其時に京山へあまのいふやう、何れ妻をもちたまふべし。夫につけ一ツの御守をまゐらすべしとて、紙を小くをり、その中に針して糸を縫つけ、よきやうにきりておくれり。そのゆゑをとふ。尼の曰く、妻をもちたまふならば、顔形にかゝはらず。此業のよく出來るをもつべしとのをしへなりとぞ。義士につきて種々の物語あるうちに、泉岳寺にて大石父子わかるゝ時、何か主税に私語ありて、ひとその故をしらず。其後細川侯と長府侯とへ、父子わかれてある人、〔割註〕義士也。」主税に、かの泉岳寺の私語のことを兩度もとひたりしがいはず。切腹の當朝に、いまは何をかかくすべき。父のいひたりしは、此度の士一統切腹となるとも、この父子は切腹と覺悟すべしとの一言のよし、片時私語の一言、千載の美談なりといへり。

○宇治川の塔

宇治川水中に十三重の石塔ありしを、慶長元年の地震にて倒れし處、淀の城主永井尚政の考妣、供養の爲とて、慶安三年にもとのごとく取たてられし事、かの塔の傍の文にて明らか也。摸此銘、集古十種には、西大寺の塔のよしにて出たれど、こは誤也。此塔、慶安三年に再興ありしを、地震洪水にたふれしにや。近來はまた水中におちいりし也。しかるをこの頃又ほり出したるとて、むかし建たりし時の銘文を摺りたるを、忠友ぬしより示さる。まことに蝕剝して、字體漫摩しよむべからす。誠によみしまゝをしるす。他日善書を得て訂正すべし。

凡可ㇾ發ニ儀侍之意ニ、又隨ニ于千華之寫影ニ、〔割註〕隨已下かくはよめれども意解しがたし。」□于四瀛之

泓□其底之鱗介出煩堺以□□其邊之州縣。殖二善穀一以繁昌。方今弘安第九歲嚴寒十一月中旬之朝、吉曜良辰、初者設二追福之法會一、列二二百口之禪徒一、後者展二造塔之濟莚一讃二四曼院之眞敎一、然後專復二飛梁之結構一、破二掛豫且之密網一、限二未來徵與一勿二違犯一、制禁嚴重永格灼焉、仰願當寺本尊、伏乞二龍宮明神一、必振二內謙外讓之感一〔割註〕已下意解べからず。」須御口生利物之德、然則寰海靜謐、朝野泰平、魏闕則獻二天子萬年之祝一矣、必陽二一伴地億歲之安一焉、柄臣槐家變夸施レ德、百群□有二松栢節一、兆民豐穩、以誇二懽樂一、遠近歸伏、以斷二窺窬一、塵氣不レ起、干戈永戢、□□□□□社安全、重請遂海□變□□虹之勢□□翅□□□□□□□□□來□□銘二石碑一、其辭曰。

□剖二玄黃一、氣分二淸濁一、上□二三辰一、下峙二五嶽一、四瀆攸レ宗、九河攸レ濺、川稱二宇治一、境磽地角、昔有二道登一、創二建橋梁一、曆疊二六百一、歲積二星霜一、數□終□、炳焉、成レ行、頻年破□、鴻基就レ荒、□寺□命、作數公營、□以因緣、維求二心情一、嚴停二網代一、爲救□□、遍唱二知識一、此焉新成、供養□□、立功果功、□□□□、承跡周願、□□□□、□導仁□、寺本□□、昔□□風、□□之□。□□□□□。□得□世、結緣□□。

かくよめるもおのが力のみにてはなし。服部ぬしの考案をかれるなり。この趣にては、全く網代停止の文也。傍に姓名もあれどよめず。たゞ從五位の三字と行字と大輔橘の三字のみはほのかに見ゆ。弘安禁二網代一官符といふものあり。これにてみばわかりぬべしや。此碑水中にむかしのごとくたつろよし。

○盛久考

盛久きらるべき時に刀のをれし事、盛衰記、平家物語、普通本などにはなく〳〵、只長門本に出たり。いと奇異の事也。因て考るに、こはまつたく盛久がきらるべき我前に出し置し觀音に、日の光りのうつりて、光明のごとくに太刀とりの見なし、それを奇特におもひて、おもはず太刀を地に落しけるが、下に石などありて打あてをれしなるべし。かゝることのありしや、やがて觀音の功力なるべし。

○支那の證文

立票船主翁鳴岐借ニ得

京客㮈銀貳萬兩一、止往ニ大明一生理、至ニ來年六月船到レ港之日一、加ニ利壹百捌拾兩一、止合ニ本利參百捌拾兩一、

送還如有ニ二人先到者一、照票不乳、立票付照、

寛永四年十月十四日　　立票船主翁鳴岐一杪一

兄儀廷一扎

三宅宗知樣　　主人四官卅乳

見人七官宅一

青木昆陽の草廬雜談に出る所の支那人の證文也。昆陽モ乳字讀得ズトアリ。寛永ノ頃マデは外國へ金銀ヲ貸ス事專ノヨシ。

○法藏寺寳物

天保四年十一月廿一日、三州法藏寺ニ詣ル。堂舍古風當時ノモノヽ如シ。此寺ヤ、東照公未ダ御幼稚ノ時、御手習アリシ所也。其時ノ和尚ハ、乃公ノ御叔父ナリ。所謂寶物拜見ス。先本堂ノ正面ニ公御束帶ノ御肖像アリ。右ニ天滿大自在天神ト云一幅アリ。是兼氏君ノ御筆、左ニ菅公肖像アリ。御手習ノ間ト云アリ。簾ヲ掛タリ。和尚寶庫ニ案內シテ拜見ス。塗籠ニテ新キ普請ナリ。正面ニ大ナル唐櫃三合ヲ並ベタリ。先寶器ヲ一々取出ス。上包至テ美ナリ。錦繡綾羅實ニ日モ眩スベシ。渾テ葵章ヲ縫フ。大名旗本衆ノ、三河以來御普代ノ家々ヨリノ寄付ニテ姓名ヲ縫付タリ。上箱ハ眞黒塗金ノ御紋ヲ付タリ。其內殊ニ結構ハ御机御文庫ノ覆ヒナリ。大久保侯ノ御寄付ト云。御机ハ普通ノ木地、至テ麁ナル物ナリ。而ニ御手スサミニ、刀ノ末ニテ天守ノ畫ヲ御彫付ナリ。御文庫ハ蓋計リニテ、フタノ裏ニ松平竹千代ト高ク御染筆、ドニカセウト云文字アリ。是當時格別御懇意ナリシ僧ノ名ノヨシ、又御花押二ツアリ。實ニ御

幼年ノ御筆スサミトミユ。御槍ハ遠州某ノ作、長刀ハ兼氏ナリ。

〔附箋〕龍豐云、兼氏ナリ云々以下恐可レ有ニ脱文一。

其傍ニ竹字ノ下ニ付テ竹千代トアリ。其下ニ御花押、天文ノ年號ナリ。唐本ノ大學一册、是者親長君ノ御書入ナリ。論孟中庸ハ今酒井侯ニアリトゾ。三略ノ書アリ　卷末ニ文明云々親忠。享祿云々淸康ト、御相傳ノ年序、御代々ノ御名アリ。御子孫武門ノ棟梁トナラセ玉フ瑞相ナルベシ。御手本アリ　七代目ノ和尙ノ筆ナリ。尊圓王ノ筆意アリ。御陣羽織ハ、唐織ニテ上品ナリ。公ノ思召ニテケサトセシモノナルベシ。坐具モアリ　御肌衣ハ地分明ナラズ。淺色ナリ。背ノ中央ニ南無阿彌陀佛ノ字アリ。御染筆トイヘドモ、僧家ノ筆意トミユ。御軍扇朱骨ナリ。親細クシテ常ノ扇ノ如シ。金地ニ朱ノ日ノ丸アリ。兩面同ジ。長篠役御召ノ胄アリ。筋胄地サビ勝色威、吹返ニ金ノ葵章アリ。頰當ハ萠黃糸威ナリ。親氏君ノ御筆、天照大神宮トアリ。御守刀ハ天國ナリ。制札アリ。御筆ナリトイヘドモ、サニ非ズ。寺門ノ制札ニ自由ヲ禁玉フ理ナリ。祐筆ノ手ナルベシ。下馬札ハ本多作左衞門ノ書ナリ。筆意遒勁、古法帖ヲ看ルガ如シ。實ニ能筆ナリ。半弓アリ。鯨ニテ普通ノ物ナリ。御手習ノ時召レシ御小袖、茶色ニシテ捨小舟ノ模樣アリ。葵章アリ。裏ハ紅絹ナリ。至テ殊勝ナリ。一節切ノ笛アリ。是ハ御人質中ノ御欝散ニナサレシ物ナリ。大ナル唐硯アリ。文臺ハ琉球物ナリ。又花押ノ屛風トテ、武將ノ花押ヲ集メ、下ニ唐畫アリ。公御入國後、此寺ノ和尙ヲ御城ニ被レ召御能アリ。其節ノ番組、御筆是ハ御老熟ノヤウニミユ。其外數多アリツラント覺ユレ共、寶庫中ニテ筆記イデキザレバ、暗記シテ轎中ニテ錄ス。因テ遺落アルベシ。實ニ今武家ノ寶器ト稱スベキモノハ此寺ノ數品ナリ。

○安土日記

不忍文庫ナル安土日記ノ中ニ、道三ト信長對面ノ條ニ、道三ノ古老ノ者七八百、折目高成肩衣袴、衣裝公道成仕立ニテ、正德寺御堂ノ椽ニ並居サセ云々トイフ事アリ。イカニモ威儀ヲ整ヘタルサマナリ。折

目高トハヒダナドノ高クコハバリタル物ノヤウナリ。肩衣袴ノ事ハ、秋草ニモ論アレバ不レ云。其ノツヾキニ信長ノ出立ヲシルセリ。コレハ普通ノ軍記ニモアリテ、人ノ知處ナレ共、大同小異アレバコヽニ記ス。

其時信長の御仕立、髪は茶せむにゆはせ、もえぎの平打にて、茶せんの髪を卷立、ゆかたびらの袖をはづし、のし付の太刀脇指二ツながら長柄にみごなはにてまかせ、ふとき苧繩、うでぬきにさせられ、御腰のまはりには猿つかひのやうに、燧袋にへうたん七ツ八付させられ、虎の皮豹の皮四ツかはりの半袴をめし、御供衆七八間いらかを並て、健者先に走らかし、三間柄中柄の朱鑓五百本許、弓鐵砲五百挺もたせられ、寄宿の寺へ御着候て、屏風引廻云々。

又踊ノ事アリ。

七月十八日をどり御張行

一赤鬼　平手内膳衆　一黑鬼　淺井備中守衆
一餓鬼　瀧川左近衆　一地藏　織田太郎左衛門衆
辨慶ニ成し衆勝て器量成仁體也
一前野但馬守　辨慶　一伊東夫兵衛　同
一市橋傳左衛門　同　一飯尾近江守　同
一悅彌三郎　鷺になられし衆似合申候也。
一上總介殿は天人の御仕立に御成候て、小鼓を遊し、女をどりをなされ候。津島にては堀田道空庭にて一をどり遊し、それより清洲へ御歸なり。

書中ニ桶狹合戰ノ處ニ、義元ノ塗輿モステヽト云事アリ。イカナル製ノ物ニヤ。此役ニ信長ノ義元ノ首ヲ駿河ニ送リ、海道ニ義元冢トテ築カレ、千部經ヲヨマセ、大卒都婆ヲ立ツナドハ、實ニ一世ノ英雄ナリ。此書ニアル事、多クハ軍物語ニアリ。サスレバ信長記、太閤記ナドノ書モ、カヽル筆記ヲ普ク集メ

タルナルベシ。又此ノ書ノ末ニ、信長、公方光源院義昭ヘ御禮ニテ上京ノ時、爰ヲ晴ト、拵ヘ大ノシ付ニ車ヲ懸テ、御供衆皆ノシ付ニテ候ナリト云事アリ。此事ハ如何、未タ考得ズ。識者ノ論ヲマツ。

○武家令條

堂上ノ事ハ、西山公ノ禮儀類典ニテ普ク諸家ノ日記ヲ集ラレテ事足レリ。未グ武家ノ類典ナシ。御當代ニテハ宮中祕策等ノ書アレ共、建武ニ鎌倉ヲ開カレショリ、足利、織田、豐臣ト武家ノ律令格式ヲ集メタキ事ナリ。引用スベキ者、東鑑ナル條令式目ヨリ。

義貞記　今川了俊制止條　建武式目　貞永式目　侍所沙汰篇　政所壁書　大内家壁書　早雲廿箇條

信玄百ケ條　朝倉敏景十七ケ條　長曾我部元親百ケ條

是ヲ集テ一部トナシ、武家令條ト號シ、禮儀類典ト二部並べ行ハレタキモノナリ。

○金比羅神靈驗

昌平黌ナル一齋子ノ許ニ、金毘羅社ノ別當金光院ノ子入學ス。一齋アル日、世ニ金比羅神ノ奇特種々承ハレリ。近來何ゾ不思議ナル事ハナキヤト、其書生ニ問タリシニ、答日、近年ノコトナリ。淡路ノ國ノ材木屋金右衛門トテ黄金家アリ。材木澤山ニ積入用金若干所持シテ、商賈ノ爲、大船ヲ借リ乘出ス。此船頭共彼用金ニ見込、數人申合、阿波ノ海上ニテ金右衛門ヲ縛リ碇ニ結付、千尋ノ海ヘ落シ込ミ、其金ヲ配分ス。夜ノ五ツ時也。然ルニ其夜ノ五時ニ、淡路ナル宿ホノ庭先ニ物音ス。妻女驚テ見レバ、我夫、大ナル碇ニクヽリ付ラレテ落タリ。氣絶シテ言語通ゼズ、水ヲフキナド介抱シテ、漸クニ生氣ヲ得。妻、事ノ故ヲ問フニ、金右衛門ハ只茫然タルノミ。暫アリテイフヤウ、我ハシカ〳〵ノ事ニテ、阿波海ニ沈メラレタルガ、コハ我家也。イカナル事ニカ。前後夢ノ如シ。因テ思フニ、兼テ金比羅信仰ノ處、彼海ニ入ル時、只金比羅社ヲ祈誓シタルヨリ外ナシ。サスレバ海ニ入ラントスル處ヲ、空中ニ引上ラレテ、我家ニハ歸王ヒシモノカトテ、アキレ居タリトゾ。夫ヨリ官ヘ訴ヘケレバ、彼ノ船頭共モ不レ殘シレ、取ラ

レシ金、皆我手ニ返リタレケレバ、其金不レ殘奉納シテ、一字ノ金堂ヲ建立ストゾ。此譚ハ世間ニモ流布スベケレドモ、一齋子ノ物語リナレバ、別テタシカナリ。世ニハ不思議モアルモノナリト。屋代翁ノ物語也〔割註〕一齋ノ話ナリトテ、此翁ノ話ナレバシルシヌ。」

○安德天皇御入水考

安德天皇の御入水の事は、いかにも不審(イブカシ)ことにて、實は御身を隱させたまひしものなるべし。いかにといふに、御代々の天皇無道(アヂキナク)わたらせたまひしも、臣下より失ひ奉りし事なし。ちかくは保元に崇德天皇御位を爭ひたまひしかども、讃岐に遷幸(ウツシ)ましゝのみにて、御命につゝがなし。然ればよしや、源氏の兵共が玉體に逼り奉るとも、あられなく物し奉らざることとは、七百年のいまにてすら辨へしらるゝわざなれば、當時(ソノトキ)の人、こゝに心づかざることやあるべき。さて失ひ奉らざることにこゝろづかば、いかで海に沈め奉るべき。さて彼能勢の古文書は、元來(モトヨリ)疑はしきものなれど、知盛卿の二男に御衣をきせ、二位尼の入水ありしといへることはさることなり。そのごとく御身代りをこしらへ海には沈しものなるべし。しかるを敵も御方も是を眞(マコト)とおもひ、一統御入水と申しゝならんとはおもひきはめたれど、片言隻語の考證とすべきことなれば、受ばりて人にもいはざりしを、建禮門院右京大夫家集に、入水のさましるせし處に、わたな邊黨源五右馬丞、熊手を以てこれをとり奉る。按察使局同じく存命す。たゞし先帝つひに浮御せしめず。今に是は御存命といふことの出たるをもて、たゞ推量の說にては、大に事を誤ることを知り、ふたゝび此ことを論ぜざりしなり。さるを此頃ふと小泉保敬に語りしに、此御事につき、多年おもひよりし事ありとて、其後ものゝはしにかきつけたるをおくりぬ。そをみれば若江長公朝臣の說に、ある堂上家祕藏の記に、源平合戰の始末くはしくありて、主上をはじめ大臣、その外の人々遁れたまへる方(カタ)々おほしといふことありて、夫より又考證をあげて論ぜり。玉海、元曆元年四月四日條に、義經去夜進ニ飛脚一申云。去三月二十四日午刻。於ニ長門國團浦一合戰。〔割註〕於ニ海上一合戰云々。〔自ニ

午正ニ至ニ晡時ニ云フ伐取之者云。生取之輩不レ知ニ其數一。此中前内大臣右衛門督淸宗（割註）内府ノ子也。」平大納言時忠。全員僧都等爲ニ生虜ニ云々。又寶物等御坐之由。同所ニ申上ニ也。但舊主御事不分明云々。（割註）同書同年四月廿二日、攝政加茂詣條ニ、「舊主二品等ノ事心中无ニ哀傷之思ニ哉云々トアルハ、彼不分明ト云事ト二品ノ入水トノ兩條ノ事ナリ。」サテ御入水ト云事ハ、範頼、義經ノ計ヒニテ、サスガ御行方失ヒ奉リシナドハ云ガタケレバ、御入水ト云タルカ。尤知盛卿ノ末子ヲ帝ニ取カヘ奉リシ説モアレバ、眞ニ帝ノ御入水アリシヤウニ思ヘル輩モ有リシニヤアラム。サテ義經ガ合戰ノ記カキテ、鎌倉ニ送リシトキ、態ニ御入水トハ披露シタルナルベシ。夫ヲ東鑑ニハ記シタルナリ。頼朝卿モ此始末カツ〲知ラレタルベケレ共、先帝未タ世ニ御座ストイハムヨリハ、御入水アリシトノ沙汰、平氏餘黨ノ爲ニモメヤスケレバ、夫ハ夫ニシオキ玉ヒシモノナルベシ。又宗家ノ家臣何某ガ高松家ノ家臣何某ニ物語リシト云説アリ。平家已ニ限リト見エタル頃（時イ）、知盛卿ノ子ノ八歳ニナルヲ以テ帝ト披露シ、帝ハ西國ニ落玉フ。是ヲ知盛卿ノ子ト云ヒフラシタルナリ。サテ知盛卿ノ家子ニ惟宗ノ何某ト云者アリ。即宗家ノ一族ニテ宗家ニ養ヒシナリ。今宗家ノ館中ニ御社アリテ、御劒ヲ以テ神體トスト云々。又或人ノモタリシ宗家ノ系譜ニ云、知盛、惟宗、元曆元年甲辰三月於ニ長州赤馬關一平氏亡滅ス。知盛亦戰死ス。時有ニ襁褓之嬰兒一也。乳父某懷レ之。而遁ニ竄于山林一。後年大宰少貳藤原能直執ニ兵馬之權一。蹴ニ屈于九國二島一。乳父遊ニ事少貳一。其兒長成。後稱ニ右馬助惟信一。寬元四年丙午代ニ阿比留家一。始取ニ對馬國一。自レ此以レ宗爲レ氏云々ト云事モイデ、又藩翰譜ニ云、對馬守平義智は太政入道淸盛公の四男新中納言知盛卿の末孫也。はじめ知盛卿西海にて失たまひし時、一人の孤あり。乳母の夫右馬助惟宗の某、むつきの内にかくして、築志の地にのがれたり。成長の後元服させ、おのが姓になしかへて、宗ノ右馬太郎と名乘らす。其後北殿と申てし人の男子あり。彼男、宗ノ右馬彌三右衛門尉と、寛元四年に對馬國におし渡りて、國人阿比留を討て、つひに當國の地頭となると出たり。此等の説を以て見るに、彼家ノ秘說ト大同小異ナリ。然レバ對

馬ニ落タル知盛卿ノ末子ト云モノ、ヤガテ安徳天皇ノ御事ナレバ、疑ベクモナク宗家ハ安徳天皇ノ後胤ナリ。サテカノ右京大夫家集ノ端詞ヲ熟見ルニ、一巻ノ文體トハカキ様イタク異ナリ。コハ全ク東鑑ノ文ヲ以テ後人ノ裏書セシガ、誤テ本文ニ入リシナルベシ。爰ニ東鑑ノ文トテラシアハセテ見ルニ、〔割註〕わたな邊黨源五右馬丞、熊手を以てこれをとり奉る。按察使局同じく存命す。先帝つひに渡邊黨源五馬丞以ニ熊手一奉レ取レ之。按察使局同存命、先帝終浮御せしめず。□□今上是ハ御存命、家集ニ若宮ノ二字オトセリ。是トハ今上不レ令ニ浮御一。若宮（今上兒）者御存命云々。兒字ヲ誤テ翻シタルナルベシ。」カクノ如クナリ。塙本ニハ此裏書トオボシキ處ナシ。古本ニ元モ有リシガ、又ハ竄入ト見テ省キタルモノカ云々。〔割註〕以上保敬說也。」さて此等の說どもを見て、始ておのが推量の說もあたりたるやうなり。さるを又、この頃長澤伴雄來りていへらく、昨日大通寺中寶法院にて、かの藏の醍醐雜事記をみしに、元曆の頃にかきしものにて、殊勝いふばかりなし。その中にかゝる珍らしき事こそ出たれとて、其抜書したるを示すを見れば、元曆二年四月十八日の條にて、去三月廿四日於ニ長門國一平家與ニ源氏一合戰、平家被レ打了。源氏大將軍九郎判官義經。生取ハ内大臣宗盛。右衞門督宗淸。大納言時忠。讃岐中將時實。内藏頭。二位。僧都全眞。法勝寺執行能圓。阿波氏大夫成長。藤内左衞門信康。女院。若宮。降人ハ源大夫判官季貞。攝津判官盛澄。自害ハ中納言知盛。能登守教經。殺人（コロサレシヒトハ）左馬頭行盛。小松少將有盛。備中吉備津宮ノ神主藤内貞綱。同舍弟菊地二郎。刎レ頭者八百五十人。不レ知ニ行方一人ハ先帝八條院修理大夫經盛。内侍所御坐。進止同。寶劍不レ見。女院一宮とあり。これをもて見る時は、玉海にしるさせ玉ひし事、ます〳〵たしかにして、御入水にあらざることいよ〳〵明なり。故に保敬が說に、又雜事記を加へて、謹て御入水の考をつくる。されどこは國家の大體にて、かゝることなれば、一二の徵を以てさだめ云べきことならねば、後の識者をまつ。

○桀紂のさた

漢籍に桀がことといへるところに、爲レ人貪虐。力能伸ニ鐵鉤索一。伐ニ有施氏一。以ニ末喜一女レ焉。有レ寵所レ言皆從。爲ニ傾宮瑤臺肉山脯林一。牛飲者三千人。末喜以爲レ樂といふこと出、殷紀の末にいたり紂が處に、爲レ人資辨捷疾手格猛獸。伐ニ有蘇氏一。有蘇以ニ妲己一女レ焉。有レ寵其言皆從。廣沙丘苑臺以レ酒爲レ池懸レ肉爲レ林。爲ニ長夜之飲一。與ニ妲己一觀レ之大樂。〔割註〕有ニ炮烙刑一省レ之。」といふこと出たり。あまり似よりたる事なれば、つら〳〵考るに、こは桀のことを誤り傳て、紂にもかく記せしものか。有施と有蘇と末喜と妲己と、すべて音相にたり。又所行も同じすぢなればなり。行の事は、惡逆の態は皆おなじものにして、強てあやしむべきことならねど、伐ところの人の名と、又其女の名との似かよひたるは、いかにも誤りのやうなり。

〇日蓮宗の祈

法隆寺釋迦光背記に、「蒙ニ此願力一。轉レ病延レ壽。安ニ住世間一。若是定業。以背レ世者、往登ニ淨土一、早昇ニ妙果一」といふ文あり。いま日蓮宗の病者の祈禱することは、此文の意より出たるやうなり。巫覡の祈りは、病人死すれば、大に面目を失ひてかへるを、法華宗の祈りは若病人起らずとも、其後こそ第一のうけ持なれば、ひとしほしたり顏つくる也。そも〳〵此記の文をよく〳〵味はふ時は、實によき趣向也。なるだけ延命をいのりても、かなはぬ時は、後生をねがふといふなど、ぬけ目なきことならずや。現世ありての後生なれば、まづ〳〵現在をいのるこそ道理なれ。

〇石燈臺

石燈籠といふもの、文義俗也。こは南圓堂の銅燈籠の銘に、銅燈臺とあるもて石燈臺とかくべきなり。

〇垂字の訓

垂字を、漢學者ナン〳〵トスと訓むは、ナリナントスといふこと也。ノコリノ雪を、ノコンノ雪といふがごとし。りとんとをかよはせたるなり。

○漢習

世にいぶかしき事は、漢籍なる女媧の錬二五色石一以補レ天。斷二鼇足一以立二四極一といふことや。または黄帝騎レ龍上レ天。群臣後宮從者七十餘人。小臣不レ得レ上。悉持二龍髯一。々拔墮レ弓。抱二其弓一而號。などあることをば、露も疑をおこさずして眞顏にてよめど、書紀の以二天之瓊矛一指下而探レ之。是獲二滄溟一。または日神のあれませし處に、自當二早送二于天一。而授以二天上之事一。是時天地相去未レ遠。故以二天柱一擧二於天上一。などあるをば、虛誕寓言などゝおもひて信ぜぬはいかにぞや。

○天といふ事

からにて尊いふ天とは、もと天神といふことの略語なるべし。いかにといふに、三皇五帝も我神孫といへれば、大汝少名彦名の御神たち、彼國にてあしきことをすると、天神のとがめありとのたまはしゝ古語の、おのづから殘りて、後には只天とのみいひならひしものなるべし。日か月ならば形もありて、さすかたもあれど、蒼々たる虛空に、何のおそるゝことあらむ。天帝又は梵天、帝釋などいふ。すなはち天神のことゝなるをおもへ。

○岩垣氏の卓見

近來漢學者の心得に、學者もおよびがたきことあり。岩垣ぬしの十八史略の評をみしに、堯聞二舜聰明一。妻以二二女一。曰二娥黄女英一。釐二降于嬀汭一。といふ所に、堯舜皆黄帝之遠孫。其實同姓也。周人獨誇不レ娶二同姓一。而考二其源一則出二同姓一者多矣。徒認二其流一爲二異姓一耳。我朝不レ禁レ娶二同姓一。蓋古之道也。且如レ堯二一女嫁レ舜未レ聞。二其一爲レ妾。我朝中世並立二一后亦何可レ議云々。また周公誨二成王一、王有レ過則撻二伯禽一といふ處に、貴人撻レ子之事。我邦古今未二曾聞一レ之、外國人品之賤可レ見云々。そのほかあれど、わきて愉快なるものをぬき出たり。漢學者にしてこの人なん、眞に和魂といふべかりける。

○やかずともの歌

新古今なる、やかずともくさはもえなん春日野をたゞはるの日にまかせたらなむとある。この春日野をのをもじ、穩ならざるやうにおもへりしを、九度帖とて、行成卿のかきたまひし墨本をみしに、此歌ありて春日野はとあり。これにて心おちゐたり。新古今の撰者、二の句に草はとあるにたづみて、をもじにかへられしにや。

○ぬるし

いまの俗言に、愚なることをぬるしといふ。こは增鏡に、土御門院の御事を申すとて、御本性も父御かどよりは、すこしぬるくおはしましけれとあり。もと湯などのはげしきをば、あつきにたとへ、さあらぬをはぬるきにたとへしにや。

○子之一木

わか友山名豐樹か說に、古事記なる易子之一木乎といへるを、木は柱の誤寫にて、主といふ文字の落たるならんといへり。

○食　位

鹽尻曰、新後拾遺に、前内大臣、のぼりえぬ淀の筏のつなで繩このよはかりをひく人もがなといふ歌あり。大臣たる身にして、位をしたふありさま、小人にことならず。國家の政をとりて、人民をやすんぜむ人の、内奏によりて漸々位を得てなにかはうれしかるべき。

○醍醐隨筆

醍醐隨筆にいはく、よきほどに風ふけば、舟出さむとする人はよろこび、花みる人はうらむ。雨ふれば笠うる人はよろこび、桔槔うる人はかなしむ。國家ををさめむとおもふ人、是をよろこばしめむとすれば、かれはかなしむ。これがよろこびもよろこびにあらず。かれがうらみもうらみにあらずとあり。そのほかをかしき事おほし。此作者は、花陽軒とて寛文の頃の人なり。此一條もて人となりはしらるゝなり。

○古經筒唐櫃

浪花人野村香等所藏の古物を見る。金岡山よりほりいだす金銅の經筒あり。いとふるし。又いにしへの鏡をさめし唐櫃あり。詮慶作の律管、寶龜七年の田券などあり。そのほかの物は、すべて舶來のものなれば、しるすにいとまあらず。

○蒹葭堂古物

今蒹葭の古物をみる。故蒹葭のときのものおほく散逸して、のこりしものは上品すくなし。布留社の樂假面、古鏡、神尾宗湛が太閤秀吉を饗せし茶會記、大師眞筆心經などなり。其中に珍らしきものは、應長元年に後醍醐天皇熊野法度書といふものあり。師賢朝臣の筆なり。

筱舍漫筆 卷之七

○雜林事略

神代紀に、素盞鳴尊其子五十猛神をひいて、新羅國に到りますといふこと出たれば、本朝とは神代より往來のありし國なり。それより十代崇神天皇の六十五年に、任那入貢といふ事出づ。〔割註〕いまの朝鮮の中にて新羅の隣國なり。」十一代垂仁天皇の三年に、新羅王の子天日槍といふ人歸化し、又神功皇后親ら征伐したまひ、屬國として毎年八十艘の貢船をきたらしめたまひしこと、日本紀に詳なり。其後天智、聖武の御時、王化にしたがはざりしことありて、仁明の御時、つひに新羅人我國に來ることを禁ぜらる。それより數年を經て、應永廿六年、高麗大軍を起して對馬におしよせけれども忽敗北す。〔割註〕新羅ははやく〳〵ほろびて高麗となれるなり。」其後またほどへて永享十一年、朝鮮王李祹〔割註〕堀正意が朝鮮征伐記ニ云、洪武二十五年ニ門下郎李成桂ト云人、國王王瑤ヲ廢シテ自立シ、國ヲ朝鮮ト號スト云々。堀氏說ナレバ正史ニヨリテ書シ物ナラム。」使をつかはして來聘、これ我朝へ音問を通ぜし始なり。〔割註〕將軍は義教公なり。」嘉吉三年また來聘せしが、畠山持國おしかへさむとせしを、清原業忠のはからひにて、將軍義勝公對面あり。このとし對馬守宗貞盛互市をはじむ。それより康正、文正、文安とたび〳〵往來ありしを、文龜、永正の頃より戰爭の世となり、百二十年の間は、ともに音信不通なり。しかるを文祿元年秀吉公、明の通信の事を彼國にとりもたしめたまへど、國人誠一等是をとりあはざるにより、太閤憤怒して征伐をくはへたまへど、」慶長三年、公薨じたまひ半にしてやむ。さるにより東照公西征の諸將をめしかへしたまふといへども、兩國互に和平ならず。同九年八月、」宗義智、彼國の僧松雲、および孫文彧をひきゐて來る。內實は東照公の命にてよびよせしなり。同十年二月、兩使伏見の城にて

公に謁す。同十一年十二月、義智使を以て朝鮮國和議とゝのひ、信使すでに對馬に着岸せしよし申出。同十二年三月廿一日、義智信使をひきゐて京着す。閏四月六日、信使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寛、上々官二人、上官二十六人出京して關東におもむく。守山、彦根、大垣、清洲、岡崎、濱松、掛川、藤枝、淸見寺、三島、小田原、藤澤、神奈川に旅泊をさだめらる。公領の代官に饗膳を掌らしむ。鞍置馬二百疋、駄馬二百疋、人夫三百人、路次の大小名これをいだす。五月六日、三使以下御城に登りて台德公に謁す。國王の書簡、かつ土産人參二百斤、虎皮五十枚、毛氈二十枚、唐筵五十枚、絲綾百卷、大繒五十連、靑皮三十枚を獻ず。義智より段子五十卷、油布五十端を捧ぐ。拜謁の式、大廣間上段に疊二帖をしき、其上に錦の茵をし、御直衣にて端座したまふ。御下壇の左に座を設け、正使、副使、從事官三人こゝに坐す。對馬守に命ぜられて馳走挨拶す。盃盤みな金銀にて八珍美をつくせり。公の御膳は四方膳なり。三使には脚附の膳なり。返簡は相國寺の西笑長老に仰付らる。同十四日、暇をたまはり江戸を發す。三使に白銀六百枚、薙刀十五本、上々官二人に白銀二百枚、中官二十六人、下官八十四人、すべて百十人へ白銀五百枚是をたまふ。同廿日、三使駿城に登る。東照公、烏帽子直垂にて纐繝錦の茵に座したまふ。三使拜謁すむで、人參六十斤、白苧布三十疋、蜜百斤、蠟百斤を獻ず。この頃、作事いまだ成らざれば享禮なし。本多上野介が宅にて酒食をたまひ、鎗刀をも下さる。即日對馬守、韓人を携へ藤枝の驛にいたる。先年の俘囚數百人、朝鮮へ送りかへさる。彼等が喜悅たとふるに物なし　是御當拜謁の始なり。そのゝち十年あまりをへて元和三年に、天下一統の賀使として來聘す。この時台德公御上洛のをりからなれば、伏見城において拜謁す。それより御代替ごとに來聘することゝなりて、寛永元年十二月、大猷公御世繼の賀使、同十九年七月、嚴有公御誕生の賀使、明曆元年、同公御世繼の賀使、天和二年、常憲公御世繼の賀使、享保四年十月、有德公御世繼の賀使。寛延元年六月、惇信公御世繼の賀使。明和元年六月、浚明公御世繼の賀使と聯綿としてたえず。天明八年に、文恭公御世繼がせたまひ

しが、文化元年六月に、御世繼の賀使來聘すべきよし、彼國に通ぜられ、近年のうち對馬にて聘禮おこなはるべしとの御事なり。國王領掌して命をまつ。〔割註〕街道の侯伯の費用をいとひ玉ひての事歟。」同四年三月廿九日、小倉侯〔割註〕小笠原大膳大夫忠固、帝鑑間也。」侍從に任ぜられ、來聘の節、對馬へ御名代の上使相勤べき旨命ぜらる。又龍野侯〔割註〕脇坂中務大輔安董、寺社奉行也。」副使の命あり。同五年七月六日、林大學頭、儒者古賀彌助、右筆大塚傳藏、男谷（ヲダニ）彦四郎、對馬下向仰つけらる。其後、大目付井上美濃守、御目付遠山左衛門尉、佐野肥後守、下向の命を蒙る。同年來（マヽ）巳年朝鮮信使對馬まで來聘につき、公領私領ともに國役金仰わたさる。同年十二月十九日、龍野侯此度の義につき金壹萬五千兩拜借仰付らる。同六年十一月十一日、對馬侯金三萬兩拜借仰つけらる。同七年十二月六日、小倉侯金壹萬兩拜借仰つけらる。同日、龍野侯へ金三十枚、時服五、羽織これを賜ふ。同月廿三日、小倉侯對馬への御暇を蒙らる。則黃金五十枚、時服十、御馬一匹、これをたまふ。同月廿六日、龍野侯、此度の一件につき御鐙一掛をたまはる。同八年辛未二月十九日、小倉侯江戶發足、三月二日、龍野侯發足。三月廿九日、朝鮮信使以下官人對馬府中着。

正　使　通政大夫吏曹參議知製教金履喬字公世號竹里四十八歲

副　使　通訓大夫弘文館典翰知製教兼經筵侍讀官春秋館編官李勉求字子餘號南霞五十五歲

上々官　知中樞府事玄義詢字敬夫號恒恒軒四十七歲

大護軍　玄□字陽元號一遲五十五歲

知中樞府事崔昔字明遠號菊齊四十四歲

右五人を始として、上官、中官、軍官、下官、都合三百三十四人、使員合三百六十六人なり。〔割註〕慶長十二年御當代となり。始て來聘せし時の人數より九十七人多し。」此日直に上陸。國分寺の客館に入る。四月九日、正副上々官五人へ、客館において七五三の料理をたまふ。

同十一日、上官中官、普通の料理をたまふ。

同十三日、軍官以下下官、十一日のごとし。

同十四日、上使小倉侯着岸、金石舘を旅宿とす。此館は古代の造作にして、昔の學校なりとか。侯邸よりは十四五丁もへだたりたり。

五月朔日、副使龍野侯着岸、家老の宅三軒もて旅宿とす。其外大學頭大目付御目付以下追々來着なり。皆家老用人あたりの宅旅宿となる。末々にいたりては町家なり。

同十三日、正副使御尋として、龍野侯客館におもむかる。衣冠なり。

同廿三日、今日聘禮、宗家の邸にておこなはる。まづ上使衣冠にて上段間に着座。對馬守、美濃守、衣冠。大學頭、左衛門尉、肥後、大紋の直垂にて上使の後、宗家家來の上に坐す。朝鮮の方は兩聘使上段間、上々官三人は下段間、其外の官人は兩聘使の中間に、上々官持出る。大目付これを取りて、上段の床の上に於て、國王の進物は兼て聘禮の間の西の方に並べおく。兩使の獻物は落椽の處におく。書簡請取渡の事をはりて、床上の書簡を祐筆二人にて是をはからふ。對馬守當年十一歳なるが、座上の進退大人もおよばず。威儀骨柄、韓人も大に感賞す。

同廿六日、同所において朝鮮人へ御饗應。是日上使對馬守は狩衣、美濃守は大紋、其外は終聘の日のごとし。御料理差別あり。兩聘使へは七五三、四ツ目、五ツ目折、三合星物二ツなり。上使相伴なり。上々官へは七五三四ツ目五ツ目なり。製述官、兩醫上判事、書記判事、押物判事、醫員、寫字官、書員、軍官へは、普通の七五三。其以下は三汁十一菜。下官以下は強飯なり。給仕は宗家來なり。正副使には素袍、上々官以下は長袴にて是をつとむ。

同廿八日、上使旅宿へ上々官音物持參。

虎皮二張　豹皮二張　白花布十疋　錦紬五疋　黒麻布五疋　紙二卷　眞筆二十柄　眞墨十笏

右は禮曹より

虎皮二張　豹皮二張　白張白革五疋　黑麻布五疋　白紗細五疋　白木綿十疋　花席三枚

右は正副使二人より

此日直に挨拶として家來をつかはさる。副使にも定て音物ありしなるべし。其家にたづねてかきくはふべし〔割註〕此外にも副使の事詳なることを得ず。他日其家の書記に尋ぬべし。〕六月朔日、信使へ御尋として檜折、杉折、樽等これを下さる。宗家來より旅宿へもちまゐる。此日直に御禮として、上々官、上使、副使の旅宿に、來月九日、上使より正副使旅宿に見舞として、糟漬鮑一桶五十入、素麵一箱三拾斤入使者をもてこれをつかはす。

同十一日、信使へ二度目の御尋あり。初日におなじ。

同十五日、使館において國王の御返簡渡しの義あり。衣服着席すべて聘禮の日の如し。御返簡は祐筆これを取はからふ。大目付差添にて上々官是を請取なり。是日、公方樣、大納言樣より國王の御進物、正副使以下への拜領あり。正副使への賜物は上使より申達し、目錄は對馬守より相渡す。上々官以下は宗家家老下段に呼出し、目錄相渡す。家老布衣なり。今日信使本國へ歸國の御暇、上使より申達す。

同十六日、上使より禮曹へ白銀五十枚、綿五十把、客館へ使者を以てこれをおくる。

同十八日、上使以下諸有司のこらず乘船。同十九日、港を出帆す。

同廿五日、朝鮮人殘らず乘船、直に出帆なり。三月廿九日より六月廿五日までにて、八十七日の滯留なり。〔割註〕三ヶ月共大とみて〕慶長十二年の度は、三月廿一日京着にて、五月六日登城。同十四日發足、同廿日駿府登城。其日發足。大坂乘船のことはいまだ考へず。されど往來三十日づゝと見て六十日なり。それも十日も滯府、京、大坂、十五日づゝも居ると見て百日あまりなり。其處を考れば、對馬にての聘禮は、始ての事なれば、萬事新規にて急に整かねし成べし。

國王書簡

朝鮮國王奉ニ書日本大君殿下ニ、聘使之禮、曠踰四起、逖承ニ殿下ニ、讃ニ洪緒ニ、誕撫ニ區域ニ、休聞所レ及、欣聳曷已、玆循ニ岐常ニ、庸伸ニ賀儀ニ、王於ニ易レ地行レ聘之事ニ、寔出ニ兩國惇好之義一也、不腆土宜、聊寓ニ遠帆ニ、惟冀益懋令猷義膺ニ休祉ニ、不備

辛未正月

國王より、公方様へ進獻の品

人參三十三斤　大綸子五疋　大緋子五疋　白苧十五疋　生苧布十五疋　白綿紬廿五疋　黑麻布十五疋
虎皮七張　豹皮十張　靑黍皮十五張　魚皮五十張　色紙十五卷　彩花席十張　各色筆三十柄　眞墨三
十挺　黃蜜五十斤　淸蜜五器　扇子十居　駿馬一疋鞍具

大納言様へ

人參三十斤　大綸子□疋　無紋綾子十疋　白苧布十五疋　黑麻布十疋　虎皮五張　豹皮七張　靑黍皮
十張　魚皮五十張　色紙十五卷　各色筆三十柄　眞墨三十挺　花硯三面　扇子五居　駿馬一疋鞍具

信使自分よりの獻上、公方様へ

虎皮三張　豹皮二張　白苧布五疋

大納言様へも同じ

御返簡

日本國敬復ニ朝鮮國王殿下ニ、嵩价戻上ニ華緘ニ達、因悉ニ啓居寧ニ、誠欣幸靡レ極、今者以ニ丕承ニ統業ニ、蒙ニ修聘禮ニ、珍貽稠疊殊哉、隆誼如其成禮津島則事雖ニ徙新ニ、意在ニ脩舊ニ、所以度レ時制レ宜、而敦ニ兩國之好ニ也、玆具ニ猶品ニ寄ニ諸還使ニ、惟冀彌揚ニ景烈ニ、尤受無レ不ニ純嘏ニ、不備

日本國別幅鑒

文化八年辛未　　　　　　　　　　　　　　　　日本國

御返簡御別幅ともに、執筆は奥御祐筆所詰屋代太郎弘賢なり。大納言様の方は執筆表御祐筆男谷彦四郎思考なり。

公方様より國王へ進ぜられの物

屛風

頼信渡海の圖　狩野伊川院筆　義家雁列の圖　同筆

四季山水の圖　同友川筆　博雅琵琶の圖　同筆

時秋笙傳授の圖　同晴川筆　唐船の圖　同探信筆

梅月の圖　同筆　富士牧狩の圖　同洞伯筆

櫻町愛花の圖　住吉内記筆　堂上方放鷹の圖　狩野春川筆

牧牛野馬の圖　同洞林筆　春秋花鳥の圖　板屋桂意筆

雜樂の圖　同筆　鞍皆具共十　料紙硯箱三通

色羽二重五十疋　亂茶苧百反

大納言様より國王へ進ぜられの品

大卓一脚　紗綾巣物百反　越前綿三百疋

公方様より朝鮮人へ下され物

銀五百枚　綿三百把ツヽ　正副使二人へ　銀五十枚ツヽ　上判事へ

銀三十枚ツヽ　學士へ　銀四百七十枚　上官次官小童中へ

銀四百枚　中官下官中へ

大納言様よりの下され物

銀二百枚　綿　百把ヅヽ　正副使二人へ　銀百枚ヅヽ　上々官三人へ
銀十枚　學士へ　銀二百枚　上官次官小童中へ
銀二百卅枚　中官下官中へ

同七月十八日、今度朝鮮使於二對馬一聘禮無レ滯相濟につき、今日月並出仕の面々御祝詞申上る。

同月廿五日、小倉侯着府。

九月廿八日、龍野侯此度の一件につき、御刀〔割註〕肥前忠廣作、代金十五枚。〕拜領。其外、此度の御用掛一統へ黄金時服白銀等、それ／＼に下さる。

十一月朔日、小倉侯へ鞍鐙を賜ふ。

十二月廿五日、對馬侯へ白銀三百枚、時服卅、御刀〔割註〕來國貞、代金十枚。〕をたまふ。

同九年六月二日、龍野侯、此度の勤功により、拜借金の内壹萬五千兩は返納に及ばざる旨仰わたさる。

同月九日、小倉侯、此度の勤功により、拜借金壹萬兩、來亥年より十ケ年に返納いたすべき旨仰わたさる。

七月四日、對馬侯積年來聘の事に骨折出精これあるにつき、當申年より二十ケ年の間、毎年金子二千五百兩ヅヽ賜るべき旨、並に寛政五年の拜借米、文化六年の拜借金、卅ケ年賦に上納いたすべきよし仰わたさる。此文化八年辛未五月、於二對馬一聘禮おこなはれしより、三十七年目弘化四年丁未の年、當將軍家御代替の賀使聘禮於二大坂城一おこなはるべき旨、彼國へもとくより仰つかはされて、いよ／＼近年此地に來聘あるべきのむね、先達て宗家へ御内沙汰是あり。此程、對馬侯出府にて、此事仰を蒙らるべきよし、たしかに承しまゝ、神代よりのあらましを、日本紀、續日本後紀、皇代略紀、善隣國寶記、足利家譜、和漢合運、太閤記、武德編年集成、武德大成記、泰平年表、對馬聘禮記等をもて、かくは記すになん。

つら／＼按ずるに、神功皇后、三韓（一）をうちたひらげ、我屬國臣僕となしたまひしを、義政公書簡を通じ隣好をむすばれしよりこのかた、敵當の國と成、屬國の取あつかひ相すみたるは、口をしきやうなれど、

足利義勝公對面ありしより、慶長のむかし、東照公、台德公も直の御應對にて、代々の將軍家すべてかくのごときを、文恭公の御代より侯伯を以て信使を取あつかひたまふやうになりゆきしは、我國の面目、外藩へきこえても心よき御事なり。文化度のわざ〳〵對馬まで使節をつかはされ、彼を勞させずして聘禮をわたらせ、彼があたなる書に太閤のきづかれし城にて、侯伯をもて禮をおこなはるゝことは、誠に日本の一大盛事ならずや。

弘化四年丁未五月廿八日

〇源氏物語

源氏物語をみるに、北村翁の湖月抄のいできざる前は、河海をはじめ細流、餘情、孟津などとりあつめてみざれば解しがたきを、いま湖月を一見すれば、諸說一目にみえて、和漢の故事、朝廷の公事、何事にもあきらかなり。しかるをいまだ學問ひらけざりし時なれば、諸說のよからぬことも、いたくたがひたることも、又翁のあやまり師のあやまちをもおしこめてあげられたれば、所謂玉石混淆すとかにて、よく〳〵眼をつけざれば、なか〳〵にあやまつなり。しかるを契沖あざりの拾遺に、そのあやまちをたゞされたれども、その說すくなくしておちたるがおほし。縣居翁の新釋にて、またあやまりをもたゞされ、こはことに說もおほく十分なれども、またあやまりをそのまゝにおかれたる事少からず。元來新釋は湖月抄にそへて見るべき爲にあらず。湖月をやめ、新釋にて事すむやうにとの事也。ことの趣意は古來より諸說至て少し。塙ぬしのものがたりに、この頃ある人かの新釋の中にて、翁の說のみをえり出し、一本とするのおもひたちありとぞ。さすれば拾遺と同樣のものにて、湖月にそゆべきものなり。さて拾遺、新釋の兩書ありといへども、鈴屋翁の小櫛あらざれば、源氏の本意眞面目をばうかゞひがたし。源氏よまむもの、小櫛をさしおき、いかにもつれをとかむとおもふとも、髮もいやみだれにみだれて、つかぬることはいできぬなり。かれ源氏を解さむとせば、湖月を本にたてお

き、拾遺、新釋、小櫛と、この三書をもて研究せば、紫式部の微意は、百年の下にしてあきらむべし。又鈴木朗の雅語譯解もことにたよりよし。これをもそなへみるべきなり。だみ詞は見るにたらず。おほく新釋の中をとれるなり。小櫛にだみ詞よしとてとれるは、すべて新釋の說なり。鈴屋翁も新釋てふものありとはしられたれど、いまだみずとありしごとく、見られざればいかにともしりがたし。新釋をみるに、小櫛の說と暗合ことにおほし。そのうちにも縣居翁のいたく立まされる說もあり。小櫛のゝち、源氏の註かきし人なし。藤井翁の伊勢新釋のごときもの ものしたらましかばと、たゞおもふのみなりけり。

○念佛講

いま江戶にては、まはりをとるといひ、浪花にては念佛講といひて、一人の女を數人してものすることをいへり。このわざふるくよりもありて、水鏡に、惠美押勝のむすめを、鑒眞和尙の此人千人のをとこにあひたまふ。相おはすとのたまはせしを、ちゝの大臣打とられし日、みかたの軍千人、こと／＼くにこのひとをおかしてき云々。いかにあさましくおはしけむ。またうらやましくもおもはるゝ。

○不二の山のうた

よにふじのやまのうた、古今かず／＼あれど、近き頃長田美年ぬしの「偶のなき世ならねば不二のねをゆきみぬひとにいかゞかたらむ」とよめりしは、ことに絕調とやいはまし。おのれいにし冬、ふもとを過ぎて、月花のほかにはなしとおもひしを、ふじのたかねのゆきのあけぼの。とよみ出たりしを、人にもほこりしが、此長田ぬしのをになひ出しては、雪と泥とのたがひなるべし。

○道風朝臣の書

道風朝臣の書、いともふるくより人の賞翫することとなり。浪華帖に、此朝臣の書を出して、むかしの奥書あり。保延六年庚申十月廿二日〔割註〕癸巳辰刻。」物賣女曰ニ逢門入來。買手本一卷。〔割註〕一卷野道

風屛風古代。一卷此本。」見二定之由賜二價直一〔三キ三廾二三／三二キ三キ二〕女人成二悅氣一、即以退出とあり。」

○料理物語

正保四年刻せる料理物語といふ書を、蒹葭堂主人よりおくらる。其中に獸の部にたぬき汁、くま吸物、いぬすひもの、といふことあり。犬などを喰ふことといまはたえてなきを、わづか百九十年計のむかしのことなり。

○桃花の歌

佐久間芝祥が歌に、桃といふことを、春霞梅と櫻のたえまよりこぼれてにほふ桃の花哉。とよめり。むかしより桃のうたに、かゝるをかしきはなし。さるを長田、天野、丹羽などの歌人たち、あはれ春霞といふ五文字をおきかへたらましかばとて、頻りにからがへければども、いまだおもひあたらずといへり。げにさることとにてよき詞もやあると沈思すれどもいでず。

○豐前鍛冶政平

高祖父直賢が抄錄せるものゝ中に、紀政平事、寶永七寅四月土屋相模守殿より來朝鮮人來朝被レ下ノ御道具被二仰付一、本阿彌家ニテ今度日本鍛冶七人エラビ出ス。其一人也。豐前政平、安藝輝之、加賀越中云々。かゝれば政平も尋常の者にてはあるべからず。

○籠　鳥

鳥を籠にいれて飼ふこと、ふるくよりもあり。百錬抄、崇德院大治元年十月廿一日、太上法皇召二集洛中籠鳥一放二棄之一。

○柳樽秀句

柳樽はあまねく人のしる所なり。おのれとしごろ抄書せしを、そが中にて尤人情をつくせしとおぼゆるをこゝにのす。

女房の目のいそがしい下女をおき　九篇
泣ながら眼をくはるかたみわけ　十三篇
おれともに上は五人と手かけいひ　廿篇
棚にあげよその內儀の不義噺　廿二篇

このほかにもあまたあれど、又かきつくべし。

○燒狩毒流

東鑑卷八、文治四年五月十九日條曰。「二季彼岸放生會之間。於東國可被禁斷殺生。其上如燒狩毒流之類。向後可停止之由。被定訖云々。この毒流といふは、土俗蓼もみとて、淵に蓼をもみこみて魚をとることにあたれり。燒狩といふは、定て山に四方より火をかけ、逃去やうにして射殺すことなるべし。又はやきころすことか。此兩條は如何にも禁ずべき事也。

○將門記のうた

大須本將門記に、新皇貞盛が妾に賜ふ歌あり。冊爾手毛風之便丹吾問枝離垂花之宿緒とあり。よそにても風のたよりにわれそとふ枝はなれたる花のやとりを、妾のかへし。

冊爾手毛花之匂散來者我身和比志止於毛保江奴鉋。このうたよみがたからず。

○醫師彝伯民が詞

南部彝伯民が技癢錄に曰、今之爲醫者有十四不可云々。此內のことにすぐれたりし條をひとつふたつあぐ。護身而遁危。厚富而薄貧。拘例而失權等なり。醫のみにあらず。いと〳〵をかし。

○一文

東鑑、建長五年十月十一日云。被定利賣直法。薪馬駄直法事。炭一駄代百文。薪三十束。〔割註〕三把。別百文。」萱木一駄。〔割註〕八束。代五十文。」藁一駄。〔割註〕八束。代五十文。」糠一駄。〔割註〕俵一文

代五十文。」この一文といふもの丶位しりがたければ、いまに照し合ての直段高下論じがたし。青砥藤綱が落せし錢も、今の一文とは大に異なるよしの說もあれば、此時の一文も定て貴かるべしや。後の考をまつ。

○三年忌

人死て年忌のとぶらひのことは、後世のわざなりとおもひしを、東鑑、文永二年十月廿五日の條に、今日最明寺禪室第三年御佛事於二山內一被レ修レ之云々。いはゆる三回忌なるべし。ほかの年忌の數はいまだ見あたらず。

○猫狐あやしきわざ

高橋司の物語に、天保七年申の七月十四日の夜のこと也。富野の宅のまへにあれたるはたけあり。側にゆきて窓より外の方をみやりたりしが、猫ひとつふら〳〵と出來る。やがて狐ひとつ來る。かの猫とならびゐけるが、狐まづ手をあげ、乳のあたりとおぼしき所におれ、すこし背をのし、小足にてあゆみ出す。猫またその定にして、あとよりあゆむ。六七間もあるはたけをま直にゆく。歸りには常のあしにてふら〳〵ともとの所へゆく。かくすること五六十度にもおよびぬ。そのはせゆく所は、月かげにて垣のくま糸はへたるごとくにあり。その筋をゆく也とぞ。そのうち司しはぶきしたれば、おどろきて二疋ともに飛さりぬと也。またく狐にをしへられてあるくことの稽古なるべし。このわざ數度におよびてなん、種々の傳授をぼうくるなるべし。

○大　雹

天保八年丁酉四月廿九日、筑後築川の田舍に雹ふれり。重さ二百目ほどありしよし、野飼せし牛馬おほく擊れて死しよし。又早苗なども打くだかれて、民のくるしみとなりしとか。僅の里數にて此國などはか丶る災のなきこそ幸なれ。

○茶湯

江北記に曰、〔割註〕佐々木道譽よりこのかたのことをしるせり。文明の頃のものなり。」留主寄策七首和歌。〔割註〕作者は小倉左近將監。源實隆、中明寺と號す。」客人は留主にもありと心得て、茶の湯りん〳〵座敷しん〳〵。といふ歌あり。いまの點茶の趣成、座敷しん〳〵といふ句にておもへば、臺所などの釜のごとくにてはなし。文明の頃に、いまの茶儀もいできたりし成べし。

○好古奇策

杉生貞則ぬし常にいはるゝは、男の啞と女の啞と夫婦となし、外に啞一兩人つけて、人氣遠き離島にをらしめ、物いへる人をばかたく禁じて、子うましたらましかば、その子は物はいふべければ、父母兄弟天地草木の事、いかにいふべくや、兩親はさらなり。つきそふ人々はみなおしなれば、をしゆることあたはず。その子のおのづからなる詞こそ、神代のまゝの古言にもやあるべからん。兩神のあれましゝ時も、此子の生れいでし時も、理はおなじことなれば、極て上古の詞づかひなるべしとあり。是はいかにもおもしろきことにて、又試るにも、さまでむづかしき事ならず。いにしへをこのまるゝやごとなき人のまさば、こゝろみたまひなむや、きかまほしきは此子の詞也。

○儉約

本朝文粹清行意見の中に、臣伏見二貞觀元慶之代一。親王公卿皆以二生貲紫絹一爲二夏汗衫一。曝紵爲二表袴一。白絹爲二表袴一。白綾爲レ褌。葛褐爲二履裏一東絁爲レ襪。染絹爲二履裏一。而今諸司史生皆以二白縑一爲二汗衫一。云々。いまの朝服の美麗なるは、又一段のおごりなるべし。

○米價騰揚

天保八年の頃は、米價ことに貴く、江戸にては米一石を金六兩の餘にて買ふ。いにしへより高價もあれど、かゝる高直なることはきかず。江戸の狂歌、

酒屋とも酉の年とてシのつくりをやめてへんをうるなり

○物のふるびざるを刻限もていふ

いま俗にふるびたるを、一日の刻にていふことあり。是もふるし。太平記吉野軍條に、大塔宮の出たちをしるせるに、赤地ノ錦直垂ニ火威ノ鎧ノマダ巳ノ尅ナルヲ透間モナクメサレ云々。

○旅所

今神社祭の時、神輿を安置する處を旅所といふ。百錬抄、高倉天皇條に、稲荷旅所といふことありて、ふるくよりもいへる也。

○遣唐使

いにしへの遣唐使といふものは、此方にては唐に遣さるゝよしなれども、全く彼方にては入貢の使節にあたれりしなるべし。此事、兼て疑はしくおもへりしを、弘法大師の性靈集をみるに、爲ニ大使ニ與ニ福州觀察使ニ書とて、其中に、執ニ蓬萊琛ニ獻ニ崑岳玉ニ。起レ昔迄レ今相續不レ絶。故今我國主顧ニ先祖之貽謀ニ慕ニ今帝之德化ニ。謹差ニ大政臣右大辨正三品兼行越前國太守藤原朝臣賀能等ニ。充レ使奉レ獻ニ國信別貢等物ニ。中略、面ニ對龍顏ニ。自承ニ鸞綸佳問ニ。榮寵已過ニ望外ニ。中略、入朝使船云々。などありて、決して敵當の文章にあらず。されば興福寺なる南圓堂の銘文に、景申とあること、またく隨從の勢ひなることとしるし。さるを當今は使をも遣されず。さる信不通にて、只長崎にて、彼の國の商船互市をのみゆるさるゝは、誠に以て敵當の勢、隣好を通ずるといふまで也。かゝるめでたき大御世はあらじかし。

○崇建卿記

書林崇建卿記といふものを持來る。享保より元文の御人也。この内に、大樹、禮儀類典を獻ぜるといふことあり。文體は日記體にて、朝廷の公事、關東よりの事何ごともあり。

○紺紙金泥經

ある書林より、紺紙の金泥の提婆品一卷をみす。奥に元和二年秋吉日、藤原朝臣島津拾遺息女とあり。彼家、元和の前藤原なりしが、御一統の上又、もとの源姓になりたれば、此經卷も僞物には不レ有。

○明暦板江戸圖

蒹葭堂藏明暦三年板江戸圖を見る。呉服橋のことをこたう橋とありて、そのにしに道宅、驢菴、甫庵と三軒あり。道宅の後に立宅といふあり。今の當邸あたり伊名備前。中川半左。小笠原右近とあり。酒井一橋の處は藤堂大角一家なり。その南に松平加賀とあり。戸田のあたり石谷將監。狩野彦左衛門。松平數馬。酒井了安。土屋民部。星合太郎兵衛等也。尤御作事小屋と一所になりたり　神田橋をば大炊殿橋とあり。筋違橋の外本多能登とありて、直に東本願寺とあり。吉原はさかい丁の東にあり。淺草見付の邊に大なる馬場あり。芝金杉邊に金森長門と大屋敷、今の御三家ほどもあり。仙臺は虎の御門にあり。わづかなる年數なれども、大にいまとことなり。此圖はいとまあらばうつさむとおもへどもかへしやりつ。

○金石角力

おのれ兼てこのむことなれば、金石角力とてたはむれに作りたりしを、惣輔といふ好事の人ありて、こたび板にゑれるなり。世にいでなばさぞ鄙俗なる態ぞと人も笑ふべけれど、惣輔がものせしなればいかゞはせん。

○後水尾院御製

鹽尻に、後水尾院代々の史を御覽じまし／＼てよませたまへける。いにしへをあらはすふみのあともうしさらずば下る世ともしらじを。古き軒ばと詠せさせたまふにも、をさ／＼まさりて宸襟のほどおしはかられはべる。

○貪位歌

おなじ書に、新後撰集を見侍りしに、前内大臣、のぼりえぬ淀の筏のつなで繩この世ばかりをひく人もがな。大臣たるみにして位をしたふさま、ひとへに小人にことならず。國家の政をとりて人民を保ぜむひと、内奏によりて漸く位を得てなにかは嬉しき。

○仙洞御製

おなじふみに、百十三代仙洞の御製に、

天地にあまねくみてるはるのいろをたゞ花鳥のうへにやはみむ

此餘にもありしるさず。

家にあり。

○人數扶持米

御倉米にて切米凡二十七萬六千三百七十四石五斗。扶持米凡七萬三千三百七十七石。通計三十四萬九千七百六十九石。是御旗本以下御家人の一ヶ年被レ下也。市中人數八十六萬二千六百人。一日に食ふ處四萬三千百三十石。此外諸侯方の陪臣や、幕下の官人、又は僧侶旅客は數しらず。只町人ばかり也。御殿中一日之御飯米凡七十石餘と也。神武以來かゝる御事はあるまじきなり。是享保六年のころの事成。明の時北京人數三百四十一萬三千二百五十四人。我京師の人數五十萬七千五百四十八人。〔割註〕尤町人計也。〕

○大坂合戰拜借金

慶長十九年大坂の役、家〔康脱カ〕公御人數一萬五千、内御旗本四百八十三騎。拜借金大概五百石に金子五兩也。然共其料多少あり。惣拜借人千三百七騎。此金子七百五十五兩。此時、米之價金壹兩に米六石と云々。直養考るに、百十匁也。今年天保八年丁酉九月、大坂の新穀一石百三十目計。然るに九州豐作也。石につき十そふ倍の餘にて、年紀僅に二百年。物の理は妙成ものなり。鹽尻卅卷、さては此卷に拔く、餘は次々

の冊子にゆづるべし。さてこの天野信景といふ人は、和漢の博識にして、古今の豪傑なり。いまだ國學者などいふものはいできず、ひらけざる時に、鹽尻などの說の出したる貴むべし。

○いそがばまはれ

醒睡笑に、いそがばまはれといふことは、宗長の歌に「武士のやはせのわたりちかくともいそがばまはれ瀬田の長橋。といふよりおこれり。

○敵　打

醍醐隨筆に、越前の義景の家に松木內匠といふ人、年來のあだありて、はかられうたれぬ。その子十歲なるを抱て、妻は山中に落ゆく。此子廿歲にもなりぬれば、仇をうたんとす。仇はいかめしく屋敷かまへたり。ほりをわたり屋のむねのそら窓よりはひ入りけるに、車つるべの繩あれば、それをもて下りんとするに、その繩きれて井におつ。大勢來りて引上ければ、晝まゐりたる乞食なるが、食物を見おき、ぬすまんとしてかくの如し。いのちをば助けたまはれといふ。かの仇見て、つらがまへ松木に似たれば、あやしみて夜中墓所へ引去てきれとて、家人あまたさしそひ、おひ〳〵(マヽ)里中の人あつまり五六十人になる。山路の細く、下は深き谷なる所をすぐる時、横ざまに飛いれば、繩切もいづくかへ落うせひとりなり。岩かどにて繩をすりきり、かの大勢の人の中に顏にどろぬりまぎれて、また仇の家にいり、床にはいり、深更に成、寢間にいり、枕元なる太刀にて首をおとし出るを、人々おつかけたれば、二人まできり殺し、あとはにげたり。なんなく敵を打たりとぞ。是は不破翁の物語なり。「割註」大體をぬきかきたり。」

○花陽軒が詠歌

醍醐隨筆の作者は、花陽軒といひて寬文の頃の人なり。この內にそのよみ歌あまたあり。一二をあぐ。

雉　子　朝鷹の羽音や夢にかよふらんまた夜をこめてきゞし鳴なり

富士の月　雲きりもおよばぬふじの高ねにはいつもさやかに月やすむらん
萩　いたづらにみてこそかへれ萩がえを手折らばつゆの玉やちるらむ
鹿　いかにしてむかしはあだにきゝつらん老のねざめのさをしかのこゑ

○古鐘銘

菅家文草卷七に、元慶寺鐘銘とて出たり。その内の文に、皇帝馭暦之四歳己亥月建庚午八日丁酉とあり。是陽成天皇の元慶四年なり。この寺は荒廢せしなるべけれども、鐘は猶いづくにかあるらむ。栗原寺の塔擦の多武峯に、道隆寺の榮山寺に、金剛院の鐘の妙心寺に、廣隆寺の鐘の西本願寺にあるがごとき、いとゆかしき事なり。朝野群載に、攝津國總持寺鐘、延喜十二年の銘文出たり。この元慶寺と同じく鐘なし。寺はありとぞ。

○淨瑠璃

伊勢の隨筆〔割註〕漫筆か、座右の書か書名なし。」淨瑠璃は、信長公の右筆小野通女の作なり。譯齋、瀧野兩人の盲人十二段を通女より傳へ受たり。その後、六字南無右衛門といふもの、阿彌陀の胸わりといふをつくり。その弟子丹後肥前、江戸薩摩下り薩摩、又金平の作者は岡淸兵衛、役者は和泉太夫、土佐ぶしなり。

○田地一反

同じ書に、田地一反三百六十坪は一年三百六十日の民の食なり。太閤秀吉、一坪を六尺にさだめ、稻葉美濃守五尺八寸に定むといふ。

○錢百文

同じ書に、九十六文を百文といふ事、上杉憲政の家老長尾道元といふものはじめたりといふことあり。

○大かた人のしらぬ金石の古物

金石の古物は、おほくはもらさず筆記せしを、浪華なる野里梅園をとひたりし時、搨本あまた出したるに、そのうちに春日社石燈臺に長暦二年、西大寺無量壽院の鐘、永久二年寶生寺大和鐘、弘安十一戊子、勢州蓮臺寺村世義寺陶器經筒、治承二年、賀茂村圖筒、應永十七年といふこと出たり。是いまだ稽古の書に出ざるものなり。東大寺三倉の寶物は、容易に見ることをえぬはみな人のしる事なり。さるを梅園、先年勅使下向開倉の時、目のあたり見たりとて委しくきけり。こは去申の春、奈良に遊びたりし時、穗井田氏をとひ、その時にもきゝしなり。在中が圖したる圖本は、普く世にあれども、去年前に精密の模本いで來しことはしる人少なり。彼倉中に寶鐸あり。天平勝寶九年の文字あり。開眼筆はよく人もいへども、此鐸のことはめづらし。梅園藏中容海大德の書の奥に、承平二年の文字あるあり。又宋版經の奥に、元享四年甲子仲夏五月廿五日秋田城介正五位下藤原朝臣時顯敬書とあり。

○法隆寺古物中

これも梅園にて見たり。爰にひとつ好事家の眼のおよばざるものあり。法隆寺中院護摩堂に安置せる觀世音の座の椽の銘なり。小楷端正、文字鮮明なり。其文

歳次丙寅年正月生十八日記高屋太夫爲分韓夫人名阿麻古願南无頂禮作奏也。

一行にして、幅二歩もあるべき椽に彫りつけたり。考るに、推古天皇の十四年にして、かの藥師佛造立の前年なり。この銘は集古十種をはじめおほくの書にももれ、輪池翁の道の幸にものせられざりしは、實にちかき世見出せしものなるべし。是をや當時海內に現存せる古物の魁とやいはまし。割註「此後、同寺觀音の銘に、崇峻天皇四年といふ物、世にあらはる。是を第一とす。」

○古石燈臺

長田作兵衞別莊に、文永三年の鐵燈あるよし、東堂よりきく。神田彥兵衞別莊なる石燈臺は、應永七年、こは親しくみたり。大坂市中富豪の藏には、いろ〳〵の古物もあるべけれど、容易にみることを得

ず。

○蘭書

或人の藏銅版の蘭書蟹行よむことあたはず。そのうちに錢の形をゑがき、興朝通寶とあり。裏の圖に一分とあり。又寛永通寶もありて、裏には𠆢五とあり。甚拙し。町火消のまとゐの圖十本出たり。中にことにをかしきは諸侯方の紋あり。方圓などのものはよくゑがきたれど、葵、藤、蝶などいろ〳〵拙し。八十四紋の數をいだせり。京の圖もあり。これはいたくたがひたり。禁庭二條の御城などあり。又江戸の圖もあり。これはことによろし。橋は兩國ばかりにて永代などもなし。日本橋、江戸橋はあり。上野はあるかなきかに書き、不忍池をば大にかき、中島もあり。向島に山ありて、堂宇いかめしくあり。増上寺は堂をかけり。その後に大なる堂舍、山上にあり。それぱかりには横文字にてことがきをせり。横文字をよむことをえば、皇國のこと、いかにしるしたこたらんとわかりぬべし。いまは蘭學さかりにおこなはれぬれば、何事もおかぬかたなし。

○長谷寺水盤銘

長谷寺の水盤、正平十三年戊戌九月とあるよし、梅園主人よりきく。是嗜古の書にもるゝところのものなり。

筱舍漫筆 卷之八

○東海道分間古繪圖

元祿三年上木、東海道分間繪圖五帖を得。作者は遠近道印とあり。畫は菱川吉兵衛なり。六鄕の川には橋あり。百八間としるせり。神奈川と戸塚の間に新町といふ驛あり。富士には寶永山はいまだなし。薩埵山の虎に此道あしくなり、近年は此山の上通りよし。重て見分付加へ可レ申候とあり。このうちに不審なるは、石部、藤川、赤坂、江尻の四驛は白字にかゝず。餘の驛はすべて黑圈の内に白字也。前にかける新町といふは白字にて、是を合せて五十四驛となる。僅に百四十八年にして、物のかはる事かくのごとし。この圖、骨董集に出たり。

○四天王寺念佛會舞樂

九月十五日は四天王寺念佛會にて舞樂あり。ゆふつかたよりはじまる。桜園のよすがにて樂屋より見る。水上の石の舞臺に、高欄いかめしく幔幕打はり、正面の堂には太子の御像を出し、僧侶數人伸人數々出て法會の式あり。その內に音樂あり。

振鉾左右　慶雲樂　延喜樂　甘州　林歌　蘭陵王　納曾利

慶雲樂には、いまだ十一、十二ばかりなる童形まじりてまふ。そは鳥甲にはあらで、追かけ卷纓にていとゆうなり。陵王ことにおもしろく、納曾利もはなやかなり。

○白龍王墓誌

吉田氏の物語に、秋田より廿里きたにて、地をほる事數丈にして、底に五間四方の石箱をほりあてたり。內に金銅の人形、夫婦從者とおぼしきもの數人あり。墓誌に白龍王とあり。是は五代宋の人なりと

か。墓誌全文鮮明なるよし、其友安田何某よりきゝたりしとなん。東國の人にきかば虚實分明なるべし。いかにもあやしきこと也。

○法隆寺塗金佛僧中裏に銘ある

おなじ人の物語りに、法隆寺の塗金の佛像あまたある中に、裏に支干およぴ銘文あるもの一軀ありて、その得りたるをもてりとぞ。此こと東堂にかたりしが、さいつ頃梅園にてともに見たりしといふ。此ものゝ支干はやくしらまほし。他日世にもひろごるべし。

○法隆寺古物

去春法隆寺開帳の時見たりし孝謙天皇の御笄、その時は手にだにふるゝことを得ざりしを、梅園ぬしより搨寫の眞本を得たり。ふたまたなる足のひろさ七分もありぬべし。黄金なり。その餘塵芥の櫃の底より得たりとて、纐纈繡錦などのものゝきれをおくらる。すべて推古の御時の物也。

○和歌題

朝野羣載卷一に、大江通國が兵部員外大卿のあつらへにて、白氏文集新樂府の句をえり出し、和歌題廿句を設て、長治元年六月廿日高陽院にてこれを講ずとて、

四海清　舟中老　不思年　薰衣裳　一人有慶　波沈西日　故鄕迢遞　秋風拂床　寒草踈

宮樹紅　以人爲鏡　池似鏡　山冷　人路絕　殘鶯一聲　花發　天寒　到曉月徘徊　居逆旅

舉動有殊姿　深可釣

この題のうち、いま用ゐると用ひざるとあり。もちひざる歌どものをば點をかけたり。すべてよき題なれば、我黨の社中是をもちひむとす。此見たりし羣載は欠本にて五卷なり。毎卷奥に、寛政十二年八月廿二夜、また閏四月九日など謄寫の日をしるし、式部權大輔菅原長親とあり。毎卷印章をおす。是菅公の苗裔にて、ちかき頃までは世にいまそかりき好古の友東堂が藏書なり。

○竹箒

濱田藩なる齋藤氏の因是が、琴後集の序を討たる竹箒といふ冊子を、尾崎子の自ら寫したるを東堂もたり。そのうち我邦之所レ道、周公孔子之道而別取二道於我大古一。吾未レ之聞レ也。といへるところに、からくにのあしきことをいひて、そのつゞきに終には、後宇多院天皇の御宇に、聖人の國は蒙古の爲にうばはれ、その〻ちや〻むかしにかへるかとおもふに、後光明院天皇の後世に、韃靼にうばはれたり。さしも聖人の世には、蒙古韃靼ごときは夷狄なりといやしめあなづりしを、今は周公孔子が子孫も、夷狄の奴僕となりぬ。かくても道也とおもひたまふよ云々とかけり。例の鈴屋社中のならはせにて、師説を奉ずる人はかくこそいはまほしけれ。この冊子の奥に、齋藤ぬしの、此書葛西質が許におくりつかはせしに、いまだしる人ならねば、ひらき見におよばずといひて、もとのごと封じてかへしおこせたり。いらへがたきゆゑにやも、いとをぢなきことになんとあり。又そのおくに、健藏、此一書披き見つれども、答なりがたき故に、もとのごとく封じて反せしよし、みずともいま、此書世に廣く人のしる所なれば、おのづからに見き〻すべきを、いまだ此いらへなし。健藏が門弟もあまたあるべけれど、魯西亞人の雷に逢たるごとく、眼をとぢ耳をふたぎて地にふしけむ。いまだ起あがりしをきかずとあり。此ぬしも愉快におもへりしやうなり。

○屋代弘賢物語

天保八年丁酉十月十三日江戸につきぬ。公の暇ごとには名に高き先生たちと交り、孤陋の聞見をもひろめむとおもふなり。さしあたりしことゞも終ぬればとて、廿日のひ稻卿と共に輪池翁を訪ふ。壁に馬の石楷をかけられたり。伊豆の國山口村の駒の碑といふ物のよし、ふるきものにはあらず。慶長四年亥年十月六日とあり。十種にはもらされたり。寸翁子の許にて、俊成卿の雲ゐの文といふものをみられしよし、そは定家卿の勅勘かふゞりたまひしときひまとりけるを、寂蓮いまだ俗官たりし時にわびごとの消

息也とぞ。女もじならで眞名書にて、誠に奇絶なるよし、又爲明卿の太平記に出たるおもひきやの歌、宿紙めくものにかゝれたる、是もともにみたり。京の三井より出たるを、姫路侯の御物となりしより、雲ゐの文を三井が得たりし時千兩出したりしとか。又さいつころ近衞内府の尾州の外山なる別莊にて、富士を御覽じて、東路の物とおもひしふじのねをけふはみやこのかたにみる哉。とよませたまひしよし、また下野國那須國造碑なる永昌元年のことは、朱鳥四年なるを、ある山伏の執行者、年代記などやうのものにて、永昌元年とよめるやうに打うがちたるよし、その證はいまも昌の字の下の日の處に、連火あざやかにみゆるといはれき。水戸黄門のいたく古を好みたまふるあまり、是までの御領地と、かの國造碑ある處とかへさせたまふよし、先年より著述の古今要覽四百卷は、御覽に調進ありしよし、その目錄をみたり。こたびおもひたちし金石遺文解の事いひたりしに、年足の墓誌のこと、狩谷望之のしるしたるあり。是をもその說の内に加へてよとて出されたり。折ふし和泉や庄次郎てふ書林、宋版の佛經もち來る。淺草文庫の藏印あり。この印は板坂卜齋といふ醫師のもの也。元和、寛永の頃なる人にて博識のよし。又貞丈家訓とて一冊を兩人ともに得たり。薄暮に辭して歸りぬ。

○古書古物

同廿二日、惣輔〔割註〕稻卿の俗稱。」とゝもに、新見家の家士松岡肇といふ人のもとをとふ。是古癖あるよし、かねてききければなり。何やかやと展翫する中にも、古經文のをかしきものあまたあり。そのうち宋板の經に、古迹記輔行文集第二あり。その奥に、

自二文永十一之夏一至二于建治第二之春一。拭二八旬老眼一集二三歳要文一。冀流二通遐代一。扶二菩薩行一矣。

建治二年丙子二月二日西大寺沙門叡尊

是までは板なり。末に草書にて、

金澤稱名寺常住とあり

又古經文の奥に、ケイを四方に引て、長き印の如くしておしたり。其文に、

斯一藏眞詮爲先妣養珠院宗榮莊嚴報土。大永戊子孟秋日平氏經とありて、下にぬと花押あり。この花押はかきしものなり。

又忍性といふ印あるものもあり。金澤稱名寺といふ印あるもあり。又一切經南都善光寺といふ印もあり。又正應元年補任卷一卷あり。裏に菅公時平公などのことにつきたる文をかけり。古色尤あり。又宋版の御文あり。紙は和紙のごとし。ふるくはからにても楮紙ありとぞ。その書列葉トヂとて、今のとぢたる所をばとおずして、ふたつにをりし處にのりをつけたるものなり。この糊は虫のいらぬやうに製するとぞ。蘭の根のやにを糊に和するよし、委しくは屋代翁へきくべしと也。あけるところは白紙にて損じにおそかるべし。西土よりすることゝぞ。このぬしは新見家にて、好事にかゝりて攝河泉遊行のよし、梅園なども知己なり。種々の文書どもを模寫せしをみるに、その精細なる事神妙なり。終日雅事を物語りて日のくるゝをわすれ、いと／＼興にいる。申すぐる頃歸りぬ。

同廿三日、きのふ松岡ぬしに約して、かの伊州殿へおのが藏したる安覺の書と、塑佛とをまゐらするとて、長歌一篇をよみて、松岡ぬしへ出ぬ。そのうた、

しづたまき、いやしかる身の、朝夕に、もてあそびしを、こもまくら、高きあたりに、かしこくも、さゝげまつるは、おほけなき、わざにはあれど、千年あまり、をちなる物の、めづらしき、品にしあらば、をかしとも、おもほさましを、いそのかみ、ふるくもあらぬ、近きよの、あやしのものを、ことさらに、獻りしは、いにしへの、野芹つみにし、たぐひならまし。

とかいしるしてまゐらせたり。

○訓點復古

おなじく廿四日、岡田屋より訓點復古といふ書をもち來る。秩父なる荊山日尾瑜といふ人の作也。訓點

のこと、よく〳〵論じたり。實に近來の精撰、和漢の學者たちの坐右になくんばあるべからず。すべて賀茂、本居の大人たちの說をとり、細密にときたり。そのはじめのかたに、昔弘安年中諸ゝ藥師寺の景誡が著す所日本靈異記云々とあり。かゝる精細なるものにも誤はあるものなり。弘安は九十代後宇多天皇の御時の年號なるをや、著作はかたきものなり。

○早吸門考扶桑國考中にいりし事

おなじく卅日のひ、夜にいりて歸りてみれば、平田より消息そひて扶桑國考二冊上木のよしにて、おのれに說もあらば示せよとなり。さいつころ、おのがかきし早吸門考を、翁にみせしことありけるが、此書のうちに左の文あり。

神典なる速吸門、また女島の在所はしも、師の古事記傳に詳に考へ得られざりしを、速鞆の湍門、やがて速吸門なる事は、小倉人西田直養といふ人、諦に考へて速吸門考といふ物を書き、女島の事は、豐後の杵築の殿人小串重威といふ人よく考へて、姫島考といふ物を記せり。其二說ともに、古史傳また本編に出せれば、今其定說をのみ出せるなり。

此考はおのれかりそめに物せしを、上木の書にせられしこと恥べきなり。

○京山を訪ふ

十一月朔、京山を訪ふ。席上にて古書翰あまたを見る。貝原、東涯、南郭、井河南海、蛻巖、眞淵等、そのほかあまたあり。織田公の陣鐘といふものもみる。さもあるべし。窠（クワ）の紋あり。形ふるし。余藏書に無名にて、初の橋の名に、吉原寺四十八夜々見世談義とあるものをもてゆきて問たりしに、是は大坂なる自笑が（頭書）自笑ハ京人ニテ大坂ニハアラズ。作の傾城禁短氣といふ書の四冊目なりとて、其書を出し、考證を眼前に示す。其すぢの物にはあれど、强記驚くべし。東堂も同行す。そのほか雅談おほし。女裝考といふもの、此節草稿のよし。

○扶桑木のからよりみゆる說

二日、惣輔をたのみて、平田へ遣す。大人大木の事と扶桑木のからよりみゆるといふことの說とをいふ。いたく喜びのよし、三五本紀の內にいれて、世に公にすべしとぞ。

○新見家別業

三日朝とく、惣助とゝもに、新見君の外山の別業にゆく。閑寂の所にして、興いとおほし。假山泉水自然の風色を盡し、世俗の態にあらず。亭を洗心といふ。小室を停雲といふ。又山上に繙達といふ額かけたる亭あり。此處よりの眺望奇絕なり。成島氏の撰びのよし、八勝あり。左の如し。

花祠新樹　高田秋雲　蓮峯旭雪　外山霜葉
赤城殘陽　白里幽磬　姿橋行人　神水飛鷺

此亭の處を小松が岡といふ。岡上すべて小松也。夫より栗林を過て藥園にいたり、調馬場有。それより木花開耶姫の祠あり。小山のいたゞき也。老杉五六株ふたかゝひもあるべし。此扁額は水戶黃門の染筆の隸書なり。およそ八千坪餘といふ。實に大諸侯の別莊のごとし。酒饌の饗ありてあくまで飽醉す。松岡ぬし、主人へのみやげなりとて、强て詠歌をこふ。因て長歌一首をよみて參らする。

　島このむ、心癖とて、あるは方、あるは圓に、松の木つみもてはやし、あるは直、あるは斜に、千引石、たてならべつゝ、めづらしき、ものらあきたに、處せく、あつむるならひを、さるかたに、おもほしすてゝ、かりそめの、あづまやつくり、つくろはぬ、柴橋わたし、つきやきの、すがたやすらなる、おもむきを、うつしたまへる、み心は、雲間のふじに、おとりやはする。

とかきて出す。松岡ぬしよろこびて、明日なむ主人へ見すべしとてとりをさめつ。夜にいりて歸る。鶴をたまはり、五ツ時分に日がくぼ（窪）にはかへりつきぬ。

○古物競にもれたる古物

十一日、松岡より古圖類をかる。その內にかの古物競にもれたるものあり。京都五條金光寺市姫宮神鏡、建長二年。壺井八幡銅燈籠、延德四年。越後蒲原郡青海神社銅器、治承二年。河內歡心寺銅燈籠、貞永二年。建長寺鈴、永正丙寅。譽田八幡宮鐘、建久七年。河內長樂寺鐘、建治二年。河內春日山鐘、寬喜己丑。譽田別當石棺、治承三年。鎌倉稱名寺鐘、正安辛丑。陸奥平澤寺鐘、享德元年。河內天野山月見臺欄干銘、慶長七年。これらなり。この松岡は新見家の大坂市正なりし時、命を蒙りて所々遊歷せし也。故にもれず搨打あり。ことに古文書の寫おほし。

○村田多勢子を訪ふ

十五日、地藏橋なる多勢子ぬしをとふ。廿年もむかしは月並の會に出たりしが、其時とはやうかはり、ぬしも尼となり、芳樹といふ。をとつとし少林院の賀茂翁忌日の會にあひたりし時は、髮はそらざりしを、ゆくりなくて見たがへたり。何くれと物語す。いまの歌の風、故翁の時とはいたくたがひしとて歎息也。いま木村より外に誠の歌よめる人なしとの論あり。てにをは學になづみて、歌くゝられて、優なる風なしとて、當時の歌人たちのことをば、心にかなはぬやうなり。おのれ途中にてよみたりし初雪の歌の再案して、尼公へ示しければ、いたくよろこび。これなむ錦織の風なりとて、やがて短冊をいだしこはれければかきつ。そのうた、ふりそむるゆきにつけてもみつるかなとしにまれなる人のあとをも。といふ歌なり。いかで高評をとせちにこひければ、此歌にて疵はなけれど、いま一しほあはれをそへ侍らば、むすびの句のをもといふことを、さへとしもありなましかば、興またふかゝるべしと也。げにわづかなる二字なれども、よくもいはれたり。よみうたをこひたりければ、

霞中月　はるのよのふかきあはれは立こむるかすみのおくの月にみえけり。

雨中卯花　ふるあめにぬらさんもをし卯の花の雪はけたれんゆきならねども。

○情

廿八日、書紀を見て、神代一書に、汝已見ニ我情一我復見ニ汝情一時伊弉諾尊亦慙焉云々。この處を、往年平田翁の說に、此情とは則ナサケト訓、陰のことなるべし。訓の意は、名避にて、いひ出がたき所なればなり。いまにても陰をおなさけなどもいへり。二神の相互に慙たまふ所をもて考れば、陰にたがひなしと、是はあたれるやうなり。

○陰を俗言に豆といふ事

一書に、陰生ニ麥及大豆(マメ)小豆(アヅキ)一云々。小倉の方言に、女陰の核をマメといふ。おしなべてはサネといふ。マメといふは、マメの形に類したるかとおもひしに、此ことのもとなるべし。

○隣といへる題にてよめるおのが歌

ある日、會をして當座に、隣を

予ゆゑには書よむ人ぞたのまるゝよしや壁をばうがたるゝとも

この歌、調もにほひもなく、夫木集、散木集などにいでたらむやうなれど、孟母三遷と匡衡鑿レ壁とをひとつによみたりしは、ひとつ取り所かともおもはるゝ。

○石田半兵衛を訪ふ

十二月十九日、松岡梅園などともに、金ふき丁なる石田半兵衛を訪ふ。この人の父は世に名高き閒人にて、詩佛、五山などいふ人々たちも、すべて此家のかげにて、名をなすやうにもなりしとか。今主人、いまだ若かりけるが、佛畫にこゝろざしをゆだね、幼少よりかきたりしなり。その畫く所をみしに、誠以精妙なり。不動と觀音をみる。げに着色のこまやかなる實に奇絕なり。今日觀る所のもの、

一春日佛師所作彌陀。〔割註〕細工至テ麁ナリ、顏色ハ如レ生。〕

一運慶所作佛。〔割註〕至テ精密ニシテ、文紋ノシワナドヨリ顏色如レ生。〕

一慈覺所作佛。〔割註〕至テ麁ナリ。千體佛ノ一ナルベシ。〕

一日蓮所作大黑天。〔割註〕俵ノ上ニ蓮葉ヲシキ、其上ニ坐ス。」
一小幅涅槃像〔割註〕長五六寸モアルベク、幅三四寸(マヽ)アリ。彩畫也。」
一明若阿羅漢圖。〔割註〕萬暦甲辰歳佛日鄭克綵南华寫。小印モアリ。」
一三尊來迎圖。古色レ可掬。
一銀環竹玉壺等數々。
一明樂器九ツ。主人是ヲ樂ム。一二曲ヲ聞。
一洞簫。清人所作有ニ篆書銘一
一白石先生社中詩文俗文ノ屛風。
一古土佐花見屛風。
一圖像鈔。十卷、奥書〔割註〕骨董集中ニ可レ入書ナリ。嘉元二年甲辰二月、日下州埴生庄蓮城寺法眼明俊。」
廿九ツ時より夜五ツ時にかへる。
〔松岡ぬしより消息
同廿五日、松岡ぬしより消息あり。箇を披けば、
西田直養、からやまとの學びの道はさらなり、かたはらふりにたる物を好みて、書をはじめ金石器物にいたるまで、あがれる世の物、くさ〳〵ひめおきて、そのかうがへもいとつばらにて、著せる書どもすくなからず。おのれも同好なるよしきゝおよびて、としごろたくはへもたりし貝多羅葉の梵文、安覺法師が眞跡の土曜經など愛をさきておくれり。これみな世に稀なる物なれば、よろこびにたへず。みその志の厚を謝し侍らむがために、二首の蜂腰におもひをのぶる物ならし。
あさからぬめぐみならずばいそのかみふりにしものをいかで見ましや　正路
ふりにしをたづぬる人はあらたなる事をもしると聞ぞかしこき

また一ひらの檀紙に、
　　春日詠霞始発和歌　　　　　　　　　　伊賀守源正路
　　鳥がなくあづまのそらの春霞もろこしかけて今朝やたつらん
とあり。いと〳〵うるはしくなむ。これはかねてのよみ得たりとおぼしたりけん歌なるべし。

○車ひくをのこが口論

車ひける男、途中にてふと口論す。一人がひとりをいたくせめければ、腹をたてそこをにげ出す。ひとりしては車うごかず、おひかけててをすりわび事し、その車を用あるかたにおす。はじめの勝ほこりたるけしきにも似ず。

○四手駕

四手駕の棒は、前至て長く、後ことに短くて、かきてゆく前なる棒にて、むかへる人をさけしむ。さなければ矢をいるごとくにはゆかれずとぞ。

○奇　書

加藤元雄ぬしの物語に、ある旗本衆の著述に、もろこしにては孔子、我朝にては東照公、和漢たゞ二人なり。かれその嘉言善行をひとつにあつめ、類聚して經書とすとて、一本ありとぞ。其人なくなりて、いまその書いかになりたるか。そのゆかりの人にきゝ、かり出しなんとするなり。世にはいろ〳〵の人もあるものなり。

○和學者

いま和學者といふ人おほけれど、しらでかなはぬ書をくはしくも見ず、只手遠き古書珍籍のことをのみ渉獵して、我は歌つくる也。かれとりいりて物語らへば、腹中に物なくていとあさまし。かのしらでかなはぬといふは、まづ古今、伊勢、源氏、萬葉の四部なり。歌よみ文つくる人はいふもさらなり。皇國

の學びせむものは、何よりもまづ〳〵この四のふみをとくと腹にいれ、それより又、ほかものにもおよぶべし。

漢學者の詩をばつくらぬもあれど、文章かゝざるものなきがごとく、和學者も歌はさのみよみ得ざりとも、文詞をば顚倒なく意を達するまでは心得べきなり。歌よむ方のをしへ文は數々あれど、文かくすぢの書なきはいかにぞや。熟語などあつめたるはあれど、文法のこと書るは消息文例、譯文童諭などやうの物のみなり。

○好古士

淸輔の袋草子に出たる節信、能因をはじめとして、むかしよりも好事あれど、この百年ばかりこのかた、殊にすき人出來て、たゞその古物をこのむのみならず。その考證、論說くさ〳〵也。いまその人々たちの、ことにすぐれたるを拾ひ出てみるに、まづ西山の前黃門、堀川の東涯、新井の朝臣、藤貞幹、桑名の少將、難波の蒹葭堂、市川寬齋、奈佐勝皐、狩谷掖齋、立原翠軒、屋代翁、栗原ぬし、穗井田、小山田、味原の淸致、稻卿、久守などなり。わかき人には荻野易てふ人、ことにこの道にこゝろざしふかし。また凉仙、松岡二子同好なり。

○鍋島侯水戶公物語

天保九歲正月廿四日、當鍋島侯、不時に水府公にまゐりたまひ、終日物語あり。すべて天下の政道の得失なりとぞ。まづ當時驕奢の風盛なる事、賄賂公行する事、武備手薄き事也。薄暮にいたりての物語に、當時蝦夷地の要害手うすし。近來韃靼の種類橫行すれば、いづれかの地は彼に奪はるべし。その時、松前などの小身ものにては、防禦はいできざるなり。是はその許樣あづかられ嚴重ありたきと也。西國の方は、さのみ心にかゝらざれども、とかく東國より變を生じ危ふかるべし。よく〳〵おもひたまふべきなりと、すべてかゝる事をのみ論ひ、初夜のころかへりたまふとなん。この事屋代翁の、その君側の人より

きゝしとて物語成り。

○封　印

公邊にて封印して、兩はしをきりしその紙を、大切にしておかるゝ也。開し時、その銘の齒のごときり目を合て見る爲也とぞ。

○反古にて鼻かまぬ事

江談抄に、橘の孝親といふ人の事かけるに、凡反古ナドニテモ敢テ鼻カマヌ人ナリ云々。こは此人の謹厚篤實を賞したる也。いまは無賴忘八の人といへどもかゝることはせぬなり。古今ことのかはりたる事おほかるべし。「頭書」賴圀云、此頃ハ反古ニテ鼻カマヌ開化生殆希シ。」

○のろし

七月末に佃おきにてのろしあり。人に聞に、旗本衆御家人はさらなり、大名の陪臣にても、姓名を記し、將軍家の御覽にいるゝとぞ。その内に浪人も姓名遠慮なし、町人百姓はならず。浪人の身としては面目なることなり。その日おのれも濱邊にて見たり。武用なりとていひさわげど、太平の玩弄なるべし。

○美麗處女をはまとほむる事

よき娘の子などを、はま／＼といひてほむれば、ことに面目におもふなり。元來濱村や菊之丞といふ俳優の、女の姿になりたるに似たりといふなるを、小町、楊貴妃よりも賞翫するは、もとその菊之丞の男ぶりよりおこりて、春情の處よりか。をかしき事なり。「頭書」賴圀云、瀨川菊之丞の事、瀨川ぼうしに委しく見えたり。」

○水　練

七月廿四日に、兩國にて水練上覽あり。そのとき、甲冑にて向の岸までおよぎし人、御旗本に三人のみとぞ。八十人ばかりの御こゝろみ也。

○竹木の類、年をへて用立がたき事

佐渡の國に一揆おこりし、その後不時に水府公御登城ありて、下邸において軍陣の内習を致し度よしの御伺あり、直にゆるされて、翌日よりそのこと企られ、不日にして内習有。若士、立木を槍にてつきけるに、やりの柄おほくをれたり。竹木のたぐひは、年をへては物のやうにたちがたし。心得置べし。

○べらぼう、大べらぼう

ある日途中にて、一老人と中年の者と物いひゆきすぐ。その詞に、いはぬはべらぼう、いふはおほべらぼうといへり。その次第はわからねど、何かをかし。

○骨と肉と寒さの分別

さむき時こゝろむるに、元來體の肉はさまでさむからねど、骨が至つてさむし。まづ背は肉すくなく、骨あらは也。臂および膝、ことにさむし。腹、横はら、はぎなどはさむからず。

○一所懸命

いまの俗言に、事の必死となりたる所の詞に、一生けん命にて逃出す、こゝが一生けんめい也などいへり。さるを古事談に、顯季卿と義光ぬしと所領あらそはれし條に、白河院、その論をとりあげたまはずして、顯季卿におほせられし詞に、汝雖レ無二作庄一所。全不レ可二事欠。彼只一所懸命之由聞食云々。大意は同じけれど、いさゝかのたがひめあり。

○切　腹

九月三日の夜、松平長門守様御預人松平穀負といふ御旗本切腹仰付られたり。そのわけは、親類の人を殺し、その次第ことにあしくて、かゝる御裁許とはなれる也。委しき事は、其日の被仰渡書にあれば略しぬ。〔割註〕隨聞錄に出ず。まづ前かどより新に切腹の間を建られ、〔割註〕十六疊とぞ。萬事此一件の物入莫大也。被二仰渡一者、大目付神尾豐後守、検使は御目付徳山五兵衛也。長門様切腹の間へ出張にて、

〔割註〕大目付は被㆓仰渡㆒済直に引取のよし。」當人は淺黄無垢無紋上下、座の中央に毛せんをしき、〔割註〕下に油紙を敷。」着座。左右に介添兩人、〔割註〕麻上下帶劍也。山田淺右衛門御賴にて、門人中六人、此一式引受也。此介添は松平大和守様御家來長畑四郎兵衞、同弟五郎といふ人也。當日は御家來分にて、殊に山田は莫大之謝禮有ㇾ之候。」太刀取、後に相撲へ、〔割註〕京極甲斐守様御家來廣瀨治兵衞、二十五才也。」三方役、白木三方に木劍をのせ、當人の前に差出す。〔割註〕亂心といふ御沙汰に付、眞劍を不ㇾ賜。」當人とらむとせらるゝを、すこし手前にひく。其時のび出て手を出さるゝ處を介錯す。咽の皮を少し殘し、跡にて搔切り、三方にのせ、三方役、これを檢使の方にむけ見する。そのとき見屆たりとの一言にて、直に御目付は退出、御用番御老中へ御屆也。死骸をば介添六人にて取片付くる。三方役は〔割註〕關備前守様御家來後藤爲左衞門といふ也。」布風呂敷につゝみ、白木長持にいれ、靱負様御宅へ差出さる。其時家内の人々の心いかならむ。刀は關氏房のよし、尤長門守様御道具也。その介錯の手際、誠に立派なる事のよし、からたそり上るものにつき、きりて直におさへ、かの皮をかきし手際などするどきものにて、見る間もなきやうなりとぞ。古實にて首をうちおとしはなせば飛もの故に、其座中を汚し見苦しければ、皮をのこすとぞ。いつ太刀をぬきたりしにや。氣もつかぬ程也とぞ。さて此度の御沙汰に、亂心といふ事有ㇾ之、それを當人より大目付へ如何に被ㇾ存候段被㆓申述㆒候處、右之始末亂心之仕方なる儀を、又々被㆓申說㆒、夫故に領掌有ㇾ之候也。又木劍之事も被ㇾ尋候處、右亂心に付、容之義に付、眞劍をば不ㇾ被ㇾ下候段演說ありて、當人一言も無ㇾ之死につかれたるよし也。或人の說に、きり籠ものなどを生どる事か。よしや生捕事ならずとも、打とるかなどならば、他の屋敷にゆくまじきものにもあられど、しばり首同様の者を、よしや手ぎはよくきればとて、ゆきし人も人、またやりしその主人も主人也。ことに一日たりとも、他の家の家來分とて、あまたの金とりしといふ事、おもしろからず。主命にてのかいしやくならば論もなし。山田が門人の内に浪人ものはなかりしか。〔頭書〕此評或人ノ的當ナリ。猶イ

ハヾ賴タル人モ賴タル人也。一家ノ家來ニ、介錯ノ首打ホドノ事知タル者ナケレバコソ、浪人ヲモ賴マレケメ。コレハ大ナル武門ノ耻トイフベシ。近來召籠タル者ニ切腹サスルニ、座シキ牢ノ内ニテ脇差ヲモテ切タリトイフコトヲ、二家マデモ聞タリ。トニカク武道ノ劣リタル世ノ中ニテ、剛膽ノ論地ヲ拂ヒタルコソウタテケレ。

○節　儉

いまより三代まへの唐津侯〔割註〕此時は棚倉也。〕は節儉の君にて、かねて親戚僚友にもいはれて、他にゆかれし時も灯燈なしに歸宅との事也。因て公事にて同席の寄合事ありても、公事すめばくれざる内に一人座をたちたまふ也。かねての約束ゆゑ、公事もくれぬ内に同僚たち、はやく談話すむよし、蠟燭をともして歸宅ありしことなしとぞ。上杉侯もまたしかり。是は代々の御家風にて、供方灯燈なしと也。

秋月家より養子となられし上杉侯は、ことに賢明なり。彼家にはむかしより竈なく圍爐裏にて、上は勿論下中間までも煮燒して食ふとぞ。あまり薪木の費あれば、役人申出て世間並の竈にせんとす。侯聞いれたまはず。是は當家の風にて、ふるき故あらむ。考ふるに萬事儉約の法のみなるを、是のみ薪を惜まざるは、定て寒中など、中間小者など、四方にとりまき手足をあぶるためならん。竈なれば一人か二人のみ也。小者など使ふに、さむさの時もよくからだをあたゝめさせおけば、あちこちと奔走さするにも働よく、却て大なる儉約なり。別に火を用意し、ひそかに身をあたゝむるより、又火事ともなりゆく也とのよし、常々一菜より外は決して食せられず。常に木綿もの計のよし、夫を役人ども、あまりすぎて却て夫程になき方可レ然といへば、是おのれが儉約にあらず。此御家、むかしよりの掟を相守る也とて、謙信の時にいできし法度書を見せられたる處、上杉家にてはしりし人なし。秋月家にてとり出されしよし、其法度、ことの外嚴密のよし、此君、さだめて堯麹篇に出たる御方なるべし。

〇刀劍位列

文政十三年の刊、本阿彌〔頭書〕賴図云、本阿彌喜三次。号樂亭長根トテ狂歌ニ名アリ。」長根が校正古刀銘鑑に、刀劍の位列五等をわかつ。

一等　吉光　正宗　義弘

二等　久國　國吉　國安　行平　貞宗　宗近

三等　行光　左　志津　當麻　光包　來國次、則國〔割註〕國友、有國、國清、國綱、國光。」則重

安綱大原眞守　菊

四等五等となりては、國俊、長光を初め、新定にいたるまで數百本ありといへども、こゝには略す。そもく\おのれ遠つ祖より刀劍のゆづりありて、數把におよぶを、近きころ江戸なる鑑定家に、そのよしあしさだめさせぬるを、おほくはむかしより定めし物よりも、その位たちまさりてよろこびぬるを、そのゆづりのうちに、一尺五寸ばかりなる脇差の刄あり。さまでのものともおもはねば、箱の底にをさめおきしを、森ぬしの脇差のみあまりに短かければ、その一尺五寸ばかりなるをゆづらむとかたくちぎりおきぬ。さるを山名ぬしは、刄みることとくはしければ、明日なむ森ぬしへおくりぬべしといふそのよ、この刄をもたせ、まづひとわたりみたまへかし。かうく\といはせければ、きとみて、こはいかにも凡ならず、おのが目にては、左のごとくみゆるなり。まづ是をば人にゆづりたまはぬかたこそしかるべけれとありければ、やがて森ぬしをことわりぬ。さて日比へて、本阿彌家に心やすき人もて目きゝこひければ、一目見て、こは筑前なる左也。よき道具哉。ことによくいできたり、ながく重寶あるべきよしにて、もし證據のものかゝむ時は、こがね百枚の位をばつくべしとなん。そのこと山名ぬしのきゝては、わが目のむなしからざるをいたくよろこび、又森ぬしがきゝては、希世のもの手にいりて、むなしき事をくやしがり。ふたりながら憂喜おなじからず。おのれはまた一喜一憂ふたつながらむねにせまり、山

名が日ゆゑに寶を得、山名が日ゆゑに人にたからをうしなはすることにて、あいなく心みだれたり。一度約しおきては、たとひ萬金の物なりともへんがいすべき事ならぬを、季布が一諾をむなしくして、約をそむきぬるは罪さり處なく、また森ぬしの尋常の人ならましかば、いかにもはらだちむつがりて、うけがふべくもあらざるを、いまだよきをりなり。もしつかさやにきりはめたらましかば、そを解はなちなむ事、わづらはしからまし。うたゝねの夢のまに、よき姫宮をかい抱き、ほと／＼もすそおしまくらむとして、ひるまの飯いできたりと、わらはにゆりおこされしたぐひなり。もとよりわれにさづからぬたからなれば、あながち執着すべきかはと、ひとりごたるゝをきゝても、なか／＼にあせあゆるかし。是も刀のものがたりなり さてその方と、かねてもたりししづとを双刀とする時は、刀劍の望はことたりぬべし。いま諸家の重役、この江戸にその數おほしといへども、黄金百枚の添状つきたる双刀を帶ぶる人、またまれなるべしとおもへば、歡にたへずてかくなむ。

○夢ものがたり

十月十一日に、地藏橋なるたせ子がりゆきて、歌物語に日をくらし、ひめもす風流にて俗情をわすれぬ。さて中二日をおきて、屋代翁をとひ、夜にいりて歸りぬ。この日は歴史の論はさらなり 古言の事、またば好事の話にて、とみに塵紛を出たる心地す。また翌十五日には、池のはたなる駿平に用ありてゆく。赤川ぬしにあひ、つひに北國征伐のもよほしとなり、玉屋の新樓に登り、いはゆる薄雲といふあそびと鴛鴦の夢をむすび、あまさへに浪花人の鄭聲を薄雲が手枕のまゝきゝつ。一日おきて十七日には、小出氏をふるまふとて、木挽丁にゆく。鰕藏、茶屋に來り、共に酒杯をとり、四方山の物がたり、小倉のこと、長崎のさまゝでもかたりて、いと／＼興あり。當座に長歌一篇を賦しおくる。このありさまをおもふに、雅事にては歌好事、俗遊にてはおいらむ買、芝居見、すべて最上也。是も君恩の一端わするべからず。〔頭書〕賴閲云、市川團十郎七代目後海老藏、俳名壽海、光悅流ヲ書ケリ。

○國畫復古

冷泉爲恭といふ人あり。狩野其同の子也。今年歲十七なるが、才いみじく畫尤工なり。狩野家の畫風をこのまず。眼を千載の上につけ、大納言金岡の風を慕ふ。幼稚より皇國の古畫をこのみ、漢土の畫法をいとふ。應天門畫卷をはじめ、法然畫傳等にいたるまで、其くはしきこと、衣服、調度、家居、人事はさらなり。一草、一木にいたるまで、すべて精神をこめて觀たることとなれば、この屋根障子は春日驗記にあり。この器物衣冠は年中行事にあり。この松櫻は一遍上人、この葦萩は加茂祭など、衣冠、裝束、甲冑、刀劍、馬具、舟車の類にいたるまで、これはあの卷物、あれはこの畫詞と、すべて暗記ならざるはなし。いま世の中に皇國の畫法は、只土佐家のみとなれるやうに、誰もおもひをるを、此人傑出したれば、和畫再び起りて、地におちざるべし。此人の見て腹にいれられたる畫卷左のごとし。

伊勢物語畫卷物狩野縫殿助	狩野家	卅八人歌合	同
天神記	同	增賀上人緣起	同
十二支歌合	同	狸太郎畫詞又云拾二類合戰	同
栂尾畫手本高山寺	同	中將姬緣起當麻	同
久安御即位御調度	同	小柴垣妙心寺春甫庵	同
畫師草子關東古筆	同	中殿御會九條殿	同
古像之畫卷縫殿助	同	卅六人歌合九條殿	同
相撲節會	同	古樂之圖	同
車之圖九條殿	同	關白春日詣春日社	同
法然上人行狀眞本在ニ知恩院ニ	同	同行狀異本殘闕	同
淺計卷	同	一谷合戰殘闕	同

八島合戰同　同
職人盡歌合近衞殿　同
勸修寺緣起　同
弘法大師緣起異本殘闕　同
後三年畫詞鳥取侯　同
病草子眞本在ニ大立氏ー　同
文禮賀茂祭畫卷當殿下　同
身代不動畫卷　同
童形の卷　同
鞍馬緣起　土佐家
前九年畫卷殘闕　同
紀長谷雄物語　同
小すま太郎畫卷　冷泉家
百鬼夜行　同
貴馬之圖　同
左右近衞騎射畫　同
五節圖　同
承安五節畫詞眞本官庫　同
平治草子殘闕　同
餓鬼草子　世繼家

和田合戰同　同
鶴岡職人盡歌合　同
大江山畫詞　同
東大寺唐鞍眞圖　同
勝畫眞本在ニ白粉屋ー　同
同異本　同
袋法師　同
小かゞみの卷　同
大織冠畫卷談峯　同
大臣之卷　同
なよ竹物語高松殿　同
折臂翁畫卷　同
古太刀之卷　同
付喪神〔割註〕十寶院今三條殿藏　同
太子傳古模本　同
駿牛畫卷　浮田家
不知名畫卷　同
山門僧之傳畫　同
市姬道場畫卷殘闕市姬社　同
福富草子〔割註〕眞本在ニ妙心寺中春甫庵ー　同

一遍上人畫詞〔割註〕眞本在二四條道場一	同	あじき眞本世繼八右衞門	同
融通念佛畫卷眞本在二清凉寺一	大立家	信貴山緣起眞本在二信貴山一	同
時代不同歌合	同	內宴畫卷	同
伴大納言畫卷若州家中	矢代家	春日驗記畫詞〔割註〕眞本在二鷹司家一元社頭	同
年中行事畫卷眞本在二鷹司家一	同	石山寺緣起眞本在二石山寺一	原家
西行記畫	九里家	東寺大師行狀東寺	長谷川家
日高川畫卷日高道成寺	柳原家	壬生寺緣起眞本	壬生寺
東大寺寶物	同	法隆寺寶物	同
鴨毛屛風	同	檀王緣起眞本	檀王
誓願寺緣起眞本	誓願寺	眞如堂緣起眞本	眞如堂
清水寺緣起眞本	清水寺	融通念佛異本眞本	法金剛院
佛鬼軍畫詞眞本	高山寺	太子傳畫眞本	六角堂
同物眞本	廣隆寺	牛祭畫卷眞本	同寺
蒙古襲來畫卷納言寫本	加茂社司		

此外、いまだ目にふれざるものはあまたあるべし。卷物ならで粉本類は數しるべからず。ことにゆかしきものは、冷泉家に寫したる山水屛風なり。先金岡時代のもの疑なし。余も一度其物を見たりしが、人物のさまは興福寺なる野見宿禰の畫のごとく、打見てはさながら漢人なり。家居ありて內に貴人とおぼしきあり。酒瓶など又帷幕めくもの、眞にふるめかし。人のもちたる器、是古雅なり。松、さくら、柳、水鳥、山岳、海水、すべて古色あふるゝがごとし。又狩野家なる犬追物の模本は、則山樂の親寫にて、當時豐臣家の命もて畫きし屛風の粉本なり。此眞物の半帖、いま書林勝村氏に藏せり。希世の珍なり。

○高瀬川

角倉氏の高瀬川をきり通したることは、慶長の頃なるべきを、三條の小橋のぎぼうしには、天正十九年の文字をゑれり。しかればもとより二筋となりてながれしを、その小川をさらへ、伏見まで末のかたをほり通したるか。因にいふ、高瀬川といふは、タカセ船をかよはすよりの名なるべし。和名抄に此名出たり。さればこそ、歌にも高瀬さすかいのしづくなど、高瀬川てふ所ならでもよみ出たれ。

○烈　女

浪花に巴女といふ妓、つみありてころされぬ。そのつれあひの男も、のがれがたくて刑せられぬるを、その男のめひなる女、官にこひてをぢの首をもらひ、いたく孝養せむとせちにねがひければゆるされつ。さて刑におこなはれて後、首もからだも芦島といふ所にすてらるゝ事なりけるを、ひるは人もまばゆしとて、暮過る比より、そのくびあるところにゆき、ひろひ得てふろしきにつゝみ、ひとり野みちを提て、おのがすむ堺のかたへ帰りけるが、道にて若き男にあひぬ。男のいふやう、日もくれ道もとほし。獨り女のたどりゆかむより、おのが家にこよひはやどりたまへと、下にはなまごころもやありつらむ。せちにすゝむれば、いなびがたくて、道のほとりなれば、やがてその家にいりぬ。かのをとこは妻もなく、やもめずみにて、さう／＼しげなるを、みめよき女のわかやかなるが、ひとりとまることなれば、こゝろも空なるべし。しばしありて女かはやにゆきぬ。そのまにかのつゝみの入口にあれば、あしまとひなりとて、かたへに物せむとて、ひきあげみればいとおもし。何やらむといぶかしくほどきて見ればなまくびなり。あきれにあきれて聲たてたり。女は人もこそとて、とみにその首をつゝみてはしりいりぬ。隣里のものども来てみれば、目はしら目にて、いろは青葉のごとし。物いひもあやしげにてすゞろなり。ゆゑをとへば、しか／＼といふ。みな／＼いたはりけるを、日をへても心もこゝろならず。此頃は親類の山崎にありけるもとに、病をやしなひに来り居るとぞ。その女は、こゝろもまめにたましひもつ

よく〱、いと〱めでつべきを、この男は女をあざむき、たゞおかしにおかさむとするたはけこゝろあるのみか。首みてかくこゝろをうしなひぬるなん、よにもいひがひなきわざなり。

〇國史の御會

いはまくもかしこき御事なれど、當今はふかくいにしへに御心をよせられ、近臣をあつめたまひ、國史の御會あらせたまふとぞ。此ころは續紀のよし、さるにより近臣たちも、いたく學問にこゝろをよせられけるとか。

○伊勢源氏二物論異見

正隆來りて四方山の物語するついでに、伊勢物語のことにおよぶに、かの書は、業平朝臣の日記にして、おもてをざれたることにまぎらはし、内には其時の藤氏の權をにくみて書るなりといへり。縣居翁の新釋に、源氏をも、さる事のやうにかけるにて、延喜の御時にはあらで、やがて花山、一條の御時をいへると也。是も同日の論なるべし。

○釋迦佛像

御園法眼の說に、天竺にて造りし佛像に、釋迦の形を作るに、肩ぬぎたるはなし。唐土の佛工經なる偏袒右肩合掌向佛といふ文句によりて、却て誤ちたるなり。こは諸菩薩たち、阿羅漢などの、釋迦佛に向ひて禮儀をするさまにて、是天竺の風なり。釋迦佛も貴人に向ひ禮をするときは肩ぬぐべし。凡釋迦を模するには、先尊信する心よりの事なれば、人より拜せらるゝ方をこそ作るべけれ。いまも現に在る清凉寺の赤栴檀の釋迦は、かたぬぎたる姿にあらず。ふるくよりも出山の釋迦などは肩ぬがずと也。この說は、よくあたれるやうなり。

○血氣少年狼にくひ殺る

千本通りなる酒店の子、血氣壯なるがありけり。只ひとり愛宕山に、夜にいりて參りけるが、道にて盜賊にあひ、丸はだかにせられ、道のかたはらなる木にしばりつけられたり。聲たてゝをらばへども、たゞ山彥のこたふるばかりなり。夜やゝふけゆくまゝ、人のかをかぎつけて狼いで來りて、足の指さきよりばりばりとあぢしめてくふ。いたさ堪がたければ、聲をかぎりにさけべども、おほかみは何ともおも

はごよぼろよりはぎかけて、むざ〳〵とくひあがる。はじめのほどは足にてけてもみしかど、くらひさがりぬしとかみたつれば、後はせむすべなくて、そろ〳〵とふともゝまでものびあがりてくひたりけり。あなや聲たてけれども、こたふべき人もなく、つひに目玉を見出していきたえたり。狼は口のとゞくかぎりは、すぢりもぢりのびあがりくらひけれど、おのがたけおよばざれば、しづ〳〵とみ谷をさしていぬめり。世にあらぬおかしにて、くびをはねられ、はりつけ、火あぶりと、くさ〴〵のけいにおこなはれぬれど、つみもなくて、かく生ながら足のつまよりくはるゝなど、いひがひなきすぐせなりけり。つとめて柴かるひとのゆきがゝり、ふと見つけて、世の中にも此事ひろまりけり。かく此事見るが如くしるしぬるは、そのさまをおもひやりてなりけり。筆とるも心わろし。

○牛、女を見とめてあゆまず

東の洞院とかやに、牛車やり出すところ、むかふより三十ばかりなる女の、きぬきよそひたるかゆきあひたり。牛、この女をきとみてうごかず。女もすくみてあゆめず。いろは草の葉のやう也。牛飼かねて心得て、かやうの時は、女のたふさぎはづして、牛の眼の上にかくれば、牛うごくといふことなれは、その女にこひ、褌をはづしてかけゝれば、あゆみ出したり。女もあしかなひてあゆめり。さて家に歸れば、やがてたえいりたりとぞ。むかし物語のやうなれど、これ現在此頃の事なり。

○當今歌人

千種殿は當時の歌仙也。その御よみ歌を見しに、いはゆる堂上風ならず。すべてをこしき姿也。高松殿も上手也。當時この御ふたかたなん、定家、家隆なるべし。地下にては、上手は景樹なり。されどよきはきはめてよく、あしきは極てあしゝ、尤短歌のみの上手にして、長歌はいたりて拙し。萬葉をもみぬ人のごとし。文字はまた下手なり。源氏をもしらぬひとのごとし。しかはあれど、當時のよみ口にして肩ならぶべき人なし。兼備することはかたきものなるべし。

○中古物語

中古の物語ものを、書林にあつらへひとわたり見たりしを、すべてやうなきものにて、文學たよりとすべき詞もなく、ゆかしきものならざれば、藏書にもせず、おのが目にふれしものを左にしるす。

大織冠物語　蟻通し　伏見常磐　唐糸草子　いわしうり　花の縁
朝貞の露　狹衣草子　滿仲　富樫　玉水　文正
花鳥風月　四人公達　梵天國　辨慶物語　秋霧物語　堀江
天女　千歳王　淨瑠璃御前　浮雲物語

まづ是等也。この內浮雲物語は、豐臣公のことをかきしものにて、誠らしきこともあり。またうそらしきこともあり。その中に、信長公の最後は、本能寺ならで二條館とあり。信忠主も妙覺寺にあらず、明智よせ來るをば、二條の城の天守より見たるさまなり。この說などはいかゞ、そのほか信しがたきことおほし。

○詠歌敎

詠歌のをしへかず／＼あれど、定家卿のゝたまひし和歌無二師匠一以二舊歌一爲レ師、情以レ新爲レ先、詞以レ舊可レ用といふことゝ、風雅序に、のたまはせたまふ品たかゝらむとすれば其心たらず、詞こまやかなれば、そのさまいやし。えむなるはたはれやすく、つよきはなつかしからずとある、此二ぞ要なりける。古來風體抄、近來風體抄、そのほかの抄物、口傳等に、古の名歌をあげて敎をたてられたるは、公任卿の九品和歌をはじめ數々なり。こたびその例にならひ、初學の人にしめさむとて、目あてとすべき歌あまたえりいでゝ上木せり。そがなかのよきうた。

春といへは霞みにけりな昨日まて浪まにみえしあはちしまやま　俊惠

花鳥のほかにも春はありかほに霞みてかゝるありあけの月　順德院

またやみんかたのゝみのゝさくらがり花の雪ちるはるのあけぼの　俊成
かねのねも花のかをりになりはてぬをはつせやまのはるのあけぼの　定家
うの花のかきねの露にやとり來て春わすれよとゆふ月夜かな　俊成
木のまもるかきねにうすき三日月のかげあらはるゝゆふ月の花　定家
いかにせん來ぬ夜あまたのほとゝきすまたしとおもへはむらさめのそら　家隆
道のべのしみつなかるゝやなぎかけしはしとてこそたちとまりけれ　西行
雲はみなはらひすてたる秋風を松にのこして月をみるかな　良經
花をのみをしみなれたるみよしのゝ木すゑにおつるありあけの月　爲家
すみわひて身をかへすへきやまさとにあまりくまなき夜半の月かな　俊成
なかめじとおもひしものを淺ちふに風ふくやとのあきのよのつき　定家
うつみ火のひかりもはひにつきはてゝさひしくひゝくかねの音かな
いつもきくものとや人のおもふらむこぬゆふくれのまつかせのこゑ　良經
かへるさのものとやひとのながむらんまつよなからのありあけの月　定家

さてかくばかりえり出したるも、すべて壽永、建久の歌人たちなるは、この御時なん、歌のみさかりなればなり。世の飲食にたとへていはゞ、古今風は味噌吸物なり。新古今はすまし吸物也。分外の味の淡泊なるは、すまし吸物にあり。そも歌の體をふるくより委しくいふ時は、神世風、萬葉風、古今風、後拾遺集、新古今集との五也。神世は只ありていをいひ、萬葉はすこし次をいひ、古今風は中庸のよき所なり。後拾遺は詞花、金葉などゝひとつにして、詞もてあやなし、こまやかなる一ふしをいひ、新古今は千載、六百番、月清、新勅撰、みなひとつしらべにて、ひとふしあたらしき、はすはなる所をいふなり。その淸新津妙なる所を、むねといひふらしたる人々は、則六家集にて、俊成、定家、良經公、家隆、慈

此六家集の趣を得てよめるは、當時にては景樹なり。此人の秀歌ひとつふたつ、六家集を常々あぢはふべし。頓、西行のひと〴〵なり。歌の髓惱を了得せんとせば、いふべし。

ふたゝびはこえじとおもふ陸奥のいはての關にうくひすのなく
大ゐかはかへらぬ水にかけみえてことしもさける山さくらかな
さよふけてもゆるほたるのかけみれは今はと聲もたてつへきかな
出る日の影にたゝよふうきくもをいのちとたのむあさかほのはな
やましろの鳥羽田のさとの夕くれをみぬ人しもや秋はかなしき
草も木もぬるゝゆふべのつゆみれは人は物をもおもはさりけり
つく〴〵とことしもなかめはてにけりあはれとおもへふゆのよの月
はらへばやかへりて雪のくもるらんさらはとよわるのきの松風
あかつきのとりの八こゑをつくしてもなほこぬものにさためかねつゝ
はかなくも夢に契りし後の世は覺たるいまのうつゝなりけり
よのなかにたつなおもへはうたゝねの夢にあひしやまことなりけん
なか〳〵につひの烟のまゝならばふたゝひ世にはこがれさらまし

李夫人の畫

秋山翁の、新古今風得られたるは、

ふるさとはかすむ夜ころそあはれなる月さへすますなりぬとおもへは
やま口の花にくらしてねたるよの夢にはおくもわけつくしつゝ
月はたゝあゐかなきかにかすむなりはるのひかりを花にゆづりて
むらあしの葉末にそよと音つれて朝川わたる秋のはつかせ
とくちりてよをむさほらぬ朝顏の花や佛のこゝろなるらん

さまてはとおもふこゝろのつかざらはいかにかせましあきの夕くれ
人とはぬのきはにかけしくものゐにきのふのさゝのおちはをそみる
さても猶あらびゆくやとゝらへ來てさくらさくのにかひみてしがな
こゝろよりほかなる月のみつるかな花のまとゐのゑひのすさひに
花宴のうた

○假名歷史

女文字もてしるせる歷史のつゞきをいはむ。增鏡にいはく、水鏡といふにや。神武天皇の御代よりいとあらゝかにしるせり。其次は大鏡、文德のいにしへより後一條の御門まで侍りしにや。又世繼とか、四十帖の草紙にて「〔割註〕此書、則今の榮花物語也。」延喜より堀川の先帝までは、すこしこまやかなる。又何某のおとゞのかきたまへると聞侍りし今鏡に、後一條より高倉院までありしなめり。まことや、いや世繼「〔割註〕いまの續世繼也。」隆信朝臣の後鳥羽院の位の御ほどまでをしるしたるとぞ見え侍りしとあり。しかれば水鏡、大鏡、世繼、今鏡、續世繼、增鏡なるべし。さてかうやうの體の書、まづ增鏡にてつきたるを、ちかきころ伊勢人荒木田氏の女がかける、池のもくずといふものをみしに、增鏡の次をやがてかき出して、後陽成の御門の御時までを、よく〳〵條理をたてうまく書たり。是にて上は神武の御世より、下は後陽成の御ときまで聯綿とつゞきて、いといちじるし。此池藻くずにふ書の序に、江村北海の漢字のものありて上木せるよしあれど、いまだ世になし。嫌疑などありていできぬにや。

○淀城中物語

藤田の猛の物語に、淀の城中におほきなる池あり。假山水也。むかしにては、その谷あひに岩のあるをわたり通ふやうにせしを、いまは水底となり。その岩の上に五六尺も常に水ありとぞ。淀の人の物語に、とし〴〵に淀川うまりて川の底高くなり、わづかなる雨にても洪水とて市中くるしむなり。因てかの泉水もつねに水たゝえたりとぞ。考ふるに、此物語にてわかりぬ。二百年の昔は、太閤秀吉公の寵せ

らる丶淀殿といふ人のつねのすみかなるを、いまのごとく一年に二三度づ丶も、洪水にくるしむやうなることあるべきにあらず。さやうならむ所にすゑおきたまふべきや。そのときは淀川もふかく、左右の堤もたかくて、水陸便利よき處なるべし。桑田碧海などいふごとくかはりゆくものなりけり。おのれも岩清水にまうづるをり、かの城下の町を十丁あまりも船にて過ぬ。城の大手の門などは半ばかり出たり。

○本朝世記闕本

本朝世記闕本五冊を得たり。共廿二とかきたり。十五〔割註〕久安五年自七月至十二月。」十六〔割註〕久安六年自七月至十二月。」十八〔割註〕仁平元年自七月至十二月。」十九〔割註〕仁平二年自正月至四月」廿〔割註〕仁平二年自五月至十二月。」等なり。塙本なる世紀とは、書體いたく異也。歴史の體にあらず。おそらくは縉紳家の日記なるを、年代もあひたれば、後人の本朝世記と名づけしにや。識者にとふべし。

○女強盗

難波玉造なる人の許につかひける女、その家の母刀自、むすこをころし、娘に手をおはせしことあり。そのゆゑ如何にとたづぬるに、此女にかよひける男ありけるが、その男、女をいとふこ丶ろいできて、こがねをかしくれよとわりなくいひければ、さだめてうるさくおもひうとみもやせむと、わざとあながちにいひけるを、うとみはせで、いかでその用を便じて、男をたすけばやと、朝夕おもひわたりけるをりふしよそより十五六兩のかね、此家に入來り、こは天の助け也と獨ゑみして、うばひとり男にものせんとおもへど、あるじのいまそかりては、たやすくとるべくもあらず。番に出てとまりけるよをうかゞひ、おのれかねて眉をほ丶らひたりけるを、墨もてまゆをつくり、口もとにひげなどほのめかし、わざと顔をばつき出して、手拭にこほふかぶりし、男のきものをき、しりからげ、いかにも強盗ひはぎのさまになりて、母と子のねたる枕かみなるともし火をもけさず、をゝしきこわいろしておどろかせけり。母

とじはおどろきあはてたるを、かみそりもて咽つきゝり、そこなるむすこをもさし殺したり。娘はうろたへ外にいづるを、おひかけて薄手をはせぬ。此さわぎにちか隣の人々はせ來れば、其時はともし火をうちけしてあり。火ともしてよくみれば、母も子もあけになりたり。女はとたづぬれば、かはやの内よりあかはだかにて、たふさぎもなく、かくし處もうち出して、がた〳〵とわなゝき出たり。いかにとゝへば、おそろしげなるぬす人のいり來て、しか〳〵（マヽ）とふるまふを、その前より、かくまるはだかにて、はごしにゐたるなりといふ。さてそのぬす人はとにげたりけむ。所をもとむれども、かきをやぶりたるあともなく、たゞ〳〵いぶかしき也。むすめにとへば、いかにもいかめしき大ぬす人のおそろしげなる男なりといふ。打よりよく〳〵とへど、をとこなることたしかなり。さてそのよも明て、うからやからもつどひ來て、外にとふべき事もなく、この女をとへども、よべよりのごとくしてせんすべなし。さるを罪人をことゝふ人來りて、いかにも此女のけはひいぶかしとおもひ、さま〳〵にとへども、おのがなせしといふさまもなし。されどたゞあやしくせめとふ内に、其人のいふやう、おのれがひたひなる疵は、何してつけたるぞとせりかけてとふ。こはかはやにて打たりといふや、忽なはうち引しぼりにけり。それよりおしかけおしかけせめとふに、ありのまゝを白狀す。直に人やにうちこめられ、日をへてはりつけにおこなはれしとぞ。此女のたくみのいみじさは、わざと火をけさずして、かの娘にわれならぬことをしらせ、男なりとおもはせ、命をばとらぬなど、いと〳〵おそろし。さてかのとひたづねし人の、もとより疵もなきを、その疵はとせりかけてたづねたるは、よく心得たる也。女のこゝろに鬼あれば、かのたちろぎに疵をうけたりしとふとおもひたれば、さはいはで、かはやにてとこたへたる。その情を能知りたるものなり。まことこゝろに[illegible]なければ、さやうのきづつけしおぼへ侍らず。よくみたまへとこそいふべけれ。女もいみじく、この人もいみじ。

○愉快物語

心にこゝろよき事をば、さまでの事ならでもかいしるすべし。高松侯にて、歷朝要記とて日本史の後をかゝるゝとぞ。この頃、朝廷をはじめ攝關などへ献らるゝよし、元弘帝の御記のみにても三十冊もありとか。あはれ慶元のころまで打つゞきて物したまはむ事をこそ。またこの春、谷川士清翁の孫にあたる人にあふ。その人のいはく、祖父が作りし和訓栞まづ世におこなはるれど、おちしことおほし。かの拾遺を物せむとす。この頃は專ら板下にかゝりたり。いづれちかきころ梓にゑるべしとぞ。此書、上木ありなましかば、學者の重寶此上なし。げに和訓栞にはもらされし詞すくなからず。それにまた雅言集覽の末のかた、此ころ上木にとりかゝりしよし、さすれば和語の書はつくせり。これに加ふるに、淸水氏の語林類葉を以てする時は、いはゆる字典、淵鑑のたぐひなるべし。余がかねていへる古事類從といふものありなましかば、いよ／＼完全なるべし。この類聚にはこゝろざしあれど、容易ならざればおもふばかりなり。

〇榊原康政書翰

北野なる梅椿房主人の寫してもたりしをうつしぬ。榊原康政の加藤淸正におくりたる書翰也。

遠路御飛札本望至極候。仍家康江御帷子五被レ進候。一段祝着被レ存候。能々相心得可ニ申入一之旨候。並我等方江御帷子二送給、忝存候。然者當御陣之樣子、定雖ニ可レ被レ及レ聞候一、御懇望之由候間、拙者見及候分、大概書付遣レ之候。先三月廿七日伊豆堺到ニ沼津一御動座、廿九日之寅刻御出勢、當日午之頭は山中之城、近江中納言殿一手之御人數にて、片時之間乘捕、敵五六百被ニ切掛一候。彼競以ニ一日之間一、爲レ始ニ足柄之城一十二三拾進候。卯月朔日御越山。二日崎々峰々御陣取。三日小田原之城へ被ニ押詰一候。小田原城存之外堅固被レ構廣大候。東西五十町、南北十八町、廻り三里、西は爲ニ峨々一大山、東地は不レ及ニ馬之蹄一深田也。爲ニ漫々一大海也。寔に難レ撓ニ銀山鐵壁一程之地、先自西地次第に御取卷候。御旗本は九州島津並大友、中國は毛利、同吉川、小早川、爲レ始、房州里見、此等都合其勢五萬餘騎

候。右陣者長谷川藤五、並羽柴左衞門尉、池田三左衞門並海賊衆者九鬼大隅守、脇坂中書、左陣者御旗本指續、長岡越、米澤侍從、宇喜田宰相、次近江中納言殿、御手衆中村式部少輔、堀尾帶刀、一柳伊豆守、山内對馬守、次大柿少輔殿、松ケ崎侍從、次内府御家中深井左衞門尉、天野周防、土方勘兵衞、羽柴下總守、次家康家中拙者並酒井宮内大輔、石川左衞門大夫、井伊兵部少輔、松平周防守殿、牧野右馬允。東南は海賊衆加藤左馬助、長曾我部、家康海賊衆間宮、小濱、都合其勢三萬餘騎。灣浮時は浪上、俄成陸地かと見渡候。又陸地之御陣取は、從ニ虎口際一。後陣は其厚所は廿四五町、其薄所は十七八町。品川之從ニ湊際一東南渚迄、寸地尺地之無ニ透間一御用候。其程旗指物色々之樣子、樣々之模樣翻レ風有樣、吉野龍田之花紅葉、喩レ之非ニ物之數一、其繁は如ニ稻麻竹葦一、猶難レ及候。敵味方鐵炮之音晝夜片時無ニ鳴止間一、打込時は百千之雷同時鳴落敷被レ疑迄、有頂下奈良倶底迄鳴響、敵味方消レ肝候。城中之者共殊女童共左社啼悲覽之被ニ推量一哀候。

上樣御陣者高山頂上拾丈餘磊築上穿レ雲、箱根連山敵城直下被ニ御覽一候。御屋形造之樣子廣大成分野、凡聚樂大坂難レ劣相見へ、其外一手々々之構陣大守櫓白壁輝レ天、黑籠小路々々割竪横陣取は大將之依意樂、或魚鱗有レ取レ之、或鶴翼有レ構レ之、依ニ山川之地形一鳥雲之陣取有。如何成強敵可レ破共不ニ相見一候。高屋形細少而綺麗成有ニ屋形一。松竹植有。集ニ草花一好ニ野菜茄子大角豆蔓菁等一作之有。數而色々之植木、書院數寄屋陣屋とも驚レ目候。大道は東西五拾騎廿騎往復、馬之足音物具之聲、十二時中無ニ鳴止時一。

又從日本國商人集來候。國々之名物、津々浦々之唐土高麗之珍物、京堺之絹一而無レ不レ賣。京田舍遊女棟列ネ、小屋掛之門前成レ市、扨又御兵粮千石二千石、大船一萬餘艘、小船二萬餘艘運送シ無ニ絕間一候。陣中一日も不得貧事候。然則於ニ御陣中一送ニ生涯一可レ有ニ退屈一候共不レ覺。因レ茲彌勵レ勇者也。騎而卯月廿一日、相州玉繩城明渡、城主北條左衞門剃髮成、染衣形出仕申候。其後伊豆國下田之城清水上野栖籠候。是剃レ首助レ命城差上申候。北國出勢之事、羽柴筑前守、長尾喜平次爲レ始、信州芦田、眞田、

都合其勢五萬餘。上州臼井之麓松井田之城押詰等、破レ塀埋レ堀之間栫籠、大道寺則降參申助命候。武州岩付城淺野彈正殿爲ニ物主一、木村常陸守、家康家中本多中書、鳥井彥左衞門、平岩七之助、都合三萬五千押詰、曲輪三口乘候間、中一日持、頓而五月廿二日明渡候 爰に物の哀を留候者彼城主太田十郎妻子男女共虜、其外一千餘人之侍に妻子悉召籠候處、子者母に取附、母者子手引、泣悲分野、如何成無心野人滋レ袖、猛武不レ濡ニ籠手一事無レ之由、飛脚再三到來候。此外關八州小田原籠城之者、妻子悉召籠候。哀成次第候。其後同國鉢形城は、氏政舍弟安房守栫籠之處、北國人數並淺□人數可ニ有一寄支度之處、急懸望申助ニ身命一候。前代未聞之比興者之由敵味方申候。其後同國忍城、關八州並出羽奧州諸卒爲レ始、常州佐竹結城都合三萬餘騎押詰、水攻可レ致之支度之處、種々懇望申候。依レ之東國之名城十四五、其外小城當城之足懸、彼是城六七十、或捨或明渡、命計御詫言申候。次同國八王寺之地レ累年北條陸奧守被レ築レ之候付、寔匹翔鳥獸雖レ非レ可レ立。是地は羽柴筑後守爲ニ物主一、信州並國人數同時押寄、六月廿三日早朝責ニ彼城一爲レ始、千人討取。然者伊豆國韮山城北條美濃守栫籠、福原左衞門大夫、戶田民部少輔、蜂須賀阿波守、生駒雅樂頭、前野但馬守、伊賀侍從、都合其勢五萬餘、百日之間晝夜雖ニ手痛攻候一、尙レ今堅固候。然則家康內レ不レ淺苦城差上、尤之由奉異見致申候。定而是モ程有數候。上樣氏直父子北條時政爲ニ後胤一、年來握ニ關八州之威一言共、箱根山之切所被レ越候時、一合戰之其、以レ操ニ夜討程に無行弱く籠城、窮レ運與作レ申不レ及ニ是非一次第無ニ言甲斐一分野爲ニ體候。古將言合戰候負者似レ恥更非レ辱、唯可レ戰所而不レ致ニ合戰一以爲レ恥不レ申候哉。將又今度惣官軍之宛始者、廿万候。關八州出羽奧州迄之士卒、人不レ殘出仕申、屬ニ御膝本一西國北國之所々方々諸士故障雖ニ遲參一申輩は、追而參陣候間、着到之外之者共不レ知ニ其員一候。大形諸手書注之處、今者都合其勢五十萬有餘騎被レ宛候。從ニ神代一以來如レ此之不思議之御威風未レ聞候。此體候者異國迄も可レ有ニ御隨一者案之內候。猶珍敷儀候者追々可ニ申入一候。恐々謹言。

六月吉日　　榊原式部大輔康政

加藤主計頭殿　貴報

此文中に寄手の人數、陣所のさま、厚所廿四五丁、薄き所十七八丁とあるもて、大軍なることしられ、豐公の陣營のさま、凡聚樂も大坂も難レ劣とあるもて、當時の勢ひおもひしらる。又松ヶ崎侍從とあるは、誰人かおもひあたらず。僅この一片尺牘もても、小田原陣のさまを、今目前にみるがごとし。是又史を補ふ一端なるべし。世間に流布する木村長門守が手紙、直江山城守が書簡など、此書牘の類にして、渾て有用のもの也。かゝるたぐひの物を、あまねく求めて一本となしたきものなり。いくらも世のなかには殘りぬべし。

一源氏物語註釋

おのれ江戸にありし時よりおもひなりしことにて、源氏の註書いま人の目あてとする所者、湖月抄なれども、諸抄のあやまれるをも引出し、また作者の說のあたらぬがおほし　因て湖月抄なるよき所のみを撰り出し、これに加ふるに、契沖阿闍梨の源注拾遺、加茂翁の新釋、本居翁の小櫛をもて增補し、又鈴木氏の雅語譯解などもて語釋をし、谷川翁の和訓栞、石川翁の雅言集覽、清水翁の語林類葉をもて潤飾し、一本著述せむとなり。さて此京に來るを幸に、やがておもひおこし、右等の書をあつめ、已に桐壺の卷半を過るまでかきかけしを、野々口正隆ふと來訪にて、神代文字の事、著述の處、何ぞおもひよりしことはなきやとの物語のついでに、此源氏の事いひ出しに、そは筆をとゞめたまへ。和ぬしのおもひつきのごとく、湖月を本にしてよきをとり、かの三大人の說をおぎなひ、是に加ふるに本居翁の小櫛にもれたる說どもを拾ひ集め、おのが師なる春門、已におもひ起し、半にして物故す。かれその子、こゝろざしをつぎ、いまにおこたらず。ちかき內には上木もあるべし。水野侯、力をそへられぬることゝなれば、いづれか成就すべしとなり。無念此上なく、あへなく、もふでさしおきぬ。されどおもひおこせし事、水の沫

とたすべき成らねば、素本にかのおもひつきのごとく書入すべしとおもひおきてつ。さるをまた、庄村氏の物語に、芦庵翁の說を、其門人前波默軒といふ人、かき入したる本ありといへり。名にたかき芦庵翁のことなれば、定てよかるべし、その本をもかりえて、ともに書入善本一部作り出すべし。

〔頭書〕賴圀云、一柳春門初村田並樹後又改村田仕水野養子春野遂不上木之。」

〔頭書〕賴圀云、前波今大畑弘圀藏之。」

（一）赤松圓心の佩刀

建仁寺中清住院に、赤松圓心のさしたる佩刀あるよし承りぬれば、猛とゝもに見にゆく。小の刄一尺六寸三分、上總介藤原兼重。大の方二尺、銘あれども、目貫穴にかゝりて文字見えず。緣頭小の方は鐵、頭は普通の太刀頭、ごふのさまに似て少しこと也。緣は金象眼に、ませ垣のごときすぢあり。目貫は銅の釘也、鍔ことに古色あり。大サ二寸九分、厚サ一分五リン、鐵の無地にうるしにて黑くぬり、その上に表の方にには古錢の模やう三ツつけたり。金まき畫至て佳也。五銖直百といふと、直一水命といふと一百平といふ錢なり。渾て錢文には見あたらず。この文字、定てゆゑあるべし。裏の方には五七桐と三階松、いまの風とはことにして雅也。龍膽車、いま有馬侯のつけたまふ紋と同じ。又鳳凰の丸あり。住僧の說に、光弘帝より御衣をたまひし時に、かの桐竹鳳凰の紋ならしを、その鳳凰をつけたるなりといふ。通のさま至てふるくして、五百年以上の物なるべし。刀の頭は小と同じけれど、少しことなり。緣は素銅のみがきに、表に五七桐赤銅もてうめたり。裏笹龍膽と鳳凰の丸、笹は金、鳳凰は赤銅なり。此ものは當時の物のごとし。鍔は鐵のもかうにて後の物也。金具類はすべてあかゞねなり。さやは後の物なり。考ふに、此大小新舊相混じたり。後人の手をいれしものなり。第一の刄も當時のものならず。いまむかしの物といふは、小の打出しさめと、釘の目貫と、小の鍔と、大の緣なるべし。そのほかはいよ〳〵古物と定めがたし。傳いふ。もと此寺中一に院あり。その境內に五輪の古墓あり。文字は磨滅せり。是圓心

の墓なりとぞ。いまはその寺もなく、その墓は竹林の中にありとぞ。いま有馬侯は厳然なる赤松家の後胤なるを、此寺に何のゆゑよしもなきは、かゝる因縁をば、かの侯の御方にはしらせたまはぬか。または無稽の事とて、打やりたまひしものなるべし。

○碑のはじめ

皇國にて碑のはじまりは、伊豫の道後碑かとおもへりしを、靈異記に栖輕の天皇の詔にて、雷をたひらげしが、その時やがて死しければ、天皇、その忠信をめでたまひ、かの雷落し處に墓を作り、碑文柱を立て、取雷栖輕之墓としるしたまひけるを、此雷怒りて鳴落て、碑文柱を踊践す被レ打間に雷構て捕らる。天皇これを聞たまひ勅て、□□また碑文柱とあるは、木の柱にやとあれど、石垣といふ熟語もあれば、なほ石文にや。碑文とあれば、木のごとくにもおもはれず。此天皇はすなはち雄略天皇なり。かの道後碑は、推古天皇の四年なれば百年もむかしなり。

延喜以上古物五十二種

一法隆寺觀音　崇峻四年。在庫中。
一同釋迦　推古二年。在庫中。
一伊豫道後碑　同四年。在同所圓滿寺。
一法隆寺觀音　同十四年。在中院。
一同藥師　同十五年。在金堂。
一同釋迦　同三十一年。在金堂。
一同釋迦　同三十六年。在庫中。
一宇治橋斷碑　大化二年。在橋寺。
一河内船王後墓志　天智七年。在西琳寺。
一山城小野毛人墓志　白鳳六年
一河内形浦山碑　持統三年
一藥師寺塔擦　文武二年
一山城淨金剛院鐘　文武二年。在妙心寺。
一下野那須碑　文武四年
一大和威奈大村墓志　慶雲四年。在天王寺中中院。
一同文禰丸墓志　同　年
一備中下道氏墓志　和銅元年。在國勝寺。
一因幡伊福吉部氏墓志　同三年。在一宮神主家。

一上野多胡碑　同四年
一近江月輪新田石記　養老元年。在同所明超寺。
一上野下贊碑　神龜三年
一大和楊貴氏墓志　天平十一年。今亡。
一東大寺銅版勅書　天平勝寶元年。在庫中。
一藥師寺佛足跡碑　同四年
一攝津石川年足墓碑　天平寶字六年
一東大寺銀壺　天平神護三年。在庫中。
一河內高屋枚人墓志　寶龜七年
一河內紀廣純女墓志　延曆三年
一下野日光山碑　弘仁五年
一伊豆益山寺金剛盤　同八年
一大和益田池碑　天長二年
一山城神護寺鐘　貞觀十七年
一山城白川天神鉾　延喜八年
一土佐南光院鐘　同
一山城道澄寺鐘　延喜十八年。在大和榮山寺。
一大和栗原寺塔露盤　同八年。在多武峯。
一大和楢山碑　同五年。在同所春日社。
一興福寺勸善院鐘　同四年
一上野山名村碑　同十三年
一大和竹野王墓碑　同三年
一東大寺枚幡鎭鐸　天平勝寶九年。在庫中。
一陸奥多賀城碑　同
一越前織田村社鐘　神護景雲四年
一大和宇智川摩崖碑　同
一肥後淨水寺碑　同四年
一南圓堂燈臺　同七年
一叡山相輪橖　同十一年
一叡山鐘　同四年
一同元慶寺鐘　元慶四年。今亡。
一攝津總持寺鐘　同十二年。今亡。
一東大寺銅鉢　同十四年
一長谷寺銅佛　歲次降婁漆菟。天皇敬造奉爲飛鳥淸御原大宮治天下。

○流客神豐國

靈異記上信敬三寶得現報緣第五に、敏達天皇の御時、弓削大連がはからひにて、佛像破却する所に、今

國起災者、依隣國客神像置於己國內、可出斯客神像速急棄流乎豐國也。〔割註〕客神者佛也。」同辭不出焉とあり。辭て佛像をば他にいださずとあれば、豐國には棄られざりつべけれど、こゝに豐國とさして、大連のいひたりしなどいかなる心にか。つくしにながすといふこゝろにて、そのいり口の國なればにや。をかしき事なればしるしつ。

○作文無良材

いま世の中に、歌よむかたにつけての書物はくさ／＼あれど、文かくすぢの書籍はなし　消息のことのみは文例、また詞の論は玉あられあれど、是又熟字といふまでのさたなり。蒿けいの童論もあらましなり。いかで和文の法格をしへ一本作らばやとおもへども、たはやすき事ならず。漢文にては用字格、譯文筌蹄など、かず／＼あり。

○國風文章論

皇國風の文字を論ずるに、上古風

宣命詞　書記顯宗紀　法隆寺藥師造像記　推古十五年

古事記　元明和銅四年　出雲風土記　同六年

日本紀　元正養老四年

詔　詞

この七部なり、このなかより文藻をえり出すべし。

中古風

竹取　伊勢　土佐〔割註〕古今序、大井川行幸序、庚申夜奉歌序。」

下古風

宇津保〔割註〕此書竹取とひとしくふるきものながら、文體はふるからず。」より以下、源氏、狹衣にいた

るまでの物語、日記、草紙をばすべていふ。さて右の三等にて、皇國風の文章は備はり、下古の文章は、さま〴〵の物語類をばむねとみずとも、只々源氏物語を見るべきなり。中古は三部ともにみるべし。さるをいま文章かゝむずる時は、下古の文法によるべけれど、中古風をよく腹にいれおかざれば、文章めゝしくて雄々しからず。その中古の中にも、いせ尤よし。さすれば伊勢、源氏の二部にて、文章は明らかなり。

○石　炭

九州に石炭とて、土中より黒き石の炭のごときもの出るなり。その土中にある筋ありて、たゞまひろにはなし。ほそながく人體の筋のごとく數々にわかれたり。考るに、これいにしへの扶桑木の根の化して石となりたるなるべし、かれもゆる也。もと木性なればなり。さてこの炭をとりし跡、ふたゝび又生ることなし。とればそのまゝあとはつくるなり。かた〴〵もて木根なるべし。

○水　車

水車といふものをみるに、たゞ一すぢながれおつる水のちからもて、一時にうすの五十ばかりもきねもてつくなり。わづかなる水の力は、いともいみじきものから、その水の力をもて、數石の米をつかせんとおもひかまへし人こそ、いと〴〵いみじけれ。一日の石數、其筋の人にとふべし。

○一家三夫婦長壽

丹後の國のものにて、夫二百五十歳、婦二百三十歳、子百五十七歳、其妻百二歳、孫八十三歳、其妻八十歳。このたび江戸にめされ、この間、伏見を通りしと也。西尾ぬしの物語にて、木津屋がはなしとぞ。その書付を得んとす。少しの異同ありや。又しるすべし。

○東福寺寶物

通天橋の紅葉見にとて、人々とゆく。をりふし町奉行の巡見あり。そのあとにゆきかゝりて、書畫の類

を見しに、牧溪の鳥、吳道子の佛像、無準師の書、聖一國師四至の文、弘安三年五月廿一日東福寺聖一とあり。絕筆ははるかなる壁の上にて、其處までゆかれず。偈の句よめず。弘安の文字は、ほのかに見ゆ。常樂淨我といふ二幅ついあり。壽福康寧の左もじの二幅ついもあり。そのほかははや收藏したり。兆殿子（司カ）の畫は畫像類數々あり。いそがはしければおぼえず。厨屋の上なる梁桁などの刻字は、みな人のしる所なり。是もよくおもふに、高麗、朝鮮と二國の名あり。弘安の頃はいまだ朝せん、高麗とわかれざりしが、百濟は亡びしにや。これも考の一なり。彫れる文字新古あるやらん。

〇松室種道物語

松室種道のものがたりに、此頃御所にて日本後紀の御校合はじまれり。世間にある後紀をあまねく求めさせたまふ所、先第一に伏見宮の御藏、是は古寫本にて卷物のよし、又近衞殿の御藏書、又尾州家の御藏書、〔割註〕神祖よりゆづられしよし、〔〕また堂上方にもありて、彼是數本をあつめ、廣橋殿、是を司りたまひ、諸本をひとつに校合せらるゝよし、是迄此後紀の亡びしをなげかぬものもなきを、かく此度大詔を下したまひ、いにしへの日本後紀再び世にあらはるゝやうになりなむは、こよなき幸なり。いにしとし塙氏、からうじて十冊を求め出し上木せしが、こたびの善本出て、猶かの塙本と同じものか。又はことなるか。他日かの廣橋殿書入本をからむとちぎりぬ。そも〳〵此一擧のおこるなど、皇國のひかりなり。これにていはゆる六國史完全となるなり。いと〳〵たふとむべき御事なりかし。

〇歌ものがたり

內藤季尙月次會に、不逢歸戀といへるをよめり。

かへるさのものと聞くこそくやしけれまたるゝよそのいりあひのかね

この歌は、新古今なる定家卿の、

としもへぬいのる契は初瀨山をのへのかねのよその夕くれ

　　歸るさのものとやひとのなかむらんまつよなからの有明の月

といへる二首の詞をばとりたれど、こゝろをぬすめるにはあらず。こゝろは新らしきやうなり。年ごろ戀のうたよみしなかにも此歌也。

　　いま來んといひしばかりのすさみぞとおもへと又も松風の聲

　　聞のとはさゝずねしかどもろともにうらみし鳥のこゑばかりして

などこそ、幽玄體のこゝちすれ。

　　はかなくも戀のおも荷を小づけにてわれとはとはぬ文車かな

この歌などは、たゞおも荷に小づけといへるふるきよりのたとへをひき出し、第一の書物のおもき荷の上に、また戀てふおもきものを小づけにしたるといふ巧にして、をかしくあやなしたるまでなり。眞實戀の情なし。花鳥風月何につけても眞實の歌ならざれば味なき物から、わきて戀はこゝろの誠をいふものなれば、虚僞にては人もかんぜずなむ、何事もたゞまことのほかならず。

○黄金釜

前濱田侯、むかし所司代たりし時、中川何某〔割註〕茶器作る人のよし、〕に命じて、黄金の釜三ゐさせらるとぞ。その中川が物語なりとて、相馬氏のはなしに、かのかまを鑄る時、鐵類とことなることは、たゝらかけて、釜のふたにいるゝをりに、ひえやすくして大に此細工に勞したりしとぞ。かの侯の慾をよくしたまはぬは、かやうのおごりなどありしにやといふ人あれど、考ふるにさにあらず。たとへ莫大の黄金かゝりぬとも、そのかねは眼前にあるなり。通用にかねならましかば、種々のことにいりてわけなくありうせぬべきを、釜としもかたまりゐれば、そのかねはながくあるなり。此かまの功能はいひがたかるべし。よろづのこと、一概にはいひがたし。

○天　守

名護屋の城の天守の金の魚は、内はまきの木にて魚の形をつくり、上に黄金五分程のあつみにてつゝみたると。その修理の時に手にかけし人の物語なりと、ある人いへり。いま日本國中、天守の第一なるもの此天守也。江戸、大坂、京ともに天守なし。姫路は小なれど、高くして天正のむかしの物なるべし。因にいふ。そも／＼天守といふものは、織田大臣、安土につくりはじめたまひ、かの天主教の本尊を安置せられしなり。因てかの天守の記といふもの、木曾路名所圖會にいでたるをみるに、決して武備のためならず。つら／＼考ふるに、寄手のありさまをみんとて、高くかまへしか。弓鐵炮をはなつ爲かより外なし。兩様ともに、その位の事に、莫大の金を費すはおろかなり。遠見の爲、矢玉のためならば、高き臺めくもの、日の間にいできぬべし。また損なる事は、天守を的あてに大炮など打つけられなましかば、ひとたまりもあるべからず。城になくてよき物が天守なり。されば江戸にも再造なく、大坂にも、二條にも、ふたゝびつくられざることうべなりけり。わが小倉なる天守も、再び結構なきかたしかるべしとおもふなり。此論、小倉の作事にかゝれるものへしらせまほし。世の兵家者流などは、いかにも天守のこと、むづかしくいふべけれど取るにたらず。

〇御追號

御追號の事は、叡慮もあらせらるゝよしにて、いまだなし。世の説には天皇と申御號にたらせたまふとか。そも／＼神武天皇より延喜の聖代まで聯めんと天皇と申奉り、そのゝち安德天皇の號あれど不詳なりとの説もあり。元弘帝はいともめで奉るべき御門なれど、兩朝とわかれぬるなど、また事ある御門にましませば、世の論もありぬべし。かやうのことはいやしき身よりさたすべき事かは。何はともあれ。天皇としも稱したてまつりたき事なりかし。

筱舍漫筆　卷之十

○古記錄

新田義貞の花頂山に栖籠たりし時、夜々はさびしき時は、碁を打に來れるよし、粟田殿青蓮院の日記に出たるを見し人の噺なり。其外、寺々の日記には、六七百年已來のこと、軍のさま何くれと記せしものおほしとぞ。いますべて其日記は、寺々にあれば、つてをもてそろ／＼うかゞひみんとす。相國寺の日記は、足利十三代の記錄にして、當時のさま、文武の事、政事すべて五山の僧に筆記させられば、只聞傳へ風說といふ事にもあらず。すべて實錄なり。この日記廿卷あまりもあり。ちか頃桑名侯、〔割註〕いまだ白川の時にて定信君也。こはれて全部うつされ、其代りに表紙うらうちし箱にいれて、寺にかへされたりとぞ。又東寺の日記には、安國寺がとらへられしこと出たり。又西洞院家の時慶卿の日記は數卷也。其内に、大坂落城の日に、石火矢の音の山崎にきこえけるを、領所の百姓來りて物語せしよし、又石川五右衞門が釜いりを若黨の見に來て、申たりしを記されしなどもあり。此時慶卿日記をば涉獵して抄錄せんとす。天正、文祿、慶長、元和の事、專らあるとぞ。補史の一助なるべし

○皇國文章

皇國の文章といふもの、西土のごとくおのがこゝろざしをいひ、思ひをのぶる爲につくりしものにあらず。むかしは神にまうす祝詞と、臣下に令す詔詞と、御世々々の事をしるす日次のふみとの三よりほかになし。あるは出雲風土記の國引の詞、また神壽、室壽のものにてほかになし。いまの和文とてかくは、古今の序。大井川行幸の序などを祖とすべし。この文章のこと別にいふべし。

○袖簡女自感詩

畫工笠山の妻袖蘭女史さとが自感の作。

一自從郎知幾年。風流共樂夙因緣。花晨月夕行携手。詩趣吟情坐並肩。何恨鏡中顏色減。暗傷夢裡世塵纒。金釵紅袖卑兒去。更喜幼孫堪愛憐。

轉結尤あはれなり。歳は四十あまりのよし。

〇玄玉集

世に私撰類數々あれど、玄玉集尤よし。此書體裁他にことなり。神祇歌、天地歌、時節歌、草樹歌と四門にわかてり。此中にてことにめでたき歌えり出ぬ。

望山待花　俊成

やまざくら咲やらぬまは暮ことにまたてそみつる春の夜の月

五月雨　寂蓮

はなの春月の秋たに人とはぬしはの庵のさみたれのそら

題しらず　大輔

はかなくて雲となりなんよなりともたちはかくさじ秋のよの月

月のうた　康頼

よをすてば我もいるべき山のはにまづかくれぬる夜半の月かな

花のうた　兼宗

芳野山みねたちかくす雲かとて花ゆゑはなをうちみつるかな

同　円位

うきよにはとゞめおかじと春風のちらすは花を〻しむなりけり

まづ是らのうた秀逸なるべし。

○神君書

御園翁の物語、さかひの邊中村といふ處に豪農あり。此家の先祖大坂平野やき打の時、神君に河内しまの衣をあげたり。其時に御書を下さる。いまその家にあり。筆者は康政のよし、前に出せる書狀などをおもへば、文者たりしにや。

○小　字

ちひさき冊子に歌かきみるに、文字とかくのびすぎてあまる也。普通小本の八代集などは、よくかけるものなり。さてしとといふ文字は、ながくて難儀なるべきを、つみし所には、なか〱にこのし文字の方よし。いかにといふにしとかくなり。世のなかの事又しかり。長きものを短く、みじかきものをながくつかふことあるものなり。

○信國作鍔

ある商家より信國作とゑりたる鍔を買もとむ。天啓二年とあり。是明の年號なり。いかなることにか。黑漆の丸き筥にをさむ。上に蚌蠹の二字をかき、ふたのうらに、蚌蠹串羽柴家寶持三韓節承之今持此方持寶也。永政とあり。戰國の頃は、文字すたれゐたれば、かく字格もたがひたる、中々にをかし。此つばをば清致におくりぬ。

○肅先生書牘

いにし夏のころ、浪花にて小倉の松門執事〔割註〕小笠原藏人といふ。松門は號なり。」にあふ。その時、藤原肅先生の書牘をみる。ちかき頃手にいりしよし、筆格の氣品けだかく、いと〱涎をながすべきもの也。

今朝可レ參之由、殊外困勞候へども、如レ仰頓而伏見御越候者、可レ爲二間潤一候間、治（マヽ）其不レ可レ有二其益一候。餘醒未レ解候條、粥可レ被二仰付一候。其外曾以無二所用一候。足下如何候哉。良辰　　惺　一

○歌のうつりかはり

皇國に所懐を述るものは歌なり。文章もて志をいふことはむかしはなし。只長短のうたにて、おもふこゝろをのぶるなり。さるを中むかしより、連歌〔割註〕こはいまの連歌をいふ。金葉、詞花などのことに非ず。」といふものいでき。それもて心をのぶることゝはなりぬ。それよりまたくだり、俳諧といふものいでき。天下又大に流行す。三十一字の處を、わづか十七字にて、人を感動さするやうになりぬ。かのこれは／＼とばかり花のよしのやまなど一句、實に花をつくしたり。また近き頃〔割註〕明和二年。」より、専ら柳樽といふものおこなはれて、〔割註〕江戸をむねとす。」このものゝするどく神妙なることは、又俳諧の發句にまされり。おのれこの柳樽をこのみて、先年初編より百二十編までをあつむ。天明年中より起りて、毎年一冊づゝ上木なり。さてかの初編より文政のするまでの、ことに勝れたるを抄出す。和歌に比する時は、壽永、建久の風なるべし。

のびをする手にこしもとはついとにげ
指二本ひたいにあてゝ下女はにげ
あの後家の珠數でふつたは初ての事
なく／＼もよい方をとる形見わけ
欄へあげよその内儀の不義ばなし
大黒を和尚布袋にしてこまり
うぬぼれをやめれば外にほれてなし
おめかけの外はべつこふ下にさし
おやもおや子も子隣の後家も後家
蚊をやいた跡を女房にいやがらせ
わるがたい下女君命をはづかしめ
きせるにてとゞかぬと姿ひとをよび
人が見るとはしてとつた詞なり
おとがひで額の筆法はねてほめ
はづかしさ信女はあかし乳は黒し
じつとしてゐなと行燈足でけし
よくゆへばわるくいはるゝ後家の髪

天保のはじめつかたよりの句、左のごとし。

とぼそふといへばけしなと女房いひ　傾城の涙でくらの屋根がもり
上の口ばかり亭主にうちまかせ　虫干にりむきのたねをひろひ出し
わたしのといはれぬ櫛のおちどころ　四海波をさまり夜着に浪がたち
本ナ母朝ねの息子はきのこし　すてたよをそろり／＼と後家拾ひ
子の晴にくらい女房よびもどし　つめの火をむす子よな／＼けしにゆき
仕合な嫁だと石屋米をつぶし　おれともに上は五人とてかけいひ
ころぶ子を母は杖とも柱とも

これらにておほよそ此五六年已上の口つきはしらるめり。近世はすべていひふるして、たゞ理くつを第一とするやうになりゆき、ふつにわからぬことゝなれり。此風もやゝくづれることゝなりぬ。なげかはし。

○埋麝發香

穗井田忠友この頃、いにしころ東大寺三倉の物見て模寫臨書せし物どもをあつめて、埋麝發香といふ篇の名をつけ、かたはしより上木せむとす。まづ印章の部一冊上木なる。精密奇巧なり。

○粉　本

世に下書のことを粉本といふ。冷泉子の説に、ご粉もてあしき所をぬりかき直したるものなればなるべし。

○懷紙書法

懷紙の書法に九十九三とかきて、末の三は眞名もてかくことはいかなる理ぞとおもふに、こは披講のとき、よみたがへぬがためなるべし。草の手のかなにては、ともすればまぎらはしけれど、眞名にかく時は、いと／＼けちえむなり。さるは常に用ひなれざる物と同き文字もてかゝむはわろし。普通にもちふ

る文字をかくべし。此考は僻案なれば、また深き古實ある事か、識者にとふべし。

○深窓祕抄

天保己亥に上木せる公任卿眞蹟墨本深窓祕抄一帖は、希世の珍書なり。その內に歌の異同おほし。敦忠のあひ見ての丶歌、昔はものもおもはざりけりとあり。そのほかもあるべし。此墨帖の跋に、この深窓祕抄は、後拾遺の序、八雲抄、和歌金葉集などに出たれど、世につたはらざるよし書り。實にめづらしきもの也。假名すべて正しく、只梅にむめとかきたまへるぞ口をし。歌數百首にあまりぬるを、外はかなたがはず、よみ人しらずどもゝ例を無名とし。天皇の御歌をば已上御製とあり。その餘、作者をしるすに、官を先にし、名を後にせるおほし。あつたゞの中納言のごとし。さて考ふるに、公任卿は、後朱雀天皇の長久二年にをはられし人なり。その頃の世までは、假名も正しき事いちじるし。そのゝち百二三十歳下りての撰集、物語などかきし古寫本といふものを見るに、すべて假名たがへり、やゝ／＼に亂れしなるべし。そのみだれしを、契沖阿闍梨、僧家より起りて、斷然といにしへにたちかへりたるは、いかにも／＼卓見也。さるは古學者のむねとたふとむべき人は、此あざりと東丸翁なりかし。このふたりなからましかば、縣居翁もおこらじ、あがたゐ翁あればこそ鈴屋翁も世になられたれ。とにかくにかの二大人の功偉なり。

○京童の口さがなき

こたび仙洞御所「割註」御追號を光格天皇となん申たてまつる。」崩御にて、

　煠拂も餅もかざりもせんゆう寺幕の拂もせんとおきましよ。

いにしへより京童の口さがなきはさるものから、かしこしともかしこし。

○季吟翁短冊

季吟翁の肉筆の短冊をあきなふ人あり。白きたんざくに夜水鳥といふ題にて、

山鳥のかけみるねにやたぐふらんつがはぬをしも池のかゝみに　拾穂

いかにもうたがひなきものなり。因にいふ。そも〳〵契沖、東丸の豪傑たち、勃興するといへども、この翁の荊棘をひらくによる。考ふるに、偃武以來、此翁をもて國學の初祖とせんか。八代集、いせ、源氏、枕草紙、大和、土佐、萬葉をはじめとして、註釋の功おほいなり。この翁の師なる貞徳翁をば　初祖となしがたし、こはさせる著述もなく、むねと連歌、はいかいに心をゆだねたれば也。その師の風にもならはで、卓然と萬葉、源氏などの大業におもひおこされたるは、いともたふとぶべくうやまふべし。

〇後陽成院宸翰

小倉なる西玄礎といふ醫師、この頃上京す。かねてきゝしことなれば、その先祖の一鷗、友鷗などのことをとふに、後陽成院の宸翰をもてりといふ。その文句をきくに、

伏羲、神農、黄帝、文武二道、闕レ一不可也。　逢月齋友鷗先生。　御花押

また近衛公の御添書あり。この友鷗てふ人は、元來肥後の人なりけるを、此頃戰爭の時にて、御即位の料だに、叡慮にかなはせたまはず。さるをこの友鷗、大友と懇意なりければ、宗麟の許にゆき、用度を奉るやうにして、大禮も行はれしとか。その功にて任官の事、詔ありければ辭し申て、おのが號をねがふ。さてなん逢月齋とは勅定ありしなりける。そのゝち享保の頃、世代の人上京して、時の關白近衛公に内覽に備へければ、奇代御宸翰ニ付、大切にいたすべきよしの御書を被レ下。それをもいまに傳へたりと云。此友鷗の子友鷗を鮮壽院法印といひ、大藏卿に叙すとなり。勿論典藥頭にて天脉を拜し、功尤おほしとぞ。それより小倉につかへ五百石三十人扶持被レ下。一男に四百石、三男に二百石ヅヽ、被レ下。今に聯綿たり。醫家にてはこよなき名家也けり。

〇山寺確執

こたび舊院御所の御追善、このことにつき、導師のさたにつき、山と寺と互にあらそふことありとぞ。

むかしよりいまに確執なるもおかし。

〇法隆寺古物

天保十二年辛丑の春、法隆寺開帳を江戶にてせんとす。其目錄をみしに、先年見たりしにおほくたかはず。只其內に今年はじめて見出したるとて、

金銅二臂觀音像〔割註〕坐跗有レ銘四十一字。」

辛亥年七月十日記笠評君名大古臣辛丑日崩去辰時故兒在布太利古臣又伯在逝古臣二人乞願已上一方

辛亥は崇峻天皇四年なり。世に古物の魁は推古天皇四年の道後碑なりとおもへりしを、此物、世にあらはれては、これをもて最第一とす。

金銅一光三尊釋迦如來〔割註〕光背有レ銘五十九字。」

甲寅年三月廿六日弟子王延孫奉爲現在父母敬造金銅釋迦像一軀願父母乘此功德現安穩生生世世不經三塗遠離八難速生淨土見佛聞法

後光に七佛二天人を鑄たり。甲寅は推古二年也。

右の二古物、こたび世にあらはる。

〇妓女信仰菅神

京師の俗、妓女の輩、專ら菅神を信仰す。その譯をしらず。文學筆道の爲にもあらず。專ら祈禱の心なるべし。考ふるに、白木屋といふ淨瑠璃本のおこまが詞に、おもふ男の爲に、梅を一生たつよしいひて、菅神にいもせの緣をいのりしことあり。恐らくはこれらにもとづくなるべし。

〇方　言

江戶の方言に、薪のことをまきといふ。ふるくよりも、只木のことをまきといふを、こは奈良あたりの事にて、後にはいはぬかとおもへりしを、玉葉集に、後鳥羽院宮內卿とて歌出たり。

杣人のとらぬま木さへなかるめりにぶの河原の五月雨の頃

○喜撰法師詠歌

喜撰法師の歌は、百人一首の外には、をさ〳〵見あたらぬを、是も玉葉集に、題しらず。

このまよりみゆるは谷のほたるかもいさりに海士のうみへゆくかも

〔頭書〕喜撰法師といふ人の事、すべてうたがはしき事に侍り。この歌は今いせ物語芦屋の段なる、わかすむかたのあまのたく火かとある模擬也と聞ゆ。もし此人の御考は侍らぬにや。

○青磁御火鉢

仙洞御所の御物の内に、青磁の火鉢ありとぞ。それに菊桐の御紋つきたれば、日本焼なりと人もおもへりしを、こは大坂太閤のからにあつらへて作らしめたるを献りたまひしとか。さもあるべし。

○奉諡號

今度諡號を奉りたまふとて、鷹司家の左大將殿勅使にて、其外、堂上方すべて皆束帶なり。随身舎人などおもひ〳〵にしよふぞきて、いとよき見物なりけし。その事は冷泉ぬしが畫卷にして、事がらをもしるさむとなれば、こゝには省ぬ。御號をば光孝天皇の御先蹤によりたまひ、光の字を御用のよし、光格の所出は書經なり

○住吉物語

今昔物語本卷廿、村上天皇御子大齋院出家の條、寢殿ノ丑寅ノ戸ノ間は、人參テ女房ニ會フ所也。住吉ノ物語書タル障紙被立タル所也云々。考るに、住吉物語のふるき事、是にてもしらる。村上天皇よりは前にいできし也

○奈良坂山

又髑髏報高麗僧道登恩語條に、今昔高麗ヨリ此ノ朝ニ渡ケル僧有ケリ。名ヲバ道登ト云。元興寺ニ住ケ

ル。功德ノ爲ニ始テ宇治ノ橋ヲ造リ渡サムト思フ心有テ營ミケル間ニ、北山階ト云所ニ、恵滿ト云フ人有ケリ。道登、其ノ恵滿ガ家ニ通フ程ニ、其家ヲ出テ元興寺ニ反ルトテ、奈良坂山ヲ通ル云々とあり。是斷碑につきて、ひとつの考ともなるべきなり。

○圍碁上手寛蓮

今昔物語廿五に、延喜ノ御時ニ、寛蓮トイフ碁上手ノ僧アリ。宇多院ノ殿上法師ニテ有ケレバ、内ニモ常ニメシテ御碁ヲ遊バシケリ云々とあり。是は志貴山の第一の寶藏物ニテ、飛鉢といふものあり。その銘に寛蓮とあり。いかなる人かとおもひしを、此人なり。かの銘の年號延喜七年とあり。同じ時代なり。大和物語、著聞集にも出たり。

○龍天上一滴水

同書廿一に、讃岐國の萬能池にすむ龍、小蛇のかたちになりてゐしを、比良山にすむ天狗、鵄の形となりて、つかみて比良山にもちゆき、洞の内に打こめし處、一滴水なければ自由ならず。ほと／＼死なんとするを、天狗又、叡山の僧の手水をつかふ處をつかみ來りけるが、水瓶もちながらつかまれて、かの洞穴にいれしを、龍、その水一滴を得て、天上して僧をばもとの房へかへしたることあり。此一事、かの秋夜長物語の梅若の穴中の事とよく似たり。この事より夜長物語をば作りしか。後考をまつ。

○嵐山を音もていふこと

嵐山のことを訓もていふ時は、あまり俗めきたるやうにおもひ、都下の俗ランザンといふ。詩文風流にたづさはる人はよけれど、和歌よむあたりなど、音にていふ人おほし。いと／＼をかしき事也。吉野をキツヤ、龍田をリウデンと、うたよむ人のいふやは。地名などはいかにも訓もていふべきものなり。音ならでかなはぬ事をばせむすべなし。いへることとならば、なるたけ訓もてこそいふべけれ。

○漢文御追號

こたび御謚號漢文字にて稱するを、古に復したるとて國學者どもよろこぶなれど、實はいはゆるからざまにて、元來さまでよろこぶべき事ならず。神倭磐余彥と申奉るがごとき御稱名ならば、いと〳〵ゆかし。されどこぞりて御謚號をよろこぶは、佛の方ならで天皇としも申奉ればなり。さすれば國學者も、佛よりは漢の方よきにや。〔頭書〕玉諭さる事に侍り。光格天皇の光字は、光孝の光をとらせ給ふのよし、上條にも見へ侍るにつきて思ふに、げにあることに侍るべし。さてその光仁、光孝などの光字は、漢の光武などより、つぎ〳〵の光字の例とおぼゆれば、猶漢の模なるべし。

○古書付

ある日、筐の底より反古どもをえり出しぬる時、おのがいと〳〵わかゝりし時、筆記せし物見出したり。豐前小倉城下より一里ばかりもあらん。水町といふ處の山の中に、升家といふものあり。昔にては立石原といふ。大友記などにも出たり。こはこの升家といふものあるより、立石原とはいふなるべし。そこの農家に昔より傳へたる古書付あり。その家にゆきて寫せしものあり。〔割註〕此家そのゝち火事にて、この元書はやけたりとぞ。」僅に元祿四年にかきしものなれど、事がら珍らしければこゝに出しぬ。

水町立石原石ノ印書付

一康永コ丙(マヽ)＝天曆癸未三月十三日

一升とかき極之梵字有

是は鎌倉樣之御代の時、豐前企救郡升目出入ニ付、郡中寄合相談仕り、かま倉樣へ一人御しうそ申上、目安ニ上ケ、其者三年詰申所に、其者御門にて死申候所ニ、含狀仕り死申候を、御聞付被遊、即升目出入御究被遊被下候。目出度と祝、又(マヽ)御郡中寄合いわひ、其印ニ水町立石原ニ其者せきとうと申升目極印之石とも申。其いわひより合候處節、矢山之者道通合、其祝之酒のみ申候故、企救之郡之內、其時よりなり申候と申つたへ候。以上。

一于時元祿四歳辛未七月廿五日御改書付上ル

一元祿四こと、康永八二つ（マヽ）年數三百四十九年ニ罷成申候　豐前企救郡片野庄　水町作兵衛

筆者は水町他平、十七才の筆也。

右之通りなり。是は此石のいはれを村の者へ官よりたづねられたりし時、出せし草稿なるべし。げに隣郡に京都郡といふがあるを、其郡の內に矢山といふ村あり。いま是を企救矢山といふ。誰も〱いふかしくおもひをりしを、此因緣にていへるなるべし。この石を其時親しく見たりしが、實に康永二年の文字あり。古物といふべし。

○祇園會

祇園會の鉾の錦繡を見るに、すべてからもの也。皇國の古物かとおもひしを、そは田舍の心なり。むかしよりもむねとめづべきものは、から錦、から何とかいふ。皇國の物よりも結構なるべし。されど紅毛の織ものを、見送りにかけたるはふさはしからず。新奇に過たりとやいはむ。因にいふ。家毎に棧敷に三尺あまりなる小屛風をたてゝ客のへだてをなす。考るに、此小屛風は、このさすきの爲に製造せしものにて、外に用ふべき事なし。いま海內に三尺の屛風專らあることは、これのゆゑなるべし。〔割註〕みす屛風は、又是よりも短きものなり。〕

○登不二山

藤井翁のいはく、先年富士にのぼりしに、ふもと三里は、一向に山のごとくになく、只あしあがりの平地のやうなり。雜木生茂りたり。中の三里は砂まじりの地にて、たゞ薄と虎杖のみ生たり。虎杖は高さ三四尺もあり。夫より上の三里は、岩にて嶮岨なり。日出をみしに、初東海紅にてりて、半時ばかりして、漸旭日、海上に出るなり。その出る時は、至ておそくして、日輪、海水をはなるゝやいなや、一度によほど高くなるとなり。又下を見おろすに、山てふものはひとつもなし。いかにとなれば、山のいたゞきを上よ

り見おろすゆゑなり。又山の半腹に瀧あり。日光の華嚴にはおよばずとぞ。歸りに淺間にものぼりしとぞ。今五丁程にて絶頂といふなれど、そのあたりは地震のやうに地動きて、いまにも火ふき出すべくおもはれ、上にはのぼらずとぞ。又筑波山にも上りたりとぞ。うらやましきことなりかし。翁のはなしに高山大川山水の絶景もさることなれど、瀑布ばかりおもしろきものはなし。見てをかしきものは瀧にかぎるとぞ。又吉野の花盛にもいきたりとぞ。是は此あらし山ほどにはなしとか。

○本居翁の消息文

鎌田翁、本居大人の消息を藏せり。こは谷川士淸ぬしの子孫より得られしなり。

いにし月廿五日の御文、やがてまゐりつきて見參らせ候ぬ。寒きをりからさはり給ふ御事もおはせぬよしうけたまはり、いとなん嬉しく候。こゝにもなでふ事なく候。栗五まき見はて候ゆゑかへし奉り候。まきごとにめづらかなる事共見へ候て、ひろく見給へる御ちからのほどあらはれ候て、いとめでたく、世のたからと成ぬべき書と、あさからずめで候事に候也。例のひがことゝこゝかしこかいつけて奉る。さきに奉りしいせ物語古意、いつ迄もおき給ひ候へ。こゝにはいそぎ候事候はず。かの書は岡部をぢがまだしきほどにかけるものにて、ひが事もおほきまゝ、あしからむ所はなほりそと、みづからも申こせし事候き。京の曾我部氏が板行せし物とて、二部の書見せ給ひ、いづれもめづらかによろこびながら見候ぬ。かの人は律やらなに心をつくし候よし、ほの〴〵うけ給り候ひし。さる事候や。さてその律は、全部出候や。又はところ〴〵にても、こたみ板になり候や、うけ給はらまほしくなん。續神皇正統記、尙齒會記かへし奉る。のこりは今しばしゆるしおき給へ。白子よりのもとの考二卷參り候よしにて見せ給はり、いと〳〵うれしくおもひまゐらせ候也。かしこへも御ついでもあらば、よく申給はれかし。江戸よりかしこへまゐりし文うたみ候や參らせ候。古事記傳五卷、からくして此程かきをへ候故奉る也。何くれと雅俗の事しげくて事ゆき不申候也。かの白子へも此卷を見せにつかはさ

れ給はれかし。又おぼしめしよる事しあらんにはつゝみ給はで、是あしくとしめし給へ。此わたりちかきほどつぼうちあまねくおこなはれて、樂なども物すめれど、明樂と聞ゆれば、いと心づきなく候也。年ものこりすくなく、よの中らうがはしく、ことに日ごとに風はげしくなどして、心のどかならず、おもしろからぬをりに候。あなかしこ。

十二月十日　本をり宣長

谷川の君の御許へ

かりそめの俗事なれど、いと古雅にしてをかし。壽永の頃の文章は、すべてかくのごとし。この内につぼうちとは投壺なるべし。

○船曳尙絅

船曳尙絅は通稱紋吉といふ。内藤氏の弟にして、心やすし。弱冠より敬所翁につき克苦勉强、それより醫を業とす。當時專らおこなはる。いにし頃、一夜水原翁をとひ、產科の事をとひ、その梗槪を會得して獨立、いま一家をなす。本業とする所は宇津木家の一派なり。英氣勃々、他日名を海内に發すべし。その塾生、郷に歸るを送るとて、

醬油說送植木生序

醬油之製。釀麥加鹽。其味鹹而美。不可多飲。不可獨進。然凡調味者。雖和以酒以酢以水。亦必須此物爲主。若膾若炙若羹若葅。不得此物不能成味。故不爲人所嗜。亦不爲人所厭。而生民不可一日無者。非如酒之有嗜者厭者。使其嗜者放蕩懈惰。以至爭鬪亡身覆家也。則醬油宜稱食肴之上。將美生之良相矣。今以醬油。名於天下者播之龍野。備之小島。紀之湯淺。而湯淺爲其最。植木子胤者湯淺人也。從予學醫。其爲人忠信朴素不修餝。故不爲人所悅。亦不爲人所忌。今將皈其鄕。辭曰孝錫幸蒙明敎。頗知醫道之概。但恐素朴之質。人不我信。無以行道。予曰勿傷也。忠信素朴者美質也。何必以虛

文。爲以虚文所人悦者。率是放蕩懈惰之人耳。傳曰君子之道闇然而日章。小人之道的然而日亡。子何必病於素朴焉。余願子之濟世。如醤油而不願悦人如酒也。子胤唯々而退。遂書醤油說以爲贈。
たゞこの一篇もても、其才識は見るべきなり。船曳子は元來醤油ならずして尤酒なり。酒にして害なきなり。さるをその人を教ふるやたくのごとし。醤油の人にして醤油を美賛するや、世の常態なりかし。此一文をもて、又船曳子におごらむとす。そはいつの事にか。

○朝　粥

源氏などを見るに、寛弘の頃は、朝はすべて粥なるべし。朝の食には粥とあり。又今昔物語などにも、朝はかゆのよし出たり。考ふるに、いま京師の俗、いやしき貧者ならずとも、朝は粥をくふ家おほし。こはあながちに倹のみにもあらで、いにしへの風儀のゝこりしものなるべし。

○貴官位

いま堂上の御方々の談話に、信長が秀吉がなどは決してのたまはず。すべて公てふ詞をつけらるゝとぞ。是は素性の良賤にはよらず。朝廷の官位を尊ばるゝなるべし。

○官はじまりし御代々

太政大臣にはじめて任じたるは、廢帝の天平寶字四年惠美押勝なり。此時は太師といふ。六年に正一位となり。八年に誅せらる。攝政の始は、文德天皇の天安二年良房公也。關白は陽成天皇の元慶四年基經公なり。左大臣は、文武天皇大寶元年多治比島を始とし、右大臣は、同時阿倍御主人、內大臣は、光仁天皇の寶龜二年良繼、〔割註〕此時は內臣といふ。」大納言は、文武天皇大寶元年大伴御行、中納言も同時布施御主人、大將は、聖武天皇の天平二年房前公、參議は大寶二年粟田眞人なり。〔割註〕大綱を記す。」

○いま京に畫の上手

いま京に畫の妙手をぬき出しいふ時は、漢畫にては豐彥、景文、岸岱。文人畫にては竹洞、梅逸。狩野

家は永岳、永泰。土佐家はいまの父子。倭畫〔割註〕とは金岡あたりより信實などの風をいふ。土佐よりも古き所也。」爲恭なるべし。此人々たちの畫をば、その長ずる所を一幅づゝ得んとす。そのほか名畫もあれど、つぎ／＼に藏とすべし。

○天正記

天正記とて慶長板あり。一の卷奥書〔割註〕天正十一年十月十五日。」四卷〔割註〕天正十三年十月吉日。」六卷〔割註〕天正十六年五月吉日。同年八月十六日。」誌之。九卷太田いつみの卷誌之。慶長十五年三月十三日合冊三卷なり。澁谷翁、他より得しとて見せられき。此書の内ゆかしとおもふ處をぬき出しつ。

卷一

此とき將軍ふじご見物是あり。此上天ぢく、しんたん三國ぶさうの名山なり。これにをいてこ山なし。是を見てたいほうをたつし、くはつきなのめならず。しかふして遠州三川にわたり、德川三河守家康の御たちに來てたひりう也。御ふし相供に御馬をおさめ給ふ。〔割註〕信長公の事、將軍とかけるめづらし。又家康の御たちといへるにても、古昔なるをしる。く、はしく考るに、爰に御の字ある、おもへば當時已に他の人よりはことなりし御事か。」附箋〕相供に御馬を云々トアルモ、他ノ人トハ異ナリ。」もり家より〔割註〕毛利家をかくへけり。當時は毛はもののかなゝるべし。」天正十年六月朔日の夜半より、みつ秀二萬よきの人數をのべ、丹波の國龜山をうち立、四條西の東いん（洞院）本の（能寺）さしあひふの御所に押寄す〔割註〕本のこじ、此さ字は片假字のホ字なるべし。さてあいふてふこと如何。いまだ考得ず。〔符箋〕あひふは、相府ヲ讀損ジタル寫誤也。信長公、此時右大臣ナレバ、内府ニテハアラズ。あひふは内府なるべし。しやうぐん（將軍）しんけつに入、きんしゆ（近習）の衆をめしあつめ、えんおふ（鴛鴦）のふすま（被）れなり（連理）のまくら（枕）、夜半のさゝめ（私語）事、誠によの中は夢の中にあらずや。〔割註〕この文もて考るに、男色のやう也 世に婦人をもつれたまひし

ごとくおもへど、さにはあらぬか。この文のつゞきにも、とう春の花、しよ秋の月かともてあそびたまふ。ふ代こと〴〵くさしころしたまい云々(マヽ)ともあり。」侗番所にはやうやく小姓衆百人に過ぎず。将軍、夜うちの由をきこしめされ、森みたれ(いゝ)を向給ふ。これとふ、む木のよし申上。中略。もりのらん(いい)、高橋虎松云々。〔割註〕蘭丸の事をみだれとも、又らんともかけり。蘭にてはなし」此頃けいこう(稽古)のひやうほう(法)、〔南所〕附箋」南所ハ南木ニテ楠ナランカ。」ひてんのしゆつ(秘傳術)はくや(瑱耶)一たちのを儀をつくし、〔割註〕南所の字解しがたし。」

巻五聚楽御幸のゝちの處に、洛中の地しこと〴〵く、まつだいしんけんし給ひて、その御状の文ごんに云、今度じゆらく行こうに付て、京中銀地し五千五百三十兩餘事、禁中のうちとして、御りやう所進上し奉。文八木八百石なり。内三百石は院御所へ、これ進上。殘りは關白りやうとして、六宮殿へこれをしんじ候。洛中地し相殘らず、是もしんけんす。次諸公家諸門跡、近江國にをいて高島郡八千石、別のしゆいんおゆいんおいてはいふんせしむるもの也。しぜんほうこうなき輩のあらば、ゐひりとしてあひはからわれ、ちうこうお仰つけらるべきもの也。仍狀如件。

天正十六年四月十五日　　秀吉判

考るに光秀、洛中の地主銀をゆるせしを、秀吉公また取あげたまひて、如此朝廷に年々進獻したまふ也。さるを又朝廷にはをさめたまはず。また洛下に地主銀をゆるしたまひしなるべし。

九巻の末に、醍醐の花見の事をかきたる文のとぢめ、天氣のきおひもなく、する〳〵とくはんぎよちんてう〳〵。大田いづみの守誌之。慶長十五年三月十三日とあり。此書の作者はこのひとなるべし。

〇怪世談

怪世談といふ書八巻寫しまきなり。自序の内に、神につかふる家とて、後の世のいとなみもおぼつかなく、唯はづかに家のうちなる歌物語などをなん云々。安永七戊戌ふゆ霜月とあり。條目卅也。文章の妙

なること、源氏をそのまゝみるがごとし。誰人の作なるや、序の趣にては、神職の人なるべし。かうやうの文詞、かく人もまたあるものよなど、たゞ〱あきれぬる計也。博覽のひとにとひなまし。目錄、藍川　紀の路　小豆　澤の螢　莊後梅　後世山　八十衢　芥川　寫繪　などいふ名にて三十條あり。

○土佐日記創見

香川翁の土佐日記創見は、よくいできしもの也。されど彼翁が文かくことに拙きこと、此註解もてしらる。そのうち心づきしをぢ〱、

〔割註〕上本、小引ノ二ノ方。「都て古今序の上に出て、此天下の冠たるべし。」此天下の文字あたらず。にとあるべし。こは冠二于天下一にいふ漢文よりうつり來し詞なるをや。

〔割註〕同十一ノウ本文。「かならず餞のたまものゝよきにつきて、」こは元來、君よりたまはる物といふ事、語のもとにて、それより種々にうつりて、君ならぬ人をも君といふがごとく、活用することゝなれど、此などの註釋にはいひがたし。只餞のよきにつきてといひてよかるべし。消息などには、かの活用するものなれど、かやうの處にはわろし〔割註〕同十二ウ。「是は踏まじへて十文字になしてたじろきたはるゝ也。」此たじろきあたらず。簾木にさるかたのよすがにおもはでもありぬべきを、さやうならばたぢろきにたえぬべきわざ也などありて、元來體語にあらず、用語也。俗にいふドサメキ、又ハドサクサマギレなどにて、たぢろきたるとはいひがたし。立退きにてたちのかなゝり。

宴あかして一宴をウタゲとはよめれど、ウタヒとはいへることなし。

〔割註〕同廿一オ。「そも〱かゝるいそしき中にわざとして、」此詞は勤をこそよめ、急忙なることにあらず。爰のかきやうにては、かゝるいそがはしき中にといふ心にみゆ。是などはことに手ぢかき詞にて、續紀に、伊蘇之美、宇牟賀斯、また源氏みゆるもいとかやすく、いそしく、下臈わらはべなどのつかふまつりたへぬ雜やくをもなどありて、初學のしる所なり。

〔割註〕同廿四ノオ。「本文にこゝちあしみして物ものしたまはでひそまりぬとある所に、あしみては樂しみして、苦しみしてとおなじとあれど、あしくしてといふことを、あしみしてとはいひがたし。此例もていはゞ、樂しみしてといふことをたしみして、苦しみしてといふことを、くしみしてといふべきか。こは全くあしくしてとありけんが、草の手にてふとみとあやまりしなるべし。又こゝのひそまりぬといふことを、いしつまるといふにおなじとあれど、強て寢る事にとかずとも、こゝちあしくして滞りふしてもありぬべし。

〔割註〕同卅ノオ。「むかしのめの同じほどに物いひ愛きやうつきたる。」この愛きやうつきたるてふ詞は、俗にいふあいらしうといふ事のやうにつかはれたれど、さにあらず。こはあいきやうのこぼるゝなどゝもありて、えんになまめいたることにいへり。あいらしきといふことには、およすけといふ詞あるをや。これ又源氏のかたはしをしもうかゞはゞ、しれたることなりかし。

〔割註〕同五十三オ。「又いみじともたふとからずや。」こはいみじくもたふとからずやとか。たふとしともたふとからずやなどあるべし。

〔割註〕同五十七ウ。「急雨のさま手にとる計りのこゝちせるは、あやしからずや。おろかにみることとなかれ。」こゝはことのほかにほめたるところなるを、あやしからずやといひては、ほむるにはあらず。こはあやしきまでたくみならずやとあるべきなり。

此外にもありぬべけれどもらしつ。前にもいへるごとく、この翁は短歌にはあやしきまで巧みなれど、文かき長歌よむことは、むげにおとりたり。みなながら兼ぬることはかたきものなり。秋山大人抔は、みなながらかねたまへれど、その內、短歌はおとれり。文章に長じられしことはいちじるし。長歌は短歌より勝れり。

〔一〕岡山士風

船曳子の物語に、岡山は新太郎殿と熊澤と定たまひし國法、いまに嚴然として勤すとぞ。ある頃、城下の西大寺町にて、町人五月の幟竿をこかすとて、千石取士、槍をもたせて通けるを、あやまり竿を槍に落しかけ、ふたつにをれたり、其人堪忍してすましけるところ、其後評判たかく、親類中も不承知、是非々々右の落したるものを、手うちにすべしとてすゝめければ、其主人へ召つれて可参由申遣したるに、出奔のよしこたへたり。しからは主人を手打にすべし、直にまゐるべしといひつかはしければ、是非なくかのものを宅に出す。於玄關前すぐに討すてたり。さてこの事、官に聞えて、千石を百石になされしとぞ。こは直に其處にて討すてざりし罪なりとぞ。惣じて武威ことのほかつよく、一年の内には八九人ぐらゐは、町人百姓などを武士討捨にするなり。士といへば途中に槍をもたせぬはなし。十三四の小供にても槍をかたげさせて、隣あるきにももたするなり。たま／＼無人にて槍もたせぬ時は、ふかき笠をかぶりて面をあらはさず。大にはづることゝぞ。又何某の子、若黨といひあひ刄をぬき候處、そのものにげ出し候て、きり得ざりしことあり。一生に勤できずうもれたりとぞ。又何某が子放蕩にて、あるまじき事をせしにより出奔す。其父百五十石とりたりし改易とす。自分ならでも子の罪にて如此。是かねがね父がをしへのあしきとこ也。さて其父、他國に浪々しけるが、ふとかの子にあひたりしに、その子、父の難儀のさまをみて先非をくひ、父にいふやう、おのれを國につれゆき、願て手討にしたまへ。さすれば家もたつべしといふ。父きゝいれて國にかへり手討にし、家たちたりとかや。このこといくらもありといふ。

〔附箋〕○熊澤は國法を定められし事には大かたあづからざりし也。

○城下の西大寺町にて云々これ誤なるべし。さる事、聞たる事は侍らず。これはゆくりなきあやまちなれば、別にせんやうもあるべし。これにつきて一條聞たる事をこゝに記しはべり。

寛文よりは後の事なるべし。或士、町中を通りけるに、屋根の瓦ゆくりなく落て、肩をしたゝかに打た

り。此士、矢庭にその家に飛て入り、店にゐたりし者をとりしばりて引立て歸らんとするを、近隣の者ども出て、さま〴〵にわびしかど、更に聞入ずして家に引ずりきぬ。さだめて切も殺すらんと思ひてゐたるに、さはなくして酒肴澤山にてうじて喰せ、引出物とらせてかへしけり。皆人、おもひの外なる事におもひて、その故をとひしかば、彼士、答ていへらく、およそ武士たらん者は、かりそめにも恥にあひておくれをとるべき事にはあらず。さればいさゝかの事にも、其用意して人にうしろを指さゝれじと嗜むべき事也。我肩に瓦の落かゝりたるを、彼者の知らざる事はいふも更なれど、遠き方より打見たる者などありて、もし町人に打たれたりなどいひもひがめなば、させる事もなきに、男を上んより外のことなし。されば引もて歸りしなり。されど彼が所爲ならぬ事明白なるうへは、勞を謝してかへしたりといひしとぞ。かうやうのこまかなる事まで、剛臆のさたをするを、その頃は物に意得たる士といへりしとぞ。

○何某の子若黨と云々。此條は今にかくの如し。年十二三の頃より放し討の出來ぬ計の者は、用に立ずと定めたるならはし也。

○何某が子放蕩にて云々、此條も大かたかくのごとし。但しその事をば、いまだ聞侍らず。

○水戸中納言殿詠歌

江戸より重胤來り、水戸侯の詠歌とて、

おほきみにつかへまつるとわかこゝろたひらのみやにゆかぬ日そなき

大塔宮を思ひたまひて、

おろかなる身もいにしへに生れなば君かたのみとならましものを

御先祖成卿亞相の遺意を受給ふこそ、いと〳〵たふとけれ。

筱舍漫筆　卷之十一

○學問會

此頃都下にて學問する人おほし。されどそのすぢみち一やうならず。同じ心ざしなるひと〴〵と會集して、ともに切磋琢磨せんとて社をむすびぬ。そのひと〴〵は、紀伊の殿人長澤伴雄、一御家なる野々口隆正、都人岡部東平、大橋長廣、城戸千楯と、おのれとなり。此會は上神典のことより下延喜頃までの物語にて、延喜以下にくだらず。それも猶、神代よりおして櫛のはをすくがごとく、先哲のいまだひらかざる條々を發揮せむとなり。まづ古事記、日本紀、祝詞、萬葉、この五典を研究して、其他におよばむとす。四月廿三日、東平の宅にて開業、おのれは八字考といふものをかく。此會ごとに、おの〳〵一説づゝかきてもちよることとなり。すべて古人の説の誤なりとおもふことゝ、又未思得とあることゝを考ることとなり。此考案どもの會ごとにあつまりたるをば、ひとつにして後、またあつめて一本とせむとす。

〔頭書〕頼閏云、此書、上木して嚶々筆語といふ二巻あり。〕

○古書卷

北野縁起缺本、また俵藤太書卷をみる。寫しはあしけれど、おもしろきものなり。藤太のかた、ことによし。

○彦山詩

日田の南梁博士の作とて、彦山の詩をみる。

彦山高處望氤氳　木末樓臺晴始分　日暮天壇人去盡　香烟散作數峯雲

此詩はいとをかし。詩佛翁の瀑布の詩、茶山子の不二の詩にも、此證あれど、この彦山はおのれよぢのぼりて、そのけしきをしりたれば見るがごとし。

○泰平年表

天保十二年の春梓行の書に、泰平年表といふものあり。神祖より文恭公までをしるしたり。その内の要をいはゞ。仙臺一件、義士の事をはじめ、世の中にありとある事をば皆しるしつ。末にいたりては、仙石、大鹽のことにいたる。武家にては重寶の一冊なり。まづ王代一覽などの末のものなり。あまり細字にして眼を勞す。他日あらく\と謄寫すべし。因にいふ。山陽の日本外史、薄葉にして小冊上木のよし。

〔頭書〕賴國云、忍屋居士著、幕府小十人、大野權之丞廣城〕

○高倉社祭

瀧谷翁の物語に、丹波の山家といふ所より二里ばかりおくに、高倉宮をまつりし社あり。毎年九月に祭禮あり。兵器をもて神事おこなはるゝよし、かの宇治よりならへいでましけむ道にて、御最期なりといふは、おもての論にて、實は御あとをくらましたまひしにや。委しき事は、此事いひし人にとひて又かたるべしとなり。

○大同類聚方

是も翁の物語なり。近江の國きさきといふ處に、牧何某といふ人あり。其家の先人、生ながら天狗となり、いまも時々家に歸り來る也。その時は、座敷に赤飯を物にもりおけば、人しれずなくなるとぞ。此家、むかしより獅子頭ひとつを藏す。其内に古寫本の醫書あり。是を金蘭方なりとて、先年塙氏強て見むことをこひしが祕してみせず。その後、ある醫家に、その書を得しとぞ。よくく\見れば大同類聚方なり。是はまことのものなるべしとぞ。其醫家にこひ、かり得てうつさむとおもふ。いま世上にあるのは僅一冊のみなるが、數卷を得ば、古言の益いかゞあらん。いとく\ゆかし。

○見まほしき古物

澁谷翁の藩中の醫官に、黃玄朴てふ人あり。昔加藤清正ぬしが、朝鮮より捕へ歸りし人の子孫のよし、此人、好事雅量なり。此人の書牘に、高瀨の廣福寺に有し菊池氏書一紙、石搨に拵差上候。〔割註〕此物はみつ。舜阿血にて白衣に被レ書候。古鄕にこゝろひばかりの和歌、日輪寺に有レ之。是抔は誠に珍歎にて候云々。この舜阿の書、いかにも見まほしき物也。又天正より上建武頃までの古物は、一二百も有レ之候よしの文面なり。ほかに肥後國の物來迎院碑〔割註〕永祿四年。同佛碑〔割註〕天文十六年。」また天文銀の搨本あり。形〔割註〕天文ノ二字アリ。長サ六寸、幅一寸五分也。重サノ事記シタリ。四十五錢二分三厘。」是は金銀圖錄にもいでぬよし、この內碑額ならば金石年表に出すべし。

○大化帖

後藤今四郎てふ人あり。同好とておのが家をとふ。此ひとの此頃ものせる大化帖、世におこなはれたらば、其好事しるべし。是後の人なり。そのかみに、ある慶長以上の古物目錄一冊を得。他日年表に增補すべし。石敢當あり。天正三年明國商客林順則、元戴顯二人持來て建しよしなり。」海部郡臼杵にあり。

○天

漢學者やゝもすれば天といふ。此天といふものは、則天神と云ことの略語なり。蒼々たる天球に何ぞ意あらむ。〔割註〕我神人達の支那を開きたまひし時の御詞に、惡しき事をする時は、天津神の罰を蒙るなり。善き事をなす時は、やがて幸を賜と云事の殘し也。」此事、新鬼神論に出たり。

○運のよしあし

俗に專ら運がよしあしゝと云事あり。是も別に人運といふものあるにあらず。すはり神といふことなり。世の中のこと、渾て神の褒貶したまふなり。心直ければ神是に幸へ、心直からざるときは神祟をなしたまふなり。因て運に叶はんとおもはゞ、こゝろを直にすべし。たちまち神さちはへて福祿をさづけ

たまふなり。朝夕神を拜て福を得と思ふは、大にあやまれる也。たとへば我仕奉る君を朝夕をがみて、立身加増を願とも、兼て不奉公なる者を稱したまふ事のなきが如し。

（）陰　陽

鈴屋翁の陰陽はなきものなりといはれしは、大に誤なり。さて支那は陽を先にして陰を後にするならひなるを、陽陰といはず、是に深き契のあることなり。禱皇國より世界は開けしにより、おのづから其理あるなり。抑天照大御神は女神にて始祖ともあふがれたまふより、海内おしなべて陰を先とする也。然るを世くだりゆきて、そろ／＼此差別をたがへ、支那にても陽を先にする語多くなれり。たとへば日月晝夜男女左右の類なり。皇國にてはツキヒ（月日）、ヨルヒル（夜晝）、メヲ（女男）、ミギヒダリ（右左）といふがごとし。殊に此邦は本つくになれば、陰を先にする事は多し。近世の淨瑠璃本などに、男女の戀情をのべしものを見るに、お俊傳兵衞、お染久松、お半長右衞門、お夏淸十郎等の如き、渾て女を先とし男を後にしたるなり。是等にも幽契のある事なるべし。

（）神のみこゝろ

平相國、權を專らにしたまひしより、國權、武將の手におち、朝廷の衰へさせたまふよし、衆人のいふ處なれども、熟考ふるに左にあらず　いにしへは天皇親征したまひて、東夷西戎たひらげたまひしを、漸々に柔軟に流れて、忠常、將門、純友、前後十二年などのこと、すべて武將に任せられ、兵革の煩しきを厭ひたまひしより、自ら王位輕くなむ。武家勢を得たるなり〔割註〕此論、白石翁已に論じぬ。」かく時世のなり行も、偶然には非ず。是皆天津神たちのなさしめたまふことにて、辱き御事なり。いかにといふに、元弘天皇の英邁すら賞罰を失ひ、たちまち王權、武門に落ぬるをおもへ。ましてそれより以來、英明の君もなく、擧措所を異にすることのみなれば、遂に大將軍といふものいでき、天皇をば現人神と敬ひ、こちたき政事といふものをば、將軍骨を折、實に垂拱の御世となりたること、尤ゆゑあることとなるべし。

さなき時は、當時蠻船共東西を侵して、矢玉の備などせむとしても、衣冠束帶の御方々の、常に弓馬にも携はりたまはぬ御身もて、海岸防禦の事、無覺束御事なるを、西には島津、鍋島、黑田、細川、續きては弊藩の如きも、一騎當千の武士、腕をさすり片唾を呑み、東には伊達、水府、北國、南海、國家の藩屏と武備嚴重なれば、今度の賊船等、一戰にも不及して退散す。是皆皇神達の寶祚永久を守り、天壤と共に窮なからしめたまふゆゑなり。夫以きたなき蠻夷共に、朝廷の縉紳たちを勞せしめたまはぬ御事にて、夫までもなく、武家の人々たちにて、妖紛を掃除せしめたまはむの御心なるべし。かやうの譯をおぼろげになおもひまどひそ。

○窺神典

神典のことを窺はむとせば、古事記傳を見て、古史成文、同徵におよぶべし。此二書を折衷して、善を取り惡しきをすてゝ、心を幽界に入れ、一點の疑念なく、神たちの御恩を思ひ、心に嬉くおもふべし。然る時は幽顯分界の道理をも知り得るに至るべし

○古書を見る用意

學問する古書なりとて、あながちに信用すべからず。大に誤りあり。因て古書の誤り見出すやうなるべし。然らざれば、古學の淵源をばしるべからず。

平田翁の說を新奇なりとして誹る人は、實にいまだ神典に膽を碎かざるなり。翁が臆斷とおぼしき所には、こゝろを用て見るべし。所謂いひ過もあるなり。只古書の徵を取り、精密に考しことは、間然することあたはず。

○造天地論

造天地の論、中庸端を開くと雖十分ならず。然るを玉眞柱出て明なり。神典を讀むとせば、先造天地を明らむべし。神代よりもまた始なり。是を伺には、左の書を見るべし。

三大考　同辨々　扶桑國考　三五本國考　赤縣太古傳　古始大元考

此六部を玩味すべし。此上にて御中主神以下に及べし。造天地の古傳、幸に皇國に存ながら、是をあきらめずして、外國の異説を取ることは、口をしき事ならずや。因て右等の書を元とし、僻案をも加て、天地鎔造考と云書を編せんとす。

○蜻蛉群集飛行

弘化三年丙午六月十七日、浪花人雲鶴と云角力取來りていはく、只今不思議なることを見たり。島の中邊通行せしに、南の方より空中を眞黒になりて飛行する物あり。間近く來るをみれば、皆赤とんぼうにて、數萬群集して北をさして行けり。往來の人々、皆あきれて是を見る。いかなる事やらむといふ。其時ふと、齊明紀の童謠のことをおもひ出しければ、昔も蠅數萬飛行せしことありと答へければ、滿座の人々、夫はいかなることぞやと頻りに問まゝに、日本紀廿六卷、齊明天皇御紀、六年十二月の條に、十二月、天皇幸于難波宮。天皇方隨福信所乞之意。思幸筑紫將遣救軍。乃勅駿河國造船、其船夜中無故艫舳相反。衆知終敗。科野國言。蠅群向西飛踰巨坂。大十圍許。高至蒼天。或知救軍敗績之云々。此頃專ら西洋船來侵すの評區々なり。意あらむ人は可思事なり。

○磁石

中村常行、業非武兵衞（割註）常安町にをる磁石屋なり。此が物語とて、磁石の上品は北國より來る。元來北方の異國より出るものなり。是をとるに、鷲の子をとらへて鐵の籠にこめおく時は、親鷲、北方の異國にゆきて磁石をくはへて歸り、かの籠をすりて鐵をすり破り、中の子をつれ行なり。其跡に落のこりし磁石、誠に最上なり。直ひ一握り程の石にて、金八九兩もするなり。一つあるときは數代是にて商賣出來るなり。五寸釘をすはせて、其しりに又五寸釘をつけ〳〵する時は、百五十本もつながるゝとぞ。まてこの磁石といふものゝ事、西學する人に究理すべし。奇なるものなり。

○古史成文

神代の事實區々にして、紀、記、兩說にて、初學の人おもひまどふなり。因て平田翁、名世の大才を以て、古傳說を拾ひ集め、よく其序次を立て著されたる古史成文ぞ、萬代の龜鑑なる。唯此人に壽を與へざるは千歳の遺憾なり。先年江戸にて、此翁と親しくして、時々互に往來す。或時、翁の物語に、余が殘念なることは、生時の後れたるなり。和銅、養老の頃に生れ出なば、紀記共、前後の次第を立、精撰の書にすべきを、こればかりは臍をかみても及びがたし。二書共、作者の臆斷といふことはなく、渾て古傳說を集られたるものなるを、次第前後せしより、大に人の疑惑となる。只々殘念なりとなり。この翁、今おもへば實にさることとなり。

○篤胤翁物語

又あるときのものがたりに、うたよみ文かく事は至てあしゝ。人丸、赤人、躬恒、貫之、業平、式部、清少に勝りたるとも、一向につまらぬことなり。世のためとなることなし。それよりも古書の解がたき處、古傳の疑はしき條を考出し、著述して上木せば、實に有用の學なるべし。かまえて詞花、言葉におちいることあるべからずとなり。是も卓見なり。

○神代大木

小倉領海に藍島〔割註〕書紀阿閉島とある是なり。（脫字アルカ）」といふあり。そのほとりに白洲とて、一里はかりも流れたる洲あり。其沙中より、近來化石を堀出す事叶はず。餘程大木もありとぞ。考ろに、筑前領に玄海灘中に、ハンドウ、ハシラとて、二つの島あり。小倉よりも見ゆ。かの柱といふ島のさまを聞くに、眞に柱たてたる如き岩にて土氣なく、尤高さ幾丈と量りがたしとぞ。考ろに、此島、元來大木にて、かの半ドウと云島と一所に、昔大なる島ありて、それに生たりしが、島が崩れ其殘りなる故に半島とよびしにや。其大木の折れて、大枝小枝の、かの白洲といふ處に流れ來りて埋れたるか。よく思へば、此白洲と

いふ處、元來あるにあらず。かの大木の枝幹の流れ留りて、それに砂を打かけ〳〵、數千歳をへて一里ばかりの洲となりたるにや。是かの扶桑木の類にて、大に渚となることなり。因に云、豐後の久須といふ處の在に、回り一里ばかりの楠木のきりかぶあり。其上、村落となる。地を掘れば皆化石とぞ。今化したる處・里もあれば、昔の生木は又周廻二里も有つらん。又小倉領なる本庄の楠も、予壯年のとき行て見しが、予小男なればにや、手して抱き見しに三十圍あり。普通の人ならば二十四五圍なるべし。彦山の鬼杉は十三圍といふことなり。是も余見しが、谷底より生出て誠に蒼々たり。扶桑國といふは、九州の事にて、周長より東の方をばいはず。其證は入唐の僧の詩に、家在㆓扶桑東又東㆒といふことありて、其外の考證を引て戸澤侯の考あり。いかにも古は九國中、すべて大木ありしなり。四國の海より出る扶桑木といふものも、豐後なる楠の木の周圍二里ありつらん。其枝條の折て埋木となりたるなるべし。

○不可辱祖先

いま俗に士庶の詞に、貴人高位のひとに對して、我々しきのものは、虫けら同様のものといふ。是大なる誤なり。抑伊邪那岐伊邪那美の二神、國土神人を生たまふに、大八島國を生たまひてのち、八百萬神を生たまふ。是日本國中士農工商の先祖なり。今ことごとしく名家のやふにいふ藤原家の祖は、火産靈神なるが、此神よりも八百萬神ぞこのかみなる。只穢多ばかりは、元來蕃種なれば格外なり。其餘の萬民の先祖は、藤原氏よりも家柄ふるし。只貴賤の別あるのみ。

○大坂或問

或人問曰、つら〳〵元和乙卯の事を考るに、いぶかしきことふたつあり。それ德川公は豐臣家の臣なるを、下として上を犯せる大逆に、人心一致して公の指揮をうくること、是その一なり。また當時天下の諸侯、すべて豐臣家の恩を被りて家をおこさゞるはなきを、一人として大坂の催促に應ずる人なく、ことごとく關東の節度に從ひしこと、是そのふたつなり。此ゆゑいかに。答曰。公はもとより豐臣家の臣

にあらず。そも〳〵永祿のはじめ、織田公、今川を亡したまひし時よりも、敵當の御勢にて、其後武田亡びて、織田公、わざ〳〵公を安土に招請し、結構をつくして饗應せられ、明智光秀、其頃は三拾萬石の大名なりしを、其役に命ぜられし抔、尊敬したまふ事格別なり。豐臣公の主君とたふとみたまふ御方すら、かくの如し。又世に名高き長久手の戰に、豐臣公敗北し、和睦とゝのひて公に上洛のことうながしたまひしときなど、誠に公の御威勢たくましく、遂に大媼をさへ質にいれたまひしこと、又伏見城の古圖をみしに、毛利、伊達の大諸侯たちの邸宅は、皆普通の市中屋敷なるに、公のみは向島の方に巍然たる城郭をかまへられたるなど、其外臣下の御さまにあらざること、あぐるにいとまあらず。たゞ當時豐臣公の威權赫々たるにおされて、其下風にはたちたまへれど、君臣のきはにては決してなし。又官位もていふときは、公は秀頼公よりはるか前に右府に昇りたまへれば、共に朝にたちたまはむに、秀頼公いかでか公の上にゐたまふことを得むや。しかれば臣下のすぢの人として、主家の人の上にゐたまふべき理なければ、公の豐臣家の臣ならざる事明白なり。〔割註〕竹山、已に此論ありといへども委しからず。〕已に豐臣公の遺言にも、秀頼に代りて天下を握りたまへとの御ことなり。西土はともあれ。我邦におきて、君として臣に家をつがしむることは、たえてなきことゝなり。しかるを世のえせ學者たちのやゝもすれば、湯武放伐をもて、大坂の事を論ずれども釆にたらず。此一論にて、公の豐臣家の臣にあらざること明なれば、下として上を犯すの逆ならざることも又明なり。されば海内の侯伯、踵を接して饗應せしこと、何の疑ことかあらむ。さて豐臣公恩顧の大名たち、一人として大坂につかず、關東に隷しこと、其理尤あり。そも〳〵人の感激して一命をも捨ることは、すべて恩義なり。その恩義にも厚薄、新舊のわかちあり。その恩、としへてふるくなるとも、厚き恩はわすれがたし。しかるをとし經て舊るくなるうへに、受し恩うすき時は、忘れやすきこと勿論なり。たとひ其恩うすくとも、年月をへずして新しき時は、頓にわすれがたし。まして其恩の厚においては、片時もわするべき事にあらず。それ諸大名の豐臣公におけ

る恩は、それ〳〵に莫大の地さきて與へらるれども、是皆おのれ〳〵が血戰汗馬の勞もて得たなれ。其上、豐臣公の人となり、殘忍少恩にて、やゝもすれば罪せらるゝこと少からず。〔頭書〕賴囲云、此論、偏頗也。德川氏の人を罪せる枚擧に暇あらず。因にたゞ其猛威に恐れ、力服せしものにて、心にうくる所の恩義うすし。其上にまた年月かさなりてふるし。此人々の公における恩は、すべて一命にもかゝるべき事を助けたまひしにて、片時も心に忘れがたし。その上、豐臣公とは表裏にて、寬仁大度にましませば、心中より歸服隨從せしものにて、感ずる所の恩尤厚くしてまたことにあたらし〔頭書〕賴囲云、德川の鎭心は、新産爾命、また桑田集、及び幕罪略等を見るべし。ついで其謚をいはず。伊達政宗は、文祿四年、秀次公謀反の聞えありしとき、これに與黨せしとて、累代の陸奥をはなれて、伊豫の國に移されぬべきになりしを、公の智謀にて其難を免れ、〔頭書〕賴囲云、政宗カ父ヲ殺サレシハ、自ラ殺シヽト謂モ誣言ニアラズ、賊心ノ人豈恩ヲ知ラムヤ。〕細川忠興は、是も文祿の頃、秀次公の事ありしとき、彼家の出納の人に黃金貳百枚をかりしに、其金早く反さゞる時は、忽ち太閤の怒にふれ、黨與の罪に處せらるべきを、其時公、貳百枚を忠興にあたへたまひしかば、命を全くす。毛利輝元、島津義弘、鍋島勝茂、立花宗茂等の人々は、皆石田三成にくみしたりしを、寬容の沙汰にあひ、所領をまつたくすることを得たり。蜂須賀家政は、關原のときに、家人高木法齋といふもの、大谷吉隆が催促に應じ、こと父子兩端にかゝりしなどいふ評もありければ、其疑はらさんとて、蓬庵、關東へは趣しなり。上杉景勝は御敵たりしを降を乞ひ、格別のとがめもなくして國家を全くし、佐竹義宣は景勝荷擔のとき、三成と謀を合せて公を襲はむとはかりけるを、其後かろきさたうけて家を全くしたるたぐひ、其外、三河以來の大名はいふもさらなり。前田、黑田、淺野、池田、藤堂、山內、有馬、南部等のひと〴〵たるも、兼て公に志を通ぜしことなれば、遂に五月八日の一擧とはなりしなりといへば、疑惑を生ぜし其人尤とやおもひけん。うなづきこさりぬ。〔頭書〕賴囲云、此一篇は其主小笠原家に對し、不ㇾ得ㇾ止に出しなれば、强咎むるに及ばざれ

ごあまりしき所は聊評を加へつ。」

一　佐々木盛綱殺二漁者一説

佐々木盛綱が藤戸にて浦人をころしゝといふ事は、源平盛衰記〔割註〕此書は葉室時長の作のよし、補任に出たり。」十二巻、平家物語〔割註〕此書は爲長といふ人の作のよし、日件錄に出たり。」この二書に出たれば、人も疑はず。はやく謠曲にも作りて、世のしる所なり。しかるをつらつら考るに、此事、いかにも不詳きことなり。當時指を折べき勇士の、かゝる淺ましき事すべきやうなし。竊盜の徒にても、恩に感激はするものなり。人に功をうばはれもやせなとて、眼前に恩人をさしころすとは、漢人はともあれ。我皇御國の武夫たらむ者の、夢にもあるべきことならずと、あらかじめ疑ひをりしを、此度我友山川正宣が筑前國宗像所建經碑考といふものを記しに、重盛公の金を宋國に渡したまふといふことは、盛衰記、平家物語には出たれども、こは虛僞にて、決して實事に非ずといふ論あり。ゆかしくて其說に從ひぬ。さて平家物語長門本といふは、信濃前司行長の作にて、是十二巻本盛衰記などの原本たれば、此金渡の事ありやなしやと披閱しに、たえてなし。其をりから盛綱がことは、いかにとてたづねみしに、巻十七に、佐々木三郎盛綱只一騎打出て、彼浦の者をかたらひて、さしたりける鞘巻をとらせて、此わたりに淺瀨はなきか。ありのまゝに敎へよ。をしへたらば是ならず検せすべしと約束しければ、〔割註〕こは此上にも亦作物をとらすべしといふ事也。」浦人申けるは、〔割註〕此間は淺瀨の事を敎るなり。なかければはぶく。」さらば瀨ぶみして見せよといひて、彼浦人を先にたてゝぞわたりけるとあり。さてかの金渡の事はなくて、このことの普通の說と異なるにても、彌長門本の正しきことをしる。

一　四天王寺考

世に四天王寺は、〔割註〕俗に四天王の四字を省て、天王寺といへども、こは大にあたらぬことなり。」太子の誓願にて、四天王の爲に建られしことと、日本紀に出たれば、略して四王寺といひてさまたげなし。」昔

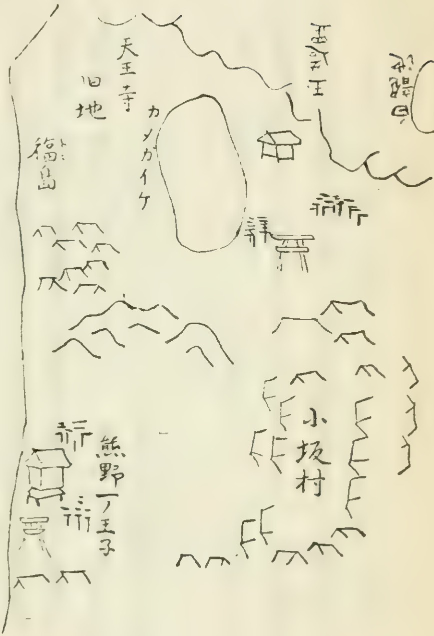
いまの森の宮のほとりにありしよしをいへど、さにあらず。舊記古圖もて考るに、いまの御城なる京橋口にもあたるべし。いかにといふに、帝王編年記卷八に、推古天皇元年、是歳太子攝津國西生郡玉造岸上草二創四天王寺一云々といふこと出で、難波古圖に、〔割註〕七十三代堀川天王の承德二年にいで來しものなり。」いまの御城の處は石山とて、大なる山を書がきて、其北の方の東向なる所に、四天王寺舊地とあり。川ひとつをへだてゝむかひに志貴野とあり、又そのあたりに天王四とあり。〔割註〕今の志貴野橋のかゝりしあたりの事なり。」又一圖に〔割註〕百二代稱光天皇の應永廿四年のもの也。」此圖には石山といふ山に御坊あり、一向宗いできし後なればなり。」いでたるも同じ處にて、今の志貴野橋のあたりなり。いづれかの石山の半腹より麓にかけて經營ありしと見ゆ。さていまの森の宮の處の地も低く、大伽藍など建べき地形ならず。その上岸上などとある趣にては、山崖のやうにおもはる。右の古圖どもに、龜が池といふありて、石山の谷なり。〔割註〕いま森宮に龜井の水といふは、森宮を舊地といふより、好事の者のつくりしにてもあらんか。」これは城きづかれし時埋れしか。扶桑略記卷三に、推古天皇元年、四天王寺始移二難波荒陵東下一とあるをおもへば、かの玉造の東岸に、春の頃建立ありて、其としの秋には、いまの荒陵の地に移されしやうなり。〔割註〕日本紀推古紀に、四天王寺を建つといふ處に、秋九月云々といふことゝありて、其次に造立のあれば也。此本文は下にいだす。」しかれば、玉造のかたは、徒造立の名のみにて、強て結構にはおよばざりしか。さて此最初玉造にありしといふことは、太子傳暦、同補闕記、本願緣起、曆錄等の書に、造二玉造東岸一といふことのありしを、編年集成、または扶桑略記などに引出しゝものにて、此等の書は信じがたきこととまたおほし。已に本願緣起に、以二丁未歳一始建二玉造岸上一癸丑歳壞移二荒陵東一といふこと出たり。此丁未の干支を考るに、こは用明天皇の二年より外、このあたりの前後に有ことなし。しかればまづ二年とみる時は、かの太子、守屋と軍したまひし崇峻天皇の二年よりは二年も前なり。そも／＼此大寺の建立ありし原始といふは、日本紀崇峻天皇紀に、二年秋七月、蘇我馬

子宿禰大臣勸ニ諸皇子與ニ群臣一。謀レ滅ニ守屋大連一。率ニ軍兵一。到ニ澁河家一。其軍頗盛。而皇子等軍與ニ群臣衆一、怯弱恐怖、三廻却還。是時。厩戸皇子束ニ髮於額一。隨ニ軍後一。斬ニ取白膠木一作ニ四天王像一。置ニ於頂髮一。而發ニ誓言一。今若使ニレ我勝レ敵。必當奉ニ爲護（マヽ）世四王一。起ニ立寺塔一。進討伐。遂誅ニ大連并其子等一。平レ亂之後。於ニ攝津國一。造ニ四天王寺一。分ニ大連奴半與（マヽ）レ宅。爲ニ大寺奴田莊一云々。其後、五年をへて、推古天皇元年の處に、是歳始造ニ四天王寺於難波荒陵一とありて、始て今の地に建られし趣なり。決して玉造東岸につくる有故（マヽ）、荒陵の地に移すなどいふことゝなし。前にいへる縁起の丁未歳始建ニ玉造一といへることの誤れること、此日本紀の文にていちじるし。攝陽群談、攝津志、または天王寺伽藍記、近頃いできし名所圖會の說、すべて穩にて、此大寺の造立のことに疑案をたてしことなし。舊記にしたがひ、もと玉造にありしとせむにも、其間はことに僅なる年紀なり。彼合戰は崇峻天皇の二年なれば、其年に建立ありしにもせよ。五年め則推古天皇元年なり。さて荒陵といふ地名は、日本紀仁德天皇紀五十八年に、夏五月當ニ荒陵松林之南道一、忽生ニ兩歷木一。挾レ路而末合。〔割註〕この文を見るに、忽然といできて、やがて連理となりたるなるべし。歟なる事ゆゑにしるされし也。」とあり。この前には見あたらず。考るに、いまの茶臼山を舊の荒陵山といへど、そは考のあらきなり。いかにといふに、いさゝかなる谷間の小丘をもて、右寺の山號とすべきやうなし。こは全く、昔はいまの境内すべて累々たる陵墓つらなりて。上世の墳墓の地なるべし。その處を伽藍となされしなれば、やがて荒陵もて山號とはなれるなり。弘法大師の性靈集に出たる益田池碑に、池之爲レ狀也。左龍寺。右鳥陵。大墓南傍云々。また十餘大陵聯綿虎踞云々などもありて、此等もみな上古の陵域なり。爰の荒陵といふも、かゝる類にて、誰々の墓といふこともしれず。いにしへより茫々とあれわたりたる陵地なりしなるべし。是を仁德天皇の御壽陵のやうにいふ說もあれどおぼつかなし。ことに節儉質素の天皇にて、宮垣室屋弗ニ堊色一。桷梁柱楹弗ニ藻飾一。と御記にも出でたる御方なるを、いかに側より壽陵のこと申すゝなるとも、いかでかきゝいれたまふべき。かつ詔

天皇の御宇に、筑紫なる磐井が存生の中、我墳墓を造りおきしは、强英にして皇化に隨はぬ驕侈に長じたるをいへるなり。さやうなる惡事にならひたまふべくもあらず。論もなく、上世の荒陵なるべし。境内の陵ともあらずなりゆきて、谷間の一小陵のこりければ、後世これをさして荒陵山といへるなり。今も龜井の水といふ處の邊に、溝に架したる石をみるに、上古の石棺の蓋のごとし。此外にもゆかしきものありぬべし。他日捜索すべし。いま奈良あたりには、古刹數をつくしたれど、建立の舊きにおいては、此寺におよぶものなし。法隆寺殊にふるけれど、此寺の後なり。藥師寺は、文武天皇の御宇にて、此寺におくるゝこと百年あまりなり。興福寺は、元明天皇の御時にてまたおそく、東大寺は、聖武天皇の御時にて百五十年も後なり。京師なる佛閣は、桓武天皇以來なれば尤後なり。此寺の造立は、推古天皇の元年なれば、いま弘化三年丙午の歳にいたりて一千二百五十四年となる。堂塔伽藍は數度の回祿にて灰燼ともなりて、上代の莊嚴にあらずなりゆけども、太子誓願の靈地はいまも嚴然たり。

○大坂名義考

大坂といふ名ふるくみえず。難島は大江岸といふ名あれば、大江坂の異語ならんかといへれど、さにはあらず。日本紀履中天皇紀に、天皇いまだ太子にてましませしとき、仲皇子の惡逆にて、高津宮をにげさりたまふところに、到二河内國埴生坂一而醒之。顧二望難波一見二火光一而大驚。則急馳之。自二大坂一向レ倭至二于飛鳥山一云々。今も河内より大和へ越す所に大坂といふ坂あり。又社友小泉保敬がもたる河内國雲基寺什物といへる難波圖に、小坂村といふ處あり。その圖、



いま清水のある處を小坂といへれば、此あたりのことなるべし。考るに、日本紀に出たる河内の大坂にむかへて、津國なるをば、小坂といひけんかし。又このごろ保敬がもとより大坂落居といふ諸本を得たり。奥に元和元年五月七日未刻大坂落居。同十一日より思案申、是を書寫す紙、作相違數多御座候はん。一笑々々とあり。當時の作なるべし。則元本のやうなり。初道の處に、大坂をばまた夜ふかきにたち出て〳〵云々。

こゝをおほさかとうたふことは、大坂をまた夜ふかきにとあるべし。そを大坂をばといへるにて、を坂

といひしことといちじるし。又切の處に、大坂の城の草のかけに水花たむけたまへとてといふことありて、こゝもおほとはうたひがたし。因ておもふに、昔より小坂といひ來りしを、秀吉公、大城をきづかせたまひしとき、小坂にてはふにあひなればとて、大坂とあらためたまひしものなるべし。されど文字をば大坂とかけど、舊來のいひぐせにて、猶を坂とはいひしを、歲月かさなりて、漸くいまのごとく、いつの頃よりか、大坂とは唱しなるべし。さて又さいつ頃、高野にまうでしに、路に大坂新田といふ村あり。土俗は、を坂新田とよぶ。かうやうのことあまたありけれど、こゝにはもらしつ。

（　）なりけり

荻生双松が奈留べ志を見るに、あたらぬことのみなり。宜なり。書名になるべしといふことは、デアラフト云心にて、蛹ヰヤウトいふ事にあらず。おのれ他日、一本をかゝむとす。なり介利と名をつけまほし。

（　）學問になるべき著書

元來學問といふものは、天賦の才のうへに、古人の言行を見て、それを心にとめて、そのまねをすることなり。さて論語などの如く、人はかやう／＼に心得べし。かくあれと教を立るよりも、古人のなせし行跡、いひし詞を學ぶが身にしみてはやし。數千年の昔の唐のことよりも、千年餘のわが日本の事、又その千年の事よりも五百年の事、五百年のことよりも三百年と、近きほど、身によく／＼しむものなり。因て此春より思立て、天文元年より慶長廿年までの間の、嘉言善行、將軍家をはじめて、大名、旗本、陪臣の節義、武勇、智略、大度、雅量、慈仁、誠實、この七條に分て一書を作る。先おのれが藏書の分を類聚し初編とす。引書左のごとし

鶴人抄　老人雜話　感狀記　同續編　武邊噺聞書　武家閑談　同續編

常山紀談　武隱叢話　武功實錄　武邊雜談　古老夜話　〆十二部

右類聚功畢らば、二編にかゝるべし。尋常普通の言行をばとらず。身にこたへ神心凛然たることか。不レ覺落涙に及ぶ程の美事ならでは記さず。尤本書、其まゝにては文長く、道行に無益なれば、簡易にして分り安きをむねとす。〔割註〕ちかき頃、達徳錄といふ書を見しに、この舉のごとし。されど疎なるもの也。」

○舊事記

世に舊事記の亡失せしをなげく人あれども、是は幽契のあることなり。いかにといふに、彼の佛法尊信の太子や、惡逆なる馬子などが手に出來し書なれば、皇神のいみたまひて、火にはやけしなるべし。考るに、兩人の撰なれば、かならず佛くさき事などもおほく、けがらはしき物なりけん。なき方却てよかるべし。

○國史纂論

近頃秋臣山縣禎が撰びし國史纂論十冊、議論を集めたるはよし。されども例の漢意にてしれたることのみなり。中にはをかしきこともなり。此人の天照大神を男神ならむとの說を見れば、世には愚なるものもあるものかなとおもふ。されど隣國のことをのみ、朝夕心がけんよりはよき心掛なり。いまだ三冊までのみ見ざれば、四より以下卓見もあらんかとおもひて、其後十まで見しが、普通の漢意にて、松苗如きの卓見なし。神威を疑ひ、常理もて論をたつ。日本夷人とかきし翁と伯仲の間なるべし。只南北正閏の論は克、正理を盡したり。

○唐崎松

尊朝法親王の唐崎松記に、此松、いつぞやの大風にたほれて、かたばかりものこらず侍れば、御幸の神威もこと絕ぬるやうに、世にもいひあへり。こゝに新庄駿河守直賴とて、文武世にすぐれ、五常もおのづから備りたる人あり。さればにや。大津の御城郭をあづけたまはりしなり。そのはらからに、松庵

東玉。雜齋、貞壽。とて二人あり。このかみの後見にて相そはれしが、彼松の事よりくやみて、弟の雜齋、いでうゑばやとて、家中のものにいひて、風情ある松をと、かた〲尋ねられしに、からうじてほりもとめて植られ。めぐりに垺ゆひ、いかさまにも、げに〱しければ、往來の人も目とゞめぬなきはすくなし。于時天正十九年辛卯年秋の末、人もぬさとりかはし、みなはらへして云々。藩翰譜に、藤原直賴、近江坂田郡新庄の城主といふこと出たり。豐臣家に仕しよしなり。さて天正十九年は、はらへせし時をいへれば、植たりし年は、その前年か分明ならず。まづ天正十八年と見て、弘化三年丙午にいたりて二百五十五年なり。松のこと歌によみしは、いづれの頃にやさだかならず。風雅集に、〔割註〕九十七代光明院貞和中所ㇾ撰。」爲子とて、

からさきやかすかにみゆるまさご地にまがふいろなき一本の松

此歌、おほかた五百年ばかりの昔なり。

○世をわたるさま

世の中のことは、船路にたとふ。ゆくかたにはやくつかむとて、大洋中にのり出し、帆を十分にあげたらば、一日に六七十里も走れども、あやまちあり。それよりも地の方をそろ〱とおしてなりともゆくときは、大丈夫にて無難なり。又人のことを考ふに、不苦しておもしろくゆく時ぞ、誠に政事も、金銀も、何事もよき時なる。しほもよく、風もよく、天氣よき時に、帆をあげてゆくがごとし。又海上の都合あしく、むかひ風に雨抔まじりたらん時は、船子ども大働きをし、又大風などには必死となる也。それほどにはたらきても、德はひとつもなし。世帯方などをおもふに、まことにかくのごとし。

○小楠公碑

大坂西横堀の石屋に、小楠公の碑といふものあり。先年一人來りてあつらへけるが、其人、一向に見えず。近頃そのあつらへられし亭主死す。因て一向に譯わからず。さて戸口の邪魔にもなれば、かたづけん

とする時は、たゝりありて、此碑にあたることを得ず。是も幽冥の理あるべし。さてそのゝち見しにな
し。公そ（マヽ）たりぬべし。

○江村專齋の話

專齋名宗具、倚松庵といふ。祖榮恭は備前三石城主。落城後、京に上り、宗具まで代々新在家に住す。父既在は和歌、連歌を好て、ことに聞香に名あり。宗具、學文を好み、又醫業を學ぶ。始加藤清正に仕へ、後、木村美作に仕ふ。後水尾上皇の勅問の答は、平生唯一の此（ママ）の字を持す。飲食も此、養生も此、外に術なしと老人雑話に有。

○妙々奇談中一談

此頃江戸にて妙々奇談といふ小冊上木あり。其中に守部に濱臣が靈來りていふ中に、其方が近來作といふ長歌選格といふものは、西國の何某が著述なるを、ひそかに奪ひて、おのが撰とすといふこと出たり。この西國何某はおのがことなり。先年守が長歌格といふ書を、江戸人に見せし事あり。それを寫して守部に見せしに、奪ひしものなり。去年芳樹が吟筆に、おのが畫圖好女の說を出して自分の說とし、先年小倉人西田直養にもいひしか、かれも同案の說あるよしいへりなど、さすがに奪はれもせぬか、すこしまぎらかしたり。東にては守部、西にては芳樹、いづれも當今の名そ〳〵なるを、かれらにうばはるゝ說を考へ出すも、身の幸なりけり。

〔頭書〕頼圀云、北畠元輔、橘守部、初名庭麿、池庵、又椎ケ本ト號ス。〕

〔頭書〕頼圀云、近藤芳樹、初田中芳樹ト云フ。〕

○淀君遺物

篠崎侯臣木嶋寬四郎が物語に、此間は城内の淀殿、秀頼の道具一式を、後役に引渡せしが、さても〳〵結構なり。まづ居風呂、乃色に高蒔畫、菊桐なり。大サは普通位、すこし大なり。是は金減金の金具、手

桶、湯くみ、柄杓は梨地に菊桐、まき畫なり。風呂の内は大分すれて、ひき目などありとぞ。桐の筒入のよし、後役に引渡ことなれば、よく／＼見分したりとぞ。〔割註〕御加番にて、其御櫓頭なれば公然と見たる也。」さて考るに、淺井家より出て、元來は信長公の御めひ子なれど、武間に流落して凡人なり。しかるを、豐臣の妾となりたまひ、かく奢侈の物にて榮花を極めたまへど、五月七日白刃に伏したまへば、一朝の夢なりけり。

○剛柔

先年江戸にて道園の宅に出たり。鍛錬するを見しに、炭は松の木炭にて、至てやわらかなるものにて、その打様の法は至てかたし。堅きをきたふには、柔なるものをもちふるなり。さてこたゞ道八を庭にてやかせけるに、その炭は日向にて至て堅きものにて、カン／＼となりて金のごとし。そのやき處のものは、土にてもろく、柔なるものなり。その柔を剛にてやきたつるなり。剛柔の理をかし。

〔頭書〕熊野炭なるべし

○山のいも鰻に化す

田舍人、山いものなかばうなぎとなりしを得て、都にもち出て商ひせんとするを、道にてこれを金壹兩にかはんといへどもうらず。都にいでしとき、苞より出してみれば、山のいものこらずはやうなぎとなりてしかたなし。そのわけをいひて魚店にうれど人かはず。はじめよりのうなぎなればよけれど、いもの化したるなれば、氣味わるくて壹文にもならず。因て川に放したりしとぞ。米などゝ、餘りに高くうらむとて、ドツト下ることのあるものなり。

○神靈はあやしきもの

神靈はくすしきものなり。大坂の在に服部の天神といふあり。カツケを助けたまふとて、その病につき願掛をする人おほし。こは元來カンケといふ事より間違しなるべし。人丸を信じて火防の神とするは、火

トマルといふ事なり。それよりして痢疾にもき〻といふは、火を訛りて、りといふより、リトマルなるべし。

〔頭書〕カツケ、カンケの事。御明察のごとくなるべし。備前岡山の城下に、三ツ股といふ所あり。川の三ツになれる故にいふ。今この樋に近きところは、米錢、香火を供ふる者もあるを、いかなる故ぞと尋ねければ、痰を治せん事を祈る也といふ。さるは、いかなる事にかと問しかば、セキトムルといふ意なりと答へぬ。呵々。

○名城興廢

二條城

永祿十二年織田公築レ之。慶長六年神祖修レ之。寛永元年台徳公再修レ之。天明八年城及天守燒亡。

安土城

元龜四年織田公築レ之。天正十年光俊燒レ之。十年而亡。

大坂城

天正十一年豐臣公築レ之。元和元年神祖燒レ之。三十三年而亡。此時天守者幸免レ火。寛永五年爲二雷火一天守燒亡。

弘化三年大修造之。

〔頭書〕頼閑云、明治元年一月、德川慶喜自燒レ城走二東京一。

聚樂城

天正十五年豐臣公築レ之。其後破二壞之一。不レ知二何時一。

伏見城

文祿三年豐臣公築レ之。慶長四年神祖居レ之。慶長五年三成燒レ之。其後再修レ之、未レ詳二其年月一。秦平

年表曰。慶長六年、神祖自二大坂一移二伏水城一。慶長八年神祖於二此城一有二將軍宣下一。元和九年壞レ之。

〔割註〕自二慶長六年一至二元和九年一二十三年間現存。」

江戸城

慶長十一年改築之。〔割註〕長祿元年太田道灌始築レ之。天正十七年神祖居レ之。元和六年天守成。」明曆三年炎上。此時天守亡。

駿府城

慶長十二年築レ之。同年十二月燒亡。同十三年再成。寛永十三年燒亡。此時天守亡。

右の七城。世にいちじるきものなればしるす。

筱舍漫筆　卷之十二

○神武天皇御諱考

書紀云、神日本磐余彦天皇、諱彦火火出見。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也云々とある。此彦火火出見といふこと、いかにも不審事なり。通證には、垂加翁の說を采りて、祖先の名字子孫相承、本朝振レ古而然と出たり。記傳には、書紀に、諱彦火火出見とあるは、心得ぬ書ざまなりとのみ出て、强て詳審なる考なし〔割註〕たゞ諱といふ事は漢樣にて、皇國の古にはなきなるよしをのみいへるなり。」考るに、元は此彦火火出見尊子、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也とありしを、諱といふ字の攙入。又尊子の二字脫たるなるべし。此紀中に、有二流矢一中二五瀬命肱脛一とあるを、信友主の校正本に、脛字の傍に古本无とあるを思へば、脛字は攙入しと見えたり。いかにも古本の无き方なるべし。一本の矢の兩所に中るべき理なし。かゝる類にて、古より寫本には脫落もし、攙入もする事すくなからず。已に記傳に、仁賢天皇紀に、諱大脚と譯して、註に自餘諸天皇不レ言二諱字一、而至二此天皇一獨書者。據二舊本一耳とあり。扨自餘天皇には諱を書さずとあれば、此神武天皇の彦火火出見といふ御名も、古書には諱とはあらざりしを、撰者のさかしらに、然書れたることと著しとあるにて明なり。垂加翁の說は精しからず。いかにといふに、皇國のならはしにて、今も祖先の名をば襲こととなれども、それは元來官名〔割註〕今は俗名となる。」にて、實名〔割註〕諱のこと」といふ物にあらず。父が左衛門尉の官かけたりしを、其人子爲其官名をつけ來れること、戰國の時、みだりがはしく成ゆきたるより、まゝあることゝ也。其ならはしより、官名をやがて通稱として、藤氏なれば藤左衛門、源なれば源左衛門とよび來れるぞ。父の實名義經といひしとて、其子義經といひしことは有ることとなし。祖先名字子孫相承といふことは、杜撰の說なりかし。

(一)惠慈情死考

推古天皇御紀云。廿九年二月癸巳。厩戸豐聰耳皇子命薨。中略、是時。高麗僧惠慈聞二上宮皇太子薨一。以大悲之。爲二皇太子一請レ僧而設レ齋。仍親說レ經之日。誓願曰。於日本國有二聖人一。曰二上宮豐聰耳皇子一。固天攸レ縱。以二玄聖之德一生。中略、今太子既薨之。我雖二異國一心在二斷金一。其獨生之。有二何益一矣。我以二來年二月五日一必死。因以遇二上宮太子於淨土一。以共化二衆生一。於レ是惠慈當二于期日一而死之。是以時人之彼此共言。其獨非二上宮太子之聖一。惠慈亦聖也

謹按、此事、いと怪きことなり。能仁の如く神通を得し人すら、我定業の死期をしらず。耆の毒にあたりて良死を得ず。まして惠慈ごときの法師などが、おのが死期をしるべきやうなし。是はまたく、皇太子の容姿端正なるに懸想し、時々なれ奉りしなり。さるによりて其まがことのきこえければ、悲哀にたへず、やがて縊もすべくおもへりしを、同じ死するならば、其忌日にとおもひて、其日にあたりて鴆毒か、または自殺して情死をばとげしなるべし。心在二斷金一といふ文句は、師弟のおもむきにあらず。いかにも朋友義交の情態なり。しかるを例の僧徒の姦智より、世に不可思議を示さんとて、ことさらに來年の二月には死するといひしなり。同紀三年の條に、高麗僧惠慈歸化。則皇太子師レ之ともあれば、親しくなれまつりて、ふと煩腦をばおこせしなるべし。漢土にては、書經に頑童といひ、論語に宋朝之美といひ、史記韓非傳、後漢書佞幸傳等に、男色めきたることも見えたり。皇國にては、神樂歌なる知比左小舍人といふことも、男色の事なるべく、書紀神功皇后御紀に、小竹祝與二天野祝一共爲二善友一。小竹祝逢レ病而死之。天野祝血泣曰。吾也生爲二交友一。何死之無レ同レ穴乎。則伏二屍側一而自死。といふ事の出たるを、吾友岡部東平が男色ならむといひしごとく、はやくよりありし事なり。世も下りては、續紀孝謙天皇御紀云。天平寶字元年四月。中略、先帝遺詔。立二道祖王一。昇爲二皇太子一。而王諒闇未レ終。陵草未レ乾。〔割註〕「草は土の誤か。」私通二侍童一。無レ恭二先帝一。居レ喪之禮。曾不レ合レ憂云

々といふ事出たり。又尊卑分脈云、白河院御寵童、今大丸是也などあるも男色なり。又拾遺集に、山伏も野伏もかくてこゝろみつ今は舎人が閨ぞゆかしき。又同集に、あまた見し豐明の諸人の君しも物をおもはする哉と出たり。それより下りては、數々物に見えたり。彼小竹天野の祝が事もて考れば、推古天皇の御時に、男色なしとはいひがたかるべし。

○信濃國大地震中一奇談

弘化四未六月十六日、豐前四日市の醫師渡邊明といふ人來りて曰、この五月より東國邊遊行、近頃の信濃の大地震のことをいふ。此ころ善光寺通行。げに風說よりもあはれなり。人畜の死亡、田畠の損毛は、世人のいふところなればきかず。たゞ一奇談あり。小市といふ處より少々上の手の川端に、岸根に源海といふ淨土宗の大德、法然同時の人の入定の石棺といふもの、昔はありしが、此度、水にて棺くだけたり。しかるに其死體筋骨具足して、川下の南の方氷鉋村といふ處の柳樹間にかゝりしを、村民かねて源海が入定といふことをしりたりしゆへ、ひろひあげて箱にをさめ、其村に唯念寺といふ寺あり、淨土宗なり。其僧もらひて寺に安置す。それを見たりしに、骨くみ崩れず。かの弘知法印のごときものとぞ。六七百年も空氣にあはず、石中にありしゆゑ、そのまゝなり。四月十三日出水にて、十六日の朝見出せしなり。一奇なり。

○大塔宮の御事

太平記卷十三、足利直義、淵邊伊賀守をして害し奉る處に、御邊はいそぎ藥師堂の谷へ馳歸て、宮を刺殺し參らせよとありければ、承候とて、山内より主從七騎引返して、牢御所へ參り、腰の刀を拔て、御首をかゝむとしければ、宮、刀のさきをしかとくはへさせたまふ。淵邊、したゝかなるものなれば、刀を奪はれじと引合ける間、刀の鋒一寸餘り折れて失にけり。淵邊、其刀をば投捨、脇差の刀を拔て、御胸もとを二刀さし、則御首をかきおとし見れば、刀の鋒、御口の中にありて、御眼は猶生たる人の如し。淵邊

思ふ子細あり。加様の首をば主には見せぬことぞとて、側なる藪の中へ投捨てゝぞ歸りける。〔割註〕この子細と云は、眉間尺が故事なり。」

此一條、いかにもあやしく疑はしきことなり。格別の御首を主へ見せず、藪の中に投捨るといふこと、理において決してなきことなり。かたじけなくも、今上の御三宮を害するは容易ならぬ事なり。畢竟、尊氏の身の上と、我身の上との一大事にて、何れ此御方のいます時は、遂に身の禍となるべしとおそろしさに、大逆とは思ひながらも、弑害を加ふることとなるを、淵邊歸て直義にしかじかのことありければ、藪の中にすてゝ歸りしと云て、直義うなづくべきや。又第一、刀の鋒を、人の齒にて喰きるといふやうなる、馬鹿らしきことをいはるゝものか。此一條の趣にては、刀を喰きりたまひしより、眉間尺の故事を、淵邊が演たれば、むじに聞入れ、おそろしとおもひし宮の御首をも見ず、其まゝにて事すみたること、至愚とやいはむ。曖昧とやいはん。かやうなる愚將にて、兄とゝもに兵馬の權を握らむことは、三才の童子にてもうべなふべけんや。考るに、是全く窮鳥ふところにいれば、獵人もとらずの理にて、凡人すら人情あり。ましていはむや、金枝玉葉の御身を、武士などのおめおめとさしころし奉るべきや、全く宮より我を助けくれば、天運全たからは又世に出べし。其時は此恩にむくはんに、一國の守はさらなり、卿相の位をも與ふべしと宣ひしに、淵邊も岩木ならねば、變心の念おこり、深き山中におとしまゐらせけむこと、理の當然なり。此一條の後に、淵邊が軍功はさらなり、姓名いでしことなし。又此一條の實に眉間尺の故事にて、首を直義に見せずといふに至ては、直義見のがしゝとさとりて、淵邊を生けておくべきか。忽ちこれを殺して、別人を遣し、是非弑害し奉るべし。淵邊が名の絶てみえぬにて、見のがしゝにてはなく、變心して何國へか御供申しゝに疑ひなしと、若年のむかしよりおもひさだめしなれども、たゞ推量の疑ひにて、其確證を得ず。因て孟浪の說を立べきにあらざれば、人にも論せざりしを、奇哉。弘化四年未六月十六日。豐前四日市の醫師渡邊明といふ人、

此春より東國遊歴し、此頃歸國とて來訪す。漫遊中の事、物語の序にいふやう、奥州松島一見の後、伊勢水門にもいたる。〔割註〕用道の故事、日本紀に出たり。こゝに一奇事あり。此處に皇子大明神とて一社あり。本社は一堆のうへにあり。八枚數もあるべし。周回石垣にて、上は芝生たり。儼然たる古陵なり。其邊に多福院とて一寺あり。境内に先帝碑とて古碑あり。延元元年の文字あり〔割註〕この文字、集古十種にも出たれ。おのれが金石年表にも出す。いかにも故ある趣なれば、院主にあひ、社の事を問ふ。是大塔宮の御陵にて、やがて其上に社をたて、前に拜殿をする、昔より氏神とす。我寺は則宮の御菩提所なりといふ。ゆかしくて其故事を尋ぬるに、元弘のむかし、直義より淵邊某をして弑し奉らむとせしとき、淵邊等害し奉らずして、主從七騎御供申、此地に隱し奉る。則今其七騎の血孫、聯綿として鄕士の如くにて、田畠をつくり世を渡る。幸に此近邊なれば、其者共にもあひて、事蹟をよくきゝたまへといはるゝに、直に其家を尋ねゆきて問ふに、疑ふべくもなく宮を守護して遁れし人々なり。其名前左のごとし。

淵邊、日野、日下、平家、福原、鈴木、熊谷、

此中、淵邊は、先年死絶て血孫なしとぞ。宮の御召の草鞋や、又御膳の土器、刀劍類數古物ありとぞ。此人々の居所を、殿原小路といふ。又此御社の後のかた四方山にて、其間要害の地なり。これを縣里といふ。此所に御館を建て生涯をおくらせたまひしよし、此社のあたりを御所が入といふとぞ。此一事を聞て、多年の疑案、一時に氷のごとくとけ、愉快譬るに物なし。おのれが疑ひしと同じ事にて、淵邊變心なり。第一符合するは、太平記に、山内より主從七騎引返して云々といふ所なり。元來牢居の御方なれば、近侍の人をゆるさるべくもあらず。只南の御方とて、女房一人付從ふといふことなれば、彼の淵邊主從七騎して遠路を凌ぎ、宮をして天年を終らせ奉りしは、奇世の忠臣なり。此一事ふと聞出す事多年、史に心を碎く幽契の神理なるべし。

○不思議

弘化二年七月七日、大風雨にて京都市中所々破損あり。東本願寺の大門も崩れたり。其子細をたづぬるに、七日の日は九ツ時分は雨風たえてなきを、上數珠屋町不明門（アカズ）通西へ入る南側に、萬屋惣助とて、荒物あきなひをするものあり。此もの信者にて、例の御齋參りとて、九半時分に參詣せしが、その時は小雨そぼふれども傘もさゝずして宿を出ぬ。御影堂に上り、しばしゝて宿より下女傘を持來りて、やがて歸りぬ。要事をおもひ出しければ、椽先にいづる、すなはち空かきくもり眞暗（マツクラ）になる。大夕立もやふり來ると、きとみれば、雲霧むらがりかゝりて、大門をつゝむと共し間に、身のけいよだち、ズンとするとひとしく、御影堂の屋根の上より、腰よりうへはくろく、下はあかきもの着て、頭は法體か、有髪か見わけがたき人、雲にのりにすら／＼と門の上にいたると見えしが、地震とも雷鳴ともおもはれば（マヽ）鳴動す。そのとき門外の人々、大門がつぶれこんだり、あれ／＼とよばはるにつけ、近くよりて見れば、此頃、新たに建かゝりし大門なれば、足場いかめしくゆひまはし、高さ十間もあるべく、東西十八間、南北十四間なるが、半分より一樣にをれたり。柱に太さ二圍の槻の丸柱にて、いまだ四本のみたてたりしが、白箸などをりたるごとくふたつに、一本は半分にさけ、一本はつゝがなし。そのをれたるさきを見るに、大風の吹たほしたるにあらず。上の方より大力にておしつぶしたるがごとし。そのあたりの塀や茶所など、すこしも損ぜし處なし。風のためにはたほるゝことまゝあれど、風もなきにおしつけられて、ヒシヤゲこむといふこと、かゝる奇妙なることなしと、則此惣助が秋田屋忠兵衞といふ者に、七月九日の日に物語りしよし、秋田屋、同月十七日、下坂しての物語り也。

同年三月十五日、豐前築城郡推田村百姓才次郎といふ者、夫婦連にて參宮の歸りとて來る。其子當年八歳のよしなるが、長鯨尺にて肩より足のうらまで一尺四寸、五體是に准じて恰好す。容顏端正にして言語分明なり。進退周旋、歳よりもかしこく才氣見ゆ。頭なども相當にして、手足は至て細く、鼻高く眼中ち

るはし。決して矮人にあらず、只小人なり。その親の物語に、生れし時、兩の手のひらにのせて、頭足ともに手のひらをいでずとぞ。此才次郎、いにし頃、肥後に此子をつれてゆきしが、不知火にあふ。不知火、手をとり、うや〳〵しくしていふやう、當時の名高き生月も、九州生れなるが世にめづらしき大人なり。此子も九州生れにして、希代の小人なり。いま天下にくみあはする時は、兩大關なるべし。よく〳〵養育したまへ。といひたりしとのものがたりなり。さすがに名高き關取にて、その論尤なり。名をば彦市といふ。

同年七月十九日、越前鯖江のあたりは大風のよし、その頃西田作兵衛の物語に、小松清藏といふ間部侯の飛脚番來りていふやう、おのれ十九日風はげしく吹出しけるそのさきに、うらのかたの關所にゆきゐしを、そのかたはらにある大木ドツトふきたほされ、關所のうへにおちかゝるとおぼえしが、そのゝちはおぼえず。ふと生氣づきしにや、目をあけてみれば、枕もとに線香たて、妻子親類なげきゐぬ。その人々の詞は耳にいれど、物はいはれず、まさり〳〵してをりしに、夜もあけぬ。すこし舌の根うごきぬ。こゝろみにいへば、枕もとの人々あきれによろこびぬ。けふはとゝへば、廿一日なりといふ。さては三日のあひだいきたえしを、よみがへりぬるこそふしぎなれと、それよりそろ〳〵とこゝろよく、三十日も保養して、こたびまた飛脚御用にて、こゝに來りぬるなん、ありがたくかたじけなしといへりとぞ。考るに、かの關所は、大木の根にそひてありしなるべければ、大風にふきたほされて、かの大木、地によこたはりしに、その根はりながければ、根にて關所はおしつぶされず。大木の下にそのまゝにてありしを、ねの土砂、上になだれかゝりてうづもれしなるべし。さてその翌日、土中よりほり出したりしに、清藏は氣絶せしゆゑ、死人同樣なれば、まづそのまゝねかして、香花をば手向しなるべし。大風のさわぎにて、急に野べおくりもいできざれば、三日の間、打おきし也。もし手ばやくとりおさめられなば、非業の死をとぐべきを、これも神たちの御恵なるべし。

おなじとしの十二月十五日の事とかや。奥州仙臺よりは十四五丁の處に、白鳥社とて、昔よりまつられたまふ御神あり。その神主何某の發起にて、村の庄屋など、これかれ數人申あはせ、昔より此神領の中の小山に、金あるよしにて堀いださんとくはだてけれど、いまだはたさず。あはれおもひおこして、そくばくの黃金得んとて、官に申いで、ほりはじめむとて、おほくの人ぐして、そのやまをほりかゝるやいなや、めい動して、みなおそれおのゝきぬ。しかるをその人々たち、とやせんかくやとおもふうち日もたちぬ。廿日の日より、まづ神主の宅、そろ／＼と地中ににえこみぬ。（けか）庭などはそのまゝにて、たゞ宅のみ芝居のせりさげのごとく、下におちいりぬ。神主につきてよろづ心をあはせしものゝ家、ひきつゞきてにえこみ、それ／＼にかゝりあふ人々の家にえこみぬ。仙臺侯にたちいりする、炭屋何某のもとに申來りしは、廿二日の書狀なり。その時の文面に、神主の宅すでに五六寸もおちいりしよし、そのゝちのたよりにいひおこせしは、まづ二間ばかりも地中におちいりしとか、此白鳥社と申は、日本健尊をまつれる御社なるべし。此一件などもておもへば、我國の神靈のたふとき事、申もなか／＼おそれあり。外國にはたえてあるまじき事なりかし。さて因にいふ。此神領中にてとりし白鳥の羽をもちて神領を過れば、忽たゝるよし。

○雪臣物語

天保四年十一月九日、當道雪臣を誘引來訪。當時京極一二を爭ふものしり人なり。弱冠の時は、嵯峨の六如禪師に從學し、蒿蹊、芦庵の大人等にも懇意のよし、意氣忼慨の氣ありて、世を憤る情意みゆ。談中縣居、鈴屋の有髮にて、紫の組緒もて本髻をくゝりたる、又其肖像に、水干めく物きられたるなどは、かゝる大人達にあるまじき姿なり。〔頭書〕縣居、鈴屋翁肖像の論、實に此說の如くなるべし。これにつけてなほいはまほしき事あれど、（今は略之。）矢張俗人體なる方本式なり。又近世の歌人、藤原、奈良あたりの風調を唱ふれども、元來僞物なり。風詠は其世其土の風をみるものなれば、あながちに古言の解しがた

きものを求め出し咏べからず。天保四年の歌は、今人の會得するやうに、又當時の人情を寫すべし。さすれば百年も貳百年も立ても、此歌にて天保四年の風調、時勢の趣しらるゝなり。それを千年も五百年も、いにしへの古言風調を模倣する故、當時の歌は後世の用にたゝず。古は萬葉調、古今調、金葉調、詞花調、新古今調と、自ら其作者をしらずして、其歌にて年代時勢しらるゝなり。詩また然り。詩經の調、漢魏、唐、宋、明、清と、渾て格調變ずるなり。［頭書］大學は云々、神君の道春を云々の一條 又至當の論なり。雪臣は奇才といふべし。今の詩歌は僞物なりとあり。又曰、大學は禁ずべき書なり。民間市中の人の、治國平天下の稽古いらざる事也。強て學ぶ故、自ら上を犯し世を誹るのこゝろ起る。又孟子は決して讀べきものにあらず。皇國の魂とは表裏なり。粹然たるは論語一部なり。神君の道春を法體にて、世外のものによりあつかひありしこと、深旨あることとなるべし。學者とおれと事を執る時は、却て害をなす。今も堂上にても、學者は世務に不ㇾ拘となり。かゝる論、すべて深意あり。又曰、春庭の書に、本居氏廿三四の頃、或儒者と社友二人と四人にて、廿一史の會三年あり。業を終ふ迄しる人なし。其諱は、其會日は留守とて人を避られしとぞ。此會中に、古事記の傳は餘程出來たりといふ。また本居氏の谷川氏へ贈られたる漢文の書牘を借る。普通の儒者の及ぶべきにあらず。別に轉寫す。又本居氏の稿草の說といふ文を見たりしよし、他日寫んとす。和泉眞國贈春海書といふものを借りたり。北鍋饒翁、合の講釋せられし時、眞國これをきゝ、其分明ならざる處の難問の書なり。翁の反書もあれども、渾てはか事にて、眞國、十分の勝にして、翁の十分の負なること、書中にていちじるし。眞國は本居氏の門人なり。俗稱東太郎とて、江戶靈岸島渡邊屋といふ鹽問屋の手代、四十歲ばかりにて死す。春海と問答の後、程なく死去す。春海また相果て。其頭黃人、玉の行方といふ書を著し、そのうちに、身まからば又も眞國に責られんうしとみし世ぞいまは戀しき、といふ歌なりと、大平翁の物語りのよし、雪臣主のものがたりなり。

〔頭書〕頼圀云、此說誤れり。玉の行方は春海が濱臣に誂らへて、鈴屋翁を誘らしめし書なるを、齋藤彦麿、うつしみのなやみといふ書を作りて、辯駁せる、其なかなる說也。」

○三州法藏寺

おなじ年の十一月廿一日、三州法藏寺に詣づ。堂舎古風當時のものゝ如し。此寺昔、東照公いまだ御幼稚の時、御手習ありし所なり。其時の和尚は、公の御叔父なり。所謂寶物拜見す。先本堂の正面に、公の御束帶の御肖像あり。右に天滿大自在天神といふ一幅あり。是義氏君の御筆、左に當公肖像あり。御手習の間といふあり。扉を揚たり。和尚、寶庫に案内して拜見す。塗籠にて新しき普請なり。正面に大なる唐櫃三合を並べたり。先寶器を一々取出す。上包至て美なり。錦繡綾羅、實に目も眩すべし。渾て葵章を縫ふ。大名旗本衆の、三河以來御譜代の家々よりの寄附にて、姓名を縫付たり。上箱は眞黒塗、金の御紋を付たり。其内、殊に結構なるに、御祖御文庫の覆ひなり。大久保侯の御寄附といふ。御櫃は普通の木地、至て麁なるものなり。面に御手すさみに、刀にて天守の畫を御彫付なり。御文庫は蓋計りにて、ふたのうらに松平竹千代と高く、御染筆、下にかせうと云文字あり。是當時格別御懇意なりし僧の名のよし、又御性名二ツあり。實に御幼年の御手すさみとみゆ。御槍は遠州某の作、其刀は義氏なり。同試筆の一幅あり。松竹と云字ありて、其傍に竹字のしたに付て竹千代とあり。其下に御花押、天文の年號あり。唐本の大學一冊、是は親長卿の御書入なり。論語中庸は今酒井侯にありとぞ。三略の書あり。卷末に支用云々觀點、享祿云々清康と、御相傳の年序御代々の御名あり。御子孫武門の棟梁とならせ給ふ瑞相なるべし。御手本あり。七代目の和尚の筆なり。篤圓王の筆意、御陣羽織は唐織にて上品也。公の思召にて袈裟となしたまひしよしいへども、さにあらず。是は後に袈裟とせしものなるべし。座具もあり。御具衣は地紋何ならず、淡色なり。背の中央に南無阿彌陀佛の字あり。御染筆といへども、僧家の筆意にみゆ。御軍扇末骨なり。親骨細く、して常の扇の如し。金地に朱の日の丸あり。兩面同じ。長篠役御

召の冑あり。筋冑地さび、勝色威、吹返に金の葵章あり。頬當は萌黄糸威なり。親氏君の御筆、天照大神宮とあり。御守刀は天國なり。制札あり。御筆なりといへども、さにあらず。寺門の制札に、自ら筆を染たまふ理なし。祐筆の手なるべし。下馬札は本多作左衛門の書也。筆意遒勁古法帖を吞るが如し。實に能筆なり。半弓あり。鯨にて普通の物なり。御手習の時召されし御小袖、茶色にして捨小舟の模様あり。葵章あり。裏は紅絹なり。至て殊勝なり。一節切の笛あり。是は御人質中の御欝散になされし物とぞ。また御先祖以來御傳來の硯箱、らでん古物なり。大なる唐硯あり。文臺は琉球物なり。又花押の屏風とて、武將の花押をあつめ、下に唐畫あり。公御入國後、此寺の和尙を御城にめされ、御能あり。其節の番組御筆、是は御老熟のやうにみゆ。其外數多ありつらんと覺ゆれども、寶庫中にて筆記いできされば、暗記して轎中にて錄す。因て遺落あるべし。實に今武家の寶器と稱すべきものは、此寺の數品なり。

○眞情歌

新井の渡りにてよめる、

しら浪のよると見えしはとほつあふみ洲さきにあさるかもめなりけり

さてこのうたにて發明あり。舟より洲先をみやりたるに、實に白浪のよせ來るさまなり。よく〳〵みれば皆かもめなり。因てそのおもふまゝを吟咏す。これ實興にして眞意なり。古歌にまゝ如レ此徒言なるをば、拙劣のやうに思ひしが、眞情はこゝにあり。世下りて題詠専らとなりしより、歌に心思を勞し、爭で新奇を吐出し、人にほこらむの心起り、風月の本意を失ふことおほし。此論、先輩往々說かれたれども、それほどに了會せざりしが、今日ふと此境にいたる。因て記す。

○箱根山上馬飼葉豆施行

箱根山上に、江戸人のよし、與左衛門といふもの、官へ告て地面をかり受て馬屋をたて、峻嶺を日夜上下する馬に、飼葉豆等を施行す。馬子の說に、上る馬は嶺近くなると殊に勢をまし、下る馬は食物の勢

にて疲勞せず。右の食場所を馬よく知りたりといへり。考ふるに、人に施行するは、其人より禮を云れ、恩をきするの理あり。畜類に施行するは實に善根なり。大津なる牛にもかゝる事なす人はなきや。此與左衞門といふものゝ子孫繁昌おもひやるべし。おのれ東行の上、この人にあひたし。外にもおもしろきことあるべし。

○屋代翁藏書

屋代翁は、當今の名家、世人の知るところなればいはず。此翁の藏書凡四萬卷餘に及ぶ。今日の衣食住を缺き、書の費にあてらるゝとぞ。官庫はさらなり。私に四萬卷の藏府あること未曾有なり。信西藏書目錄の如く、一本を作り上木したきものなり。

○水戸侯の事

水戸侯御儉約にて、拜領の鷹はかり殘したまひ、餘はのこらず放たせたまふとぞ。渾て此君の御行作、質を本とし玉ひ、加レ之に文を以てし、實に彬々たる御事、中も恐こきことなり。近頃の御撰に、告志篇とて一冊あり。これを拜見せしに、和漢古今の確論にて、千古の御卓見なり。實に當世の毒論ともいふべし。一本を謄寫す。

水戸侯御厩の役人に下されし書

此度庭へ厩を建、自身馬を養ふ事は、本より良馬に仕立むとするにはあらず。古昔と違ひ、近世は諸士騎者に長じ、只騎る事のみと心得て、惣て口取中間に任せ置、自身芝を苅り、すそをする事を恥る故、馬の性來をも辨ざるが故に、出先にて獨り扱ふ事ならず。空く、費のみかさみて、容易には飼事ならざる世となれることの歎かはしさに、自分、芝を苅りすそをせば、自然と士の風も、古のごとくならんかとおもふ故に、かくは爲る也。諸の人、厩へ來り我所爲を問ふ者あらば、駒を仕込にあらず、士を仕込なりと答ふべき也。

八月九日　　　　　　　　　　　　御判

松平權藏江
小泉傳吾
被下置候

身に覺てそゞろに寒き歌

霜氷る旅ねの枕さゆるよに川音すみて千鳥なくなり

とは屋代翁のうたなり。又翁、初春祝道といへる題詠の歌あり。普通の處にては、敷島の道とか、直なる道とかいへるを、いかにも雄々しく卓見の程しられければこゝに記す。

あづさゆみはるのはじめにいはふなりやまとたましひものゝふのみち

同翁の歌、水戸侯御かへし、

水戸宰相君の御馬の鐙に作り奉りける。

何事もとほつみおやのまつりごとまもりたまはな君がまに〳〵

あたらしきみまつりごとはやゝ〳〵におこなひたまふあとぞかしこき

公、則此歌の御返しとて、

屋代弘賢が、鐙に諫のうたよみて贈りたるを、松戸といふ處にて見て返によめる。

けふのみかゆく〳〵するとてもいろかへず諫の詞まつとこそきけ　　御花押

みなもとのきよきながれをしたひつゝよに濁りなく水こそはすめ

又屋代翁、御返し賜はりし恐こさに、讀てたてまつるとて、

するかけて賤がいさめのことのはを待つとし聞ぞいともかしこき

いさぎよきながれのごときことのはににごらぬ君がこゝろをぞしる

とは反古の裏に書るものにて、たしかならざるを、眞僞をも辨ぜず記しぬ。他日翁にきゝて、是非を辨ずべし。

○めづらしき立身

先年秋元侯家臣、西丸御普請にて双傷の節、取とゞむる者なく、已に御門外にも出んとす。其家の徒士某名某出て、これを取らんとせしに、直に大手に至る時、血刄を揮たへ數人を斬りたる後にて、討殘りの人を尋ねさせたり。某、其前に至り、こゝにも今一人ありといへば、汝等ごとき者には目を掛けずといふ。その時、某いはく、上の御門にも士十人あり。いづくにかと問。後よりむずと組み其刀をとれり。因て大勢來りてこれを縛す。其日、此徒士を賞して、増祿百石給り、馬廻となされしよし。治世にめづらしき立身なり。

○蘭人御目見

三月十五日、蘭人御目見なり。其儀を聞くに、上樣、大廣間上段の間の中央に、南蠻緞の疊一枚ある上に、御帯劔にて御立なり。蘭人、大廣間次縁にて平伏す。日本人の禮の如くするなし。考るに、朝鮮琉球の使と違ひ、實に商賈の長なれば、かゝる御略の御取扱ともなりけり。所謂御館入の商人なり。上樣、御袴計りめすこと、只此日のみとぞ。

○直江兼續書

慶長五年四月、京都萬年山相國寺塔頭豐光寺承兌長老、東照公の命を承り、上杉景勝の臣直江兼續へ贈る書状の返書、會津高田氏より其寫を得。これは、東照公、あづま御陣中に、直江が返書到來す。取上げて讀たまふところ、思召にかなはざりしが、半は御讀にて、半分に引きさきたまひ、其時、左右の臣半分ツヽ拾ひ取る。今は半分は河越侯の家臣何某の藏となり、半分は津侯の家臣何某の藏となる。いまこゝに記

する物は、兩家の藏を一所に寫し全備させたるなり。何れのあたりより分れたるや。其處は詳ならず。井上氏、福田氏に乞て又寫すことを得。實に希世の珍物なり。かゝるもの漸々に世に顯れ出るは、昇平の幸なるべし。其書、左の如し。

今朝の尊書、昨十三日下着、具拜見多幸々々。

一當國之義於其許種々雜說申に付而、內府樣御不審之由、尤無二御餘義一候。乍去京伏見の間にてさへ、色々取沙汰無二止時一候、況遠國と云、景勝若輩と云、似合たる雜說と存じ、不レ苦義に候條、可二尊意安一候。連々可レ被二聞召分一候事。

一景勝上洛延引に付、何か申候由、不審に候。去々年國替無レ程上洛。去年九月下國。當年正月時分上洛被レ申候て、いつの間に仕置可レ被二申付一候哉。就レ中當國は雪國にて、十月より三月迄は、何事も不二罷成一候。當國案內者に可レ有二御尋一候。就ては正月より雜說全上洛延引故に可レ在レ之候。乍レ去景勝逆心と共に存候而、申來故と令二推量一候事。

一景勝於二別心一者誓紙を以て成共可二申上一候由、去々年以來、數通之起請文反古に成候はゞ、重て不レ可レ入候事。

一太閤樣以來、景勝律儀の仁と思召候はゞ、今以不レ可レ有二別儀一候。世上の朝變暮化の儀者相違之事。

一景勝心中毛頭別心無レ之候得共、讒人の申來無二御糺明一、逆心候思召儀不レ及二是非一候。兼て無二御等閑一給候はゞ、讒者に被二引合一、是非御尋可レ然候。左樣に無レ之候はゞ、內府樣御表裏と可レ存事。

一北國肥前殿儀思召儘被二仰付一候由、御威光不レ淺存候事。

一增右、大刑少御出頭の由珍重々々。

用所之義可二申越一候。榊式大は景勝表向の取次にて候。然ば景勝逆心歷然候とも、一往被レ及二異見一候てこそ、侍の筋目、又は內府樣御爲にも可二罷成一候處、讒人の堀監物、奏者を被レ仕、種々以二才覺一

可レ被レ申事にては無レ之候。忠臣か佞人か。御分別以第重て可ニ頼入一候事。

一雜說第一、上洛延引故と御斷、有如ニ申定一候事。

一第二、武具集候事、上方之武士は今焼炭取ふくべ、以下の人たら〳〵道具御所持候。田舍之武士は、鑓、鐵炮、弓箭の道具支度申候。其國之風俗と思召、御不審有間敷候。縱世上に無レ之支度不似合道具を用意被レ申候共、景勝不肖の分限何程の事可レ在レ之候哉。天下に不似合御沙汰と被レ存候事。

一第三、道作舟橋被ニ申付一往還の煩無レ之樣にと、國を被レ拘役に候條如レ此候。於ニ越國一も舟橋道作候。然ば端之殘り可レ有レ之候。淵底堀監物可レ存候。當國へ被ニ罷移一刻、仕置をも無レ之事、本國と云、久太郞ふみつぶし候に、何の手間可レ入哉。道作迄行たらず候。景勝領分越後の儀は不レ及レ申。上野下野岩城相馬政宗領、最上由利仙北之相境、何も道作同然に候。自餘の衆は何共不レ被レ申候處、堀監物計り道作にお出候て、色々の儀申來候。弓箭を不レ知無分別者と可レ被ニ思召一候。景勝對ニ天下一逆心の企有レ之ば、諸境目堀切塞防戰の支度をこそ可レ被レ仕候へ。十方へ道を作付、逆心の上、自然人數を被レ向候はゞ、一方の防さへ罷成間敷候。況十方を防戰之事罷成物に候や。縱他國へ罷出候共、一方えこそ景勝相當り出勢可ニ罷成一候。二口共如何にとして罷成物に候哉。中々不レ及ニ是非一うつけものと存候。景勝領分道橋申付候體、從ニ江戶一切々御使者、白川口の體可レ爲ニ御見聞一、其外奥筋も御使者上下いたし候條、御疑尤に候。猶御不審に候はゞ、御使者被レ下所々堺目の體爲レ見候て御合點可レ參候事。

一無ニ御等閑一間にても、已來虛言に成樣の儀は、自他のため被レ仰間敷由に候得共、高麗降參不レ申候ば、來々年御人數可レ被レ遣と被レ極候ば、慥に可レ爲ニ虛說一候歟。一笑々々。

一景勝當年三月迄、謙信追善に相當候條、左樣の被伺隙か、夏中には爲ニ御見廻一可レ被レ仕ニ上洛一內存故、人數武具以下、國々仕置のために候條、在國中急度相調候樣にと同意被レ申候處、增右、大刑少より使者被ニ申越一分は、景勝逆心不ニ穩便一候條於ニ別心一は上洛尤之由、內府樣御內證の由候迚、無ニ御等閑一

候ば、讒人の申成有樣に被二仰聞一、急度御糺明にてこそ、可レ爲二御懇切一の給(マヽ)處無二意趣一逆心と申唱候條、於二別心一は上洛候へなど、、乳呑子のあひしらひ不レ及二是非一候。昨日迄企二逆心一候輩も、其行はづれ候へば、しらぬ顏にて上洛仕、或は緣者、或は新知行を被レ恥不足をも不レ顧、人にまじはりをなし候。當時の風、景勝身上に不相應候。心中無二別儀一候へども、逆心天下に無二其隱一候條、無二左右一上洛被レ仕候ては、累代往義の名、弓箭之覺迄も失候間、讒人に引合無二御糺明一候ば、明日は上洛[illegible]間敷候。右の趣景勝理か非か。不レ可レ過二尊慮一候。就レ中景勝家中藤田能登と申者、七月十當國を引切、江戶へ罷越、其より上洛仕候由候、萬事知可レ申候。景勝の逆意か、內府樣御表裏か、世上の取沙汰次第之事。

一千萬句も不レ入、景勝別心毛頭無レ之候。上洛之儀は不二罷成一樣に御しかけ候條、不レ及二是非一候。此上內府樣御分別次第に上洛可二罷申一候。縱此儘在國被レ申候共、太閤樣御置目を相背、數通の起請文反古に成て、御幼少の秀賴樣を見放被レ申、內府樣へ無首尾を仕、此方より手出を被レ仕候ては、天下の主になられ候ても、惡人之名不レ遁候條、末代の可レ爲二恥辱一候。此所無二遠慮一、なにしに逆心可レ仕候哉、可二御心易一候。且讒人之申成、實儀に被二思召一、不儀の御暖逹候ば不レ及二是非一候。誓紙も堅約も入間敷候事。

一於二其元一景勝逆心と如二申成一、其隣國會津ニ働ともに搦取り、或は城々へ人數を入、兵糧を支度し、或は境目の人質を取、所々口留を被レ仕樣に雜說共候へども、無二分別一者の仕事に候條、聊も不レ被レ入候事。

一內々內府樣以二使者一成とも、可レ被二申演一候へども、讒人打續種々申成、家中藤田引切候條、逆心歷然可レ被二思召一處、御詫など被レ申候ば、表裏の第一と取沙汰可レ有レ之候條、右之條無二御糺明一內は、被二申上一間敷候。全疎意無レ之通、折節に取成於二我等一可二畏入一事。

一何事も遠國ながら推量仕義仕候條、有樣に可レ被ニ仰越一候。當世樣餘情候まじき事に候へども、自然まことの事もうそのやうに罷成候。無ニ申迄一候へども、被レ懸ニ御目一儀と云、天下黑白を御存知之儀候條、被ニ仰越一候は可レ存候。御心易儀無レ左と書進上候。慮外不レ少候へども、愚意被ニ申演一可レ得ニ尊意一のため、不レ顧ニ其憚一、偖は奏達。恐惶敬具。

卯月十四日　　　　直江山城守兼續

豐光寺
　　侍者御中

右の文中に、景勝六ヶ仕とあるは、今のつかまつるといふ事にあらず。爲の意にて仕と讀べくおもはる。其餘は文中景勝六ヶとある處には、すべて彼といふ詞あり。此敬辭あればなり。僅に貳百年上の物なれども、書札の禮、今に異る事おほくて解し難き處あり。

○堀部彌兵衞の女妙海尼物語

堀部彌兵衞の女落髮して妙海といひ、泉岳寺中に庵を結び、安永年中まで存命也。此尼に聞て筆記したる書あり。この書、屋代翁の藏なるを、祐左借得て謄寫す。其中に、義士仇を報じて歸る時、仙臺侯の辻番より押留られ、表門より入て人別に床机を出され、腰かけさせ、湯に人參の粉を入たるを給り、裏へ送り出し、人數程、被畔馬を給はりけれども、一人も乘らず。さて、泉岳寺まで家人、跡を押て來れりと云ふ事あり。又外にも、めづらしき事おほかれども、本書あればしるさず。

○數矢

元祿十四年の頃、姫路侯の臣町田小助、深川三十三間堂にて、通矢五千三百五十三本を射る。これ迄の大矢なり。然るに文化十四丁丑四月、尾州の臣杉立信吉正俊といふ人、同□にて酉上刻までに、矢數五千三百五十八本を通す。又帳外にて戌の刻迄五十五本を通す。因て彼町田氏の矢數を射落し、當時江戸一とな

る。此人、此天保の頃、使番にて四十一二歳計とぞ。此通矢の費、一日に千八兩程のことなり。其以前に兩度迄、邸中にて内習を仰付られしとぞ。かく、其君より世話ある故に、其臣にもまた上手出來るなりと、直胤が物語なるよし。豐樹語りき。さて此通矢の時、初は歩無の弓にて射たりしが、少し疲れたりとおぼしき時、平生射どころの七歩にて射通したりといふ。

○駿馬

これも直胤が物語を豐樹かたらるゝは、御代官江川太郎左衛門の子息に、刀劍鍛冶の事を敎るとて懇意なり。往年、其住所伊豆の韮山の舘にゆきたりしに、歸るとき其子息、馬上にて數里を送らむとなり。其折の談に、乘馬は足柄より出たる、至て駿足なり。然るに性甚愚にして敏ならず、其足の疾ことは、一日千里なり。たま〳〵躓きて前足前にすべりても、直ぐに其すべりし足より後を起して忽ち飛行す。彼古の生月といひし名馬は、此韮山近邊の池の村といふ處より出しとぞ。臀に丸き文ありければ、村の名の池をとり、池月といひしよし、村老の云傳なりとぞ。さて其池月、至て愚なりしよし、今もいひ傳ふ。大器晩成とかにて、徒に眼前に秀敏ならぬ方に、大事をなす者あるべし。其時直胤、其子息に乞ひ、山中高低の所にてかけを追給はんやといふ。則策を揚て峻嶺にかけ上り、深谷に追下さるゝに、岩石を行こと飛鳥の如しとなり。乘手も拔群の上手ならでは、忽ち落べきを可難事なりといへり。

○御室書籍目錄

平維章が藏書のよし、御室和書目錄一冊を見る。そのおくに、維章の自筆にて、至哉天下之樂、都在二萬卷中一。手レ朝手レ夕眼光透二紙背一。陶然忘二浮世一。豈亦不二亦樂一乎。元文丁巳四月丙戌、東海平維章書とあり。翁に此書の事を問たりしに、これは足利將軍の中、何れの時にや。中原氏に命じて、本朝の書籍の目錄を著せられしものなり。決して御室の藏書目にてはなきよし、そのことかけるものあり。他日見すべしとなり。

筱舍漫筆　卷之十三

〇神璽考

いはまくも恐けれど、三種の神寶の御事は、北畠准后殿の神皇正統記卷五に、先內侍所は神鏡なり。八咫の鏡とまをす。正體は皇大神宮にいはひ奉る。內侍所に坐すは、崇神の御代に鑄かへられたりし御鏡なり。〔割註〕古語拾遺曰、至ニ于磯城瑞垣朝一、漸畏ニ神威一、同殿不レ安。故更令下ニ齋部氏一率ニ石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劍以爲中護御璽上。〕村上の御時、天德年中に、火事に會たまふ。それまでは圓規おはしましゝが、後朱雀の御時、長久年中、かさねて火ありしに、灰燼の中より光をさゝせたまひけるを收めて、あがめ奉られける〔割註〕踐祚御記曰、天德燒亡。飛ニ懸南殿櫻一。小野宮大臣請レ袖也。寬弘燒亡、緒斷ニ燒亡ス。無ニ闕損一。長久燒亡。少納言經信欲レ奉レ出。火盛不レ合ニ期一。而有レ光入ニ唐櫃一。實不レ燒云々。〕されど正體つゝがなくて、萬代の宗廟にます。寶劍も正體は天の村雲の劍とまをす。熱田の神宮にいはひ奉る。西海に沈しは、崇神の御代に同く造かへられし劍なり。中略、神璽は八坂瓊の曲玉とまをす。神代よりいまにかはらず。代々の御身をはなれぬ御守なれば、海中より浮出たまへるも理なり。〔割註〕保曆鈔曰、神璽ハ自ニ神代一于レ今不レ替。壽永ニ海底一、求出上以ニ青色絹一裹レ之。以ニ紫糸一結ニ之網一。內侍所ニ冊下ニ指入程一被云云。源平盛衰記卷四十三曰、神璽ハ海上ニ浮タマヒケルヲ、片岡太郎經春取上奉ル云云。建禮門院御云、早可ニ裹改一云云。仍來月三日行幸以前、可レ有ニ沙汰一。裹絹結緒等。內藏寮所レ進之由仰レ之。件裹絹靑色打物也。〔文小葵緒紫圓組也。〕古語拾遺以下細註。直養所レ補。〕三種の御事はよく心得奉るべきなり。なべて物しらぬたぐひは、上古の神鏡は、天德、長久の災にあひ、草薙の寶劍は、海に沈けると申傳る事侍るにや。かへすぐもひがことなりとしるさせたまへるにて著し。鏡劍の御事

は、二所に坐せば申奉るにもおよばず。たゞ神璽の御事につきては、諸説まちまちなれば、此考を物せるなり。古事記神代記天石屋戸條に、科玉祖命、令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠、而と出たる。此御珠ぞ、今の神璽にはましましける。其後は、同書天孫降臨條、於是副賜其遠岐斯八尺勾璁鏡草那藝劔、と出たる遠岐斯といふ語にて知べし。遠岐斯とは、物を招寄たまへるなれば、石屋戸の中に坐を、外に招致出し奉りたまとて、造し、八尺勾璁なることを明なり。さて此降臨の御事を、書紀にも、天照大神乃賜天津彦々火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劔、三種寶物とありて、玉、鏡、劔ともに同儔なるを、大殿祭の祝詞に、高天原爾神留坐、皇親神魯企神魯美之命以氐、皇御孫之命乎天津高御座爾坐奉、天津璽乃鏡劔乎捧持天言壽宣志とありて、記、紀の傳と異にて、璽はたゞ鏡劔の二ツのみを授たまひし趣なり。さて此祝詞に、玉のことは見えぬより、懸居翁もこれにまどはれ、鈴屋翁もうたがはれて、記傳十五天孫降臨條にもいはれつるは、此記にも、書紀にも、玉を先にあげられたるは、いかにといふに、崇神天皇の御代に至りて、鏡劔を他處に祭たまひ、天皇の御伴に坐は、神代の寶物にはあらず、たゞ玉のみぞ、今も御身の裳贈へたまふ物にてましますに、後御世よりしては、三種の中に玉を第一とぞせられけん。然れば、其御代より後には、當時に申したらんにて、其次第のまゝに、此記も、書紀もしるせるものにして、神代よりしかるにはあらずなん。さるを玉を次第に、本末をたがへたり。も、殊に重物のごとく説なし、又同の祝詞考に、布都斯魂命の御頸珠を、天照大御神にたとへて、所知高天原とのたまへれば、彼御頸珠は、大御神の天を知食す御しるしなり。さて今天孫に賜ふ勾玉は、天石戸前にして招請せし時、彼天照大御神の御頸玉に准へて作りしを、今大孫、天降り一國のしるしにたまふ御しるしに、天照大御神是をたまひしなりといはれたるも、猶かなはず。彼段を考るに、此玉、さる意にて作れるにはあらず。こはあるが中にも、すぐれて麗しき玉なりけるに、大御神のことにめでらしみたまひて、比なき御寶物にて有けるを、此度、御孫命には賜はせるにこそありけめ。たとひ嘗に御頸知

食ん御しろしとして賜へりとも、大御神の御魂とある御鏡の上に立むことは、かたくなんあるべき。今此に大御神の授賜ふ時を以ていはゞ、鏡第一なることはさらなり。次には劒、その次に玉なるべし。其故は、書紀繼體卷に、大伴金村大連乃跪上天子鏡劒璽符、再拜云々。神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劒[割註]義解に、「此即以鏡劒稱璽」大殿祭祝詞に、高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以弖、皇御孫之命乎天津高御座爾坐弖、天津璽乃鏡劒乎捧持賜天、言壽宣志云々也」これら鏡劒のみを云て玉をいはず。師の祝詞考に、璽は御身に着ます寶にて、人の手にふるゝ物ならざる故に、古より鏡劒のみを以て、大儀の時のしるしとは成來るなりといはれつるは心得ず。璽は御身に着ます寶にて、人の手にふるゝ物ならずとは、常にこそさもあらめ、踐祚の時いかでか、本より御身にはつ……古語拾遺には、即以八咫鏡及草薙劒二種神寶授賜皇孫、永爲天璽[割註]所謂神璽人にしるべし。是ら三種の中には、玉は本は輕きが故なりとあり[割註]さて、此條々を委しくさだめいはむに、まづ崇神天皇の御代に、鏡神代のまゝの御物なれば、此御代より玉を第一とせられつといふ以來、記、紀ともに、玉を先にせられしは、論もなく三種の中の第一、天孫に賜はりし勾璁は、かの御鏡に準へて作りきとあるをとらあるじとなりたまはむ御しるしに、大御神より天孫にたまはりしといたらず。又曰、麗しく、たぐひなき御寶物なれば、御孫命にたまはせる實にうきたることとなり。天照大御神の御孫命に授たまひし其意は、容たる伊邪那岐命の、其御頸珠之玉緒母由良邇取由良邇志而、賜天照天原矣事依而賜也。といふ御心にて授賜ひしを、たゞめづらかなる玉ならざるなり。そのかみ國を治むるには、かならず御しるしの玉なくて

はか[illegible]る御事にて、かの天津國を治めさせたまはんとては、伊邪那岐命の我御頸にかけさせたまひし珠を賜ひて、御子の天照大御神にさづけたまひ、「割註」今此御頸珠、いづれの方にありといふに、則大空にあがる、天津御國なる大宮にしづまりますことは、いふもさらなる御事なり。又大汝貴命の、皇孫に此國をゆづりて退きたまふ處にも、即躬被瑞之八坂瓊而長隱者矣とあるも、外國にわたり、其國を開きて主となりたまはむとの御心にて、八坂瓊をば御身にとりつけ、海外にはわたりたまひしなり。しかれば徒に麗しき寶物なればとて、大御神の御魂とある御鏡の上にたゝむこと、かたくなむあるべきとの説もうけがたし。此は葦原の中津國を治めたまふべき第一の大御璽なれば、天下に此上にたつべき物あるべくもあらず。翁は御鏡の事を、上もなきものゝやうにいはるれど、こは大御神の御魂代といふまでのものにして、天下知食むしるしに比ば、いと輕くなん。又書紀をもひかれつれど、こは元來漢文樣にかきたまひしものなれば、採用ひがたきことおぼし。そも〳〵神祇令なる神璽之鏡劍といへる、この之の字につきて考あり。彼大殿祭に、天津璽乃鏡劍云々とある、乃字を漢文樣に、之の字に譯されしより、義解は勿論、書紀にも誤を傳へ、古語拾遺に到りては、矛玉自從などといふ事をさへ記せるなり。之の字は乃の字を譯せしにて、元來及字なりと見る時は、神祇令の忌部上神璽及鏡劍となるべし。又繼體紀の符の字は、例の漢意にて、璽の字にそへたる熟字なり。そも〳〵踐祚は第一の大儀なるに、天津璽の大御寶をおきて、徒に劍鏡のふたつをのみ、儀式に用ゐさせたまふべき道理やはある。「割註」三種の神寶の中、一種を省かれて、二種にて大禮を行せたまふといふ理は、かゝる故なりといふことの典籍に見えたることあらば、余が疑もはれぬべし。世の物識人たち、余が管見をたすけたまへ。」大殿祭の乃の字一字の誤より、朝廷の大儀、ことわりにたがひたるは、口惜しき事ならずや。「割註」淡海公をはじめ奉り、又夏野公、弘貞卿、常嗣朝臣の有識たちの上をいふはをこなれど、」こゝにひとつの見出したることゝあり。

其說をいはむ。彼大殿祭に出たる天津璽乃鏡劍とある、乃の字は及といふ字の誤寫にて、本來(モト)は大字にかきしものなり。そをいかにといふに、天孫降臨の御事は、神典第一の義なるを、記、紀共に同じ傳にて、記には、璁鏡及草那藝劍といで、紀には、曲玉及八咫鏡、草薙劍といで、又舊事紀天神本紀にも、則授二八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍寶物一といで、同書皇孫本紀にも、天祖詔授二天璽鏡劍一といふこと出で、天璽之とはなし。〔割註〕爰には及の字をば省けり。」さて記は、和銅五年、紀は養老四年にいできし物にて、令のいできし時よりは後なれど、神代のかゝる事は、すべて上古の傳說を集記したるものなれば、令よりもふるき事なり。そも〳〵大殿祭の祝詞、何によりて作りしといふに、上古の傳說、記、紀、また天神本紀など、皆同傳なれば、全く及の字の誤にて、マタと訓べきなり。然ば記、紀、大殿祭、舊事紀、〔割註〕倭姬紀もおなじ。」すべて三種神器を持降たまふ御事にて、まぎらはしきことなし。及字の誤と見る時は、天津璽といふぞ、やがて大御璽なる。決して鏡劍に冠する用語にあらず。〔割註〕今も神璽と申も、此天津璽といふ璽字よりの事也」しかる時は、玉は鏡劍よりも輕しといはれし說は、うけがたきにあらずや。平田翁の古史成文に、以二其遠岐之八咫鏡及天聚雲劍一種之神寶一。永令レ爲二天日嗣之御璽一。而亦副二賜其遠岐之八尺句璁及平國之廣矛一云々。又玉襷にも、三種の神器と申たれど、實には鏡劍の二種なること、傳にあげつらはれたる如くなるが、予が古史傳にも委しく辨たるを見るべしとあるは、ひがごとなり。いまだ史傳を見ざれば、可否さだめがたけれど、こは翁の誤りにて、翁もし、世にありなば、予が此考を見て、手を拍てよろこばれきし。因にいふ。世に此神璽の御事を、天子の印章などいふことも、ふるくよりいへることなり。花園院御記に、抑璽筥者、自二神代一未レ變。若納レ印歟。是關白說也。追二勘日本紀、古事記等一。爲レ玉歟。但此事、尋二冬平公一之處。於二異朝傳一。國璽者爲レ玉之由分明。於二神璽一不レ同レ彼。爲二異物一不レ知之由稱レ之。爲二古說一之由稱レ之。但慈鎮和尚記等分明之趣有レ之。八坂勾玉本文不レ可レ疑歟と出たり。さて又、三種神器の御故由、ひとわたり申すべし。そも〳〵瓊々杵尊、

高天原にて天照大御神より授りたまひて、此國に天降りまし〳〵てより、世々大内に鎭坐しを、十代にあたらせたまふ崇神天皇の御代に、神威をかしこみ、さらに寶劍をつくらしめ、是を大内におき、眞物をば倭笠縫邑にふたつともに崇祭らせたまふ。其後、六年を經て、垂仁天皇の廿五年に、五十鈴川上にはしづまりましぬ。御鏡は、大神宮の御魂代なること、あきらかなれど、寶劍の熱田に鎭坐しこと、普通にはくはしからず。垂仁天皇の廿五年より百十五年をへて、景行天皇四十年に、倭武尊東夷を征伐したまふとて、大神宮に參りたまひしを、御伯母倭姫命より神劍をたまはりけるが、尾張にて宮簀媛をめとり、夫より東國を平らげ、かへりにまた此媛の許によりて、かの神劍をあづけおき、京に上りたまふとて、氣吹山にて妖神にあひ、御意まどひ、遂に鈴鹿にて神去ましぬ。さてかの神劍をば、宮簀媛、人々計りて社を建て是をまつる。則いまの熱田社なり。さて、此寶劍を天智天皇の七年に、新羅の沙門道行といふ僧ぬすみ出たれど、境を出ることあたはず。本のごとく熱田にかへりましゝを、天武天皇の朱鳥元年までは、大内にとゞめおかれしを、其歳の六月に、天皇の御病をおそれたまひしに、神劍の御たゝりなるよし奏しければ、即日熱田社にかへしたまへりしなり〔割註〕以上書紀の要を采る。それより後は、たえて御動座ありし事なし。はるかの歳月を經て、平治元年十二月廿六日、藤原信賴が反逆にて、三種共に平相國の六波羅の館にわたらせたまへれど、後鳥羽天皇の御代に損遺たまへりしものにて、〔割註〕神璽のみは神代の物也。あるひは西海に〔割註〕建曆御記に、御劍者去々、壽永入レ海紛失之後、陵[illegible]時以后廿餘年、被レ用二清涼殿御劍一、仍以レ璽爲レ先。而承元讓位時有二夢想一、自二伊勢一進レ之。已來以准二寶劍一爲レ先也。此劍普通□也と記させたまへり。あるひは南山に、さま〳〵の御事あり。殊にいと〳〵まぎらはしく、人の疑惑をなすは、元弘元年より明德三年の間六十二年の中の事なり。いで其大概をいはゞ、太平記卷三に、元弘元年十月二日、朝敵どもが、主上を宇治の平等院へ移し奉りて、神器を持明院殿に御渡しあるべしと申しゝ時、天皇の御詑に、内侍所は笠置の本宮に捨置奉りしかば、定て戰場の灰燼にこそ落させ玉ひぬらめ。神璽は山

中に迷し時、木の枝に掛置たれば、遂にはよも吾國の守とならせたまはぬことあらじ。寶劍は武家の筆、もし天罰を顧みず、玉體に近づき奉ことあらば、其刄の上に伏させ玉はむ爲に、暫も御身を放つこと有まじきなりとおほせしとありて、同月九日に、神器を新帝に〔割註〕持明院殿の事を申奉る。」わたしたまひしこと出たるは、いと不審なる事なり。此御謎、まこと〻おもはゞ、武家より直に皇居の跡、または山中をもおかし求むべきを、さる事もなきは、たゞ當座の御遁辭なることを知ればなり。つら〳〵此時の事を考るに、はじめの程は、いたく隱させたまひつらめども、東夷どもがあながちなるわざにも及ばむことをおぼして、後にはわたさせたまひしなるべし。其時鏡劍をば眞物をわたし、神璽のみをば異物をわたしたまひしなり。鏡劍は筥より出し改むべき事も有べけれど、〔割註〕是もその心もておもへば、改べきやうなれど、天皇の御許より渡させたまふ神器を、疑て改むべきこともあらじかし。」神璽の御筥にかぎりて、容易に開かれがたければ、新帝も子細なく請取たまひしなり。さて璽の筥の開かれがたしといふことは、續古事談卷一に、〔割註〕古事談には、陽成院の御事にて出たれど、この方よし。」冷泉院うつし心なくおぼしましければにや。しるしの筥のからげを解てあけむとしたまひければ、筥より白雲たちのぼり、おそれてすてたまひたりければ、紀氏の內侍、もとのごとくからげけりといふことの出たるをおもふべし。或人のいはく、冷泉天皇の御ためしもあれば、天皇にも〔割註〕後醍醐天皇の御事をいふ」御た〻りのあるべきを、さなきはいかゞ。答曰、冷泉天皇はあぢきなく渡らせたまふあまりに、もて遊び事にさきなく物したまへれば、さるあやしきこともありつらむ。此元弘の際の事にいたりては、皇胤兩統眞僞二分の時なれば、いはまくも恐き御事ながら、神璽は僞帝の御手にふれたまふことをば、むきらはせたまふべく、天皇の御身にそひたまはんの御下心におはしますべければ、いかでか御祟のあるべきといひしかば、其人うなづきぬ。〔割註〕太平記天正本廿五に、此神璽の玉體に從ひまし〻事出たり。下に云。」さて前にもいへるごとく、平等院にて璽のみをば異物をわたしたまひしといふ證を

いふべし。增鏡卷十〔割註〕月草の花。」に、天皇、隱岐より京にかへらせたまひし處に、まづ東寺へいらせたまひて、事ども定めらる。二條の前のおとゞ〔割註〕道平公也。」めしありてまゐりたまへり。此度内裏へいらせたまふべき儀、重祚などにてあるべけれども、璽の筥を御身にそへられたれば、たゞ遠き行幸の還御の式にてあるべきよし、さだめらると出たるにて、眞の神璽は、隱岐國に御持なること明白なり。〔割註〕卷四に、遷幸以前〔割註〕隱岐國へなり。」に、先帝をば法皇になし奉るべしとて、香染の御衣を、武家より調進したりけれども、御法體の御事は、暫有まじき由を仰られて、袞龍の御衣をも脱せ給はず。毎朝の御行水をめして、假の皇居を淨めて、石灰の壇に准へて、大神宮を御拜有ければ、天に二ツの日なけれども、國に二の王おはします心地して、武家も持あつかひてぞ覺ける云々、とあるを考に、かの神璽を御身にそへたまへれば、表には御位をすべりたまへれど、裏には皇位をはなれたまはざる御心なればなり。此處に深く心を用べきなり。」しかれば皇統のかゝる處は、此御一種第一にて、寶劍は其次なることをしるべし。是より以下は、太平記中、神器のさま〴〵に動かせたまひし事をいふ。〔割註〕卷三に出たる平等院にて、天皇の神器を新帝にわたしたまひし事は、已に前にいへればはぶきぬ。」卷九に、元弘三年五月、北條仲時、京の軍に負て關東へ落るとき、鈴鹿邊の强盜共二三千人、龜山院御子五辻宮の伊吹山の麓におはしましけるを取奉りて、天皇の五宮と稱し、番馬の邊にて持明院殿を取り奉る處に、去程に五宮の官軍共、主上、上皇を取進らせて、其日、先長光寺へ入來り、三種の神器並玄象下濃、二間の御本尊に至まで、自ら五宮の御方へぞ渡されける云々。〔割註〕此神器は、先年平等院にて天皇より授かりたまひし物なり。鏡劍は眞物にて、神璽は似せ物也。」卷十一、天皇、隱岐國より還幸の處に、持明院殿より神器御取かへしのことなきは、是彼强盜共が、隱岐より還幸のみぎり、禁庭へ直に奉りしなればなり。元來此强盜共が、新帝を取たてまつり神器を奪ひしは、此時いまだ、天皇は隱岐に坐して、還幸の程もわからず。よしや還幸ましまさずとも、義兵を起しなば、應ずる者あらむ。其時はおのれ卿相の位

にものぼらむとの下心なるべし。さるを還幸ましければ、其念もいできず。せめて恩賞にもあづからむとて、神器をば奉りしなるべし。さて此事、記中に見えざれども、卷十四、延元元年正月、尊氏、關東より責上りて、義貞も敗北せしかば、天皇、神器を玉體にそへて、山門へ臨幸なりし事あるにて明也。此時は官軍利を得て、間もなく京にかへりたまひ、尊氏は九州に逃ゆきぬ。しかるを尊氏又大軍をひきゐて攻上りければ、又山門に臨幸なる。其時も神器をば御持上りなり。然るを卷十七に、尊氏僞て降參し車駕を迎へ、神器を新帝に傳へむ事を乞ときの文に、左馬頭直義五百餘騎にて參向し、先三種神器を、當今の御方へ渡さるべきよし申されければ、主上兼てより御用意有ける似せものを取易て、內侍の方へぞ渡されける。其後、主上をば花山院へ入進せて、四門を閉て警固をする、四人の體にてぞおかれける云々。〔割註〕皇年代略記には、建武三年十月十日、後醍醐天皇自叡山歸京。御花山院。十一月二日、授新帝劍璽云々と出たり。孰か是なるをしらず。」考るに、眞の璽をば御身をはなちたまはず。彼平等院にて取かへたまひし璽に、又別に鏡劍を似せて〔割註〕二種ともに、笥をば眞の物なるべければ、朝敵どもゝ疑ふべくもあらず。下に天正本廿五に、其納物等を、是に擬られしと有をおもふべし。」直義にはあたへたまへるなり〔割註〕御登山の間は、五月より十月までの事なれば、其間に似せ物の御用意は有しなるべし。爰の文に、兼てより御用意といふことのあるは、御登山の上にて、兼てよりといふことにて、はやくより何れ尊氏には負べし。其時にはかならず、神器を新帝へわたさんと乞むとて、御用意有べくもなし。〔割註〕同卷、瓜生判官心變の條に、判官が弟の義鑑坊に、義顯、義助兩將の大事をあかす處の詞に、〔割註〕是は天皇、尊氏にあざむかれて京へ還りたまふときに、義貞へ御諚ありし御詞に、朕、京都へ出なば、義貞却て朝敵の名を得つべしと覺ゆる間、春宮太子の位を讓て、同北國へ下し奉るべし。朕に易らず、此君を取立進らすべしと有。合考べし。」主上、坂本を御出有し時、尊氏若强て申事あらば、止事を得ずして、義貞追討の綸旨をなすべし。汝かりにも朝敵の名を取らむずること、然るべからず。春宮

に位を讓り奉りて、萬乘の政を任せ進らすべし。義貞の股肱の臣として、王業再び本に復する大功を致せと仰下され、三種神器を春宮に渡し進らせられし上は、〔割註〕參考太平記曰、第十八卷諸本皆云、後醍醐帝奉二三種神器一幸二吉野一云々。與下今言下以二神器一授中春宮上者上相矛盾。按所レ授二春宮一者、蓋僞作而非レ眞とあり。」縱、先帝の綸旨にて、尊氏申成たりとも、思慮あらむ人は用ゐるに足ぬ所なりと思ふべし云々。」考るに、參考の論のごとく、此春宮に渡されしは僞作なるべし。卷十八、天皇押籠られたまひし花山院を忍び出、吉野へ臨幸なる處に、三種の神器をば、新勾當內侍に持せられて、童部の踏あけた築地の崩より、〔割註〕築地の崩れといふことは、例の虛飾の文なり。是は伊勢物語などの文取てあやなしたるまでにて、四門を閉ぢ警固をするとあるをおもふべし。實は內通の人有しなり。〕女房の姿にて忍出させ給ふ。景繁兼てより用意したることなれば、主上をば寮の御馬にかきのせ進らせ、三種神器を自傍箱して云々とありて、是より神器、南山には渡りたまふなり。太平記大正本卷廿五に、崇光院御受禪の處に、貞和四年十月廿七日、興仁王〔割註〕崇光院の御事。〕南面の位を讓せ給ひしかば、即三種の神器を渡されけり。抑、靈寶と申は、神代より傳れる重器に非ず。只其納物等を是に擬せられて、人君の守に用らる。此內寶劍は、安德天皇西海の波に沈し給ふ時、沈失ける後、晝御座御劍是に准じ用らる。賢所寶璽に於ては、後醍醐院元弘逆亂の始より、玉體に從へて、今迄隱し置まし〳〵しかば、眞實の寶物は、徒に邊鄙の寶とぞ成にける云々。此大正本の說、大に據あり。邊鄙の寶とは、眞器は吉野にましますことをいひ、又神代より傳はれる重器に非ずとは、京都にて大禮に用ひさせたまふ僞器をさすなり。又卷卅、後村上天皇、山門より出て都にいらせたまふ處に、廿三日、中院中將具忠を勅使にて、都の內裏におはします三種神器を、吉野の主上へ渡し奉る。是は先帝、山門より武家へ御出有し時、ありもあらぬものを取替て、持明院殿へ渡されたりし物なればとて、璽の御箱をば棄られ、寶劍と內侍所とをば、近習の雲客に下されて、衛府の大刀、裝束の鏡にぞ成されける。實にも誠の三種神器にてはなけれども、ことに三

度〔割註〕參考云。當レ作二二度一。按光嚴帝、光明帝、行二大嘗會一。崇光帝即位後欲レ行レ之。而因二天下擾亂一終不レ行。大嘗會に會こ、毎日の御神拜、清暑堂の御神樂二十餘年に成ぬれば、神靈もなどか無かるべきに、後に甚なく凡俗の器物に成されぬる事、如何あるべからむと申す族も多かりけり云々。〔割註〕かく謀し物したまひし御事は、先年新帝へ渡し給しはあらぬ僞物ぞ。眞の神器は父御門より御相傳ありて、始終御身をは放したまはぬなりといふことを、北朝の人々にわざと知しめ給はんとて也。〕又卷卅一、〔南帝、八幡御退去の處に、伯耆太郎左衛門長生が、内侍所の櫃を自荷擔して落けるが、追散共が射ける矢、御櫃の蓋に中る音、板屋を過る村雨の如し〔中略〕矢の痕は十三まで有けるが、終に薄き檜木板を射徹すまでの矢も無りけるこそ不思議なれ云々。〔割註〕矢は薄板にてあれど、射徹さぬ不思議を云ためなれば、二位の事をばしるさず。かくべきことなければなり。〕さてまぎらはしき事かくのごとし。

そも〳〵神器のことさま〴〵なれど、眞の神璽のみは、天皇元弘元年に、隱岐國に持渡らせたまひ、夫より還幸なり。又吉野にましますこと五十七年、明德三年、南北御和睦にて京にかへらせたまひ、五十二年にあたりて、嘉吉三年に、又吉野に移らせたまふ。しかるを十六年を經て、長祿二年に又京にぞかへらせたまひける。明德三年より嘉吉三年までは無事にわたらせたまへれば、申べきこともなし。嘉吉三年九月廿三日よりの事は、櫻雲記、南朝紀傳等に出たれば精しからず。近頃伴信友翁のものせられし殘櫻記に、つまびらかなれば、其要を摘出て、ことわたり爰にはいふ。嘉吉三年に、楠次郎某〔割註〕正儀が子か。孫かなるべし。〕大和の越智某をはじめ、吉野、十津川、河内、紀伊の者をかたらひ、小倉の御子尊義王、又子萬壽寺王を取立、南方宮と稱し、南朝の皇統に復し奉らむと、日野有光卿も同意にて、九月廿三日の夜、内裏に押寄けるが、主上は女房の姿にて遁れたまふ。其時主上、御心とく、寶劍を錦袋より取出し、蛭卷細の御太刀を布袋に入れかへたまひ、其錦袋に蒔卷繪の御太刀をいれたまひしを、典侍、神璽と共御太刀を持て出る所を、兵共二ツともに奪取り、又内侍所をも取り出るを、是を佐々木黑田判

官取返す。夫より寄手は、叡山にたて籠りけれども攻落され、有光卿も、楠、越智等も討れ、尊義王も失れたまひぬ。されども殘黨ども、御子の尊秀王をもりたて、神璽をとりて大和へ落行ぬ。寶劍は清水寺におきければ、心月坊といふ僧、大内に奉る。〔割註〕是眞物にあらざればなり。」かくて殘黨共は、尊秀王に神璽を奉り、自天大王と稱し、吉野の山奥なる北山庄大河内といふ所に御所を構、年號を立て天靖元年といふ。しかるを赤松滿祐が一族共、神璽を取返し、其功にて嘉吉の罪を贖はむと、中村彈正、石見太郎右衞門といふ者をたのみ、公家にも武家にも申こみ、御ゆるしを受て、長祿元年十二月二日、ひそかに大河内の御所に忍入り、尊秀王を害し奉り、神璽を奪取て引退く處を、丹生屋兄弟是を打殺す。井口太郎左衞門といふ者、神璽を取返しぬ。其後、宮方の者共、尊義王の第三御子尊雅王を取、神璽を奉りて、同二年六月、吉野山奥に御所を構て居りけるを、小寺性説といふ者、間島衣笠等をして、遂に此宮を亡し、神璽を取りて、同年八月卅日、都に上り内裡にかへりいらせたまひぬ。そも／＼嘉吉三年の禍事に、神璽、禁裡を出させたまひてより、長祿二年まで十六年に及びて、今かく御歸坐まして、三種の神寶もまた、相備りたまひにけり。さてしも私の君を弑せる赤松が徒が、其罪あがなはむとて、命にかけいたづきて、取り返し奉りたることはしも、凶事吉事のかよふ幽理の行れたるものにして、いともてゆけば、かけまくも畏き天照坐皇大御神の大御護の著明て、かへす／＼もたふとき御事になん有ける云々。〔割註〕此書は普通の引べき限りをば取つらね、其上に後崇光院御記、管見記、薩戒記、楠系圖、東寺補任、東寺王代記、朝倉氏傳來鞍作、上月記等、數本校合して、いと精密なるもの也。此翁の學問博洽、確實なること、人のしる所なり。史籍年表といふ書、この頃上木す。此一書にても、其詳審なることを知るべきなり。さて此考、いつぞや翁にみせしを、おのれは記傳の說によれりとてうべなはれず。されど是も一說なれば、捨べきにあらずとぞ。」そも／＼寶劍は、他所にわたらせたまへども、神璽のみは、今も大御身をはなれず。ときはにかきはに寶祚長久をまもらせたまふこと、深き幽契のおはします

御事なるべし。あなかしこ。あなかしこ。

前にしるせる考を、江戸なる前田ぬしが見て、疑といふ物をかきておこしぬ。かれまた、そを辨ぜむとてものしぬ。

〔頭書〕頼圀云、前田夏蔭、鶯園と號ふ。

疑云、八尺勾玉を、祝詞考、大殿祭に、伊邪奈伎命の天照大神に授たまへる御頸玉になずらへ作りし物のよしいはれしを、本居氏の微なき說なりとて信られざりしは、なか〳〵にいかにぞやおもはる。彼伊邪奈伎命の御頸玉は、天照大神を高天原の主と定のらして、授たまへる珍寶の玉なれば、天上にてもたぐひなき寶玉なりけん。故に岩屋隱の御時に、天明玉命の神力をつくして、いかで彼天照大神の御頸玉になずらへて、劣るまじくといそしみ作りたまひけんは、さるべき理とこそ覺ゆれ。さて後に、此玉、殊にすぐれたりければ、當時大御親命より授たまへる御頸玉に准て、天照大神も亦皇孫命を、葦原中國の主と定たまひて、天降らしめたまへる時に授たまへるは、其神意もいちじるく見えて、賀茂翁の考說よく隱微をあかされし事とぞ、うべなひ思はれぬる。さるを本居氏、勾玉を第三の位におくべく論ひ定めおとして、先此說を破られたるは、なか〳〵に非なり。

辨云、祝詞考に、御頸玉になぞらへ作りし物といふことの證だにあらば、本居翁もうけらるべきを、こはたゞ賀茂翁の推量の說なれば、用ひられざりしもうべなり。さて勾玉を、玉祖命の作らしゝゆゑを、たゞ大御神をををぎ出し奉らむ爲の事なれば、ことに深き故由のあるべくもなし。この岩屋戶の處にて、ついには大御神の世にいでまして後に、豐葦原の中國を皇孫命に授て主となしたまふべし。其時に授けたまふ事もあるべきために、玉祖命の、かの御頸玉になずらへて、すこしも劣るまじ〳〵、いそしみ作りたまひし物ならんとは、あまり委しきに過たる考なるべし。またあながちに、御頸玉に准へて作らしゝ物と見ざれば、事實にかなはずといふべくもあらざれば、賀茂翁の說を、本居翁の破ら

れたるは、ひがことにはあらずなん。

疑云、西田直養の考のいぶかしまるゝよしは、大殿祭祝詞に、天津璽鏡劍乃云々。とのみありて、八尺勾玉の一種見えざるは、省きもらすべきにあらず。必古事記、日本紀の、皇孫命の天降の條の文に、勾玉と鏡劍と三種をついでたる如く、此祝詞にも、天津璽及鏡劍と有けむを、及字を乃字に誤れるより、此誤字をうけて、神祇令に、凡踐祚之日中臣奏二天神壽詞一。忌部上二神璽之鏡劍一(割註)義解曰。此即以二鏡劍一稱レ璽。」とある神璽之云々といへる之字は、及字を誤れる乃字より受來るにて、彼祝詞に、天津璽といへるは、八尺勾玉をいへるなりと考られたるこそ、うべなひがたけれ。按に、此考は、後世に勾玉を專ら神璽と申ならへるより、劍璽また璽箱などもいひて、璽は神寶の勾玉の別稱となれるを見來りて、古書の例證をおもはず。彼祝詞の天津璽とあるを、やがて勾玉の名ぞとおもひゝがめつるなるべし。古書に、阿麻津斯留志といふは、一種に定めいふ名にはあらず。勾玉一種を、天津璽といへる例、古書には見ゆる所なし。

辨云、璽は神寶の勾玉の別稱といはれしはあたらず。別稱とは、天照大御神を日神とか、大汝命を八千矛神とか申奉る類をこそいへ。さて阿麻津斯留志といふは、一種に定めいふ名にあらずとは、かの大殿祭の乃は及字の誤りといふ處に、心をつけられざりしよりの誤りなり。一種に定めいふ證は、則大殿祭の祝詞なり。元來勾玉のみをいふべきことなるを、後轉りて鏡劍にもおよべるなり。その證をば下にいふべし。

疑云、書紀神武天皇紀曰。以二所御天羽々矢一隻及步靫一。賜二示於長髓彦一。長髓彦見二其天表一。益懷二踧踖一と見えたる天表を、阿麻都斯留志と訓るは古訓にて、天羽々矢步靫の二をさしていへり。又允恭天皇紀元年紀曰。上二天皇之璽一云々。今當レ上二天皇璽符一とみえたる。又清寧天皇元年前紀曰。奉二璽於皇太子一。又繼體天皇紀曰、上二天子之鏡劍璽符一。又宣化天皇元年前紀曰。奏二上劍鏡一(割註)舊訓に、劍鏡二字引

合て美志留之とよみてあり。」また推古天皇元年前紀曰、奉二天皇璽印一。又舒明天皇元年紀同文あり。又孝徳天皇紀曰。授二璽綬一禪レ位と見えたるなど、璽と云、璽符と云、璽印と云、璽綬と云文字は、皆漢様なる虚文にて、更に當らざれども、その美斯留志とよめるは、神寶一種ならず。すべいへる語にて、勾玉のみをさしていへるにはあらず。

辨云、書紀に出たる璽、璽符、璽印、璽綬などいへるは、勾玉のみをからめかしてかけるなり。しか見ざれば、第一の神璽を、御代々々の日嗣の御大禮に省きて、鏡劍のみを以て儀を行はせたまふべきやうなし。されば爰にひかれたる宣化天皇の御紀なるは、第一の神璽を視したる故に訓つけし人、鏡劍の二字に美志留之とかなつけて、神器二ながら打そろはせたまはざれば、大御位をつがせたまふことあたはざる我神州の國風をしらせたるなり。さて又あながちに、一物にはかぎらぬ總稱とのみいふときは、いかなる故由のましまして、神璽をば省かせたまへりとかせむ。考には引もらしゝを、書紀、持統天皇四年紀に、春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣、樹二大盾一。神祇伯中臣大島朝臣讀二天神壽詞一畢。忌部宿禰色夫知奉二上神璽劍鏡於皇后一。皇后即二天皇位一云々。といふことあり。此文には璽字上に、神字を加へられたるは、まぎらはしき事なく、勾玉をさして神璽といふこと明なり。しかれば後世に、勾玉を專ら神璽と申ならへるによりて、おのがあながちにおもひひがめたりとも定めがたきにや。疑説に、神武天皇より下孝徳天皇までの間を、おつるくまなく、あつめられたるものゝ、此持統天皇紀なる神璽といふことをば、など引もらされけむ。また賊盜律第七に、凡盜二神璽一者絞。〔割註〕謂踐祚之日壽璽。云々と見えたる、此神璽といふものは、疑説にいはれし總稱のごとくにもあらず。なほ勾玉一物をさしたりと聞ゆ。この註に、踐祚之日壽璽とあるをもておもへば、かの神祇令なる神璽之鏡劍云々とある之字は、及の誤りか。又は之字は攙入なるか。いづれにしても、義解に、以二鏡劍一稱レ璽としるされしはひがことなり。續紀に、大寶元年刑部親王、不比等、古麻呂等、律令を撰定せられしことと見えたれば、

律も令も共に、不比等公の撰定なるに、令には神璽をはぶき、律には神璽を省かずに記したまふといふことあるべしや。おのが考に、令の誤は、祝詞の文より轉りてあやまれりといひしはあやまてり。こはたゞ、令の文はあやまれりとのみいふべかりしを。

疑云、書紀、繼體天皇紀に、大伴金村乃跪上天子鏡劍璽符とあるを、古事記傳には、さだかに璽符を勾玉の事とも、鏡劍を指云ともことわりあへず、疑ひおかれつれど、是亦天子の璽符の鏡劍と云意は記されたるは明けきをや。〔割註〕繼體天皇紀を按に、武烈天皇崩坐て日嗣皇子御坐さず、故に大伴金村大連、此天皇の近江國三國に坐けるを迎奉りて、御位に即け奉れるなれば、常例とは異にて、三種神寶を奉れるにも有べけれ。此處の文は、其實にはかゝはらず、史の孝文本紀に、跪上天子璽符とあるを用たるなれば、事實は奈何にありとも、文辭は例の虛文なり。そは已に上に引しるせるごとく、此前後に、天皇璽符、璽印、璽綬などさへあるは、皆勾玉一種を云る文にはあらずして、神寶をすべいふ語としたる漢文なれば、此繼體天皇紀の璽符とあるをのみ、勾玉ぞとはいかでかさだむべき。」其璽字は、上にもいふごとく、唯ひろく、斯留志と云義に用たるにて、天津斯留志とは、三種神寶をすべいふべき汎稱なり。さるを勾玉に限りて、璽と云るやうになれるは、漸後世の意より、然改めたるにて、寧樂朝より後に云始めたる事とぞおもはるゝ。

辨云、劍鏡璽符とつゞく時は、次第は亂れたれど、三種打そろひたるやうに聞ゆる故に、常例とは異にて、三種神寶を奉るにもあるべけれど、此處の文は、其實には拘らずと誥せられたるならめど、すべていかゞなり。天孫降臨の時、宇內を馭めたまふべき料に、大御神より授かりたまひし三種を、一種はぶきて、大禮をおこなはせたまふべき理なし。又勾玉にかぎりて、璽といへるやうになれるは、奈良朝より後にいひ始めたるやうにいはるれど、持統天皇紀に、奉上神璽劍鏡於皇后とあれば、早く藤原の朝にいへりしこと論なし。

疑云、又直養の說に、彼祝詞に、天津璽及鏡劍と有けむ及を、乃と誤れるを受て、神祇令に、神璽之鏡劍と記されたる故に、即位の大儀行はるゝにも、鏡劍の二種をのみ用ひられて、勾玉をのみさるゝ事になれるは、甚口をしき事なるよしに云るは、いといみじき僻心得の妄說なり。彼養老の令條は、大寳令を刊脩られつるにて、其大寳令は、近江朝廷の令を改定られつるなるべし。近江朝の令は、今傳はらざれば考知べからねども、令條の制、奈何でか祝詞によりて建ら　べき。且神祇令は、天皇踐祚の日の式を云文なり。彼祝詞は、皇孫命天降坐る故事をいふ辭にて、互に相かゝづらひなき事なるをや。

辨云、令條の制、いかでか祝詞によりて建らるべきとの論、いふまでもなき事也。祝詞に據りてたてられしといへるやうにおもはれしは、いたくたがへり。おのれは文字の誤りをうけられしよりとこそいひたれ。よしや祝詞の文のさたはともあれ。前にもいへるごとく、同公の撰なる律に、神璽といふことありて、註に踐祚之日壽璽とあるにて、令の方は愆文なること明らかなり。その上、持統天皇四年なる神璽劍鏡とつゞけて記されしにて、即位はさらなり、朝賀其餘事とある大御禮の時には、三種ともに用ひたまひしこと明也。そも〳〵道理をもておすときは、千歳のいにしへといへども、はかりしらるゝものなるを、此疑者はいかなる道理あればか。大御禮に神璽を省きて、劍鏡の二のみにて、式をばおこなはせたまふにやとの疑をばおこされざりけむ。其疑だにおこりなば、おのが乃字は、及字の誤りかといふ說をば、むとおもはるべし。さはいへ大儀の時、からやうの故ありて、璽をば省き鏡劍の二種もておこなはるといふこと、また繼體天皇と持統天皇との御世のみに、三種をそろへらるゝには、かゝる故なりといふ事の書物にみえたらましか。この駁論をばかたじけなくうべなふべし。又踐祚の日と降臨の時と、相かゝることなき事は、いふまでもなけれど、降臨の時に、三種ともに持下りたまひし御寳なれば、踐祚の式に二種にておこなはせたまふといふ理はなしといふ處を、むねとはいへるなり。もし降臨の時、大殿祭の祝詞のごとく、璽なくて劍鏡の二種のみもち下りたまふにきはまりたら

ば、おのがかゝる一大議論をばおこさゞるべし。これなんおのが疑の眼目にはありける。

○屋代翁物語

定家卿自筆の色紙には、淋しさに宿をたちいでてながむればいづくもおなじ秋の夕暮。とあるよし。輪池翁いはれき。此翁に相對すれば、談論渾て筆記すべき事のみなり。只惜らくは、俗務蝟集、履間接を得ざることを。

○平田翁說

平田翁の說に、律令格式といへども、これは唐書の刑法志に、人之爲惡入于罪戾者、一斷以律。禁於未然曰令。尊卑貴賤之等級、國家之制度也。設於此而逆於彼曰格。百官有司之所常行者也。設於此而使彼效之謂之式。諸司常守之法也。といふより、類を立たれど、さて令は、其の官人は其事を掌れ。其の事は云々せよと令せたまへる御令書なり。式は其の神事は云々仕奉り、其の御政事は云々すといふ御式書なり。格は其令式に記させ玉へる御法の外に、臨時に勅書もて格玉へる御格書也。律令式格の御政に違ひたるを律玉へる御律書なり。されば令式格律といふべき次第とおもひとなり。こはよき考なり。式はいまの延喜式、令は令義解、同集解、正しき古典なり。格は亡て、今の類聚三代格よし。されど一二三五七八十二の七卷のみなり。日下部勝皐の格逸、塙氏の三代格の文、抄出して補たるが四卷あり。又格を讀には、政事要略、朝野群載、類聚符宣抄、便りよきものなり。律は今亡たり。律疏四卷今有り。律の事見るべきは、金玉掌中抄、裁判至要抄、法曹至要抄なりとあり。さすれば令式は完く、格律は遺欠と心得べきものなり。又風土記の說あり。今世に傳ふるもの、出雲は全く、豐後もよし。次には常陸、肥前、この四部は古書なり、後三條院天皇の比にも有るべし。日本惣國風土記といふもの出來たり。そのうちにも、駿河國風土記は、塙本に入たり。今似閑が萬葉緯に出せる雜紀、仙覺抄に引ける諸國風土記を集たるに、又信友翁、近頃その殘りたるを補ひしを、翁又諸書に散見したるを拾ひて、

古風土記逸文と號し、折もあらば上木すべきよし、古史徴にもいはれたり。其書を瞻寫せむと欲す。彼物風土記も、中古の作なれば、一本は得たきものなり。とにかくに風土記といふものは、神世の事實を知るに便よきものなり。勤て讀べき也。其外、此翁の論は、古史徴に詳なり。因て只萃を拔て、こゝに記す。

○年號出所

歴代爵云、當時年號天保の出所を考るに、寛政中所述の大坂人松井甚五郎輝辰が紀元通考に、天保北齊文宣帝高洋、後梁世宗蕭歸とあり。古の如、隋唐の年號に倣はるゝことは、强て論もなけれど、正統ならぬ世の年號を取らるゝはいかゞ。

○勇士

中山備前守殿の家老に、藤兵衛、孫左衛門とありけるが、倭姦邪智、一家中これを悪む。闕八といふ者、意を決し、或日、藤兵衛宅にゆき、家の爲にならず、生ケ置き難き事を述て名乘合、一刀にこれを倒し、又孫左衛門が家に行て、寐たる處を趣意をいひ、名乘て其喉を突く。謬て頷に當る。孫左衛門きづをかうむり悶絶す。其時、若黨二人拔連て斬てかゝる。闕八、二人と斬合しが、兎くおもへば不便なり。二人命を全すべし。早く我に快く、切腹せむとて、鎭守の稲荷社にて腹十文字にかき切たり。此物におどろきて、孫左衛門、頭の深手をはち卷し、兼て家中の師範もせし程の片鎌槍の上手なれば、槍ひつさげ、若黨二人を左右に立て、彼稲荷社にはせかゝる。闕八、きりたる腹を手拭にてくゝり、刀を振て又、孫左衛門に打てかゝる。孫左衛門、片鎌を以てするどくつく。闕八、其片鎌を斬り落し、身をかはして柄を握り、一刀に討むとす。其時若黨、其うでをきつて落す。叶はずして孫左衛門に突き殺さる。闕八が刀は、關の兼植がうちたる物なりとぞ。かゝる人戰場に出なば、拔群の功名なすべきを、をしむべきことなり。

○釋　奠

林祭酒の談とて、翁のいはるゝは、釋奠のこと、五禮通考に因りては、一向に行ひがたし。延喜式によれば、進退周旋克行はるゝとぞ。

○大和事始正誤

輪池翁話中、種々の書を出され看し中に、貝原氏の大和事始を、伊勢貞丈の孫、貞春といふ人、正誤といふものかけるあり。初の程披閲するに、田といふ所に、孝德天皇の御時、田地の定めありしことをのみ出して、彼古事記、神代記なる營田、又は高田などの、古くより田といふものゝ有ることを漏したるを、貞春の正誤にもこれを脱したり。又釋奠の條に曰、後花園院寛正年中まで、猶、釋奠の禮行はれしが、應仁の大亂の後、此禮絶しとかやとありて、彼の正誤にも、其以前の事なし。古く令や延喜式などに載られたるを、漏したるは杜撰なりと、おのれいへりければ、翁もうべなはれたり。折もあらば、渉獵して正誤補をも書べけれども、先にすることゝあればもだしぬ。實は此書に因らず、皇朝事始とて、別に作りたき事なり。

○大度

ある日、輪池翁の談に、豐太閤朝鮮征伐のことを、兼て彼地の地圖を以て軍略あるに、州縣を五色もていろどりたれば、何州くれ州などを、其地名をばいはず、赤國、黃國と其いろにて指揮ありとぞ。彼豐閤公の醍醐賞ると書れたるよし、物にみえたると同日の話なり。

○將軍家御佩刀

將軍家の御佩刀となるべき刀劍は、先淺右衛門に命ぜられ、傳馬町にて罪人の死骸ためさせられ、其後に御拵出來るとぞ。辱くも太政大臣の御身の上にて、血なまぐさき物を御帶せらるゝなど、萬代不朽の天下なり。かくまでに武心御ゆるびなく、東照公の主池にて御ためしありし古を守らせらるゝ事、實に確乎たる御掟なり。中世以來、公家の政、柔軟となり、物の用にもたゝぬ儀仗の太刀抔にて威武をはり、

只文のみを貴び、武をいやしむ風俗となりたる故、權、武に落たり。元弘帝の如き、勇武の御方もありつれど、彼虚武にして實なく、終にまた王家衰たまふ。白石先生の論の如く、上世の天子は、御親ら征伐したまひ、又朝臣をして討しめたまひしが、前後十二年の合戰より保元平治に至り、遂に兵馬の事は武將ならでは、しらぬごとくなりしは、元來武家より權を取たるに非ず。公家より武家に與へたまふよし、勤くまじき公論なり。然るに、人をためしたる物ならでは、御佩刀とならざるなどは、征伐、天子より出たりし上世の風におなじくて、いとたふとし。あなかしこ。

筱舍漫筆　卷之十四

○乾元大寳

今世に乾元大寳錢と云あり。其筆者を知る事を得たり。日本紀略、村上天德二年四月八日條曰、今日、右大臣於ニ仗坐一仰ニ外記一。令ニ因幡介廣綸。圖書允阿保懷之一令ニ書ニ新錢文一。但被レ用ニ懷之字樣一。與ニ當時能書一木工頭道風朝臣。大内記藤原文正也。道風眼暗不レ堪ニ細字一。文正觸穢。仍懷之書ニ錢文一といふことゝあり。同年三月廿五日の條に、改ニ錢貨文一延喜通寳、爲ニ乾元大寳一とあり。この四月八日に先だつことゝ、僅に十三日なれば、懷之をして新錢の文をかゝしむといふことは、全く乾元大寳錢なるべし。然れば今現にある乾元大寳の文字は、懷之なること顯著なり。余此錢一孔を藏す。今此事を得て珍重

○親和射術

一日、屋代翁來訪あり。例の談話の中に、親和の事に及ぶ。翁のいはく、御旗本に三浦兵庫頭と云あり。此人、射術を好む。當時の鞢師釘貫傳右衛が父の作りたる鞢ありしが、損じたりとて、子の釘貫へ繕ひの事を命ず。釘貫おや指の中に指を入れていふやう、此物は父の作に違ひなけれども、ほうしは誰人ぞ改めつらむ。父の作に非ずといふ。取次の者、主人にかくと告。主人のいはく、これは三井孫兵衛が削り直し改めしなりとあれば、其事を釘貫に告ぐ。大に感歎して、其足にて直に三井氏の宅に至り、細工の傳を乞ふ。三井、其志をよみして、これを傳へければ、誠に喜悦して家に歸り、其傳をもて作り出す。其工又、一層の妙を得て、父にまさりて名天下に發す。さすれば三井氏の射術精妙、鞢の事までも其妙を得たりとぞ。是則親和の事なり。かくまで射術の名人たりしも、其ことをばいはず。徒に書家の名を以て、人これを仰ぐといはれき。

○史學標準

余頃日、史學の標準を立て、初學に便すること左のごとし。

二　典　古事記　日本紀

この名目は、はやく平田翁の古史徴に出。

五　史　續日本紀　（缺十八冊）日本後紀　續日本後紀

文德天皇實錄（割註）天皇の二字を加ゐは古史徴による。」三代實錄

この名目も古史徴に出たり。

三　記　扶桑略記　日本記畧　本朝世紀

この名目新に作る。

三　鏡　水　鏡　大　鏡　增　鏡

この名目はいにしへよりあり。

三　語　榮花物語、（世繼）續世繼　小世繼、今鏡

この名目新に作る。

四　鈔　愚管抄　百錬鈔　庭槐抄　皇帝紀抄

この名目も新に作る。

十八史　將門記　純友追討記　陸奥話記　後三年合戰記　保元物語　平治物語

源平盛衰記　平家物語　東　鑑　承久記　太平記　明德記

應永記　嘉吉記　長祿寛正記　文正記　應仁記　文明一統記

此名目新に作る、此三十八部にて、上神代より下後土御門天皇の文明の治に至る。此以下長享より天文、永祿、元龜、天正、慶長、元和の際に至ては、正史實錄の憑據すべきもの、余いまだ眼目を

立ず。近來上木せる國史年表といふものに、かつ〴〵載たれども純ならず。後の君子をまつ。

○土佐侯富

大火の時、土佐侯に兼て町家より馳付の令ありて、用金持運びの人足數人來りし處、先十一萬兩の手當なるを、四十萬兩の大金出されて、其得意の者、人配りに當惑し、漸く牛を數頭かり出し金を負せ、他に運送したるよし。此話餘り大金にて疑はしけれども、たしかなる人より聞たれば記しおきぬ。兼て儉約第一にて、邸中嚴密のよしなれば、又黄金のなきにしもあらざるべし。彼火事後忽ち良材を以て、板圍ひの有しは、諸人のしるところなり。此事さもあるべきか。されど四十萬といふ員數は、いかにも莫大なり。

○先哲書

頃日、白石先生の肉筆の改元定一冊を、屋代翁より得たり。是正德六年六月改元の定なり。勘者宣下圖解、奏聞條事定、改元定等の式を、半紙七葉に記されたり。運筆優美にして穩なり。決て强壯の氣なく、淳良の風見ゆ。出所も正しく、僞物ならざるよし、翁のものがたりなり。他日翁の一筆を乞、考證に備へんと欲す。又白石先生の門人土肥源四郎の書ける淸朝詔一冊をも、此時に得たり。康熙五十二年、同六十一年の詔旨なり。半紙二十葉にかけり。書風白石に同じ。かゝる物得しほど愉快なることはなし。

○奇　談

同翁のものがたりに、大御番の三橋藤右衛門就烈といふ人の冷齋夜話に、此大橋の相番の人、或年木曾路を通られけるに、骨董舖にて一つの棒鞘物を見る。鑒定するに凡物ならず。中心をみるに波平行安の銘あり。裏に金象眼にて、大石内藏助良雄爲餞別贈之。下に加古川本藏行國とあり。〔割註〕此字二十一字のよしなれども、今忘たりと、翁のいはれき。いかなるをこの者、かゝることをなせしにやとおもへども、刄の尋常ならざるゆゑ、これを購すとぞ。然るに此人、つら〳〵おもへば、かく金象眼にて、大造

なる事僞作するもことにこそよれ。鄭聲本に倣ひたるはいかにも不審なり。これは定て故あらむ。若、赤穗家中か、または本藩中にかゝる人のありて、實に良雄へおくりしか、其眞僞の事はかられずとて、便を以て尋ねしに、はたして本藩に加古川本藏といふ人あり。內藏助の從弟なり。然則贋物にはあらずとて、珍寶とすといふことあり。忠臣庫の作者梶川氏の處に、此人の名を借しものなりと。翁大に笑て物語あり。實に一奇談なり。

○忠信感應

豐樹のものがたりに、河越侯の足輕某、兼て心懸よき者なるが、二本松侯の鍛工廣元といふものゝ處に至りいふやう、俸祿至て微なるものなれば、一度には心底に任せず。貳步ヅヽ、三ケ年に納むべし。刀一本きたひたまはれとなり。廣元そのこゝろざしを感じいふやう、鐵炭の料をばもらふべし。我勞をば厭はずとて貳步にて請合、其後殊に見事に一本うちたておくりければ、足輕大によろこび、肌身をはなさず珍愛し持よし、直風の話なりとぞ。

○樂翁侯暗記

樂翁侯御壯年の時は、正月に曆を一ぺん御覽あれば、一ケ年の大小はさらなり。毎日の吉凶、中段のこと、すべて御記臆のよし、御老年に及びては、毎月朔日に一ぺん御閲しあれば、一月のこと、渾て御暗記のよしなり。

○古畫縮寫

友左一日、右筵にて一小幅を得たり。是探幽が古畫を縮寫したるなり。長さ一尺三寸もあるべく、幅五寸ばかりなり。中央に觀音大士岩上に踞し、側に花瓶に柳をさしはさむ。上に瀑布落ち、側に雜樹岩石聳え、下は波瀾なり。かりそめに圖取したる物なれども、氣品自ら備り、珍愛するにたへたり。畫のはしに小字にて、寬文六年六月十三日、横田九郎兵衛持參被レ申、永樂百貫計に候。若水と中山、觀音よく候

得共、岩木あしく候と。草書にしりがきなり。生明の四方形なり。至て小なるものなり。

○本朝見在書目錄

本朝見在書目錄といふ本一冊、屋代翁より借覽す。是は先年望之上京の時、ふと得たりしとぞ。はじめに正五位下行陸奥守兼上野權介藤原朝臣佐世奉勅撰とあり。此人は、元慶年中從五位下に叙し、彈正少弼民部少輔となり。陽成天皇始て御注孝經を讀たまふとき都講となり、寛平元年陸奥守となる。此書は當時西土より渡り來れる儒書をば、不殘集て一冊としけるものなり。はじめに目錄あり。左の如し。

一易家。二尙書家。三詩家。四禮家。五樂家。六春秋家。七孝經家。八論語家。九異說家。十小學家。十一正史家。
十二古史家。十三雜史家。十四覇史家。十五起居家。十六舊事家。十七職官家。十八儀注家。十九刑法家。二十雜傳家。廿一土地家。廿二譜系家。
廿三簿錄家。廿四儒家。廿五道家。廿六法家。廿七名家。廿八墨家。廿九縱橫家。三十雜家。卅一農家。卅二小說家。卅三兵家。
卅四天文家。卅五曆數家。卅六五行家。卅七醫方家。卅八楚辭家。卅九別集家。四十惣集家。

已上四十家

作者の名、時代、卷數を記し、通計千五百三十三。

○地變

四月廿三日飛脚到來。定七といふ。此者のものがたりに、今度東海道を通る處、元市場と吉原との間に三斗橋といふあり。其橋落て、其川に三間計りなる木流れ落ちけるが、根もなく梢も折れ、皮は皆むけたり。土人のものがたりに、四月八日の日、不二山の裾吹出し洪水夥し、甲州の方殊に烈く、民舍若干流亡す。駿河の方は、其崩れ口に大なる岩ありて、夫にて水をさゝへ、格別のことなし。されど此河筋などへ流れ出て、人家五十軒も流失す。此木は、彼崩れし穴の邊にありしが、つき流されて、數里の間水勢にもまれて、かくはすりこ木の如くはなりたるなりとぞ。其外一間ほどの木は、いくらも路邊に流

れ出たりといふ。さて定七、不二山を仰ぎ見るに、左のかた糸をはへたる如く平らかなりしが、中ほどに三日月の如く欠けて、甚見苦しとて、考るに、右のかたなる寶永山を削て、左の凹に埋めば、無疵なる山になるべきを、こは天狗の力ならでは能はじ。上古は烟立しが、それもたえ、又寶永山出來、此度天保谷の名出來ること、一山につけて變態さま〴〵なり。雖ㇾ然寶永に滿ちて天保に欠く、因て完全の姿となるか。

○前欄戸

翁に或人マイラ戸とはいかなる詞と問たりしに、遣戸なればやるといふことを、マヰラス、マヰルといへば、婦女の詞よりマヰラ戸と和ぎたるにやと答しが、其後或書を見たりしに、前欄戸とあり。考るに、彼の戸には前はかり横木の欄をうちたり。裏のかたは欄なし。因てかくいふにやといはれき。

○萩侯家風

萩侯の上屋敷には、定府は一人も居らず。下屋敷に五六軒も定府あるべし。其定府の者、上屋敷へ勤に出る時、勤番小屋の如、男作居のよし、珍らしき家風なり。

○地變直聞

五月廿二日吉原を過ぐ。彼定七か談を里人にとふ。果て然り。大木小木數しらず路邊にあり。村人是を拾ひ置にあつめ、軒ごとに山の如し。其間一里許、其木をみるに、おほかたは松、杉、又唐松といふものなり。麓より三里、かの崩れたる處より麓まで、五六里もあるよし、八里程の間を、水にもまれたれば、木性は一向にみえず。田地凡一萬五千石の損なりとぞ。領分は大久保、水野等、又公領もあり。其崩れたる處幅四丁、長さ三里にて、溝の如きよし。定七が三日月の如く欠たりといひしは、大宮なり。「一書註」定七食て大宮をいふ。」大宮といふ處あり。人家おほしとぞ。是は上の方に大なる林ありて、それに上より樹木流れかゝりて、其木に土石を流しかけたれば、しがらみを組たるが如く、一滴も水を下

に落さずとぞ。

〇鞠子川

廿三日鞠子川を過ぐ。水至て潤たり。土橋をかく。彼右大将と平三と連歌ありし時は、馬にて渡されて、殊に深き趣なり。中古、軍物語りに、大井川の急流なるさまを不レ見、江河の變替、感ずるに不レ堪。

〇夜食のかたまり

雲助の詞に。小児のことを、夜食のかたまりといふ、珍名言なり。よく心を付て見るに、おもしろき事おほし。

〇見ニ大名通行ニ有レ感

廿四日大垣侯の旅行を見る。唐鳥數籠あり。所謂チンコ等あり。是十萬石なるか、かくわが侯の嗜好なき可レ貴事ならずや。

〇池田宿

廿五日池田の宿を過ぐ。寥々むかしの跡なし。尚にもいふごとく、いにしへに名高きは漸て衰ふ、菊川、浮島原などもまた然り。

〇過ニ三州長澤ニ

廿六日、三州長澤を過ぐ、路傍山畔に白壁黒格子長屋造り、瓦ぶきの家宅あり。是所謂松平源四郎殿なり。土人に聞くに、百石の知行をとる。現米四斗俵六十俵をとる。山は大分廣く持たり。男二人女一人をめしつかふ。緣組は御代官等なり。決して百姓町人とはくまず。近來江戸に出て、小役にてもつとめむことを乞はるれども出來ず。付合なし。只山川の殺生のみ。系圖自慢なり。今の殿は三十位とぞ。弓鐵炮などを餝り、りきみかへりて居れども、貧乏にてさばけずといへり。大樹寺の事を聞くに、是は一大巨刹にして、此近邊になき寺なり。岡崎の在なり。

○東海道第一長町

去年聞たりしは、府中の町は宮、清洲に次て、長き町のよしなりしが、よく聞くに、府中は四十丁、岡崎は七十丁のよし、東海道第一の長さなり。

○フテウ詞

雲介にいはゆるフテウ詞を問ふ。百のことを萬石、二百のことを地場、三百のことを時介、四百のことを[　]、五百のことを玄吉、六百のことを正六、極て此ことのもとあるべし。

○有　感

今度江戸を立て、錢三百文を篤に入れ、路傍の乞食、窮民に投與。いまだ百文あまれり。宮驛一夜妓に投ずるの錢あれば、幾百人をか救む。

、筆捨山

廿八日、筆捨山を見る。古法眼の筆をすてたるといふもむなり。あらましに見れば、さまでもなき山なれども、仔細にみれば、岩石聳て崔嵬たるさま也。されども古法眼見たりし時は、いさゝかなる竹樹なりけむも、いまは樹々と茂りぬれば、彼おもしろき岩組は隠れて、森々たる茂林なり。此處にこゝろをつけてみれば、このやま至て佳なり。

○田の草を取るを見る

廿九日、石部と草津との間にて、百姓の田草を採るを見るに、男女ともに蓑きべきところを、ござを重ね、肩にあたる處に竿を横たへて、手に三ツ爪あるかぎを持、それにて草の根より引かけて采るなり。雨は頻りに降りても、背に屋根をふきたる如くなれば濡れずして、手のきく事妙なり。蓑なれば裾の處水に入りて邪まとなれども、ぴんとはねたれば、便利至てよし。小介の在も、追々これを學びたきことなり。

○倹約

竹の下にて高松侯の女中に逢ふ。鋲乗物三ツのみなり。是を実介に問に、近年倹約にて、江戸より下る女は三人のみなり。内一人妾、二人小姓とぞ。其餘は數十人あるべけれども、何レ茂御國の家中の娘や女房やなど、又は町家よりも出づ。道中金の益大造なるべしといへり。此はなしゆかしければ、東海道の紀事、此一條にて筆をたつ。

○古畫卷

天保六年乙未八月十五日小倉を發し、夕下關に着く。鐵石氏に投ず。饌殽客を饗す。棚上一古卷を見る。所謂趙宋の李龍眠畫なり。圖の趣を觀るに、軍旅のさまもみゆ。又天子巡狩の趣もあり。又羅人などを引率したる處もあり。大象に乘りたる駟馬を御する事、車をおす、海の珍寶を捧げ、献貢する人を追ふ、人を迎ゐ、色々樣々なり。人物大さ三寸はかり、丹青の着色なく、眞の墨畫なり。其精密なること、衣紋など毛髪より細く、頭毛眞に秋毫よりも細く、眼目のすゐどきことヽ、生るが如し。器械、制度の精細、實に西洋の鏤版のごとし。人物に比すれば、山容水色、竹樹草卉の属は、粗に見ゆ。第一と人物に骨を折たるものなり。いかなる圖にや、博洽の人に問ふべし。卷の初におす所の印、（印不明に付略す）この畫の中仔細に見しに、矢又は戟の類に樋定木を用ひず。因て眞直ならず。元豐のころには、いまだ樋定木なきにや。

○嚴島

廿日嚴島に參る。社記をみるに、推古の御時に開けしよし。予はじめは淨海入道安藝の國守たりし時、再建のまゝにて、六百年以上の造作を見ることゝおもひしに、さにあらず。堀川院の貞應中に回祿、四條帝の仁和二年再造のの處、元龜元年備後の和知、毛利輝元と合戰し、此社内にて亡びしより、其汚を除すとて、將軍義輝、輝元へ命ぜられ、元龜三年に造營ありとぞ。則今の社は、元龜三年の普請なり。

中古の物といへども、已に二百年の上にて三百年に近し、見に堪たり。熟覽するに、屋根は元來檜皮なりしが、其上にこけらを葺たり。今も檜皮の小口二尺位も、軒のつまにみゆ。惣屋根昔のまゝにて、檜皮ならばいかに莊觀ならん。壽永の頃は、定て惣丹塗なるべし。古畫には多く赤く畫けり。今は惣白木なり。むかし赤かりし證は、今も本社の垂木を見るに、丹のはげたる跡あり。柱の根は十三年めにて切替るとぞ。社頭のさまは圖に委しければ不ㇾ記。拜臺の欄干に、

奉鑄木帽子八内日那當秋開守左近將監房顯　于時天文拾伍年丙午六月吉日

と彫れり。本社の正面に、唐金の圓形の物を掛く、五尺四方もあるべし。觀音菩薩の像を鑄る。豐公の寄附なり。畫馬善盡し美盡す。をしむらくは社頭にかけしことなり。別に大なる畫馬堂を建、夫に掛たきことなり。あたら社を畫馬にて俗となす。上代の物計り撰て掛おくべきことなり。心中祈願もあれば神樂を乞、則祝部一人、白き狩衣、立烏帽子、小鼓を持出、チ、、、と五ツ打終て、巫女四人白き物をき、下ゲ髮にて出て鈴を三度ふり拜む。本社にて是を行ひ、又客人社にても如ㇾ前。因ておもふ。壽永のむかし、德大寺實定卿、宋人のすゝめにて此社に參籠ありて、内侍をよび宴ありしことは、今の現に見るが如し。此巫女等も、やがてかの内侍の胤にや、石燈も鐵にて鑄たるものなり。さまでおもしろきものならず。山の傍に轉法輪の堂あり。弘法大師、歸朝のとき佛經を納しとぞ。此堂至て古し。定て是は千載の物たるべし。回祿にあひしものならず。又山上に大堂あり。豐公の寄進とぞ。千疊敷なり。巍々然たる造作なり。征韓の時に出來しとぞ。此傍に五重の塔あり。至て佳く、又古し。旅中忙ければ彌山には不ㇾ登。武將の寄進物數々の寶物あるよし、人やりの旅ならずば、請得て見もすべけれども、如何ともなしがたし。

○吉備津宮

吉備津宮に參る。本瓦の廊、山腹を廻りて、長さ百六十間、先三丁程あり。本社は檜皮ぶき、間口八間入

り九間、先角くき作りなり。丸柱、扇垂木、床の高さ一間半程もあり。内に又五間四方の高さ五尺計りの上段あり。其柱は赤塗なり。其内に又三間四方三尺計りの高さの内陣あり。正面拜する所あり。朱漆金滅金の金具、扉は金無地の箔なり。左右に金燈籠を置く、正面柱五ツあり。此處、陸を上る事一間半ばかり、此下幣殿なり。柱の長さ四間もあるべし。丸柱にて至て古し。間口五間、入り四間なり。天井は見上げて見る程高し。神主に問に、足利義滿公の御時の造營とぞ。夫より回祿なし。兩傍、左右に回廊あり。誠に目を驚かすべき宮居、宮島と伯仲すべし。拜終て鳴釜殿にゆき祈願す。神主ぬかづき、巫女、釜の下をもやす。一人米をいる。暫時の内ヲン／＼とウナリ出す。其音胸を貫く、奇特無雙なり。社家七十五家なりといふ。

（藤井高尙をとぶらふ

藤井高尙ぬしに、兼て面謁を欲す。かの神司等を媒として、別業の紅葉園にて逢。其人溫雅如レ春。九ツ時より八ツ時まで雅談す。萬葉の不盡の歌の事、源氏新釋のこと、伊勢新釋のこと、紫日記のこと、古今の事、この古今について、予は遍昭が誠すくなしの說をいふ。大によろこび、古今新釋近日脫稿、余が說を入るべし、先人の未發なりとて大に喜ばれたり。萬葉に聯句あることをいひたりしに、はじめて發明す。何卒聯句抄を上木すべしとなり。左遷考のことをもいふ。大に喜悅なり。先生の說に、書を解すに、詞に不レ拘して理を以て意を解すべしとのこと、千古の格意なり。詞にかゝりあへば、却て大に解し誤るとのことなり。不盡の短歌の說、奇々妙々なり。平田大人のこと、當時無双の學者、又屋代先生のこと海內無比、この二先生より外に、江戶におそろしき人なし。今の塙氏は如何、定て家聲をば落さぬ人なるべしとなり。景樹、季鷹ちと不向なり。別れに臨て、おのれ

　　ことゝへばまたいにしへにかへるてのかへるしほなきけふにもある哉

翁、當座のうた、おのれにおくる。「割註」此歌は鼻紙にかゝれたり。」

いとゞしくみしかき秋の日ぞつらきかたるにあかぬ友にあへれば

翁も先約にて・會あり。おのれは道をいそぐとて、急にわかれを告て歸る。以來文通を以て音信を通ぜむとて、翁への書通は、心齋橋の奈田屋作七といふ者へ、予へは松園へと相約す。源氏新釋の事、大に齟齬のことあり。事長ければ不レ記。平田、屋代への傳言數々あり。余が旬山、江戸にて屋代翁、平田翁、塙兒三人、大坂にて常信、山陽道にて藤井翁を得たり。京師にては誰ならん、いまだその地を不レ踏。さて考ふるに、神代のことは平田大人、古今博洽は屋代翁、物語、歌類は藤井大人、歌及文章のちからは常信大人とおもふ。

〔過岡山〕

岡山を過ぐ。入りロに野外に大宅あり。池田伊賀とて三萬石の大守の中屋敷なり。家中を少しく過ぐ。渾て海鼠瓦にて、屋根瓦ぶき、江戸大名屋敷のさまなり。此邊賑ふなり。町家繁昌、百工業に勤むけしきあり。足袋や、傘店、竹木、線香など、專らの樣子なり。丁々に門あり。又家士に逢ふ。供僕の人なるが綿服なり。是國は綿衣なり。家中の婦人中、中通りとみゆるは太織紬の類を着る。町家は結ちりめん、太織、皆夜食人の帯也。大橋有り。其邊にて家來伊木長門といふ人に逢ふ。鼻徒士四人、槍持、先觸、わき四人、合羽籠二ツ、挟箱等なり。是地廻りとみゆ。警蹕あり。衆庶下坐す。城下廣大、東道にはなし。豊島は久吉刈なり。白城半地天守あり。總じて平遠の地、山遠く、両間地なり。尾州に似たり。地味砂まじり豐饒なり。国民をり合よく人烟繁富なり。城下近邊野外の往還、實に如レ堤眞直なり。片石なく、清淨にして、疊の上の如し。池などの側をみるに、堤と上の樹木は、すべて切石にて、臺となる處のみ石なり。年中莫大の德用なり。小倉も追々これに傚ひたきことなり。いさゝかの小川といへども、水道のはけ場よくしたり。水の三股になる處などは、切石にて井然なり。熊澤氏の餘功なきにしもあらざるべし。總體石に富る處なり。

〇熊澤氏餘功

廿五日船橋を過ぐ。幅五六間、深さ四尺餘の川、田中を流る。土人に問ふに、昔熊澤様といふ御方の思ひ付にて、吉見川とて此先に大河あり。其水を取り、如レ此なされしより、岡山まで五里程が間の田地、其後遂に旱ばつなしといふ。さて昨日岡山より來りみるに、五里の間山道〻して、凖に田のみ、高一向なし。只田の中に處々村落あるのみなり。此間の田地の高幾萬石か算レ計。熊澤氏歿後、毎年々々旱魃せぬ徑を計りなば、また幾萬石か算レ計なるべし。夫より吉見川に來り見るに、山下に幅三間許の堤き、其上に樋の如き家を架し、其口に丈夫なる唐戸の板戸を構たり。其傍にたゞきにてふきわたしたる宅あり。其内に役人住居して、大水にも破べきとき、直に水勢の烈き時に、其の戸をさし込おとし、其戸をさし込がたき、番所の如きものを構たり。普通の考へにには、大水のとき、村より人夫を出し、唐戸をたてさすべきを、一年に一度もあるかなきかの大水のために、人を付置たるなど、其餘のなす事は、すべて如レ此。もし千・此樋口を止損ずる時は、一度に幾萬石をつき流すかしらず。經済はかやうに手堅くなすべきなり。余て昔の上にては、熊澤氏の有用の學に志すことをしれども、今現に其功績を見て、歎ずるに餘りあり。此吉見川、作州津山より流れ來りて海にいるまで、三十里もあるべきよし。川幅上下するを見るに、稻や藁やうのものをつみ、其便用莫大なり。船の作り、みよしの先高く尖り、四五尺もあるべし。唐船のごとし。瀬になると、舟人下りて土手に上り引上る。其時みよしのとりたゞ、殊の外よきやうなり。川の幅廣き所、二丁の餘もあるべくみゆ。淀の如くの引舟なり。但みよしの先に綱を付、高き岸より引く故、船を上に引上げつりてゆく形にみゆ。餘程工夫したるものなり。其井手の瀬をだにこせば、水勢穩にて勞なし。考ふに、瀬の處すべて人作にて土手を高く築きたるものなるべし。かの引上る爲とおもはる。布帆いくつも揚りて、眞に淀の如し。此川の左右の丈夫なること、萬代うごくことなし。根七八間もあり。其下に低き土手あり。土人に聞くに、毎年梅雨の前、役人見分ありて、崩れやす

らんとおもふ處を修補す。すり合せの石垣處々にあり。渾て手堅きこと論なし。人の通らぬ處には、竹を植て藪とせり。其根にて土手をからむ故不レ崩といふ。此外にも水利を興せし所あるべし。

○臥龍松

かゞと村なる一井左左衛門宅にいたり、臥龍松を見る。東西二拾六間、南北十五間なり。圖をみるべし。此家農長と見ゆ。うた一首を遺す。

よゝをへて庭にはびこる松のみかあるじもふせる龍にやあらまし

かく書ければ、主人大に喜悦していはく、多年身の望みあり。然るに時を得ずして、實に臥たる龍のごとくに侍る。今此御歌をえて、雲ゐまでもたるべき瑞相なりとて、實に滿悦なり。此仁ちとよめるやうなり。さて臥龍のこゝろよく解す。懇求のはじめにあればなるべし。歸る時徒跣にて門まで送る。是も和歌の徳なるべし。此松の圖あり。十年前の圖なれば、松の枝今より短し、五間ほどいま長し。

○長船村

昨夜勝藏へ命じて長船村を訪はしむ。未明に獨歩、往來より一里半のよりなり。勝藏、歸來りての話を其儘記す。はじめ長船村に行て、鍛冶の事尋ねしに、刀鍛冶は一人もなく、渾て鐵炮鍛冶のみなり。そこにて尋ねしに、一里半餘も奥に福村あり。そこに刀鍛冶四軒ありといふ。則ゆきみれば、家數五十もあるべし。其内に案内ありて、先一軒を訪ふ。玄關付鋪などあり。姓名を通じ主人を尋ぬるに、岡山のまつりに行て留守なり。其家より案内ありて、近邊の一軒にゆく。是も前のごとき構なり。主人出迎ふ。年の比五十あまり、袴をはきたすきがけなり。細工中より食中の様子なり。國所姓名を通じければ大に喜び、遠方尋ね來れることを深く謝す。市川出來立たる刄ありやと問ふに、はじめに脇差一本を出す。みるに新物に非ず。因て新物を乞。其時子の打たる刀、脇差二本を出す。隨分出來たれば相應にほむ。其後短刀を出す。此物殊に見事なり。是主人の打たるなり。さて備前刀の由來を問ひ、且當時のさまを尋る

に誠に詳なり。最初の家は、則横山上野大掾祐定の子孫にて、今六代にあたる。當主祐長といふ。受領して加賀介なり。此男は其家の別れにて、則横山源五郎祐恒といふ。嫡男を祐直といふ。三十年以前長船村出火にて不ㇾ殘燒亡す。其前は刀かぢも多くありしが、それより衰へて他國へゆき、または業をかへ、漸四家のこれり。今一家は、かの本家に隨從して新家を起し、今の祐包祖父殊の外上手なり。今の主人は、京邊遊歷して華美になり、業方よからず。今一家は、友平の末葉なりしが、是も本家へ隨ひ修行し、祐定の流になり、今は友平の筋ならず。いにしへより備前刀數々なれども、いまは只祐長、祐恒、祐包、壽恒の四家にて、何れも横山の祐定の後裔なり。外に一人も鍛冶なし。壽恒の子を壽存といふとぞ。先年以來刀鍛冶衰微の時、岡山に岡田五郎太夫といふ人、刀劍家にて召出され、其仁、この者どもの支配頭同然にて、大に世話あり。それより世間に名もしれ、備後、備中あたり、大分注文も出來たり。九州にて福岡の家中ばかり、上下の時是非あつらへありてうつ。外に肥後に一人あり。外はなし。この祐恒事。京、大坂、山陽道に徘徊せしことあれども、いまだ江戸へは行ず。市川執心のことを歎じて、細工場へつれゆき、子二人、弟子一人相槌にて、脇差一本をきたふ。何事、地鉄よりきたひかけたることなれば、幸とて祐恒自らたすき股立にてきたふ。三人相槌、眞金より皮金打かさね、一時計のよし。其時種々練磨のこと物がたりをきくとぞ。此事はことなかければ記さず。燒刄の土は、土大八幡の山よりとるとぞ。はじめみたりし短刀を、市川乞ければ則與へしとぞ。中心に、天保六年二月日、備前長船住祐恒作とあり。是に市川の注文にて、豐前藩士市川勝臣好之といふことを乞ひければ、直にたがねにて彫付たり。其刀に識然たり。はじめ古刀を出せしことを、後にかの主人のいふやう、中心を出さずしてこれを示し、やはり私の打たる刀とて賞美する人なれば、其心にて大概にて直話を斷ることなりとぞ。市川兼て心掛たれば、最初の古刀を中心をみずして、古刀と見て新物を乞ふ。因て、かく親しく物語りを聞くことを得たり。是は賞すべきことなり。この仁是非一泊をすゝめて、燒刄をわたすを見すべし

といへども、旅中いそげば斷て歸る。元來市川事、刀劍癖ありて、かの長船村に行むことを欲すれども、遠慮の氣見えければ、おのれすゝめて行しむ。果して大に益を得、且ほまれを取たり。因て、あらましを記す。

○神谷小辨治を訪ふ

廿六日姫路止宿神谷小辨治を訪ふ。〔頭書〕賴因云、神谷ハ姫路ノ酒井ノ藩士ニテ、城內不用ノ地ニ桑ヲ植シメナド、終ニ藩ニ用ラレズ。退身セリト。男ヲ高坂岩次ト呼ブ。江戸神田於玉ケ池ノ磯正足〔割註〕又右衛門。〕ニ天神眞楊流ノ柔術ヲ學ヒ、〔割註〕目錄ニ至ル。〕千葉周作ニ北辰一刀流ノ擊劍ヲ學ビ、〔割註〕免許ニ至ル。〕後歸國シ、接骨醫ノ免許ヲ得テ、復ビ東京ニ來レリ。〕宿より八九丁もあるべし。居間八疊四方、皆和書六國史をはじめ數百部あり。それに珍書あり。類聚名義抄といふ十冊なり。是善の作といふ。先字鏡の如きものなり。佛法僧と部を分つ。奧書

仁治二年辛丑九月六日、於二加茂庵室一交點畢。凡此書者、以二作者自筆草本一書寫之間、文字前後、或重々定有二紕繆一歟。尋二清書之證本一追必可二交合一之。　　釋子慈念　生年卅六歲

又

建長三年八月六日亥刻、於二洛陽鷹司之庵一一筆書二寫之一畢。欲下以二此結緣一世々開中惠眼上。生々惣持大菩提矣。　　執筆沙彌顯慶　春秋廿三歲

字毎に和訓あり。涉獵するに假名ちがひなく、正しきものなり。又伊呂波字類抄十冊、古寫本なり。又宣長大人の作のよし。書名はなく、雅言集覽の如き書あり。五十音にて集む。古事記、書紀、萬葉等專らなり。至てよきものなり。靈異記、出雲風土記の古寫本、何れもよし。主人おのれが訪らひしを大に喜び、日暮より八ツ時まで雜談す。此春江戸にて始て逢、又夏の比、大坂にて再會し、不レ圖宅にて逢ふ。是又一奇緣なり。茶と菓のみ。實に俗情を忘る。外に一奇書を見る。このことは不レ記。平田、屋代へ

傳言に、國學一筋の處なり。言魂の假名一件論議す。何れ江戸にて中村先生へ質問し、一書著し、伊爲、衣衣惠のこと、一大論を起さむとす。言魂學にて、此假名の辨出來ざれば來るにたらずと、論談數刻におよぶ。そも〳〵、この神谷氏といへるは、篤學眞率、實に可レ賞人なり。屋代、平田二大人の意見を深く喜び、此節專ら國書に眼をさらすと也。古事記傳全部傍にありて、頻りに研究なり。憤發して一家をなすとのこと壯なり。寸翁子より引立られて、國書數部買込、近々姫路に和學校建ち、其教授となるとなり。此人、漢學の力强し。柊園への傳言之折同樣、渾て尊相識の如し。和書數部十のもの九ツは讀得しものなり。

○一谷須磨寺

廿八日明石を發し、一の谷の皇居の跡をみる。今は畠となる。八丁四方もありとぞ。其中央に古松數十本生たり。此内皇居といふ。是は二十四五間ありといふ。そこは畠にせず、只茫々たり。夫より北にあたり高き峯あり。其處を鵯越といふ。逆落しといふ谷は、誠に數千尺ありて、屛風をたてたるが如し。さて此山の土をみるに、砂にて眞土にあらず。因て、山をのぼれば忽ち足に隨て崩るゝなり。かうかひておもふに。かの逆落しは、後より嶺上に上り、この谷間にかゝると、やがて人馬の足にて踏落し、一度に土砂の崩れて、土砂ながら數百人上よりすべり落たるなるべし。歩て下るべき谷にあらず。又考るに、壽永の前は、さまで險にもなかりしが、逆落しの時ふみ落して、いまの如く、屛風の如くにはなりしなるべし。盛衰記の記者時長ぬしなども、こゝの土地を聞れしに、土人のあり體に、かの踏落して壁の如くなりしを、其儘いひたれば、彼物語に、いかにもはげしくかゝれたり。此說予が發明なり。自ら此逆落しをみぬ人は、只外目に山の姿をみてなだらかなれば、盛衰記や、平家物語は、文の餘勢にて書たりといふべけれど、さにあらず。そこより須磨寺にいたり鐘をみる。義經の陣鐘に用ひしといひ、其事札に書たり。さて委しくみるに、銘はありて年號の處けづりたり。本堂の鰐口を見るに、貞治五年丙卯三月十

二日とあり。定て此時の物なるべし。この年號にては、時代あはざれば、後人のさかしらにてけづりのけ、壽永より前の物とせしなるべし。大坂の崇禪寺なる鐘も、古き銘、年號を削り、中古の追銘あり。歎かはしきことなり。寶物をみる。青葉の笛古色あり。敦盛の馬上の像、直實の畫といへども、さにあらず。畫工の畫にて隨分よし。甲冑服餝、畧古實あり。源空の名號もゆかし。辨慶の書は肉筆疑なし。晉壽丸の獣もさもあるべし。只かの敦盛の着初の鎧と云は、一向の物にて論ずるにたらず。寶物付や、石摺別にあり。又別堂に、敦盛の木像あり。集古十種に出たり。辨慶の制札たてたる櫻のみばえとてあり。さもあるべし。この花を若木の櫻といひ傳ふるは、ひが事なり。源氏須磨の卷に、日ながくつれ〴〵なるに植し若木の櫻、ほのかに咲そめて云々。こは作り物がたりなるを、この若木の櫻、則此須磨寺にあると心得て、いひ傳へしなるべし。

○皇朝古文

國固〔割註〕古事記、神代卷。

於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神。修理固成是多陀用幣流之國。賜天沼矛而言依賜也。故二柱神立〔割註〕訓立云多々志。天浮橋而。指下其沼矛。以畫者。鹽許袁呂許袁呂邇〔割註〕此七字以音。畫鳴〔割註〕訓鳴云那志。而引上時。自其矛末垂落之鹽、累積成島。是淤能碁呂島。〔割註〕自淤以下四字以音。於其島天降坐而。見立天之御柱。見立八尋殿。於是問其妹伊邪那美命曰。汝身者如何成。答曰吾身者成成不成合處一處在。伊邪那岐命詔。我身者成成而成餘處一處在。故以此吾身成餘處。刺塞汝身不成合處而、爲生成國土奈何。〔割註〕訓生云宇牟。下效此。伊邪那美命答曰然善。爾伊邪那岐命詔。然者吾與汝行廻逢是天之御柱而。爲美斗能麻具波比。〔割註〕此七字以音。如此云期。

乃詔汝者自右廻逢。我者自左廻逢。約竟以廻時。伊邪那美命先言阿那邇夜志愛袁登古袁。〔割註〕此十字以音。下效此。」後伊邪那岐命言阿那邇夜志愛袁登賣袁。各言竟之後。告其妹曰。女人先言不良。雖然久美度邇〔割註〕此四字以音。」興而生子水蛭子。此子者入葦船而流去。

誓約〔割註〕古事記、神代卷。」

於是速須佐之男命言。然者請天照大御神將罷。乃參上天時。山川悉動。國土皆震。爾天照大御神聞驚而。詔我那勢命之上來由者。必不善心。欲奪我國耳。即解御髮。纏御美豆羅而。乃於左右御美豆羅。亦於御鬘。亦於左右御手。各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠而。〔割註〕自美至流四字以音。下效之。」曾毘良邇者負千入之靫。〔割註〕訓入云能理。下傚此。自曾至邇以音。」附五百入之靫。亦所取佩伊都〔割註〕此二字以音。」之竹鞆而。弓腹振立而。堅庭者。於向股踏那豆美。〔割註〕三字以音。」如沫雪蹶散而。伊都〔割註〕二字以音。」之男健。〔割註〕訓建云多祁夫。」踏建。

國讓〔割註〕古事記、神代卷。」

櫛八玉神化鵜。入海底。咋出底之波邇。〔割註〕此二字以音。」作天八十毘良迦。〔割註〕此三字以音。」而。鎌海布之柄。作燧臼。以海蓴之柄作燧杵而。鑽出火云。是我所燧火者。於高天原者。神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟。〔割註〕訓凝烟云州須。」之八拳垂摩弖燒擧。〔割註〕摩弖二字以音。」地下者。於底津石根燒凝而。栲繩之千尋繩打延。爲釣海人之。口大之尾翼鱸。〔割註〕訓鱸云須受岐。」佐和佐和邇〔割註〕此五字以音。」控依騰而。打竹之登遠遠登遠遠邇〔割註〕

此七字以レ音。」獻二天之眞魚咋一也。

天降〔割註〕古事記、神代卷。」

爾詔二天津日子番能邇邇藝命一而。離二天之石位一。押二分天之八重多那〔割註〕此二字以レ音。」雲一而。伊都能知和岐知和岐弖。〔割註〕自レ伊以下十字以レ音。」於二天浮橋一。宇岐士摩理。蘇理多多斯弖。〔割註〕自レ宇以下十字以レ音。」天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣。〔割註〕自レ久以下六字以レ音。」故爾天忍日命。天津久米命二人。取二負天之石靫一。取二佩頭椎之大刀一。取二持天之波士弓一。手二挾天之眞鹿兒矢一。立二御前一而仕奉。故其天忍日命。〔割註〕此者大伴連等之祖。」天津久米命。〔割註〕此者久米直等之祖也」於レ是詔之此地者向二韓國一眞二來通笠沙之御前一而。朝日之直刺國。夕日之日照國。故此地甚吉地詔而。於二底津石根一。宮柱布斗斯理。於二高天原一氷椽多迦斯理而坐也。

詛戸〔割註〕古事記應神天皇卷。」

於レ是有二二神一。兄號秋山之下氷壯夫。弟名二春山之霞壯夫一。故其兄謂二其弟一。吾雖レ乞二伊豆志袁登賣一。不レ得レ婚。汝得二此孃子一乎。答曰易レ得也。爾其兄曰。若汝有レ得二此孃子一者。避二上下衣服一。量二身高一而。釀二甕酒一。亦山河之物悉備設。爲二宇禮豆玖一云爾。〔割註〕自レ宇至レ玖以レ音。下倣レ此。」爾其弟。如二兄言一。具白二其母一。即其母。取二布遲葛一而。〔割註〕布遲二字以レ音。」一宿之間。織二縫衣褌及襪沓一。亦作二弓矢一。令レ服二其衣褌等一。令レ取二其弓矢一。遣二其孃子之家一者。其衣服及弓矢。悉成二藤花一。於レ是其春山之霞壯夫。以二其弓矢一繫二孃子之廁一。爾伊豆志袁登賣。思レ異二其花一。將來之時。立二其孃子之後一。入二其屋一。即婚。故生二一子一也。爾白二其兄一曰。吾者得二伊豆志袁登賣一。於レ是其兄。慷二愼弟之婚一以。不レ償二其宇禮豆玖之物一。爾愁白二其母一之時。御祖答曰。

我御世之事。能許曾〔割註〕此二字以音。」神習。又宇都志岐青人草習乎。不償其物。恨其兄子。乃取其伊豆志河之河島之節竹而。作八目之荒籠。取其河石。合鹽而。裹其竹葉。令詛言。如此竹葉青。如此竹葉萎而。青萎。又如此鹽之盈乾而。盈乾。又如此石之沈而。沈臥。如此令詛。置於烟上。是以其兄八年之間。干萎病枯。故其兄患泣。請其御祖者。即令返其詛戸。於是其身如本以安平也。〔割註〕此者神宇禮豆玖之言本也。」

詠言。〔割註〕古事記顯宗天皇卷。」

爾山部連小楯。任針間國之宰時。到其國之人民名志自牟之新室樂。於是盛樂酒酣。以次第皆儛。故燒火少子二口。居竈傍。令儛其少子等。爾其一少子曰。汝兄先儛。其兄亦曰。汝弟先儛。如此相讓之時。其會人等。咲其相讓之状。爾遂兄儛訖。次弟將儛時。爲詠曰。物部之我夫子之。取佩於大刀之手上。丹畫著。其緒者載赤幡。立赤幡。見者五十隱。山三尾之竹矣。本訶岐〔割註〕此二字以音。」苅。末押縻魚簀。如調八絃琴。所治賜天下。伊邪本和氣天皇之御子。市邊之押齒王之。奴末。

託言〔割註〕日本紀崇神天皇卷。」

時丹波氷上人。名氷香戸邊。啓于皇太子活目尊曰。己子有小兒。而自然言之。玉萋鎮石。出雲人祭。眞種之甘美鏡。押羽振。甘美御神底寶御寶主。山河之水泳御魂。靜挂甘美御神底寶御寶主。〔割註〕萋此云毛。」

室壽〔割註〕日本紀顯宗天皇御卷。」

於是。小楯撫絃。命秉燭者曰。起儛。於是兄弟相讓。久而不起。小楯嘖之曰。何爲太遲速

起儛之。億計王起儛既了。天皇次起自整衣帶。爲室壽曰。築立稚室葛根。築立柱者。此家長御心之鎭也。取擧棟梁者。此家長御心之林也、取置椽橑者。此家長御心之齊也。取置蘆萑者。此家長御心之平也〔割註〕蘆萑。此云哀都利。萑音之潤反。」取結繩葛者。此家長御壽之堅也。取葺草葉者。此家長御富之餘也。出雲者新墾。新墾之十握稻之穗。於淺甕釀酒美飲喫哉。〔割註〕美飲喫哉。此云于魔羅爾烏野羅甫屢柯倭也。」吾子等脚日木此傍山牡鹿之角〔割註〕牡鹿此云左烏子加。」擧而吾儛者。旨酒餌香市不以直買。手掌憀亮〔割註〕手掌憀亮、此云陀那則擧謀那羅々儞。」拍上賜。吾常世等。

國引〔割註〕出雲國風土記。

栲衾志羅紀乃三埼矣。國之餘有耶見者。國之餘有詔而。童女胸鉏所取而。大魚之支太衝別而。波多須須支穗振別而。三身之綱打挂而。霜黑葛闇闇耶耶爾。河船之毛毛曾曾呂呂爾。國々來々引來縫國者。自去豆乃折絕而。八穗爾支豆支乃御埼也

夢野〔割註〕釋日本紀所引攝津國風土記。」

雄伴郡有夢野。父老相傳云。昔者刀我野有牡鹿。其嫡牝鹿居此野。其妾牝鹿居淡路國野島。彼牡鹿屢往野島。與妾相愛無比。既而牡鹿來宿嫡所。明旦牡鹿語其嫡云。今夜夢吾背爾小雪零利也於都利見支、又草生也多利見支。此夢何祥。其嫡惡夫復向妾。乃詐相之曰。背上生草者。矢射背上之祥。又雪零者白鹽塗完之祥。汝渡淡路野島者。必遇船人射死海中。謹勿復往。其牡鹿不勝感戀。復渡野島。海中遇逢行船。終爲射死。故名此野曰夢野。俗說云。刀我野爾立留眞牡鹿也。夢相乃麻々爾。

奇護〔割註〕延喜式所出大殿祭祝詞中所云。」
此乃敷坐大宮地波、底津磐根乃極美、下津綱根〔割註〕古語云、番縄之類、謂之綱根。」波府蟲能禍無久、高天原波青雲乃靄久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久、堀堅留柱桁梁戸牖乃錯〔割註〕古語云、伎加比。」動鳴事無久、引結留葛目能緩比、取葺留草乃噪伎〔割註〕古語云佐夜岐。」無久、御床都比能佐夜伎夜女乃伊須々伎伊豆都志伎事無久、平氣久安氣久奉レ護留。

筱舍漫筆　卷之十五

○がんどう灯燈

茂經記に、油さしたる車、松明五六度に火をつけて、天にさしあげみれば、外はくらけれども、內は日中のやうにこしらへたりといふことあり。これ全くいまいふがんどう灯燈なるべし。がんどうは强盜なり。

○鮪旗

書紀に、鮪旗といふことあり。釋紀に、今現在此旗之頭如レ鮪故名とあれど穩ならず。こは吹流しといふものゝごとし。

○いたく似たること

宇津保物語俊蔭に、時の太政大臣の御子賀茂詣の道にて、俊蔭がむすめのすみける三條の末京極の大路の家にたちより、あからさまに娘とちぎりたまふほど、御供の人々見うしなひぬ。大殿むつがらせたまひ、なげくの人してたづねさせたまひしに、あけの日、京極のつぢにたちたまへるを見つけてかへりけるを、其後はたえていづくへも出したまはず。さてかのむすめは、たゞならぬ身となり。ほどなくをのこをうまれ、御子は此むすめのことつゆわすれたまはず。いかでいまひとたびとおぼせど、外にしる人もなくて、なげきたまふといふことあり。さてこの事に、いとよくにたることあり。舊本今昔物語十八卷に、內舍人良門の子高藤といふ人ありけるが、鷹狩にいでゝ南山階あたりにて、從者を見うしなひ、たゞ一人、山陰の家にいたり、そのむすめとちぎりあかし、あけの日ずさどもたづね出して、つれかへりしを、父君、このゝちは鷹狩をとゞめたまふ。さてかのめのことわすれがたくて、ほどへてその家にゆきた

まへば、五六歳ばかりなる兒をうめり。それをいへにつれかへりたまひしといふことあり。考に、空穂の作者、この故事をとり、わざと、やましなと加茂と方角をかへ、また男と女とをもたがへたるなるべし。しかれば高藤卿より以後の作なることはしられたり。

〇業平朝臣の東くだり

古事談に出たる業平朝臣のあづまくだりのことは、二條の后をぬすみさらむとせられしを奪返せし時、本どりをきられしにより、髪の生るまで、歌枕を見にゆくと稱して、關東に發向ありしといふこと、先達のとられざる説なれども、さるよしのなしといふべきことにもあらず。

〇御火焚

いま十一月八日を御火焚とて、稲荷社をまつるなり。そのほかもあり。おもふに、こはいはゆる里神樂てふもの丶殘りたるならん。御神樂は、大内にてふるくよりあり。京中も則さとなり。ならをふるさと丶いふもてしるべし。さてひたきは庭火焚といふことの上略なるべし。いま專ら庭火をたくことなり。

〇わらはやみ

頼政が、ぬえを射たりし時のさまをおもふに、御惱のしきりあるやうなり。こはまたく折ふしわらはやみなどになやませたまひしを、かの怪鳥が來てなくなる時に、おこらせたまひしなるべし。鳥ゆゑに玉體につゞがあらせたまふべくもなし。

〇道後碑

法興元年十月。歳在丙辰。我法王大王。與二惠總法師及葛城臣一。逍二遙夷與村一。正二觀神井一。歎二正妙驗一。欲レ叙レ意。聊作二碑文一首一。

惟夫日月照二於上一。而不レ私。神井出二於下一。無レ不レ給。萬機所以妙應。百姓所以潜扇。若乃照給無二偏私一。何異二于壽レ國。隨二華臺一而開合。沐二神井一而瘳レ疹。詎舛二于落花池一而化溺。窺二望山岳之巖崿一。反冀二

子平之獨往椿樹相蔭。而穹隆實相。五百之張蓋。臨朝啼鳥而戯吐下。何曉亂音之聒耳。丹花卷葉映照玉菓。蘭葩以垂井。經過其下可優遊。豈悟洪灌霄庭意與才拙實慚七步。後之君子。幸無蚩咲也。

此碑は推古天皇の四年に、聖德太子、伊豫國溫湯郡伊社爾波の溫泉にいでまして建させたまひしものなり。此碑、好古小錄には、いまは亡びしよしあれど、猶同郡なる圓滿寺にありといふ。此碑のことは、卜部の兼方が釋日本紀十四述義第廿三に、伊豫國風土記曰。湯郡。大穴持命見悔恥而。宿奈毗古那命欲活而。大分速見湯自下樋持度來。以宿奈毗古奈命而浴漬者。蹔間有活起居。然詠曰眞蹔寢哉。踐健跡處。今在湯中石上也。凡湯之貴奇不神世時耳。於今世染疹痾萬生爲除疹存身要藥也。天皇等於湯幸行降坐五度也。以大帶日子天皇與大后八坂入姫二躯命爲一度也。以上宮聖德皇爲〔割註〕仙覺抄引ところには、皇の字の下に、子の字あり。」爲一度。及侍高麗惠總〔割註〕仙覺抄には、總を慈に作る。」僧葛城臣〔割註〕仙覺抄には、臣を王につくる。」等也。于時〔割註〕仙覺抄、于時の二字なし。」立湯岡側碑文記云。法興元年云云より無蚩咲也といふまでをしるす。〔割註〕仙覺抄には、小序碑銘ともにのせず。」碑文の末に、以後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨見原御宇天皇三躯爲一度。此謂幸行五度也とあり。仙覺抄には、碑文をはぶきて立湯岡側碑文といふ句の次に、其立碑文處謂伊社邇波之岡也。所以名伊社邇波者。當土諸人等。其碑文欲見而伊社那比來。因謂伊社邇波本也云云。以岡本天皇并皇后二躯爲一度。于時於大殿戸有椹與臣木。於其上集鵤與此米鳥。天皇爲此鳥枝繫穗等養賜也。この句の次には、釋記にひける以後岡本天皇云云より此謂幸行五度也といふ文をもてとぢめたり。かく釋紀と仙覺抄の引用ひやうのかはれるは、釋記には、臣木鵤などのこと、强てしるさずともよく、又仙覺抄には、碑文のことひかずともたりぬべければなり。此碑、いまたとひ有りとも見ることを得ざれば、なきもおなじことなるを、釋紀

と仙覺抄とにひける風土記にて、銘文および事實をしることを得るは、實に兼方と仙覺とのいさをなりけり。

法興元年は、推古天皇の四年にあたれり。此法興といふ號は、もとより朝廷の正史實錄に用ひらるべきものにあらず。此御世に佛法みさかりに行はれて、書紀にも、此四年に法興寺造竟といふこと出たれば、別に設られしものなるべし。かゝる年號のことは、貞幹の逸年號表に出たればもらしつ。歷代弘賢曰、たとへば唐土にても、中元庚申とある石盆を得しに、中元は光武の年號なれど庚申なし。庚申は明帝の永平三年なり。又古磚に大鵬とあるは、さらに考ふべきよすがなきよし。徐氏筆精などに見えたるたぐひなり。按ずるに、法興元年といふは、法隆寺釋迦造記にもあれば、かゝる年號をば、金石刻銘の類のみに用ひられしものなるべし。爰に十月歲在丙辰としるせしは、風土記に傳寫のあやまりにて、こは元年歲在丙辰十月とあるべき格なり。

法王大王は、書紀用明天皇元年に、聖德太子のことといへる處に、註に、或名豐聰耳法王、或云法主王などありて、いたく尊めるなり。こゝの法王大王と同じ文字を重ていふべくもあらず。こは書紀なる法主王といへるに、又たふとみて大といふ一字を加へ、法主大王とありけむを寫しあやまりしなるべし。

惠慈法師。〔割註〕釋紀には、惠總とあれど、仙覺抄に惠慈とある方よければ改ためつ。慈と總と草の手も似たればあやまれるか。」書紀。推古天皇三年五月。高麗僧惠慈歸化。則皇太子師レ之とあれば、此僧なるべし。

葛城臣は、書紀崇峻天皇二年七月に、蘇我馬子の守屋をせむる時に、葛城臣烏那羅といふ人あり。これならんか。

夷與村は、いまも夷與村神社といふもあれば、ふるくよりの名なるべし。

神井は、やがてかの温泉をさす。書紀天武天皇十三年大地震。人民及六畜多死傷之時。伊豫温泉沒而不レ出といふこと出たれど、其後また、ほどなく修復ありて、舊のごとくにはなりたるなるべし。いかにといふに、萬葉卷三に、山部赤人の此温泉にてよみし長歌あり。そは伊豫の高嶺の射狭庭乃岡爾立之而、歌思筆思爲師三湯ノ上乃樹村乎見者臣木毛生繼爾家里とあれば、湯はありしやうなり。もしなくば、其なきことをむねとよむべきなり。〔割註〕赤人は□□の御時の人なれば、三年の地震と聞□□□□□じきて此長歌の趣を見るに、伊狭庭といふ岡のことをばむねとよみて、碑のこと、たえてなきをおもへば、温泉は上古ありつらめども、此碑は彼十三年の地震に、泉中におちいりて、遂に土中の物となりしにや、此赤人の世に遊びし時、岡の上に碑ありなば、かならず歌によまでやはあるべき。風土記にも、諸人等、この碑をみむとて、いざなひ來るより岡の名ともなれるほどの物なるをや。さすれば其後堀出して、いまの圓滿寺にはすゑおきしなるべし。〔割註〕南谿が北窓瑣談にいだしたる話は、うきたることのよしなればとらず。世に此碑を道後碑といふこと、いかにもいぶかしく、湯岡の音通よりあやまりしにやとおもへりしを、いまも碑のある所を道後といひ、道をへだてゝ前を、道前といふよしなれば、疑ひはとけぬ。

此碑文の作者を考ふるに、決て佛者の手にいでたるものに非らず。書紀に、太子のことかける處に、習二內敎於高麗僧惠慈一學二外典於博士覺哿一並悉達矣とありて、已に此文に惠慈をばめしつれたまへるよしあれば、覺哿をもいざなひたまひて、この覺哿に作らしめたまひしなるべし。此人の名もからめきたれば、惠慈とおなじく、歸化の人なるべし。されど此記つくりし人、たしかなる物にも出つらむもはかりがたし。後の識者をまつ。

(一)法隆寺藥師佛造像記

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時。歲次丙午年。召二於大王天皇與一太子一而誓願。我大御病太平欲レ坐。

故將造寺藥師像作仕奉詔。然當時崩賜造不堪者。小治田大宮治天下大王。天皇及東宮聖王大命受賜。而歲次丁卯年仕奉。

此藥師像は、用明天皇の詔もて、推古天皇聖德太子と共に、十五年丁卯歲に造りたまひしこと、此記に見えたり。則寺中なる金堂にあり。金銅にして、高□□□記は、其光背にしるせり。さて此佛工の事さだかならねど、同堂なる釋迦の像は、同御宇の廿一年癸未歲に、〔割註〕此佛像におくれしこと十六年なり。止利佛師の作れるよし、其光背に記したれば、此佛像も同人の作ならんか。此記者ともに詳ならず。望之曰、天平廿年法隆寺資財帳載之。

池邊大宮治天下天皇は、弘賢曰、即㆓天皇位㆒。宮㆓於磐余㆒。名曰㆓池邊雙槻宮㆒。則用明天皇都。續紀云。石村池邊宮。舊跡闕考云。池邊宮在㆓十市郡安部長門邑㆒。○大御身は、萬葉三に、大御身太刀取帶とありて、大御代などいふとおなじく敬ふ詞なり。

勞賜時は、勞るとは、本は何事によらず、自らくるしむをいふ。病する苦むかたなればしかいふ。萬葉五に、意乃何身志伊多波斯計禮婆とあるもてしるべし。

歲次丙午年は、用明天皇の元年也。

於㆔大王天皇與㆓太子㆒而誓願賜は、用明天皇御病の時に、御妹の額田部皇女と御子の厩戸皇子とを召て誓賜しといふことなれど、其いまだ凡人にておはしゝ時の御名はかゝれず。さらば召㆔於天皇與㆓太子㆒と記すべきを、かく大王といふ二字をしも、ことさらにかき加へしは、此紀の末に、太子の事を東宮聖王といたく敬ひて記せれば、推古天皇の御事を、たゞ天皇とのみ稱し奉りては、いかにも不敬のやうなれば、大王の二字を加へて、聖王に聯對したるなり。元來、爰にかける大王といふことは、末に出たる大王より起り。その末の大王は、又其下なる聖王より起るとしるべし。そもゝゝ太子をかくたふとめることは、書紀に萬機を攝し天皇の事をおこなふとあるにてしるべし。道後碑には、法主大王と

いで、此堂なる釋迦光背記には、上宮法皇としるし、書紀には、法大王、法主王などありて、當時の稱謂、すべてかくのごとし。此大王といふ論は、先輩のいまだいはれざるを、かくいふはをこがましきやうなれども、此解せざらむも無念なれば、姑く愚考をいだして後の君子をまつ。

故將レ造二寺藥師像一作仕奉詔は意明也。されど仕奉といふこと、ひとわたりにては聞えず。望之曰。仕奉猶レ言二奉造一。河内國西林寺記載天平十五年緣起云、大忍羽廣庭天皇己卯年九月七日。始大山上文首阿志高時奉二爲諸親屬等一仕奉、此寺幷阿彌陀丈六佛像脩捴持。釋云。仕奉者造レ佛立レ寺之詞也云々。されど此詞には、ふたつの分あり。ひとつは君にいつき仕へ奉ることは、續紀慶雲四年の詔に、汝藤原朝臣乃仕奉狀者、今（割註）乃末爾。）不在云々。ひとつは物を造ることにて、祈年祭祝詞に、皇御孫乃瑞能御舍乎仕奉氐とあるにてしるべし。一概に奉造といふ意のみにもあらず。さて爰に藥師像を作りてとありて、又仕奉とあれば、まぎらはしきやうなれど、ひとつ詞を重ねていへるは、上つよの詞づかひのつねなり。神龜三年にたつる上野國緣野郡なる高田里の結知識碑にも、天地誓願仕奉石文とありて、やがて碑を造る事也。

小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王は、弘賢曰。記云。即二天皇位於豐浦宮一。十一年冬十月己巳朔壬申。遷二小墾田宮一。則推古天皇都。續紀作二小治田一。書紀通證云、小治田在二高市郡豐浦村一云々。大王天皇及東宮聖王といふ事は、既にいへり。（大命受賜而は、天皇と太子と、むかし丙午歳に、用明天皇の大命ありしを受たまひてといふことなり。（歲次丁卯年仕奉は、推古天皇の十五年に、この佛像を造るといふことなり。そも〳〵此大御世の頃は、專ら漢學おこなはれて、彼太子の憲法などにてもしらるゝを、かく皇國風の祝詞、詔勅の體なり。古語もて佛背にしも鐫ることと、いともたふときことなり。〔割註〕いまよに傳れる文章の、此記より前には、此寺の庫中に收まれる觀世音の記、（崇峻天皇四年なり。）推古天皇四年の道後碑。同十二年にいできし憲法十七條のみなり。仁德天皇の御ときに、田道の

墓といふこと、書紀にみえたれど、いま傳はらず。享和のころ堀出せしといへるは僞物なり。この丶ち雄略天皇の御とき、少子部栖輕の墓あれど、文章といふまでもなし。こは靈異記に出づ。是等のものすべて漢文にて、皇國風の文辭にあらず。管に我國風の文章といふものは、この造像の記を權輿とす。それより舒明天皇の御とき、いできしといふなる出雲國造の神賀詞、または天智天皇の御ときなる大祓詞をはじめとして、くさ〴〵の祝詞、また天武天皇の御時の詔勅のたぐひにて、この丶ち元正天皇の和銅四年にいできし古事記なるべし。しかれば此記は、我國風の文章の祖なれば、物學びせんひとたちは、かならず讀うかゞふべき事なり。

字書の考證は、栗原信充曰、邊を遶に作るは、唐李邕が牡丹の詩に初て見えたれど、世紀よりは遙に後なり。御を馭に作るは、王右軍が辭中令帖と、呂秀巖が景教流行中國碑に見えたり。與を与に作るは、干祿字書に、与與上俗下正とみゆ。奈佐勝皋曰。蔵隷作蔵。於與於同。望之曰。欲作レ欲。見二漢北海相景君銘一云々。頼字のことは、已に觀音造記の處にいへり。

○宇治橋斷碑考

浼浼横流其疾如箭　修　世有釋子名曰道登　出　即因微善爰發大願　結

宇治橋は山城國宇治郡宇治里なる宇治川にあり。此碑は孝德天皇の大化二年に始て宇治橋を造られしとき、其故を記してたてたるなり。しかるをいつの比よりかたふれて、ありし處もさだかならざりしを、〔割註〕其考證は下にいふべし。寬政三年の四月、宇治川のほとりなる常光寺の籬の邊なうがちて、幅一尺ばかり、長サ一尺五寸あまりの石を得たり。文字卅七字ありて、下の方は折れてなし。是此碑の近頃世にあらはるゝ初也。さるを、弘安九年にたちし宇治川網代禁制の塔、いつの比よりか水中に埋れしを、此ちかき比ほり出せしとて、其銘文搨りたるをみしに、その中に有レ川稱二宇治一境碕地角。昔有二道登一創二建橋梁一とあるをおもへば、此塔の銘かきし人、此碑銘の趣をもてしるせしやうなり。

しからば五百五十年ばかりの上つ世までは、此碑、全くして建ちたりしを、いづれのころに倒れて斷碑とはなりけむ。弘賢曰、此碑の全文は、帝王編年記に見えたり。然れども扶桑略記には、道登を道昭とかきたり。水鏡には、宇治橋は道登造れりとあり。編年記には、元興寺道登、道昭奉レ勅造とあれど、法師に仰て橋つくらせらるべくもあらず。またく私の勸進にて造りしなるべし。道昭は此時わづか十八歳なれば、道登が棟梁にて、道昭は力をあはせしものならん。そも〳〵日本紀にもしるされず。又續紀にも、道昭此橋を造ると有て、道登の事はさらになし。元亨釋書、本朝高僧傳等の書にものせざるを、此石文の折ながらもかく傳はりて、道登といへる名のあざやかに殘りたるぞ、其功も朽せでいとめでたし。さて全文は、編年記卷九、孝德天皇大化二年の條に、元興寺道登道昭奉レ勅始造二宇治川橋一石上銘云。浼々横流。其疾如レ箭。修々征レ人。停レ騎成レ市。欲レ赴二重深一。人馬亡レ命。從レ古至レ今、莫レ知二杭葦一。世有二釋子一。名曰二道登一。出レ自二山尻恵滿之家一。大化二年。丙午之歳。構二立此橋一。濟二度人畜一。即因二微善一。爰發二大願一。結二因此橋一。成二果彼岸一。法界衆生。普同二此願一。夢裏空中。導二其昔縁一とて出たり。又此道登のこと、靈異記にいはく、高麗學生道登者、元興寺沙門也。出レ自二山背惠滿之家一。西住云々、あはせ考べし。望之曰。道登は、見二孝德天皇大化元年及白雉元年紀一。道登營二宇治橋一。又見二現報靈異記一。續日本紀云。道昭年十八猶弱齡。恐無レ有二造橋之事一。蓋以二登昭共一。元興寺僧名字亦相涉。修史者誤認爲レ昭也。弘安七年二月、太政官符云。河上有二一橋一。元興寺道登道昭建二立之一。若登昭戮レ力造レ之。則石銘豈特載レ登遺レ昭耶。蓋欲レ據レ碑爲二道登一。則與レ史乖。欲レ從レ史爲二道昭一。則與レ碑違。不レ能二詳考一。審定歸二之一人一以兩存レ之。則是言亦不レ足レ據也。按るに、此銘の中に、爰發二大願一といふことあれば、屋代翁のうたがはれし如く、官よりの仰にてはなく、私の勸進なることといちじるし。又編年記にいでたるには、山尻とあれども、靈異記には山背といでたれば、尻は背のあやまりかともおもへど、ラリルレロの音通もあれば、強ていかにともいひがたし。

○殉死考

書紀、垂仁天皇紀二十八年冬十月丙寅朔庚午。天皇母弟倭彦命薨。十一月丙申朔丁酉。葬二倭彦命于身狭桃花鳥坂一。於レ是集二近習者一。悉生而埋二立於陵域一。數日不レ死。晝夜泣吟。遂死而爛臭之。犬烏聚噉焉。天皇聞二此泣吟之聲一。心有二悲傷一。詔二羣卿一曰。夫以二生所一レ愛令レ殉二亡者一。是甚傷矣。其雖二古風一之。非良何從。自レ今以後議レ之止レ殉云々。此一條は、例の漢籍意にて記したまひしものなるべし。そも〳〵天地のはじめのときより、此垂仁天皇の大御世にいたるまで、幾千萬の歳月をやかされ来ぬらん、其間の事、物に見えたる限りを考るに、人をいけながら土中にうづむるなどいふ殘忍なるわざあることとなし。此後、雄略天皇、武烈天皇、陽成天皇は、殊に忍びざる御心おほくまし〳〵て、人をもそこなひたまひしかども、そのとき、父御門、または御兄弟など崩ならせたまふとて、親しくつかへまつりし人を、いけながら棺の側に埋めさせたまひしこともなく、又誰々をば朕棺の側にいけながら埋むべしといふ御遺詔もなし。ましていはゆる無爲にして治まりし大古に、かゝる殘虐なる風あるべくもなし。つら〳〵後のよのありさまをもていにしへを推量るに、慶長、元和の頃の風俗にて、高恩をうけし主君におくるゝ時は、悲哀にたへず、やがて自殺することとなり。これを世に追腹といふ。主君在世の恩遇に感激して自殺するなど、その義烈は賞べきこととなれども、あたら忠臣を失ふこととなれば、いたくこれを制たまへど、ともすれば死する者すくなからず。これらのことをもておもへば、大古にては、生ながらわれとわが陵域のほとりに埋もれしなるべし。自ら覺悟して死するとても苦しければ泣吟べし。其聲をきゝたまふにたへずして、殉死を止めさせたまひし也。さるを、古の惡風をあらためさせたまふやうに記されしは、垂仁天皇をば賢王と人も仰ぐべけれど、神國の古意を誤りて、あらぬ戎夷の殘虐心にかきなしたまひしは、口をしきわざなりけり。已垂仁天皇の御時、田道間守が非時香菓を求て、常世國より歸りしに、天皇はやく崩ましゝにより、悲歎にたへざる處に、今天皇既崩。不レ得二復命一。臣雖レ生之亦何益矣。乃向二天皇之

陵一叫哭而曰死之云々。と紀にしるされ、また清寧天皇の元年の條に、冬十月癸巳朔辛丑。葬二大泊瀬天皇于丹比高鷲原陵一。于レ時隼人晝夜哀二號陵側一。與レ食不レ喫。七日而死。有司造二墓陵北一以レ禮葬レ之。といふこともありて、皆我とわが死したる也。さて世もくだちゆき、人心あしざまになりゆきし時だにも、白刃を腹につきたて、主の爲には命をすてしならひ數しれず。まして淳朴なる太古の風にては、生ながら土に埋れ死なんこと、何の疑ふべきこと歟ある。又元龜、天正の頃、主君におくるゝときは髮を切ることあり。太閤記に、秀吉公弔ひ合戰したまはむとて、姫路をうちたまふ時に、尼が崎に參陣し、頓て落髮ありぬ云々。豐臣譜にも、秀吉公薨去のとき、長政、三成等髮を斷るといふこと出たり。いま夫にわかれて妻の髮をきることも、兩夫にまみえずといふしるしを見するにて、中古の風、女にはのこれり。考るに、是は垂仁天皇の御時、殉死をかたく禁止たまひければ、みだりに死することを得ず。それよりして殉死のかはりには、遁世することゝはなれるなり。かの良岑宗貞が、仁明天皇のかくれましゝ時、やがて薙髮して遍昭といひしたぐひ、御代々々にいくらもありて、こは親しく仕し君におくれまゐらせて、世の中あぢきなく、官途をおもひはなれむとする時は、すべてかくのごとし。あながちに後世菩提の爲ならずとも、世をすつる時は、頭をそり佛門にいること也。惟喬親王の小野にすみたまひ、藤原國雄が東山にかくれしなどいふ遁世は、いと／＼まれなりけり。さて臣として君にはなれ奉りては、世をのがるゝならはしなるに、いつのころよりか、貞女不レ見二兩夫一。忠臣不レ仕二二君一。〔割註〕此語、齊王蠋がいひし也。戰國策には、貞を烈に、兩を二につくれり。この貞女の方は、夫は死ても又、他に嫁せず、一生やもめにてくらすべしといふことなれど、忠臣の方は、齊に仕しものゝ、內々にて楚にも心を通じて、二君に仕ふべからずといふ事にて、文王に仕し身の、文王かくれしとき、二君には仕へずとて、武王の代となりしときは、山林に遁れいるといふ事にあらず。」左傳、昭公十三年云。臣一主二。杜註曰。言。一臣必有二二主一。道不二合得一。去事二他國一云々といふ本文の意をとりたがへて、撰集抄などに

も、中納言顯基卿は、忠臣二君に不レ仕といふ世俗の風儀を守りて、飾りをおろし云々。又東鑑、正治元年十月廿五日條にも、此間、朝光〔割註〕結城七郎也。」談二于列座之衆一云。吾聞。忠臣不レ事二二君一云々。殊蒙二幕下〔割註〕賴朝卿をいふなり。」厚恩一也。遷化刻有二遺言一之間。不レ令二出家遁世一之條。後悔非レ一。且今見二世上一如レ踏二薄氷一云々。此文などもてみるに、主君の歿後には、かならず出家することなるよしいちじるし。考るに、髮をきりしことにて、出家遁世の事をしり、追腹きることにて、太古の生ながら陵側に埋もれしことをしる。因て殉死考を作る。

○神代略記

太古天地未レ成。日月未レ生時。三神生二於大空一。稱二天御中主神。高皇產靈神。神皇產靈神一。爾於二大空一一物生。其形難レ言。自二其中一有下如二葦芽一萌騰物上。是則日也。復謂レ天。〔割註〕謂二天津國高天原一此物也。」始如二葦芽一萌騰時。因二其物一生神。稱二宇麻志阿斯訶備比古遲神一。復其物爲レ天後生神。稱二天之常立神一。復自二其元處一有二垂下物一。因レ是而生神。稱二國之常立神一。次生神。稱二豐斟渟神一。此垂下物斷絕爲レ月。復謂レ泉。〔割註〕又謂二根國。底國下津國。根之堅洲國。豫母津國。夜食國一。」非レ上非レ下生二其元處一神。稱二宇比地邇神。須比智邇神。角杙神。活杙神。大斗能地神。大斗乃辨神。游母陀琉神。訶志古泥神。伊邪那岐神。伊邪那美神一。然不二曾皇國一。外蕃諸州人類萬物。悉皆無レ不レ依二產靈神御靈一。漢土古傳。謂下此神稱二上帝天帝一。或名二皇天一。此神在二天上一宰レ世。會二人心一備二仁義禮智之誠一。皆此上帝所レ爲。又天竺古傳。謂下此神稱二大梵自在天王一。或稱二梵天王一。此神在二忉利天一。宰レ世天地萬物。皆此神所上レ造。故產靈神之恩賴。夢寐不レ可二忘却一。抑高皇產靈神。皇產靈二神。雖三共鎔二造天地泉一。地者未二堅固一。

於是。諸天神詔伊邪那岐神。伊邪那美神。再復命修造國土。二神則爲美止日合。生大八島國。復生八百萬神及萬物。伊邪那美神者生火神時。神避坐於夜見國。伊邪那岐神追至其國而。受汚穢。因欲滌去之。往豊國速吸名門。〔割註〕漢籍所謂日月浴于咸池者。則此處也。」禊祓。生底筒男。中筒男。上筒男三神。因洗左御目。天照大御神生。因洗右御目。月夜見命生。〔割註〕亦名云須佐男命。」爾伊邪那岐命以天照大御神。爲天津國君。以月夜見命爲葦原中國君。然殘忍傷民。故父命令所知根國。須佐男命欲告別於姉命。上天。天照大御神疑有黒心。詰問得其實。因誓約生子。須佐男命則勝佐備甚無狀。於是天照大御神慍入石窟。諸神奉出之。因罰須佐男命。逐降根國。於是。父命昇天留日之少宮。爾有大國主命。須佐男命曾孫英邁神也。與高皇産靈神子少毘古那神共。經營高皇産靈神皇産靈。伊邪那岐。伊邪那美四柱神之未造竟處。令全完而。宇志波伎坐此大御國。爲萬民君給。爾天照大御神詔曰在下葦原中國有我子之可治國也。令御子忍穗耳命天降。此御子者。因天照大御神與須佐男命劍玉御誓所生也。然白父命。令我子邇々藝命代降。此御子娶高皇産靈神御女萬幡豊秋津師姫命御子玉依姫命所生而。則於大御神御孫於高木神御曾孫也。〔割註〕然所以讓之者。雖我於父命爲血統。於高木神無緣類。高木神於天上功績尤高。憐欲令此血孫即天位。於父命歡喜賜也。」爾天神諸慮。縱雖爲天孫。容易不可禪。先令穗日命〔割註〕此命者天照大御神第二子也。」降說大國主命。雖說之不決。遂至三年。因雖復降天稚彦。娶其女下照姫欲得此國。至于八年不復奏。於是。降武甕槌男神。經津主

神。以彼穗日命和議與此二神武勇。遂禪此國于皇御孫命賜。爾造御舍于出雲國多藝志小濱鎭居。主宰幽事。於是。天照大御神副賜三種神寶及諸神等而。令天降給。皇御孫命則道別天八重棚雲。下日向國高千穗峰。於其處造大宮治天下。娶大山津見神女木花開耶姬命。生穗々手見命。此命娶綿津見神女豐玉姬命。生鵜草葺不合命。此命又娶綿津見神女玉依姬命。生神倭伊波禮彦命。此命自日向起至大和造大宮于畝火橿原治天下。後世稱之。謂神武天皇。

此書採於平田翁古史成文、扶桑國考、三五本國考。赤縣太古傳、曆運記考、新鬼神論、古道大意等要而記。加之以僻案。唯在令兒童略伺神代大概而已。嘉永二年六月廿有一日　西田直養錄

〔頭書〕賴國云、扶桑國考故アリテ碎版シ、皇國異稱考ト改題セラレテ、明治八年大扶桑國考ト題シテ再板ナレリ。賴國云、今云鬼神新論。弘仁曆運記考。

筱舍漫筆 終

洋花漫筆

梅華園著

博覧會具遊船
門野萬里閣

全部二冊

序

舊き戯場の奇なる事を探りて思ひ出るまゝに筆を[illegible]
苟も見聞のことなく世に言ひ傳へ[illegible]あり記せずしては漫に
[illegible]太古の質は今の文にて其の文は後の世の質なる
[illegible]の[illegible]器も[illegible]益なく[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]園[illegible]題









萍花漫筆目錄

卷之上

卷之下

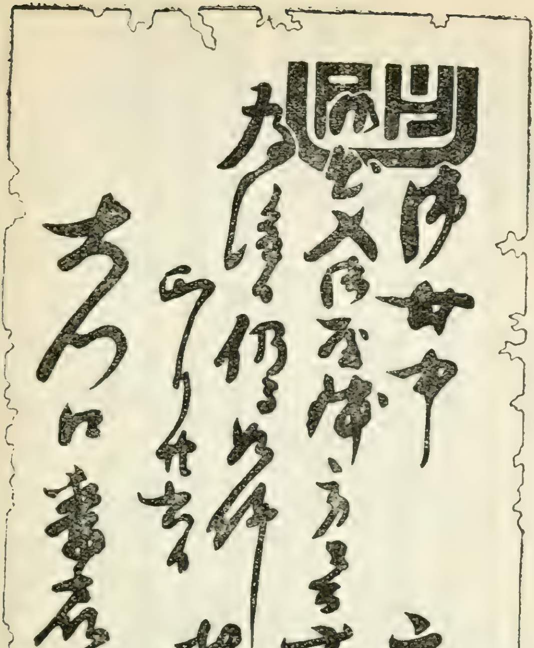
萍花漫筆　巻之上

江戸桃花園著

智者も千慮の中には、必一ツの失は有ものにて、愚者も千慮の中には、必一ツの得は有ものなり。されば心なき者も、よきひと言はいふものにて、庄司甚左衛門新吉原を建る時、普請場に地割の圖をひき、大門口より日本堤の土手際迄、兩側に廿五軒ヅヽの切手茶屋を眞直に地取せしを見て、甚左衛門が飯炊の下男小平次といふ者の、甚左衛門に云けるは、番所と旦那の御相談有て仕たまふ事なれば、難を申にはあらねど、堤を下りて直に門口の見ゆるは、至極りつぱには候へども、廓の爲には宜しからず。二曲三曲りまがりてから、門のみゆるやうにしたまはゞ、おくゆかしく候べしと云しを、甚左衛門つらく考みるに、いかにも小平次が云所尤なりければ、堤より大門口迄を三曲りに道造して、その筋とはしたりけり。世説といふ書に、城を築く時衛を紆曲に製すと有。是は城廓をたやすくあらはに見とをさしめざらんが爲なり。小平次は、甚左衛門が下男のめしたき風情の者なれば、中々世説などをよみていひたる事にはあらざるべけれど、しぜんと心に思ひはかれる所ある時は、書籍の格にも叶ふ事有べし。張良は僕の詞をもすてずして用ひたりとあれば、人の異見はきくべきものなり。されば今の世迄も、細見記のはじめに、道は三段に曲りて廓をあらはさずと書記せり。

昔吉原に五十軒の通り切手といふは、大門口より外なる五十軒の引手茶屋の株切手なり。今の細見に、龍泉寺町茶屋の部、山谷堀舟宿の部、田町編笠茶屋の部と、科門を分てしるしあれども、後々に定りた

る株にて、廓此吉原に草を分たる時は、引手の茶屋株五十軒に限れり。是を外茶屋とも、切手見世ともいへり。慶安三年庚寅の歳、新吉原大門口の案内茶屋五十軒の切手見世のうち、菊屋半兵衛が女中通り切手壹枚寫左の如し。



五十軒見世の茶屋は、昔他より出せるさしかけ茶屋なり。今の土手の茶見世と同じものなり。其頃の土手には茶見世は多くなし。番屋にて茶見世をいだしたるゆへに、唄今に殘れり。

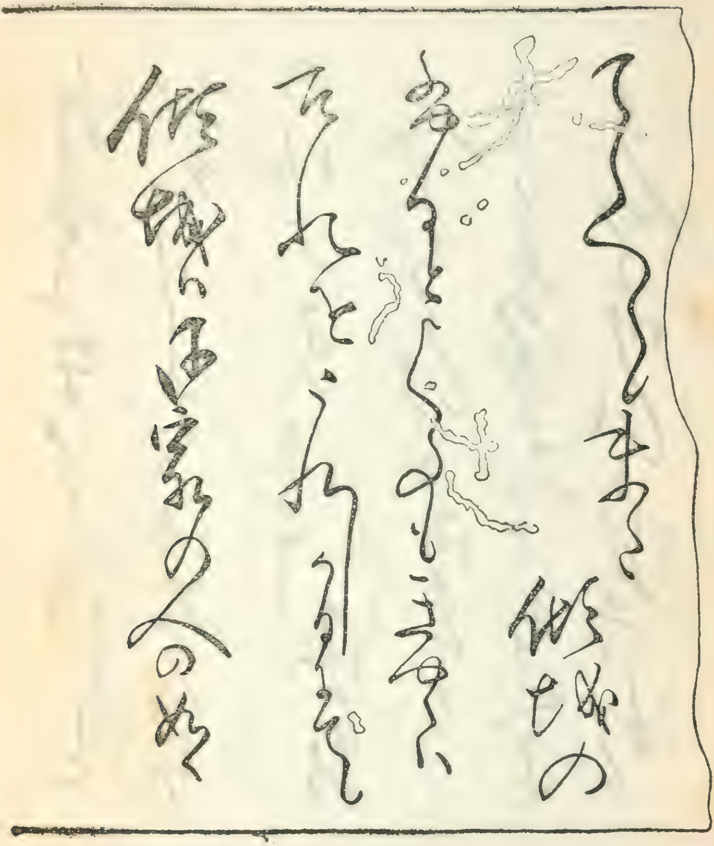
「よひにたゝんで夜中に起るサンサ
茶見世のへ土手の番する身ぞつらや

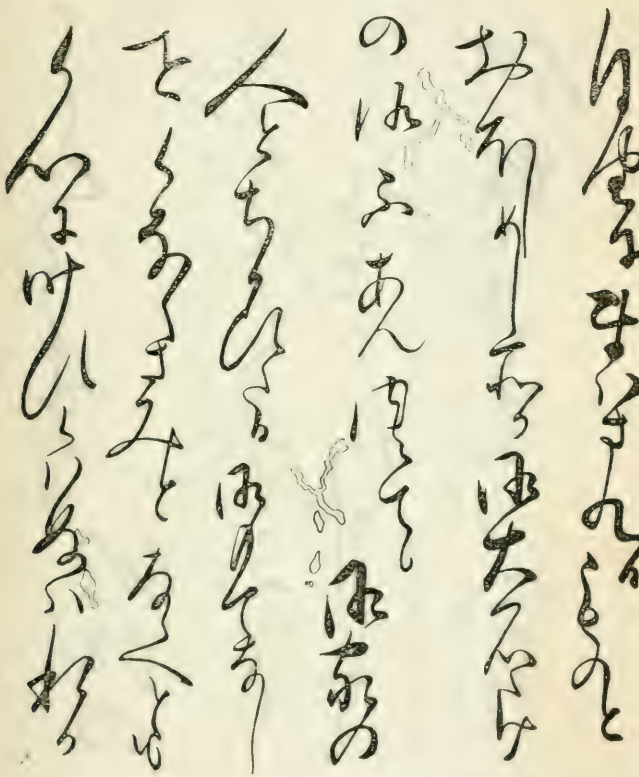
「しんきしのだけいよすのすだれサンサ
茶見世のへかけて思ひをせうよりも

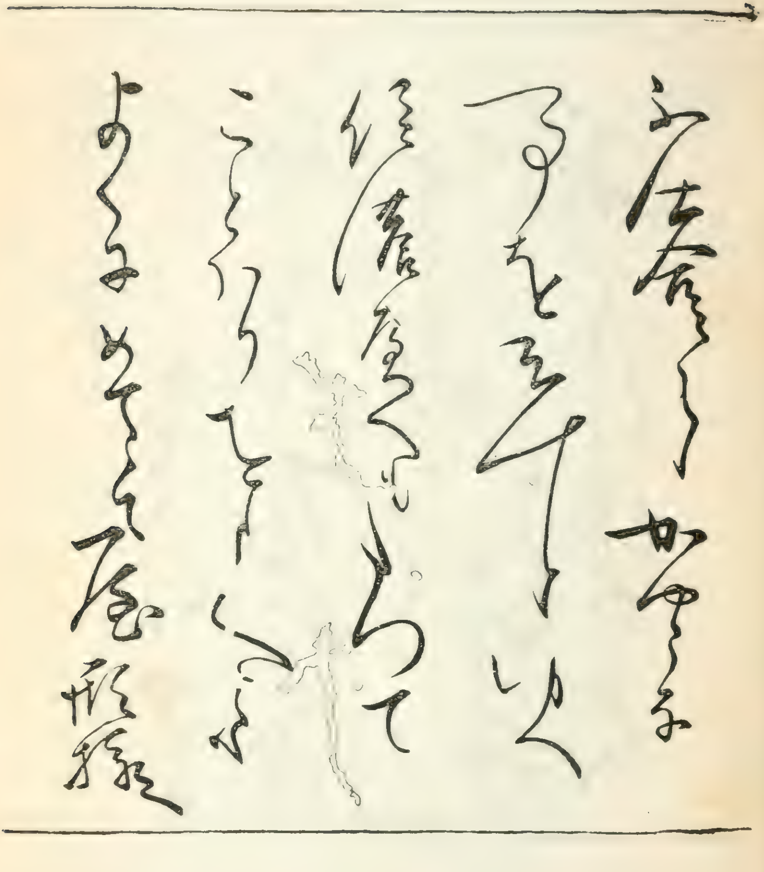
五十軒の通切手は、一ケ月一軒に付大の月は三十枚、小の月は廿九枚ヅヽ、大門番所四郎兵衛より、割印を押たる紙を茶屋へわたし置たる事、安永年間の吉原記錄にのせたり。

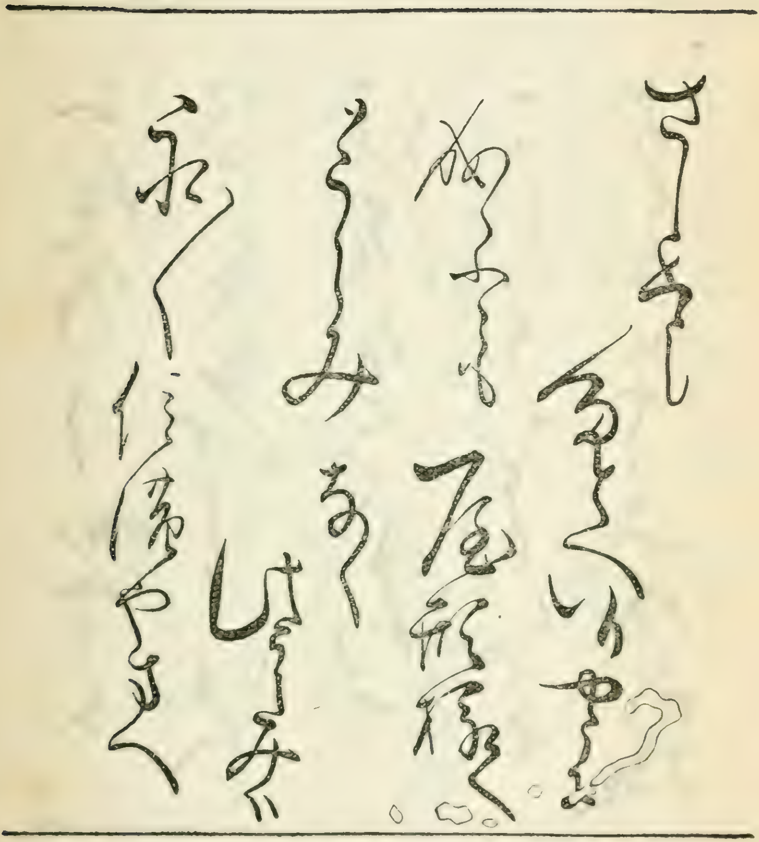
新吉原はもと六町まちなり。堺町を江戸へ引てより五町まちとなれり。此さとの者は、遊女に限らず其始は多くは上方者にして、遊女などに意氣地立などゝいふことはなく、其角が發句のごとく、契情の賢なるは此柳かなと、たゞ柔和にして素直なる事のみに、客の興をも取たることなり。されども客は多くは、東武のうまれ多ければ、土地がらにして義氣つよく、それよりしては遊女にも、東國の女多くなりて、年々歳々珍らかなる事を思ひつき、たとへば金銀にておもてをはらんとする者には、義操をたてゝ脇へそげ、金に目をくれざるはたらきなどして、氣まへを見せるがゆへに、諸人おもしろしと評判して、客も遊女も俠膽を表とし、意地をみがける事とはなれり。さればとて、たやすく客の心に隨ひ任せざるといふにはあらねど、張といへるは、いはゆる兩方のゆきさつにして、互の心の出合頭なり。もとより貞操潔白を守るならば、兩夫にだもまみえざるが女の道なれども、遊女となる身の、いかでか客に肌をふれざるといふ理はなし。昔は貴人も忍て通ひもしたまひたるにや。出合頭の思はくよりして、任

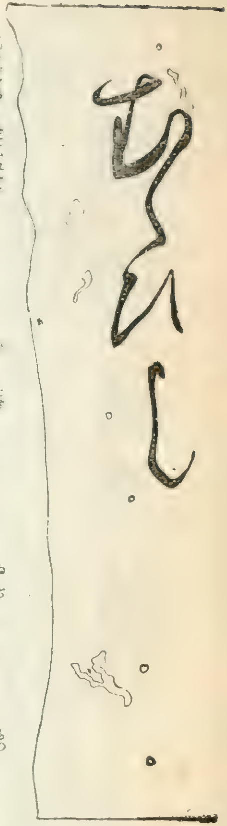
せぬさまもしたる事など多かるべし。萬治年中、左ある貴人の此廓に通ひたまひつるに、京町壹丁目信濃屋藤左衛門が抱薄雲といへる遊女、半としばかりが間、心に随がはずゐたりけるを、間夫やあるといたく攻られ、手を廻して尋けれども、たえて左やうの者もなかりければ、餘りに憎き女なりとて、三千兩にてねびきせられ、圍に押込め置たる上にて、さて仰出されけるは、かゝるうきめを見ても、猶心には随はずやと有ければ、薄雲答て、御心に随ひ參らせ侍るほどならば、根引したまふは切にはや随ひ參らせんが、とても随ひ參らすまじと思ひ詰侍れば、何と仰あるとも、今更御心には随ひ候まじと云に、左有ば十本のゆびを十日に切て、苦痛をばさせて殺すべしとて、遂に其やしきにて殺されにけり。其時薄雲が書て差出したる文に、











惜むべし。此薄雲が俠膽只つゐとせりに見る時は、わけもなき意地はりつよき者にして、實情薄きやからの心には、遊女の入らざる義立して、身を亡すことさかし、をろかなりと思ふべけれども、此心を以て大節に臨で、氣色を動かさゞるは烈婦といふとも餘り有べし。かゝる族の仕置たる跡をいひ傳へ聞傳へつゝ、追々廓にうかれ女の俠膽を守れる事とはなりて、吉はらの契情に限りて意氣張を旨とするは、外に類もあるべからず。盛綱が妾の不義者を寄しに溺死し、正成が妻の縫れて終りを遂たるも、義に於ては薄雲が心と更に違へる所はなし。されば契情は、大むね劉倫、太白等が放曠の志氣有て、伯夷叔齊等の癇癪をたもち、十年の苦界に在て、半時の榮華にほこり、一錢の鐵漿をつけて、萬鎰の黄金をかへり見ず。義は愚痴と志をかなへずして、其名高尾のほまれをのこし、義富貴に心を合せずして、其運薄雲のいさをしをつたへり。富て黄金の爲に義理を失ふの輩にくらべては、持たきものは契情の意地なり。嗚呼それ其智には及ぶべし。其愚には及ぶべからざるなり。

廓がよひする客のたいこを持者をかみといふ事は、ふるき詞にして、紀伊國屋文左衛門吉はらに通ひける頃、靈巖島より長七と云髮結の上手出入して、つねに文左衛門が氣に入り、附そひあるき、能口笛を吹て、餓鬼舞といふものを舞て、座興を催けるが、紀文が相方の契情も、長七が來たらざる折は、何とし

髪をつれたまゝはざるやといひし故、人皆長七を髪々と呼たり。此比よりして、諸客おほくは髪結を引つれて、廓へ通ふことゝはなりぬ。依て洒落の詞にも、髪を神と轉語して、客に附そひゆく者を、末者を末社と唱へ轉じ、色元結と云古き唄の文句に、神も末社もすゝしめの、たいこの拍子うち連て、どんど／＼と廓入と書たり。此比は吉原にたいこもちといふ者なくして、男に藝ある者、皆他より入込たり。女藝者とても別にはなく、茶屋の女房娘など出て、酒の相手に三絃を彈て唄ひもてなしたる故に、取持と稱して、藝者とはいはざるなり。後にけんばんと云もの定りて、太夫淨瑠璃、はうた藝子とて、追々事をさだめてければ、廓の男藝者を太夫と唱へ、女藝者を羽織と唱へり。是は大かたは娘子供を、わかしゆ髷にして、羽織を着せて出せし故に、今に此名を殘せり。此比紀文が思ひ附にて、始て紋を附たる羽をりをこしらへ、みづからも着し、たいこ持にも着せて遊びに來たり。是は貴人のはをりに紋の附たるがなきゆへ、伊達にかくはいたしたるなり。大盡舞の物語に、小平の坊さまの長ばをりと諷ひしも、をのれがつれたる小平と云者、ちゞれ毛ゆへに見苦しとて、寄合て髪をそりたるなり。俳諧一夜の雨、其外此比の句集にも、小平坊主の句共多くあり。羽をりの長きがはやりて、中にも坊主小平は、着物のたけと同じはをりを着たる事、俳書に出たり。是をさる貴人の見たまひて、紀文は如才なき者なれども、さすがは町人にて物に辨へなき者なり。羽織は着附の紋所を隱す爲の紋かくしなり。そのはをりに紋を附ぬるは、着せずともの事なるべし。と笑はれしとぞ。されども紀文が風流花者にして、羽をりの紋所は、今に一統附る事とはなりたるなり。其外種々おもしろき事どもを、末の世迄も殘せり。大かたは、諸書にも出て、人のしれる事なれば略せり。中にも滑稽なるは、大盡舞の拜節、今にくるわに殘りて、人のしる所なれども、始りの物語、終りの早舞の文句のおかしければ、紀文が滑稽を傳へんが爲、こゝに記せり。

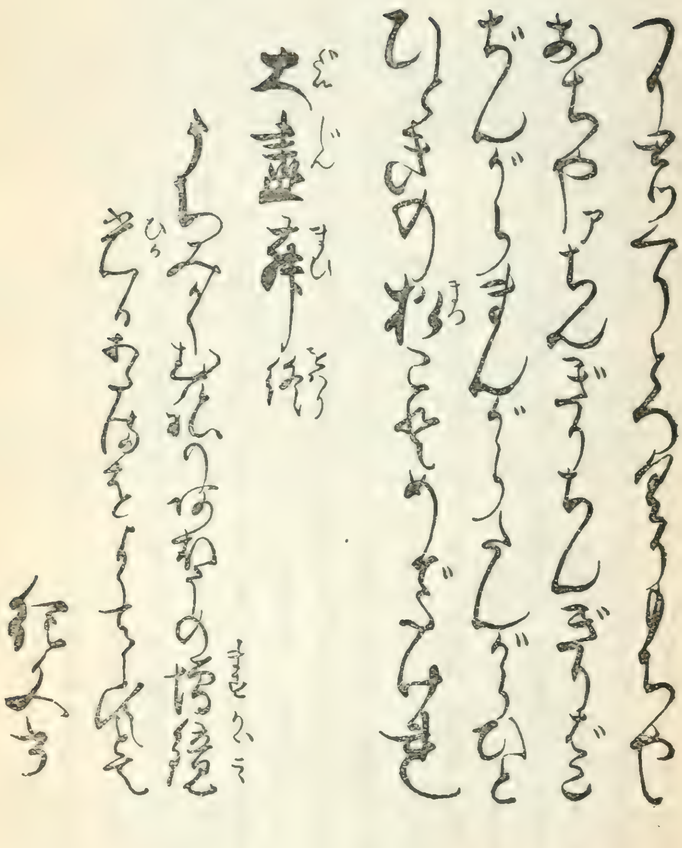
花廓丈盡舞

一諸物

夫吉原の寶を虚風に隠れ驚籠下寄節ぶら出て東叡山のさゝんおす金龍山のそれしおす珠ふめいはよむいりいは彼の小手の材すゐの長羽をうきれて孔子のめいみうとせい柳廓の好

切早屏い云　云

まれが孔子(こうし)のことばでへとせ必
あくまく引(ひき)やうれしとのまの
あかくまうツしとせあくまてよく
ぜざもしまなりいましとせ芸子(げいこ)や
おすかし仲居(なかゐ)までつきて三味(さみ)
線(せん)たいこでざんとせたのしむ
がしまやのらぬ素人(かまらん)ともあり
ずるやうしてめつうせくか



世の流行といへるものは、其時節の折にふれて、ふとしたる事が、人の心に附よりして、諸人の多く集る芝居、または廓などの繁華なるかたよりはやりはじまるものなり。衣類の染もやう、紋所などの大小、櫛、笄等は、更にして、人の持物迄もはやりぬる時は、左迄に見苦しとも思はずして、たれの人も爭ひて用ふれども、其時も過ゆき節に後れぬれば、鳴呼恥かし。かゝる物をしも、我は持たるにやと、後ぐひする事など、いくらも有ことなり。されどもはやり事は、水の流るゝが如く流れ行て、暫くも止らざるがゆへに、流行とは書なり。流行につかざるも、世と共にをしうつらざるの偏屈に墮れば、流行には深入せずして、先へも出やすく、後へも戻りやすき、中ほどにをるべき事肝要たるべし。承應のころほひに、地獄染とて、閻魔王を始、十王等のかたちを始として、見る目かぐ鼻、ぜうはりのかゞみ、或は墮獄の罪人の、業のはかりにかゝりたる所などを染て、衣類の模様とせし事はやり、高きも卑きも、老若男女の差別なく着しければ、思ひ〳〵の人心にて、それより卒都婆染、五輪染など染出し、終には化し野にされからうべなどの捨たる所を、物々しく着かざりあるく事とはなりぬ。いとあさましき事なりけり。芝居狂言の衣裳にも、野ざらしとて是を用ひ、遊女のうちかけに、卒都婆、石塔なんど縫入れて着つれば、たゞ忌はしき事のみを、明くれに見るばかりなり。いかに流行なればとて、かゝる事のはやりぬるは宜しかるまじきしるしなりと云しに、程なく大いなる火災發りて、人民おびたゞしく死せし事有。其後はたえて、左やうの染もやうを着する輩もなかりしとぞ。稻妻にさとらぬ人の貴さよとは、はせを翁の妙吟にして、世をすましがほなるかたより、斯る事どもは流行し來りなん。予相州に遊歷せし時、金井といへる所の早染紺屋に、其比の染形にや有けん。古く殘りたる形を見侍り。餘りに稀有のものなりければ、寫して好事の一つ咄とはなしぬ。其圖左の如し。



昔は遊女も髪を手づから結はざるを耻としたる事にて、女の髪ゆひなどいふものは、たえてなきことなり。女髪結の出來たるは後の事にて、女の文書といふもの多く有たり。よき手の女に文を頼みて書かする時は、文一通にて料百錢を取たりと、古老の物語を聞傳へたる人有。左も有べき事にや。筆の道はいとも尊き事にして、無筆の者の心には、ものかゝざるをうへもなき恥かしき事に思ふべし。このこと今は此さとにまたたえてなし。さすれば、今や人のこゝろ思ひはかりふかく、子を持てをしへざるは親の耻なりと思ひ、貧しき中よりも、手習ものよみの道はよくをしへおくがゆへなるべし。たとへ零落に及びたりとも、此道に明ら

かなる時は、いやしめらるゝ事なき、親のなさけの第一なり。江戸町泉屋勘吉が抱遊女の證文とて、古き書物の中に、

一此女、髪結物書候事は、親々より教置候間御世話相懸不申候。

と有。當時の證文とは趣のちがひたる事どもなり。京町壹丁目金屋三左衛門が抱の遊女に雲井といへるは、櫻田鍛冶町の菓子屋の娘にて、十歳の時母に後れ、繼母の手に養育せられて、十九の時此川竹の流に沈めり。俳諧を好て、素外の弟子となり、書は佐々木文山が跡をしたひて、楷書をよくせり。ある人、是を聞て客となり來りて云けるは、女の四角なる文字を書事、高慢に見へて心にくきものなり。われ今よりして、御身が楷書を質物に取べし。此質をうけざるうちは、角なる文字を書べからずとて、金子百兩を與へて證文をとりたり。それよりして決而楷書をかゝざりしとぞ。此雲井才發にして、よく種々の事をつゞりし中に、たもとの枝折とて書たるを、素外が持たるを見しに、いとおもしろき事多かりければ、寫しとゞめ置ぬ。中にも人のをしへ草ともなるべき事、ひとつふたつを擧て、遊女には珍らしきこゝろざしを傳ふ。

たもとの枝をり　　雲井

「とをのとしといふに、はゝの身まかりたまひてより、まゝしきはゝの手にかゝりまゐらせけるが、明くれ水仕のわざをさへいたくつとめて、いとまある時は、ものぬひ、てならひなど、きびしくをせたまへば、まりつき、はねつく事をさへしらで、ことしむとせの春を、いたづらにこゝろならぬさとに送れり。そのころしも、はいかいてふことをすきて、ほくなんといひしろぎ、はゝうへに見せ參らすれば、あとかたもなきえせ事なりとて、見てはすてたまひ、他の人のをば見たまひては、ことにほめ

などしたまひて、ほうびたまはりけるにぞ。わらはゝいともかなしくて、まゝはゝならましかばと、心のうちには、ふかくうらみ参らせてけるに、いまや人交はりしつゝ、ものかき文などかきたまふ人々らのすくなき中に、よからぬながらも、かく手かき、ものぬふ事の、人にもをとり侍らぬは、ひとえにまゝはゝのなさけのうすからざるより、かゝる身のうへとはなりにきと思ふに、いとも〳〵、ありがたくかたじけなき事になんとぞおもふ。

蓬生やたゞ春の日の恵より

新造若草に遣す文の寫し

一遊女のまことは、御客の實より引いだされ、御客のまことは、こなたの實にて取出し候へば、うそもまことも、御互のこゝろにありて、別にむづかしきわけはなく候へども、人はたゞうたがひと申事ひとつがめんどうにて候。つれ〳〵草には、迷ひのひとつを恐ろしと書候へども、まよひよりまだむづかしきは、うたがひにて候。なぜと申に、まよひはおもてに見ゆるものなれば、すつるにもすてやすく候へども、うたがひは心にかくれ候へば、取ることもすつる事もなりがたく候。されど思ひうちにあれば、いろほかにあらはるゝ習ひ、うそもまことも、ながいうちには、をのづとわかる御事にて候。されば世にもの事をつゝみかくすほど、道具なることはなく候。是はうそ、是はまことゝしれながらも、うそをも誠といひ、誠をもうそといひ、すかぬをも好たといふ中に、うそもまことも、根ざしは皆そのうその中に含み候。よつてはじめは、いやと思ひし御客も、なじめばいつとなくか愛くなり、はじめはいやと思ひしも、しげ〳〵にきたまへば、ほれ〳〵として呼参らせたく、是もとはいつわりの附心より重ねて見れば、こゝろもおけず。されば誠は不興の始とおぼし、うそをまことのた

ねなりと御心得ありたく候。さとりと申字は、吾が心とかき、僞りといふ字は人の爲とかき申候、まことに〱、文字は苦界の理をせめ候ゆへ、よく〱御思案ありたく候。めでたくかしく。

しりたまふ

わかさまかたへ申上

さとのらく書　雲井

折ふしのうつりかはるこそ、物ごとにおかしけれ。さとの賑ひは秋こそまされと、人ごとにいふめれど、それもさる物にて、今ひときは心もうきたつものは、くるわの春のけしきにぞあんめれ。物うるこゑなど、ことの外にはるめきて、のどやかなる日かげに、大こく舞など舞ふころより、やゝはるふかく、霞わたりて、うつし植たる花も、やうやくけしきたつほどこそあれ。をりしも客足いとうちつゞきて、心せはしなく、櫻ちり過て、青葉になりゆく迄、たゞ色にこゝろをのみぞなやます。花橘になつかしき人の袖の香をしたひ、なほ梅の匂にこそ、ふりにし客も立歸り、戀しうおもひ出らるゝ山吹の實のなき事もなぐさまれて、ふぢの花にこそなげかけて頼める色は思はるれ。すべて思ひすてがたきこと多し。灌佛のころ、若葉みどりしげりなんと、身もかろ〴〵とすゞしげに、あはせにうつりかはりて、人先へひとへ着たるもうらなくみへて、戀しさもまされりと、人の仰られしこそ、げにさるものなれ。さつきあやめふく頃、早なへとるころ、めかくしとりはなしてみやれば、くゐなにはあらで、たんぼより客のうら口をたゝくなどおもしろからぬかは。水無月の比、祭にいでし人のうす物着そろへ、造り花などかざして來つるもはなやかなり。水無月のはらへに、明石九郎助の宮居に、ちのわくゞるもまたおかし。七夕まつるこそなまめかしけれ。とうらう二のかはりはてゝ、俄の賑ひ過

ゆき、夜ふかになるほどか、このころにまがへて、雁なきくるころ、新造衆のいろづきてをとこを思ひ、盆に太夫たちの物貰ふ法師のまねして、きやうだらになど、わけもなくうちずし、二階よりわさだ刈干なんど、とり集たることは秋のみぞ多かる。また野分のあしたこそおかしけれ。秋風起りてはふうりん音かねをはづし、ひえまきころげおちて、もとのとふつちにかへる。すべて云ひつゞれば、源氏物がたり、枕のさうしなんどに事ふりにたれど、おかしき事また今更にいはじとにもあらず。おぼしきことといはぬは、はらふくるゝわざなれば、筆にまかせつゝ、あぢきなきすさびにて、かひやりすつべきものなれば、人のみるべき物にもあらず。扨冬がれの三月ばかりこそ、春秋にもをさ／＼おとるまじけれ。おはぐろどぶにもみぢばのちりとゞまりて、水にも鳥のあしあとしげく、霜いと白う置けるあした、口よりいきのしろく／＼たゝせて、今宵こそとて入來る客の、常より多きこそをかしけれ。としのくれはてゝ、人ごとにいそぎあへるこそ、又なく賑にすさまじゝ。としの市の戻りとて、さま／＼のものとゝのひつみかさねて、多くの人のそろひ着て物荷ひもどれるさま、いはんかたもなく、家に有ものはみやげもたらし、たれかれと取ちらしたるもまたおかし。

此らく書は、つれ／＼草の四季の文段によりて書たれども、加へたる詞はたらきありておもしろければ、こゝにしるせり。凡此さとに身をよするともがらは、うきが中にもうき事のみを思ひわびて、片時もはやく身をのがれんとする者多きに、勤のうちも風流にわびて、くるわの事どもを、かくふるき文によそへて書つゞりたる心のうち、實に感ずるに餘りあり。此雲井廿五歳のはるの頃、貴人に根引

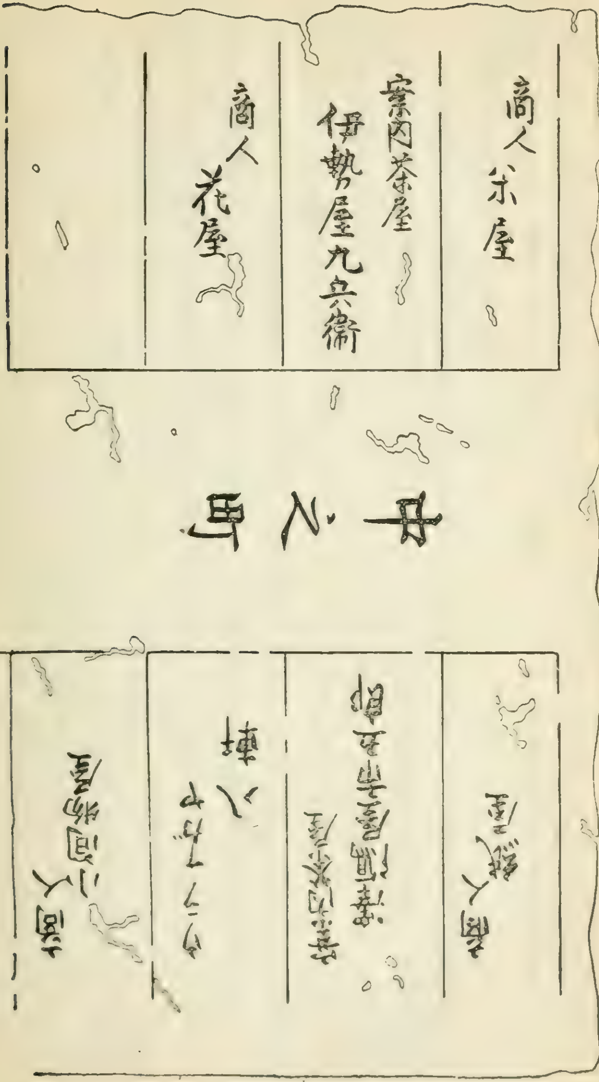
せられて、根岸の里に住けるよし、あたりに人のしらざる女なりければ、是が風雅の心を愛て、其文藻をしるし止めぬ。

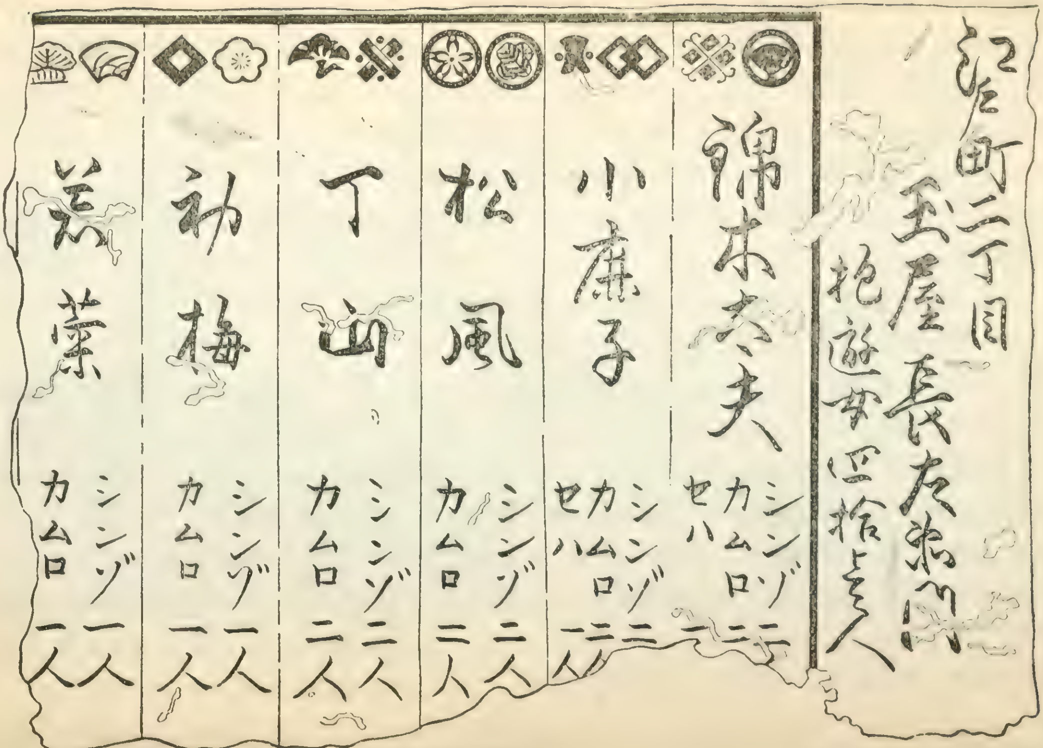
萍花漫筆　巻之下

寛文年中、新吉原江戸町二丁目玉屋長左衛門抱遊女錦木といへるは、風雅の道にこゝろざし厚くして、氣性きはめて強かりけり。其頃山谷船の二挺立を漕たる船頭に、鐘彌左衛門といへる者有けるが、男達小多喜組の權兵衛といへる者と、玉屋の格子先にて通りがゝりの口論に募り、互に脇差を拔合せて切結ぶ時、錦木は中の町よりの歸りにて、此ていを見るより、うちかけを脱て、權兵衛が拔かざしたる白刃の切先へなげかけ、其身は彌左衛門がふり上たる拔身の下に入りて、双方をなだめ喧嘩を貰うけたり。此錦木が親里は、兩國村松町にて、母は琴の師匠して、八ツ橋流の上手なりとぞ。遊女の身として、かゝるはたらきせること、天晴勝れし者にぞ有ける。其後傍輩の來りて、御身は命しらずのことをしたまふものかなといへば、錦木は笑ひながらに答けるは、此さとに遊女をつとむる身は、客の上に取ては、いかなる事有らんもはかりがたし。命を惜まずして名をば廓に殘す事、主への忠義なりといへり。芝居狂言などに此事を作りて、種々の時代に出せるあれども、大かたは此錦木が振舞より起れり。此頃の細見記は、六尺四方程なる一枚摺なり。遊女の名の上に定紋と替紋を書たり。予が友和泉屋和助狂名烏亭焉馬子が藏せるを若干寫して、古風をこゝに記せり。

承應明暦の頃、江戸に町風呂といふもの流行て、貴賤おしなべて風呂に入て慰むことあり。風呂屋には湯女のごとく、若き女に風流なる染ゆかたを着せて、湯入の者の垢を流させ、湯上りにはまた同じやうなる羽出ゆかたを着せ、好む者にはさけ肴などを出し、唄三味線にてもてなしければ、人々興を催し、我も〳〵と行けるが、湯女の中にて勝山と云美女あり。わけて唄三味線に妙なりければ、義也といへる

寛文吉原細見記図




江戸町二丁目
玉屋長右衛門
艶遊女四拾七人
錦木太夫
シンゾ二
カムロ二
セハ一
小康子
シンゾ二
カムロ二
セハ一人
松風
シンゾ二人
カムロ二人
丁山
シンゾ二人
カムロ二人
初梅
シンゾ一人
カムロ一人
若葉
シンゾ一人
カムロ一人

風流男に馴染、遂には身を落し、吉原新町山本屋の元祖勝山といへる太夫女郎となれり。髪の風に勝山むすびといふ有は、此女郎より始れり。和歌の道も心得て、勝山が詠たる歌、大門口湯屋太左衛門が方に殘れり。浦歸鴈と云題にて

　ゆく雁よゆかりわすれなむらさきの芦江のうらの春の歸るさ
　住なれし眞砂も今は浦の名のか虫喰とやゆくはるの雁かね

幼名を豐といひしよし、別の文に見へたり。よしや六方丹前風など、芝居狂言にする事、此時より始れり。其頃の狂歌とて、

　みほとけが三國一じや申まい美酒勝山はしやく錢の種

此狂歌は、西田屋道恕が集たる銅芳語園に載て、半井卜養と有。

霜月酉の日の市を酉の町とて、下谷龍泉寺町の田畝なる鷲大明神の賑ひ、淺草年の市に劣らず。千住にも此神有て大鳥と稱せり。此神は何れの靈を祭れるにや。委しくしりたる者なければ、由來を尋んと、兩社に詣で緣起等をもとむるに、何の神を祭れるといふさだかなる證據もなし。神影には衣冠正しき人の、鷲の上に乘て立たる所の像あり。社僧に事の譯を問へども、しかとしたる事なく、只いつの頃にや有けん。大いなる鷲一羽飛來りて、下總の國安飯といふ所に止り、人の運を守りたまふと有しより祭る事とはなれりと答ふ。予又問て、左有ば此御神は、下總の國が本社にして、それより千住に移し、千住より又こゝに移し參らせたるにやといへば、それなりと答ふ。予倩案ずるに、下總の國大鳥の神社は、祭る所野見の宿禰なり。垂仁帝の御時當麻の蹴早と角力の事有。蹴早を投殺して、其領地を給はりし事、日本紀に出たり。後に及で帝かくれまし〳〵ける時、殉死を止てければ、埴師の姓を賜りて土師

の連といへり。殉死は追腹を切事にして、昔は天子崩御有時は、臣下追腹を切て、忠臣二君に仕へざるみさほを立たり。此時野見宿禰がはからひにて、土を以て人形を造り、是を誰某と名附て、御陵の邊りに埋め、殉死の例をかたく停止せり。是我朝にて土人形を造りたる始り也。かほどの功有人なりければ、神に祭るもことはり也。運の神と稱して、別て角力役者いふに及ばず、遊女藝者等に至る迄も參詣する事、いはれなきにしもあらず。野見の宿禰は菅相公の先祖にして、則下總の國大島の社人は、菅原の姓を名乘、梅ばちの紋所を附るにてしるべし。此御神へ、昔は遊女を殘らず參らせし事、廓の記にあり。去ば此さとの物日と成りて、益々さとの繁榮をぞ添にけり。

霜月酉の市にて商人のうりもの左に記せり。



昔は右に圖する所の五品に限れり。今はさま〴〵の物を商ふ事とはなれり。中にも土人形をうる事、此御神の古ことにかなひたり。

新吉原角町萬屋治兵衛といへる者の家に、寛文の頃の事を書たる記錄有。其中に男達連名帳といふもの一冊あり。其末に其頃流行の唄、さま〴〵しるしたる中に、

唄「ひたゐのきはの前から見へぬを來て見よかしのへ

と云頌雅有。是は達士自休といふ者をうたひたるよしなり。俳諧の句に、

名月や來て見よかしの額際

といふ有。自休が賛なるべし。此自休は勇氣强勢なる者にて、富たるに任せ、不斷吉原に遊びて浮世をかろく見し人なりと有。其末に自休は大きなる喧嘩師にして、善惡ともに頭取なりと記せり。

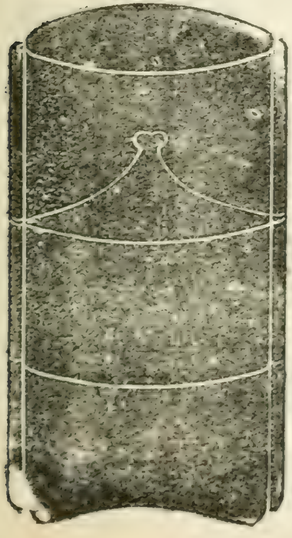
自休所持の刀脇差

一　刀　三尺五寸

脇差　二尺四寸

右大小共銘は豐州貞行、白鞘にて緣頭鐺共、鐵無地朱鞘、下げ緒白糸、鞘糸同斷。

湯に入時は刀を供にもたせ、脇差は下帶にさして、桶の上にのせて脇に置、人是にさわる時は立腹して喧嘩となりしとぞ。又自休が印籠とて圖有、左の如し。



四重にしてかぶせぶた有。惣黒塗にて、長門細工也。至て麁略なるものなり。かゝる達師たりとも、昔は質麁なる道具を所持せし其頃の風を見るべし。但刀脇差等は宜しきを差たりと見へたり。

俳諧の附句に

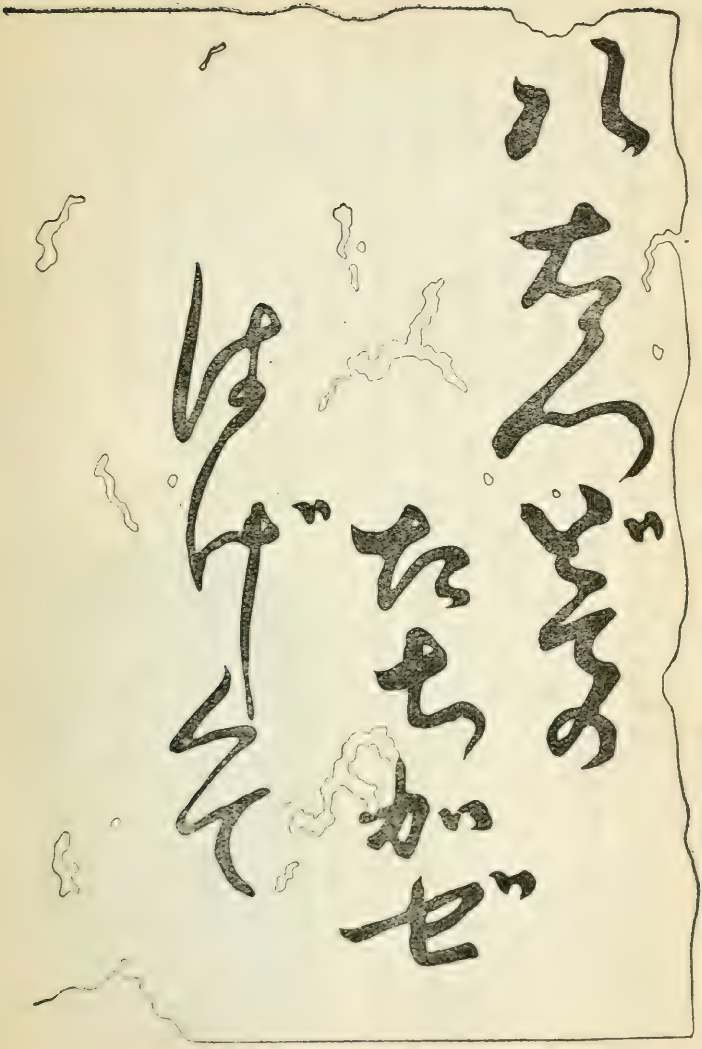
強いにもほれゝば惚る戀の僻
七ツさがりのさとのきぬ〴〵

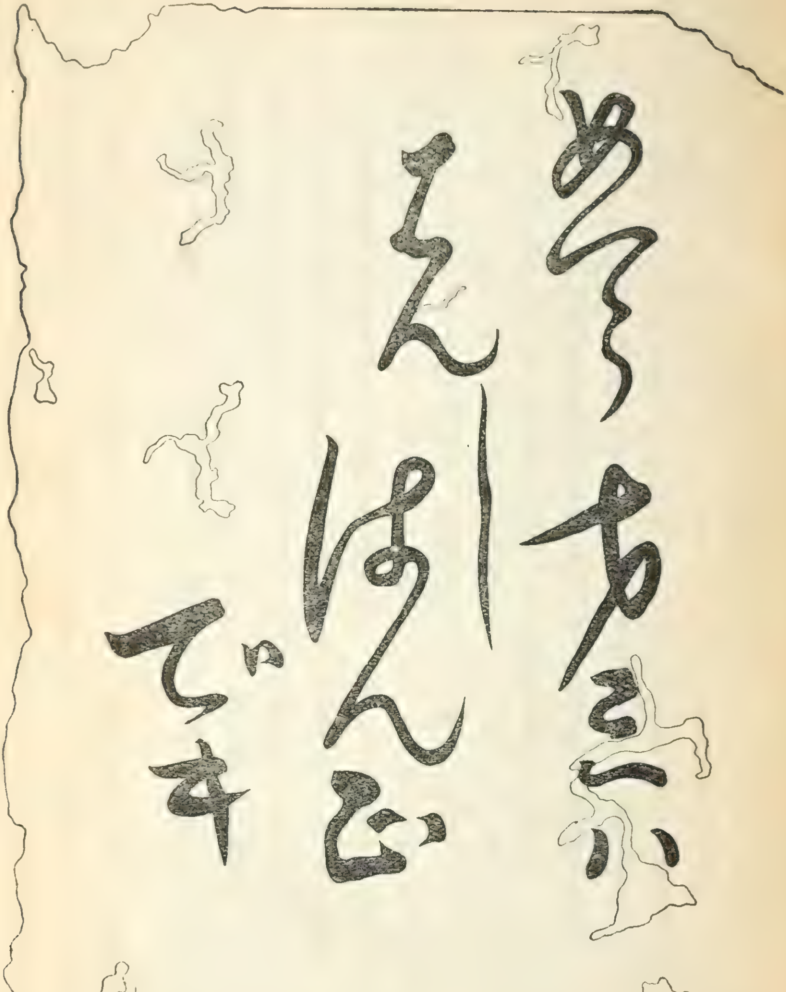
と有がわからざりしに、享保九年の春、新吉原いまだ江戸にありし時、夢の市郎兵衛といへる男達あり。吉原にて大いなる喧嘩出来て、大門口を差かため、内にては武士町人入交りとなりて切合つる最中に、夢の市郎兵衛來りて、大小を帶し、紫縮緬の鉢卷して、大門の屋根に上り、大音に呼はりけるは、とをからん者は音にきけ、近きはよつて目によく見よ。江戸にかくれなき夢の市郎兵衛なるぞ。早く大門を明よとて飛下り、大勢の中に押分入りて、左ばかりの大喧嘩を須臾のうちにすましたり。此事、今に廓の古き記錄に殘れり。其後、中村勘三郎座にて、市川海老藏團十郎と云し時、夢の市郎兵衛の狂言に、大門口の大道具をしつらひ、艶色化粧坂と云曾我後日狂言にしたり。此喧嘩より後は、吉原にて晝ばかり客をして、暮方には殘らず客を歸しければ、其節の落首に、

鳥もなし七ツさかりのきぬ〴〵はうらみぞ殘るよしはらの里

けいせい花川戸といふ狂言に、助六雨道行といふ淨瑠璃有。紫ちりめんのはち卷を、さる人のすゝめたる事、此夢の市郎兵衛が喧嘩の時の姿なり。右にいふきぬ〴〵の句は、凉帒といへる宗匠の、暖簾たゝめば鐘ひゞくなりといふ前句へ、溪羅といふ者の附たる也。孫の手と云集に出たり。

延寶元年七月、田町編笠の茶屋にて酒興のうへ、半鐘八右衛門といへる男達、盲才三と云達師と日本堤





にて喧嘩あり。双方手を負ける時、出來星甚五兵衛といへる仲間の男達落首をしたり。それが自筆なりとて、大黒屋庄六秘藏せしを寫して、こゝに其書體のおかしきと、其ころの俤をしるしとゞめり。此出來星甚五兵衛は名高き者にや有けん。春帆といへる俳諧の詞に、出來星が腕づくにても動かずとあり。

花川戸の助六が實說とて、諸說さまぐ\有れども、しかと定りたるものを見ず。予が友柳崇と云へる者の藏せる舊蹟日課と云ものに、古き事どもを委しく書たる中に、山の宿大口屋助八が事と云へる所に、此者はさして世間にしれたるほどの男達といふにはあらねど、常のふるまひ少しも私欲のきたなげなく、町内にもあれ。隣町にもあれ。貧しくして過はひ出來かね、又は年よりて子なき鰥などは憫みて、篤に米錢など遣しぬれば、誰となく敬ひにけり。家は米を商ひして、九代ほども相續しつれば、所にもめでたき家がらなりとてほめられにけり。左有ばはしたなく喧嘩などみだりにする者にてはあらざりつるが、此助八が病死せしことのよしを、其頃迄よくしりたる媼とち有て語りけるを、その儘に記せり。此頃は、今やうのごとく町に番する所もなく、町に事とし有ときは、最寄の家にてあつかひけるに、ある時、吉原にて喧嘩のうへ、人をあやめたる者を捕へ、山の宿なる米屋の見世に引居たり。人立多き中に、助八も立交りて見ゐたるが、助八は彼の者を露しらざりけれども、彼の者は助八をよく見しりゐて、ひそかに助八に願けるは、我等昨夜吉原二丁目河岸にて人をあやめ候へども、一人の老母の候へば、われ今相果候ては、母を路頭に迷はせしまゝ、曲て一命御たすけ給りたく、男を見かけ頼入候なりといふに、助八は聞より涙を流し、彼の者のいましめをときながら、人をあやめて世にながらへんとは、日本一のふかく者なり、いづこへなりとも行べしとて追放ちやりたり。是はと人々さはげども、はやゆく

へしれざれば、詮方なく助八を公に連て出るに、罪人を逃せし科なれば、獄屋に三歳をふるうち、病死して骸を老母に給はり、菩提寺易行院に葬るに、助八存生の砌深く馴染たる遊女あり。吉原江戸町大松屋半次郎が抱小紫と云へり。助八が死後年季明ければ、大口屋に來り、老母に孝養を盡し、三とせほど過て、老母なくなりにければ、墓所に詣で後、助八が墓を掃除し、墓のもとにて自害して果にけり。ちいさき包の有ければ開て見るに、夫助八と同穴の願なり。此よしを公に訴へ參らせて、小紫をも助八が傍に葬れり。土地の人、是を易行院の比翼塚といへり。されば狂言綺語の習ひにて、此頃白井權八の狂言に、此小紫が事を加へて操を傳へ、追々廓に其名高き揚卷、白玉なんどの事どもをも書そへにけり。傳奇の虛妄は取るに足らずといへども、實錄を失ふこと、是に過たる事なし。

俳諧師其角三圍の社へ雨乞の句を奉納せしこと、種々の說區々なり。延寶乙卯のとし、大いに旱せし頃、其角、長游の二人、紀伊國屋文左衛門にさそはれて、八町堀より船にのり、吉原に赴く折から、駒形堂のうしろあたり迄來るに、小梅村の邊にあたりて、鉦太鼓の音おびたゞしく聞へてければ、人々何の祭りにや有らんといふにぞ、長游答て、あれは此程の日でりに田へ水を乞はんとて、農人たちの稻荷へ雨乞するなり。けふにてはや七日餘りも、かくは騷ぐなりといふに、文左衛門は其角にむかひ、いかに宗匠、俳諧はもと和歌より出て、言の葉の道、歌に異なる事はなし、さあるに、いにしへより小町、能因は、和歌の德をもて雨を降らせし例をきけども、われいまだ發句を吟じて、村雨のふりたる噺は聞かず。今民のかく旱になやめるを見て、共に憂ざるは風雅の客にあらず。いでや我俳諧にも神あらば、一粒たりとも雨をふらせたまへや。是は唯天下の黎民が爲なり。文左が心にはあらざるなりと興ずるてい、いかにも〳〵、けしきばみたるていにも見ゆるを、其角はたゞ聞よりもうなづきて居たりしが、酒をもたふべ

ず、物をもくはで、それより後はうつぶしにふしてけり。かくて云けるやうは、人々はいざ、われは少し心地あしく成つれば、これより家に戻りたしといふに、文左衛門はよしなきこと云出て、其角にはらたゝせたりと思ひ、いなとよ宗匠戻りたまはゞ、共に戻るべしとて、船を大川のわたしより跡へ漕もどしぬ。それよりすでに両國のあたり迄來しと思へるころ、俄に雨雲空を覆ひて、吹出る風につれ大雨盆を傾るがごとく、いともしきりて降ければ、其角は船中に起直り、只今迄も色青ざめてうちふしたるが、扇を持て船ばたを敲き、何やら小唄をうたひつゝ、いざ／＼是より廓へゆくべし。船頭、ふねを押もどせとて、小躍してざいさみける。文左衛門も雨の祝ひなりとて、又も船を山谷堀へいそがするに、其角はまづ三圍の社へ詣たまへとて、稲荷へ詣で法樂を奉り、ゆたかの折句をさゝげて、其夜は吉原へと赴たり。されども此頃、其角に雨乞の句ありといふことは、誰もしるものなし、其の後、文左衛門の其角に問けるは、いつぞや雨乞の句の時、宗匠船にて色の青ざめたるは、實に不快にておはせしにやと云に、其角は笑て左にはあらず。あの日は命をひろひ侍るなりといふに、それは又何様の事なるぞと問ふ。又答て云は、昔小野の小町はかしこき詔をうけて、神泉苑に雨を祈れるとて、

千双破る神も見まさは立さわき天の川戸の樋口かけたまへ

と詠て、雨をふらせり。其後、能因法師も、

天の川苗代水にせきくたせあまくたりまひし神ならは神

と詠て、又雨をふらせり。我思ふに、かゝる歌をよみたりとて、いかでか雨のふるべきや。歌にもあれ句にもあれ。わが心に徹する事なければ、天も地も感應する事なし、其心に徹するは誠一ツなり。小町若此うたを詠じて雨ふらずんば、身を以て神に贄となし、諸民の爲に命を神泉苑にすてんとなり。能因

が心も是と同じ。我も又、彼の時雨ふらずんば、川へ身を投、骸を以て水神の贄となさんと、心底の覺悟面色にはやあらはれしと見へて、御許にも我歸らんといふ機に隨ひたまへり。たゞ命すてんと思ふほどの誠にあらざれば、天地を動かし鬼神を感ぜしむる事あるべからずと語りけり。是よりして雨乞の句を世上に知りて、其角がふらせし雨なりとは、今の世迄も云傳へたり。

寛文年中、新吉原いまだ山谷にありし頃ほひ、臂の久八といへる實體なる男達の有けるが、山谷通ひする折から、土手の道徹菴の前に、いと老さらばへたる道心坊の手を合せて、往來の人を拜み、御覽のとなり多病の者、何とぞ御慈悲にはやく殺して下さるべしとて袖乞するを、長八は聞て道心にむかひ、をのれさほどに死にたく思はゞ、今夜殺して取らすべしといへば、道心平伏して何卒御願申まするといへり。それより久八は、金龍山下迄立戻り、饅頭大分もとめて、件の道心にあたへてければ、取ていたゞきながらに、何卒はやく死にたく候といふに、久八はうなづき、歸りには間違なく殺して得さすべしとて、其夜は廓に遊でて八ツ過る頃に歸るに、すこし雨ふりければ、彼の道心は松の木かげに臥ゐたり。久八はさし寄て、晝の道心坊をるやといへば、をりますると答て起出たり。饅頭くれしものなり、汝いよ／＼死にたきやといへば、いかにもはやく死申たしといふに、久八は脇差を引ぬき、さあらば觀念せよと云時、道心は驚て、やれ御めん／＼とて逃出したり。久八は大いにはらたて、おのれは僞りをいふやつかな。逃るとて逃すべきやと追かけゆき、袈裟掛に切捨たり。それより脇差を濡衣と名附て秘藏せしとぞ。此久八が事蹟、格別ほめたる事にはあらずといへども、久八が性得實體にして直なる事を守り、乞食が願を遂させんと思ひし儘に切たるなり。斯るいひごとは、非人乞食どもの、身も不具にして世に在わびて、かく乞食せんよりは、早く世をも去たきものとなげき、心のはかなさを人に聞かせて、哀

を催させて物乞んと思ふ乞丐心より、かく正直なる人に出合て、非業の終りを遂たるなり。

日本堤より新鳥越へ行小橋を髪洗橋といふは、昔吉原の遊女、此所へ出来りて髪を洗ひしよりの名なりと、江戸砂子に出たれども、左にはあらず。昔は荒川の流を千住に迄堀入れたりと有れば、板橋を所々にかけたりとぞ。正法寺の脇にかゝりたる橋も、近き頃迄は洗橋といひたれば、唯上の洗橋、下の洗橋と云たるを、いつの頃よりか、かみあらひばしと、此はしの名をのみ殘せり。昔は鳥越町の岸地形、今よりもひきくして、爰にて物を洗ひたるところよりの名なり。左にもあらざることの名も、色里ちかき所などに有ときは、何となく異やうに聞へて、おかしと思はるゝ事も多かるべし。爰に花扇の何とて、さる書家のもとにて見し自筆あり。

青柳や誰が髪洗ふ橋のもと　　五明樓遊女花扇

萍花漫筆　終

兎園小説

外集

兎園小説外集 目録

兎園集會、自レ是而斷絕。社友內中入ニ鬼籍一者。文寶、〔割註〕後號ニ後蜀山人一。文政十二年三月二十三日歿。享年六十二。〕海棠庵。〔割註〕文政十三年九月二十七日歿。三十四歲。〕移ニ住筑後一者松蘿館。〔割註〕文政八年春、分袂以來如ニ胡越一。〕有レ故而絕交者。好問堂。〔割註〕文政八年季冬以來。不下與ニ此交一。其志不レ悛也。上〕交遊不レ全如レ此。浩嘆何堪。余以ニ閑居一爲レ常。無レ友亦一樂也。

兎園小説外集　第一

（一）年の和名并に月の異名考餘

近來國學のいよ／＼さかりに開けしより、先哲後學おの／＼發明の辨あり。これにより物の名の起原なども、定かにしらるゝことぞ多かる。そが中に本居氏の古事記傳に、年の和名をとしといふよしは、畊作の義也といへり。この言もよし。もて定說とすべし。只その註釋のいまだ具はらざれば、尙あかぬこゝちぞする。愚按ずるに、としの言は、とれしづく（百穀播收）の義なるを下略せしなり。唐山にて始て字を造れるもの亦、この義を取れり。その季と稔の兩字のごとき、并に禾に從ふをもて知るべし。字書に、禾は戸羅切、音蕐。穀總名。黍稷稻粱自レ苗至レ實曰レ禾。といふといへり。又季は年の本字なり。說文に、季穀熟也。正字通に云、古人謂二一年一爲二一稔一、取二穀一熟一也。これ和漢その義相同じ。かゝればとしの、とれしづくるの略辭たること疑ふべからず。唐山は文華の國也。この故に、物毎にその字三も四つもありて、なか／＼に煩雜なるに至り、皆は季の字あるうへに、或は稔に作り、又蕆に作り、又紀にも作るが如し。按ずるに、歳は冬至より冬至までをいふ也。人の年歳に、歳を書くことも、この義におなじ。その年の冬至後に生るゝものは、同年の支干によるべし。今の俗はこの義を知らず、冬至後に擧たる兒にも、なほその年の支干をもて數ふ。まことは歳の義に稱はず。いかにとなれば、歳は日の步み也。日の天を行くこと、三百有六旬六日有て、日の行こと一周なり。これを一歳といふ。かゝるゆゑに中冬を一之日とす。日行周り盡して復始る。これ歳の日步たるゆゑん、一之日は冬至なり。周は十一月をもて正月とす。これを正歳といふ。職としてこれに由るなり。歳又載に作るよしは、爾雅に、載は歳也。唐虞に載といふ。物の終て更に始るの義を取るといふ。又紀に作るよしは、書の洪範に五紀あり。その一を歳といふ。

いひ、その二を月といひ、其三を日といひ、その四を星辰といひ、その五を曆數といふ。又十二を一紀とす。歲星の天を一周するの義を取るといふ。唐山は一事にその字多くして、その義も隨て亦煩雜なることかくのごとし

天朝はいにしへより今に至るまで、としといふのみ異名を呼ぶものなし。文の辭に及ばざるもの、これを推してその餘を知るべし。

先輩の考に、月の異名も、すべて農事のうへにかけて、佃へ來たるといふ。こは動きなき考案なり。しかれども詳釋のなほ詳ならぬものあり。よりて考餘の一篇を綴りそへて、もて遺忘に備ふ。博士の爲には笑るべし

正月をむつみ月といひ、略してむつきともいふよしは、舊說に、この月は貴賤迭に往來慶賀して、むつまじき義也といへり。是究めていはれなし。しかれども新說もいまだ詳ならず。按ずるに、むつきはむす月也。むつみ月といふも、むすび月の義なれば相同じ。この月の陽氣下に蒸して、草木將に萌出んとするの勢ひあり。譬ば胎生のもの其胎内に蒸れ、卵生のものその殼中に蒸るゝが如し。故にむつみ月といひ、略してはむ月といふ。書紀神代の卷なるかんむすびの尊を、神產靈と書れたり。產靈は則母德にして、子を胎内に蒸すの義あり。故に神產靈と唱ふ。今の世も人の子をむすこむすめといふ。是もむすび子むすび女の略にて、元來その母の胎内に蒸されて生出しものなれば也。されば正月をむつみ月といふもこれにおなじ。もし漢字を借用せば、產靈月と書こそよけれ。月令に、孟春之月云々。天氣下降。地氣上騰。天地和同。草木萌動。といふ。凡この十六言、むつきの中にこもりたり。抑亦妙ならずや。

二月をきさらぎといふよしは、舊說に、この月は或は寒く或は暖にして、更に又寒中よりさむきことあり、故に衣更着と名づくといふ。これも亦いはれなし。又新說に、きさらぎは息更に來つるの義にて、東風氷を解きて蟄居動く。いきとは天地の陽氣也といふ。こは理りあるに似たれど、いまだ甘心しがた

し。按ずるに、きさらぎは鋤さらぎなるべし。この月は、をさ／＼田を鋤き畑を打也。この故にすき淩ぎを略して、きさらぎといふなり。

三月をやよひといふよしは、彌生の義にて、この月は草木いやがうへに生出れば、しかいふと眞淵の說に從ふべし。

四月をうづきといふよしは、萬傳抄に、夏かりのかへる越路のとなみ山卯のはな月と何はいはまし」とあるによりて、卯月と書きて、この月は卯の花さかりなれば、しか名づけたりと思ふもの多かるは、みなあやまりを傳へたる也。新說に、うづきは植月也。この月は根をわけ種をくだすことの、最さかりなる頃なれば、うゑ月といふ。それを略してうづきといふといへり。この說はいとよし。さばれ、うゑ月の義にはあらで、うみ月のみを略せしならん。既に播したる百のたなつ物、みな發生(なりいで)たるを、或は移しうゑ、或はつちかひ養ふこと、譬ば胎内の兒のうまれ出たるを育るが如し。よりて正月をむつきといふにむかへて、うみ月と名づけたるなるべし。唐山にて四月の節の中を、小滿といふも、この義にかなへり。小滿は臨月出產のこゝろをもて見るべし。

五月をさつきといふよしは、舊說に早苗月とし、秘藏集には、さくも月とよめり、新說に、さは耕作の事にて古言也。この月は稻の苗をうつし植る時にして、農事に大切のよしなれば、さつきといふといへり。理りあるに似たれど、いまだ詳ならず。猶考ふべし。

六月をみな月といふよしは、舊說に、この月は暑熱酷しくて、水に乏しきころなれば、水無月といふといへり。東滿はこれを否み、みな月はかみなる月の上下を省る也。この月は雷のしは／＼なるものなれば、しかなづけたりといへれど、甘心しがたし。又一說に、みな月は水なす月也。この月は田に水の乏しきをもて、をさ／＼水をまかする也。よりてみづなす月といふべきを、略してみな月といふといへり。姑くこの說に從ふべし。

七月をふみ月といふよしは、舊說に、ふみひらき月の略辭也。この月は二星に書をたむけ、且書籍を曝すことあれば、ふみ月といふといへり。藏玉集に、「たなばたのかふ夜の空のかげ見えてかきならべたるふみ披き月」とあるはこれ也。又新說に、ふみ月はふゝみ月也。この月は稻の葉の特に穎るころなれはといへり。前のふみひらき月には、立まさりて聞ゆれども、いまだ可ならず。按ずるに、ふみ月はふくみ月の中略也。この月は稻の花、其皮中になり出て、物をふくむが如し。譬ば頰の和名をホホといふもふくむの義也。物の胎をはらむといふも、ハとホ音通にて、亦ふくむの義に近く、花のつぼみに含の字を當たるも、含にふくむの義あれば也。これらによりても、ふみ月のふくみ月なるをしるべし

八月をはづきといふよしは、舊說に葉月也。この月、梧桐の葉落れば也といひ、一說には、はち月のちを略して、はづきといふといへるは笑ふべし。又新說に、この月は稻の葉さかりにして、いまだ穗を見ず、よりて葉月といふといへるもうけがたし。按ずるに、はづきははな月のなを省る也。この月上旬には早稻の花ひらき、中旬には晚稻の花さかり也。依てはな月といふべきを、略してはづきといへるなり。

九月をながつきといふよしは、舊說に夜長月也。又新說はこれを否して、この月は稻の穗倒に長し、よりて長月と名づくといへり。按ずるに、なが月は稻刈り月の略辭なるべし。稻はイナ音通にて、備にいねといひ、用にいなといふ。〔割註〕稻城、稻村、稻光の類の如し。いなのなとかるのるを省きて、なが月といふか。〔割註〕かを濁音に唱るは音便にて、この例多し。」この月はをさ〳〵早稻を刈る頃なれは、しか名づけたるべし。

十月をかみな月といふよしは、舊說に、神無月也。この月は諸神出雲の大社に集合(つどひ)給ふ。よりてこの名ありといふ。荷田氏はこれを斥けて、かみな月は雷無月也。この月は雷その聲を收るのかぎり也。六月を雷鳴(かみなる)月といふにむかへて、雷無月と名づくといへれど、これも亦甘心しがたし。按ずるに、かみな月

は、かりねは月なるべし。かりねは即刈稲也。リとミと横音にて、ナとネは音通也。よりてかり稲をかみと倡ふ。十月にはなべて稲を刈盡すものなれば、しか名づけたり。九月をなが月といふも、稲かりの義なれど、稲に早晩の遲速あり。おほよそ九月に刈はじめて、十月下旬に刈果るものなれば、この兩月、同義にして異名也。譬ばたねとさねとの如し。タとサと横音なれば、たねも亦さね也。しかるに種をたねと訓み、實をさねと訓じたる、これも亦同義にして異名也。この理りをもて推すときは、なが月かみな月の同義にして、名の異なるをあかすに足らんか。

再按ずるに、十月を雷無月の義とするよしは、秘藏集に、「四方山はからくれなゐになりにけりしぐれひまなき神なかり月」とあるによるか。神なかり月の神は、雷鳴なき月といふに似たり。

十一月をしも月といふよしは、舊說に、霜降り月也。藏玉集に「風さむみ霜ふり月のけふよりや雪げと見えてくもりそむらん」とあり。新說もこれに從ふのみ。愚按ずるに、しも月はしておさめ月の略辭なるべし。〔割註〕もとおと横音也。」この月は貢の新穀を收斂るゝときなれば、この名あるか。いまだ必としがたけれども、姑くこゝろみにいふのみ。

十二月をしはすといふよしは、俗書に師走と書て、この月は諸生師に走り、故舊を訪へば也などいふ說あれども、あげつらふに足らず。貝原益軒は、筑紫の四極山を證として、とし極るの義なるべしといへり。契沖、眞淵も年極るの義とするのみ。按ずるに、しはすはとしはつるの義にあらで、しねはつるの略言なるべし。この月は農事既に果て耒耜に暇あり。調貢の新穀を斂ね果ぬるころなれば、しはす月といふにやあらん。月令に、季冬之月云々。命レ農計二耦耕事一、修二耒耜一、具二田器一。乃命二四監一、收二秩薪柴一。以共二郊廟及百祀之薪燎一。といへるにもかなへり

右十二ヶ月の異名、愚按の當否はとまれかくまれ、すべて農事のうへにかけて、倡ざるものあることなし。されば、いにしへの聖皇、農事をもて年に命じ月に名づけて、民に耕作を勸め給ひし善政、今に歴然

たり。農は司命の奴にして、その身貴きにあらねども、そのわざの重きこと、何ものか亦これに加ん。後世こよみといふもの丶いで來しよしも、民に時をうしなはせじとの爲なれば、正月二月と數んより、この異名をもて農を勸めば、こよみにもます捷徑なるべし。さるを後々に至りては、藏玉、奥傳、秘藏の諸集に、月の異名をこちたく出して、歌よますべき爲にのみせられしはいかにぞや。物の名義の多なるは、から國ぶりにて紛れ易く、物そこねなるわざにこそあれ。こはひがごとにやしらねども、この春はじめのまとひには、ふさはしかるべき事をとて、ことふりにたるとし月の、異名の考餘を綴るになん。多かる中にひとつふたつ、取らるゝことのありもせば、新奇に走る怪誕に、いさゝかますよしもあらんかし。

文政九年丙戌春二月時正　瀧澤解稿

○狗の物語くさ〳〵〔割註〕念佛狗、精進狗、狗を喫ふ非人、いづみの里の小狗〕

文化十二三年のころ、大江戸の本町河岸に、おかしき牝狗ありけり。此いぬ常に囉齋弱法師などの、或は木魚をうち鳴らして、讀經念佛しつゝ、人の門に立ことあれば、必そのあとべに跟て、共に念佛を唱る如く、ワァワァと吠ながら、送りゆくこと數町に及べり。この故に、ともすれば、他町の牝いぬに噬伏られて、やうやく逃て歸る日も多かり。はじめの程はあたりの人も奇として、駭嘆せざるものなく、憐むものもありしかど、遂に目に馴れ耳に熟して、念佛いぬと呼びなすのみ。怪しむこともなくなりぬ。このごろ予件のよしを老侯に話し申せしに、さるすぢおはするさがなれば、いたく嘆賞し給ひて、われそのいぬを得まくほりす。ぬしあらばとにもかくにも、はからひてよと仰らる。はじめ件の趣を、かの町の藥店なる長崎屋平左衛門といふものに、まさしく聞たることなれば、彼長平によしを告て、しか〳〵とかたらふに、件のいぬにはぬしもなし。かれが小狗なりしころより、奴婢どものあはれみて、物くはせなどせしかば、近隣にては長崎屋の狗なりといふめれど、まことはさに候はず。さるを思ひがけもな

く、あて人の求め給ふは、こよなきいぬの幸ひなれ。かされておん使を給はする迄もなく、みたちへ率して來ゐらせてん、あなかたじけなき事にこそと、ほゝゑみながらうけ引けり。かくて次の日、長平は、件のいぬを小ものに率して、みづから宰領してまゐりにければ、老侯歡び大かたならず。長平にはかづけ物を給はりつ、狗はやがて南のとのゝ庭に繫し給ひけり。是より後件の狗は、武家の後園にかはれつゝ、只粱肉に飽るのみ。鉦鼓讀經の聲を得聞かず。法師のしりにつくよしなければ、あだしいぬに異ならで、亦しいだしたることもなく、をること旣に四五年にして、一日病て斃れけり。按ずるに、むかしもこの狗に似たるあり。幸庵對話記に云、何頃の事か、城州鞍馬毘沙門天百日の開帳あり。然るに嵯峨より鞍馬迄行程三里の所、百日の中日參の犬有、一日も怠ることなし。參詣の人も是を見しりてあはれみ、途中にて辨當の飯肴等を喰せけるに、少しも腥き香あればくらはず。扨は精進するかとて、ためし見るに案しの如く也。よりて精進物を與れば、尾をふりて喰ひけり。是嵯峨の在所の犬なり。數日の事故、普く人の見知れる也といへり。この條りの歲月を定かに示さゞりけるは、筆者の人の遺忘なるべし。さりけれども、かの翁の親しく見もし聞もしつることの如く聞ゆれば、もし是寛永前後の事歟。さらずば延寶以來なるべし。いかにとなれば、件の渡邊幸庵翁は、寛永中駿河亞相家御滅亡の後、浮浪人となりて、海外を遍歷すること四十二年と言。かくて歸朝して京都にをり、最後に江戶の大塚に閑居して、寶永八年某の月日、一百三十歲にて身まかれり。此年紀を推すときは、寛永前後の事にやあらん。しれる人にたづぬべし。そも〳〵、此ふたつのいぬは、その時をおなじうせず。その趣の異なれども、畜生にしておのづから佛性あるものに似たり。これらは榮花物語に載せられたる、牛佛のたぐひとはいはまし。さるを又、人形にして獸腹のものもありけり。文政六年の冬のころ、好みて狗を喫ふ非人あり。〔割註〕俗に燕かぶりといふものなり。」このとしの十二月、昌平橋の外のかたにて、ある人の見たりしは、小狗を生ながら食ひ盡せしといふ。又元飯田町の中坂なる萬屋が店のほとりにても食へり。この時

は死したる小狗一隻(ひとつ)と、猫一隻と繩をつけて率もて來つゝ、その小狗の毛をふき皮を剝(ぬカ)て、大腸小腸をつかみ出し喫ふ有さま、いふべうもあらず。これを見るもの堵の如く、しばらくみちを去りあへざりしを見きとて、人の家嚴に告げり。この非人の體たらく、蓬頭裸體に菰を着て陽物をあらはし、婦女子を見れば必追ひけり。年の齡は四十前後なるべきか。その齒のしろきこと水晶の如し。こは毎に獸肉を生にて食ふ故なるべし。其年もくれゆく程に、多く筋違御門外なる廣巷路にをり、ある日狗を捕んとして、誤てその膝を噬傷られしより、走ることはじめのごとくならずなどいふものありしが、このゝちはいかになりけん。次の年に至りては、絕て噂も聞ざりき。或はいふ、件の非人はよしある家の二男なりしに、慢心によりて狂亂せしもの也。後には所親に棄られて、終に無宿になりしといへり。しかれども其體たらく、よしあるものゝ落魄したる狂人とは見えざりき。前の說はそら言なるべし。これらは近き事にして、もろ人なべて知ることながら、筆のついでにしるすのみ。是より先、文政二年の秋のころ、出羽の久保田に程ちかき、いづみといふ處なる人のかひける狗、生れて半歲ばかりなるが、よくあるじのいふことを聞とりて、その使るゝこと、大かたは六七歲の小兒の如し。譬へば、その狗にむかひて、何をもて來よといふに、ほとりにはなきものなりとも、たづねもとめて銜み來つ。又何がしを呼べといへは、やがてその人のもすそを銜み、引もて來るに、來らざれば絕てはなさず、これらの所作事、毎に奇ならずといふことなければ、をちこちの人の傳へ聞て、見んとて日毎に群集せしかば、あるじは狗をぬすまれんかとて、人にはみせずなりしとぞ。この一條は、久保田藩なる茂木巽〔割註〕名は知利、號焦窓、〕といひし人、當時家嚴に消息して、云々と告來したれば、予もこの事をはやく聞にき。茂木はおとゝし古人になりぬ。件の狗成長したりや否をしるよしなけれども、猶年たけてその智逞まば、陸機が黃耳に劣らざるべし。物の氣質の稟たること、情狀異同ありといへども、狗にして人に等しく、人にして狗にだも及ばざるものかくの如し。いと怪むべきことならずや。この他家嚴の放言中に、人狗、妖狗、古犬

の名、犬神等の考ありて、その題目を出されたれども、稿本いまだ全からねば、窺ひ見ることを得ざる也。さてもこの春の發會には、何をがなと思ふのみにて、出處まさしき異聞もあらず。支干たまく丙戌なる狗にちなみしゑせ物語は、世にいふ門の瘦いぬにこそ。

文政九年二月もちの日　琴嶺しるす

○夢中に劍を得るの物語

後藤與次右衞門組　西丸御切手同心　小石川諏訪町そば切横町　折原岩之助

維時文政九丙戌年三月十六日の夜の夢に、江戸神田小柳町邊の道具屋某の店に、希代の靈劍あるよしを凡五度ほど同じ夢を續けて見侍り、餘りの不思議さに、翌廿一日、彼處へ尋行しに、夢中幻のごとく見し、道具やの顏に正しく似たるゆゑ、立寄尋ければ、その品有よし申に付求度、價は何程に候哉と申ければ、金百疋にて有レ之と申。最至極古びれたる品に候まゝ、少々まけ吳候樣申けれ共、中々に引不レ申と申候間、其まゝに打捨歸り候處、又々二晩程同じ夢を見し儘、去にても餘りの不思議なる事故、廿四日に金子持參いたし、店先の品買請度よし申聞候處、亭主の申候には、扨々格別の御懇望に付、一朱に御まけ可ニ申上一と申候に付、一朱遣し、此方へ請取申候て歸宅し、大切に祕置候處、又其晚の夢に、甲冑の上え白き裝束いたし、右の手に劍をもちし人出現し、夢中に告て曰、善哉々々、汝劍を得たり。抑此劍は靈驗なる事を委敷しらすべし、謹で聽聞せよと、高らかに示現に曰、

寶劍の威德は

一、劍難を除き　一、運を開き　一、毒氣毒血拂除き　一、出世をいたさせ

一、我數度戰場に赴く毎に、我光を以、悉くに强敵を追拂返し候ニ其後埋り居、凡今年迄二百二十六年に成との昔也　其上又、我姿を寫し、世上の人々に施候へば、大成隱德に成べしと告ると思へば、忽夜の明方になり、鳥と共に夢は覺にけり。餘り不思議の事故、子孫の後榮にも可ニ相成一と、於レ是

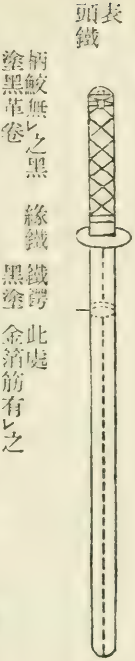
書記する者也。
文政九丙戌年三月　　折原岩之助　総善判

覺

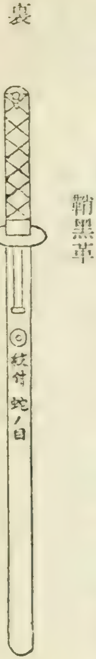
一、劍一腰　但かわ鞘入　銘小倉五郎源宗廣と有レ之　代一朱

右之通、慥に請取申候、以上。
戌三月廿四日　　神田小柳町三丁目　龜屋忠兵衛
折原岩之助様

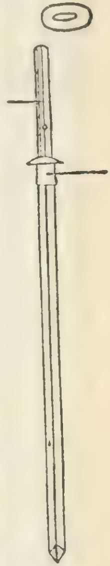
長短寸法すべて圖の如し



文政九丙戌年三月廿四日　神田小柳町　龜屋忠兵衛方より買受



〔割註〕小倉五郎宗廣、越前國住人、貞治比、當時迄四百七十四年、鞘革鞘一尺二寸二分、蛇之目紋付、柄四寸一分、ふちかしら共、柄糸革三分、鍔鐔はなれず、イに一尺八寸五分、鞘長一尺六寸、一書に一尺八分五厘とあり、非なるべし。



○小倉五郎源宗廣

江戸小石川住　折原岩之助　條善判

○前後身紀事

江戸澁谷に、聖護院宮様御支配下中山寺といへる修驗者あり。此人妻をむかへて、十ケ年に餘るといへども、子なきことを歎き、一子あらん事をのみねがひける。頃は文政七年甲申冬十一月十四日、芝切通しを駕籠に乗て歸る程に、おもはずもまどろみたりしに、一人の僧五才ばかりの子をつれ來り、是は其方の子になるべきぞと、いふと思ひて夢さめ、駕籠の左右をかへり見るに人なし。向を見れば小兒のひつぎを將て葬に行あり。不思議なる事に思ひて、其跡を付て行ば、同町金地院へおくり行ぬ。是は南部丹波守殿家中木村弘といへる人の三男銀次郎といへる、五才にて相果たるなり。かくて直に金地院へ至り、此葬の終るまで再生の法を修し、且小兒の年を問へば、五才にて病死せる、寒園童子と法號せるよし聞て歸り、直に鳥目米少々、金地院へおくりけるに、中山寺よりそなへらるゝ子細なし。いづれか外方へ參るにてあるべしと云ひけるを、使のもの、いさいは紙面に有レ之よし答ける故、受取ひらき見れば、寒園童子追善の爲、回向を賴むよしなれば、辭するに不レ及其意に任せぬ。その翌乙酉正月より、中山寺の婦妻懷妊し十ケ月に至り、當文政九年丙戌春二月、常に張置し寒園童子の法號見えず。いかゞしつるやと、あやしみ思へども知れず。かくて四五日を經て、右の妻安産し男子出生しけり。是夢中にさづかりし子なるべしと、夫婦よろこぶ事大方ならず。されど其子生れて日を經れども、兩の拳を握りてひ

らくことなし。色々にすれどもひらかねば思ひ出し、先ごろ金地院に葬し小兒の再生うたがひなし。さあらんには、かの墓所の所の上をもつて洗はゞ、ひらく事も有べしとて、早速金地院へ人を遣し、右の樣子を述ければ、易き御事に候へども、町方と違ひ武家の墓所なれば、案内なくては墓所へさはることと、後日の沙汰いかゞ也。是は南部丹波守殿家中木村弘といふ人の子の墓なれば、其方へ御沙汰有レ之候はゞ、直に進じ可レ申と答ける故、早速右木村弘方へ申遣しけるに、それは不思議なる事に候。勿論いか樣とも勝手次第に致さるべきよし答て、直に自身にも出行ける。使のものは金地院より土を取りて歸りけるに、金地院にても不思議に思ひければ、人を附て遣しける。扨右の土をもつて小兒の拳を洗ひければ、握り詰たる手をひらきし。その片手の内に、木村弘が家の紋丸の内に松皮菱の形、うすくあらはれたりし。右の土を以てなほよく／＼洗ひければ、あとも見えずおちしとぞ。

右夢中に見えつる僧は、金地院に安置する所の、地藏菩薩なるべしとものがたりけるよし、誠にかの小兒は、わが子の再生に疑ひなしとて、木村夫婦大によろこび、中山寺へ夫婦共に尋行て、親類のごとくいたし候よしなり。

右の趣、木村弘直談のよし、藝州矦、奥女人より承り、幷に老女袖島、金地院へ御代香の節、同寺にて承り候趣ども、あら／＼きゝ書なり。

ある人添翰

昨日は一寸ながら拜顏大慶仕候。爾後彌御安泰被レ成二御勤一奉二賀上一候。然者拜借の珍書、永々留置奉二恐入一候。則返上仕候。御落手可レ被レ下候。木村弘と申人は、輕き役相勤候由、正說と申趣に倘承り申候。別て難レ有寫取置申候。拜顏萬々御禮可二申上一候。出懸り早々申上候。

七月十三日

丹羽法葛へ相尋申候處、此通り申越候。

右一編は、今玆文政九丙戌秋九月廿六日、輪池翁の携て、海棠庵席上にて披講せられしを借抄す。最奇聞といふべし。

十月初八　　著作堂主人

○噴陰薹

平岩右膳御代官所、武州豊島郡練馬の内、字早淵村久保と申所にて

百姓孫右衛門悴　孫四郎　戌二十七八歳

牛込水道町蘭青店　豆腐屋　幸助

右孫四郎儀、一昨日廿八日〔割註〕文政九六月。晝八時頃、酒に醉候體にて、幸助宅前え馬を引參、豆腐の殼有ㇾ之候はゞ、買受度旨申に付、無ㇾ之由相斷候へば、孫四郎儀右馬を引出候節、鼻綱にて馬の面を強く打、彼是立騷候故、右鼻綱、同人足え卷付候由にて、馬の口の下え仰向に倒れ、其節下帶外れ陰薹出候を、右馬喰ひ付、一とふりにて附根より毛二三本付、陰薹喰ひ取候へども、氣絶も不ㇾ致、前書幸助方にて付藥等致し、綿にて包、手當等いたし遣し候へば、此分にては歩行相成可ㇾ申旨申、右陰薹紙に包、孫四郎自分手に持、馬を引歸候處、凡十四五軒も罷越候處、右陰薹、町内往還え捨、其儘罷越候に付、右跡爲二追欠一候得ども、何れえ參候哉相知れ不ㇾ申、其上右住所承り不ㇾ申候に付、先陰薹は鮑貝に入、町内自身番屋え持參いたし、近邊にて右馬士名住所承候處、同所五軒町小普請稻生左門屋敷え、下掃除に罷越候者にて、早淵村百姓孫右衛門悴の由承候に付、翌日月行事孫右衛門方え尋參候處、同人儀宅に罷在候間、昨日の始末相咄候處、一向存不ㇾ申由申候。然處、次の間に打臥候もの、頭を上げ申聞候は、昨日は不慮成儀にて、彼是御世話に相成、今日は右の疵甚痛強打臥罷在、失敬の段相詫、且昨日の始末、父えは未二申聞一、妻えは昨夜相噺候へば驚候上にて歎罷在候由申聞候に付、氣の毒なるよし申、右に付昨日往還え被二捨置一候陰薹持參致し候。最町方にては此樣成物捨有ㇾ之候ては、御訴不ㇾ致候ては難二

相成。左候ては町内物入等相懸り、甚迷惑に候に付、態々持參致し候旨申候得ば、同人妻名前不レ知、二十一二才位相見え候者、至て愁傷の體にて、髮は櫛卷にて奧より立出、泪を含み申聞候は、昨日私夫、御町内にて不慮成儀にて、厚き御世話に相成、殊に右陰嚢御持參被レ下、旁以御介抱氣の毒の由、大に悦び厚禮謝申聞候間、當人名前等委敷承り、則陰嚢は妻え引渡し候由、右は餘り珍敷儀に付、此段申上候。

戌六月晦日

○蛇怪

鈴木分左衞門

小石川三百坂にすめる田藩小十人高橋百助といふものゝ子、千吉とて今年十四になれるが、近きわたり遊びありきしが、牛袋何某の門邊に、圖の如くくちなは十五疋、いやがうへにをり重り、わだかまり居たり。伺ひ見るに中に光れるものあり。おそろしながら小腕をさし入れたるに、手にさはれるものあるをとりあげ、圖のごとき古錢一文を得たり。其後くちなはは、おのがじゝにげ去るを、つどひ居たるものども、うちころしてんなどのゝしるを、かの小童、人をもあやめざるに、いかでさる事すべきと制しぬれば、かの小童の勇氣に感じて、手だすものもなかりしと也。これは千吉が祖母つねに物語りしは、蛇あまたわだかまれる中には、珠玉あるもの也。これを得たる人は、かならず生涯財貨に事かく事なしと、いひしを聞おぼえしゆゑ、かくはなせしとぞ。此圖はかの小童のみづから記せし也。六月廿五日〔割註〕文政九年」の事也。

（蛇コシキ之圖）

私に云、この記は鈴木氏のみづから、輪池堂に話せしを、輪池堂の書れしなりとぞ、後の一圖もおなじ事ながら、合せ寫しとゞめつ。

これは彼錢を搨拓せしを、すきうつしにしたれば、寸分たがはず。後の蛇籠の圖は、傳聞によ

此高一尺六七寸也。

蛇のかず十五匹也。

横はゞ一尺六分許也。





りたるものなれば、なか／＼にわろしといふめり。見て圖したると、そのぜにを拓りたるを、まさりなりとすべし。

○へびこしき

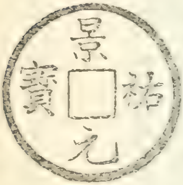
山本庄右衛門

文政九年丙戌の夏四月なかばより、雨なくして、梅天に至りても雨ふらず。赤地千里なりしかば、近在所々に於て、既に雨乞せるに至れり。五月廿一日雨降り、翌日又雨降り、それよりして又雨なく、六月の初旬中旬頃は、また赤地となれり。漸々廿日に至て雨降ぬ。それより日ごとに、雨時々に頻り也。廿五日の晝過る頃、小石川三百坂の往還にて、蛇あまた集り、纏纍をわがねたるさまに蟠り、うづ高く重なり合て、頭を揃へて眞中をうつろにして、又三方より頭を向ひ合せ、其うつろなる中を見込たるさま也。蛇の數都合十五也といふ。〔割註〕かく集り蟠るをへびこしきと云。往來の人々みるもの堵の如く也けり。その邊に住居せし田澤の小十人高橋百助が男千吉なるもの、年僅に十四歳なるが、夫を聞て速にはせ來り、たゞちに其蛇に近づきて、左の手にて袖をかゝげ、右の腕を其中にさしこみて、〔割註〕蛇の重りたる深さおよそ拳より肘のあたりまで有といふ。一物を得たり。蛇も亦其物を惜むけしきもなく、その圍みを解てにげ去りしが、下に敷れたる蛇は、おしひらめられたるも有しといふ。それよりは一つちり二つちり、追々にいづくともなくちりうせぬ。

蛇の重なりし高さ一尺六七寸徑一計



此錢篆字にてありしと云、



千吉は幼年より、かつて蛇の集り卷たる中には、必名玉あり。それを得るものは、必運開き幸ひを得る事疑なしと、かねて古老の物語せしを、一途に深く信用したるによれり。はじめ卷たる内を見るに光りあり。既に腕をさしこみたる時は、拳にこたへて當るものあり

と、然れども慾なくして、遂に物を得るに至る事、實に奇遇といふべし。かの孫叔敖が陰德に異なりといへども、また古老の言を信じて、群蛇を怖れざるもまた一奇事也。その得たるものは玉にはあらで、篆書せる景祐元寶の錢なりとぞ。

○猩々

禮記曲禮の篇に云、猩々能言不レ離ニ禽獸一。その由來久し。こゝをもて本朝婦女子といへども、これをしれり。しかのみならで、畫工に猩々飲酒の圖あり。散樂に猩々の舞あり。これそのますます昭著なる故也。しかれども、いまだその眞の猩々を見たるといふ者を聞かず。唐土にも、古より識者少からねど、亦その眞を目擊して說者にあらず。獨鄭謹者が著せし蜀雅に、而りその眞を見つるよしを載たり。今その文を和解す。蜀雅に云、猩々は人間獸身最機警。善通ニ人間之言一。學ニ禽鳥之聲一。而莫ニ尚不レ肯也。其狀如ニ一八女子一。其啼也清越。嗜レ酒好レ舞。土人以レ此誘レ之。則鼓舞而去。予在ニ綠鳩山一觀レ之。群居相謂曰。客必東人也。踴躍出視焉。予偶々有レ酒。寄ニ少許一召飲レ之。四者齊下。未レ喫先舞。既飲嬉嬉笑以レ知ニ予無機一也。予徘徊恐レ爲ニ後人所レ害。忽然變飛下ニ古木一。羣然相謂曰。上番通勞。見可ニ負レ之以去一也。禮曰。猩々能言。不レ離ニ禽獸一。予終敢以爲レ信。といへり。この事甚奇なり。これ誠に猩々の眞面目にあらずや。よりて表出してこゝにしるしつ。

○上毛多胡郡碑文註釋抄錄

弁官符、上野國片岡郡綠野郡甘良郡。幷せて三郡內。三百戶郡成給羊多胡郡成。和銅四年三〔一本寛カ〕月九日甲寅。宣左中弁正五位下多治比眞人。太政官二品穗積親王。左大臣正二位石上尊。右大臣二位藤原尊。

〔附箋〕宣の字、上へかへりてよむべし、

右の如くに可レ讀、

弁の字は辨字の代に用る也。天下の政事を司る役所を太政官といふ。知太政官事〔割註〕後に太政大臣

といふ。」其役所の頭也。その下に辨官といふ役あり。此辨官は太政官の中の肝煎、しまりとなる役也。符は、字彙に、驗也、證也と註して、すべて證據にする書付を符と云。辨官符すとは、後の證據の爲に、辨官から此碑に書記して置と、文の初にことはりたる詞也。甘良郡、和名鈔には甘樂郡とあり。同事也。郡となし給ふとは、片岡郡綠野の内より、民家三百戸を取分て、新に一郡と定め玉ふといふこと也。半多胡郡成とは、三郡の内民戸を分て、多胡郡と成すといふこと也。左中辨云々藤原尊とは、是等の人々新に多胡郡を置くことを、仰付られたるぞといふこと也。公卿補任、穗積親王は知太政官事とあり。是太政大臣の職分に同じ。右大臣正二位藤原朝臣は不比等也。尊の字は朝臣也。補任には朝臣とあり、石上朝臣は麻呂といふ人也。

郡成給は郡ト成シ給フとよむべし。如レ此の書様、此邦の古書には多く例あり。漢土の文の書様にてはなき事なり。漢土の文の書様にてよめば、義理通ぜざるなり。郡成テとよむは誤也。羊、此羊の字は半の字を書誤たる也。上古はいまだ文華開ざりし故、文字のあつかひなど誤ること、此邦の古書には間あることなり。半の字、玉篇の註に物の中分也。ワカツとよむ也。然るを誰人か其誤を推察せず、文に隨ひ且漢土の文をよむ如く、羊に給フとよみしより、人の名なりと思ひ、剩大夫の爵を添て、羊大夫の墓所也と言傳るは、腹を捧て絶倒するに餘りあり。羊大夫といふ人、史傳に曾て見ざるもの也。古の碑は今の世にていへば、境目の定杭のやうなる物也。續日本紀、和銅四年三月、多胡郡を置ことは見えたれ共、羊に給ふといふことは見えず。是を證とすべし。

安永四年乙未閏十二月　　伊勢平藏貞丈考

又云、

辨官符。今割二上野國片岡綠野甘良三郡中三百戸一。新爲二一郡一。名曰二多胡郡一。和銅四年辛亥三月九日甲寅。左中辨正五位多治比眞人。太政官二品穗積親王。左大臣正二位石上尊。右大臣正二位藤原尊奉行。

右の如く書けば分明なるべきに、古代の文迂遠也。

平　貞　丈　書

右上毛多胡郡古碑の事、古より讀來たるをもて、東涯子の蓋簪録に、此碑の事を論じ、又東江子など、亦此古質を論じ置たり。しかれども、皆以人口の膾炙する所に過ぎず。獨伊勢平藏子の解釋頗痛快を覺ゆ。今こゝに録してもて異聞に備ふ。

文政九年丙戌春二月十五日　　中　井　豐　民

○文政八乙酉年九月十一日、紀伊殿より御用番御老中大久保加賀守え御屆書付の寫し、

私領分紀州三山御用に付、材木御尋有レ之候處、奥熊野より四十三里深山に、大木一本有レ之候、左之通り、

一榎　太さ百二十抱、高さ凡八十七間程、南西え出候。大枝何れも十九抱より三十抱程。

右の榎、東西南三方え割れ有レ之候處、宿木生出候。左之通り、

一椎　高さ二間位より三間程迄、太さ一抱程十三本。

一松　高さ各三四間位より、太さ一抱半より二抱程九本。

一黄楊　高さ二間位より三間程迄、太さ一抱位より一抱半迄十三本。

一南天　高さ三間位より、太さ四尺位迄七本。

一楓　高さ各五間位より、太さ何れも一抱位迄七本。

一竹　高さ三間程、太さ二尺程三十七本。

右之通りに御座候。此段御屆仕候。

酉七月　　紀州殿御城附

解按ずるに、此大榎の事は、これより先、月堂見聞集享保の卷に見えたり。見聞集に載せし所、樹の

大小丼にやどり木の數大かた違はず、それよりして、又百年ばかりを經て、ふたゝび人の見出せし也。

兎園小說外集 第二

○唐船漂着の記

文政九戌年正月七日　　榊原越中守

當月二日、異國船一艘相見候段御屆申候旨、昨朝申越候處、猶又同三日、久能山一の御門より及レ見候處、遠州大井川下沖合に、異形の船一艘掛り居候樣子に相見候段、在所家來より申越候に付、御用番へ御屆申上候。

同　日　　同　　人

羽倉外記支配所、遠州榛原郡飯淵村沖合に、異國船と相見候船一艘相見候に付、當月二日爲二見分一外記致二出立一候趣、駿府町奉行牧野采女より通達有レ之候間、久能山御備向、幷御山下領分海邊手當の儀、如二先格一申付置候段、在所家來の者より申越候に付、御用番へ御屆申上候旨、昨日申越候。

　　　　大目付　　石谷備後守

同　日　　本多遠江守

羽倉外記御代官所、遠州榛原郡飯淵村沖合に、異國船相見候船一艘相見申候旨、當月二日夜領分村方より屆出候處、同夜牧野采女よりも、外記出役の旨申來候に付、早速領分海邊手當の人數差出候段、在所家來の者より申越候段、御用番へ御屆申上候。

　　　　大日付　　岩瀨伊豫守

正月八日　　田沼玄蕃頭

遠州榛原郡兵部卿殿御領分、川崎湊より東字三森と申沖の邊へ、怪敷船一艘相見候間、拙者領分同郡村

役人より、當月朔日晝八時頃申出候に付、彼地諸家來罷越見受候處、領分より東南の方に一里半程隔り、長凡二十五六間程と相見、異國船一艘掛り居申候。尤兵部卿殿御領分、同郡吉田村濱陸より六七町沖合に、碇を卸居候樣子に付、右場所之人數差出候旨、同二日中泉御代官竹垣庄藏より、在所家來共迄申來候間、兼て手當申付、人數早速差出申候。尤拙者領分相良福岡濱續の儀にも候間、人數手配等申付置候段、彼地家來共より申越候。御用番え御屆申上候旨、昨七日申越候。

同日　　　太田攝津守

去二日、大井川邊川尻村境海上に、異國船相見候旨、領分青宗村(永カ)より注進申出候間、早速見分の者差出候處、海上凡五六丁餘隔、二十間餘も可レ有レ之相見候船、帆柱三本立、碇卸し、人數凡五十人も乘候樣子にて、白き旗を下き旗に、磯の方に向招候得共、高浪にて難二相分一、多分唐人商船に可レ有レ之趣に御座候。依レ之猶人數差出候旨、在所より申越候間、此段御用番に御屆申上候旨、昨七日申越候。

尾藩奉聞手簡、〔割註〕二月四日所二郵附一、全文は下に見えたり。」

按遠州へ唐船漂着大騷動、遠州は稻佐風の海賊日本一の名所、大晦日夜は海中幽靈の出現日、殊に薄暮より風雨つよき北浦頃、漂流破船押來之樣子にて、海賊ども天のあたへよい正月せんと、我々に小舟こぎ出し、仰みれば帆の異體なるに驚き、しばしタメラフほどに、松明燈炎の光に、鬚の長き異類異形の物見ゆれば、すハ幽靈よとにげ歸る。曉天になれば金鼓コキ來る。〔割註〕これは元朝の祝の樂なり。」これにて遠州諸侯大騷動、此から御察しあれば相分るゝ事也。此圖書どもははや御通覽か難レ測候へ共云々。

貴船唐山挪。將往凌挪。洋中不レ辨レ何。是暴風所レ漂。想有二損壞一。鐵錨之類有レ失否。柴米水菜之類有レ之否。貴國所レ受之地。及船主之姓名。開駕漂著之月日。通船人名數行年州里。且船中帶品物。請容筆示レ焉。

文政九年丙戌正月朔　　日本遠州榛原縣　海　岸　邑　正

呈二漂流船主一。

本船在レ唐。于二十一月廿四日一自二乍浦一開行。往二長崎一貿易并護送。

貴國漂流商民三人。本船共計已百十六人。因二風不順一。今于二正月初一日一漂收。

貴地　口前寄レ椗。但風浪甚大。恐レ有二不測一。伏乞俯念。遠商在レ洋日。久苦楚異常。速即稟明。

大頭目大人。飭二備小船一。將二大船一牽二進内山懸中一。暫爲二寄碇一。再行絆送二長崎一。并給二附柴米各物一。萬勿二遲延一是懐。

計　開

一小船一百艘

文政九年正月初一日　　寧波船主楊啓堂

竹筒内有二呈一張一。

貴國漂流民人長吉等十二人。于二庚辰年十一月初九日一。左岙州島船。械二魚油等物一出口。往二來國一貨賣。過二東北一大風損傷。大桅隨レ風漂流。于二次年正月二十日一到二暹羅沿海地方一。搭數上岸。上年六月初三日。附二搭金福全船一。至二七月十八日一到二門口一。二十九日起身。至二八月初九日一到二福州一。九月十四日起身。十月十五日到二乍浦一。原船出口共計十二人。在暹羅亡過五人。現存七人。兩扁得泰全勝二艘。護送到二長崎一。得泰船護送三人。〔割註〕解按。左岙恐仚之誤。仚與レ仙同。左仚即仙臺地方云歟。再按。岙此縣之誤。當レ作二在奥州一。左亦在字之誤耳。」

計　開

一長吉　一鶴松　一喜太

全勝船護送四人

計　開

一蒼松　一清祐　一米祉　一榮祐　　　　船名　得泰

上書。護送貴國人名冊。　　　　船主　揚啓堂

南部大膳大夫領分　奥州閉伊郡山田村百姓　長　吉　歳三十六歳

そけい村百姓　喜太郎　歳二十五歳

同村百姓　鶴　松　歳二十八歳

右申口

私共儀唐船え乘込、遠州へ漂着の上、當湊え御引入に相成、此度於二元船一始末御糺に御座候。

此度私共儀、大法大槌船越浦、黒澤屋六之助船、仲船頭平之丞等、水主倉松、清助、龜之助、久米兵衛、伊勢松、米次、私共、〔割註〕此乘組十二人の内、久助といふものあるべし。下に見えり。脱字ならん。右久助を加て十二人也。との餘、本文の内誤脱少からず。聊意をもて補ひつゝうつしとりぬ。」二人、幷牧峯助共都合十二人乘組、右六之助商荷物粕油大豆鹽肴、幷大つち村々より御領主へ納候干肴類之由、樽詰莚藁包、幷江戸御屋敷え差出候分、書面荷物共、江戸問屋へ相屆候分一同積入、七ケ年以前、去る辰年十一月廿六日、大つち領出帆、順風にて十二月七日仙臺領とりなん湊へ入津滯船。同九日同所出帆、同十二日雨雪にて地方を見失ひ、房州沖に漂。同夜戌亥の風強く、洋中へ被二吹流一、同十五日曉、あかの道付候間、無レ據打荷いたし、同十四日大時化にて、帆柱も切捨候處、方角を取失ひ、いづ方より吹候風共不二相辨一被二押流一。同十五日風少し靜り、あかの道を塞ぎ、同十六日桁を帆柱に致し、陸の方を心差走參候處、又候同十九日戌亥の風強く被二吹流一、雨雪にて時化に相成、同廿二日大あれにて又候打荷致し、同夜梶を折、船中の者共力を落し、一同神社を祈、綱を梶に致し流次第に相成、翌巳年正月六日、丑寅にて被二押流一候處、洋中至て暖氣に相成、奥州邊六七月頃の時候同樣にて、然處追々船中呑水無レ之

難儀致し候處、同十九日より雨降、漸吞水を取、尙又廿日大時化に相成、同夜俄に波音聞付候間、地方へ着候儀と心付、碇を入候得共保兼、磯へトモを當候間、一同上陸之支度致し、船頭平之丞は浦賀御番所御切手、海上通手形持參、てんま船を卸し乘移、一同乘込候處、磯惡敷尤船破船、粮米共外打捨、てんま船も水船に相成、乘組十二人の者共の內、平之丞龜之助は溺死いたし、殘十人の者共、漸一命を助り上陸致し候處、兩人死骸成とも見付度、海邊種々相尋候得共、何分見當兼候內、間もなく夜明、廿一日も同樣相尋候得共見當不レ申、人家も不レ見候間、其夜は無二是非一草木有レ之山に相臥、廿二日山へ登り見候處、遠方に小屋相見候に付尋參候處、木の葉にて厚さ三寸位に家根を葺、四壁共同樣にて圍置、丸竹を敷置候小屋にて、男は丸裸、女は木の皮樣の物を卷、男は手首より指先迄、腰より下兩足黑節迄入墨致し、女は腕より爪先迄、竪筋に入墨致し、男女共顏へ赤土樣の物を塗り、鬼形のごとく怖敷姿にて大勢駈集、何角私語奔走致候處、間もなく役人體の者にも可レ有レ之哉、一人罷越差圖致し、食用として私共へ芋根樣の物を爲レ給、一軒に一人宛引取、被二養臥一(マヽ)候節は、小屋一軒兼て請取置、十人一所に臥、夫食は前書の品、朝夕一つ二つ宛宛行候に付、當座は給足不レ申候得共、追々腹中馴、飢にも及不レ申、衣類も追々着破れ候得共、寒暑の差別もなく、凡四ケ年程も右場所に罷在、尤何事にても不レ仕、扶助而已請罷在候內、久米兵衞久助相果候間、木の葉にて編候莚に包、土中に埋置申候。且言語の儀一向不二相分一候得共、ハラヲとか申樣にも相聞候島にて、夫より未年七月中頃にも可レ有レ之哉、不二見馴一大船罷越滯船、翌申年八月始比にも可レ有レ之、右船出帆の砌に付、手眞似等致し相願、右船へ爲レ乘貰ひ、出帆の節右島形海中より及レ見候處、凡竪二十四五里程も可レ有レ之島に相見申候。夫より八日程も西の方へ走り、ノレランと申候處の湊へ着船致、上陸間もなく、唐人體の者罷越候間、乘組の內より日本人の由書付遣候處、人家へ引入大切にいたはり呉申候。右場所の儀家居の樣子、瓦葺にて四壁とも石にて疊上げ、相應の人家有レ之、去酉六月三日、唐船參候間爲レ乘貰ひ、其節八人の者へ、丸金四十枚貰請、夫

より出帆、同月十七日、船中にて伊勢松病死致し候節、船には難二差置一旨に付、無レ據海中へ捨、七月十八日、厦門と申所へ着船いたし同所取扱を請、右場所の儀も、家居瓦葺四壁漆食にて、又家も相應に有レ之、同廿九日、竹にて編候かご樣の物に被レ乘せ、役人差添繼送、其節も丸金にて人々二枚づゝ貰ひ受、八月七日福州と申所へ着、同所取扱を受、古衣類等貰ひ請罷在、九月十四日同所出立、同所にても役人付添、或は陸路を歩行、或は川船にて下り道中いたし、十月十五日乍浦へ着、同所取扱を受、衣類羽織等迄も、日本風に致し貰ひ受候儀にて、同所に罷在候內、長崎商船出候間、倉松、清助、米次、榮助、右四人は、十一月十九日別船に乘出帆致し、私共三人は當船へ乘船いたし參候內、洋中にて難風に逢ひ、此度漂着仕候儀に御座候。尤丸金貰受候分、彼地にて兩替いたし、追々遣拂、當時の着用衣類、幷遣殘り錢等而已、所持罷在候儀に御座候。但私共三人の內、長吉、鶴松は女房有レ之、喜太郎は獨身に御座候。右御糺に付、相違不二申上一候。以上。

戌正月廿一日

長吉　左大指爪印
喜太郎　右同斷
鶴松　左同斷

羽倉外記樣
竹垣庄藏樣

通船人數計開

船主劉景筠 在留長崎　五十四歲　杭州人
財副朱柳橋　四十八歲　同
夥長洪延楧　五十二歲　崎官人
總工郭光柱　四十歲　閩縣人
同　揚啓堂　二十七歲　平湖人
同　劉聖宇　三十一歲　杭州人
總官鄭資淳　四十一歲　長樂人
同　傅照使　四十六歲　同安人

日侶

曹發生	三十歲	長樂人
陳忠信	四十八歲	寧波人
傅藏使	二十四歲	同安人
嚴左枝	四十歲	候官人
傅忠使	三十五歲	同
王亭進	四十一歲	閩縣人
黃國文	三十六歲	候官人
呂疊使	四十三歲	同
洪繼倫	三十五歲	候官人
吳志就	三十六歲	同
洪三捷	三十五歲	同
劉鏡弟	四十四歲	長樂人
陳雲漳	四十三歲	閩縣人
陳存彩	四十二歲	福州人
林德揚	四十歲	閩縣人
林永暢	三十五歲	同
鄧朗弟	二十五歲	同
陳克奕	四十二歲	同
鄭國禎	二十七歲	長樂人
周有利	三十歲	同安人
傅分使	三十六歲	同安人
游來文	三十歲	候官人
鄭友波	三十六歲	閩縣人
徐愈使	三十四歲	同安人
洪文科	三十一歲	同
曹用弟	四十二歲	同
傅騰霧	二十九歲	同安人
曹叙林	二十七歲	平潮人
高炮弟	三十九歲	同
盧志揚	三十八歲	候官人
林子儼	三十六歲	同
洪仁聲	二十七歲	候官人
鄭法第	二十四歲	同
高享泰	四十六歲	候官人
林文光	三十八歲	長樂人
鄭照鳳	四十歲	同
高煒弟	二十三歲	同
王家榮	二十八歲	同
盧玉琳	四十歲	寧波人
林克新	三十歲	候官人

黃杏使	三十八歲	同安人
載大椿	三十二歲	平湖人
陳福使	三十三歲	蘇州人
揚習官	四十歲	平湖人
董老大	二十六歲	長樂人
傅交使	三十歲	同安人
周守使	三十四歲	同
李陞使	二十八歲	同
林阿取	三十三歲	同
姜江票	二十三歲	同
許安使	二十二歲	同
陶阿曹	四十七歲	同安人
張純使	二十八歲	同
陳道筆	三十二歲	龍溪人
陳家钼	四十八歲	同安人
黃振章	三十七歲	福州人
黃驟嵩	三十八歲	同安人
王[illegible]使	三十二歲	長樂人
何茂盛	三十五歲	閩縣人
曾老使	三十六歲	同

強六	□□歲	同
張湧	五十二歲	同
葉留使	三十五歲	同安人
曹佳弟	二十八歲	同
王坤童	三十六歲	閩縣人
王夏使	二十三歲	同
陳九使	三十一歲	同
王溢使	二十一歲	同
謝阿小	三十三歲	同
傅祖蔭	三十歲	同安人
邱君使	三十八歲	[illegible]縣人
陳川使	二十八歲	同
陳尚德	三十歲	閩縣人
鄭壇使	三十歲	平湖人
陳岐弟	五十歲	惠安人
張清興	三十八歲	同
黃璜使	三十五歲	福州人
陳琳第	三十七歲	同
何素文	四十五歲	同安人
傅意使	二十二歲	長樂人

博爾使	三十七歲	同
蘇錫連	四十二歲	同安人
張慶元	三十二歲	同
附搭黃國通	三十六歲	平湖人
姜倫第	六十歲	同
林奕弟	三十二歲	候官人
隨便薛長生	三十二歲	同
張得利	二十九歲	閩縣人
吳四貴	三十二歲	同
張雙福	三十五歲	同
鄔三	四十二歲	同
姜全	三十一歲	蘇州人
載言賓護送通事	三十一歲	

以上共計一百十六人

文政八年

浦湊酉十一月廿四日出帆

王井使	三十一歲	福州人
胡起龍	四十歲	同安人
潘四觀	三十五歲	同
傅仙使	三十歲	同
杜相第	二十九歲	同
繼仁文	四十二歲	長樂人
錢順	三十九歲	候官人
袁貴	三十五歲	候官人
薛渭	四十五歲	蘇州人
顧順祥	二十一歲	蘇州人
康福生	二十四歲	杭州人
朱七	三十一歲	平湖人

船主	劉景筠
同	揚啓棠
財副	朱柳橋
同	劉聚字
總官	鄭資淳

寧波船、〔割註〕長四十間、巾八間。」
帆檣、〔割註〕長十七丈二尺、廻り二丈四尺。」
船、水際より下、一丈八尺、水上見上げ迄二丈八尺、總高さ四丈六尺、
艀三艘、長六間、一艘目方五百貫目、
綱廻り凡二尺餘、シュロ繩、
正月二日に、四斗樽一つ船より陸へ流來る。右樽の上に竹筒内有二書翰一と札付あり。
米、薪水、玉子、豆腐、鮮魚、
雞、木、只〔割註〕只は豆之誤歟。」大豆、刀豆一斗、
得奈船貨數、
大呢〔割註〕呢は泥。」咱吱〔割註〕咱吱は嗚吧。」藥材雜貨材、
大清福州寧波船主程氏揚啓堂、
百十六人乘、
外〔割註〕外當レ作レ內。」に三人、日本大土浦黑澤屋六之助船十二人乘、船頭平之丞。是は奥州南部宮古之人。
文政三辰年十一月廿六日、房州沖より被二吹流一、十二人の內五人死。七人殘。
大淸國へ上陸の節、右七人の內四人は外船へ、三人は此船へ乘。戌正月朔日遠州住吉へ漂流着。六之助船水主の者中、天竺「バラキ」と中島へ被二吹流一。「リス」と中國の船來り、此船を賴み「メレラン」と中國へ參り、同所より大淸へ送る。
バラキと中島は、芝と蘆の住居にて部なし。男女とも丸裸。男は兩手兩股に入墨あり、女はなし。但しバラキへ〔巳〕正月廿日漂流着。

右唐船を長崎まで送り遣さるゝとき、林家より筆談の爲、學問所の諸生二人を、遠州までつかはして、同船せしめらるゝといふ。この諸生等歸府の後、必異聞あらん　たづぬべし。

右唐船紀事二本を、輪池翁の見せられしかば、二本を合してその誤脫を補寫し畢。

丙戌春三月廿九日

○尾藩秦鼎手簡

鈴木有平樣　秦鼎

百一歳老人へ御傳言。此も正月廿一日に來遊。明五日歸鄕申候。歩行も二里は樂に出來、目がねなし。小茶碗に飯も四五杯づゝ、(マヽ)學堂にて田樂豆腐、拙生は七本、百歳老人は十五本たべ申候。誰か作工にや。今度堀川傳馬橋新規に御懸替、新造なれば、先例により老人渡り初可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候處、御家中にも、名子屋にも其人なく、御手支御吟味の處、幸美濃高田にて、百一歳老人來合たれば、此翁をといふに、世に事かいた樣に、他國人をやとひ上げは苦々し。これは尾張には智多郡に萬歳あれば、これをよばせ可ㇾ然との評定になりし所、萬歳位の小兒輩を召るゝ事かは、我等が國には七位置、親仁あり。採遠州へ唐船漂着大騷動、遠州は稍住風の海賊日本一の名所、大暗日夜海中幽靈の出現日、殊に薄暮より風雨つよきに、丑滿比漂流破船押來りし樣子にて、海賊ども、天のあたへよい正月せんと、我一に小舟こぎ出し仰上れば、船の異體なるに驚き、しばしためらふほどに、松明燈火の光に、鬚の長き異躰異形の物見ゆれば、ヤレ幽靈よとにげ歸る。曉天になれば金鼓にて、船こぎ來る〔割註〕これは元朝の唱の樂なり。」これにて遠州諸侯大騷動、これから御察しあれば、相分るゝ事なり。此圖昔どもはや御通覽かは難ㇾ測候得共、齋藤泰正櫻井へ被ㇾ遣可ㇾ被ㇾ下候。櫻井介三郎子は、塙次郎へ被ㇾ參候故、塙へ遣り度く、善御取計可ㇾ被ㇾ下候。例の筆屋玄書堂御連可ㇾ被ㇾ下候。舊臘十二三日比より、信州松本民亂、此は加賀越後界なり、四ケ庄などゝ言、北方深山僻地の山民蜂起

し、南へ／＼と村々の富民の居宅を打崩して、城下近く攻來り、小廿里計の間にて、七十五六軒も潰し、信濃川の新橋にて防れ、同心足輕の輩、亂民と同じ形になり交り入、頭取たる者を生捕中に、亂民中に馬上にて進退指揮する者を、大番頭の稻村小源太、あれぞくせ者と、小筒を以、此も馬上にて馳向ふに、此前にてつぽう百挺、虚空に向て亂放する、高聲に亂民ども恐愕せしや、小源太に恐れにげ走るを逐かけ／＼、石路渓間を、二里計も逐かけ／＼、遂に小筒放たんとせしに、此こそ生捕にすべき者なれと心付、遂に生捕しは大功、頭立し悪黨は、大略越後高田の者なりと聞ゆ。ナタリ邑より城下迄は小廿里、其間の富民も田地も蹈潰されし大亂は、聞も苦々しき事、去年は越前の勝山と松本の二侯、國騷々敷候ひき。百歳老人饒宴にて、今日は多忙、草々頓首。

文政九年二月四日

（大河内藤藏記事、〔割註〕丙戌三月九日異聞。」

口上書

私儀生國甲斐國山梨郡藤木村御代官小野田三郎右衛門樣御支配、百姓甚左衛門悴にて、去々申年中御當地へ罷出、知人深川八幡前佃町家主彥兵衞世話にて、去酉年八月中、一橋樣御小姓組頭取瀧川主水方へ侍奉公に罷出、相勤罷在候處、傍輩中間三平と申者、常々手荒成者にて口論等仕、其上博奕致候に付、當三月五日、主人より暇差出候處、衣類等にも差支候間、外へ奉公濟も仕兼候間、差置與候樣取計の儀相賴候に付、主人方へ取繕いたし遣し差置候處、主人用向相辨兼候に付、右體の儀にては難二差置一候間、其趣當人へ申聞候樣、一昨七日主人申付候間、其段三平へ申聞候處、取用不ㇾ申、其上今朝明番に付、爲ㇾ迎に罷出候砌、三平儀昨日罷出候て、今朝歸り不ㇾ申候に付、與方へ其段申聞候へば、先私并挾箱持市助に草履を爲ㇾ持、兩人計ㇾ迎に罷越候樣申付候に付、則同道仕神田橋中屋敷へ罷越、主人退散を相待候處、三平罷越候に付、何方へ罷越候哉と承候處、一日暇出候身分の儀に付、何れへ罷越候共、勝

手次第の儀に有レ之旨申、主人始私儀を惡口雜言等申掛候へ共、平日手荒成者故取敢不レ申、程能及ニ挨拶ニ候處、猶々聲高に申募り候故、種々理解申聞候へ共聞入不レ申、若年者と侮り、理不盡に打掛り打擲に逢、殊に主人外聞にも相拘り候に付、餘り殘念に存、不レ得ニ已事ニ刀拔放し候處、猶又罵り打掛候故、腕切落し候得ば、門外へ欠出し候間、追懸罷出候處、又候私へ打掛り、其上御屋敷前椽の下水へ蹴込候に付、旁心外に存起上り、無ニ是非ニ打果申候。此外可ニ申上ニ儀無ニ御座ニ候。以上。

三月九日　瀧川主水家來　大河内藤藏　戌十七歳

御徒士目付

依田源十郎殿

神谷昇太夫殿

瀧川主水草履取　三平　戌四十四歳

疵所

左り二の腕臂際より切落、

面部左りの方、竪に三寸程切下げ、同所横三寸程一ケ所、胸に突疵二ケ所、右の腕中指の間より竪三寸程切割、止め咽ニ一ケ所、

同人懷中物

半紙鼻紙少々、錢二ツ紙に包、

右死骸、三河町一丁目地藏番屋西の方にて見分相濟、同十二日朝、瀧川主水家來某へ引渡、依レ之主人より、番組人宿神田多町中村屋茂助へ引渡し、

瀧川主水中小姓　大河内藤藏　戌十七歳

酒井左衞門尉辻番所にて、見分者の口上差出、同十日暮六ツ時頃、町奉行筒井伊賀守役宅へ召捕相渡候

處、翌十一日、一橋殿小人目付町奉行所へ御呼出、右藤藏儀、吟味中預け遣す旨被二申渡一候。同十二日、右藤藏并に一橋殿裏門番二人、酒井左衞門尉辻番人四人、町奉行所へ呼出さる云々。裁許不レ及レ聞、追てたづぬべし。

一、藤藏みづからいふ。享保九子年以前は、松平美濃守吉保、同伊勢守吉里、甲州府中領主の節迄、藤藏先祖は二百五十石にて家來なりしよし、柳澤國替以來鄕士に被レ成候。今は百姓になりしとぞ。

一、三平は八日に外へ奉公濟いたし、同日夕方取替金をうける。九日朝、三河町一丁目河岸の居酒屋にて、酒を飲居たりし處、主人の迎遲刻に及びしとて、口論の節主人の草履を以、藤藏を打擲し、腕を切落されても猶打かゝりし處、藤藏全身血に塗れしといふ。〔割註〕大河內藤藏は、向後一橋樣の御徒士に召出されしと云。

一、當時の落噺に、三平切られて叫て云、ヤレ人殺し人殺し、庄內に人はないか。〔割註〕これは酒井公の辻番人をさすなりとぞ。絕倒。

文政九年三月記、

○池笠問答

一、七十一番職人盡の內繪詞

たかうれ　此詞いかゞ　　さしちがへのさい　いかゞ
ほろ　何業いたし候や　　ちくの　いかゞ
てうさいへ　調菜敗　　地しや　何業いたし候や
あすしきかき哉　ア、スシ賣、いかゞ　　ちうしやく　いかゞ

右付紙の處御覽、承度奉レ存候、頓首、　　輪池

三月廿八日　文政九

笠翁様

答

一、貴問職人合の内、

浦人、この縄はやきるゝはたかられ、

たかられの詞は、たくといふにおなじく、この縄はきるゝ故、はやく手ぐれといふ事なるべし。カク音通にて、カを音便にて、かうといへるなり。

さいずりさしちがへのさいも云々。

さしちがへの義未得考候。

暮露、

ぼろ／＼の討果せし事、つれ／＼草に見えたり。暮露正には梵字漢字といふよし、後世の菰僧やうのものと古人註し候。愚按に、暮露は、をさ／＼梵聲を唱るものなるべし。梵聲は尺八をふかれはよくしがたしとぞ。智證大師は尺八をふかせられしよし、物に見えたれば、梵聲すたれて尺八ばかり吹くにや。よりて菰僧やうのものといふなるべし。

矢細工、これはちくのとてあつらへられて候、

ちくは竹なるべし。この右の簾細工の詞に、さかつらがなくて、御ゑびらにするといふにむかへて、ちくのとて云々といふなるべし。矢は元來やなぎもて作れば、楊柳をヤノキといふ。矢木なり。さるを竹もて作るは後の事なり。〇簾はかつらもて作るものなるに、御ゑびらは後の事なり。されば彼此その物をとりちがへたるが、左右の滑稽なるべし。

てうさい、さたうまんぢう、さいまんぢう、いづれもよくむして候。

てうさいは御考の如く、調菜なるべく候。さいまんぢうは菜饅頭にて、菓子には砂糖まんぢう、又あつ

ものなどに用るを、さいまんぢうといひしなるべし。これ今のはんぺん、つみ入れやうのものにて、料理饅頭なり。料理饅頭の事、宋の石林が避暑錄話にも見えたれば、和漢同物たるべし。〔割註〕本書に別にまんぢううりを出したれば、その義あきらかなり。」

地しや、

をんな山伏を地しやといふにや。今もなにはわたりには、女の輪袈裟をかけて、錫杖をふり鳴らし、さんげさんげとて、市人の門にたつあり。地しやのなごりなるべし。地しやの地は山に對する意にて、峯入せぬものなればにや。この六十一番左、先だちのさんけさむけは我やせんとあるにて、女山伏と聞え候歟。先だちは先達也。さんけさむけは懺悔々々なればなり。

酢造、あすしきかき哉、

あすしは御考の如く、アは嘆美の詞にて、書紀に大をアとよませしにおなじかるべし。きかきは空搔なり。

心ふとうり、いふとめせちうしやくも入て候。

ちうしやくは酎酢なり。醬油はもちろん、酢をさしてくらふ事も相同じ。〔割註〕酢又醋、さく又しやくとも。」」

右愚衷筆爾ながら備二御笑一候。尚又御考御えらみ被レ成候樣奉レ存候。頓首。

三月廿九日　　笠　　翁

輪　池　先　醒

○筑後柳川風流祭再考圖說

筑後梁川風流祭所用獅子頭

すべて青黄赤白の紙を網のごとくに切りしもの也



獅子の頭もすべて紅白青黄の紙を細かに切りて作りしもの也。但眼は銀紙をもてつくれり。

風流祭の紀事は、予嚮に兎園小說中に出せしに、今春又、この獅子頭を得たれば、ふたゝび前賢の清鑒に具ふ。井西國諸家盛衰記に載する所の事、この祭の起原にやとおもふによりて、抄寫してかの圖を補ふもの左の如し。

西國諸家盛衰記第九

宗麟風流躍見物事

同七月〔割註〕天正二年。〕大友入道宗麟、六人の老臣に風流の躍見物すべしと宣ひければ、六人の輩、思ひ〳〵に風流を盡し、其用意をなしけるが、同き二十七日、丹生島の城中にて見物ある。一番は佐伯紀伊介維教、風流は小原木と號し、躍子共一樣に女の出立にて、肌には朽葉の練を着し、上の小袖を脫か

け、白きくゝり帽子の端を長く下げ、金襴の前垂をし、小原木を金にして、櫻の作り花の枝に、眞紅の繩にて結付け、是を持。其諷ふ曲を聞けば、

「小原木々々々、召せや召せ〳〵、小原靜原芹生の里、朧の淸水の陰は、八瀨の里しらず、櫻の匂ふや此里の春風、

「松がさき散る花までも、雪は殘りて春寒し、小原木召れよ、小原木召れ候へ、

と拍面白く諷ひ躍る。中躍も金の小原木を戴き、又は荷ひ躍舞ふ。傘鉾の内には、笛鼓鐘太鼓にて是を囃す。二番は田原近江入道紹忍、躍は芭蕉躍と號し、躍子共箔の小袖を着、金熨斗付の大脇指を指、萌黃の片色の綃にて芭蕉を作り、切り破りて持躍る。中躍は芭蕉の葉を萌黃の段子を以きこて、是を作り持てり。三番は田北相模守鑑周、風流は碇かつぎと名づけ、二番に船を作り、金襴にてつゝみ、車に乘せて引出る。次に躍子共、箔の小袖に、紅の糸の腰簑し、碇を金襴にてつゝみて是を持つ。中躍も碇を持。其小謠に、

「錦樹陰しづかにて〳〵、魚木に登る風情あり、月海上に浮んでは、兎も波を走るなり、面白の春べや、其面白の濱の氣色や。

と諷を揃て舞諷ふ。四番は竹田鬪三河守鑑康、躍は斑女と號して、躍子共、女の出立にて、箔の小袖を着、上を脫かけて、くゝり帽子を戴き、竹の純金を以つゝみ、糸扇を付る。中躍も是に同じ。五番は吉岡鑑直、躍は雪輪と名づけ、躍子共、箔の小袖を着、扇笠の上に雪を作り戴き躍る。中躍も大なる作り雪を持出て、雪を打破り、金銀の箔を散して舞ひ諷ふ。六番は志賀伊豫入道道輝、風流は井筒と號して、井筒を作り柱を立、桔槹(ゐねつるべ)をしかけ、桶をば金襴にてつゝみ、眞紅の繩にて是を下げ、一方の重りの沈の椙を付け、側に水鉢を置、沈を刻て是を焼、躍子はくゝり帽子を着、桶を金襴にてつゝみ、金の棒にて是を持。中躍も右のごとし。上下心も空にうかれ、感歎暫も止み間なし。宗麟悦喜甚しく、共返しとして吉

野靜の能一番あり。太夫は金春太夫なり。警固の士五六十人甲冑を帶し、長の鞘を金襴の折形にて是をつゝみ、能の間警固せり。御曹司新太郎義純より返しは、三輪の躍りなり。眞中に三間ばかりの金幣を立、躍子共も金幣を持躍て、其日の遊興は終りけり。

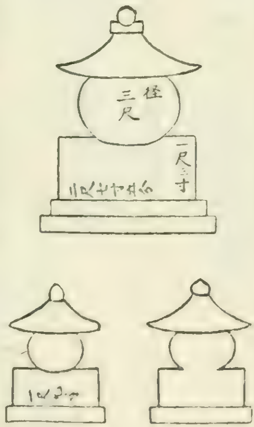
これによれば今の風流躍も、この遺風の田間にのこれるなるべし。

○駿州沼津の近村香貫靈山寺に相傳小松內大臣重盛公寶塔の圖幷搨本

正面　靈山寺殿證空大居士、

兩脇　□□三戊亥八月朔日、

彌兵衛宗清建之



右の年號磨滅して讀がたし。土人は建久三年に、彌兵衛宗清が建る所なりといひ、支干は戊亥といはれる如く、隱然と見ゆれども、戊亥は古より無き支干なり。重盛公の薨年は治承三年己亥なれば、もしくは治承ならん歟。只戊の如く見ゆる字不審。三年己亥なれば、必磨滅せるは治承なるべし。重盛公の法號を靈山寺殿と稱せし事、いまだ搜索に暇あらず。姑く土俗の口碑のまゝに記しつ。猶他日審訂せんのみ。

文政九年丙戌春三月廿五日　　海　棠　菴

著作堂言、治承のむかしは、いまだ何居士などと唱る法號あることとなし。曾我兄弟の法號なども、皆

後世浮居のつけしものなれば、この小松殿の墓表も、當時のものにはあらじ。甚疑しき事にこそ。

又云、宗清は彌平兵衛と諸書にみえたり。こゝに彌兵衛とあるもいぶかし。

○冷泉左衛門督爲全詠歌

故郷を立出しより東路のなかばは越しさ夜の中山

蔦楓みどりの春に分いれば霞おくあるうつのやまみち

ゆたけしと霞の空に仰みるかげいや高き春のふじのね

かち人の賑ふ聲も大井河わたる瀬廣き水の白波

ふじの雪はろゝ光のゆたけさをひとつにうつす田子のうら浪

のどけしな水の綠も春の色にかすむ光の浮しまのはら

三月二日旅館當座霞中春月

いく里のかげのどかにも立こめて霞にもるゝ春のよの月　司　直

秋よりもまして哀は深きよのおのへにかすむ春の月かげ　中川九同（マヽ）

東路の名にや立らん春の月かすみの關にかけをへたてゝ　淸　董（中川造酒）

梅櫻花にかすみに匂ふよのかげのどかなるむさしのゝ月　維　尹（森川中務）

かすむこそなか〳〵深き哀なれ世ははな鳥の春のよの月　靜　齋

比ひなきあはれをこめて春のよにかすめる月の長閑なるかげ

右詠歌は、文政九年丙戌春三月上旬、關東下行のときの事とぞ聞えし。

○カピタン獻上目次〔割註〕文政九年丙戌三月廿五日。」

かひたん、よはん、うゐるへるむて、すてゆゐれる、五十二、

役人、へんでれき、びゆるげる、二十二、

外科、びいとるひりつと、ふるんすはん、しいぼると、二十四、

大通詞　末永甚左衛門
小通詞　岩瀬彌十郎

猩々緋	二端	十六間程宛	黒大らしや	二	十六間程宛
青茶いろ	二	同	花色同	二	同
茶色同	二	同	桔梗色	二	同
白　同	一	十三間程	黄　同	一	十六間程
濃鼠色同	一	同	緋小らしや	一	同
黒　同	一	同	花　色	一	同
桔梗色	一	同	緋フラタ	二	十三間程づゝ
黒　同	二	同	青茶色	二	同
緋ゴロフクレン	二	十五間程づゝ	黒　同	二	同
千種色	二	同	新織奥縞	十	三丈五六尺づゝ
上奥縞	十	同	色大海黄	三十五	三丈二三尺づゝ
織引尺長上更紗	廿五	八丈二三尺づゝ	同皿紗	八十三	一丈五六尺づゝ

以　上

添獻上

一ヲルゴル附火燈　一對〔割註〕油注機硝子筒燈心。」

一本國織　二卷　一銀もふる　三卷

目　録　中奉書紙

添獻上

一ヲルゴル附火燈　　一對〔割註〕油注機硝子筒燈心壹箱添。」

一本國織　　二卷　　一銀もふる　　三卷

以　上

文政九年三月廿五日

カピタンの獻上ものは例の事にて、めづらしげなけれど、カピタンの印章あるがおかしきなり。その印は別にうつしたり。

○丙戌百日紀事

文政九年丙戌年四月十三日甲子夕七時、町年寄樽吉五郎悴、武州根岸村に住居いたし候彌三郎事閑齋、右十三日夕八時過吉五郎方へ參、同人妻とくを小刀を以及二殺害一候。尤閑齋儀、九年程以前、不揃の樣子にて自害仕損、其節驚レ致二剃髮一の由、別宅の上療養いたし、近來は平常に替候趣無レ之處、取のぼせ及二右始末一候也。

樽吉五郎妻とく、戌四十七、脊より口頰へ縣切疵一ケ所、左乳へ縣突疵一ケ所、左手脈所切疵一ケ處、都合三ケ所疵受即死いたし候に付、茅場町外科鴨地玄琳〔割註〕一橋樣御醫師。」呼寄療治致候處、養生不レ叶死去いたし候に付、町年寄月番喜多村彥右衞門呼寄、內濟に致度旨申談候に付、奈良屋市右衞門相談にて、町奉行榊原主計頭殿へ喜多村罷出、內濟に相願候旨申上候處、主計頭殿考合の上被レ申候は、樽吉五郎町方長も致候役儀故、腰縣其外にて、公事人并名主共家主共、評判いたし節不レ可レ然候に付、迷惑に可レ有レ之候得共、明十四日表向検使受候樣可レ致旨被レ申候て、與力見分に來、右閑齋廿二日呼出吟味有レ之、全取のぼせ候故に不レ存候と申に付、永御預に成る。

とくは松平三河の妾にて、死後樽の方へ抱られし由、とく妹瀧山町由右衞門店、太郎吉幼年母やな、見

分の節呼寄、意趣遺恨も無レ之旨口書し、事すむ。

○異形小兒圖

一、品川沖にて拾得たる異兒、文化九年夏出。實は作りものゝよしなり。

一、松前にて魴魚の腹より出、越後の船頭得レ之。惣丈け八寸五分、文化九年の夏出。疑しきものなり。

〔割註〕これ傳聞のたがへるにて、前の物と同じものなるべし。是等の事、松前にては知るものなし。虚談ならんか。

○異形小兒圖、又一本

一、文政八乙酉二月十七日、本所柳島十軒川へ漂流したる異形の嬰兒の圖。丈一尺位、產毛色濃く、頰の邊まで生、臍は四ツ股の眞中にあり。尤女にて陰門兩方にあり。予が伯父なるもの、本所清水橋にあり。此伯父召仕ひ林右衞門といふ者、近所の事なれば十軒川へゆきて見たるまゝをうつし來りしなり。此小兒は柳島のほとりなる一寺に葬りしといへり。

曲亭主人のしるされし、雙生合體といさゝかも違はず。それは文化の酉の年、これは文政酉の年、年はかはれど一廻の同支にあたりて、同物の異形あらはれしは、尤奇と云べし。依てこゝに抄錄す。

○近藤氏紀事

文政九丙戌年五月十八日暮六時頃、小普請組太內藏頭支配、近藤重藏總領富藏儀、武州荏原郡三田村百姓半之助妻子初、一類の者及ニ切害ー候。右疵所左之通り。

表　背





中村八太夫御代官所　武州荏原郡三田村百姓　半之助　歳五十九歳

左鬢頭より脇へ懸七寸程切候疵一ヶ所、襟首半分程切込疵一ヶ所、脊中筋違、都合三ヶ所、

即死

右近藤重蔵抱屋敷地面内に倒居候

右半之助妻　よも　歳五十八歳

天窓鉢七寸程そぎ落有レ之

即死

右半之助宅勝手口に倒居候

右半之助惣領　林太郎　歳二十九歳

左鬢先五寸程横切疵一ヶ所、左鬢頭二寸程一ヶ所、左股五寸程切疵一ヶ所、都合三ヶ所、

右半之助居間に倒居候

右林太郎妻　ます　歳二十九歳

脊中横六寸程切疵一ヶ所

即死

右同断倒居中候

葺手町與兵衛店　林太郎弟　忠兵衛　歳二十五歳

左肩先四寸程切疵一ヶ所、首半分程切疵一ヶ所、襟首耳へ懸七寸程切疵二ヶ所、左手首切落し手指二本切落し、左鬢先二寸程切疵一ヶ所、都合七ヶ所

即死

右半之助召仕　金次郎　歳二十一歳

別狀無レ之

武州多摩郡野崎村　百姓卯兵衛弟　右半之助方同居　文　藏　五十二歳

疵受不レ死候

右肩先三寸程切疵一ヶ所

鎌倉町五人組持店　藤　助　四十歳

疵受不レ死候

右鬢上より耳へ懸けそぎ疵一ヶ所

但療養廿一針縫候由

同年十月六日裁許

遠　島　近　藤　富　藏

分領左京亮へ御預け　富藏父　近　藤　重　藏

改　易　重藏三男　近　藤　吉　藏　歳五歳

改　易　同四男　近　藤　熊　造　歳三歳

右兩人十五歳迄、親類御旗奉行三浦義十郎へ被ニ預置一候、其筋へ可ニ申達一旨被ニ申渡一候。

申渡の覺　近　藤　富　藏

其方儀、武州三田村父重藏抱屋敷地境に住居候百姓半之助と地境の儀に付、先達て重藏より吟味相願候一件、半之助心得違の趣、相詫候に付願下致し、其砌より境へ出及ニ惡口一村役人より異見差加へ候へども不ニ相用一剰狼藉にも可レ及取沙汰有レ之、重藏引移候上にては、何樣の儀可ニ仕出一儀難レ計、心痛之餘り彌及ニ不法一候はゞ、可ニ打捨一など重藏へ噺候處、成丈堪忍致し、若難ニ捨置一不法に及候はゞ、搦可レ申、萬一手に餘り討捨候時宜に及候ても、悴は意恨含可レ申候間、三人共討果候方に可レ有之儀と申聞候

[illegible]

十四

[illegible]

[illegible]

候を、不都合の次第、全申僞候儀と乍レ存、悴儀無事に相濟候樣致度存、其儀相違の周書差出候段、御後闇致し方不屆の至に候。依レ之分部左京亮之御預け被二仰付一者也。

十月

分部左京亮家來　宍戸大次郎　外二人

小普請組太田內藏頭支配近藤重藏儀、不屆の品有レ之、主人左京亮へ御預け被二仰付一候。依レ之引渡遣間、其旨主人へ可二申聞一。

小普請組　太田內藏頭支配　重藏三男　近藤吉藏　戊五歲

同人四男　近藤熊藏　戊三歲

父重藏儀、不屆の品有レ之に付、分部左京亮之御預け被二仰付一候。依レ之兩人儀改易被二仰付一候。尤十五歲迄親類へ預置。

右親類　御書奉行　三浦義十郎

右之通申渡、十五歲迄預遣、其旨其筋へ可二申達一。大久保加賀守殿御差圖。

於二評定所一落着。近藤重藏一件申渡書寫。

文政九丙戌年十月六日

○丙戌秋八月十一日著作堂小集展覽目錄

一魯國聖廟圖寫本　文寶堂

一本田忠勝蜻蛉切鎗圖寫本　同

一神功皇后兜圖　海棠庵

一明の劉氏の爵　輪池堂

一僧風外口畫像〔割註〕鎌田半藏所藏。〕　同

一朝鮮石の手水鉢〔割註、東渓二字刻之者。〕　同
一明珍宗國作胄鉢　同　容品
一年中風俗畫屏風一帖　同
一甲斐州巨摩郡韮崎合戰圖寫本　乾齋
一甲斐州巨摩郡新府中城圖同　同
一信州小縣海野手合戰圖同　同
一上野州群馬郡青木莊箕輪城圖同　同
一信州佐久郡崎田村之口穴原村圖同　同
一三河州設樂郡長篠合戰圖同　同
一信濃州更級郡川中島合戰圖同　同
一相生の竹圖同　同
一武田流采配同　同
一中根求馬組同心内藤源右衛門家持渡候圖同　同
一享保十一年宇佐美金右郎惠助事、荻生徂徠へ若黨に被レ抱候時之請狀一通原本　蓑園
一ゑんき長者物語、三冊、〔割註〕印本、これらはめづらしげなし。」　同
一ほう同童子物語、三冊、〔割註〕同、これも世にあり。」　同
一源氏、三冊、〔割註〕同、これも世間にまゝあり。」　同
一竹取物がたり、一冊、〔割註〕同、これも世に多くあり。」　同
一大坂夏御陣合戰圖、〔割註〕寫本二幅。」　著作堂

通計二十六種

今日家兄羅文居士祥月逮夜也、因於二像前一展覽、聊以表二追薦之意一已。

○武藏州尾久村利右衛門養子文次郎、親の仇次郎右衛門を討留候御吟味濟口聞書

蘐　園

この一通は寫し別に有レ之

○丙戌八月二日夜、本所石原駒留橋邊住居、御坊主伊東久勝悴宗勝横死の話

伊東久勝悴　伊東宗勝
同人僕　新　助　戌二十九歳
宗勝妹　そ　で　戌二十二歳
同　妹　み　ち　戌十八歳

右新助事、かねて主人娘そでと密通いたし罷在候處、宗勝知り候て、暇遣し度存候得共、自分の所存にも任せがたき儀有レ之、依レ之新助より暇願候て、退身いたし候樣に致度存、度々叱り或は打擲致し候事有レ之、〔割註〕宗勝雪踏を以て、新助を打し事ありしといふ。」新助是を遺恨に存込、八月二日夜中宗勝寢間へしのび入、刄を以宗勝を殺し、〔割註〕最初に口中を劈て、ものいはざるやうにいたし、なぶり殺しにせしとぞ。」この夜久勝は泊り番にて在宿せざりし也。」其身の臥所へ退候迄、家内のもの是を不レ知、程過て宗勝横死の樣子を知り、驚くこと大かたならず。久勝は親子勤に付、新助が外に僕一人あり。〔割註〕その名を知らず。」宗勝妹みち、窃に新助を疑ひ候に付、其曉、使に出たがり候を、方便を以引留置、外一人の僕をはしらして、地請人并隣家等へ告しらせ候に付、人々走り集り吟味致し候處、新助紙帳に血つき有レ之、且所持の葛籠の内に、血刀有レ之に付、即座に新助を綁り置、及二公訴一、同月四日檢使相濟、新助は入牢の上御吟味有レ之。主人の娘そでと密通の事迄、悉及二白狀一。然る所そでは逐電いたし、〔割註〕新所親窃に逃させしとぞ。」鎌倉の尼寺にかけ込罷在候處、〔割註〕いまだ剃髪に及ばず。」寺奉行へ被二召捕一。

是亦入牢の上御吟味有レ之。同年十月、新助は日本橋に於てさらしの上磔罪に行れ、そでは遠島へ流されしと云。〔割註〕丁亥三月出船とぞ。」一老翁の話なり。

○江戸地名考小識

竹橋、紫一本、その他の古記に、竹橋は初竹をあみて、わたせしよりの名といへるは、大かたのことにて、まさしき證文なし。亡友桂窓主人の筆記に云、會津藩士に佐竹五郎右衛門隆尹といふものあり。その先祖は相州小田原の家士荒木、佐竹、多米、大道寺、荒川とて四家の一なり。佐竹は伊勢の在名平氏也。應仁の頃、佐竹兵衛門尉その子攝津守、その子も亦攝津守に任ず。永祿七子年正月廿八日、江戸渡候而、於二鴻臺一北條氏同氏政父子、二萬五千騎にて、房州里見義弘、加勢の佐竹義重兩敵を受合戰の刻、攝津守手勢六十三騎召連、ハタハ島切にて正月八日討死なり。その子彦四郎、父攝津守軍忠に依て、上總國椎津城を賜る。その身は江戸二の曲輪に被レ召置。常陸國出陣之節は、先を可レ相勤レ由也。彦四郎家中のものども、中田竹橋に被二差置一候。依レ之佐竹橋と唱候處、今は中能まゝに竹橋と唱ふといふ。彦四郎は小田原沒落の節、於二椎津城一討死也。定紋幕の紋釘貫に一文字也。〔割註〕これはその家の說なりとぞ。」この說によれば、竹橋は元來佐竹橋の略稱也。かの竹をあみて橋とせしといへるは、牽强附會の說なるべし。

文化中、[illegible]園〔割註〕中神氏」來訪の日、不圖この事を物がたりしかば、やがてふところがみに錄してもてゆかれたり。そののちかの人、慶長江戸圖考をあらはせし時、右の說を載せて、ある說に云々とかゝれしはうらみなりき。

丸山は丸塚の轉訛なるべし。鎌倉大草紙、その他の舊記に、豐島左衛門尉平信盛の一族、練馬、〔割註〕平左衛門、其は舍弟なり。」平塚、丸塚と見えたり。平塚は今駒込と西ケ原の間に、平塚明神あり。此わたりなるべし。丸塚といふところ今なし。こは今の本郷丸山なるべし。豐島より平塚丸山と、連綿せる

地方をもて考れば、たかし岡塚といひしを、いつの頃よりか丸山と唱来れることを、疑ひなしとおぼゆ。
圓塚の古城迹は、今加州侯の邸中にあらんとおもふ事、夫歳傳聞の寄るによりて、愚按と暗合せし事
あり。しかれども憚るよしあれば、こゝにはしるしがたし。

四谷は、此邊に谷四つある故に〔割註〕千日谷、茗荷谷、千駄ヶ谷、大上谷。〕名づくといへるは昔きの說なり。然ども茗荷谷は大久保なり。〔割註〕小石川にも同名の谷あり。〕大上谷は高井戸なり。これらは四谷へ遠かり。予これを疑思ふこと久しかりしに、近ごろ増補改正江戸志を閲して、一說を得たり。江戸志に云、四谷名主馬四郎に尋ねしに云、往古は只むさし野につゞきたる曠野にして、させる家居もなし。わづかに家四軒あり。梅屋、木屋、〔割註〕今保久屋といふ。〕茶屋、布屋これなり。甲州往来の旅人の休所なり。よりて四ツ家と呼なせしを、今は四ツ家の名さへうせて、四谷と書くなり。されども右四軒の内、梅屋、保久屋は子孫今にこの地に在。其頃の商札をもてるよし、助四郎物語なり。并に當處の故老抔は、これらのわけをしりたるも侍はんといへり。この說しかるべからん歟。又或說に、市谷は四谷までに谷四ツあり。第一を一ヶ谷といひ、第四を四谷といふといへり。いづれも證文たしかなる事なれば詳ならず。猶考ふべし。

市谷は江戸志に、むかしは市買と書たり。この處にて六齋の市たち(たか)なればなり。尾州の御屋敷にては、今も市買と書くといへり。この說も穩當ならんとは思はれず。しかれども伊皿子を、鎌谷大草紙に五十子に作り。池上を鎌倉管領九代記に、池鯉と書たれば、市谷も二百年以前は市買と書たる歟。證文なくてはおぼつかなき事なり。

波切不動、舊說もまち〳〵にて定かならず。近ごろ梅龍園の說に、並木の不動なるを、訛れるにやといはれしかども、未レ詳おぼゆ。愚按するに、やはり波切なるべし。〔割註〕再按、遺老物語所載三河の記に、波切主税あり。この宅なほあるべし。〔三河後風土記一向亂〔割註〕大樹寺御書の條に、波切孫四

郎といふ御家臣見えたり。當時宗徒にて御敵對の張本なりしかば、斷絕せしよし同書にいへり。しかれども波切氏は孫四郎一人にも限るべからず。〔割註〕この他の舊記にも、波切氏の人見えたるを抄錄せしやに覺たれども、急にはたづねわぶるゆゑ、こゝに略す。」かゝれば波切不動は、波切氏の持佛などにてありしにや、さらずば波切氏の屋、そのほとりにありしによりて、波切不動と唱來れるにてもあらんかし。吾妻橋、花川戸。あづま橋は吾妻の杜のかたに、わたせし橋なればこの名なり。猶麻布コフガヘ橋は、國府の方にゆく橋なれば、やがて國府方橋といふがごとし。方をへとよむ事古訓なり。萬葉集に、往方と書てユクヘとよめるが如し。さるを笄と書て、附會の說をなすものはうけがたし。又花川戸も、ふるくは船川戸と書たるもあれど、やはり花川戸なるべし。竹町のわたしを、ふるくは花方のわたしといへり。花方を訛りて花川といひ、或は訛りて船川ともいへりしにや。むかしかしこに、さくらの並木ありしによりて、花方戸といひしなるべし。

カニハ、王子より半道ばかり、下作と川口の渡との間の河端をかにはといへり。今は神谷と書てカニハと唱ふ。こは舊名梶原新田なり。長享長祿の江戸地圖に見えたり。扨かぢはら新田を略して、かぢはらといひ、又略してカチハといひしを、やがて訛りてカニハといふなるべし。

續江戸砂子正誤、續江戸砂子四地藏靈場の中、身代り地藏善龍山當□寺〔割註〕淨土宗駒込土物店。」靈驗利益の條に云、本郷丸山眞中氏息彌八、七歲にして兩眼盲たりしが、享保十四酉八月三日、瑞夢ありて兩眼ひらく。〔割註〕廿三丁の左、廿四丁の右。」按ずるに、右の眞中氏は、予が大父淨頓居士實家の兄、眞中理右衞門〔割註〕・名は治助、藤義恒直の事也。壯年より御代官の手附をつとめて、はじめは本郷に住居し、寶曆中には小石川傳通院門前にも住居せし事、舊記によりてしらる。この理右衞門ぬしは、小字を彌八といへり。享保十四年は、件のぬし三十五歲の時に當れり。子數人あり。長男繼之助、〔割註〕七八歲にて早世す。」その次は女子、早世。二男眞中新藏、〔割註〕一子は勝野右衞門、安永五年に歿

す。」三男眞中萬五郎、早世。その次は女子、〔割註〕名をでんといふ。松田長玄妻。天明中六十四歳にして歿す。」四男眞中林藏、〔割註〕晩年剃髪して忠山と號す。文化十一年七十餘歳にして歿す。」五男眞中右金吾、〔割註〕四歳にして早世。」家記に載する所かくの如くにして、彌八といふ子なし。おもふに續江戸砂子に、眞中氏の息彌八と記せしは、清涼が傳聞のあやまりにて、父理左衛門の小字を、その子の名なりとおもへるにやあらん。しかれども此地藏の靈驗の事を、忠山に問ざりければ、織之助か、新藏か定かならず。〔割註〕大かたは織之助なるべし」」理左衛門ぬしは、寶暦六丙子年、越後州頸城郡宮島村御代官所にて歿したり。享年六十二歳なりき。

文政九丙戌年菊月念六燈下識　　瀧澤解

右の考は、とし來雜記中に、その見出しばかりをしるしおきて、いまだ考證の足らざるも多かれど、こたみ冠山老侯の需望によりて、抄録してまゐらせたる。こはその副本也

（「ふるきはんじ物の盃考、〔割註〕盃の圖は返魂餘紙別集下卷に貼したり、宜く合せ見るべし」」

津藩の博士鹽田ぬし、ふるき盃を携來て、予に鑒定せよといふ。こは同藩なる佐伯顯てふぬしのものなりとぞ。おそらく鹽田ぬしも得わきまへず、ひろき津の人々も、思ひよらくよしなきものを、いかにして予が知るべきと思ひつゝ、つら／＼見るに、徑りは曲尺三寸九分、盃の高あさうして、今やうとおなじからず。盃中に蒔繪あり。龍頭人身異形のもの、冠をいたゞきて束帶せず、龜甲にして圖中に六曜の紋つけたる裳をすこし褄み、酒樽ひとつ錢五百ばかり肩にして、提灯を引提たり。〔割註〕提燈にもおなじ紋あり。」そがあとへに歌舞伎野郎の皂き羽織を着て、一刀を帶たるが從ひゆくさまなり。〔割註〕治首の羽織に五三の桐の紋あり。」下のかたに水ありて波たかく立てり。水中に蓮の花さきたると、あし一もとあり。又流るゝくゝり枕あり。波底に沈みなん／＼とせし半體を畫きたり。又盃のうらにもまき繪あり。こゝには机に積のぼしたる佛經七卷ばかり、録卷に標題あり。繡彌勒佛と讀るゝが如し。いと細書

なれば老眼に定かならず。そが左右に拂子と大筆あり。机のかたへに箏の琴あり。琴のほとりに硯箱一具と料紙あり。料紙は銀泥をもてまきたるが、その銀やけて薄ずみ色になりたり。畫は當時の俗畫なれども、蒔繪の精妙なる、金粉の佳品なる、今の細工に得がたきものなり。

按ずるに、この盃は延寶貞享の比の製作なるべし。もしさらずとも、元祿以後のものにはあらず。いかにとなれば、當時はんじ物のいたく行れたればなり。〔割註〕この外にも時代の考あり。下に記す。」

因にいふ。四五百年以前より、なぞ〳〵の行れし事、無住が沙石集、〔割註〕蟻と螂の問答は、またく謎に似たり。」兼好が徒然草、〔割註〕うまのきつりやうの類。」にも見えたり。さらでもむかし至尊のあそばしたる何曾の御集あり。當時の流行を知るに足れば、〔割註〕何曾は收めて群書類從中にあり。」かくて近世慶長寛永より、元祿寶永のころまでも、謎を畫きて衣裳の模様にせし事行れ、商人の看板すら謎にしたるが多かりしを、なべてはんじ物と唱へたり。そが中に酒賣る家の門に、杉の葉を建たるは、味酒の三輪ありといふ謎なり。〔割註〕この事は一休の歌あれば尤ふるし。」又湯屋の軒端に、木をもて造れる大きなる箭を出せしは、いるといふ謎なり。〔割註〕予が總角のころまで、かゝる看板を出せし錢湯、甚左衛門町にありけり。この外にもなほありしを見たりき。」酢を賣る家の看板に、水嚢、或は味噌篩を出せしは、すありといふ謎。〔割註〕簀に酢をかけたり。」也。又衣裳の模様には、斧と琴と菊を染たるあり。こはよきことをきくといふはんじ物なり。又鎌と輪とぬの字を染たるは、かまはぬといふはんじ物なり。又器材には大酒家底深〔割註〕池上太郎左衛門。」が盃に、龍と蜂と蟹をまき繪したるは、のめ（龍）さす（蜂）はさむは（蟹肴）といふ酒語の謎なり。これらは當時の冊子に遺りて、微にすべきものになん。

よりておもふに、この盃にまき繪したるも、當世の流行にしたがへるはんじ物とは見ゆれども、定かには解がたかり。試みにそのこゝろをいはゞ、

龍頭の人はのむといふはんじ物、これに冠をいたゞかせしは、大臣といふはんじ物なるべし。凡讌具に戴る黄金蓋を、大じんといふ事、今なほしかなり。〔割註〕物には大臣又大蓋とも書たり。」其杯肩にしたる樽は酒といふ事、錢は買ふといふはんじ物なり。又ひさげたる挑灯は、一寸先はやみの夜といふ畫語のはんじ物なるべし。〔割註〕挑燈のかたちもふるし。元祿中の印本に、かくのごとき挑燈所見あり。」又野郎はいろといふはんじ物なるべし。野郎はいろ子といへばなり。〔割註〕この野郎草履をはきたり。」これも當時の一證とすべし。又蓮はさすといふはんじ物なるべし。蓮の和名をはちすといふも、その音の蜂房に似たればなり。よりてはちすを蜂巣にかけて、さすと解せん爲なるべし。又簀は管といふはんじ物歟。よしあしは多く管に造るものなり。〔割註〕筆のさや、花火、シャボンなどの筒、みな管なり。」又まくらの半畫を書きしは、まくといふはんじ物ならん。〔割註〕まくらを下略すればまくなり。」水波は只蓮とあしのとり合せまでにて、させるこゝろなかるらんを、強て說をなすときは、すいちうといふはんじ物ぞといはんも由あり。〔割註〕水粹同音、嫖客を粹といふ事どもしかなり。」かくはんじつゝ、連續してこれをとけば、

色と野郎、酒樽、買ふ錢、すいちうの〔割註〕水中、粹中。」大臣は冠、のんだり龍頭、さしたり蓮蜂、くだを簾、まく、〔割註〕枕の半畫。」一寸先はやみの夜挑燈、かくのごとくなるべきか。いまだ當否をしらねども、當時のはやりうたを、はんじ物にせしものなるべし。〔割註〕當時左右の肩のもんつけたる野郎を考るに、寛文中に杉本六彌是なり。かゝればこの野郎は六彌か。さらずばそのながれをくむ色子にてもあらんかし。龍頭の人の衣に、六曜のもんあるは、この盃を造らしたる主の定紋にてもあるべし。又盃のうらなるはんじ物、佛經に大筆を添たるは、ひつきやうといふ事歟。〔割註〕畢竟を筆經にかけたり。」拂子は破すといふはんじ物ならん。机はこのまくさを截たるとり合せのみならで、倚るといふはんじ物なるべし。又料紙硯箱は書也。箏は琴なり。これを連續してとく。そのこゝろは、ひつきやう〔割註〕畢竟、

筆經。琴箏、書〔割註〕硯箱料紙。」酒に〔割註〕酒は盃の中にこもれり。」倚らんと机ほつす〔割註〕挪子、欲す。」といふはんじ物なるべし。唐の白居易は、琴酒詩をもて三友とす。といふ事あるを、思ひよせたるならん。只繡彌勒佛は、いまだ詳ならず。こは繡佛の故事なるべしと、鹽川ぬしいへり。かゝれば亦是酒に緣あり。この說まことにさなるべき歟。袂を分つの日、はじめてこれを開ければ、聊こゝにしるすのみ。なほよく考察して、かねてものすべきになん。

予が老邁、四十年來筆硯の疲勞を覺る事、月に日に彌ましたり。さりけれども著述は世わたりの爲なればいかゞはせん。この他交遊の請求たるも、考る事物かく事は、つや〳〵うけも引ざりしを、この盃を見るに及びて、好事の痴癖みづから禁ぜず。たゞちに筆を走らせしこと葉さへ、いとながくなりぬ。恐らく僻言なるべきに、再思せばやとおもふものから、鹽田ぬしがこの盃を見する事のいと遲くて、既に追期に及ぶといへば、暇あらでさてやみにき。もし拙考の如くならば、古人泉壤百年の後、知己ありといはまくのみ。終に鄙歌をもて賛すること左の如し。

池上が醉龍よりもたくみにてどうりはふかきなぞの盃

文政十年丁亥春三月下旬　　六十一翁簑笠漁隱稿

追考

古文前集、杜甫が飲中八仙歌云、蘇晉長齋繡佛前。醉中往々愛二逃禪一。注蘇晉學二浮屠術一。嘗得二胡僧慧澄繡彌勒佛一本一。嘗曰、是佛好レ飲二米汁一。正與二吾性一合。吾願事レ之。他佛不レ愛也。まへの盃のまき繪なる繡彌勒佛は、またくこれより出たり。

○六足狗

山城州宇治郡山科郷花山村、博勞渡世いたし候庄右衛門方に、廿日程以前出生いたし候飼犬の子、毛色白黒、〔割註〕但頭に茶色の毛交り有レ之。」向足貳本、跡足四本、尾壹、肛門貳、〔割註〕但尾之兩

脇に有レ之。」陰莖貳。



右犬の子、追て見世ものにいだし候積りにて買取り、當時宮川筋松原上る町、丸屋五兵衛方に飼置在候趣に御座候事。

文政十丁亥三月十一日

○この狀に、廿日程以前とあるは、今茲春二月廿日前後の事なるべし。この圖說屋代輪池堂の寫本を借りてうつしとゞめつ。時に丁亥夏四月八日也。

異狗圖

後足四ツのうち、二足は短くて地につかず、さがりて踏むことなきものなり。尾もふたつあり。黑白のぶちにて、頭のかたに茶色の雜毛なし。この條は圖說の如し。

丁亥の春、土岐村元祐京師にあり。親しく目擊したりとて、予が爲にいふこと右の如し。

〔嵯峨山下橋

文政十丁亥春三月、堀近江守殿領分、越後椎谷の磯へ、右の木流來りしを、漁獵のもの薪の用にせん爲に揚げ置しを、宿の大庄屋、右の文字の形の奇なるを見て、郡代豐島某へ申出、夫より豐島氏信州高井郡六川村陣屋へ、人足にて運び來り、夫より江戸堀侯の邸へ出せしよし也。

外に書解あり。略レ之。

六月十二日　　下野佐野　青山百太郎所持

佛庵老先生　梧下

右六川村陣屋に有レ之候節摺せ候。

長さ一丈二尺餘　丸み四尺餘



木の根の方に倒にほり有レ之

解云、この摺本を見ておもふに、こは朝鮮人歟。さらずば淸人の好事のもの丶、假山の下なる池邊などへ立し、榜示などにて、打水におしながされしものなるべし。さらねば峨嵋山下の橋といふことあるべくもあらずかし。

兎園小說外集 終

兎園小説

別集

兎園小說別集 目錄

上卷

中卷

兎園小說別集　上卷

〇ひやうし考

著作堂手稿

定家卿鷹三百首、武藏野の駒につきつゝ引綱の打ならひたる小鷹犬かなといふ歌の註に云、關東は馬上にてつかふに、くつわの背高ければ鳥よせぬゆゑ、ひやうしといふ木をあてゝ乘るとなり、引綱とは犬のやり縄の事、口のとまりたる犬なれば、鷹にならべるといふかと見えたり。〔割註〕この書第一春、第二夏、第三秋、冬の歌は小鷹の部、第二首めにあり。」此ひやうしといふものを、こゝろ得がたく思ひしに、奥の松前にては馬に轡をもちひず、ひやうしといふものをかけて、來ることありと傳へ聞しかば、このころ興繼をもて、松前老君に問まつりしに、老君すなはち、家臣船尾吉藏といふものに、ひやうし一具をつくらしつ、手簡一通を添へて給はせし。その書に云、

此ひやうし拵候は、舊領松前より西在五里はなれ候て、エラマチ村の百姓なり。村役にて一ト年中間奉公に出候。然處梁川へ引取候節より故鄕へ不レ歸。當年迄江戸屋敷に勤居候。下々ながら有志のもの故、當春取立大小さゝせ候身分にいたし候。當時は船尾吉藏と申候。此もの、村方に居候時は、馬十二ばかり持、これを渡世にいたし候。當地へ參り候は三十一歳のときなり。當時は四十歳になり候。古風の荒ものにて、馬に乘候は裸馬、子供の時より得ものなり。山谷を馬場同様にこゝろ得候ものなり。此ものに拵させ候故正眞なり。

ひやうしはイタヤといふ木にて造る。綱はシナをよりて用ふ。イタヤもシナもこゝ許に無レ之故、麻にてよらせ候。

ひやうしのこと、是によりて始てつばらかなる說を得たり。今そのものを展覧に備るをもてこゝに圖せ

ず。諸君圖せんとならば、席上にてもうつし易かるべし。おもふに馬にひやうしをかくること、宗家卿のころまでは、松前のみならで、關東にてはおさ／＼ありけんかし。よりて又按ずるに、義經記土佐坊夜打の段に、草摺のしころなる、ひやうし鎧の札よきに云云、といふこと見えたり。平義器談卷下に是を引て、ひやうし鎧つまびらかならず。是は精たる詞にて、威毛などのことにはあらず。是は辨慶が馬に乘て、土佐坊を召にゆく〱ときの有樣をいふなり。草摺のしころなるといふによりて見れば、馬のあゆむにつれて、ひやうしよく〱草摺の鳴音あるをいへるにや。古の鎧は草摺の裏に革をも布をもあてねば、馬の歩むにつれて、草摺おどりて音あるべしといはれたれど、此ひやうしも馬の足踏の拍子にはあらず。馬にはひやうしをかけ、扨又鎧は札よきを着たる、辨慶が有さまをいへるものか。さらずば當時鎧の草摺を、馬のひやうしに擬したる戯しざまありて、それをひやうし鎧といひしかもしるべからず。いづれにまれ安齋翁は、馬にひやうしをかけたることをしらずやありけん。そは千慮の一失なるべし。扨かみの鷹三百首にも、義經記にも、ひやうしとのみありて正字詳ならず。眞名には鐃子と書くべきにや。よのつねなるをくつわといひ、木鐃をひやうし〔割註〕即鐃子也。」といひけん。關東の方言なるべし。然れども軍陣夜討のおり、人すら枚を含むといへば、馬には必このひやうしをかけて、よのつねなるくつわに代たらんと、おもふよしもあれば、ひやうしは關東のみ限るべきにもあらねど、關東は軍陣夜討の時ならでも、鷹狩などの折、多くは馬に是をかけたるなるべし。野作人は今も裸馬に乘る故に、馬にはひやうしをかくるといへり。當時關東騎馬の形勢、これによりてしるべし。

ついでにいふ。南留別志五に、火の用心とよぶは、火あやうしといふことなり。本朝文粹に見ゆ。拍子木も火危木なりといへり。夜行翁は〔割註〕和名火あやうし。」和名抄にも見えたれど、ひやうし木を火危木なりといはれしは信がたし。易繫辭下傳に、重門擊レ柝。以待二暴客一。蓋取二諸豫一と見えたる柝はひやうし木なり。こは唐山の制度なるものから、天朝にもいにしへより、かゝる例はあるべし。しかれば

ひやうし木を、夜行翁の撃ものとのみせんは非なり。其形、元來馬のひやうしに似たれば、やがて鑣子木といへる俗語ならん。物には梆子木とも書り。これらは後世文字ひらけしより、字をあてたるなり。愚按も必とはしがたけれど、こは試にいふのみ。

右の考は、拙著玄同放言禽獸の部、名馬の條下にしるしつけんとおもふこと久し。しかれどもその書いまだ稿を續ざりければ、こゝに略抄し、遺漏なほ多かるべし。早春俗事蝟集して、筆をとるに暇なきを、けふのまとゐにものせんとて、巳牌より机案にむかひて、亭午にははや稿し果たり。かの兵貴ニ拙速一不レ貴ニ久而後巧一といへり。ことのこゝろにも似たらんなど、そゞろに自笑して毫をとゞむ。時に乙酉の春正月十四日なり。

瀧澤解識

鑣子の事、その圖なくば、この書を見ん人の、おもひまどふこともあるべし。程經て後、興繼に畫かして、こゝに載するもの、左の如し。

一、ひやうしの事、松前にてはイタヤをもて造るといふ イタヤの漢名いまだ考を得ず。木蘭の和名をイタヤといへり。木蘭即木蓮也。これか猶たづぬべし 長さ曲尺にて八寸六分、横幅上みにて一寸三分強、下みにて一寸六分、綱をとほす穴三ッ、そのうち上みと中央の穴の方なり。下の穴は圓なり。表は中をたかくす。裏は平齊なり。表のかたは馬の頬にあつればなり。但し木の厚さ、〔割註〕上の方は中にて五分なり。端にては二分五厘、下のかたにては中にて六分なり。端にては四分。」

一、木實三ッ、その造る所の木、右におなじ。

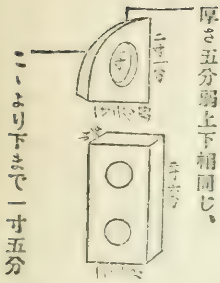
内一ツは其かたち半扇なり。長さ二寸一分、扇の肩より下まで一寸五分、綱をとほすの穴、長さ一寸、横六分なり。又一ツは其形方なり。長さ二寸六分、横幅一寸六分、木の厚さ各五分、綱をとほすの穴二ツ、その穴の徑り六分、穴の四方をクリてなだらかにす、綱の摺れてきれぬ爲なり

一、うなぢ綱、長さ二尺四寸餘（割註）これをわがねてふたつにす　長さ各一尺二寸餘、むすびめ二ツあり。」

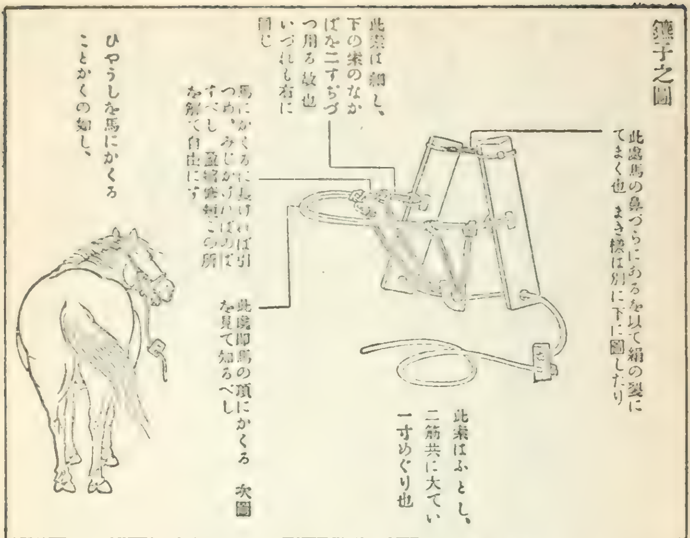
一、手綱の長さ、木環より別につくるものは七尺九寸、上みのひやうしを貫くもの長さ一尺九寸許、是等は綱を一すぢづゝ用ゆ。

一、上みのかた、ひやうしを繋ぐ綱は、ふとき綱の裏をもて、綱をわけて是をまく、（割註）馬の鼻づらにあたる處なるによつてなり。左右へひらくを三寸八分、この他はすべて圖中に見えたり。

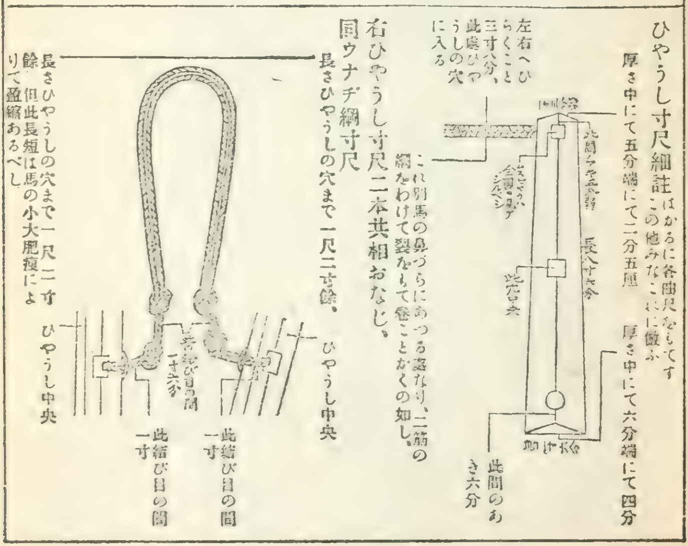
鑣子木環圖



穴の徑り六分、二ツ共に相同じ、但し四方をくりて綱のすれきれぬ爲にす。



鑣子之圖
此處馬の鼻づらにあるを以て縄の裂にてまく也 まき様は別に下に圖したり
此索はふとし、二筋共に大てい一すめぐり也
此索は細し、下の索のなかばを二すぢづつ用る故也 いづれも右に同じ
馬にかくるに長ければ引つめ、みじかければのばすべし 盈縮伸短この所を解て自由にす
此處即馬の頂にかくる 次圖を見て知るべし
ひやうしを馬にかくることかくの如し、



ひやうし寸尺細註はかるに各曲尺をもてす この他みなこれに倣ふ
厚さ中にて五分端にて二分五厘
厚さ中にて六分端にて四分
長八寸六分
此間のあき六分
左右へひらくこと三寸八分、此處ひやうしの穴に入る
これ別馬の鼻づらにあつる處なり、二筋の綱をわけて裂をもて卷ことかくの如し。
右ひやうし寸尺二本共相おなじ。
同ウナヂ綱寸尺
長さひやうしの穴まで一尺二寸餘、
長さひやうしの穴まで一尺二寸餘 但此長短は馬の小大肥瘦によりて盈縮あるべし
ひやうし中央
ひやうし中央
此結び目の間一寸
此結び目の間一寸

右のうちにて二つの木環は、さのみ必用のものにあらず。こは只網のむすぼれぬ爲、又よりの戻らぬ爲なりといふ。然らばこれも有用の物なり。必なくばあるべからず。
此ひやうしの圖說は、拙著玄同放言第三集に載べき物也。是故にしばらく帳中の祕とすといへども、同好親友の爲に、こゝにあきれて略抄す。
諸君願くば此儀を以て、他見をはゞかりたまはせといふ。

乙酉の夏肆月初四　　著作堂解再識

北海隨筆に云、楓を蝦夷人はタラペニといふ。松前にてはイタヤといふ。木綿の楓より大葉なりといへり。〔割註〕下の蝦夷言の條に見えたり。是にてイタヤは楓なるよしをしるものから、猶心もとなければ、此頃松前の醫師牧村右門坊來し折、此一條を擧て質問せしに、牧村が云、イタヤは即楓の事なり。その葉はよの常の楓より大きく、其樹は松前に多くあり。蝦夷地にはいよ〳〵多かり。依て松前にて薪にするなるは、皆イタヤなりといへり。よりておもふに、大和本草に、其葉を圖したる大楓のたぐひなるべし。又ひやうしの綱(つなぎ)によるといふシナの事をたづねしに、牧村が云、シナといへるも木の皮なり。その皮を以て索に、麻よりもつよし。シナは松前にて、文字には攻と作るものもあり。當否はしらず侍りといふ。

今按ずるに、正字通、栰音桀。隨皆上木負物也。法即攻。攻或作竟と。シナに攻と書くことも、其義にかなはず。當に榜に作るべし。

文政八年秋七月朔　　瀧澤解再識

〇西羌北狄牧茶毀考　　瀧澤解稿

目錄

△東膚考、△同圖、〔割註〕晉製 △蒴藋、△同圖、〔割註〕本草圖經。」△苜蓿、△同略圖、〔割註〕依本草圖經、以

加二愚案一者。」△蔆米雕胡△黍蓬、〔割註〕一名早蓬、一名靑科。」已上。

有引用する所の本草等の本文、すべて漢文なるを、今和解して悉國字をもてしるしたり。且和訓なければ、こゝろ得がたきものには、傍訓を施して披閲の便りとす。いまだ一種もこれらの草を見ざれば、只古人の說に愚按を加へて、蛇足の辨をなすにすぎず。もし命と黃金と、ふたつながら心にまかする時に逢ふ事あらば、親しく蝦夷地に赴きて、採藥せまほしくこそ、ねがひ侍るなり。あなかしこ。

東廧

大明一統志卷九十、韃靼土產の條下に云、東轎は蓬草に似て、實は穄子の如し。十月始熟。東廧は、〔割註〕音墻」解云、東轎東廧相おなじ。」陳藏器が曰、東廧は河西に生ず。苗は蓬に似て子は葵に似たり。九月十月に熟す。飯と爲て食ふべし。河西の人の語に云、貸二我東廧一。償二爾田梁一。〔割註〕こは河西の俗のことわざなり」といへり。廣志に云、東廧は子粒葵に似たり。靑黑色、并涼〔割註〕州名の間に有レ之。〔割註〕并州涼州はもろこし蜀のかたにあたる、西北邊塞のところなり。」

李時珍が曰、司馬相如が賦に、東廧彫胡とあるは即ち此れなり。〔割註〕解云、彫胡も亦草の名、つぶさに下に見えたり。」魏書に云、烏丸の地〔割註〕烏丸は夷國の名なり。」東廧に宜し。〔割註〕宜しとはよく出來るをいふなり。」穄に似たり。白酒に作るべし。〔割註〕其葉は蓬に似たりといふ。蓬は早蓬をいふか。しからば葉は唐黍の葉に似たるものなるべし。」

又廣子にいへるは、梁禾蔓生す。〔割註〕いねの穗のやうにて、つる草なりといふ也。」其子は葵の子の如し、其米粉白くして麪の如し。饘粥に作べし。六月に種て九月に收む。牛馬〔割註〕一本に馬の字なし。」食ひて肥ゆといふ。これも亦稷〔割註〕穀草なり」にて、東廧に似たるものなり。〔割註〕已上李時珍が說なり。」

東廧の子は、甘く平らかにして毒なし。○主治は益レ氣輕レ身、久服不レ饑、堅二筋骨一、能步行、〔割註〕陳

藏器が說なり。」といへり。

解按ずるに、東廧は元來北狄の穀草なり。大明一統志に東蘠に作るものは、廧と蘠と同音なればなり。其苗は蓬草に似たりといへど、蓬は種類多き草なれば、いづれの蓬に似たるや詳ならず。按ずるに、本綱蓬草子の註に、李時珍が云、蓬に黃蓬草、飛蓬草あり。黃蓬草は湖澤の中に生ず。〔割註〕水草なり。葉は菰蒲の如く、秋月に實を結びて穗を成すなり。饑る年には、人その米を采て食レ之。浸し洗ふて曝し、舂ば乃ち苦澁ならず。又飛蓬草は藜蒿の類にて、末は大きく本は小さし。風にあへば拔け易き草なる故に、飛蓬と號。子は灰藋菜子の如し。亦荒を濟ふべしといへり。且東廧の子は穄子の如しといひ、或は葵子の如しといへば、これも亦一定ならず。畢竟記者のこゝろ〳〵にて、實を取るのおなじからぬのみ。東廧に二種あるにはあらず。いまだ此草を見ざれば、只舊記のまゝにしるして、後の考をまち侍るなり。

前書に、東廧は苜蓿の種類にもや侍らんとまうせしは、ふかく考ざりし故なり。東廧と苜蓿はおなじからず。綱目にも東廧は穀の部にあり。苜蓿は菜蔬の部にあり。且その草のかたちも、いたく異るものなり。

本綱には、東蘠を馬に飼ふて宜きよしをいはず。只東蘠に似たる穀草の、牛馬に飼ふよしをのみいへり。しかれども東蘠の主治を按ずるに、氣を益し身をかろくし、筋骨を堅くしてよく步行すとあれば、馬にもよろしきことと疑ひなかるべし。

葉は蓬草に似たりといふ。この蓬を早蓬の事とすれば、かやうなるものにても可レ有レ之候。早蓬飛蓬みな唐黍に似たるものなり。

昔年苜蓿のよしにて、御在所へ御種被レ成候は、早蓬靑科か。さらずば東廧にて可レ有レ之候。早蓬靑科はくはしく末に註し申候。

彫胡は、前に見えたる相如が賦に、東廧彫胡とならべいへるもの是なりこの彫胡の實は菰米なり。一名は茭米、一名は彫蓬、一名は彫苽、茭草なり。この菰米をも、むかしの人は飯となして珍重せしよしなれど、元來水草なれは、牛馬に飼ふものにはあらず。莿蓫、〔割註〕莿弔の二音、貝原はクサタヅと和訓し、若水は和名をソクズといへり。」貝原篤信が筑前續風土記土產の條下に云、莿蓫馬にかへば馬の病を治す云々。大和本草を檢するに、卷の九に篤信亦云、莿蓫一名は陸英、又接骨草、堇草、接骨木と葉は同じ。只草と木と同じからざるのみ。故にクサタヅといふ。本草に云々、風ホロセに身の痒きに煎じて洗ふ。又煎浴湯に酒少し加へて浴す。本草に出づ。又和方にも功能多し。〔割註〕こゝには馬のくすりなるよしをいはず。大和本草を著せし後に、馬のくすりなるよしを知りたるか。もししからずば、大和本草は、人の食藥を旨とするゆゑに、わざと馬のことはいはぬなるべし。」是によれば莿蓫は能接骨木に似たる草なり。ニハトコをタヅといへるは、筑前の方言なるべし。江戸人の爲にはニハトコ草といはゞ、こゝろ得やすかるべし。又本草綱目卷の十六隰草の部に云、莿蓫〔割註〕音朔弔、〇別錄。」稱若水和名ソクズ、一名堇草、一名芨、一名接骨草、〇本草別錄に曰、莿蓫は川野に生ず。春夏に葉を採

東廧



子は葵に似たりといふ說に從がへば、かやうのものにても可レ有レ之哉、こゝに圖し候は、水おふひの實の形也、葵は此稃をわれば、內に◯やうなる子の粒有レ之候



又子は稃子の如しといふ說に從へば、かやうのものにても可レ有レ之哉、但實の稃は葵の如く內なる子粒は稃の子の如きか、未詳

る。秋冬は莖根を採る。陶弘景が曰、田野墟村に甚多し。蘇恭が曰、これ陸英なり。宋頌が曰、蒴藋は花白し。子は初は青し。綠豆の顆の如し。朶毎に盞の面の大さの如し。又平生一二百の子あり。十月に至て方に熟す。時珍が曰、枝毎五葉なり。春苗を生ず。莖に節あり。節の間に枝を生ず。葉は水芹に似たり。古人誤て陸英蒴藋を二物とす。是おのづから一草なり。說詳に陸英の條に見えたり。今略しつ。

氣味苦く寒にして毒なし。一に云、酸溫にして毒あり。大明曰、苦涼にして毒なし。

主治は骨間の諸痺、四肢拘攣疼酸、膝痛、陰痿、短氣不足、脚腫、〔割註〕これ上本經に見えたり。」能く風毒を治し、脚氣上衝、心煩悶絕、水氣虛腫、風瘙皮肌、惡痒に煎湯に少し酒を入れて浴すれば妙なり。〔割註〕甄權が說、已上陸英の主治なり。陸英蒴藋同物なるときは、主治も亦同じかるべし。」風瘙癮疹、身痒く濕痺には浴湯となすべし。別錄疥癩風痺にも浴すべし。大明。

○蒴藋の牛馬の病に宜きよしは、只筑前續風土記に出るの外、本草に絕ていはず。しかれども篤信は純篤博雅の人なり。必經驗なき事をしるすべくもあらず。本草によるときは、馬のあし氣馬病などには必効あるべし。この外にもさまざま病症に用ひて、ためして見たきものにこそ侍れ。〔割註〕陸英圖略こ

陸英蒴藋

和名俗にいふにはとこ草、筑前方言くさだつ、山城方言そくず。此圖は本草圖經乾の卷に見えたり。



苜蓿、〔割註〕別錄上品。」一名は木粟、[illegible]目、一名は光風草、

本草綱目に時珍が曰、苜蓿を郭璞は牧宿に作る。其宿根よりおのづから生じて、牛馬に飼牧すべきゆゑなり。又羅願が爾雅翼に木粟に作る。

其米炊ぎて飯となすべきの故なり。葛洪が西京雜記に云、樂遊苑に苜蓿多し、風その間に在れば常に蕭々然たり。日その花を照らせば光采あり。故に懷風と名づく。又光風と名づく。茂陵の人これを連枝草といふ。金光明經にこれを塞鼻力迦といふ。

陶弘景が曰、長安の中乃ち苜蓿園あり。北人甚重レ之。江南にては甚これを食はず。味ひなきをもつての故なり。外國に又苜蓿といふ草あり。これをもて目を療治す。この類ひにはあらず。異草也。寇宗奭が曰、陝西には甚多し。用て牛馬に飼ふ。嫩き時、人もこれを食ふ。宿根より刈とれば復生ず。時珍が曰、雜記にいふ。苜蓿は原大宛國より出たり。漢の使張騫帯て中國に歸れり。然りしより今處の田野に是有。陝隴の人は亦種る者あり。年々に自生す。苗を刈て蔬とす。一年に三たび刈るべし。二月苗を生ず。一科に數十莖、莖は頗灰藋に似たり。一枝に三葉なり。葉は決明に似て、小きこと指頂の如し。綠色にして碧艶、夏より秋に入て、細黄花を開き、小き莢を結ぶ。圓扁旋轉して刺あり。數莢累々たり。老れば則黑色なり。内に米あり。穄子の如し。飯になすべし。亦酒に釀すべし。羅願はこれをもて鶴頂草なりといひしは誤なり。鶴頂は紅心灰藋なり。氣味苦く平らにして濇る毒なし。宗奭が曰、微甘く淡し。孟詵が曰、凉なり。少し食へば好し。多く食へば冷氣をして筋の中に入れしむ。即ち人を瘦せしむ。李廷飛が曰、蜜とおなじく、食へば人をして下痢せしむ。主治は別錄に云、中を安んず久しく食ふべし。孟詵が曰、五臟を利し身を輕くし、脾胃の間の邪熱氣を洗ひ去る。小腸の諸惡熱毒を通ず。煮て醤油に和して食ふ。又虀となすべし。蘇頌が云、乾して食へば人に益あり。苜蓿の根は、氣味寒にして毒なし。

主治は蘇恭が云、熱病煩滿目黄に赤し、小便黄み酒疸等の症にて、擣て一升を服すれば、吐痢して即ち愈ゆ。時珍が云、擣て汁を飲めば、沙石淋疾の痛みを治す。

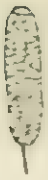
大和本草七卷に云、苜蓿は恐らくは仙臺はぎなるべし。仙臺はぎは花も葉もはぎに似て、やわらかに花黄なり。又大豆の花に似たり。わかき時食すべし。一度うゆれば根茂りて繁昌す。本草綱目柔滑菜類に載たり。貝原の說、よりどころとすべし。しかれども只その花をいふて實をいはず。仙臺はぎが苜蓿の如く、予のあまたの莢ありて、莢の中に穄子のごとき米出來る者か、もしその實かくのごとくならば、苜

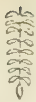
蓿ならんも知るべからず。まづよく仙臺はぎを植て、ためして見たきものに侍り。しかれども、はぎの葉は左の如く細し。仙臺はぎも葉ははぎの如しといへば、亦かくのごとくなるべし。
このゝち植木屋より求めて、一とせ仙臺萩といふものを植て見しに、花は黄にして胡枝花には似ざるものなり。かゝれば大和本草の說も亦うけがたかり。


はぎの葉

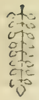

苜蓿の葉

苜蓿の葉は、決明に似て指頂のごとしといへば、はぎの葉よりまろくして、左のごとくなるべし。（圖略）且葉のいろ綠にして、碧に艶なりといへば、この葉、るりこんのごとく、うるはしきものとおもはる。又その花は細にして、黄なりとのみあれば詳ならねども、本草圖經によりておもふに、藤豆の花の如く、


かやうなるものにやあらん。又その子は數莢累々たりといへば、これも又ふぢ豆の實のちひさき如き、莢あまたつくものにて、


○さやに少さき刺ありあかざのごとし。

かやうにちひさきさや、圓扁とてまろ長くくしがたのやうに、實のなるものなるべし。此莢の内に稗子のごとき米はあるなり。よく熟すれば莢は黑くなるといふ。御在所にかやうの草これあり候哉、よく／＼御穿鑿のうへ、この注文によくあはざれば、苜蓿とは申がたく候。仙臺はぎは江戸になく候故、とくも見ず候得ども、必苜蓿ならんとはおもはれず候。なれども仙臺はぎも、江戸御屋敷のうちに御植被ㇾ成候て、一とせ御ためし御覽被ㇾ遊候はゞ、これらの疑ひはとけ可ㇾ申と奉ㇾ存候。
○昔年苜蓿なりとて、御もらひ被ㇾ成候は、その實のかたちは、かやうのものゝやうに承り及候。こ


れは苜蓿には無ㇾ之候。その穗によりて推量仕候へば、黍蓬ともうすものゝ如可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候。この黍蓬も羌人の食といたし候ものにて、一名は青科と申候。葉はもち黍のごと

く、玉蜀の葉にも似より候よし、しかれども馬を飼ひ候よしは、本草にしるし不レ申候。さりながら西蕃の食にいたし候へば、その葉をば馬に飼候はんと奉レ存候。馬の好み候物に候はゞ、馬の爲に藥とならん哉、勿論の儀と奉レ存候。よりて本草綱目二十三卷、菰米の條中に見え候を、左に抄し申候。

黍蓬は、乃ち旱蓬にて、青科は是なり。實を結ぶこと黍のごとし。羌人是を食ふ。今松州にこれあり。〔割註〕楊愼が說」又云、鄭樵が通志に云、彫蓬は即ち米菰なり。飯となして食ふべし。故に是を彫といふ。又黍蓬に即ち菰之實を結はざるもの、惟薦となすに堪たり。故にこれを蒿といふ。〔割註〕この說はわろし」楊愼が巵言に云、蓬に水陸の二種あり、彫蓬はすなはち水蓬にて、彫菰是なり、〔割註〕上に出せし彫胡の事なり」黍蓬はすなはち旱蓬にて青科是也、時珍が云、鄭氏楊氏の二說おなじからず。しかれども皆理あり。黍蓬菰は一種にあらざる故なればなりといへり。

解云、今楊愼が說に從ふときは、彫蓬は水草なり。又青科は旱蓬にて陸草なり。しかれども蓬蒿はあまたあれば、實を結ばぬものあるなり。この陸に生じて黍のごとき實を結ぶものは、旱蓬にして青科これなり。昔以御在所へ御植させ被レ成候は、旱蓬青科にて有レ之べくやと奉レ存候。是も亦書得がたきものに御座候。只今もそのたね殘り候て、御在所に生じ候はゞ、よろしき物に御座候。東韃も、この旱蓬に與に似候ものに可レ有レ之奉レ存候。これらの趣をもつて、追々に御尋させ被レ成候はゞ、存の外御在所の野山に有レ之候事もはかりがたく奉レ存候。愚按の趣あらましを認め候て、奉レ入二高覽一候。誠恐々々頓首再拜。

文政八年乙酉夏六月十八日　　瀧澤解謹記

苜蓿追考

一日屋代輪池翁、予が爲に小草一株を採しめて、その寫眞の圖一頁とともに寄せていはく、是はこれ苜蓿なり。江戶中にも曠地にあり。こは昌平橋の邊なる堤に生たるものなりといへり。予これを觀るに、

その草、本草綱目に所云苜蓿に似ず。葉は芳宜のごとく、三葉相連りていちごの葉にも似たり。花はさゝやかにて其色黄なり。實はまろくしてやはらかき刺あり。おもふにこは本草綱目啓蒙に載するもの、すなはち一種の苜蓿にて、眞の苜蓿にはあらず。しかれども交趾の厚義忠言、予が考案をたすけらる。よろこぶべし〳〵。よりて再び考ふるに、本草啓蒙〔割註、卷二十三〕に云、苜蓿、オホヒ、〔割註〕和名鈔。」カタバミ、ウマコヤシ、マコヤシ、サバシツバ、カラクサ、アンヅル、〔割註〕城州一乘寺村」コツトイコヤシ、〔割註 藝州〕一名連理草、〔割註〕陝西通志。」荍蓿、〔割註〕品字箋、荍は苜の俗字。」



原野に多し。秋間子生ず。長じて一根に叢生す。葉は地に布て蔓の如し。長さ二三尺葉互生す。形隨軍茶葉に似て小く、五六分の大さにして、邊に細き鋸歯あり。深緑色なり。三月葉間に三五小花簇をなす黄色、隨軍茶の花に似て小し。後莢を結ぶ。卷曲して小刺あり。夏月枯して苗根共に枯る。一種葉間に細莖を出して、數花穗をなすものなり

輪池堂の説に、金光明最勝王經、辯才天女品湯藥十五、苜蓿其一也といへり。愚按ずるに、西京雜記に載する所の漢の苜蓿園、風その間に在れば蕭々然たり。よりて懷風と名づく。又光風と名づくとあるに據るときは、その高さ三四尺にして、芳宜のごときものならんと思はる。しかるに啓蒙には、莖は地に布て蔓の如し。長一二尺といへば、無下に小草なり。この土の苜蓿は形のごとくの小草なる故に、常に刈とりても牛馬に飼ふにて足らず。まいて毎年の大食にするに足るものならねば、むかしより植るものなきなるべし。すべて草木菓蔬は、和漢のたがひありて、形の小大もおなじからず。その効能も互に異にして、且優劣あり。かゝればこの土の苜蓿は、西蕃の苜蓿とおなじからず。縱牛馬に飼ふとも牛馬を肥す効能の有無はかりがたし。況や苜蓿に似たるものをや。只名によりてその物を擇むとの疎ならば、亦何の益あらん。さて和品の苜蓿は、かばかりの小草にては、牛馬に飼ふに足るべくもあら

ず。しかれども皇國にても、西國北國蝦夷地などには、彼西羌のものにひとしく、いと大きなる苜蓿あらんか。これも亦しるべからず。今江戸にある苜蓿は、その葉こそ相似たれ。花は穗をなさずして、子も亦圓扁たることなし。卷曲もせず圓く小さし。名のおなじきに泥まずして、採るものよろしく辨ずべし。



子
花

松前老侯の懇によりて、前日牧馬菜穀考一編を綴りてまゐらせしに、輪池翁の好意によりて、一種の苜蓿を得たりしかば、又この追考の編をもまゐらせて、件の草をも見せまゐらせき。こはその折の草案なり。

乙酉六月廿五日　瀧澤解識

未見の人紀濤の源佳に、その著す所の禹鑿堂漫錄五卷を予に寄せて、その書の校正及び序文を請へり。きのふ友人文寶亭、その書を屆け來りしかば、燈下に繙閲する程に、第三卷本草と題せし條に、苜蓿の事有。その辨論、愚意と暗合したるをもて、こゝに錄して遺忘に備ふ。

禹鑿堂漫錄に云、前漢書、樓護通二本草一古の本草は簡約なるべし。今は衆口雜駁、目を逐て臆說を累に、派別支流して其眞を失へり。夫物は一種にして、名に方言の違ひあり。蒹葭、蘆荻、萑葦、葵萑、蘼蕪はみな一種にして異ならず。難波の蘆は伊勢の濱荻の如し。强て辨別せば却魯魚の惑をなさん。今所謂苜蓿は三葉の水草、暮春黃花を開く。近年京師の某、苜蓿九名を著す。カタバミ、馬肥シ、サバヱンドウ、マコヤシ、コツトヰユヤシ、ヱンツル、カラクサ、ケンケ、如レ此。蓬窓續錄に〔割註〕馮可時。〕云。古稱二萁枝一即苜蓿也。一書曰。苜蓿根粉を剪て塗る時は、辷り能して不レ用二人手一而行とあり。此は葛粉の如き者なり。西京雜記曰。苜蓿一名懷風。又或謂二之光風一。風在二其間一常に蕭々然たり。日照二其花一有二光采一故名二苜蓿一爲二懷風一茂陵人謂二之連枝草一。按ずるに、苜蓿は山葛の類萑葵也。馬に飼べし。水草にあらざること可レ知。又菰といふもの、今以レ蒲當レ之誤也。周禮に六穀の菰、註に彫胡とあり。

美濃國土俗所謂花がつみ、即彫胡なるべし。水面に浮て白花を開く、實は蕎麥に似て味甘美也。粉にして食レ之。杜詩に波漂二菰米一沈魚黒。由レ是觀レ之。浮萍之類なる事明し矣。

解云、皇國の苗萠を水草とする事。これも亦非なり。

○内浦駒ケ嶽神馬紀事

箱館代官新井田金右衛門方より、松前近習頭八郎右衛門滿三郎兩人方へ來り候書狀寫。

但松前より十月五日、柴田浦太登之節此書狀屆畢、

一筆致啓上候。秋冷之節に御座候得共、兩御地上々樣益御機嫌宜被レ爲レ遊二御座一奉二恐悦一候。隨て各樣彌御安全被レ成二御勤役一珍重御儀奉レ存候。

一、最前蠣崎三七を以被二仰出一候。御隱居樣被レ爲二思召付一、被レ爲二仰進一候内浦駒ケ嶽神之馬之儀、慥に見請候者御座候はゞ、相糺候上、御樣し儀可レ被レ遊に付、取調可二申上一旨、蠣崎三七より御用状を以被二仰出一、其節申上候通、私儀兼て傳へ承り候儀に御座候間、萬々相糺候處、何村之誰々は見し抔申者、追々呼出し相尋候得共、右駒ケ嶽に馬之數居候樣子にて、足跡は見候ものも御座候得共、右駒ケ嶽馬、慥と見請候と申者も無レ之、區々にて難レ決、依レ之村田龜之丞儀、兼て山上心掛居候由に付、猶見屆申付遣候處、委細見分之趣、書取を以申達候。猶又右增龜繪圖取参候に付、藤田七郎御用先にて、山の樣子三方より見請候趣に付、夫々見競爲レ認候間差上申候。猶又外に慥に見請候もの有レ之候はゞ差出可レ申趣、六箇場所掛高橋保平出役當中付遣候所、當箱館美濃屋忠兵衛と申者、先年より掛り罷へ出稼に罷越居、去巳年五月五日、慥に見請候趣、場所役之者も申候由に付、則保平より右忠兵衛差出候間相尋候處、是は慥に見請候趣に付、則別紙に申上候。尤其節連に相成、同樣見請候者、此節外場所へ稼に罷出不レ居合、右忠兵衛一人計相尋候得共、跡三人儀同樣にて、聊相違無二御座一候段申達候間、此段申上候。宜御執繕御披露可レ被レ下候。依レ之被二仰出一之通、明春に相成御樣も被二仰付一候はゞ、右圖面之記し候邊へ

秣等差置、女馬二三疋も繫置、郷足輕又は心得候者兩三人、小家掛番に付置、能々用心等仕候方可レ然哉と奉レ存候。右等之趣奉レ伺度、御含宜被二仰上一可レ被レ下候。右之段可レ得二御意一如レ此御座候。恐惶謹言。

八月廿九日　　新井田金右衛門

工藤八郎右衛門殿
松前滿三郎殿

文政八年十月五日、御國表より申來る。箱館足輕村田龜之丞見分、同年七月、

內浦駒ケ嶽神馬一件

七月十九日、內浦嶽之神馬見候と承候者相尋候書取。

龜田村御百姓　次兵衛　酉五十歲

但南部毛馬內瀨田石出生、一人は南部へ歸り、一人字兵衛と申者病死候由、

右之者、八年以前、五三人連にて樺はぎに、茅部街道小下りと申處に小屋かけ居候處、夜五ツ頃、小屋前をかけ通候者有レ之、熊に可レ有レ之哉と恐敷存候處、連之內、是は內浦御馬之由申候間、出見候得ば馬二疋に御座候。翌朝見候處、青毛一疋栗毛一疋、何れも女馬にて、毛色うつくしく、髮は一尺五寸計り下り、頭の髮も其位かぶり、尾は短く御座候。人を見候と、嶽へ鳥之如くかけ上り候。勢ひ誠に恐敷相見得申候。右は御山の腰おし出しと、尾白內口の小川へ、水呑に下り候趣に御座候。右二疋の女馬より、外に見請不レ申候段申達す。

七月廿三日　　郷足輕　佐々木兼松

右は以前樺はぎに度々參り候節、大き成馬之足跡、其外餘程、馬の足跡見掛候得共、馬は一疋も見請不レ申候。

七重村　山　太　郎　酉四十五歳

六年以前忠次郎と申者と兩人、二月更中樺山見立に參候節、茅部道の馬立場、内浦御山の半ぷくにて、黒鹿毛の駒一疋見懸候間、もとちを繩合、かけ繩に致しかけ候得共、兩人にて中々及兼、引くゝりかた〳〵引候得共ほどけ、山へかけ上り申候。右駒は大さ二番通り位の馬にて、髪は半首より餘程長く下り、かぶり居申候、右一疋計にて、其節外に見掛不レ申候。

内浦駒ケ嶽の儀相尋候得共、區々にて難二相決一候に付、爲二見屆一村田龜之丞差遣候處、山中見分の上、罷歸り申達候書取、左之通に御座候。

一、七月廿三日、龜田村出立、峠下村より鹿部道罷通り、大沼の落口鹿部川の水上、趨口と申所を渡り越、駒ケ嶽の麓に野宿仕候。夜中より明ケ方迄雷鳴稻光、幷大雨降に御座候得共、樺網の古小屋にて雨を凌、廿四日朝五時頃に、山上の前山に登り、四方を見渡し候處、西は茅部内浦より西村の山々見得候。南は茅部山道の峠より見越し、當別の丸山箱館山迄見渡し、小沼は目の下に御座候。夫より海道通りは、砂原村より東村の砂崎と申處より、ヤツヤノ崎、出き淵村、本別村、大沼より流れ出候鹿部川、幷に鹿部村、熊泊り村迄見下し申候。其餘は雲懸り候て見得不レ申候。夫より前山を下り、御鉢の内の砂濱を見廻り候處、馬の足跡澤山に御座候。夜中は雨にて所々消候得共、馬は澤山に遊居候樣子に御座候。夫より新山と申候て、御鉢の内に有レ之候御殿山の根元に、差渡し七八間も可レ有レ之處、洞穴深さ十丈計も御座候と奉レ存候。夫より新山を段々取着に登り候處、大岩計打重り、平地にて御座候得共、嶮岨成事申計も無二御座一候。處々の洞穴より燒煙立登り、硫黄沸上り候。岩の根元を見廻り、珍敷木一本掘取、（此下に下げ札左の如し。）

書面の内珍敷木一本と御座候は、つこの樣成る至て小木に御座候。右は近日御舊爲レ登候節、差上可レ申と奉レ存候。

御嶽山を下り、北付の岩山の下砂濱にて、大さ五六寸餘りの馬の足跡を見懸申候。是は出口より奥へ通り候樣子に御座候。夫より北付の岩山、砂原村の上へ登り候處、晴天俄に曇り、足元も見得不レ申候樣に相成り候故、暫休息仕居候處、黑雲の中にて誠に恐敷鳴音仕、南より北へ通り候。是は定て天狗の飛音にて御座候哉と奉レ存候。次第に雲も晴候へば、茅部海岸通り、井向は阿武多、ウスモロランヱトモ峠迄見得申候。尤砂原村掛り淵村等は、巨細に見え候得共、何ケ成神馬にても、住居仕候場所は見得不レ申候間、砂原村付通りし山々は、見分仕候には不レ及と奉レ存候。夫より嶽の中段通り、出き淵村の上へ相廻候處、御鉢の内より平地續にて、大廣場の砂濱にて休み、下通りを見下し候處、八九町程も下にて、出き淵村の上に、大成地森の根元に、燒砂濱の所に馬二疋見得申候。尤黑き馬と赤き馬に御座候得共、慥と見分り不レ申候故、近寄能々見分仕度奉レ存候得共、最早日も七ツ時過に相成、殊に雨も降り懸り、食物も無二御座一候。召連候人足等は、空腹にも罷成候故、無レ據麓の小屋へ心掛、段々山を下り候處、中段より少々下にて日を暮し、漸々夜五ツ時頃に、小屋へ着仕候。翌廿五日は、馬を見掛の處へ參り、能々見分仕度奉レ存候得共、雨の氣色も有レ之、殊に飯米わらじ等切れ、御鷹御用等も御座候間、一先立歸り、右馬を見掛候處、片時も早く申上度奉レ存候故、野宿小屋を出立仕、晝頃に峠下村へ着仕、夫より大野村へ泊り、今廿六日歸着仕候。前文申上候馬の儀は、駒ケ嶽住居の馬に相違無二御座一候と奉レ存候。東方の放馬等は、中々登り行候場所には無二御座一、一體東方御百姓の紛失仕候馬も、嶽の中段より上へ登り候馬は、人の目にも懸り不レ申候。尤熊にも被レ取不レ申候。中段より下に居候馬は、多分熊に被レ喰候事に御座候。右候得ば駒ケ嶽は靈山の事故、山の德によつて熊にも被レ取不レ申、殊に人の目にも不レ懸候事と奉レ存候。且又駒ケ嶽東付は平地にて、砂原村の方はから川と申、至て嶮岨の大澤有レ之、夫より茅部の方へは、馬出行候事無二御座一候。又一方は鹿部川と申て、荒瀬の大川にて、馬の越渡り仕候場所無二御座一候。尤海岸に通るには熊澤山に御座候故、放し馬も無二御座一候間、草の能事此上も

無二御座一候。海岸通りより奥へ引上り候て、處々大篠原御座候故、雪中の凌方も宜敷御座候と奉レ存候。
右は此度駒ケ嶽并昔より住居の神の馬、見分役二仰付一候間、出立より歸着迄の儀、以二書付一奉二申上一候。
以上。

七月　　村田縫之丞

内浦嶽ケ嶽の神馬、見受候もの有レ之候はゞ、差越可レ申趣、六ケ處掛り高橋保平、出役に付申付遣候處、美濃屋忠兵衛と申者、先年慥に見請候よし、場所役の者も申に付、則差越候間相尋候處、聊相違無二御座一候趣申達候。尤其節同道致候二人の者は、外稼にて不二居合一、右忠兵衛計相尋候趣、左の通に御座候。

箱館大町美濃屋　忠兵衛　酉三十二歳

右之者、六箇場所掛り澗と申處に出稼に罷在候處、兼て年寄共咄に承り候内浦駒ケ嶽神之馬住居候由、何卒拜し申度存、巳の年五月五日、同所の仁三郎長次福松、外に二人名失念仕候。越前之者一人と都合六人連、垢離を取、七朝霧ふかく四ツ時過に、砂原より御山へ登り見渡候處、とかり山の腰御鉢の内に、少々青く草の御座候處に、馬一疋相見え、凡二十〔割註〕⊙間の字脱カ。」計も隔候事故、聢と相分不レ申候得共、鹿毛の樣に相見得申候間、是こそ承り候神の駒に御座候と難レ有、連の者共に聲を上げ候得ば、頭をあげ候處、髪は長く足の下迄下げ、尾も長く地を引候樣に相見え、遠方より見請候得共、常體の一番馬より大きく相見え、誠に難レ有存、御神酒を上拜し申候。皆有レ之、右御神酒を戴き旁致居候得共、駒は其處に居候内、六人共御山を下り申候。是迄咄には承り候得共、聢と見請候と申ものも無レ之、其節上り候私共計の樣に御座候間、誠に難レ有奉レ存候段申上候。

八月二日

右松前老侯〔割註〕美作守祐翁君。」恩借の本一冊、を以贈二錄之一、今夕自二酉中刻一至二亥上刻一卒業、時文

政八年乙酉冬十月二十九日、

是餘、駒獄圖一幅有レ之、異日使ニ興繼臨ニ寫之一、

奉ニ松前老侯一書、

江戸神田隱士　瀧澤笠翁

老樹鳥獸の年歳を歷て靈あるもの、人もし、これを犯すときは祟あり。むかし仲哀天皇は、海神の祟によりて崩御し給ひ、その御父日本武尊は、靈蛇を犯し踏て薨じ給ひ、魏王曹操は靈社の老樹を伐て遂に殂し、又下河邊行平は、山の神の野猪となりしを射んと欲して、獵箭當らず、その夜、舉に死せしといふが如き、遠く和漢の事實をたづねば、いくばくも候べし。しかれどもはるかなる昔の事、見ぬから國の事ども、は、今も話柄になしがたし。近世には右大臣平信長公、妙國寺の蘇鐵を愛玩のあまり、安土へ移し栽給ひしに、その夜よりして怪異の事あり。信長怕れて件の蘇鐵を寺へ還させ給ひにき。かくてその次の年の夏六月、信長都に於て落命あり。その禍は光秀が反逆によるといへども、世の人は猶妙國寺の蘇鐵の餘殃といふものあり。又寬永年中には、駿河大納言忠長卿、駿府において猿狩の御遊あり。しかるにむかしより駿河の猿は、淺間の使者なりとて、これを捕ることなかりしに、今この御獵あるをもて、然るべからずと思ふもの、十人にして七人なれども、長臣は祿をおもふが故に諫め奉らず。外樣にして忠信方正の臣なきにあらねども、咫尺し奉るによしなければ、これも得諫め奉らず。遂に猿を獵しめ給ひしに、おん獲物しかりしとぞ。しかるに忠長卿、いく程もなく御心狂れて、御行狀よろしからず。是により終に御身上を果されて、在邊籠居のうへ自刄し給ひしなり。これ全く猿の祟と申傳へたり。又土民のうへにも是等の事あり。安永年中下總印旛の沼を埋て、新田開發のおん催あり。元この事は平賀源内が方寸より出て、當時御勘定奉行松本伊豆守へ、云々と勸めしに起れり。かくて件の沼を埋んとせしに、昔より大蛇すみて、沼の主となりりしよし、土民のいひ傳へ候が違ざるにや。さまざまの事ありて、數年

に及べども成就せず。かくて天明中、平賀源内はいさゝかの事の怒によりて、人に傷けしより牢舎して獄中に死し、又松本氏は不良の御咎によりて、御役御免、知行も半減召放されて、小普請入逼塞仰つけられ、生涯赦免なくて病死しけり。これも世にはいんばの沼の主の祟ならんといひ傳へ候。又柳川侯の下谷の中屋敷には、大きなる蛇雄雌あり。しかるを誰も捕へ殺さんとせしものはなかりしに、當四月下旬、立花家の火消人足千次郎といふもの、程五郎といふものと共に、大きなる蛇の婦合したるを見つけて、さん〴〵に打擲し、遂にその蛇ふたつながら打殺して、門前の溝へ捨けり。かくて五月のはじめに至て、千次郎、程五郎は奇病に犯され、日夜蛇に苦しめらるゝと叫び狂ひて、千次郎は五月十五日に身まかり、程五郎は六月朔日におなじくなり候。これらは當夏中、御屋敷近邊の事々に候へば、隱れ有レ之間敷候。如レ此事共あなぐり引出候はゞ、猶いくらも可レ有レ之候へども、一事を推て萬理に渉ると申事も候へば、さのみは記し盡し不レ申候。抑この千次郎等は、無頼の匹夫にて取るよしもなき者共に候得共、信長公は世の英雄にて、位從一位の右大臣たり。又駿河忠長卿は金枝玉葉にて、かしこくも台德院様の御愛子にてわたらせ給ひき。又平賀源内、松本豆州も、一器量なる人々に候ひしか、物の祟を得免れざりし事右の如し。或はいふ、人の禍福吉凶は、只其行狀の善と不善にあり。物の祟といふことは、偶然なり。さるを有といふものは、法師巫覡などの愚俗を熒惑する謀のみ。信ずるに足らずと。是ゑせ學者の讀紙を破る一葉の言に近し。むかし聖人、易を作る所以は、人に吉凶悔吝なからしめん爲なり。人のわろしといふことは、是その凶兆の前にあらはるゝなり。宋の邵康節は方位時日を擇むことをせざりしに、その欲する事をわろしといふものあれば、必やめたり。ある人、その故を問しに、邵氏が云、われ吉凶にこゝろなしといへども、人われに敎へてわるしといふ。是則凶兆のあらはるゝなり。若是を犯さば必祟あらん。よりてわれはせずといひしとぞ。若已むことを得ざるときは龜を灼き卜筮に問ふて、其吉凶に從ふべし。凡かくの如くするときは、庶くば悔吝なからんことを、萬物千載に至るとき

は必靈有。是を犯すものその祟なしといふべからず。そが中に假令千載を經て、靈あるものといふとも、民の害になることあらば、或は捕へてこれを檻にし、或は速に撃殺すも亦可なり。いかにとならば、彼れ已に民を害ふの罪あり。凡民の父母たるもの、その罪を責て殺し給ふときは、彼靈物なりといふとも、祟をなすことを得べからず。しかるにその罪なきを捕へ苦しむるは不仁なり。その罪あるを誅罰し給ふは不仁にあらず。先よくこの理を辨じて後に、犯すべきものはこれを犯し、犯すべからざるものは、敬して遠ざけ給はゞ、恐れながら咎祟悔吝あらせまじく候はんと奉レ存候事、右申上候趣意は、此度御領分内浦駒ヶ嶽に、古來より神の馬と唱へ候老馬一疋有レ之、右之馬を御捕へさせ被レ成候て、御廐に繫せ御覽被レ成度思召候に付、其段御在所表え被ニ仰進一候により、箱館に被ニ差置一候御家臣達に御下知有レ之、箱館より村山龜之丞を、右の山え被レ遣、其外是迄右の神の馬を見留候者に、虚實を被レ尋候。箱館御代官新井田金右衛門より被ニ差上一候内浦駒ヶ嶽神馬御糺御書付、幷に駒ヶ嶽略繪圖等、私に御見せ被ニ成下一、難レ有仕合奉レ存候。然處右神馬の儀は、私壯年の頃より粗風聞に承傳罷在候。數百年の靈馬にも可レ有レ之哉。右の高山を駒ヶ嶽と唱へ候事、信濃の駒ヶ嶽と同樣の儀と奉レ存候。信濃の駒ヶ嶽も至極の高山にて、昔より神馬一疋すまひ候に付、駒ヶ嶽と呼びなし候由に御座候。依レ之昔より稀に右の神馬を見候者御座候へ共、犯し捕へ候事抔は、決て不レ仕由兼て及レ承候。御領分の駒ヶ嶽も、右の神馬有レ之候故の名にて可レ有レ之候。且土俗、神の馬と唱候事、神靈有レ之故にも有レ之哉。然ば右の神馬は俗に申其山の主にて、昔下河邊行平が射損じ候て祟を受候富士の裾野の大野猪同樣の靈物に候やと推量仕候。右樣の靈物に候はゞ、或は御慰の爲、或は御武備の爲也とも、御捕へさせ被レ成候事は、乍レ恐無ニ物體一御儀と奉レ存候。右不レ可レ然と奉レ存候愚意の趣は、前條に認候故事引證有レ之候故に御座候。若已むことを得させられず候はゞ、とくと龜卜を以、其吉凶を御考被レ成候上にて、兎も角も被レ遊候樣に奉レ存候。私儀は元來我儘者にて、禮儀をもわきまへ不レ申候に付、貴人へ不レ奉ニ近付一候。萬事失敬御宥免

の由にて、奉レ蒙二御懇命一候へ共、被レ爲レ召候御儀は無二御座一候に付、是迄一度も不二罷出一候處、未熟の悴儀御扶持被二下置一、御家臣達同樣に思召候由、誠に以冥加至極難レ有儀と奉レ存候。依レ之私儀は不二罷出一候共、心は日々に御側に伺候仕罷在候同樣の心得を以、乍レ恐御當主樣幷に御令君樣御武運長久、御老君樣御壽命萬々歳と奉レ祝候外無レ之候處、此度内浦駒ヶ嶽一儀承り候節窃に奉二打鎖一、萬分一の御爲にもと奉レ存候に付、先日悴宗伯を以、愚意の趣爲二申上一候。御寛仁の御賢慮を以、御許容被レ成下、古より右の神馬の如き者捕へ候て、祟り有レ之候と申引證を認候て、入二御覽一候樣被二仰下一、御意の趣奉レ畏候。依レ之管見幷に愚意の趣、聊も無二腹藏一書付候て奉レ入二御覽一候。此儀御用ひ被二成下一候はゞ、難レ有仕合は奉レ存候。然上は右駒ヶ嶽の神の馬、彌靈有レ之者に候はゞ、此度追捕を被二思召止一候御仁義を奉レ感候て、御武運長久御子孫繁昌の守護神とも可レ成か。假令左樣の儀は無レ之共、御領分に右の如き靈馬すまひ候儀、則御家御武邊の御飾りにて、御廐に被二差置一候と同樣に有レ之べくと奉レ存候。依て宗伯に申含候條如レ斯御座候。誠惶謹言稽首再拜。

瀧　澤　解

右は私父笠翁え御請之趣、乍レ恐御答申上候に付、罷出候て可二申上一處、四五日以前より、私儀持病氣にて歩行難レ仕候。依レ之貴樣迄御披露の儀奉レ願候。略儀失敬何分御用捨被二成下一、可レ然御披露奉レ頼候。以上。

十月廿二日　　瀧　澤　宗　伯

牧村右門樣人々參

右書面一册、宗伯松前家え致二持參一候處、老侯下屋敷え御出之由に付、近習の所え頼、書面差置歸申候〔割註〕十月廿四日。」也。翌廿五日、爲二老侯の使者一牧村右門來る。昨日の差出候御書面の趣、隱居甚感悅不レ淺被レ存候。右駒ヶ嶽神之馬牧捕事は可レ止レ之。就ては右山の麓え碑を立度被レ存候間、

碑文の事頼入候旨口状傳達、予も亦大慶之旨御答申、且碑文の事、當暮か來春迄に稿案いたし、可レ入ニ御覽一旨申上おく。其後雜談畢て右門歸去。

○松前家走馬の記

老侯は其性、弱冠より馬を好み給ひつ。老後に及て養馬の方を自得して、厩櫪に板を布かず。土間にして前に丸太二本を横にしたるのみ。厩にては馬を繫ぐこともなし。又荻の乾葉、〔割註〕今諸家にて用る秣なり。」ゆで豆、糠などを飼ふことをせず。只刈草と水を與るのみ。又湯をもて四足を洗ふことをせず。〔割註〕所云馬のスソなり。」もし汚なれば水をそゝぎかけて、その泥土を洗ひおとすのみなり。こゝをもて、その馬壯健にして病馬なしといふ。

この兩三年已來、松前なる牧士五六人を、江戸の邸に召のぼし、かれらが馬を走らするを見て、みづから樂しみ、又人にも觀するを樂みとし給ひけり。はじめは馬場廣らざりければ、去々年より兩度筋違外、及櫻の馬場にて牧士の走馬あり。これにより世の人も、その騎馬の奇妙なるをしれり。〔割註〕當時坊間のにしき繪といふものに、其騎馬の圖を販せし事あり。風聞によれる者なり。」

淺草千束村〔割註〕大鳥明神の祠の向ふ也。」なる抱屋敷の厩中に有レ之駿馬十五六疋、老侯みづから其馬に名を命じ給ふもの左の如し。

化物尺	矢作牧出	矢羽印	栗毛	蘇駿	上野牧出	笠印	駿
龍巻	中野牧出	千鳥印	栗毛	小天狗	同牧出	同	駿
無二無三一名無中貫、	上野牧出	笠印	駿	韋駄天	中野牧出	千鳥印	朽栗毛
赤鬼	小間木牧出	分銅印	栗毛星	比叡颪	高田臺牧出	琴柱印	栗毛
駿夜叉	下野牧出	輪違印	駿	白狼	印西牧出	瓢簞印	月毛
胡豹	上野牧出	笠印	同	自在船	同牧出	同	駿

鬼面蛇　中野牧出　千鳥印　同　阿修羅王　上野牧出　笠印　月毛

追加

トミサバ〔割註〕乙酉六月より。」蝦夷産、〔割註〕トミサバといふ蝦夷の乘し馬也。」鹿毛。

名未詳、〔割註〕乙酉六月下旬所レ購。」下總牧出　印

通計十六疋、〔割註〕この他、下谷の邸にも馬六七疋あり。」

文政八年酉夏四月十四日、老侯みづから淺草なる別莊に趣きて、松前の牧士松五郎に、十里乘切りといふことをさせて、これを見給ひけり。所云十里乘切は、百七十五間の馬場を、一馬にて小休をせず、百三十三遍乘廻せしなり。此路程を量るに、凡そ十里に當るといふ。騎馬の達者、これにて想像すべし。馬も亦驍足ならざれば、斃るべきものなり。

同年五月廿六日、右の馬場にて牧士等の稽古騎馬ありとて、其前日に藩中の醫師牧村右門、奉札をもて予に老侯の命を傳へ、ゆきて見給はずやといはれしかば、本日未牌のころより、予は宗伯と共に、千束村なる下屋敷に趣きて是を見たり。下屋敷守り大野幸次郎、〔割註〕勘定役。」煎茶菓子をもて饗さる。この日、諸方より來り見る者三百餘人、皆歴々の武家及陪臣等なり。騎馬の牧士五人、各革の半天を被たり。これ落馬しても身を傷らじとの爲也。その牧士は、〔割註〕各三鞍乘レ之、松五郎四鞍乘レ之。」

窪田松五郎　廿五歳に見ゆ
代　助　十八歳
三　次　郎　三十歳許
房　吉　二十餘歳
龜　吉　二十歳許

此中、松五郎を第一とす。此他淸藏といふ者有レ之。亦上手と稱らる。然るに今茲の春、壯年にして病死せ

しとぞ。惜むべし。

かくてその下刻より、右の牧士等十餘疋の馬を、乘かへ〳〵走らすること、目を驚すばかりなり。其馬すべて鞍泥障を用ひず。みな裸馬なり。はじめ轡をかけたるを、馬上にて其くつわを外して捨、又馬上より其轡を拾ひとりて馬にかけ、或は馬の背に立て手をひらき、手をたゝきながら走らせ、或は兩馬を相並べて、ひとしく走らせ、左右おの〳〵遲速なく、走らせながら馬を乘かへ、或は鞍がくれと唱へて、走馬の背に乘人の足の甲をかけて、倒にさがりつゝ、馬のわき腹にかくれて走らするなど、馬上の自在形様すべくもあらず。捷足遶匝其疾きこと颶風の砂をまくが如く、數十間の馬場を往返する事、只瞬間にあり。觀るもの嘆賞せざるはなし。下晡日沒のころ事果しかば、予は大野生等に謝して、宗伯と共にその宵、宿にかへれり。

同年六月十五日、又同所にて牧士の騎馬、鳥銃の稽古乘あり。これより先牧村右門、春社をもて老侯の命を予に傳へていふ、炎暑の甚なれば、途中もいとはしく思はるべけれども、日かげ傾きて晡時のころに來給へ。此上術は足下に見せまほしと、老侯の宣するとなん傳へらる。是により近きわたりの友人の、かねてより見まほしといはれしもあれば、本日の未牌、是等を誘ひあはして、又かの下屋敷へ赴く程に、宗伯は午後より先だちて、馬場の邊へまゐりて、老侯に當日のことほぎを述まうし、それより千束村にゆきて、下屋敷にて我等を待てをり。この日は他の見物まじへられず。これよりその騎を見せんとてなり。この日、余が同伴の人には、屋代輪池堂、太郎、岡漢南、思藏、其子關東陽、源吉、中井乾齋、〔割註〕準之助、吉田侯家臣。屋代又太郎、山路岩次郎、〔割註〕輪池堂塾生。前原三藏、〔割註〕屋代親類、木所より來也。大久保七之助、〔割註〕高田侯家臣。長崎屋美成衛、新兵衛等なり。この日も走馬前月の如し。おの〳〵裸馬の上に立ながら乘り、走らして火炮を放つに、その馬、少しも駭き騒がず。走ることます〳〵速なり。日錄左の如し。

一トシサバ、〔割註〕但鞍を置。」地カケ一、小筒一、百匁玉一、　老侯附近習　牧田七郎右衛門
一白狼、立乘一、同一、轡捨一、無轡立乘り〔割註〕但落馬す。」一　松前牧士　三　次　郎
一無中貫、立乘一、同一、〔割註〕腸腹下り。」一、立乘一、　同　龜　吉
一白狼、〔割註〕敵がくれ。」一、兩馬乘移り〔割註〕相手松五郎。」一　同　代　助
一無中貫、立乘一、同一、〔割註〕乘廻し。」一、〔割註〕乘下り乘廻し。」一、同　松　五　郎
一白在船、地乘一、馬上小筒一、　同　代　助
一同、百匁玉一、　同　松　五　郎
一鬼面蛇、小筒一、百匁玉一　同　同
一向不見、同、同、　同　同
一白狼、同、同、　同　同
一無中貫、〔割註〕立乘り小筒。」一、同、　同　同
一赤鬼、小筒一、同、　同　同
一蘇駿、同、同、　同　同

右六月十五日、未下刻より至二申下刻一乘終。又予父子及同行の友人、この宵二更前各還二予家一。是より前後、諸家の慫望によりて、牧士をその邸につかはして、乘らしめ給ふことしば〳〵なり。六月已後、馬上火炮の稽古、ます〳〵怠りなきにより、牧士代助立乘をして、百匁玉を放つことを得たり。老侯、よろこびの餘り、其圖を北馬に畫して、仮して馬術熱心の武家に送り給ふ程に、予父子にも五六枚給はりしかば、屋代翁をはじめ、同行の人にわかち與へたり。その藏版の圖を左に貼す。

解云、泰平久しきの幸ひを得てしより、人々馬上の火炮などは、絶て見るよしなかりしに、松前老侯武備の爲に、この事をおもひ起し給ひしより、漸くに成就して、世の耳目を新にす。二百年來大江戶に、是

未曾有の奇觀といはまし。卿老侯の志、これ只自己の慰のみならず、家臣に是を習して、松前海邊の備とし、且其非常に充んが爲也、こゝをもて冀くは養馬の方、馬上の進退、諸家みな我に倣んことを欲し給ふと聞えたり。昔戰陣に騎馬の火砲ありし事は、武家編年記、武林往昔記、明君德光錄、その他の書にも往々に見えたり。その抄錄は別本とす。よりてこゝに贅せず。

文政八年乙酉秋七月上旬　瀧澤笠翁識

看走馬

田畔往來日騎驅　空拳直跨萬夫雄
人間始試王良術　天下爾看伯樂工
龍尾轉過翻白練　駿蹄高拂發清風
奔蹄千里戰場利　銃耳何驚飛丸中

乾齋□氏草稿

騎馬筒〔割註〕受ニ老侯ノ之命一、家臣手錄與ニ嘗見一合面錄レ之、以晋レ之。」

瀧澤興繼宗伯錄

明君德光錄卷五、に云、享保十五年の三月、青山大膳亮が青山の下屋敷え、明君〔割註〕有德院樣御事也。」被レ爲レ成、猪狩被ニ仰付ニ候節、逞き猪、御馬先え出候に付、御馬上にて御鐵炮の火蓋を被レ爲レ切候處、加納遠江守不圖御筒先へ乘出され候故、あはやと存候間も無レ之、



御鐵炮を空ざまに被レ爲レ拂候へば、玉は空中に入、遠江守は人馬とも少しも怪我無レ之由、危急至極の御場所にて、右の如き早業は、實に神氣御雄通被レ遊候御事なり。

同書同巻、に又曰、明君には至て御雄偉に被レ成二御座一、鶉勢子の節は、七百人程間續候中にて、明君計、諸人の頭より、はるか上に見上げ候。然ば御身の長六尺餘被レ爲レ渡候やと申傳候。又遠方御成の節は、右の御手に十六貫匁の御鐵炮を被レ爲レ提、御手を被レ爲レ振候て御歩行被レ遊候。脇より見上げ候へば、唯御杖などを被レ爲レ持候樣に有レ之、是に依て御手力の程難レ計候也。又御壯年の頃にや。指し箭を被レ遊候處、御一肩に六千本通り候よし、昔源家の始祖鎭守府將軍義家公、騎射神の如しといへるに、連綿被レ成候御事と可レ奉レ申や。〔割註〕已上明君德光錄に見えたり。」

武林往昔日記に云、攝州大坂合戰の時、寄手方より心がけの武者三人は、進退の足場を見ん爲に物見に出る。細き流れの小川ありて、漸々人の腰だけ立や不レ立程の川なりしか、其川端の向ひの岸に、一つの石佛あり。寄せ手の方三人のうち、二人は鑓をもちて、今一人は馬上筒を持たり云々。〔割註〕この一條は、屋代氏の抄錄によれり。」

一書に云、台徳院樣品川え被レ爲レ成候節、鈴の森邊にて、〔割註〕このとき鈴の森は、いまだ刑場にならざりしか。」御馬上に小筒を被レ爲レ持、御手づから鳥を打せられ處、あやまたず鳥は玉に應じて落けるを、御自讃にて譽よ／＼と仰あれば、御側の御小姓衆ほめ奉る。その聲を聞て遙に扣たる人々も、思はず同音にドッと譽奉りし聲いさましく、品川濱名橋の邊まで聞えしとなり。〔割註〕この事、何の書に出たるにや。書名を書とめおかざりければ、忘れて思ひ出されず。暗記の事なればたがへる所もあるべし。なほこの書名をたづぬべし。」

武家編年記に云、慶長十九年十一月廿二日、難波冬御陣に、大樹御進發の軍騎を率來れば、城の方に向て嘶く。神君は敵陣に向て嘶く馬珍鋪由御說あり。藤堂高虎、是に吉兆の旨を述る。御喜色の餘り、地道

一返馳に返乘らせ給ふ。大名皆々躊躇稽首して拜見す。時に上意あり。壯年の頃は戰場に於て、馬上に鐵炮を放し、箭を發して敵を拒ぎ、平日は騎上に鷹を肱にし、終日馳驅しけるに、老齡の今は常馭さへ輒すからずと云々。藤堂高虎、今以類希の御事と稱譽す。斯て住吉に還御。難波夏御陣、元和元乙卯年五月六日、難波に於て伊達家の陣法、二騎戰を好みければ、兼々諸士の庶子壯健なるを撰て、領内の駿馬を與へ、八百の騎隊となし、戰場に於て火炮を馬上より一列に發し、焔硝の煙の下より、間に髮を容れず、轡を並馳破りければ、如何成剛敵堅隊成とも、頽れざる事を得ず。今日共一備一二町進み出れば、眞田は先陣に乘り、交を揚よ。敵火炮を發する時一足も引ば、忽馬蹄に蹂躪せられ、鏖に成べき旨下知云々。

眞名太閤傳、播州三木合戰の條に云、天正七年二月五日早朝、三木諸將來會。中略、秀吉勢追レ北疾、三木大將別所小八郎、返合々々踏止、近習侍百五十騎返合、以二馬上鐵炮一、五間六間打無二流失一云々。〔割註〕追考、中國太平記卷十一、三木合戰の段、騎馬鐵炮與二太閤傳一所レ誌同。」

神器譜卷三、騎馬帶三眼銃一圖説曰、騎兵五名、各帶二弓矢一、或帶二三眼銃一、斫刀鐵箭圓楯、隨二人當時習學慣熟一、且、從レ便携帶、〔割註〕八丁の左。圖あり。」

清正記云、〔割註〕慶長記外傳と相同じ。略レ之。」

慶長記外傳、宇土の一揆の條に云、木山彈正は志岐が爲に伯母聟なり。且力量軍術、拔群の者なれば、加藤小西の如き小冠者と常にあなどりて云々。いか様にも一夜打して、宇土の奇手を追ちらしてこそ、城中へ入らめと工夫し、わが下部に下知して、後の山手へおしまはせしに、一揆の運や盡たりけん。其夜汐合の變じて、入川の邊へ大汐込入り、一歩も行がたく、かれ是するうち夜明ければ、彈正下知して、兎角山中の繁りたる處に行、かくれて今日をくらし、夜合戰をはじむべしと、先手の勢八十人をまづ山に推登せ、殘る勢は迹よりまはりて兵を遣るに、折ふし加藤清正が兵を進る時に當れば、本陣より、志岐が

後の山へ兵をまはすけしき見えけるにぞ、清正、目ばやき大將なれば、是は一揆の加勢と覺るぞ。要害を取定めさせては、味方むづかしかるべしとて、旗本を以、一騎がけに追かけ向ふに、木山が勢は先陣後陣の眞中を、横切にとりきられて働き得ず、木山彈正、後陣の兵を大音にはげまし、汝等一足も退く時は、山上先手の味方を捨殺すなり。我につゞけと眞先にかけて、古木の如くなる大身の鎗をもつて、清正が先がけの兵士千餘人を薙倒す。加藤が後陣入かはつて進むを、木山彈正、馬上をかためて、十匁玉の大筒を以、中だめに込返しうち出せば、忽七八人打倒す。其頃迄は馬上鐵炮をうつ人なかりしに、〔割註〕解云、馬上鐵炮はこれよりはるかさきなる、播州三木合戰に見えたれば、宇土一揆のころはなほあるべし。しかるを馬上鐵炮をうつ人なかりしと記せしは、記者のあやまりたり。天草島は鐵炮の名人居る處にて、妙を得たれば、寄手は是におどろきて、雜兵等は人か神かと罵りさはぎて、前軍の後より崩れ立て退くを、木山が後陣天草伊豆、兵をはせてかけ落す。こゝに於て加藤の總軍崩れんとす。清正是を見て青がみをなすに、其音、數間にひゞき、髮髭さかさまに立て物をもいはず。退く味方をしり目にかけ、十文字の鎗を引すぼめて進まるゝに、諸軍下知なしといへども、その威風に引立られて、思はず取て返す。清正、伊豆が陣に向て鎗をふるひ、大勇をあらはして七八人をつき落せば、伊豆が陣中震動して、久きたなくも引退く。清正つゞいておめき進み、仁木坂へ乘上られしに、木山彈正ちつとも退かず。彼大筒の鐵炮を馬上にかまへて、しづかにうつを、清正はやく聲をかけ、あつぱれ大將、名は何と、木山彈正にて候。加藤清正殿と見受て候。一手仕べきやといふ。清正尤に候。しかし飛道具はひきやうなり。鎗にてまゐらんといふ。彈正心得たりとて、鐵炮を捨んとするを、後にありし志岐兵部いさめて曰、清正は大事の敵也。鐵炮にてうち給へといふ。彈正聞て、我連歌を好みし時、家臣、異見をいひしに、我一生、人の異見をきかじと誓ひて、連歌をやめざりき。しかれば今汝が異見も用ひがたしとて、鐵炮を捨て大身の鎗をひら〳〵とそらなりさせて、坂を飛をり突てかゝれば、清正十文字の鎗をもつて云々。〔割註〕卷の

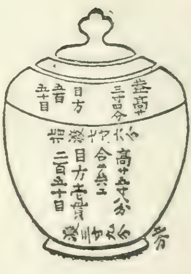
四木山彈正討死の段に見えたり。」この餘猶あらん考ふべし。

○文忌寸禰麻呂骨藏所掘圖說

〔割註〕解云。近得二是圖一。貼二於第十七卷內餘紙一。今亦得レ存二此圖說一。因剿二入是卷楮餘一。再錄レ之。」

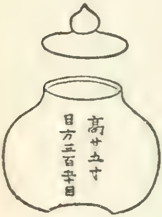
總高さ八寸九分　總目方一貫八百目

銅壺縮圖



蓋高さ九分蓋共高五寸五分

玻瓈壺縮圖



胴廻り一尺六寸五分

破裂爲十二片

銅牌◎圖形省略、

銅箱蓋裏　長さ五寸五分　巾一寸九分　厚　一寸一分五厘　一分不同　目方百六十目

箱蓋表

壬申年将軍左衛士府督正四位上文禰麻
呂忌寸慶雲四年歳次丁未九月廿一日卒

長さ八寸六分
巾一寸四分
厚　九厘　日方六十日

銅箱

長サ九寸五分　日方四百五十目
高一寸四分　巾二分餘

和州八瀧村池内にて、古銅器掘〔出脱カ〕し候儀に付伺書、

木村總左衛門

私御代官所、和州宇陀郡八瀧村地内、〔割註〕解云、八瀧村は書紀に所レ云八咫烏の舊地なり。大和志等宜く考ふべし。〕字笠松耕地と唱候畑地にて、同村常七古銅器掘出候旨訴出候間、早速爲二見分吟味一手代差遣候處、去月〔割註〕天保二年十一月。〕朔日八ツ時頃、常七儀同人弟井に同村甚助作助と申者相雇、地面打返し罷在候砌、鍬先に銅板一枚掛り出候に付、猶最寄掘穿候處、銘文彫付候銅板一枚入候銅箱一つ、右脇に蓋付の銅壺一つ有レ之候間、蓋明相改候處、硝子に似寄候壺に灰入有レ之。右掘出提候節、外と壺に當り、數多に破碎致候樣子にて、最初掘出候銅板は、銘牌入候箱之蓋にて、此外銅壺擢り燒灰有レ之、其餘聊の品も無レ之。然處右地所は檢地高の内にて、開發の年暦不二相知一。元祿十六未年、植村右衛門佐檢地の節より、常七本家善四郎所持致居候處、同人追々及二困窮一、年月覺不レ申候由、凡五十ケ年程以前、同村次郎兵衛持地に相成、引續同人悴當時次郎兵衛致二所持一候得共、善四郎所持の砌より、常七祖父要助常七、代々下作仕來候永小作に有レ之、掘出し候場所は、極山中村方にて候得ども、平地の砌其最寄古塚、或は墓印又は樹木等有レ之儀、老年の者も存不レ申、申傳候儀も無レ之旨申候間、掘出候品

々。得と御改候處、歴史に有レ之候文忌寸禰麻呂の納骨古墳の由、慶雲四年九月中卒去の旨、銅牌に相記有レ之候。右銅牌并に箱の内外緑青吹出、外に壺は外廻り一面に流金、又は燒集にても御座候や、金色の上青緑色にて、掘出しと申候姿に相成、何れも紫銅と相見候。銅性宜敷、牌之外箱之蓋而已厚さ不同有レ之、薄き方は自然にて朽減候儀にて可レ有レ之や、外と壺等に聊朽損し無レ之、内に入有レ之候壺は碧色にて、玻璃にも可レ有レ之や、フラスコ同樣に相見え申候。中に入候灰は右灰の樣子にて、尤骨形等は相見え不レ申候處、外に掘出し候品無レ之、然處右體高位方之古墳、數年一と使其外の肥し等にて相穢し候段、畢竟不レ存儀とは乍レ申、今更甚恐怖いたし、不本意の至奉レ存候間、此上於二村方一掘出し候品々、大切に守護致度旨、一同申立候。右始末等取調相伺候儀に付、御下知有レ之候迄、掘出主は村役人え相預け、麁末無レ之樣取計、他所え持出候儀は勿論、猥に見物等不レ爲レ致樣、且如何敷風說等、申觸間敷旨申渡置候。此上如何取計可レ申や、則掘出候品々、別段麁繪圖面三枚相添、御下知奉レ伺候。以上。

天保二卯年十二月　　木村總左衛門印

私に云、當時の風聞に、村方のものども、件の銅牌を神に祭るべしなど欲するといふ。彼掘出したる時の畑地は、以後年貢御免なるべしなどいへり。いかに命ぜられしにや尋ぬべし。

攝云、慶雲は文武天皇の年號、當時大和國藤原宮にいませしなり。文忌寸禰麿の事は、日本後紀、日本逸史等に見えたり。追て抄錄すべし。慶雲四年丁未より天保二年辛卯まで、星霜一千一百二十五年也。三十五年に作りしは傳寫の誤りなり。この禰麿呂忌寸の墓碑牌は、文政三年庚辰の春、攝州眞上の光德村の與六右衛門が掘出せし、石川年足朝臣の墓碑牌と、一對の古物なり。年足の墓碑は別記にあり。合せ見るべし。

〇京都祇園町井筒屋華本、所藏烏丸光廣卿墨蹟、鳴神三絃の傳來并唱歌

玉の緒も戀草、浪月、我身沈めて逢瀨あるなら、戀にやれさ捨ばや、戀は、あだものな。

一ならさめにたちよるやども、名殘はかなしきに、まして是は淺からぬ契りあるに、さゝんせ盃のも酒を、

右光廣卿眞跡、十一行に書給へり。本書の寫し別にあり。こゝに餘紙なければ略レ之。

近來松浦檢校調とあり。鳴神三紋の略圖もあれど、こゝには寫し出さぬなり。餘紙なきをいかゞはせん。

鳴神三紋

一胴たがやさん
一海老尾に銀の半月あり
一糸卷黑たん六角
一棹の頭胴を串きたる處に花菱の金紋あり
一棹紫檀
一糸卷の穴に菊花銀
一胴文字黑漆金粉にてくゝる
一句は胴の四方へ

川邊　玉臺是　叢　戀

と書給へり。この事に付齋藤氏のうけぶみ一通あり。こゝに餘紙なければ、水馬記の後に追錄す。合せ見るべし。

著作堂

鳴神の傳〔割註〕これも卷物にして藏弃すといふ。記者の落款なし、原寄のわざたるべし。〕丹後國田邊の城主細川藤孝入道玄旨幽齋は、古今傳受の其人なり。玄旨法印より三條大納言實條も是を傳受し給ふ。誠に神國歌道傳受の印信とて、玄旨一首の和歌を奉り給ふ。

いにしへも今もかはらぬ世の中に心のたねをのこすことの葉

天子傳受ましませば、玄旨は和歌の國師なり。其藤孝の男細川忠興三齋は、茶道にこゝろをよせ、その

ほまれ、今の世まで殘れり。（中略）その息女光廣卿に嫁し給ふ、其折、鳴神と銘せし三ツの緒あり、御重寶淺からず。御部屋の戯れにとて、琴のくみに相添ふ。鳴神の事、光廣卿も聞及ばせたまふ。ある御酒宴の折から御覽遊され、則御自筆にて、玉臺是繼慕淚川と、七言一句を胴に書付給ふ。此七言の心を愚按するに、（古歌）三津瀨川たえぬ淚のうきせにもみだるゝ戀の淵ぞありける。三すぢの糸を三瀨川と見たて給ふにや、また鳴神といふ銘のこゝろは〔割註〕古歌貫之。逢ふことは雲ゐはるかに鳴神の音に聞きつゝ戀わたるかな。といふ心をとりて名づけ給ふにや。かゝるめづらしき寶器、たぐひ有べきとは覺えず。爰に御召つかひの女何某、殊に御意に入、御機嫌のあまり、ほど經て和、此器を下し給ひし、有がたくも頂戴し、祕藏することと限りなし。此事を岸本氏傳へ聞、我幼年より三ツの緒に心をよせ、此曲にふけりたのしむといへども、かゝる珍器を見きかず。何とぞ我手に入たき事と思ひよりけるに、幸ひ彼家にちなみの便りもありし故、深く是を望しかば、その心を感じけるにや。則此器を岸氏に與ふ。さるにより今此家の珍藏とはなれり。ことに此道にかなひし事と、雪月花の遊びにも出す事なく、只三の日のことぶきに試しらぶるより、常は箱に納めて重寶す。かゝる珍器をもてすること、此道のほまれ又家の面目と、予に此傳を書添よとこふ。予おもへらく、かゝるめでたき趣を、拙き筆にのべむは、なかなかならんといなめど、しひてこはるゝまゝに、かくしるすになん。

享保六辛丑年正月

著作堂云、年來京師に在留の御家臣齋藤半學が、老侯の命によりて、ある人を介として、件の三絃を借よせて、圖してまゐらせたるもの是なり。今茲天保三年夏四月、老侯の御意のよしにて、大野氏が見よとておこせしかば、この卷の餘紙に贍錄す。吾家五世家內にて絃を弄せず、素より好ぬものなれども、これも風流の餘韵といふべし。

○柳川家臣水馬の記

十二月三日より同七日迄、百里遠乗、毛附、往來二十里宛、長洲、田主丸、大淵、松崎、諸國廻り、毎朝正八ツ時出立、

高根　立花當左郎殿
栗毛長馬、　山布當太郎
宮城野　立花猪十郎
既望　小野岩三
青毛御貸馬、　立花鹿之助
青毛手馬、　山崎鐵之助
東雲　矢島重次郎
栗毛御預馬、　笠間七郎治
月毛御預馬、　山崎乙次郎
栗毛御預馬、　山布松三郎
〔割註〕十時内匠御役馬　十時志摩助
〔割註〕田島辰三郎御預馬　是達牛治
雪吹　武藤卯三郎

以上

武藩去ニ倚鎮ニ三十六里。今茲爲レ試ニ馬力一。往還七十二里。限ニ二十時一矣、其名如レ左。

立花能登源鎮清　宮城野鹿毛　立花但馬源親博　白龍月毛
山布藏人大神惟元　常磐青毛　蔣野彌十郎丹治增明　夕霧栗毛
後藤新太郎藤原種能　小鼓鹿毛　吉弘伊織助源鎮曉　白幣月毛

文化十一甲戌年三月廿一日

師、後藤市彌太藤原種房

期刻本書之通御座候處、廿日暮六時出立、廿一日夕八時一同長崎着、同夜四時長崎出立、廿二日暮六時過より五時迄追々歸着、

我藩至ニ于小倉一道程二十八里、今茲爲レ試ニ馳驅躡躞一、至ニ于此一往還五十六里、以ニ十五時一爲レ期矣。其名列ニ于左一、

立花能登源爲清　宮城野鹿毛　立花造酒源種博　白瀧月毛

由布武人大神惟元　常磐青毛　吉弘貞之進源廣明　大車鹿毛

吉弘伊織助源鑛曉　白幣月毛

時文化十三丙子年九月望

師、後藤市彌太藤原種芳

期刻本書の通御座候處、十五日曉九時出立。同晝八時小倉へ一同着。同夕七時小倉出立、翌十六日歸着左之通、

廣明鑛曉一番、十六日辰中刻歸着。種博二番巳上刻、惟元三番巳中刻、爲清四番午上刻。

夫臣人者。恭敬忠直。請レ往言レ國。莊卿大夫之職也。其奉ニ使於列國一。不レ辱ニ君命一。蓋列士之任也。其心平素存ニ於此一者。當ニ亂世一粉骨碎身。以退レ敵保レ君固也。亂思レ忠。忠不レ忘レ亂者。其操不ニ亦美一乎。文化十三丙子年秋九月日。筑後州柳川侯之臣五人。爲レ試ニ馬蹄遠路一。到ニ於我藩一。如ニ前所記一其日也。五人士連鑣而至、紅塵四起。蹄響遠轟。倏然來矣。忽焉去矣。觀者惟喫ニ了一驚一。余時聞レ之。五士皆柳藩顯家也、雖レ不レ知ニ平常志操如何一。身皆貴ニ重於其國一。遠試ニ馬蹄一。二日間往還六百里許。可レ謂ニ治不レ忘レ亂之士一也、詩曰。赳々武夫、公侯之干城。亦此輩之謂乎。魏志曰。人中有ニ呂布一。馬中有ニ赤兎一。於レ人於レ畜

得ニ其良一。過傑ニ出於世一。自レ古所レ稀。今也五士。其馬之良固可レ知矣。其人之器亦可レ美矣。柳侯而得ニ此五士一。豈得ニ士少一哉。我藩安部某者。柳侯旅亭主也。渥蒙ニ國恩一。於ニ此擧一謄ニ寫五士前所ニ標ニ示國社祠前一姓名上。以珍ニ藏於家一。一日來請ニ余題ニ數言於其紙尾一。余不レ辭ニ不敏一。因云爾。

小笠原長常跋

右小倉藩の公族大夫の由御座候、

今茲講騎者數人。議下自ニ早米來之海岸一。濟中於黑崎上。人咸以ニ兩岸曠遠。風濤暴起。且潮汐之所ニ劃盪激渦一危レ之。是時師後藤翁。疾未レ痊。恐ニ其有ニ敗失一。使ニ壽勝春樹督ニ護其事一。先レ是先師今村川流翁。欲レ濟ニ此水一久矣。以ニ人馬之未レ慣ニ於大水一輟。其後徧閱ニ境內巨川長流一。未ニ嘗有ニ敗失一。故後藤翁及壽勝春樹。亦欲レ終ニ先師遺志一。迺贊ニ成其事一云。於レ是騎者刻日抵ニ其海濱一。督護二人。與ニ同志十許人一。艤ニ船于薙刀洲一。官使下ニ十時惟和一。率ニ艨艟數艘一臨上レ之。且日天晴海穩。督護在レ船。鳴レ鼓吹レ螺。以壯ニ其勢一。觀者滿レ岸。六騎迺銜レ潮縱レ馬。競レ先而進レ船。悉從レ之。既而先後登ニ黑崎之岸一。水程三里許。〔割註〕以ニ我邦三十六町一爲ニ一里一。其頃刻一時餘矣。唯四個所長景。馬屠董レ不レ能レ到ニ黑崎一。就ニ近于高洲一云。先レ是吾輩禱ニ神祠一。禱ニ襄其事一也。騎者。

立花能登源爲清　宮城野鹿毛　　立花造酒源種博　游龍栗毛
立花虎之助源種備　既望月毛　　吉弘貞之進源廣明　曙鹿毛
四箇所七兵衛藤原長景　白瀧月毛　　今村鐵之助藤原備堅　大車鹿毛

督護、立花內膳源壽椿、大村主馬多々良春樹、
師、後藤市彌太藤原種芳、

時文化十四丁丑年八月既望

朝五時ニ同乘込、四時過左之通追々乘上、
一番種博、二番爲清、半里程後れ、三番備堅、十町程後れ、四番種備、廣明、二町程後れ、二騎一同、

立花侯藩中吉弘貞之進、遠乘水馬好にて、右毛附御南樣御慰に入二御覽一度、同藩西京新左衛門備請、小購方迄差越候書付寫也。

于時文政二己卯三月二日

〇鳴神三絃圖添狀

三月廿日付の貴書相達拜見仕候。薄暑之砌御座候得共、愈御安泰被レ成二御勤一、珍重の御儀奉レ存候。然ば花街祇園町井筒屋甚本之珍藏、三味線銘鳴神の儀、承り候樣蒙レ仰奉レ畏、早速承り候處、存外襲藏仕候て、正月三日計床之飾り、平常は土藏より取出候事も迷惑がり候由、依レ之私宅近邊雙林寺中西阿彌月峯と申し、幸ひ右井筒の亭主何が相談相手の由にて、入魂の旨承り候間、若相讓呉候儀は、相成間敷やの旨、極内々にて月峯へ承試候處、決て右鑑の儀は難レ仕由、右申上候通爲レ見候事も、平常は斷候程の儀に御座候へば、迚も相談難二相成一、甚殘念に御座候。併何卒見及候て、せめては書寫仕候て成共、奉レ備二御覽一度、右月峯へ段々相賴、漸半日計同人方迄借受、私懇意の畫工召連、大凡畫寫爲レ仕、奉レ入二御覽一候。至て眞韶圖の儀は、甚て御免奉レ願候。則鳴神の銘も爲レ寫申候。文面格別にても無二御座一候樣相見、尤筆者名も無レ之、只年號計に御座候。享保之比之容にて、少々風流にても有し者に、相賴候事と相見申候。三味線者唐山樣の袋に入、二重三重の箱に入、至て大切に仕御座候。成程殊勝に相見申候。奉書一枚に光廣卿の御歌書、見事に御座候。是は掛物に仕有レ之候。三味線蒔繪にて、玉臺云々の由、字者別紙圖の如にて、古雅なる御書體にて、圖之通りに御座候。

一、井筒之家に實に仕候品は、鳴神の三味線、嵐山の形御座候盆山之主石、伽羅の枕、〔割註〕此枕は當時紛失の由にて御座候。右三品、嵐山之主石、外より讓受度旨、段々所望の者御座候得共、襲藏仕候趣に承り候。

一、右鳴神者、所緣有レ之者彈候得ば、よき音を出し、無緣の者は音不レ出候由に申傳候。且井筒にて、

初音と申三味線も所持仕候由、右鳴神之縁に依て、音を出し候に付、初音と名付候由、此趣意を以、歌舞伎に仕候狐忠信の芝居の濫觴の說御座候由に承り候。

一、此度差上候摺物は、近來松浦檢校玉の臺の手を付、鳴神之三味線にて、於二圓山瑞寮一歌開仕、今以玉の臺は傳授物に相成有レ之候。

右之通に御座候。何分譲り候儀不レ仕、殘念に奉レ存候。早速御請可二申上一處云々。〔割註〕下略、壬辰四月廿七日齋藤氏受ぶみ。」

○文政八年乙酉の冬十二月六日、松前老侯、寒中遠騎の馬蹄を試みんとて、近頃君前より呼よせられたる牧士久保田松五郎に命ぜられ、限るに五ケ日をもつてして、遠く鎌倉へつかはし給ふ。其馬一ならず。十二月六日を初として、初日は篷船、〔割註〕馬名也、下皆效レ之。」七日は千歲、八日は小天狗、九日は龍卷、十日は化物尺、この五ケ日、下谷千東村龍泉寺町抱屋敷より、鎌倉鶴ケ岡八幡宮社頭迄、統計一百七十四里半八町なり。〔割註〕但三十六町一里。」

今曉七ツ時前、下谷千東村龍泉寺町抱屋敷出馬、寒中馬蹄を試み候爲、遠乘被二申付一參詣仕候。

乘馬小金印西牧靑、駁馬の名　　篷　船

十二月六日　　松前家中　久保田松五郎

右之書面、鎌倉鶴岡社人之差出候處、則刻限付被二相渡一、

御遠馬刻附

鎌倉鶴ケ岡御社へ、四ツ四分に御到着、

文政八酉年十二月六日　　社番　大久保釆女印

松前樣御代參中樣

右刻附請取、千東村抱屋敷え夜五半時歸着。

二日目

十二月七日、今曉七時前出馬、〔割註〕文言右におなじ。〔鶴岡神社え四半時到着。〔割註〕社番刻附文言右におなじ、以下皆略レ之。〕馬の名千歳、〔割註〕但馬足痛み候に付、過半牽レ之、故に遅刻なり。〕今夜四時歸着。〕

三日目

十二月八日、今曉七時前龍泉寺抱屋敷出馬、鎌倉鶴岡神社え四ツ四分到着。〔割註〕夜五時二分歸着。〕馬の名小天狗、〔割註〕千金中野牧燒印千鳥。〕

今朝四時頃より雪ふりて、亭午より霽たり。しかれ共鎌倉は積雪凡一寸餘に及びしといふ。江戸は薄雪にて、忽消たり。

四日目

十二月九日曉七時前、龍泉寺抱屋敷出馬、鎌倉鶴岡社頭え朝五時三分到着。〔割註〕夜六時二分歸着。〕馬の名龍巻、中野牧、栗毛、燒印千鳥、

社番大久保釆女相渡し候刻付書付、書面五時三分の處へ目印をおしたり。尤遅速なるを賞する心なるべし。

五日目

十二月十日、今曉七ツ時前龍泉寺町抱屋敷出馬。

下谷千束村龍泉寺町抱屋敷より出馬、寒中五ヶ日依二心願之儀一、私一人にて馬五疋乗替、日々御當社え參拜仕。今日にて滿願無レ滯相濟候者也。

十二月十日　　松前家中　久保田松五郎

今日の乘馬佐倉矢作牧、燒印矢羽栗毛、先年も御當社え兩度致₌遠馬₋候馬也。當今は馬の名化物尺と被レ付候。

右書面、社人え差出し候。刻附被₌相渡₋。

御遠馬刻附

鎌倉鶴ケ岡御宮え、五ツ時八分御到着。

文政八乙酉年十二月十日快晴　社番　大久保釆女印

右刻限付請₌取之₋、千束抱屋敷え夜五時歸着。

鎌倉にても寒中五ケ日打つゞき、一人にて參詣の趣、未曾有の事成とて、社人等皆感嘆せしとなり。

馬蹄甲乙

五日目、第一龍　卷、〔割註〕朝五時三分鎌倉え到着。夜六時二分千束村え歸着。」

四日目、第二化物尺、〔割註〕朝五時八分鎌倉え到着。夜五時歸着。」

三日目、第三小天狗、〔割註〕四時四分鎌倉え到着。夜五時二分歸着。

初日目、第四筏　船、〔割註〕四ツ時四分鎌倉え到着。夜五半時歸着。」

「二日目、第五千　歳、〔割註〕四ツ半時鎌倉え到着。夜四時に到着。」

此馬、足痛候により、如レ此遲刻といふ。

乙酉十二月十日、老侯太田九吉を以、この一冊を予に見せしめ給ひ、兎園社友へも披露せられんことをほりし給ふと聞えしかば、十二月朔日の兎園會の各編追加として、翌十一日朝、輪池翁に巡廻、それより社友なごりなくめぐらせしもの丶、同文言を省略して寫しとゞめつ。

丙戌春正月　著作堂主人

○鬍の侍

當春〔割註〕天保三壬辰年。以來、大坂御藏同心の由にて、先年より狂氣に相成、當時隱居仕居候。髷の侍と名を付、髷の太さ其頭よりも大きく、紫の紐を以、額にて髷先をくゝり、其紐を冠抔の緒の如に腮へかけむすび、總を下げ、衣類帶刀抔立派に仕、市中を往來仕候由、大評判に御座候。別て人立の場所え罷越、人のほめ候を悅び、追々髷にそへを入、大きく仕候儀に御座候。追て名高く相成、芝居抔にても仕、大評判に御座候。餘り名高く成候故、其頭より他出を被㆑止候と承り候。是等は餘り無形にて、趣向おかしく御座候故、書添申候。先前書の趣奉㆓申上㆒度、猶御取繕被㆓成下㆒宜被㆓仰上㆒可㆑被㆑下候。恐惶謹言。

四月廿七日

兎園小說別集　中卷

○けんどん名義

文政八年乙酉三月十三日耽奇會

大名慳貪之圖〔割註〕圖載于漫錄中後篇第二三」文寶堂携

慳貪蕎麥、また俗に大名慳貪ともいへり。そも大名と呼し由は、諸侯がたの紋をかず〳〵繪がけるをもつて也けり。此後世に傳りてあだしくさ〴〵の繪樣をゑがきても、猶その名は殘りし也。今こゝに載するもの、紋をゑがけるは、大名とよべる稱への起原をも見るべく、いとおもしろく又類ひあるまじきもの也。おもふに寸錦雜綴に蕎麥器あり。野子今時集に、拆數をのせたり。此會、已に寫山樓珍藏の汁子を錄せり。今文寶堂の此器を併せ見る時は、當時けんどんの器のその珍きをしるに足れり。

再案に、寸錦雜綴に、今の灰水接のたぐひにや。孔方一錢目にかゆるといへり。

北峰記

右は漫錄中けんどんの器の圖上に、予が贅する所にして、本日席上にて諸君に大名の名義はいかに解し給へるといひしに、後江ぬしの曰て大名もくふべきほど美味なりと云ふ意なるよし。問給ふといはれしのみにて、誰何と云こともなかりければ、右の說を予いひしに、後江ぬしのいとよろこび給ひて、大名の名義、初めて發明せりとぞのたまひし。さて又、鶴池翁のけんどんと云名義はいかにと問はれしかば、けんどんは慳貪の意にて、もり切にてあきなふ故に、そのあつかいの慳貪なりといふよしにてしか名づけし也。けんどん奈良ちや、けんどん野良等の名ありと答へしに、翁、頭を掉て否しからず。ある書に見頓とかける是なり。頓は食の義にて、行がゝりに買ひ食するよしの名也との給へりしが、予猶その意を論

辨せんことをおもひたれども、晴記の尖あらんも誤りがたく默して止みぬ。その漫錄の巡廻せし時、曲亭、かのけんどん名義を弁じて附られし。

北峰逸人美成記

瀧澤氏批考

大名けんどんは蕎麥切のみならで、多くは饂飩なりしにやとおもふよしあり。亡友醒々、年ごろ大名けんどんのうつはものを秘藏して、印箱にしけるあり。そのうつは物は、今の世、店屋にて饂飩をもる物に似たり。醒々歿後、京山へ傳へて、今もかの家にあるべし。さて又、けんどん慳貪なるよし、又見頓なる由、さきの夜、兩先醒の異說をかたへ聞することを得たり。退てひそかに思ふに、當時あきなひざきの慳貪なりとて、買人はさいふとも、賣る人のしか唱ふべくもあらず。又麪類ならでも、食物にけんどんの名を負せしは、當時けんどんの流行に從ひしものにて、餅まれ。菓子まれ。蕎麥うどんのごとく箱に入れて、所々持出せしをけんどんといひし也。又見頓と物に書たるは、そは記者の心よりえらみ出せし文字にはあらずや。なべてしか書たらんとも定めがたしも、坊間の書物に頓の字の義などをよく穿鑿して、唱はじむべくもあらねば也。しからばけんどんは、むかしも今も卷飩なるを、物には慳貪とも、又見頓とも書たるにはあらぬか、雅俗の用心、今はたかゝること多かり。されば卷飩は箱によりての名にして、大名は名によりて箱に書きしものなるべし。予が總角なりし頃までは、蕎麥屋の障子に、けんどんと書たるもありしを見たり。けんどんは箱に入て所々へ指出すの義にて、見世賣のみなるを手打といひしに、今はなべてもち出す事になりぬ。さて卷飩といふよしは、およそ麪類屋にて所々へ持出すうどん蕎麥切の箱は、其かたち、本箱に似たり。よつて書卷の卷の字をかけて卷飩といひし也。今も蕎麥うんどんのぶつかけと云ものに、乾海苔をふりかけたるを花まきといふ。此卷の字も、卷飩の爲なるべし。且むかしはそば切よりうどんを好むもの多かり。予がをさなかりし頃迄も、店屋より麪類を取よする時は、必饂飩かそば歟と、その人々の好みを問れしに、今は饂飩をこのむものゝ稀なれば、さることもなくなりぬ。

どうけ百人一首といふものに「あし引の山屋のうどん汁もよしながく\しきをひとりすゝらん」とよめり。これ昔は饂飩屋にて蕎麥をかねひさぎしといふ一老人の話なり。かゝれば大名けんどんも、饂飩を旨とせしにやとおもふなり。抑此あげつらひは、三聖の醋を嘗たりといふ譬には似るべくもあらざめれど、わきてえうなきくさはひも、耽奇の上にはゆるすべきか。とばかりにして二百歳の翁にあふてたゞさずば、誰かよくこの當否を定めん。果は諸君子のわらひぐさにせられん外はあらずかし。

けんどんは、今いふ出まへの事にて、所々へ持出るの義なり。

大名けんどんと唱へしも、必有之箱の繪より其名を得たりとも一定しがたし。これも愚意なきにあらねど、いわゆる山屋のうどんなればもらしつ。よく諸君の評判記をきゝたるうへにて、二のかはりを出すべし。

○山崎けんどん批考問辨

けんどんは蕎麥切のみならず。多くは饂飩なる由記されて、どうけ百人一首の山やうどんの狂歌を引用し。猶老人の話を證し給へど、延寶九年の印本都風俗鑑一卷、都遊興ぞめ記の品々をいへる條に、或は蕎麥切によせて、彼山州がけんどん也とかこち、三官餡にたとへては、風味一流かわりものじやと嬉しがりと見えたり。これ其かみ、饂飩のみ、多くは蕎麥切といふまじきものをや。同じころの假名草紙に、けんどんそばは多かれど、けんどん饂飩といふ名目は見ず。按饂飩は、昔は多くは桶にて箱にはまれ也。そのよし委しくは友人柳亭子の考(割註)この考、載て還魂紙料にあり。)あればこゝにいはず。其器、今の世、店屋にてうんどんをもる物に似たりとあれど、昔を以て今の沿革は證すべし。今の器が昔の證になるものかは。其證は鮓も今は專ら箱につけることなれど、昔は桶にのみつけたり。さて其古畫に、吉野の鮓桶の出しことあり。收めて漫錄中に有り。古製を見るに足れり。亦饂飩と同く一轍といふべし。又けんどんの文字見飩とあるは、假字なることは論をまたず。卷飩も予はうべなはず。且今の出まへのことに

て、箱に入て持出すの義とせられたれど、そば、うんどん、茶漬迄は、その名も叶へど、又都風俗鑑巻三、傖俗野郎にうちこむことの條に、はやるにまかせ、だちんの高下ありて、あるは大夫といひ、陰黨と名付、慳貪野郎といふが侍りとあるは何とかいはん。これも俗に云提重とか異名する、かくしものゝ類ひとせんか。予は今の切見せ女郎といへる如く、一と切りにうるものゆへ、いかにも情なく、慳貪のあつかひ也といふ意なるべしと思はるゝは非なりや。されば先きの夜いひしごとく、蕎麥茶漬ももり切にて、慳貪のあつかひなる意に同じかるべし。當時あきなひごとの慳貪也とて、買人はさいふとも、うる人の唱ふべく、もあらずといわれしは、一とわたり理はしかなれど、鄙俗の常言に異名の名目となれる少からず。十月十九日の夜、傳馬町に立つ市を、くされ市と云、是も買人の、かゝる名は負せしなるべけれど、今はうる人も、こよひはくされ市にあきなひに行べしなどいへるが如し。かゝる事移へ出ては猶あきたあるべし。まてのたまへることとなれど、二百歳の翁あらば、この當否は定めてんともいはれず。今の世のことの今しれざるものいと多かり。いづれにもあれ、これらはわきてえうなきことの如く、なれど、小事も必らず名を正すは、聖門の皆とする所にして、後學のものゝゆるかせにすべからず。且つ予は莫逆の友と思へばこそ、かゝるよしなきながごともいへ、ゆめなじるにはあらず。疑質すは學者の常とする事にて、切瑳が朋友の道ならずや。心置なく示し給ひね。猶心にかゝることのあらば、又も問ひ侍るべし。

乙酉孟夏朔

二州橋約言　瀧澤氏

この處、わづかに所爲のまゝにて、拙者かたに御本無レ之候間、御熟覽後御失ひなく御返し可レ被レ下候。但し御再報のため、御寫し留被レ成候事は、御勝手次第と奉レ存候。卯月十三日、尚々過日御問難の一通は、熟覽の後、遣し候樣御申に付、今日この書に添て致二返璧一候。

卷軸はじめ其箱によりて名を得たり。今の世に至りても、箱の上下に溝をつくりて、其蓋をさすもの

をなべて卷飩蓋と云。けんどんは箱のかたち、恰もよく書籍に似たり。かくて出し納の勝を書卷に擬して卷飩と名づく。此名目甚妙也。しかれ共當時の諸人、只けんどんの名を知りて、其字義を知るもの稀也。譬ば今おこそ頭巾の名義をしらず。流行詞の由來をすら、よくしるもの丶稀なるが如し。か丶る故にや卷飩も、印本にすら正字をしるさず。多くはみな只假名にて書たり。たま／＼眞名にかく者は、見頓に作るもあり。又慳貪にかよはして、地口の如く唱へたるあり。是より名義紛紊して後人を惑しむ。予が今かさねてこの書を綴るも、職としてこれに由れり。蓋孔子の聖ならざれば、肅愼氏の矢を識ることかたく、竇攸終軍の博ならざれば、豹鼠を認り(ママ)易からず。古來博識達觀のよく物を辨じたる、今さら畢て數ふべけんや。獨予が如きは小知庸才、此辨論をつくるに及で、數萬言に至迄纏々として、猶人の厭せざらん事を恐る丶のみ。嗚呼談何ぞ容易ならん。悵然として大息し、又自笑して燈下に識す。

△けんどん考釋詰

予嚮に謬て耽奇冊子に附られし、慳貪蕎麥の說を否して、更に卷飩考一篇を添しより、ゆくりなく足下の怒りにあたり。この故に足下又、予が說を詰りて、數條を引て質問せらる。言の當否はとまれかくまれ。予は壯年より老驕不爭の言を甘なひて、人と爭ふ事を好まず。一時漫戲の筆記なる者を懸念して、又何をか云べき。即この故をもて擱筆たれ共免されず。猶其答を聞んといはる。答るとき罪をまさん。又答へずば誣たりとせられん。悔といへ共駟も又及ばず。實に已ことを得ざるの義也。よりて又、其次第を追て答侍る事左の如し。嗚呼信言は必美ならず。美言は必信ならず。予が言の美ならぬも信なる事は必信なり。みづから熟讀再思して海容せられば幸ひならん。

詰に云、けんどんは蕎麥切のみならず云々。

釋て云、けんどんは蕎麥切のみならず。多くは饂飩なりしよしは、けんどんのどんは、即饂飩の飩の字なるにてもしらる。さてそば切も一碗の價下直なるものはさら也。持出し出まへなるものを、けんどんそ

ばといへる也。其證は延寶四年の印本江戸惣鹿子巻八、諸商人の部に、饂飩そば粉、神明前淨雲、淺草ひうたんやと有。此饂飩はうどん粉にて、粉なやにて賣にやとおもひしに、元祿五年の印本萬買物調寶記に、江戸にてそうめんやほり江町通り、同籠そうめん云々。同めん類や神明前淨雲、淺草ひやうたんや、日本橋北西中通り、芝金杉橋通り、新材木町南通りとあるを見れば、惣鹿子に所レ云饂飩は粉にあらず。乾うどん、蒸うどんを賣る麵類やにて、そばこを兼ひさぎし也。是より猶まさしき證あり。そは又下にいはん。又惣鹿子の商人の部に、見頓や堺町市川や、中橋おが町桐やと有て、又其次に同提重堀江町若なや、本町新橋出雲町とあり。此見頓やとしるせしは則卷飩やにて、一碗の價を二六か二八に鬻ぎしものゝ、殊に名有る店なるべし。又は次なるけんどん提重といへるは、大名卷飩の事也。後世隱賣女に提重と唱る者あるも、其名目、けんどん提重より起りて、賣女の持出し出前を旨とするより名付し也。又同書並に買物調寶記ともに、饂飩そうめんは載たれども、そば切をのみ賣る店を載ざりしは、當時そば一色の名店なかりし證也。只これのみならず。天和三年の寫本紫の一もと下巻に、所々の名物をつらねし條下に、池の端のおりさすの煎餅、芝の三官飴は唐飴也。飯田町の壺屋がうどんを出し候とあれ共、そば切の事なし。是にても當時はうどんを好むものゝ多きにより、うどんの名店多く、汲うどんやにて、そば切を兼ひさぎしとはしられたり。纔の間ながら元祿のなかばより寶永に至りては、そは切にも名店いで來りし也。そは當時風俗を書たる草紙にてしらるゝ也。さばれ是より猶後なる二代目市川團十郎〔割註〕柏莚事也。が、はじめてしたりといふ助六の歌舞伎狂言は、正德三年の夏四月、木挽町なる山村座にての事也。此狂言に助六がくはんぺら門兵衛の頭にうちかくるものは饂飩なり。是も今の世に初てする狂言ならば、必ずぶつかけそばなるべし。然をうどんにて今も此狂言に、その形を追ふてすなるは、此時迄も猶うどんを好みし人の多く、鬻ぐ店も亦多かりしによりて也。又昔のうどんは桶にて箱は稀也といはるゝも、往に照するの奇なるべし。はじめうどん桶を用ひしも、けんどん提重と云ものゝ行れしより、

途に其桶はすさめられし也。よしや其後迄も桶に入て商ふ店有とても、是を買ふ人、そがまゝ桶に箸を入て食る物かは。わかち盛には其器の必別に有べき也。又鮓も昔は桶なりしを、今は箱なるをもて、うどんと同一轍と云べしとあるはいかにぞや。昔の鮓は今の鮓と同じからず。其製作はやきも二三旬、おそきは兩三月よく漬ならして、後に飯をあらひ落して切てくらへり。かゝれば是を漬るは桶ならでは宜しからずとす。今の鮓は其日につけて、その日に賣つくして、其日に食ふものなれば、箱のかたを便利とす。こゝを以て鮓は製作調理に今昔の差別あり。うどんはさる差別なし。昔の饂飩も今のうどんも、製作調理相同じ。いかでか同一轍とすべきものならんや。彼古人由東暁が嘲弄せし大名けんどんのうつわものゝ、今の世の店屋にうどんをもる物に似たりといひしは、饂飩の製作調理の今昔相同じきによれる也。されば物によりて今と昔といたう異なる者あり。鮓のたぐひ是也。昔と今と相同からぬ有。うどんそば切の類是也。且うどんの桶も箱も並に外盒也。そを盛るものは鮓を器に引くらぶべくも非ず。且そば切の器物は、予が小兒の頃は皿也。今は多くは平をも用ひ、小蒸籠又井鉢をも用れど、うどんのみ其うつはもの小箱の如くにしたるものにて、一と度もうつりかはらず。凡十年來同じ物也。予かしらおろしし已前、何れの世にかはじまりけん。大名けんどんの行れし頃より、今の如くなりしもしるべからず。又けんどんを物には見頓屋と書たるはあれども、慳貪屋と書たるものをいまだ見ず。只倹飩と慳貪と同音なるにより、慳貪にかけて慳貪と書たるは、何れとも「そは歌、連歌のいひかけにひとしき言葉也」まさしく慳貪屋と云たるものなければ、證としがたし。かゝれば見飩也といへるも猶よりどころあり。慳貪也とせらるゝは、假を見て眞となすにあらずや。後の物ながら深川珍者集「割註」寶永五年の寫本に。「巻飩と書たるぞ正字には有ける。又けんどんそばといふはあれど、けんどんうどんといふ名目を見ずといはるゝは匆卒の義にて、けんどんのどんは則うどんの飩なるにより、けんどんといへば、うどんの義其中にこもれり。夫を猶けんどんうどんといへば重句になる也。この故にそば切のみに、けんどんそばと唱へ

て、うどんにはしかとなへず。けんどんにて通ずれば也。又按るに、けんどんは昔京大坂の市中に其店やなし。萬買物調寶記いろは分け、けの字の下にも、〔割註〕江戸の分。」けんどんや、堺町市川や、同〔割註〕中橋おが町。」桐や、同堀江町わかなや、同さげちう本町、同新橋出雲町とみえたり。かゝれば都風俗鑑に、當時江戸流行の蕎飩をおもひよせて、彼山州がけんどんなりとかこち云々と云るのみ。是その某妓の慳貪に蕎飩をかけたる言葉なれば、證とすべきものにあらず。そば切によせたるは、昔也とてそば切のなきにあらず。既にけんどんそばの名目あればなり。

江戸鑑元祿二印本、江戸名物くらべ延寶三印本、日本橋通りうどんや三軒有。南北江府中の條、日本橋北西中通の數町を載して、此町筋諸職賣物大概云々、其内にうんどんやとあり。新材木町南通り云々うどんや、芝金杉橋通りうどんや、淺草はし通りうどんや、

已上總て斷所々にうどんやはあれども、そばやはかつてなし。又同書諸師遊げいの部に、

饂飩こそば中町前濱屋、淺草ひやうたんやとあり。

能素麺

湯しま天神前のみ有て店なし。又同書に、

見頓屋

堺町市川や、中はしおが町きりや、

同提重

堀江町若なや、本町新はし出雲町とありて店名なし、

両国田川すゞみの條下にあり。後に載せて、

食けんどん

金龍山品川やまだかや、同所かりがねや、目黒云々、

世話盡明曆二年板〔割註〕土佐皆虛著。」卷三付詞寄の內、延に素麵產日、田舍は草木提しは等載たれども、そば切なし。今の世なれば必ずかゝるならむ。當時未だそば切の行はれざるにや、元祿二年より三十四年前也。

又江戶鑑七の一、諸職名匠諸商人の部に、見顔や、同堀重、手打そば切、食見顔とあり。

紫の一本〔割註〕天和三成。」吉原のけんどん河岸は考文中にあり。其他、下卷に冷水、冷麥、瓜、そば切あせと云もあり云々。

兩國川すゞみの條下、

又淺草の茶やにて酒肴を出したる文に、飯田町のつばきやうどん云々、是は下うどんなるべし。但しむしうどんか。

八十翁昔話、〔割註〕寬延年間成。」近年は膳前に吸物酒肴出す。そは切振舞以て出す云々。是新製流行の時なるべし。

同書に、けんどんを前に云如く、一両瓜は下々の喰事也云々。條下、近來はけつこうなる座しきへ出るとて、大名けんどんといふ有り云々。

詰に云、又けんどんの文字見顔とあるは、假字なることは言をまたず云々。

釋て云、見顔卷飩等の辨は、既に再び前條に述たれば更にはいはず。但都風俗鑑に慳貪野郎とあるをも、一と切の無情慳貪の意とせらるれど、そは甚しき誤也。大名けんどんを、けんどん提重とも云をもて解すべし。上の慳貪は假字也。抑當時京攝の戲作者西鶴文流一風のともがら、江戶の事を書たるには傳聞の誤りあれば、すべては證としがたき事あり。されば卷飩慳貪同音なれば、相かけて唱んには俗むべきにあらね共、大約祇園島の內なる色里、お山より白人より囃子等に至る迄、一座の花に定め有て、切り

うりならぬものはなし。一ト切づゝにうる故に、無情慳貪の意也とせば、彼等もなべて慳貪と云べし。かゝればけんどん野郎といひしは、提重蔭馬といひしにひとしく、寺方抔へ赴て色を鬻ぎしものにやあらん。然れども流行詞は轉ずる事もをかれば、物によりて慳貪の心をもて慳貪の意をもて、木ノマ、呼ぶは地口にちかし。それは凡て轉語なれば、巻飩の義にはいよ／＼遠かり。かゝる類は京攝の戯作を引く迄もなく、紫の一もと上卷、三谷の條下に、吉原の事をしるして、右のかた江戸町揚屋町京町といふ。けんどん河岸と云も有。角町と揚町のうちを羅生門と云と見へたり。けんどん河岸は、並つぼねの事にして、享保元文中の細見記の値段付に、二匁の如くしるしたる、一ト切無情慳貪なる意を以て名づけたりといはれん。愚按は亦さにあらず。當時つぼね見世の異名を四寸三寸といへり。今は是を四六といふ。又並つぼねを一寸といへり。又品川にては貳百文の飯盛を鐵橋と異名せり。是皆其價によりて異名を得たり。是等の例を思ひ合するに、けんどん河岸の名は、彼けんどん提重の一箱を一人前として、其價百文づゝにひさぐに擬して、一ト切り價百文づゝなる遊女どものつぼねなれば、是をけんどん河岸と異名したらんとおもふ也。是轉語也。かゝればけんどんは其初持出しを旨とせしより、其箱によりて唱へ始しものなれ共、夫よりて轉じて、其價廉にして巻飩に等しきもの、或は大名けんどんに擬して、うつは物綺麗に、一人前の價百文なるものをも、けんどんめしと唱へしも有べし。是より切り無情慳貪抔いふ義によりて、今の一膳飯並飯の類、馬かた、駕かき、ぼて、ふりの商人等が、をり／＼食ふ物ならば、萬買物調寶記其餘の書にも、江戸名物の部にのせて、けんどん飯金龍山、同めぐろ、同品川おもだかや、同かり金や抔しるし出すべくもあらずかし。されば昔々物語卷下にも、饂飩蕎麥切、昔は町中に持たるを稀々喰ふ事に非ず。寛文の頃けんどんそば切と云物を拵出し、中略、近年歴々の衆も喰ふ。結構なる座敷へ上る迚、大名けんどん抔と云て、拵出すといへるをも合せ考ふべし。けんどんは慳貪の意にあらず。又大名といへるは其箱の蒔繪模樣より名付たるにあらず。貴人の口にも入ると云意にて、大名けんどんと云しよ

り、後には諸侯の船じるしさへつけたる也。こゝにけんどんそば切といへるは、持出しのうどんそば切と云に同じ。いはでもしれたることながら、同書にけんどんそば切といふ物を拵出しとあるにて、けんどんといふ名目は、賣るものより名付始めしこと分明也。これら皆慳貪の意にあらざるの明證とすべし。さてまた予が買ふ人は慳貪といふとも、賣人のしか唱ふべくもあらずといひしを詰りて、十月十九日の夜、傳馬町にてたつ市を、くさされ市と云をもて證とせらるれど、こは昔の事をもて、今の消當は違ふべし。今の器をもてむかしの事の證とはしがたしといはれしに齟齬せり。これも又、今をもて昔の證とするにあらずや。且かの傳馬町なる市をくさされ市といふことは、昔より唱へ來れるものにて、今の人の唱へ始めしにあらず。この故に今の世、かの市に出るあき人も、くさされ市といへる也。この市もし、今の世に始まりたらんには、縦不景氣なりともあきなふもの、みづから、くされ市と唱ふべくもあらず。わが頭揺衛の赤松圓鶯、毎にその祖を罵りしと聞り。是かの人の祖なりといへども、則祐滿祐等は十數世のかみの人なる故に罵りもせず。その祖父その親の不義ありとても、人の面前にて罵るものはあらずかし。かのくされ市もこの如し。市は數十人の市にして、其身一人の商ふにあらず。且むかしより異名せられし事なれば、人のくされ市といふをも氣にかけず。みづからも戯れには、くされ市といふこともあらん。もし一家一人のうへをもて、汝が店はくされ店也、汝がしる物はくされしる物也といはゞ、誰か腹たゝざらざるものあらんや。然るをみづから、われらが店はくされ店也、われらがしる物は、くされしる物也といふて、あきなふものはいよいよなし。是人情のおのづからしかるところにして、この人情によく渉るを學のはたらきといふべし。かゝればけんどんが慳貪ならば、當時買ふものゝ云ふ共、賣るものはしか唱ふべくもあらずといひしは、これ人情のしかる所にして、昔より異名せられしくされ市を、今の世、その市に出るあき人の云々と唱ふると、日を同して語るべからず。もしけんどんは盛り切り無情慳貪の義にて、唱はじめたらんには、當時物鹿子其他の書に、けんどんやとしるして板せしとき、其けんどんやは必然

りて、其板を削らするにも至るべし。しかるにかゝる事は、露計りも聞えずして、その書の今世まで傳はれば、もり切無情慳貪の義をもて唱ざりしによれり。寛政中ある人の作りし猫じやらしといふ小冊は、兩國むかひなる金猫とかいひし賣女の事を書るもの也。其書出板の頃、かの賣女等、猫とかゝれしを恨み怒りて、かれこれと障りたるよしを聞にき。又おなじ頃、ある年の天王祭りに、小傳馬町にて數多出せし地口行燈のうちに、大雨車力を流すといふ地口有しを、其わたりなる車力ども、いたく怒りて、其行燈を出せし店を破却せし事ありき。かゝればけんどんか賣にもり切慳貪の意にて唱たらんには、其けんどんやたるもの、誰かうれしとおもふべき。板せらるゝに及びては、さはりをいひたつべきぞかし。しかれども昔より唱へ來て、今の世に至らばさまでいかる事はあるべからず。是くされ市に相似たり。遐邇人情の差別なれども、今の世はとまれかくまれ。昔かのけんどん屋の障りをいひし事なきにても、予は慳貪扱ひより名付しといふ書を取らず。からのみいはゞ、さればこそ印本には慳貪の字をはゞかりて、わざと見頓屋と書たりなど云說もいで來つべし。見頓はともかくも、印本に多くは假名にてけんどんやと書たり。このけんどんは慳飩にも慳貪にもかよへば、慳貪の事ならずと言いひわけは立がたかるべし。大名けんどんに大名の字を憚りて、けんどん提重と云たる例もて、けんどんもし慳貪の義ならば、印本には遠慮して慳飩とも、そば切ともかくべき事也。これらの唱に遠慮せず。又聊も障りなかりしは、慳貪扱ひなる意に依て、名づけし事にあらぬなるべし。

詰に云、よこの玉へる事なれど、二百歳の翁あらば云々。

釋て云、二百歳の翁ならずは、此當否は定めがたからんと書しるせしを、まことゝして云々といわるゝは、足下には似げなからずや。縱二百歳の翁あり共、此事の當否を知れりと定がたき事、足下の詰をまたずして誰もしかおもふべし。然るに予が當否を老仙に託せしば、經驗すべきよしもなき往昔市店の事なれば、予が說を當れりと慥には猶いはで、みづから必勝の地にをらざりし。これ謙遜のにげ道にて、

足下の鼻を挫がんとて、せし業ならぬをあらはす也。只誰（惟カ）のみならず。彼已に於ては足下をしも、輪翁と推並て先醒と稱したり。是又其說を吝すれ共、足下を以て拙しとせず。公道人情両つながらうしなはじとてのわざ也。しかれ共日頃に於て足下を先生と稱せざるは、是又故ある事ぞかし。予が人を稱呼することと、譬ば階級あるが如し。いかにとなれば儒學國學詩歌書畫の類、これによりて俸祿をうくる人、是によりて口を欄（マヽ）ひ妻子を養へば、俗に云黑人也。こゝをもて其學の淺深と技の巧拙にかゝはらず。往來の書牘に於てなべて先生と稱する也。これ敢諂ふに非ず。凡門戶を張徒弟を集め、學術技藝をもて世を渡る人々は、只外飾を旨とする物なれば、往來書牘の端に迄、心を其人の爲に用ひて、外聞よかれと思へば也。此他博學多聞能書好畫の人といふとも、是によりて俸祿をうけず。是をもて活業とせざるものは、俗にいふ素人也。此故に予はなべて是を先生とせず。これを先生と稱せずといへ共、其人自ら生業あり。人の敬不敬によりて、外聞損益に拘る者ならねば也。しかれ共官祿有人においては、是を大人と稱し、或は德行或は黃耇の老人家は、文墨をもて業とせざる者といへ共、是を大人と稱敬し、先生と稱することと稀にあり。又予がごときものをも、人謬て書牘に先生と稱するものあれば、予も亦、必其人を先生とす。是其敬をかへすの義也。予が用心すべてかくの如し。然るに予がけんどんの評已においては、足下を稱して先醒とす。これ他なし。偏に足下の說を拙しとせざるの意をあかす也。されば足下にはよくおもはずや。予を貶して子と稱せり。其往來回報、今の禮節をもて見れば、さながら儕弟の如し。などてみづから尊大なることかくの如くなるや。是しかしながら、我が薄德の致す所、足下の故にはあらずかし。とにも角にも、わが心の通ぜざるを歎くのあまり、言のこゝに及べるのみ。抑又二百歲の後はさら也。今の世の事の今しれぬこと多しといはる。今の事の今しれざるば、億萬の人に問はゞ、しるゝ事も猶有べし。往昔市井瑣々たる事の既に傳を失ふものは、經驗すべきよしなきに、只古書に據てことはりの當然たるを取らんのみ。然れ共是等の引書は、皆坊間の閒籍なれば、□（マヽ）むと思ふことの疎なれば、其

引書も亦たのみがたし。孟子に、所レ云盡信レ書不レ如レ無レ書といへるは是なり。かゝる瑣々たる事をしも名を出すは、聖門の旨とする所、後學の忽にすべからず云々といわるゝは、是金瓠玉弦にて割雞牛刀の類にあらずや。かのけんどんと唱へしものは、近世市鄽の賣物也。よしやその名目をよく考へ得たりとも、聖門名教の為にはならず。又考あやまりたればとて、名教の害にもならず。しらずといふとも耻にたらず。知りたればとて譽れにもならず。畢竟遊戯の漫錄にて、根も葉もあるべき事ならねども、予を莬道の友とおもへはこそ、ながながしきことをもいへといはるゝは、せめてものことにおぼえて、いと嬉しき事になん。さらば予が本心をあかさんか。およそ交遊の間には、只その友を擇むにあり。擇でこれを得たらんには、宜しく信を盡すべし。朋友と交て信もなきは、士たるものゝ耻る所、寧信ならぬよりざらぬにますことなしとおもふによりて、動もすれば世の人疎ぜらる。予がこの二十許年來客を謝し、幣を掛て閉居したるもこのゆへ也。近ごろ多くはやり棄て、世と推移らんとおもへども、下愚の癇疾はさまられなし。夫るにより虎猫の辨を始として、懼貧の記にも批を添しは、これいそかに足下の為に試筆の眞意にして、覚くは曉ることあれかしとおもへるのみ。予が困陋寡聞なる、足下の賅博强記にくらべば、雲壤の差ありぬべし。しかれども予は足下の輩におなじきむすめをさへもてるもの也。論じて足下が勝たりとも人もほめじ、われも又、手がら也とは思はぬものを、いかでか長短巧拙をもて爭ひを好まむ。只足下を足下として愛する心の己ことを得ず。いさゝめにかへたるわざなれども、はかりしよしの拙きゆゑにや、燃る薪に油をそへて、遂に足下の怒りにあへり。かゝればまた何をかいふべき。わが讀のな諷言の叶なし。足下はなていつ迄も懼貧の說を持し給へ。予は吝飩をよしとおさへど、名づけはじめし人に遇れば、經、當否は終に得がたし。あなおぞましの老のくりごとに、えうなき筆を費しぬ。げにことゝ多き世にこそ有けれ。

（山崎氏けんどん考勸解

釋詁の一篇、委しく記しおこし給へる事、不ニ爲レ友辭レ勞の言空しからず。心にかけ給へるの厚き、謝するに所なし。予がけんどんの名義を問ひ侍りしを、詰るとしもし給ふは思ひもよらず。もししか思ひ給ふるよしもあらんかとて、問侍りしことの末にことはり侍りし。さてけんどんの名義及び溫飩の器物、飩の製造に、古今の異あることまで、詳にその頃の書ども引證し辨じ給へること、博且精にして敬服するに堪たり。問レ一得レ三との如く、實に望外の至にこそあれ。予先に席上にてけんどんは、質の義なるよしいへるものも、予が臆斷にはあらず。寫本洞房語園、北女閭紀原、人倫訓蒙圖彙、世事談綺の説によれる迄也。其説の當否も姑く置。これは再び辨ずるにはあらず。唯予が言の妄ならざるを證するなり。予が問に二百歲翁云々といふよりは、辨じ給ふ如く戯れの遁辭なるはしりたれから、學門の名教などにげなきことまでしるしたるは、予も同じく贅言し侍りしなり。しかれども予が性、もと滑稽なければ、おもふ事の通ぜずやありけん。よしなしごとさへ書きたるは、これをもてなりけり。これまではいかにもあるべし。もとより詰るにはあらで、疑ひを問ふ意なればなり。さて予を先生と稱されしに、足下を子と稱したるを、貶せりととがめ給へるはいかなる意にや。これも予が意には、辨斎せられしやうのことにこしろしたるにはあらず。先づそのよしをいはゞ、予は元より商賈なり。尊稱をもとめざる事はいふまでもあらず。人をおとしめいはん心もなし。足下の人を稱するに階級のある事もまだしらず。それは先に老をもて稱せしに、老境に入らんに、老をもて稱せらるゝは、こゝろよからずとて忌嫌ひ給ふものから、予をもて稱したりしを、貶せしとおもひ給ふは、予が意とは齟齬せり。論語義疏に、子是有德之稱、古者稱レ師爲レ子也といへり。孔子孟子程子朱子の稱をもて見るべきのみ。又論語之書成ニ於有子曾子之門人一、故其書獨以レ子稱と、程子もの給へるものをや。尊稱にあらずや。こゝをもて予は足下を子と稱せしは、敬するの心にて貶する道曾てなし。かつ予は足下を莫逆の徐友と思ひたればこそ、先にも兎園の非を辨ぜられしを深く心にうべなひ、猶又けんどんの義も心置なく問ひ侍りしはこの故也。しかるを詰

るよし貶るとせられしは、予が忽卒の筆に出たる罪とやいはん。足下の名、天下に普く著述の多き、且つすと云、輪と云、予と日を同じくして語るべからず。しかれども予が不才なるをも、海の如く容れ給へるは、同好のよしみをもてなるべし。されば かへすぐ＼もおとしめ云はんや。予も元より爭は好まず。怒る心はつゆほどもなし。左に辨じ盡して後、忌状を出すがごときは、意趣をさしはさむ常人の事にして、吾輩のまごゝろにはあらず。かゝることも、もと交情の厚きに任せて、おもふかぎりを問ひ侍りしが、思ひきや。かくまでにのたまふことのあらんとは、ゆめな心にかけ給ひそ。いとも＼／本意なくこそおぼゆれ。あなかしこ。

五月晦日

再云、予先に會約をしるして、つとめて人をよろこばしめ、かげごといはんは、むげの腹黒なるべしといひたりしごとく、此伴には心に思はんことは、何事にまれいはんと約したれは、面從後言せざるこゝろにて、あからさまに問ひ侍りし也。已に逆をもて憤りを言とすべきよし、もとよりあるまじき事ぞかし。

○龍澤氏勸解回語

けんどん考勸解の一通、遜辭謙退なか＼／に當り難くこそ侍れ。足下亦復、謝辭の誠意なければ、予も亦この過辭にあきて、いさゝかもいふべきにあらず。そが中にけんどんを慳貪也とせし事は、寫本洞房語園、北女閭紀原、人倫訓蒙圖彙、世事談綺等により給ひしよしなれど、寫本洞房語園は享保五年の撰にて、大名けんどんの廢せし後よりいへる事なれば、既にあやまり傳へし也。況語園より後のものをや。但人倫訓蒙圖彙は、元祿中の風俗諸商賈の畫圖を書集めたるものなれども、こは京師にて撰述せし俗書にて、蒔繪師源三郎といふもの、筆に成れるものなれば、江戸の事は謬傳る事多かり。當時京攝の冊子に、江戸の事をかけるには、あやまりも粗あるよしは、曩にいへるが如し。かゝれば只顧にこれらを信

用し給ひしは、千慮の一失なるべし。又子といふことは尊稱のよしにて、論語義疏并に二程全書なる、程子の言を引て教訓せらる。予は淺學なれど、もかばかりの事は知れり。いにしへ唐山姬周の時、子は五等の爵也。又子は男子の惣稱ともいへり。當時は弟子、その師を尊稱して子とする勿論也。しかれども當時師も亦、弟子を子と稱する事あり。孔子の昔にあらず後二三子也などいふ子は、孔子の爲には孫弟子なる、顏淵が弟子をさしていふにあらずや。此他小子識レ之などもいへり。此故に墨氏列子の徒に至ては、其師を推尊て子墨子列子など、上下に子を置て稱したり。これ孔子、世を去し後には、子とのみ稱することの、輕きかたになる故としられたり。孔子の時といへ共、師弟の間對には夫子と稱せり。夫子の辯は朱子の語中にあり。足下のしれる所なればいはず。そはともあれかくもあれ、予が書簡に足下を先生と稱せしに、足下は予をさして、子といはれしことをいふくだりに、今の禮節をもて見れば、さながら師弟の如し云々といへり。此今の禮節といふ今の字、則字眼なるをよくも見られずや。今の字にこゝろありと見られなば、遠き姬周の時孔子の子を引くも要なし。譬へば殿と云事は、關白殿下をまうしゝ尊稱なれども、後世に樣と云稱呼の行れしによりて、殿といへば樣と云よりいたく賤したる事のやうに聞ゆるがごとし。子を稱する事は、古へは尊稱なれ共、今は尊稱にあらず。同輩朋友の間に相對せずして、物にかくには某子と稱すれども、往來の尺牘にも子と稱せば、誰かは賤せりと思はざるべき。よりて予は足下を先生と稱せしに、足下は予を子と稱したり。今の禮節をもて見れば、師弟の如しといへる也。されはとてこれを非禮として足下を咎るにあらず。かばかりの用心だに足下に知られざるは、吾菲薄の故なり。身を責て歎息せしまで也。又藥に足下、予を稱して老兄といはれしを云々といひしにより、忌嫌ふやうに思はれしは愚意とたがへり。古人も十年肩すぐれは兄とし從ふといへり、大抵兄弟をもて稱する事は、同年輩のうへにあるべし。又壯弱の人を老と稱するは、其才德の老人のごとく也とたゝゆるの意なれば論なし。又われより年は弟なれども、書を見ることわれより博く、其才のわが下にあらぬを稱し

て、兄といふ事は論なし。しかるを五十六十の老人は、みづからも愚老と稱すれば、老は俗に云あたりまへ也。己より年齢の二十餘も三十も劣りたるものゝ爲には、兄といはるゝもあたりまへにて、たうとまるゝことゝは覺えず、さればこそ禮にも長者前不レ稱レ老といへるにあらずや。さればこれらの意味にも、唐山の古しへにはさま〴〵のわけあるべけれども、只今俗文の手簡には、却て馬鹿にされるやうにおもふものあらん。足下の博識高才もて、かばかりの事に心づき給はぬにやとおもひしかば、いひにくきことなるを云々といひし事、萬みな朋友の信より出たる諷諫の微言也けり。いと憚あることとなれども、足下の辯として動もすれば、席上にて人をやりこむる事しば〳〵也。足下は心づかずやいふらん。予も兩三度やりこめられしことあり。しかれども爭ひを好まず。いふべきこと辨ずべきことありても、さやうの時には閉口してありし故、足下は心づき給はぬならん。もし足下の博識もて、謙退を旨とし給はゞ、才徳兼備の君子ならんと思ひつゝ、足下を愛する心から、人は得いはぬことまでをいひし也。かくて今勸解の篇のみならず、近頃足下の動靜云爲に心をつけて見れば、去冬より當春の北峰子にあらず。一段の光耀をまし給ひしを竊に歡び思ふのみ。愚者にも一得有り。賢者も一失なからんや。過を改る事は君子のおそるゝ所なり。足下元よりあやまちあるにはあるべからざれど、予がひが目にはしかおもひしなり。すべて足下の說を辨ぜしことは諷諫の微意のみ。さらばとてよき說をもわろしといふ事は絕てなし。予は人の說のよきを聞けば、よろこびていねられず。人にも告しらせ物にもしるす事、むかしより今猶しかり。一言一句たりとも、人の說をわが說のやうに書あらはすことは、予がふかく耻る所なり。又過あれば怠状を出すも耻とは思はず。孔聖すら其過あるを人の告るものあれば、丘也幸云々と宣へり。俗客のあやまり證文と學者の怠状とは、その差徑庭あり。わがあやまりあらんには、足下に諫められんことをねがふのみ。斯のごとくならば、實に忘形の友といふべし、あなかしこ。

○

寫本洞房語園卷三

喧鈍、寛文二年寅秋中より、吉原に始て出來たる名也。往來の人をよぶ聲喧しく、局女郎より遙におとりて鈍く見ゆるとて、喧鈍と云せたり。

按るに、北女閭紀原云、其頃江戸町二丁目に仁右衞門と云ふ者云々、一人前の辨當をこしらへ、そば切を仕込て銀目五分づゝにうり、端けいせいの下直なるになぞらへ、けんどんそばと名付しより、世間にひろまる。又云、喧鈍本意のごとくなるべし。しかし昔より世にけんどんなる人などゝいふは、慳貪とつゞけ書たる文字にて、愛仁なき人の上をいふ。さあらば端女郎の呼聲、とかく愛なきさまゆへに云出たることもあるべしといへり。今にこれによりておもへば、けんどんの名の起りは語園をもて證すべし。その名義は北女閭紀原の愛なきといふ説是なり。此二書をもて見に余がいひし言の、妄ならざるを證するに足れりとやいわん。

○元吉原の記

元吉原は、元和三年の春より始まりて、明暦三年の春、今の地にうつされにき。はじめの地にありけるは、四十年の程になん。よりて吉原由緒書とか云ものを按ずるに、慶長七年の頃、相模の小田原浪人、庄司甚右衞門〔割註〕一本作二勘右衞門一といふもの、當時江戸の町々に〔割註〕麴町八丁目、鎌倉河岸、大橋の內柳町、京橋角町等なり。わかれをる遊女屋どもを、ひとつ處につどふべき、地所を給はらんよしを願ひまうして、箇條の目安を奉りしかば、元和三年丁巳の春、傾城町を御免ありけり。〔割註〕此時の町奉行は米津勘兵衞ぬし也。本多佐渡守着座にて、仰わたされしと云。則葺屋町の下のかたにて、二町四方之地所を給はり、やがて甚右衞門をもて、惣名主になされしと云。

寛永の江戸圖、並明暦三年正月開板の江戸圖によりて考るに、元吉原の一廓は、今の西奥河岸のほとりにて、禰宜町〔割註〕尾張町、この尾張町は間なるをはり町にはあらず。京橋と新橋の其にあり。

こゝに云禰宜町は、堺町の舊名也。寛文二年江戸名所記刊行の頃までも、その書〈巻四〉に、禰宜町としるしたるは、これ則堺町葺屋町のこと也。しかれども此禰宜町は、今の堺町より北の方に、相距ること凡一町ばかりにして、今の和泉町、高砂町のほとりなるべし。かくて明暦丁酉の大火後に、こゝらわたりの町わりを、すべて改められしかば、今はいづれを何れの町とも、定かに考がたかり。〔割註〕江戸名所記に、中村、市村の兩歌舞妓を禰宜町と記るせしは、舊名によれる也。寛文中には、既に堺町出來り、下の圖說を考べし。」

しかるに當時その處、あちこちに沼にてありければ、俄に蘆葭を刈拂ひて、平坦に築ならせし、この義によりて、里の名を葭原と呼び出せしを、後にめでたき文字にかへて、吉に作るといへり。

かくてその一廓に、巷路をひらくものすべて五町、その第一を江戸町一丁目と云ことは、開基の地なる故に、江戸幕府の御徳澤を蒙り奉らん爲に、祝してしか／＼と名づけたり。こゝには柳町なる遊女やどものうち、つどひて家作りしける。且名主甚右衛門も此處にをりしと云。

吉原大全に、庄司甚右衛門が家名を西田屋と云。これが抱の遊女たそやが事より、たそや行燈をともすといへり。しからば甚右衛門は名主にて、遊女屋をも兼たる者也。

第二を江戸町貳丁目といふ。こは鎌倉河岸にありし遊女屋が、皆移徙してこゝに住ひき。第三を京町壹丁目と云。こは柳町なる遊女や等が、この處にうつり住ぬ。故鄕は京のもの共なれば、云々と名づけしと云。第四を京町貳丁目と云。吉原開基のよしを聞て、こたび京より來つるものさへ、かれこれ多くなりにければ、この處に住めさせつ。この廣に町づくりの、一兩年おくれしかば、新町ともいふといへり。第五を角町といふ。こは京橋角町なる遊女やの、いたくおくれてうつり住ぬ。これによりて此處は、寛永三年冬十月十九日に、町づくり成就せしと云。

寛永の江戸圖によりて考るに、當時吉原なる五丁町は、江戸町、京町、新町、角町、賢藏寺町則是

也。このけんざう寺町を改めて、江戸町貳丁目と唱へしは、寛永の末なる歟。正保、慶安の頃にても有べし。

さりし程に明暦二年丙申の冬十月、吉原の地所、御用地になるに及びて、同じ月の九日に、云々と仰出され、外にて代地をくださるべしと、仰渡されたりけるに、〔割註〕このときの町奉行は、石谷將監殿、神尾備前守なりといふ。」その明年丁酉の春正月十八日、本郷なる本妙寺より失火して、江戸中殘りなく燒にければ、更に所替の義を急がせ給ふ程に、山谷鳥越のほとりなる百姓家を借りて、しばらく渡世したりける。これ吉原假宅の始也。この後、いく程もなく、淺草寺のうしろなる、日本堤のほとりにて、二町に三町のかえ地をくだされ、〔割註〕大門口より水道尻まで、京間百三十五間、横幅百八十間、内の坪數二萬七百六十七坪、吉原大全に記せしもかくの如し。舊地よりは五わり增の替地なり。晝夜ともに渡世を致すべき旨を仰わたされ、〔割註〕是までは晝ばかり也。」引料として御金壹萬五千兩下され、〔割註〕但小間一間に、金十五兩づゝの積也。」同年八月上旬に、家作落成してければ、みな新吉原へ移徙して、生業をせしといへり、〔割註〕江戸中なる風爐屋の髮結女と唱へる、隱賣女を嚴禁にせられしも、このときのこと也。かくてそのものどものうちわびて、みな吉原へうつり住ひし程に、茶や、遊女持ともに、すべて七十餘人ましたりと云。」

元吉原由緒書の趣を略抄して、愚按を加へたり。

元吉原の事を書たるもの、是より外にまさしく據とすべきはなし。おもふに、當時坊間の繪草紙などもありつらんを、みな明暦の火にうせて、今は一とひらも傳はらぬなるべし。しかれども萬治寛文よりこなた、貞享、元祿中刊行の草紙によりて考るに、最初妓院の好景をも、想像するよしなきにあらず。就レ中、江戸名所記は、寛文二年の印本なれば、その書の刊行、元吉原の新吉原へ移されしより、纔に六ケ年の程也ければ、名所記に寫し出せし吉原の圖說を見て、元吉原に在りし程の形勢も、かくこそありつらめと、

思ひ合するに足れり。又寛永、明暦の江戸繪圖は、なほ彼妓院どもの元吉原に在し時也。廓中のありさまを、見るにしも足るよしなけれど、その地と巷路の方付におゐては、明證とすべきもの也。この他、吉原の草紙は、〔割註〕予が見つるは缺本なりければ、書名も卷數も定かならず。こは友人松羅館の藏書なりき。」天和三年の印本にて、明暦三年新吉原へうつされしより、纔に十七年後の物なり。此書には、直之といふ帮間の事を旨と綴りなしたり。そのときし繪を見るに、かの直之がありさま、鬢薄くして卷立の茶筌髮也。黑羽二重とおぼしき小袖を着て羽折を着ず。其紋は丸の中に四ツ目結を〔割註〕かくの如し。」つけたり。此直之が揚屋與左兵衞へ遣す狀、同書にあり。こは揚屋さし紙の樣にて書たり。この直之は、なき（げカ）ぶしやうの小歌に、妙なるものにぞありけん。むかしある人の藏書に、直之直傳としるせし、土手節の本を見たり。この一書は、只今唯一本なるべきものにして、も珍書とするに足れり。おもふに直之は、元吉原より新吉原へうつり來にたる、全盛の帮間にて有けんかし　これらを見ても、吉原の體たらくをよもいひ合するにこと多かり。又田之軒政勝といふもの、著せし、誰が袖の海〔割註〕全本五卷、是も予が見たりしは缺本也き。」は、元祿十七年甲申の春正月の印本也　〔割註〕この年寶永と改名。」明暦三年より僅に四十七年後の物なれば、元吉原を距ることいよいよ遠けれ共、猶なかしき（ふし脫カ）ものあり。此書一卷」に、「吉原詞」といふものを載たるを、今略抄すること如左。吉原言ばは、「呼でこいといふことを、よんできろ、「逃げを、はやくうつぱしろ、「いでくるを、いつこよ、「ありくを、あよばされ、「こぼすを、ぶつこぼす、「わるいと云ことを、けちなこと、「そうせよを、こうしろ、「あそばさるゝを、うなさるゝ、「腹の痛むを、むしがいたい、「しやんなを、よしやれ、「〔割註〕これはよしにしろの略音也」」「こそはいを、こそつばい、「女郎のよこぎるを、てれんつかふと云、〔割註〕是は唐音也　盆の踊歌をきくに、こぞしの盆はぼんとも思はないから、やがやけもがりがぶつこけて、ぼん帷子を付て着た、ひとゝせ吉原詞をうたに作りし」見しに、

おさらばへのしけをさゝりこはしやうしたふさかふさはおつかない哉

是は明暦、寛文の比より、貞享、元祿に至れる吉原詞なるべし。その詞のゐなかびたること、あまりに甚しければ、わるくちにて作り設けたるにやと思へど、さすがに板せしものなれば、なきことを書あらはすべくもあらず。これを見ても、元吉原に在し程の里詞は、いよ／＼ひなびて、頻［ ］することの多かりけんとおもふ也。又大全などは、いと後にいで來たるものなれば、疑しきこととなきにあらねど、なか／＼に證とはしがたし。又は菱川師宣、鳥居清信、及予が舊族羽川珍重等が畫きしは、みな今の吉原になりての畫圖なれば、元吉原の考にはえうなし。ふるき繪卷の殘缺などにも、元吉原の圖の傳らざりしは、元和、寛永のころまで、江戸はなほしかるべき浮世畫師のなかりし故也。予、一日、小梅村なる南無佛庵を訪ひたるに、座邊にふりたる二枚折の屏風ありけり。そのおしたる畫を見れば、元吉原の圖に似たり。アカラサマにして、これは云々ならずやといふに、あるじの翁驚きて、われまださるよしをしらず。その說あらば聞まほし。いかにぞやと問るゝに、已ことを得ず答云、今この畫中の人物を見るに、遊女と客の風俗と、彼寛文の江戸名所記、及天和中の印本なる吉原の草紙に圖したる、彼際の風俗とよく相似て、それより少々ふるく思わるゝ。むかしの遊女は結髮せず。慶長の頃までも髮のうらを少しむすびて、うしろざまにこれをさげたり。寛永、明暦に至りても、只その髮を推統ねて、頂におけるのみ。寛文、延寶の頃と云とも、猶今の遊女のごとくに、髮に飾を盡せしものなし。當昔は市中に伽羅の油なければなり。吉原大全に、大橋柳町兵庫屋の家風をまなびて、今も兵庫屋風といひ、髷をなすといへるは疑ふべし。抑慶長、元和の頃のあそびどもが、何風といはるべき髷をすべきよしはなし。凡遊女の髮の風は、新町なる山本屋の勝山などよりや始りけん。今も女の髷に勝山といふは是也。〔割註〕兵庫髷といへるも、これと同時代前後のことなるべし。」又當時遊女の衣裳に、「南蛮縫」をゆるされず。〔割註〕その事、吉原由緒がきに見へたり。」多くは無地の絹紬、又は縞類をのみ着たり。昔昔物語に、むかしは縞類はやる。遊女のま

れ也。昔は常の女、縫箔光る小袖を着る故、遊女共は無地物、縞の類を着たり。常の女と風かはるべき爲也。又廣き帯して、これもかはるべき爲也といへるは是也。かの物語にむかしといひしは、寛永中のこと也。寛永中は女の帯の幅、凡一寸五分より二寸までなりし由、春臺物語にもいへり。この時も遊女の帯は、その幅ひろかりしよしなれど、猶三四寸の上を出づべからず。この屏風に圖したる遊女も、其全體にくらぶれば、その帯の幅、稍三四寸なるべく見ゆ。しかれどもこれらは、未だ元吉原の考證とするに足らず。大約萬治、寛文以來、元祿に至るまで、かの日本堤の體たらく、及大門口の光景をゑがきたるには、嫖客必馬に乗て行かへりする處なきはなし。當時土手馬といふもの〻流行せしによりてなり。（割註）そのゝち土手馬を禁止せられし後は、二挺立の小船はやりしを、享保の末に至りて、又これをも禁止せられたり。しかるに、この屏風の畫は、いとふるき圖に見へながら、大門口とおぼしき處に、かの土手馬を畫かざりしは、明暦以前の風俗にて、元吉原の圖にやあらん。只是のみならず。この圖中なる大門口には、外の方に松を畫きたり、予が總角なりし比、一老人の言を聞しに、元吉原の大門口と、南の方なる塹際に、大きなる松兩三株ありけり。かくてその松は、明暦の火に皆燒けしを、新吉原へ移されては、さるものをも栽ずなりしよし、故老のいわれしこともぞある。彼舊地のほとりには、松島町といへるあり。思ふに、かの松のなごりにて、さる名も負したるにやといへり。予は尙髣髴なるをもて、そのよしをしるしたる書もやあると問べかりしを、得□ざりければ、今に至りて憾とす。かくて今ゆくりなく、この屏風なる畫を見れば、大門口に松をゑがけり。是は昔、予が聞たる老人の言と吻合せり。こゝをもて予は、この畫圖を元吉原にやあらんと思へり。しかはあれども寛永中の古筆とは見へず。もし後に好事のもの、元吉原の趣を傳へ聞く、よしあるをもて、しか〴〵とあつらへて、畫工にゑがゝせたるもの歟。さらば當時古圖のありしを、摹せしものにやあらんずらん。とにもかくにも、此畫をもて元吉原の圖とするとも、よりどころなきにあらずやと、まめだちてそゝのかせば、翁そゞろに頷きて、歡ぶこと

大かたならず。さらば只今筆を染て、この屏風の上のかたに、元吉原圖と書てよとて、みづから秘藏の硯を出しつ。墨すりながして誂られけり。いとおぼつかなきわざながら、われには齢ひ十あまり五つ六つ兄なる人の、かくねもごろに求らるゝを、猶いなまんはさすがにて、あたら屏風を汚せしに、猶はかくてもあかずやありけん。この後ゝ、をちこちに、友人つどへるむしろにて、予と亦相見つるごとに、元吉原の考をつまびらかに書てたべ、さきの屏風もろともに、後に遺さんずといはれたり。予はこのはたとせあまりこなた、よしやむかしのこと也とも、遊女冶郎のうへなどは、あなぐり糺す事をたしまず、えうなきわざとは思ふものから、是すらいなむにいなみかねたる、口から高野の談に得もれず。暇なき身のいとまをぬすみし、曲りなりなる墨さへ減らして、さらでもちびたる筆を走らし、硯の海のそこはかとなく、よに[illegible]はかなる考を綴りて、贈りまゐらするになん。

よし原の世をのがれてもいける身のしにうへられねば人につかはる

文政八年正陽月中澣

道上　　神田川信夫翁拜具

南無佛庵大兄老翁梧下

附云。予が藏弆に、寛永、明暦の江戸圖二本あり。今略抄して、元吉原の舊跡を考る一端とす。前件の愚說と合し見給ふべし。

吉原由緒書に、元和三年の春、葺屋町の下の方にて、方二町の地を下し給はりしと見へたれど、當時はなほ葺屋町と云町名なし。抑彼由緒書は、享保十年の秋七月、庄司甚右衛門が六世の孫、名主久右衛門が家の舊記と、口碑に傳る趣を書つめて、奉りしものなれば、後世の町名によりて、云々としるせしのみ。その書にいはゆる葺屋町は、禰宜町たること疑ひなし。

寛永の江戸圖には、禰宜町尾張町ありて堺町なし。明暦板の江戸圖には、禰宜町堺町ありて尾張町な

し。且寛永板に比れば、其圖稍精細也。按ずるに、寛永板にいはゆる禰宜町は、葺屋町堺町の舊名なるべし。寛永之後明暦の前に至て、吉原の西の方を開發せられて、堺町と名づけしころ、勘三郎が芝居座は、禰宜町より堺町に移り、又禰宜町には市村竹之丞が芝居、その他、人形座などの猶ありけんかし。かくて明暦大火の後、吉原はさら也。こゝらの寺院をみな御曲輪外へ移させ給ひて、扨寛文中に至り、町割こと〳〵く改られし時、中村、市村、市村の兩歌舞伎は、元の禰宜町のあたり、二町の間に推ならびて、勾欄を建しころ、市村がをれるかたの禰宜町を改て葺屋町とし、中村勘三郎がをれるかたをば、元の町名によりて堺町と唱へしなるべし。それは今の堺町も、明暦板に見えたる堺町の地所にあらず。又今の葺屋町も、昔の禰宜町の地にあらざること、猶今の大門通りは、昔の大門通とその道筋異なるかごとくなるべし。〔割註〕○寛永版及明暦版の地圖省略。」

○庄司甚右衛門與三北角九郎兵衛一書〔割註〕南無佛庵所藏。」

前文闕

與左衛門ツはい名をつくり候。ちそう被レ成お□□□候事、其かくれも御座なく候。それがし□□□□□其方とゑんぺんをも相なすび候へば□□□□□□おやこ三人之御のぼり候時分は、三人之丘□□□□方之人に御座候も不レ存して、我ら□□□□□□□罷なりやり申候。其しさい之事は、七十五□□□□ゆへくとうをかけ申あくと申候。□を九□□□にはいちけんも申分有間敷候間、中分□□□□□□付は九郎兵衛方へかけ申まじく候と申間□□□□そのきた其方へも我ら方へもくらぢ□□□

申はけすらそれは吉原之内にも二人も□□□□□かやう成者御座候て、もし九郎兵衛事□□□□□□くらし□あけ可レ申候と申に付ては、右之□□□□二三□□の者共さきだて候て、御公儀にて□□□□せんさく可レ申候と相ことわられ、七十五人□□□□者□共さたもいたし不レ申候。我々の事□□□□□□ひとたび申合候に付、かやう成むづかしき□□□□それがしが身上に請候。右に貴殿様□

□□□□□□むごきにんしゆに御なり候事か。いか様我、□□□□御こうみ可レ有候間、其方様とめんだん□□□□□□中たがいのぞんぶんしさい申可レ承候。右□□□□□しさいみゝきゝの御まいにて、京にて□□□□□たしか□□□□□□成候。此かへし□□□□□□□右に中通萬事之しさい共、たがいにそ□□□□□ぷんはれ不レ申候内は、互のとりひき仕□□□□□申まじく候間、其分御心得可レ被レ成候。□□□□□□四年以前より之公事之内より、中ぶん御さ□□□□いか様其方より御ふんべつも可レ有候ところ□□□先日之御状に、我々身上をおかしく□□□□□□候との御状はいけん申候。又われ／＼の□□□□□その方をおかしく存候。江戸之けいせいとし□□□いゐやしき迄も我々に其方御申候事、□□□□□□何かの事も吉兵衛は不レ存候間、あと／＼の事□□□其方領合と御申候所に、吉兵衛は七十五人より□□之目つけに罷成、我々所へ参は□□□□□□あさ夕之くらしの事委承候ては、庄助□□□□□市左衛門、十左衛門よびよせ、日に／＼我等にたへ□かゝりを承申候事、四年以前之極月十八日□□□□十九日之ぢぶんに吉兵衛よこめいたし□□□□□日つけないたし候事、あらわれ申候に付て□□□吉兵衛をよびよせ、我々の壹がせう□□□□□□せんさくいたし候。さても／＼むごき人に□□□候、さだめて是は、九郎兵衛殿よりさしひか□□□御座候と、吉兵衛に相ことわり候へば、そ□□□我等所へはふつうに参不レ申候。其上京に□れ□□七十五人之者共を御よせ被レ成、あさ夕て□□□□御ちそう被レ成、我々のしさいを御きゝ□ゐ□□□候事共かくれなく候。七十五人之者共□□□□かみがたへ女かいに参候者共、又は我々の方之□□者共女かいに参候所に、一たん申合候へば、七十□五人之者共にはめんだん不レ申ば、是はたん□□□□／＼に候へ共、ぎりをわけかやうに□□□□かくに仕候、其方と我々の事は、ちいさき□□□□□子共ゐんぺん申合候事、京都にても□□□□江戸にても人之存候所に、我々のく□□□□□□らい申者共、朝夕之御ふるまい被レ成、御ち□□□□そう被成候事は、但七十五人之内にては□□□

□□其方は御座なく候が、七十五人之内□□□□□□□□江戸□なり共たがいにぞんぶんのしさい□□□□□その方様も我々もたがいのぞんぶ□□□□□□□罷なり候はゞ、たがいのとりひきの□□□□□□仕候。そのうちはたがいにとりひき□□□□□□□うけたまはるまじく候。右にゐんぺん□□□□□□候事も、たがいにちからになり候。た□□□□□□□□ゐんぺんには、御さゝ此度の我々の身□□□□□□つぶし可レ申候得共、とかうに御座□□□□□□□□我々いかんともめいわくに存候間、御ふんべ□□□被成、□□かこらかたにてなり共、江戸にても貴□□ぞんぶん之通可レ申分レ候。申分あまた□□□□□□御座候へ共、あまりくどく御座候。□□□□□□□□早々申入候。謹言。

十二月四日　　庄司甚右衛門　花押

北角九郎兵衛様

同　御かもじ様

右の料紙は西の内にて、竪曲尺一尺一分餘、横五尺五寸三分、四枚續也。つぎめより段々字のあがりしは、書て後につぎ合せし故に、上下の揃はぬなるべし。上におしたる印はつぎ印なり。悪筆不文をそのまゝ縮字して、摹しとゞめつ。書中にくうぢとあるは公事にて、錯訴訟といふがごとし。按に、庄司甚右衛門は、初の名を甚内といへり。慶長十一年の頃、横山町に向坂甚内といふ悪黨ありて、甚右衛門に、出入をしかけ、遂に公裁に及びしとき、相手同名にて紛しく、御裁許面倒の由に付、甚右衛門と改名せしよし、吉原由緒書に見へたり。庄司甚右衛門が子も、亦甚右衛門と云。二代め甚右衛門が子を甚之丞といふ。三代め甚之丞が子を又左衛門といふ。是より代々又左衛門と名のりたり。享保十年に、吉原起立の事を書つめて奉りし名主又左衛門は、元祖甚右衛門より六世の孫也。かゝれば右なる書簡を、初代の甚右衛門が筆也とは定めがたし。予をもてこれを見れば、二代めの甚右衛門なるべし。無益のわざながら、その考評を左にしるす。

甚右衛門が書中に、吉原の内云々とあるは、元吉原にあらず。新吉原になりてのことなるべし。〔割註〕これらのわけは末に記すべし。」又同書に「先日之御状に、我々身上をおかしく存ぜられ候との御状はいけん申候とあるによりておもふに、甚右衛門が遊女見世の西田屋も、やゝおとろへたる頃のことゝ聞ゆるなり。

さて又「元吉原の一廓を立下され、遊女屋渡世御免の後も、猶甚右衛門が手につかずして、江戸のはし〴〵なるあちこちにて、妓女をもて世をわたりし茶屋、〔割註〕世にこれを浮世風爐といへり。吉原由緒書に、茶やの遊女持といへるはこれなり。」凡七十五軒ありしなり。甚右衛門が書中に、七十五人といひしは、このものどものことにぞ有ける。されば明暦の火災已前より、吉原町にて件の賣女屋等を相手どりて、しば〳〵訴訟したれども、この頃までは賣女を御制禁のことも、今の如く嚴重なる御條目もなく、且彼等も亦申立る趣あるをもて、年をかさぬるのみにて、裁許なかりしとぞ。こは予が臆説にあらず。故老の口碑にも傳へ、吉原由緒書にも粗その事見へたり。又甚右衛門が書を贈りし北角九郎兵衛が事は、考るよしなけれ共、文面につきておもふに、甚右衛門に縁ある京の遊女屋歟、さらずは遊女の賣買をもて、世わたりとするにてもあるべし。此ものは、もし寫本洞房語園に見へたる、岡田九郎右衛門が子にはあらずやと、北峰子いへり。これにより予も考合することなきにあらねど、そは又すゑに記すべし。しかるに九郎兵衛が、彼七十五人のものどもに荷擔せしを、何の故とはしるよしなけれど、當時吉原よりも、又はしばしたゝ賣女やも、京へ賣女を買出しに行によりて、九郎兵衛にしたしくなれるやうなれば、九郎兵衛は遊女の賣買をもて、世わたりとするものにやと思ふなり。又甚右衛門が子どもと、九郎兵衛が子ども縁を結ぶといへども、七十五人の賣女屋ども、隙となりて、甚右衛門が身上の衰へたることなどをもて、あしざまにいひしにより、途に九郎兵衛も、七十五人に荷擔せしとは聞ゆれども、詳には考るよしもなし。又吉兵衛がことの考は、末の條にていはん。又庄助、市左衛門、十左衛門

などいへるは、吉原の者のやうに聞ゆれば、甚右衛門が訴訟の相談相手になりしものなるべき歟。又吉兵衛が方人のやうにも聞ゆれば、詳に評しがたし、當時元吉原に引はなれたる賣女屋の、江戸の中あちこちに猶有といへども、はじめの程吉原より、いたくさはりを申出ざりしは、新に一廓を立下されし御めぐみに憚り奉り、且世の人の吉原をめづらしがりて、繁昌したるによりてなるべし、かくて三四十年を經るまゝに、世のみやびをらの、吉原をめづらしと思ふものなく、彼はし〴〵なる賣女屋には、かへりて艶麗たる娼婦どものあるをもて、端々なる妓樓のかたに、けおさるゝやうになりにければ、ついに吉原よりさはりを申立て、訴訟し奉りしなるべし 然れどもその公事、久しく相持して、はか〴〵しき裁許なかりしに、明暦三年正月の大火後、元吉原の替地を日本堤のほとり、今の地所にて下されしとき、江戸中なる茶屋の賣女を、嚴重に制禁あらせられて、隱賣女御制禁等の御條目を定められ、新吉原の御高札にも、猶又嚴重の御文言を示させ給へり。〔割註〕吉原由緒書に、元吉原大門口にも、端々遊女の御制禁の御高札を、立下されしよしなれども、明暦火災後〕嚴重になりし也。」

吉原舊大門御高札は、葺屋町へ初て廓御免の節、相渡りたる、それより今に同樣也と、語園に見へたりと、庄峰子いへり。しかれども御文言の事、明暦以前も今の如くなるや詳ならず。いづれにまれはし〴〵なる賣女や、嚴しく禁ぜられしは、明暦よりのことゝおぼゆかし。

これにより、はし〴〵なる賣女屋等は、難儀至極して、しば〳〵あちこちにて、忍び〳〵に渡世したるもありしかど、それも其々のわざならねば、七十五人のはし〴〵なる賣女屋ども、新吉原へ手を入れて、さま〴〵にねぎしかば、遂に和熟して、件の賣女屋を新吉原へ移し住するに及びて、その家作すべき地所なかりしかば、江戸町なる遊女屋等堺內に、その地所を切ちゞめ、新に一巷路を開きて、堺町と名づけ、こゝへ件の賣女屋等に、家作をさして住つかせし也。されば吉原由緒書に云、堺町之儀は、新吉原へ引越申、寛文八年戊申の三月中、江戸町貳丁目名主町人共御訴訟申上候て、面々之居屋敷之内を

切り、新造に堺町と名付申候。此時分端々に罷在候、茶屋の遊女持ども、吉原町へ佗言仕候間、其段御訴訟申上候得ば、御慈悲を以被ㇾ遊ニ御免ㇾ候に付、毎度御訴訟申上候茶屋、遊女持ども、惣て七十餘人、從ニ方々ㇾ吉原へ入込申候。依ㇾ之右之道をつくり、此者どもに借地いたさせ候事といへるはこれなり。かゝれば端々の賣女屋の吉原へ歸參して、廓中へ移り住しは、新吉原にせし明暦三年より、十二ヶ年後の事なり。由緒の中、右の條に、「毎度御訴訟申上候茶屋、遊女持ども云々」とあるにて、吉原よりかの七十五人を相手どりて、訴訟せしことの久しきをしるに足れり。元祖庄司甚右衛門は、正保元年十一月十八日、享年六十九歳にて身まかりしよし、寫本洞房語園に載たるを、北峰子はやく見出て忠告せられたりければ、元祖甚右衛門が歿せし正保元甲申年より、役端々なる遊女屋七十五人、吉原へ移り住し、寛文八戊申年まで、二十五ヶ年をへたれば、右の書翰は、二代めの甚右衛門なること推て知るべし。又新吉原になりし明暦三丁酉の年は、元祖甚右衛門が死せし年より、十四ヶ年後也。語園に載たることも左之如し。寫本洞房語園〔割註〕享保五年、庄司又左衛門著記。」云、甚右衛門出處は、相州小田原のもの、父は北條家の御内に、僅なる御扶持を蒙り、輕き奉公相勤候よし、父果て後、天正十一年、小田原落去之節、甚右衛門年十五歳、家來の介抱になり、御當地へ罷越、御町に所縁ありて、この所に住居しけるが、□正保元年甲申霜月十八日、甚右衛門年六十九歳にて終る。

又右の甚右衛門が書翰に、我々事はちひさき子共えんぺん申合候云々、とあるをもて思ふに、この甚右衛門は、齡四十前後之時の筆跡なるべし、これも亦、二代めの甚右衛門ならんと云考の一つ也。また甚右衛門が書をおくりし、北角九郎兵衛が事は、北峰子の考有。よりてこゝに贅す。

寫本洞房語園云、甚右衛門が遊女町の事、御訴訟の相談云を指畑、岡田九郎右衛門と云し人云々、開基の砌、一應江戸へ引越し、寛永五年の比、他の傾城廿餘人、並に家屋敷に家財を添、久しく召仕たる半三郎といふ手代にゆづり、その身は京都長者町へ引込、世間にて云仕廻ふた屋と云ものにて、有徳にくらし

けるとも也云々。美成案に、北角九郎兵衛といふものは、これなどの子にてもあらんか。苗字に相違あれども、岡田は遊女屋の名まへもしるべからず。その家財とゝもに手代にあたへ、自分は本姓をもて稱しけるにや。諸圖に之所を推考るに、やゝ似たるやうにおぼゆ。

觀齋云、右の說おもしろし　もてよりどころとすべし。よりて又思ふに、甚右衛門が書中に見へたる吉兵衛といふものは、九郎兵衛が徒也。若此吉兵衛は、出所京の者にて、右之半三郎が養子名跡などに也し者歟。さらずは岡田屋の吉原にありし家は、手代もちにて、半三郎が歿後、吉兵衛が支配せしにやと推計らる。岡田九郎右衛門といふもの、當時京都へ退隱すといふとも、生涯ゆたかにておくらんには、さばかりの活業はあるべきことなければ、江戶吉原なる家をば、半三郎に支配させ、その身は京にて遊女を多く抱置て、日每に他へ出し、又かたはら遊女の賣買をもて、世わたりの資とせしなるべし　かく思ふよしは、甚右衛門が書中に、江戶之けいせいどもにいゐ屋敷迄も、我々に其方御申候事は、何かの事ニ吉兵衛は不ニ存候間、あと〳〵の事、其方賴入候と御申候所に、吉兵衛は七十五人之目つけに罷成云々とあり。江戶のけいせい其家屋敷といへるは、九郎兵衛所持の江戶吉原なる傾城共、並に九郎兵衛が相續所持の家屋敷のことなるべし。それを吉兵衛に支配させし時に、吉兵衛は不案內にて何もしらず候間、前手代の半三郎が跡々のことを、甚右衛門に賴むと、九郎兵衛が云しことあるを云なるべし　然に九郎兵衛は、竊に甚右衛門をあしく思ふよしありて、彼七十五人に荷擔するに及びて、吉兵衛をもて願着として、甚右衛門が訴訟の內談を聞せしに、其事、終に顯れしかば、甚右衛門が九郎兵衛を怨み憤り、歸費、年を重て後、右の手切の書翰を贈しことゝ聞ゆる也。されば北角九郎兵衛は、岡田九郎右衛門が子にてあるべき歟といはれし、北峯子の考も據あり、又按に、當時甚右衛門憤りは、七十五人を相手どりて、訴訟せしのみのことにはあるべからず。端々なる賣女屋のさはりを申立るねぎことは、吉原町一圓之事なり。當時甚右衛門は吉原の惣名主なりければ、これらの事を

己が任とするものなるべけれども、右の書中に、我々のくび切はからひ申者どもを、朝夕御ふるまひ被レ成、御ちそう被レ成候事は、但七十五人之内にては、其方は御座なく候か云々とあるをもて思ふに、甚右衛門が身ひとつに、かゝれるわけのあるなるべし。しかれども深き意味は、はかり知るべくもあらず。そはともあれかくもあれ、此程、文によるときは、思ひ半に過ることあらん。たゞなをもて予がこの無益の筆跡「」も、翁の爲には事中の一老馬「」といふべきのみ。

友人佛庵老翁は、好古をもて世にしられたり。さればその所藏に庄司甚右衛門が簡牘あり。一日、これを予に示して、云々の「」ぬありても、亦素より雅俗となく、古書畫の時代鑒識の定かならぬを見る毎に、考たゞさんとほつする癖あれば、さうなきわざと知ながら、愚按を記しつけたり。かくてその書を返す日に、亦これをしも贈れるは、同好の義をおもふが爲なり。

文政八年暑月廿一日　　蓑齋陳人識

附て云、心牛子の記されし、吉原起立の條々は、吉原由緒書の趣を抄錄せし也。又大橋の内柳町の遊女屋は、原三郎右衛門と云ものゝ、取立しといふこと、吉原由緒書にも見へたり。

御高札の事、鎭守の札の事、惣人別、藝者人別、水吐尾なる火之見やぐらの興廢、秋葉の常夜燈、吉原數度の火災の年月日時等は、後の考にもなるべければ、珍とすべきものになん。よりて錄する事左の如し

〇山口心牛筆記の内

大橋之内柳町と申候者、道三河岸之通之由、是は原三郎右衛門と申者、天正年中に取立、柳町と申候由、其頃庄司甚右衛門と申者云々、〔割註〕原三郎右衛門が事は、吉原由緒書にあり。由緒書のまゝを書れし也。〕御高札は、奥御祐筆御認之由、御高札は御番所にて、惣代之名主並に名主へ御渡し、笠木並に建串は、御作事方より五十軒道御高札場へ御持參、大工並に人足も御同道にて、笠木建串□繩等補理、御建替相濟、以前之御高札は、御作事方被レ成二御持參一候事、鎭守之儀は、元吉原町之古例にて、神田明

神より年々守札、神主より差越候事。

惣人別は、年々増減有レ之、凡惣ハ數八千人程、右之内、遊女禿とも三千六百人程、其外、遊女や、茶屋、商人屋等、月々にも増減有レ之に付、巨細に記不レ申候。

名主は、江戸町壹丁目竹島仁左衛門、同町貳丁目西村佐兵衛、角町京町貳丁目兩町山口庄兵衛、京町壹丁目駒宮六左衛門、揚や町之儀は、年番名主順番に支配致候故、名主無レ之。

醫師は、揚屋町に金山運庵、角町金山永示、其外、町毎に醫師有レ之候へども、久住之者無レ之に付、記不レ申候。

大門預り會所守四郎兵衛儀は、從前々之通構にて、番人之支配を爲レ致置候。

秋葉常燈水吐尻へ安置之儀は、寛政十二申年二月廿二日、下谷龍泉寺より出火、吉原町類焼後、初て安置致候事、同所に十四年已前類焼後、補理不レ申候事。

男女藝者引請人、角町家持庄六儀は、安永八亥年中、五町之惣町人へ及ニ對談一、己に引受候事。

凡　男藝者　貳拾人程
　　女藝者　百六拾人程

時々増減有レ之候得共、當時人數有レ之通。

大門高さ棟迄貳丈、冠木より地幅迄八尺八寸、門之明壹丈貳尺、門柱壹尺六寸に壹尺貳寸に御座候。

右は先日被ニ仰下一候に付、取調差上申候。色々取込罷在、心外延引御用捨可レ被レ下候。

文政八酉年二月廿日　　心　牛

佛　庵　様

尚々御他見御無用奉ニ願上一候、以上。

右山口心牛、應ニ仲村佛庵需一而所レ識也。此記文之中、新吉原御高札御文言、并元吉原起立之略

文等、與ニ吉原由緒所ノ載同。因略ニ省之ヲ畢。

○新吉原火災之事

明暦二申年十月九日、當所へ替地被ニ仰付ニ候處、翌三酉正月十八日、本郷本妙寺より出火にて、御府内大概類燒、吉原町も不レ殘類燒に付、所替之儀、追ニ可レ被ニ仰付、當時小屋懸を致し渡世可レ致旨、町奉行所にて被ニ仰渡ニ候處、同年六月被ニ召出、代地へ引移候樣被ニ仰渡、其節近邊今戸村、山谷村、新鳥越邊へ假に引移、新吉原町惣普請に取懸り、同八月中、當所へ引移り渡世致し候由、其後、吉原町も出火有レ之候得共、二三軒或は五六軒之類燒にて、一圓之燒失は無レ之候。然處、明和五子年四月五日、江戸町貳丁目四つ目屋善三郎と申遊女屋より出火、五町不レ殘類燒ニ

明和以前、吉原町出火之事、下に錄す。併考べし。

明和八卯年四月廿二日、揚屋町河岸角[illegible]屋と申遊女屋より出火、五町不レ殘類燒。

明和九辰年二月廿九日、目黑行人坂より出火、五町不レ殘類燒致候。天明元丑年九月晦日、伏見町清七店家田屋と申茶屋より出火、江戸町貳丁目計類燒。

按ずるに、これを小夜ぎぬ火事と云。伏見町河岸家田屋のあそび、さよぎぬといふもの丶、つけ火せしよし、その頃、忽にことあらはれて、火刑に行れし也。その怨靈のわざ頃、この後、しば/\吉原町失火すとて、世の風聞あり。文化の中ごろにや。德本行者の念佛の功力によりて、さよぎぬは成佛せしなど、世俗のいひしことあり。

天明四辰年四月十六日、京町壹丁目分水吐見明家より出火、五町不レ殘類燒。

按ずるに、この年のかり宅は、淺草並木町、兩國尾上町邊、中洲等也ければ、ことの外繁昌しけり。凡假宅の盛なりしこと、これに增ことなしといへり。

天明七未年十一月九日、角町分仲の町彦五郎店菊屋五郎兵衞より出火、五町不レ殘類燒。

寛政六寅年四月二日、江戸町貳丁目丁字屋長兵衞、津の國屋重藏居宅地境より出火、五町不レ殘類燒。
寛政十二申年二月廿三日、下谷龍泉寺町より出火、五町不レ殘類燒。
文化九申年十一月廿一日、淺草田圃非人頭善七小屋内より出火、五町不レ殘類燒。
文化十三子年五月九日、京町壹丁目藤八店明店より出火、五町不レ殘類燒。
文政七申年四月三日、京町貳丁目助右衞門店遊女屋金兵衞より出火、五町不レ殘類燒。

右之通に御座候。但し大門燒殘柱取寄置申候。記事御認に御座候ほど、兩面にて字數何程と申事、兩面御認之寸法等、被二仰下一候樣奉二願上一候。

正月廿日　　心牛

佛庵樣

文政七申年四月三日、京町失火後、吉原大門左之方燒殘柱圖、〔割註〕「圖省略。」

此燒殘大門柱、みがきて如レ此兩面認め、此度吉原町起立より、廓内數度燒等まで、惣記を作り刻候て、小梅精舍前庭へ建候積り、後々此記文、吉原内へも、建碑可レ致との心牛子相談なり。

但し心牛とあるは、新吉原角町名主山口庄兵衞也。

五月十三日　　南無佛

○再考原三郎左衞門事

寫本洞房語園に云、及レ承候者、京都六條の三筋町と申は、天正年中に浪人原三郎左衞門と申者、取立候よし。此三郎左衞門儀は、元は大坂太閤樣御方に、御厩付の御奉公仕たる者にて、御出馬之節は、御馬の口取仕候由、病氣に付致二浪人一、彼遊女町を取立申候。

此事案るに、原三郎左衞門、この後江戸に來り、柳町の遊女やをとり立しにや。同じ時代なるを思へば、何れか誤り傳へなるべし。

鶯齋案るに、吉原由緒書に記せし趣と、心牛子の書れし原三郎左衛門が事は、同じからず。即由緒書の本文を引て證とす。

吉原由緒書云、大橋之內柳町に、傾城や貳拾軒程有ㇾ之。右大橋と申候は、今の常磐橋御門之通、柳町と申候は、道三河岸之邊に御座候。其頃京都萬里小路と申所に、傾城屋有ㇾ之候。是は原三郎左衛門と申者、天正年中に取立、柳町と申候。然は京都之遊女町之地を借り、用候樣に相聞候得共、大橋之內柳町と申は、其町之入口に、大木之柳二本有ㇾ之候故、直に其町之名に致し、柳町と申候。右柳町之傾城屋共は、皆々御當地素生之者共に御座候。

かゝれば寫本語園と吉原由緒書と、その記ところ相同じ。由緒書にいふよしは、京都萬里小路なる傾城やは、天正年中に、原三郎左衛門といふ者が取立たる也。その傾城屋は、京の柳の馬場の邊にあるをもて、柳町と呼なしたり。江戶の柳町にも傾城屋あれば、京の柳町の名をかり用て、しか呼なしたるやうに聞ゆれども、さにあらず。江戶の柳町には、元來大木の柳二本あるによりて、やがて柳町とよびて候と云也。且江戶の柳町なる傾城や等は、江戶素生のよしなるにても、他鄉の人のとり立たるに、あらざること明けし。心牛子は、由緒に載たる此くだりを見あやまりて、江戶の柳町の傾城屋を、原三郎左衛門が取立しと書れしが、その謬也。原三郎左衛門は、天正年中に、京の六條柳町なる傾城やを取立しのみ。江戶の柳町なるけいせい屋を、取立しものにはあらずかし。

○明和以前吉原失火類燒過半の事

北峯云、洞房語園卷中、きてう物語の條に、頃は延寶六年吉原類燒の砌にて、家作もいまだ出來揃はず。桐屋が家もひら家にて、客あれば局にてもてなしたり云々とあるを見れば、五六軒の火事とも思はれず。又南北燒亡記〔割註〕吉原と芝居の火災を記たる冊子なり。」に、延寶四丙辰年十二月七日、夜戌の刻、新吉原傾城町西側、湯屋市兵衛宅より出火、類燒之輩京町壹丁目、新町、角町、江戶町貳丁目、

揚屋町何れも兩がは不レ殘外へ燒出云々。傾城燒死十三人、逐電十六人也とあるを併考るに、こゝに延寶四といへるは、六年の謬にやあらん。話聞の此の段の物語に、延寶七年の事をいへるなれば、しかおもふ也といへり。

此說によれば、延寶の火災を逃れしは、江戸町壹丁目と伏見町、堺町のみなるべし。心牛子の筆記に、明暦後出火も有レ之由とのみいへるは、かやうの事は、吉原にてもくはしくは傳はらぬにや。但し五町不レ殘類燒せしは、明和五年を始とすること勿論也。延寶も大火ならぬにあらざれども、猶兩三巷踏殘りし歟。且このころは假宅など唱て、廓外に出て商賣することはなかりしによりて、世の人も明和以前の火災は、多くしらぬなるべし。

兎園小說別集　下巻

○帶被考（おびかけ）〔割註〕佐渡にては帶平と云。越後にては帶挾と云。」

佐渡事略下巻、云、賤女のさまは、山里にては三十三歳まで眉をそらず、いづれも白粉、紅脂をほどこさず、髪をゆはず。只押上げてまげ置、櫛笄等の具なし。帶平といふ物を、おほくは帶にはさむ云々。この帶ひらといふものを、こゝろ得がたく思ひしかば、文化のはじめ、佐渡相川の人石井靜藏、出府の時にたづねしに、曰、帶ひらは茜染の木綿を、二三尺にきりて、これを竪に三ツに折、女の帶へはさみ候。何の故といふことをしらず。昔順徳院、當國に遷され給ひし頃よりの事などゝ、いふものあれども慥ならず。これも近來は至て稀になり候故、ひらをかくる女は、相川などにては見かけ候はず。山里のしづの女の、さきくさのドウネを着て、繩を帶にしたる儔ひは、前のあらはれぬ料までに、ひらきてはさむものならんといへり。越後鹽澤の鈴木牧之〔割註〕鹽澤の宿長」云、越後にて寺泊など、佐渡の方によりたる田舍の婦人は、祭見物或は晴なる時に出あるきするには、帶はさみをいたし候。此帶はさみといふものは、紅染の布の二尺あまりなるを三ツに折て、前にて少し脇へよせてはさみ候よし、只今はいかゞ候や、當所にても關六日町などの、舊家の婦人の晴なるときは、帶はさみをしたるよし、承り及び候ひきといへり。〔割註〕今はその事、絕たるなるべし。」



この兩說によりて按ずるに、彼帶ひら、帶はさみは、襅の遺製なるべし。襅は往々國史に見えて、和名ウハモ也。〔割註〕和名抄にはなし。」襅は字書に見えず。按ずるに、韠の韋を衣に易たるなり。韠は說文云。韍也。正字通韍字の註に云、韍布黻芾紱、同蔽レ膝也、韠止又云。

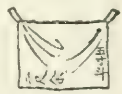
繝補密切。所㆓以蔽㆒レ前。以レ韋爲レ之。禮玉藻云々。天朝の製、これに倣へり。但韋をもて作らず。代るに布をもてせり。是その字、改て衣に從ふゆゑんなり。

繝はいにしへ婢妾賤婦のともから、凡袴を着るに及ばざりし女子の、前にかくるものなり。その長、膝をすぎずといふ。これいにしへは婦人の帶甚細し。故に步行のとき、前のひらくを覆ふが爲なり。

褌



小ひだ有とも云へり、未レ詳　紐の左右の玉なうしろへめぐらして帶にはさむなり　長は膝を不レ過といへば、布一幅をもてつくりしならん



佐渡越後にてはひもをつけずといふ　今はたゞみて帶にはさむゆゑなり

褌はウハモと名づけしは、裳のひらくを覆ふ具なればなり。後世戰國爭擾の世となりし程は、褌の名をだにしらぬもの多かりけん。さりけれども京師にては、はかなき遊女のたぐひまで、前のひら／＼をいとふが爲に、帶かけといふものをしたらんと思ふよしは、古畫に、その圖の遺れるがあり。〔割註〕古畫の婦人の帶かけをしたるを、予は享和中京師にて見たり。かくてこたび又見つるのみ。この前後には絕て見ぬなり。」

されば流れての世の風俗なれば、褌の製のやうやく變じて、只色々の染絹などもて、今のゆきを只一はゞにしたるやうなるを、一重腰に繞らして脇にし、むすびとめたるなり　そは天正前後の古畫に、その圖の遺るものすなはち是なり。當時も猶婦人の帶は、究めて細かり。その畫圖の帶に似たるは、則これ帶かけにて、まことの帶はかくるゝ故に畫かず。こゝをもてその帶かけは、なか／＼に帶の如くに見ゆれども、その帶のむすびめはさらなり。はしをだにゑがゝぬにて、帶かけなる事あきらかなり。かくて百四五十年以來、婦人の帶の幅、とし／＼に廣くなりて、近來に至りては、前の帶かけのはゞよりも、猶廣きのも多かり。この故に帶かけ變じて、前だれになりたるなり。

故老云、むかし江戶にては、小袖に袖口といふものを、かくることはなかりしに、東福門院樣御下向の

とき、供奉の女中方の小袖に、袖口をかけたるを見て、江戸にても袖口をかくることになりたり。又前だれといふものも、江戸にてはせざりしに、是は京の茶屋女の風俗を見および聞およびて、遂に前垂をかくるやうになりたりといへり。〔割註〕今市井の男女の前だれをかくるは、膝をよごさじとの爲めなれば、いにしへの褌とは、その用心異にして、いよ／＼鄙俗になりしなり。〕

解按ずるに、日本紀略に、藤原保昌が弟保輔が事見えて、是を袴垂と異名したるは、世の人しれり。この袴垂は褌の事なるべし。保輔は無類の雄者にて、遂に盗賊となりたりし。その人となりを推ときは、是その禮服威儀を整ふにより、褌を袴に代たるにやあらん。こゝをもて袴垂と呼れしものか。褌には小ヒダありとしもいへば、袴に似て垂たりといふ儀ならんと思ふかし。譬ば今も褌に似たるものを前かけと唱へ、多くは前垂といふ。垂の儀、此の如くなるべし。

かくて今は前だれにも、花美を盡すことになりたり。しかれどもそは京の祇園の赤前垂を例として、江戸にても遊里の茶屋女、或は遊民俠客の妻むすめならでは、前垂を晴れにはせず。これによりて思ふに、古畫の美人の帶かけをしたるは、皆是當時の妓女なるべし。その中に佐渡北越の片田舍には、なか／＼に古風遺りて、前だれをかくる婦人はあらず。彼帶ひら、帶はさみをのみせしよしは、猶昔の禮羊のごとしともいはましや。これすらも近ごろは、いとまれ／＼になりしといへば、後々に至りなば、彼地にても帶ひらの名をだにしらずなりやせん。そはなげくべきことになん。

帶ひら、帶はさみと唱るよしは、田舍といへども、今の帶はそのほど廣かり。かゝれば是を昔の如く前にかけて、裳のひら〳〵を掩ふにしも及ばねば、只昔より他行にはしかするものぞとのみこゝろえて、只いつとなく三つに折て、おの／＼帶にはさみしより、帶かけとだにいはずして、云々と唱るならん。譬ばむかしは駕輿のものも、多くは烏帽子を省略する世となりしより、柿染或は段々筋の布をもて、鉢卷のやうにして、前をひらきうしろをしぼりて、盆の窪にて結びしかば、すなはち烏帽子に

かたどるなり。その袖を長くしたるは、白張に擬したるなり。しかるを百年あまりこなたは、それをすら又變じて、その布を頭に卷かず。只三つ四つに長く折て、腰にはさませたりしより、おしなべてその布をはさみ、手ぬぐひと呼びなすのみ。それも又近來は、その手拭を糊張にし、或は片木の眞さへ入れて、檜扇のごとくしたるを、何等の用に立ともしらねど、腰のかざりとこゝろえて、陸尺ばらの腰に挿すと、同日の談なるべし。

一日輪池翁、古畫の美人三幅を予によせて問て云、この箱書付には、土佐又平畫とあれども、その時代より猶すこしおくれたるものなるべし。しかるに畫圖の美婦人の帶のはゞ甚廣し。抑婦人の帶の幅の、かくのごとく廣くなりしは、いつ頃よりの事なるや、聞まほしといはれたり。予、この心を得てその畫を觀るに、げに又平が筆にはあらず。さばれ畫中の人物は、天正中の妓女なるべく、畫者は天正後にやらん。且その帶と見られしは、眞の帶にはあらずして、帶かけならんと思ひしかば、すなはち褌と佐渡越後なる帶はさみの事をもて、云々とこれをことわり、この畫の時代に、かくのごとく帶の廣かるべきやうなし。その說は云々と、前條を舉てこたへしかば、輪池翁うけ歡びて、猶帶はさみのあかしふみを、見まくほしといはれたり。抑も輪池翁の博覽強記もて、下問を恥給はぬめでたさよとばかりにして、うちもおかれず、予が見たるまゝ聞たるまゝを、しどろもどろにしるしつけて、まゐらすること右の如し。このうち、褌の一條は、國史中に見えたるを、抄錄しておきたれども、抄錄の多卷なるを、さぐりいださんも煩しければ、今つぶさにはしるすに及ばず。又帶ひらの一條は、佐渡風土記、佐渡年代記、增補越後名寄などに載たりけんが、ありとしもおぼえず。この書どもは、舊宅なる書齋にのこしおきてしかば、そは亦異日考索せん。正しく物にしるされしは、佐渡事略の外、諳にはおぼえず。餘は傳聞によるものから、近來記憶を喪ひしに、かく引書にすら乏しければ、漏すも多く、たがへるもあらん。なほよくたゞされん事をねがふのみ。

文政八年五月四日　　瀧澤解拜具

追考、
伊豆國海島風土記卷下に、八丈島なる男女の風俗をしるして云、女の帶の幅は一尺ばかり、長さ四五尺に紬を織り、蘇枋木を以赤く染、その儘、單にて用ひ、老若ともに是を前にて結ぶ。男は眞を入れ、くけたる帶を結ぶもありといへり。これ亦帶かけの遺風なるべく、今佐渡にては、女の帶の幅の廣きを結ぶゆゑに、帶ひらを三つにたゝみて、その帶に挾むなり。又八丈島なる女は、いにしへの帶かけをかりて、帶に用るにより、たけをば長くせしにやあらん。孤島は他鄕の人をまじへざるをもて、物毎に古風を存する事多かり。五島、平戶などの島々なる風俗をも、よく訪窮めなば、かゝるたぐひたほあるべし。

文政八年七月朔　　瀧澤解再識

追記信天緣
天保三年壬辰夏六月、牛込御門內なる武家某氏屋敷の樹に、信天緣忽然と來て集たり。人みな視て捉まくほりせしかども、高樹の事なればすべなかりしに、次の日、その鳥おのづからに落て庭にあり。やがてとらへて、いろ〳〵飢を養ひけるに喫はず。後に泥鰌をあたへければ、いさゝかくらひしとぞ。信天緣又信天翁と云。この間の俗、馬鹿鳥といふもの是なり。形狀鶴に似て脚に水かきあり。總身薄黑色にて臭氣あり。視るもの鼻を掩ふ。高さ一尺五寸、羽をひらけば左右へ七尺五寸ありといふ。高さに合しては羽は甚長かり。短尾雁の如し。この鳥、物に傷られて、遠く逃れ來つるなるべし。いく程もなく隕たり。上總伊豆の海濱には多くあるものながら、江戶にて観るはめづらし。芳塢赫洲、その畫圖を懷にし、來て予に見せたれど、寫生ならねば見るに足らず。この鳥の事、本草綱目、幷に五雜組、大和本草等に詳也。こゝに半頁の餘紙あれば、誌して遺忘に備ふ。

○三十六町を一里とせるはじまり幷一里塚の事

解按、拾芥抄中、田籍部に、卅六町爲二一里一。此六里爲レ條。起レ從レ北行二於南一。〔割註〕限卅六條。」里起レ西行二於東一。〔割註〕限卅六里。」可レ始レ艮終レ乾。」〔割註〕但し巳上可レ隨二國例一。」としるされたれど、三十六町をもて一里と定められし事は、いづれのおん時にはじまりしにや詳ならず。舊説にいにしへ六町を一里とせられしよしは、地六數に隨はれしなり。そのゝち三十六町を一里とせられしは、是と六六三十六則、地の三十六禽によられるなりともいひ、或は鯉鱗三十六の義によりて、里數を三十六里に定められしなりなどいへれども、何れも臆説にて、出處定かならぬことなり。さばれその理なきにしもあらねば、姑く一説に備ふべし。但し鯉鱗の如きは鑿説なり。東涯先生の制度通に云、公式令、凡行程馬七十里、歩は五十里、車三十里。本朝古へは中國の法にて、一里の中に小名を立て、何里何町と云ことと見えず。拾芥抄に、三十六町を一里とすとあるは、田地の積りにて、方一町の田を三十六並べたるを云へり。今路程の長さ三十六町を一里とするものは、此等より轉じたるものなるべし。本朝に里と云ふに三様あり。戸令に五十戸を爲二一里一と云は、土地廣狹によらず、家數を以、一在所を立るの名なり。雜令に、三百歩爲二一里一と云は、路程の法なり。〔割註〕三百歩は規矩尺六尺を一歩として、今の六尺を一間とすると同じく、一歩は一間にて、今の五町なり。是古への一里なり。〇解云、上古の尺はつまりたり。今の五町は古の六町と同じかるべし。」又云、今いふ三十六町を一里とし、五十町を一里とする事は、何れの頃よりと云ことを詳にせずといへり。〔割註〕以上見二制度通一。又可レ參二見秉燭譚一。」三十町一里の事は、紀原詳ならず。先哲もをさ〳〵拾芥抄本によれるのみなり。又今の一里塚のはじまりは、信長記に、天文九年冬將軍家にて、諸國へ仰有て、四十町を二里とし、里堠の上に松と榎を植らるといへり。又蒼梧隨筆には、天正年間の頃、織田信長公の下知に依て、一里を三十六町に定めて、其表示に榎を栽させ、旅人休泊の事を易からしめ給ふといへり。又云、一里塚に榎木を栽しは、其頃の奉行のもの、一里塚には松杉を栽べきかと云ひしに、信長公の命に、松杉は並木に等し、餘の木を栽よとの玉ひしを、餘の木を榎木

と聞誤りしといへども、密に考るに、榎と槐と其木相似て、槐は少（まれ）にして、榎は多きもの故に得るに易く、尤松杉と異にして、蔭をなして大木となるを以、槐に代て榎を栽しなるべし。事文類聚を考るに、韋孝寬、雍州の刺史と爲て、道の側に一里每に一土堠を築しに、雨にて其土堠、度々損頽するに因て、又勘辨して、土堠の處に槐木を植しむ。然して損頽なきのみに非ず、旅行の人、庇蔭を得て、休息するに便りありとて、韋孝寬が德を仰しとなり。周文これを可として、普く天下に令して、一里に一木、十里に二木、百里に五木を植させしと有り。〔割註〕按に、一里一木とあるは、一里塚の事なり。十里に二木、百里に五木とあるは、是旅行の人の息む爲の事にして、槐木を栽て庇蔭を設けしめし、今の世に茶屋建場といふ類の如くなるべし。〔割註〕解云、一里每には一木を栽へ、其より第十里目には二木、第百里目に五木と、其木を倍して、里數の句ぎり〳〵を知らせしなり。五里に一舍、十里に一亭の定とは異なるべし。」魏の文帝は、一里每に一銅表を置く。高さ五尺にして里數を記せしとあり。〔割註〕已上摘要。」解云、魏文の一條は、天朝の多賀城の類なるべければ、今の一里塚とはおなじからぬなるべし〔割註〕韋孝寬が事は、北史に見えたり。」又按ずるに、信長記に四十町を一里と定められしと云ふは、今の世も伊勢路は四十町、四十八町を一里とす。かゝれば當時の四十町一里は、伊勢、尾張の里數によられしものか。當時といへども、諸國大かたは三十六町一里にして、或は五十町六十町七十町を一里とせし處もありけん。今もなほしかなり。〔割註〕今の世も仙臺は六町一里也。これをこみちといふ。又三十六里もて對るを大みちといふ。山陽道は五十町、七十二町を一里とすと云。」この他、續日本紀に、限ニ伊勢大神宮之界ニ樹レ標としるされ、又近世の制度には、一書に續陰逸史を引て、慶長九年二月。下ニ令東海東山北陸三道ニ。每レ里置レ堠。既而西南亦皆依ニ其法ニ云々、と見えたるは、今の並樹の事にして、まさしく一里塚の事とも聞えず。續紀に見えたるは、道里遠近の碑を建られしにて、亦是多賀城の碑の類なるべし。

又按ずるに、俗説に一休和尚の連歌の發句なりとて、

門松は冥土の旅の一里塚

といふを人口に膾炙したり。これによれば一里塚は、天文天正以前、はやく諸國にありしやうに思ふものもあるべけれど、この句、必一休なりとは定めがたく、いと疑しきものながら、人生逆旅に似たりといふ、世人の句を翻案して、無常迅速の意を示せしはおもしろし。〔割註〕一休は文明十三年十一月に遷化なり。かゝれば一里塚を築れしといふ、天文九年より溯て數れば、六十年許上にあり。」

〔簞笥のはじまりの事〕

このもの、ふるくは所見なし。按ずるに、三百年あまり以前に、籠笥といひしもの、是簞笥のはじめなるべし。この籠笥は下學集器財に見えて、唐櫃、懸子、皮籠、葛籠、破籠、頓須籠、籠笥、御笥と並べ出したり。この籠笥を後に簞笥と名づけしは、廣韻に竹器同曰レ簞。方曰レ笥。とあるに據な。左由法師などが時代にもありけるかし。元來簞笥は籠をもてせし書笥なるべし。書言字考に、本朝俗謂二書櫃一爲二簞笥一と註して、和訓をカタミバコとしるせしは、何に據れるにや。疑らくは記者の杜撰なるべし。もしよめむかへに、簞笥の名目はなからずやと思へど、羣書類從はすべて舊宅の文庫に遺しおきたれば、只今享檢によしなし。異日披閲してその事あらば追書すべし。さばれ大かたなきなるべし。かゝれば籠笥の轉じて、簞笥となりしより後には、竹を編て造らず、代りに桐の木をもて、引出しなどいふものすら造りそへたるは、寛永以來の事にやあらん。譬ば御筥の轉じて挾み板となり、又轉じて挾箱となれるが如し。そが中に、かのたんすといふものは、百年來のものとおもはゆ。小石川の御簞笥町、牛込の簞笥町も、ふるき江戸[illegible]圖、江戸地圖等には見えず。今は御簞笥町に引出し横町など唱候處もあり。こは私の字なるべしとばかりにして、簞笥を造りはじめたる時代は詳ならず。猶考ふべし。〔割註〕康熙字典に、廣韻を引て、簞笥は篋と見えたり。但し簞は笥なり。小篋なりと云ふ意にてもあるべけれども、同意の

字をかされて、熟字の如くつかふことと例あれば、既に唐山にて箪筩と云名ありぬらんとおぼし。猶考べし。〔説文、箪は筩也。漢律令、箪は小篋也。〕

文政八年乙酉秋七月念一日　著作堂解識

再び云ふ。たんすは擔筩にて、明暦の災後、車長持を停廢せられしより、火事の時、擔ひ出すに便利の爲にとて、造り出せしものかと思へども、古くより箪笥とのみ書て、擔筩と書たるを見れば、未臆説を免れず。もし證文あらば一説とすべし。〔割註〕但箪笥と云名目は、擔筩と別なるべし。〕

〔東大寺造立供養記〔割註〕文治元年〕云。周防國從二杣中一出大河口二佐波川一矣。木津至二于海一。

〔割註〕三十六町爲二一里一。〕

栂尾明惠上人渡天行程記云。從二大唐長安京一到二摩訶陀國王舍城一五萬里。即當二八千三百三十三里十二町一也。〔割註〕大里定也、三十六町一里定。〕百里小里、十六里二十四町也。〔割註〕大里定也〕この二書、羣書類從中に在り。

右三ヶ條、輪池翁の問れしかば、率爾ながらしか答へたりき。そのゝち翁追考のよしにて、上層に朱をもてしるして見せられたり。さらば問ずもあれかしと思ふのみ。

追錄瑞稻、白烏、

天保二年辛卯の秋、越後魚沼郡妻有の庄、十日町の在鄉割、野村久左衞門といふ者の家の裏の軒端に、稻一株自然と生出しを、そがまゝに捨置しに、漸々生立て長さ八九尺に及び、葉の幅八九分なり。穗は一穗に千百十數粒あり、小穗十三本、これぞおの〳〵五六百粒有り。未曾有の事也とて、遠近の老若來會して、見る者堵のごとくなりき。又天保三年壬辰の春、越後魚沼郡鹽澤の里人鎌屋治左衞門といふものゝ園の樹に、烏、巣を造りて雛三隻生出たり。その内に白烏一隻あり。あるじのをとこ、人にぬすまれんことを惝れて、はやうとりおろして養ひたり。その烏純白にして、初は觜と足と薄紅なりしが、成

長に從ひて背も脚も白くなりにきといふ。鹽澤の里長目擊して、圖して予におくれり。右の書圖は別卷にあり。

この二ヶ條は、壬辰の夏四月、牧之が書狀もて告られしを、こゝに半張の餘紙ありければ、追錄しつるにこそ。　　著作堂主人

○問目第十三ヶ條

△輪池堂問、著作堂答、

源平盛衰記に、太政入道の新院に、御起請かゝせ申せし事を、通親卿の詞に、コツソァフ狀といへり。文字は乞素獻狀と書して、素獻二字、舊誤作ニ索厭ニと註せり。これにて先聞えたれども、昔よりコツソァフ狀ともとなへ來り、俗間にアフデヮズクメなどいへるも、この事にやと思はるれば、唐書柳仲郢が傳に强厭といへれば、其政の嚴明なるをいひたれば、厭の字は本のまゝにても通ずべきにや。然るに獻と改たる據ありや、きかまほし。

答、厭狀の出處はいまだ詳ならねども、參考本にしも改められしは、なか／＼に誤なるべし。貴案の如く、今のことば書に、アフデヮズクメ、又ムリァフ狀、又クヒネコヲオサヘテトなどいへば、厭狀はおしつかはする誓文の事と聞ゆ。又獻狀といへば、唐山にいはゆる上書の類なり。よしや手背、倒に置く世也とも、太政入道臣として、新院にかゝし奉る起請文を、獻狀といふべくもあらず。おもふに漢籍に、厭と獻と打まぎれして書たる例多かり。漢書王莽傳に、乘ニ其未ニ堅、厭ニ其未ニ發。杜欽傳に折衝厭ニ難。又潘岳笙賦、厭焉乃揚注云々、厭猶ニ抑也とある是也。厭又猒に作り。獻も亦献に作る。こは省文なり。この四字、傳寫の手に誤り易し。おそらくは盛衰記の異本に、原本の厭、或は厭猒などありしを、誤りて獻獸などに作りしより、參考に乞索厭狀といふ義を、得わきまへざりし故に、却て獻狀を正文なりとして、且意をもて乞索の索字をも、素に改められしならん。しからはそはなまじひなる物こねにこそ

あんなれ。只厭状のみら（なれカ）で、此頃は怠状といふことあれども、獄状といふことは所見なし。今の學者、怠状は後世のあやまり詫文におなじといへるは、大かたのことにて、保元物語、左府頼長公の學問のうへをいへる段の怠状は、今のあやまり詫文より、その差かろきことのやうに聞ゆ。そはとまれかくまれ。今の俗語に、人をあやぶみて、叮嚀反復することを、怠状乞をするといふ。こは厭状ずくめと對すべし。幷に古言の遺れるなり。かゝれば厭状、怠状は、むかしの儒者詞なるべし。されはとて、漢籍に出處あるべきことにはあらず。譬ば今の町學者のおとしばなしを落語といひ、地口を語路といふが如くなるべし。さて又乞索はやはり乞索にて、乞索の誤りにあらず。ゆゑいかにとならば、盛衰記に乞索と書たるは假字にて、コツソは隱行の義也。今も、しのびてすることをコツソといひ、女子の頭巾をコッソ頭巾といふ。おは敬の詞、コソはオコソリにて、しのぶの義也。是たつき代の長頭巾にて、途中の人目をしのぶものなれば、この名あり。よりて又按ずるに、コソはコモ也。ソとモと通聲、コモはこもるなり。文字には隱又陰にも當れり。よろづうちこもりてすることは、しのぶの義あるをもて、隱密をコソといふ。則是コソ、コモ積音コモルの略語にて、ひそかといふにおなじ。コソは必古言なるべし。さてそのコソのあはひに、ツもじをそえて唱しは、すなはち古俗の訛しにて、猶今俗のかたびくをカタビツコ、目かねをホツカ、あまてをアサツテなどいふが如し。かくて盛衰記の本文に據るに、太政入道夫婦、ひそかに平家の子孫後世の爲に、新院におして起請文をかゝし奉りしかば、通親卿のそれを譏りて、コッソ厭状といひしなり。コツソは上に辨じたる隱密の義にて、ひそかなり。厭状はおさえてかゝし奉りし状なり。地をうつ槌のはづるゝとも、この事のみは違ふべからずと思ふも、鳴呼のひがごとかしらず侍れど、とにもかくにも參考本に誤なりといはれしは、なか〳〵に誤りにて、ふかく考ざりしによれり。かゝれば獄字のよりどころを、たづねずして分明ならん歟。〔割註〕解云、おされていふ。ひそかに退くものを、俗にこそ〳〵とにげてゆくといふ。又意中に思ふのみにてあらはにいひがたきを、こそはゆくなどいふこそ

と、指ひそかの義にて、今の俗語に、こそといふこと多けれども、人のこゝろつかぬにや。いまだ註せしものを見ず。又おこそ頭巾は御高祖頭巾にて、日蓮の綿帽子より出たりといふものあれど、附會なるべし。解再白。」

地口とはいかなる義ぞ

答、地口はむかしのいはゆる秀句に似たり。近俗に常談に、一句兩義を相かぬるものを、本歌俳諧にいひかけといひ、狂歌にもぢりといひ、平話にくちあひといへり。くちは言なり。猶片言をかたくち、陳状をまうしぐちといふがごとし。あひは相也。合なり。一句兩義を兼ればなり。新内ぶしといふ艶曲に、おとしばなしや、くちあひの云々とうたふはこれなり。されば狂歌にもぢりといひしは、いひかけくちあひとは同異にて、およそ猥褻の意をふくみて、あらはにさしていはざるなり。安永七年の春、もぢりづくしといふ繪册子の、いたく行れしこと有けり。そが中に、おくさまのおねまへいつかそろ／＼とはいかけて來る桐頼の花、これらはもぢりの人がらよきものなり。甚しきに至りては、絕倒すること多かり。おのれわかゝりし時、地口はもぢり／＼ちの略語にやと思ひしが、さにあらず。ぢぐちは持口なり。又地口なり。この地の字は、地酒、地本問屋の地の如く、只大江戸に限るの義にて、口は上に辨じたるごとく言葉也。これを地口といふよしは、およそ神社の祭禮に、地口行燈といふ物を出すことは、おそらく他郷になし。よしや今はありとても、そはみな江戸ぶりをまなびたるなり。これ當地のくちあひといふべきを、略して地口といふ。その實は持口の義にもかよへり。すべて歌合、句合の判者、左右一つがひの甲乙を定むるに、その優劣なきものを持とす。持口は一句兩義を兼るものにて、左右へ引はる意あり。譬ば歌合の左右に、甲乙なきが如く、兼る所の兩義、さらに甲乙を定むべきの理なし。よりてくちあひを持口といへり。今も俗間に、彼我の損益なきを、持になつたなどいふも、この意をもてしるべし。しかれども文字には、地口とのみ書く故に、持合の說は穿鑿に似たり。只當地のくちあひといふ

略語なりとのみいはゞ、なか／＼におだやかなるべし。解云。

ハチブサレタとはいかなる義ぞ

答、この俗語、ふるくは聞えず。寛政のはじめより、やうやくに耳にふれしを、今は鄙俗の常談となれり。按ずるに、寛政二年、はじめて江戸に義倉を建させられて、これを籾藏町會所といふ。江戸の町々、毎月町入用の雜費のうち、無用のものを省きて、七分は籾藏へ納め奉り、一分はその町々なる居付地主等預りおきて、町內臨時見つもり外なる費用に充べしとなり。これを諸町內積金八分といふ。「當時今は七分とのみいへど、その實は八分なり」これみな町入用中、無用の雜費を省き退けたるものなれば、凡一むれのうちにて、はぶき除るゝことを、八分されるといふ。八分されるとは、八分にされるなり。すべてさとび言は、急にして語つまれり。故ににもじを略せしか。さらでも忌よしなきにあらねば、わざと、にもじを略せしかもしらず。これより轉じて、人に物を乞ふことあるに、その人、拒みて遣さゞることをも、八分されたといひ、下郎の賤妓にふらるゝをも、八分さるゝといふ。いづれも拒み退るの義にて、彼雜費中の八分を省き退けしより、出たることなるべし。寛政中、小人の小うたに、八分されてもつき出されても云々とうたへり。これ八分といふことのはやり出せしはじめなり。解云。

再按ずるに、源氏物語に、はちふく、といふこと見えたり。即蜂吹にて、今俗のあたまの蜂をはらふなどいふにひとしきむかしの俗語なるべし。しかればはちぶさるゝといへるには、その義たがへるに似たり。なほ考ふべし。

再考、源氏物語にはちふくといふことあり。これならんかと思へども、古意を今のはやり歌に、とり用ふべくもあらず。なほ考べし。

俳諧師嵐雪が歳旦の發句に、面々の蜂を拂ふや花の春、これも蜂ふくの意なり。今世の俗のはちぶさるゝといふも、蜂ふくより轉ぜしならんか。初按の八分云々は、なか／＼に牽强なりき。宜しく蜂吹くの

義を用ふべし。解再識。

△著作堂問

賓語教といふものに見えし、鳩有二三枝之禮一。烏有二反哺之孝一。てふ語は、三尺のわらべなりともしらぬはなし。しかれどもこの語は、何の書より出たりといふものを見ず。解がわかゝりし時、この義をもて、一老先生に問しに、「そは譙周が法訓にあり。說郛を見よといはれしかば、いと欲しくて、そのゝち說郛の法訓の條下を披閱せしに、たゞ羊有二跪乳之禮一。雞有二識時之候一。鴈有二庠序之儀一。人取レ法焉。といふ語あるのみ、〔割註〕淵鑑類函四百三十六獸部八羊の一にも、亦此語のみを載たり。」彼先生はこれらの語を覺たがへしにやあらん。そは譜記の失なること疑ひなし。按ずるに、唐書五十九、藝文志に、譙周法訓八卷、五教五卷と見えたり。さるを說郛に收めたる法訓は、纔に七則凡二百六十有四言、その楮數一頁半に過ざるのみ。全書既に傳らねば、考索によしなけれども、おそらく法訓より出たる語にはあるべからず。賓語教はむかし叡山の法師の作れりといひ、或は空海の作也ともいへば、件の語は、必佛典より出しにやあらんとばかりにして、何の佛教に有やしらず。烏に二種あり。はしぶとゝ唱るものには反哺の事なし。はしほそは漢名を慈烏といふ是なり。こは反哺するものゝよし、本草及諸書にいへれど、鳩に禮讓あるよしは、いまだ算籟を得ざるなり。此語の出處をきかまほし。解問、

顏氏家訓上卷、に、鹿獨戒馬之間、轉死溝壑之際、といふこと見えたり。鹿獨の義、いまだ詳ならず。一本のまゝに見れば、獨も亦獸の名にて、形、猨に似たり。正字通巳集、に、獨。杜谷切。音瀆。似レ猨而大。猨性群。獨性特。云云。といへるこれなり。又獨を蜀字の誤と見ても、鹿蜀も亦獸の名なり。山海經南山經、に、杻陽之山云々。有レ獸焉。其狀如レ馬而白首。其文如レ鹿而赤尾。其音如レ謠。其名曰二鹿蜀一。佩レ之宜二子孫一。といふもの是のみ。しかれども顏氏が所レ云鹿獨は、これらの義なるべくもあらず。又獨を觸字に誤と見れば、鹿の角をもて、その害を備防ぐがごとく、鬪戰防禦進退の義、鹿觸といふにやと思へど、

猶心もとなし。再按ずるに、鹿々と錄々と陸々と通ずるよし、正字通、鹿字の註に見えたり。鹿と獨とは聲相近し。かゝれば鹿獨は當時南朝の方言にて、猶錄々といふがごとしといはゞ、その義はじめて聞え易し。しかれども、こは愚が推量の辨にして、この他の古書に管見なし。鹿獨といふよしは、まさしき本據あることなりや。聞まほし。解問、今の世、一職の中にて、擢て進退を掌るものを、キモイリといふ。文字には肝炙〔割註〕炙一作レ煎。と書たり。所謂寄合肝炙、肝炙名主是なり。肝煎の字は室町殿日記に見えたれば、凡三百年來の俗稱なるべし。しかれども、その義を定かにいふものを見ず。こは據あることなりや。聞まほし。解問、

雀記、雀戰、

天保三年壬辰秋八月六日より、同月十日比まで、湯島麟祥院〔割註〕號天澤山。この隣寺〔割註〕寺號をわする。なほたづぬべし。この森にて、雀數千隻宿せしが、雀戰起りしより、處々の雀集り來て數萬に及び、くひあふ事夥し。その聲、遠く本郷御弓町、水道橋邊までも、くつわ虫の遙に群鳴く如く聞えしとなり。吾友木藪老々人の家人國麴某、同月六日の夕つかた、はからずその寺の頭りをよぎりて、目擊せしよし。その翌七日、老人より消息のついでに告られにき。又一友人鈴木有稔の近隣某も目擊せしに、雀は森の中に在り、外の方よりうち見たれば、くひあふ處、定かには見えざりしが、そこらの樹の下にくひ殺されし雀、木の葉の散たるやうに見えたりとぞ。〔割註〕風聞には死したる雀、米俵に三俵有しといへり。追考蒜錄第二卷にしるす。合し見るべし。○ある人、このことを畫に寫らせんとて、有稔子に畫を誂へしが、彫工いまだ成を告げずといへり。世にめづらしき事なるに、こゝに半張の餘紙ありければ、追て錄す。昔もかゝる事有けるか、和漢の先蹤なほ考ふべし。

○汎レ舟賞レ月詩歌

九月十三日夜即事　　屋代弘賢

ふねうけてめづるこゝろもすみだ川水のゆくへの長月の影

九月十三日夜泛レ舟賞月　　山崎美成

皎兮明水月中。秋老纎華筵。玉塔横ニ芝海一。金波湧ニ墨川一。雁行侵レ夜逕。霜葉逐レ流解。緬憶能登壘。兼懐大堰船。影消一分缺。光勝滿輪圓。今夕無雙賞。仰レ高延喜天。

自註、越後交談記(割註)建久年二年九月十日の記。云、九月十三夜名ニ纎華會一。(割註)北越軍記云、天正二年八月能登陣なり。七尾の城を九月十一日に攻落。同月十三夜明月なれば、謙信の作、霜滿ニ軍營ニ秋氣清。數行過雁月三更。越山併得能州景。任他家郷念ニ遠征一。(散木奇歌集云、九月十三夜、大井河にまかりて、舟にのりてきよ瀧河のわたりまでのぼりて、

紅葉ちる清瀧川に舟出して名にながれたる月をこそ見れ

躬恒集云、清凉殿の南のつまに、みかは水めぐり出たり。延喜十九年九月十三夜、その宴をさせ給へり。(中右記云、九月十三夜。今宵雲淨月明。是寛平法皇、明月無雙の由被ニ仰出一云々。

舟中賞月　　関克明

一夜扁舟棹ニ大川一。白鷗相近共縱横。清光最好金波裏。酌酒高談物外情。

影きよき浦の舟にこゝろさへすみだがはらの秋の夜の月

九月十三日舟中同ニ諸賢一墨水賞レ月　　関思亮

澄江數里遇ニ良時一。水面鎔金千月奇。話レ古論レ今虚渡裏。一船清味少ニ人知一。

九月十三夜即事　　谷文二　十四歳

すみだ川水さへきよく空さえてふけゆくよはもなが月のつき

己酉季秋十三夜。與ニ耽奇社友一。倶溯ニ墨水一賞ニ月光一。舟中憶ニ故人海棠館一。賦ニ一絶一。　　瀧澤解

九月十三泛二墨水一。晩潮來去任レ船流。蟾精未レ滿明先缺。遠岸松蘿奈二舊遊一。

苫舟のおなじながれにすみだ川こゝろ隈なき月の夜の友

九月十三夜墨水賞レ月　　瀧澤興繼

冰輪冷艷擅二清光一。銀漢斜添雁一行。船倚枯葭櫻樹岸。人忘桑利宿鶴傍。斑煙哭レ子狂何甚。在二左思一レ京諷詠芳。月色今宵千古似。秋寒徹水覺二風霜一。

是夜舟中醉間即事狂題　　曲亭陳人

就奇會了又將レ遊。六友相携月見舟。潜戻堅川今戸廻。遊登横網岸前頭。夜深風冷雅情立。肆尋頓客書商浮。雖レ有二隱橋無一涉二其金波一如レ睨照二名樓一〔割註〕今戸有二酒肆號二金波樓一者一。

追記異聞清國荒飢亂

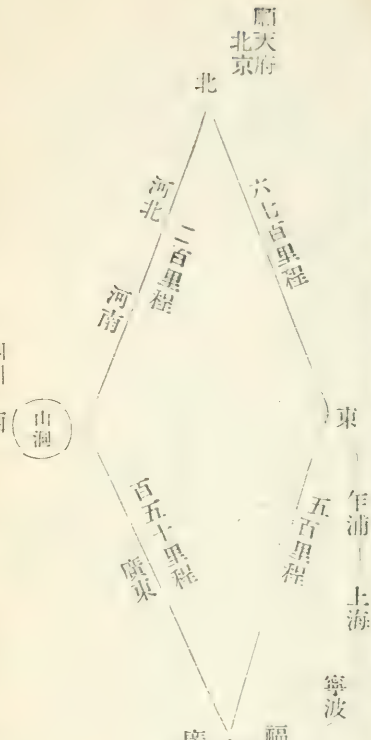
去年來、唐國諸省洪水にて米穀不レ熟、餓死の者多く、困窮に堪かね候處、去冬十一月比、河南の富家趙金龍と申者、米穀其外柴薪等迄、夫々施し救ひ、諸民安堵仕候處、知縣官所より、右可レ施品々を官所へ指出し、官府より士民へ配當可レ致、其儀難レ成候はゞ、官府へ相當の挨拶、賄賂を出し候樣との沙汰により、自身貯置候米穀を以、諸民を救ひ候儀にて、官府へ賄賂差出候わけ無レ之趣相答候處、兩條共辭退いたし候者、疑しきよしにて入牢を申付候故、諸民憤を生じ一揆を企、知縣を殺害し、牢屋を毀ち、金龍を救ひ出て騷動に及び、遂に河南の總兵并に遊擊と申武官、軍勢を押出して征伐あり。此以前趙金龍の娘趙金鳳を娶り候洞住居の猺人共土民を救ひ、右之一揆に與し、官軍と戰ひ、河南の總兵并に遊擊も、仙洞にて猺人の爲に討死し、官軍敗走に及び候。此出は四川廣東廣西河南の四省に通じ、猺人共居住仕候洞御座候。此節金龍の子は虜に成候由。又金龍の弟金虎が虜に成候と申事、南京に御座候。其後北京より英和と申大將、精兵十萬を領し、河南へ出陣有レ之趣、當節出船の砌、專ら風聞仕候。

一、當節江南省の内、上海と申所え、イギリス船一艘着船いたし、唐國通商相願候へ共、許容無レ之、其以前

福建の沖へも繋り、商賣願いだし、夫より寧波えも船寄せ、願書差出し候へ共、何方にても許容無レ之。此節は上海の沖手へ繋り居候故、海邊武備嚴重にて、手當有レ之。土民の經營は何の構も無レ之。只武官の備ろ而已に御座候。〔割註〕此下ヰンギリス願出の譯文あり。略レ之。」

右之通、此度御書上に成候に付差上候。私唐人に出會候節、直に右の趣承り候處、當三月初旬、官軍大將遊擊、謀に落入、敵地にて討死いたし、夫より四月、北京より大將十萬騎にて向ひ申候。いづれ五月中出立に相成申、北京より人數罷越候はゞ、程なく靜謐に相成可レ申候よし申聞候。

一、北京より乍浦え、日本里數六七百里も有レ之、あらまし唐人に承り候。里數左の通り、



山洞と申所は、日本にて申さば、肥後國五ケ村米良とも可レ申處に御座候。官府に貢物も差出不レ申、洞に一箇の主の如く、日本にて凡九州程も廣く領し居候。趙金龍は其大將方に緣組致し候と覺申候故、

殊之外のたすかりに候よし、其上、河南省の一揆を合せ、何れ只事不レ成候。知縣官所と申は、所の代官の事なり。山洞は所の名也。四川省、廣東省、廣西省、河南省と申は、唐國は十八省と申て、唐を十八に割て、一つを一省と申、其省の内に、國郡城奉行所有レ之候。〔割註〕天和三壬辰八朔、宇都宮藤河合生、この外を楷にし來て、こは同僚何がしが見させたるを借謄したり。本文に歳月を記さゞれば、何の時ともわきまへがたし。醫官を頼ふといへり。予は云、こは本朝天保荒饑の比の事なるべし。當時唐山も荒饑にて、一揆起りし事は予も傳聞たり。大かたその折の事にて、昨今の事にはあらじと答たりき。則この處に餘紙あるを以て、錄して後考に備ふ。追考、この兵亂は、其年清の道光辛卯年の事也。長崎奉行より風聞書上の進達書の趣は、かくまで大造なる事にてはあらずといへり。未詳。なほたづぬべし。」

〇天愚孔平傳

著作堂主人

萩野喜內、雲州候臣、名は信敏(のぶとし)、字は求之、鳩谷と號し、又天愚齋と號す。本姓は平氏なり。孔子六十五代の子孫、明の世に孔亂樣といふ人あり。その妻亂樣が子を孕したるに、亂樣死ければ、其妻流浪してありしを、日本の海賊、明の邊鄙を侵したる時、その女をわが國に連來たる。某の某といふもの、かの女の孔子の後裔を懐妊したると聞て、これを入れて妻とす。其生れし子を則養ふて子とし、孔子の孔・平とを合せ、孔平氏と名乘らす。その末葉、氏を萩野と改む。喜內は古今に稀なる奇人なる事、世にかくれなけれども、その傳をしるしたるものなし。今喜內のみづから語れる所を、かたはらより書したること左の如し。

私儀、當年百五つに相成候。〔割註〕文化九年壬申。」寶永六年五月廿八日、麹町天神下にて生る。父は俗醫にて彥一郎と申。名は伝龍、字は伯麟、號を孔子のゆかりにて闕里と申す。醫を以て始て雲州家に仕ふ。祖父は東溪とて書をよくす。細井廣澤も東溪に筆法を學びたり。高祖父は春庵といふ。號を月笑と

云て、徂徠の學問の師匠なり。放蕩不羈にて、女郎を廿七人まで受出し、芝居棧敷每日なり。私は父彥一郎醫業をつがせまじとて、生れし事を旦那に屆けざること十二年。享保六年に屆をしたるゆゑ、旦那前は當年九十四五なるべし。漢の李少君が故事にならひ、誰が年を問ても、七十々々といふ故、世上にては、喜內が百五つといふは虛言ならん。たか〴〵七八十計に見ゆると取沙汰するよし。是と申も容貌の若く見ゆる故なり。長壽するには、いろ〳〵仕方あれども、先づ湯をつかはず、熱物をたべず、女をせぬが第一也。私儀、四十計より湯をつかひ不レ申。冷飯ばかりたべ、妻をも近付不レ申。又爪をとる日を六と九とに定め、六の日には手の爪を取り、九の日には足の爪をとる。是も養生によろしきなり。私儀、若年より一齒性強く、妄想を十一歲より每夜々々見たり、十五六のときには甚しく相成候。俗に妄想はよわき人の見るものにて、宜しからぬ事なりと申せども、私のは强過て見る妄想と見えて、此年來まで在生仕る。當出羽守には曾祖母にあたり。四代前出羽守の奧方、京都伏見殿より入輿ありし、南海の養母にて後室になられ、大岳院と申されたる隱居の住居向、死後明き御殿となりてありしに、南海幼年の節、伽の子どもを連れ、每日遊びに行れし時、私も子供にて供したり。そのあき御殿にて、朋輩の子供寄合ひ、私をとらまへ、手すさみをしてくれたり。そのうち、かのひとり手すさみを、自分にて三度して見たる外したる事なし。二十歲の時にはじめて女を仕る。是は內の女のよく寢入たるを伺ひて忍びより、既に合するまで目をさまさず。その間に事果てかへれり。その女の名も忘れたり。養生には情をうつさず。はやく仕舞ふが宜候。其後、丹羽左京大夫陶加入道の妾おきくの緣により、入道に懇に出入したり。入道、私が偏屈なるをもつて、粹にせんとて吉原へ召連られ、二の町といふ女郎を揚て下されたり。一處に床には寢られ共、妓女を犯す事は、孔氏の代々遺戒なれば、發起して仕方なきまゝ、かのひとり手すさみにて帆柱を倒したり。入道のかよはれし度々供いたし、その物入三百兩ほどなり。入道仰に、我等三百兩入れても喜內を粹にせばやと思ひしに、終に粹にならずと笑はれたり。又南海、每度吉原へか

よはれたれども、外の物をたべる事、きつう嫌ひなれば、屋敷より葵の紋付たる膳だんすを用意し、その中に器物を入れ、料理人にこしらへさせてたべられ、私には女郎屋より出したる吸物、硯ぶた等を、主人の名代にたべよとて、睦元へ始終おかれ、腹一ぱい、これをくひ候事、忝儀、に存候。私儀、六侯十三謚七妙一奇とて、世に珍らしき行ひあり。是はいつぞ申べし。私妻は藤堂和泉守様の醫者宮田良運康にて、子九人あり。總領女、その次も其次も女、五人目男、六人目彦一、今近習頭見習を命ぜらる。その次又女、これは藩中の醫者加藤玄又が妻となる。玄又は能書なり。八人目男岩藏、藩中外山氏へ養子に遣り。當時奥納戸取次をつとむ。九人目女早世す。下谷泰宗寺に葬る。知秋と戒名をつけられたり。私倅祿本知三百石、家来五十石、是は一代切なり。先年御客應對表向御書向と申役儀を命ぜられし時、別に百五十石くれられしに、不首尾にて此百五十石は取上られ、本知三百石ばかりなり。右孔平傳終。

附ていふ。ある人の話に、かの喜内が妹は、南海公の妾なりければ、喜内も用人格にまですゝみたり。これによりて門外へ出る日は、衣裳も美々しく、若黨、草履取等の供人をめしつれねばならず。しかれども門外他行のとき、わづかに三四町ゆくと、若黨等をばかへして、ふるき衣裳を着かへ、上にはふるき合羽を着て草鞋をはき、草履取只の一人をつれて、江戸中をあるきしかば、世の人、天狗孔平と異名して、しらざるものなし。すべての事に高慢なれば、みづから天愚齋と號し、世の人も天狗とはいひしなり。年久しく浴みせざる故に、人これと應對すれば、臭氣鼻を穿てり。女子どもはいやがりて、立たるあとをばはやく箒たるとなり。この他、この人の事に就ては、くさ〴〵のおかしき物がたりあり。予が總角の比、見かへり醫者、龜の甲醫者、天狗孔平とて、三絶のやうに人いひけり。見かへり醫者は、總髮の老醫なりしが、杖をつきながら四五間ゆく毎に、跡を見かへる癖あり。龜の甲醫者は、龜の形につくりし笠をかぶりて、これも江戸中をあるきし賣藥の老醫なりき。孔平は晴天に破合羽わらじがけにて、江戸中をあるきしなり。孔平が歿せし年は文化のすゑなり。月日は詳ならず。なほたづぬべし。〔割註〕千社

參りの札を張ることとは、この孔平がはじめたりと云。孔平と印板せし紙札、今は稀にあり。」

○異年號辨

西國三十三所巡禮札、〔割註〕近江石山寺什物。京師角鹿氏の摹本、耽奇漫錄中に載たり。」

甲州巨摩郡布施庄　小池圖書助
西國三十三所巡禮
時彌勒二年丁卯吉日

右石山寺巡禮札は、已に穗積保の異年號考に載て云、文安四年の丁卯か。永祿十年の丁卯なるべし。圖書助といふ名、民間にはあるべからず。もしくは吉野の朝廷に仕奉りし人、流浪したるか。又足利の季世、天下大に亂れて、官家の人々諸國に緣をもとめて、流客となり給ひしこと多くありければ、京家の人の甲斐國に住したるならんか。永祿十年の丁卯ならば、武田家の侍の中に、小池主計助、〔山縣衆〕小池玄蕃など云人、甲陽軍鑑に見えたりといへり。美成按ずるに、此考、うけがたし。そのよしは彌勒二年丁卯は永正四年なり、その證を以ていはゞ、下總國小金本土寺過去帳に、日富彌勒元丙寅十一月十一日とあり。丙寅は永正三年なり。又甲斐國都留郡妙法寺舊記に、永正四年を彌勒二年としるしたり。此二書によりての案も、永祿にもあらざること分明なり。猶この外に、彌勒の年號記したるは、常陸國六段田村六地藏寺、惠範諸草心車抄卷二の編首に、於田野不動院、玉幡之供養と題したる願文の末に、彌勒二年三月六日とありて、その次に、永正三年十一月の願文、同五年三月の諷誦文、同四年八月の願文等を載たれば、これも永正中の號なること知るべし。又享祿年中にも彌勒の號あり。陸奧國耶麻郡新宮の神器の銘に、會津新宮大勸進僧淨尊發一、地頭代左兵衛尉藤原知盛、小寺宮預り所代右兵衛少尉岡村、彌勒元年辛卯

二月二十二日とあり。これを會津舊事雜考に、承安元年辛卯とするは誤なり。享祿四年なり。さて此彌勒の號及この比なほ福德命祿等の號あり。これらみな關東にのみ行れて、關西にかつて記したるものあることを聞かず。その起る所を思ふに、當時兵革絕ずして、朝儀のあまねく行れざりし故にや。遠鄙僻地の法師などの所爲にて、かゝるよしなしごとを、みだりに作り設け、流傳せしものなるべし。

因に云、去年市行の假名世說といふ書は、もと蜀山翁の筆のすさみに記し置しを、門人文寶子の補ひて上梓せしなり。其書の予が序にも記しゝ如く、予が覺居たることも、くさぐ〵、その料にとて記し贈れり。原本に此彌勒の年號のこといさゝかありければ、永正中にもさる號ありとて、予が僞年號の事、これかれ考しるし置たりしものを見せ侍りしに、やがて抄して補の料に充らるゝことに、未定の稿本といひ自記ならねば、思ひたらはぬことなきにあらねど、いかゞはせん。このひとくだりは、えうなき贅言なれど、已に上木の書なるをもてこゝにしるす。

（高野大師色葉印本

尾張八事山興正寺諦忍の以呂波問辨に云、問。此いろ葉の字體は、弘法大師の作と云事、慥なる證ありや。答、イカニモ的證在なり。雲州神門郡の神門寺に、大師眞跡の以呂波あり。最初以呂波制作の時の筆にして、此寺の重寶なり。時の住持も一代に一度ならでは、封を發きて拜見せぬ作法なり。別に尊圓親王の寫も一通添て在なり。至極慥なることなり。庭前に以呂波石と名づくる石も在なり。今その眞跡を寫して見せしめんとて、大師眞跡のいろはの摹本を載たり。美成按ずるに、青李庵漫錄中に載するもの即是なり。しかれども問辨に載する所のものは、末に數字あり。漫錄中のものは、數字なくして空海の二字あり。おもふにこの空海の二字は、後人の所爲なるべし。さて此大師眞跡のいろはは、かくその傳來も正しく、且今も現存のものにて、疑ふべきものにあらず。已に三國筆海全書に載せ、また輪池翁摹刻の本もありけり。

此大師いろはの事、又假名世說に載たり。これも先のごとく、本文にいろはの事あるをもて、抄し贈りしなり。

文政八年乙酉仲夏　　北峯山崎美成撰

○永錢考、正八幡考

一、中古の文書に、永錢何貫文の田地と申儀御座候。右を考候。如何有レ之べくや。何卒聢と仕度奉レ存候間、御透の節御展覽の上、御意の程御存分御書入被レ下候へは本懷の至、則端紙一二葉入二御覽一候。緩々御留置、御考可レ被レ下候。

一、正八幡宮と申號、正の字、何故に御座候や。何にてか見申候。憶中に覺申候は、若宮八幡は大鷦鷯命といふによりて、正は應神の帝を稱し奉ると書に御座候。乍レ去落付不レ申。印本に八幡宮本紀と申書御座候由、此書には定て相分り居可レ申候得共、寒鄕書に乏しく、いまだ穿鑿不レ仕候。或は宇佐が本所正八幡なり、餘の男山等は若山と申す事も、昔何方にて承り込候や、耳底に留り居申候。是も落付不レ申。何れ御教示を受申度。何分々々御序の刻、御さとし可レ被レ下候。奉二願上一候。早々あら／＼。

十二月廿三日　　小田三太夫

山崎晉兵衞樣

何卒貴名并御號等御座候はゞ、御序に承知仕置度奉レ存候。僕名重固、字子威、號竹齋、別號筠居、致仕後號制度焉、讀書の所を制度焉屋と云。漢字の方にては藤原の草を斷て滕固と云。

永金納と云事、畠より出す年貢は夏納るなり。依て夏成り上納、或は永金納などいふ。是畑の年貢金なり。何百何貫文と云て、一貫文は小判一兩なり。百文はそれを十に割たる一つにて、餘は抑てしるべし。扨此永といふ名目に、もと唐山の永樂錢より出たるといふ。皆人のいふ所なり。されど古河領中田宿光了寺緣起の末に、永何貫文の地云々とあり。これを考るに、唐山の永樂の年號以前の事と覺ゆ。此緣起

は後より取付たるものと見ゆれども、さすが傳來なき事を書べきにもあらず。不審の事なり。水府小宮山楓軒翁の考を左に記す。

えい錢といふ名は、永樂錢渡來以前よりありしならん。既に太平記青砥左衛門の事を記せし所にも、えいせんといふ事見えたり。此えい錢、何時比よりありし物か。猶又其前よりありし名目と見えたり。思ふに顯穀顯錢などいふ事あるを、音によりて永樂とかき來れるにもあるべくや。顯の字の義は、詩經大雅に、實顯實粟とある義にて、顯錢といふか云々。

中古武家の知行に、何百貫文と云事見ゆ。區々にて今はしれぬ事なりしに、ある書に、

永一貫を高五石に積り、高に結ぶなり。又云、往古は高何石と申事無レ之、永何百貫文と云、其後、高何百石と、永を高に積り候。古來永を高に積り候には、一貫文を拾石にも積り候事有レ之、聢と定り候事は慥に知れ不レ申候。關東御入國以後者、一貫を高五石に極候積りの由、

此書、公儀御勘定の秘書にて、辻氏鶴翁といふ老人の集録なりといふ。

先大抵これにてわかりしを、後に水府の人高倉逸齋といふ老人の、田政考といふ書の内に、此貫代と云は、何が故に錢に積りたると思ふに、さしてかはる義なし。反別を基本として、一段に付錢三百文、或は二百八十文などゝ、土地の厚薄に随て、段毎に數を定め、收穫したるなり。舊書を考るに、常陸は大抵段の地より、三百文を限りに出せし様なり。尤所に甲乙有て、一定しがたし云々。

同國小宮氏按ずるに、此儀、國々には差別あり。今の石高に取りの高下もあると同意と見ゆ。大抵武家私の定めにて、今の入作直段などいふ物の如く、國々所々にて思ひ／＼の直段にて、一定に無レ之とおもはる。然るに古文書一二を見し者など、押あてゝ國々同様と思ふは、未だ考の足らぬ故か云々。

右甲申季冬、小出氏問書、乙酉五月答ること左のごとし。

永錢の説、御示の御筆記熟讀侍りしに、水府の楓軒翁と申人の説、予が兼て聞る説と符合して、いとお

もしろくしかるべく思ひ侍りぬ。永といふ名目は、もと唐山の永樂錢より出たりといふ事、御中のごとく普通の説なれど、誤なるべし。そのよしは永樂錢のみならず。異國の錢を鑄形として、鑄しものさへ多かり。〔割註〕古今泉貨鑑、和漢錢彙に委し。」永樂錢はことに多く、關東にては此錢のみ用來りしなり。慶長年中に御停止ありしなり。さて古河領中田宿光了寺緣起に、永錢のこと見えて、此緣起、永樂年前のものゝよし、予が嘗聞るは、相模鎌倉鶴岡の神職に、大伴平翁といふ人あり。はやくより地理の學に志ふかゝりければ、本國の地志撰んことを企たりしが、半に及ばで身まかりけるとぞ。いとをしき事になん。その稿中に田租部といふありて、永錢の説に及び、鎌倉將軍の頃の古文書に、永錢とあるを引用し、且その説に云、永は穎にて、永とかけるは、穎の省文にて、禾とかけるなり。その證、永字に似たれば、永字をもかよはして書たるなりといへるよし、いとおもしろく覺ゆ。〔割註〕按ずるに、八幡宮本紀に、鶴岡の社に賴朝卿直判の書にも、社領のことあり。今猶永樂錢四十貫文ありしとかや。かくしるしたるをおもふに、かの文書に、永錢何程と記したりしや。その文書には社領の事のみにて、永錢云々はその計算をいへるものにや。ことのさま似たれば、こゝにしるすのみ。」しかはあれど、その稿だに見ざれば、いかにとも辨じがたし。されど光了寺緣起を併せ考るに、いづれにも明の永樂年前、已に此稱あることいちじるし。また云、我邦、省字を用ゆることいとふるし。古事記に、弦を玄に作り、村を寸に作る。後世にもおほし。おもふに兵革の間、民間多くは文筆に拙く、つとめて簡便に從ふのみ。再按ずるに、穎は和訓かにとよみたり。延喜式の祝詞祈年祭にも、初穗者、千穎八百穎爾奉置氏とあり。江家次第に、本穎并本謂之稻、切穎謂之穎。これなり。しかれば穎錢としもいへるは、穀穎にかへて納る錢といふ意なるべし。唐土にいふ税錢租錢のことにて、我邦俗の年貢金といふものなりとしられたり。

楓軒翁の説に、太平記青砥左衞門が條に、永錢の事有といへど、予嘗よみたりしに、さることありともおもほえねど、さらに試に一とわたりよみたりしが、其ことと見へ侍らず。こは何ぞのおぼえたがひ

にてもあるべし。又武家知行の積り石高の高下あることなどは、地方の事、考しるしたる書に、くさ〲見ゆれど、予その事も委しからずといへども、いさゝか思ひよれるふしなきにあらねど、さして定說もあらざるをもて、姑く疑しきを闕き、强てこれが說をなさず。猶思ひえたることあらば、追て記しまゐらすべし。

正八幡の事、正八幡宮と申ことの、先づふるく見えたるは、二十二社註式曰、大隅國正八幡宮（桑原郡）正宮者始在二大隅國一、兩八幡後至二豐後國一、坐二宇佐郡一。大隅宮大御前〔割註〕大比留女、兼右按レ之神功か。南面、（應神）若宮、（仁德）西向、（武內）家記云、人皇三十代欽明天皇五年（甲子）、顯座。また帝王編年記曰、後深草院建長五年三月十二日、大隅國正八幡宮、神殿舍屋已下燒亡のよしも見えたり。按ずるに、註式の說による時は、宇佐、石淸水の御宮よりも、はやく鎭座まし〲けるなり。さて延喜式神名帳に、大隅國桑原郡一座鹿兒島神社と記す者、即この御宮のことなり。そも〲此御宮の外に、古にも今にも、正しく正八幡宮と稱し奉るはあらず　しかるに諸社一覽に、鹿兒島神社、桑原郡に在り。正八幡と號す。祭神二說、彥火々出見尊、一書、○大隅國正八幡火々出見尊也。與二宇佐八幡一不レ同。（皇考）按、大隅宮神功皇后乎。大御前豐玉姬、南面應神帝、若宮仁德帝、西向武內臣也、（兼右說）また八幡宮本紀にも、兼右のいはく、神功皇后也。予をもてこれをみれば、先づ火々出見尊とすること、古書の所見なし　此尊を八幡宮と稱し奉るも、そのよしかなはず。又神功皇后といへるは、註式に、大比留女、兼右按レ之神功歟といへるを、謬り解したるものなるべし。これは大比留女とあるが、八幡宮には似つかはしからねば、同女神なるを配して、神功歟といへるならんとおもはれたり。さて正八幡の正字のよしは、安齋隨筆武器箴卷に、古き軍談の冊子等に、武士の誓詞に、正八幡宮も照覽あれと云語あり。八幡の本地阿彌陀也とて、八幡大菩薩と號するに依て、神と佛と入交り紛らはしきゆゑ、本地を除去、正眞の八幡大神宮と云意なるべし。觀音は三十三身に變化すると云に依て、變化せざる時の正體を、正觀音と號するに同じといへり。

かゝれば宇佐、石淸水などには、大菩薩の號もあり。放生會も行はれて、その緣起、託宣集などいへるものにも、佛語多く用ひたりければ、此大隅に齋き祭れる御社こそ、さる故もなく、いちはやく鎭座ましませしかば、やがて正八幡とたゝへ奉りしなるべし。

御狀に御申こしの八幡宮本紀もよみもしつ。且藏弃なしたりけるを、再びよく見候へど、正八幡宮と申名は、右に引用のことゝ見ゆれど、正の字のよしなど曾てあらず。且その外の御說共も、予が管見には、未だ何の書にも見あたり侍らず。

文政乙酉五月十九日　山崎美成識

○加賀金澤出村屋紀事

金澤出村屋太左衞門、家在二枯木橋西一。爲二兌銀舖于淺野河橋東側一。文化癸酉除日。有レ人來曰。我先卯辰山觀音院之使也。有二某事募緣一。因賜二銀百錢一而去。後文政甲申除夜。有レ人卒然乘レ忙。投二一袱于舖上一而去。主人怪追レ之。時街上人物雜沓。不レ可二復識一。乃還闓レ袱。中有二銀錠若干一。幷書云。往年僕不レ堪二貧困一。百方無レ術。乃就二貴舖一。騙二銀百錢一以自救。兇惡之罪。容レ身無レ地。伏願幸寬容。本銀百錢附貸十六文。〔割註〕國制吏裏レ銀爲二一封一。押レ印以行。輙取二錢十六文一。謂二之封貸一。蓋充二其紙費一云。〕謹還納。如二其利銀一則期二他日一。多罪々々。不レ知レ所レ謝云。〔割註〕不レ記二名氏一。〕中澤偸、紀事云。乙酉正月十一日。予過二即顚寺一。過二太左衞門者一。語以及二是事一。及出二其書一。固鄙俚庸劣。蓋必小民所レ爲矣。是一人之身。爲二非義一則愚一之猶惡レ之。及二其悔レ非改一レ過。則君子稱レ之。書所レ謂惟聖不レ念作レ狂。狂克レ念作レ聖。一念之變。其可レ不レ愼哉。孔子曰。過勿レ憚レ改。孟子云。人能知レ恥則無レ恥。信哉。夫人不レ知レ恥。則非義暴戾。無レ所レ不レ爲。苟能知レ恥。則立レ身行レ道。豈難レ爲哉。於レ是知國家仁政之效。有下以使二民遷レ善而不中自知上者。孔子所レ謂有レ恥且格者。可レ徵哉。

文政乙酉季夏。興秋、自二江戶一歸。到二松任驛一。訪二舊友木郡子鵠一。與語二新故一。陳二情素一。子鵠出二中澤子

所レ撰紀事一條。示レ予曰。此雖二細事一。可三以概二見國家治安一。不二亦美譚一乎。予讀レ之不レ堪二感歎一。反復數過。乃憾二其文之鄙而事實少差一。因竊更記以肆レ業。非レ謂二敢自善一也。

石川煥記

○松山の船石

越後魚沼郡市ノ越村〔割註〕上に記せし瑞稻の生出たる割野村を距ること二三里。この排出に、船山といふ山あり。いかなる故にこの名あるにや。土人もこれを知るものなかりしに、近年妻有三箇邊大地震の頃、この山の澗間崩れて、形、船の如き自然石半分出現しけり。その石、長さ一丈、横四尺、四面にて宛も石工の彫れるが如し、里人等、神子の口よせに任して、掘出して鎮守の社頭に曳つけたり。船山の名はこの石によりて命ぜしを、石の土中に埋れしより、遂にしるものあらずなりしを、今やうやくに悟るといへり。

これも鹽澤なる牧之が、鄕書中にしるしておこしたるを、こゝに餘紙あれば追錄す。

壬辰七月十二日　著作堂主人

下野國安蘇郡
赤岩庚申山記

◎圖省略

庚申山東西道中記

江戸より熊谷へ十六里	高崎より前橋へ三里	日光より細尾へ二里
熊谷より中瀬へ四里	前橋より大胡へ三里	細尾より峠へ一里半

中瀨より大原へ三里
大原より大間へ二里
大間より花輪へ三里
花輪より澤入へ三里半
澤入より足尾へ二里半
足尾より庚申山

大胡より寶澤へ一里
寶澤より保澤へ二里
保澤より花輪へ二里
花輪より澤入へ三里半
澤入より足尾へ二里半
足尾より

峠より神子內へ三里半
神子內より足尾へ二里
足尾より
案內者
赤澤村　玉屋宇兵衞
松原村　八百屋孫右衞門
麓中居村　名主　久右衞門

四月八日より九月九月まで登山其外足尾宿に庚申山案內所有レ之、

○下野國安蘇郡赤岩庚申山記

日本紀に曰、天地混成の始め神人あり。可美葦牙彦男尊と申。又の名は國常立尊、此神の神胤伊弉諾、伊弉冊尊、土を錯て國を生む云々。

是人智を以、神世の事跡の議り知るべからず。天造の自然なり。仰げば高き大日本日高見の國、下野日光山の西にあたり、道程七里にして、足尾宿に至る。それより凡十町餘にして、又二十町の登りあり。此峠より又十町餘り下る。此所より銀山まで、一里の間澤傳ひ、是より登り三里餘にして、庚申山の胎內竇と云岩窟に至る。此石室に休息し、是より奥の院まで一里と云。胎內竇凡廣さ十坪餘、それより二十間ほど登りて、左右に大石あり。高さ五六丈、形二王の如し。是天工の妙なり。又登ること一町餘にして臺石あり、廣さ五坪餘、自然にして砥の如し。立て四方を眺ば、則山中の風景、座ながらにしてつくすべし。是より下ること二三間餘、甚しき險阻なり。鬼の髯鬚と云。又下ること三町餘にして、自然の石橋あり。其長さ二間餘、廣さ五六尺、此橋より少登りて、自然の石門あり。是を一の門と云。東向なり。大さ二十間餘、中間二間餘、左右の小竇各九尺計、門の形狀、懸柱の如し。これより二町餘にして、左の

幽谷より、數十尺の大石高く、塔の如く櫓の如くにして、叢樹頂上に生じ、是又奇といふべし。又下ること二町餘にして、裏見が瀧あり。幅五六尺もあらん。その高さ知難し。是日光山の瀧に似て、其奇は又是にまさる。是より登り五町餘にして、右に五の大石あり。其色白し。文字石と云。高さ計難し。庚申の文字ありと云傳ふ。未よまず。又登り下ること一町餘にして石門あり。是を二の門と云。大さ三間餘、中央通り九尺程なり。此門内一町餘にして燈籠石あり。高四五丈、又登ること數百歩にして、遙に鐘石を見る。高二三丈、蘿生兎絲生じ、眞に庚鐘の如し。又下ること數百歩にして、石橋あり。長さ十二三間にして、丘より岑に跨り、橋下谷深くして雲生じ、淵底見えず。恰虹のごとし。しらず是を仙境といはんや。寶藏石、舟石、釜石、龜鶴石、引出し石、二重の塀石にして巖々たり。天造奇構の妙といふべし。又岩窟數處あり。豈上世穴居の址にあらずや。又蹲々たる三窟あり。奥の院と云。屹として高き事二三丈、嶙として近づく事あたはず。其形、中は方、左は三角、右は圓、孰規矩を以て作るが如し。口各八九尺、所謂稚日孁尊、猿田彥命、素盞嗚尊鎭座の舊跡か。庚申山と尊稱す。神祇官の記に云、庚申の日、三神を奉拜すと、されば貴賤尊敬すべし。神前に三の猿石あり。所謂視るなかれ、聽なかれ、言ふなかれの儀にして、其狀、人に似たり。みな活石也。右に陟る事數百歩にして、東のつまと云所あり。眺望甚よし。又下ること四町餘にして、大石あり。平岩と云。長三十間計、高一丈餘、建屏の如し。此石のきれめの間より、八町餘下れば、胎内竇の東方に出る。是此神境、人寰を避る事遠く、ことに絕險の地にして、古今是をしる人少し。中古人皇四十八代稱德天皇の御宇、神護景雲元年丁未歲、釋勝道始て二荒山を開き、遂に此山に登り、神を拜すと云傳ふ。今を去ること一千五十有餘年なり。又元祿年中、こゝに登るものあり、既に下りて奇を諸人に語り、再遊を謀りてはたさず。此事を聞傳へ、糧を裹にし登るものありといへども、容易に及ぶ所にあらずして止る。しかるに余先年、欒を名山にとり、此山の岩窟を探り、深く信仰の思ひを增。遂に道を造り、作境を開くの志を發するといふことしかり。

文政三年庚辰四月、再興道普請願主

下野都賀郡三谷村佐野半兵衛藤原一信

神祇伯二位王府祠官源朝臣臣彦謹記

應需松本樂山書

あふぎみよしらぬかみ代のむかしより今にみやまのおくのいはくら

藥品産物、追而悉記すべし。

黄連　熊膽　兎絲　内蓯蓉　ヱブリユ　岩茸　細辛　蠟石　銀銅

錫鉛　貫衆　當歸　石斛　緑青　青礞石　白石英　石鍾乳　石膏

滑石　孔雀石　鳳凰石　山玄玉

邵康節幽明吟

明有日月、幽有鬼神、日月照レ物、鬼神體レ人、明由レ物顯、幽由レ人陳、人物不レ佗、幽明何分、

兎園小説別集　終

八十翁疇昔話

尚友堂藏

自序

[illegible]

八十翁疇昔話

新見正相著

一〔延寶ノ頃ヨリ前〕七十年以前のむかしは、先春は梅咲て、漸彼岸櫻ちる時、桃彌生をかけて花咲き、桃咲て、山櫻の一重ざくら咲、八重櫻より山吹牡丹霧島藤杜若に移り、尤花の盛、立春より七十五日といへども、咲順をそれ〴〵にたがはず咲しに、近年は梅の八重咲時、彼岸櫻さき、桃さき、一重の櫻も、八重の櫻も、あはたゞしく同時に咲。間もなく、きり島牡丹藤までも、同じ時節に咲て、心いそがしく詠る。

一〔右同時〕七十年以前のむかしは、太神樂、御神樂太神樂とて、毎日江戸中徘徊しありく有樣、先規式正しくて、まつ先へ、鼻高き面をかぶりたるもの、ひたゝれを着、白袴着、御幣さゝげて立、其次に、十四五歳計の男子を美しく作り、瓔珞をかぶり、長絹を着せ、白袴着、中啓の扇子、右の手に鈴を持、三番目に、麻上下着たる男、箱をもち、四番目に、布衣の裝束を着たる男、其次に、四ツ足附たる大長持、蓋をとりてあふのけにして置き、其次に獅子の頭を直し、中に大太皷を置き、一萬度の御祓、眞中に立、御幣を立て、この長持、四人か六人にて、かつぐ者ども、皆烏帽子白丁白きくゝり袴を着、囃子方は左右に附き、笛小皷大太皷と、ひやうし打合たる時、右の瓔珞かぶりたる舞子、神樂舞ふ。序破急のひやうし次第して、誠にしん〳〵として、感に堪る計なり。其内の興に、人を笑


英一蝶筆


獅子

はするため、大太鼓うち、烏帽子を左右へ筋違にかぶり、時々ばちを持、なげなんどする。是を大きなるだうけにして、見物興に入事にぞ有ける。扨近年の江戸中徘徊の太神樂といふは、人柄至極浮氣に見えたる、かぶき者共のごとく、裝束の事は思ひもよらず、大白衣大廣袖など、木綿布子、幅廣の帶、尻の鐵なくして、大じだらくの浮氣者ども、大脇指、尤太鼓小だいこ、笛を吹ども、笛のしやう歌には、小唄ぶしに合て吹、獅子頭はもてども、是をかぶりて、色々の好色の與に、小唄狂言計にて、獅子を馬にして、惡所通ひの狂言などに移し、若き男女の氣をそゝりたつる樣子、下女下男に面白がらするやうに仕組、たは言不道の言葉を盡す。是にて神樂の詮有べきや。神も御悅あるべきや。

一〔同上〕七十年以前の今に替りたるは、貴賤上下の婚禮の刻限日也。むかしは、婚禮の吉日を極め、其日聟の方にも、舅の方にも、親類緣者懇意の他人も寄合ひ、夕飯料理出し、日出度とことぶき、暮を待つ。舅の方にても同前、扨日も暮ぬれば、聟の門前、玄關臺所、もつとも紋付の丸き挑灯立ならべ、暮六ツを打てもいまだ輿入ざれば、聟の方に寄合たる親類、輿いと遲し。誰か迎に參れと、家老用人の内迎に兩度遣し、夫にても輿入ざれば、親類の内、誰ぞ兩人程迎に參るべしとて、宜しき立振廻の者吟味して、若手親類兩人迎に行き、御輿おそし早く御入候樣にと、聟の兩親申に付、御迎に參候と申、舅の方に寄合居たる親類共立出、座敷へ通し、出合ひ、おし付出べしといふ。其時舅方より同じ位の若き親類出、輿押付我等共同道いたし申べしと申たる人、輿の跡騎なり。あなたこなたと手間取り、早五ツ時にもなり、白張無紋の丸挑灯、青竹にて釣あげ、輿の先へ二ツ、又は四ツも六ツも揃せ、挑灯の數は、大身小身に應じ違ふ。惣じて嫁入は、舅の方にては、輿を少しも遲く出すを利運とす。聟の方にては、こしの少も早く入を利運とするなり。早く出せば、聟に追從の氣味なり。依

レと、いかう遅きは、聟恥のやうになり。さるに依て、輿の遅く入らざる様に、貴賤上下共輿迎とて、度々遣す事也。勿論、迎の人に、押付け我等同道すべきと申合たる衆、跡騎する也。挑灯立並べ、威儀正しき故、見物夥敷出る。白張上ヶ挑灯は、聟の門前にて、青竹の竿とも打ひしぎ、捨置て歸る。

近年は、大方輩の婚禮なり。聟の方にて迎火焼こととまれなり。

一 昔は大身小身は申に及ばず。輕き壹人も召仕ふ程の者、町人迄も、正月は椀飯振廻とて、親類緣者子供まで、洩さずよび集め、夫々分限相應に結構して、目出度とことぶき、うたひのゝしり、酒もりして遊ぶ。是遊ぶばかりに非ず。年中違々敷打過たる親類も、此椀飯振舞、年始の第一の祝義なれば、不ㇾ洩集め、又は不道不和にて過候親類、親方へ侘び、此椀飯振まひの人數に交る爲なり。誰の子息も、はや年たけらるゝ間、今年緣組然るべし。又は誰の息女、當年中緣邊、如何樣の所望るゝや。或は家古びたる人へ、當年抔御普請可ㇾ然と、年中の大用も談合し、機げんよく退散せられしなり。是故に疎なる親類の中も、椀飯振舞に亦したしく成事あり。扨又七月は生身玉とて、是は子方より親方を第一に招請して、其席に、外の親類懇意の他人も交りて、是も目出度とことぶき、是又飯後の物語に、親方、子供へ異見等申ゝ事共は、親方へ了簡違ひあやまり抔あれば、今日立會たる親類を賴み、わび言などする。如何樣の事も、今日目出度祝の寄會なれば、申ゝ事も中よく、親方も少の事は不肖してゆるす。勿論親類の内も、心にとまる程のあやまりあれば、今日申譯を馴しあふ。此生身玉の振舞も、近年は人情薄くなりし故にやまれなり。

一 むかしは、正月男子は破魔弓にて的を射、女子はまりつきはねをつく。射の稽古の爲なり。三月は男子鷄合とて、庭鳥を持出合、女は雛遊びとて、ひなを餝り、食事を備へ、色々の諸道具をかざり、草

餅を雛の行器に入て、甘酒を錫の器に入れ、小蛤等澤山に、節句の禮とて、雛を乘物にのせ、ほかひ持せて親方へ參る。是は成人の時、嫁入して世帶持の稽古なり。當分の事にはあるべからず。愚、古事記を按ずるに、三月三日雛を祭る事は、神代少彥名の尊をまつれるなり。少彥名の尊は、日本醫藥の祖なり。民人の病苦をあはれみ給ひ、藥草をとりてあたへ、或はまじなひを教へ玉ひし故、諸民其恩德をかんじ奉り、其役日を家々に祭ることゝなん。又少彥名命、をけら草を取て、諸人に服せしめ、病を除し故、今に至りて、をけら草にて餅を作り、備へ祭れるなり。夫に依て、昔の雛は侍烏帽子なり。尤神代質素を傳へし故、紙にて作りしなり。いつの頃よりか、天子公卿の冠服を着せ、諸道具に至るまで、あられぬ美を盡す。是古代を失ひし故なり。惣じて五節句の事、歲時記、その外諸國にあるゆゑ略レ之。

一五月の節句翌六日、男の子供、七才計より十三才まで、大將に成べき子は、兜をかぶり、しやうぶ刀を指、（木ノマヽ）舟を持、供につるゝ子供は、しやうぶ刀をさゝせ、菖蒲にてはちまきさせ、ほらの貝を吹たて、備へ立して、いんじゆ切といふことをして遊ぶ。是軍陣の稽古なり。奧方はちまき、九月は生姜、臺に載せ、取かはす。是等の祝儀取かはしも、近頃は稀なり。又子供、狆ゑのころを翫ぶ事、成人して馬をあつかふ稽古。女子は百人一首を覺えさせ、歌がるたをとらせ、貝あそびさす。昔は正月五節句、惣じてことぶきする日は、何程小身たり共、家々主人上下を着し、客に逢ふ。召仕、侍も上下、朔日十五日廿八日は袴を着せ、五節句は內室髮を提、召仕ふ針めうも髮を提、十才以上の子供、親のごとく夫々の衣服をきせ、神社佛閣等へ參るにも、小身とても髮を提、主人は上下を着す。近年は、主人は草履取壹人にて、袴ばかりにて參詣す。內室は大形の衣裳、巾廣の帶、步行に輕々

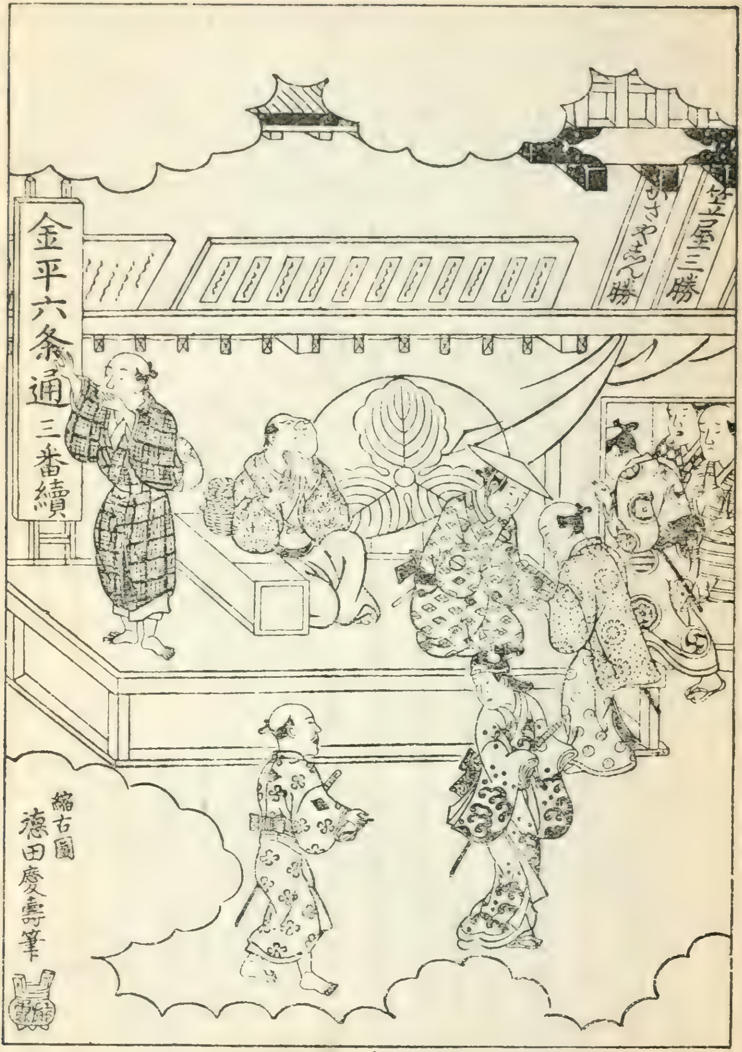
敷はしたなし。

一むかしは花見遊山には、小身迚も鑓を持せ、侍をつれて出る。若き衆も同じ。その内、若き衆も、不自由の時は、鑓持侍もなければ、六ほうはきに出たち、器量よき草履とりばかり召連、友四五人にて、かぶきたる躰にて、花見遊山に出る人も、若はあれども、大形は御旗本に鑓もたせぬはなし。近年は何方へ行にも、草履取はかりにて、御旗本とは見えず。結句陪臣は侍も連、鑓持せ、馬上抔にて出るも有レ之に、鑓持せたる人、上野中にて壹人も見うけず。今の人、御目見以上なれは、御旗本と心得たる人多し。御旗本とは、御書院御番衆、御花畠御番衆、御小姓組之事、奥向御詰衆は勿論之事なり。

一むかしは御旗本衆振廻夜咄し出合の節は、諷うたひ、或は幸若を呼び、膳後座敷へ出すに、麻上下にて出、規式正しく有レ之に、近年は左様の馳走物は出さず。三味線、上るり、おどり子、或は役者の芝居抔なり

一むかしは境町の操、さつま太夫、筑後、丹後、近江、肥前、永閑、上るりは酒天童子、或は贄、花車等、其外上るりの仕組、初に富貴にさかえ、中頃世に落、忠をはげみ、義をたて、親主兄の身がはりにたち、孝を盡し、義を專らとし、哀れなる事をまじへ、末には世に出る。又富貴なる體を作り、誠に勇をみがき、又は道理至極したる哀なる事有て、人々の良心をかんばつし、身の嗜にも、心づきのためにも成、第一規式正しく、人形の拵やうも、先大將の人形は烏帽子直垂を着、郎等には直垂素襖、女の主人には髮をすべらかし、かつら帶かけて、召仕の女迄、すべらかし、かつら帶、御臺所は十二單の小袖きせ、男女とも規式正しく拵へ、上るり初まる前に、先式三番叟、能のごとく濟し、


太夫三かつ仕る


金平六条通
三番續
笠屋三勝
縮古圖
德田慶壽筆

其次に、人寄とて、和田酒盛ひと流、前上るりを濟し、其跡にて其日の上るりを何にても初る。道理至極したる事多く、又哀なる所は、涙も止めがたき程にして、義理つまりたる所、又は働かひ〴〵敷、智仁勇の郎等讒言にて罪せらるゝ時は、覺えず齒をくひしむる。是を太夫も役者も手柄とす。近年の操は、大將も大廣袖の伊達小袖、人形の面も浮氣に拵へ、相ともなふ郎等も、皆白衣、女の人形も、御臺所といふも、おやま人形、なげ島田、小袖も伊達を盡し、上るり初より終りまで好色を盡し、その上、木に竹を繼しやうに、時代違ひ、有まじき所へ出すまじき者を出し、有とし見れば、行方もしらぬ様に、埒もなくつくり、道に違ひたる筋に、戀を作りこめ、是を幼少、若き衆抔、見物しては、よき事と思ひ、浮氣になき人までそゝり立ち、大好色になり、一切徳なき見物なり。むかしの淨瑠理の仕組は、命乞熊谷、先陣問答、仲光孝壽丸身替り抔、みな義理に詰りたる仕組なり。今は新らしく色々名付、多くは埒もなき事どもなり。昔うこん源左衛門といふ若き者、京都より壹人下り、三味線ひき壹人、地うたひ壹人して、右源左衛門藝する時、今のかつら抔かぶる物なし。うこんのふくさ物、細き糸をつけ、額にかぶり、其ふくさ物、ひたひに打かぶるによりて、此ふくさ物にて、月代をかくす。面躰綺麗なる若者なれば、女のごとくに見ゆる。得藝とては、海道下りなどといふ道行のうたを、地謡にうたはせ、夫を少し舞ふ。又業平餅を買ひ給ふ所、獨狂言に舞ふ。是を諸人面白がり見物する。其後七十五六年の比、此源左衛門を人形にて作り、紙にて張ぬきにも作り、うこんのふくさ、かぶりたる躰なり。その後、かぶきといふもの、彦作、げんさい抔といふ頭取出來、十四五六七八迄の器量うつくしき子供を作りたて、かぶき踊をさせ、夥しくはやり、喧嘩も度々有レ之、きわかしく、浮氣の衆、この爲に大勢滅亡もあるゆゑ、御法度に成て、子供もみな前髪を落して、野郎にな

る、是野郎の初めなり。猿若勘三郎より後三代目、中村の名字ある太夫本なりしが、又上方より古へ傳内といふ者下り、二座になり、其後段々はやりて、次第に殖て、玉川主膳、市村竹之丞、都傳内といふもの下り、かれ是芝居夥しくはやり、其時分狂言仕組は、頼政鵺を射て、その御褒美に、あやめの前に獅子王といふ御劍下されたる躰、頼政は狩衣に立烏帽子、猪早太も、ひし烏帽子に直垂、何れも大口着て、かひ〴〵敷躰にて、又常の狂言、老人は老人、若殿は誠の若殿の樣に、家老奥局等まで、それ〴〵の樣にして、物ごと迄それ〴〵によく仕組、義理の事、哀れなる事、勇氣のはげしき事、それ〴〵にかんじ入たること故、幼少の子供も、若き衆、侍衆見習ても、少は身の嗜にもなりしなり。近年の仕組は、最前もいふ通り、始より終まで、無作法至極にて、親子兄弟同席にては、見物なりがたき事、是を若き衆、若き娘達、奥方の見物、さりとは心得難し。是をよき事と思ひ給ふ故、諸人此やつばらのまねをして、髮の結やう、風俗までまね給ふ故、間には歴々の衆によろしからぬ事、好色の難義もあるぞかし。若き子供衆、娘たち持給ふ衆は、心づくべき事なり。

一むかしは侍衆大身小身ともに、振舞夜咄しの出會間に、昔御陣のはなし、先祖の手柄動、又は當世の武道武邊のせんぎ、刀脇指の物數寄、喧嘩口論の是非の取沙汰、男道の嗜、和らかなる事は茶の湯咄し、是より外に別の義なし。さるによつて刀脇指のこしらへ、尺の長短、利かたの吟味、ため し物度々手がけたる指料、面々に物好して、たとへば座敷に相客十人あれば、十色の物數寄、中に老人あり、中年あり、若き衆有り、依レ之、三尺餘の刀もあり、二尺四五寸の刀も有り、二尺計の刀もあり、輕き有り、重きあり、拵も色々あり。しらぬ人來て見ても、是は大方誰の刀ならんと、若き、中年、老人、夫々に、刀にて指主知る程の事なり。近年は左樣の事なく、振廻會合の時、刀掛にある

刀をみれは、寸尺拵等迄時のはやりに従ひ、いづれも大かた似よりたる尺寸、丸ざやはやれば皆丸ざや、平形、細作り、柄も大ひしはやれば、大かた大ひし、小ひし、引通し、さめざや、ぬりざめ流行ば、次第に同じ物多し、拵のよきと悪とばかりの替りなり。是はいかなる故なれば、此刀にて加様に働かんと、我器量なき故、この刀にては働かれじとの勘辨もなく、其外拵に付ても皆同じ。もとより何の思ひもなく、人の眞似して拵へたる道具、當風に合たると思ひ、只腕に指のみたり。夫のみならず、近年は刀脇指買て差料にする人々、出來合拵とて、大小ともに當時はやり模様、身は奈良物を拵へてあきなふ。隨分下直にして、あつらへの拵へより格別下直故、餘程の身上の人も是を調へさすゆゑ、猶もつて似たる拵へも有り。この物數寄故、物語も大かた喰物のはなし、遊興の咄し、損徳利勘のはなし、中に子細らしき分別顔の仁は、立身手筋取入咄し、碁將基茶の湯、または俳諧、是等は至極おとなしき客の咄し、若き衆は上るり三味せんのあひだ、境町役者評判、是より外の武道らしき咄しなし。然れば近き比、弓馬劍術はやる様なれども、勵み精出しやう、合點ゆかぬ躰に覺ゆ。

一昔は家來出かはり、二月二日なり。寛文〔戊申〕の年より三月五日になる 出替の日、奉公人肝煎の宿連來れと有レ之時は、男女五六人も召連來る。其内人柄恰好よく氣に入候者あれば、宿は何かた、大屋はたれ、先主を尋ね、切米の高取かへ、夏貸等極め、男女とも食につき、先一日召つかひ、夫々の仕事申付け、明日は早朝より參候樣申付け返す。翌日も又呼使ひ、又明日參候樣申付け、如レ此男女とも五日も十日も毎日呼よせ、召つかひ、其内外によき者參候へば、是をかふる事も有り。十日も過候へば、奉公人もはや幾日々々相勤候間、何とぞ御請狀被二仰付一可レ被レ下と願ふ時、請狀致させ、男

はその晩、女は翌晩引越候。その比の奉公人は、食につけ候て後はづし候へば、ことの外、むづかしくなりて、奉公人も構はれ、宿までも迷惑に及ぶ。惣じて男の奉公人など、少しも惡事あれは、手討にする。かけ落すれば尋ね出させ、引よせ、ためし物にする事、家々のこゝかしこに、一ケ月二三度づゝも有レ之故、下々の作法もよく、刀脇指の刃の心みも調なり。

一、昔は侍、楽野遊びに出る事、歴々ばかりにあらず。歩行の達者、山坂欠走稽古の爲なり。辨當食物持せ出て、町にて食物とゝのへ食ふ事なく、都て町にて拵たる食物類にては、まんぢう、さつま餅、燒餅、この外の物は、寛文〔四〕辰年よりうどんそば切、七十年〔延寶〕以前には御旗本調て喰ふ者なし。近年は大身歴々までけんどんを喰ふ。

一、御旗本衆の家來、むかしは長屋にても、又は供先にても、侍は侍同士、仲間は仲間同士交り、物語するより、侍へ慮外せず。

一、昔は五節句は、若き衆、大身小身とも朝早く支度して、番頭支配方へ禮に出、夫より親方親類、又は老人の親類へ殘らず勤め、浪人の若き衆も、不レ殘禮勤し故、往還も賑やかにて、節句めきたり。近年は若き衆も、節句日、御頭禮用捨あれは、幸にして、親方へも禮不レ勤、ましで小普請其外御奉公不レ勤者は、御禮抔勤むる事はなき事と思ひ、朝より大びやく衣にて、寢たり起たり、三味せん上るりにて酒のみ、友達の方へ行にも上下不レ着、或はどうらくにまはる。

一、昔は大きに拵りたるは、伽羅の油、きざみたばこ夥しく賣なり。依レ之、たばこ入れも多く賣。むかしは伽羅の油、御旗本に一生少しも附ざる人多し。付る人も髪のはえ下り、又はさかやきたてゝ、いまだ毛の延ざる人、少し宛附し。女などは一向付ず。依レ之、伽羅の油賣所、湯島天神に壹ケ所、

明神に龜屋とて一ヶ所、芝にせむしとて一ヶ所、椛町に一ヶ所、牛込に笹屋とて一ヶ所、江戸中に六ヶ所ならではなし。便に誂へ、或は京都へあつらへなどして調ふ。貝も今のごとくにはなし。ちひさき目藥貝程の貝に入れて賣る。附る人も一貝を一年に付るも有、二年三年に付るもあり。夫をさへ伽羅の油付る人をば笑ひそしる。夫により、前髮のある若き衆は、多く付る分にて、大かた一貝を二ヶ月程に付切る。或人の子息十五才の若衆、一ヶ月に一貝付切しとて、取沙汰せし程の事なり。油多く付て、髮の結様見事なるは、油のかげ成べしと笑ふ故、多く付る人なかりし。今は大きなる貝に一ツを、二三度に付切る故、伽羅の油うる所多し。女中猶もつて付る。

一むかしは懷中たばこ入れといふ事、曾てなく、能とも惡くとも、亭主の多葉粉盆に有を呑なり。呑様も、亭主座敷へ出るまで呑ず。亭主物語して、たばこ參れとすゝむれば、客は先御亭主より參れと、盃茶のごとく、二三度はいふ。其時亭主鼻紙をへぎて、きせるのつばをはづし、きせるをぬぐひ、是にて參れと差出す。客いたゞきて呑。たばこ能はほたる一ぷくも二ぷくも吸、つは取て客前に置く。歸る時は、鼻紙にてぬぐひ、たばこ盆に入る。尤ぬぐふ時、亭主その儘さし置れといふ。もし亭主頭役か親方なれば、呑といはるゝとも給ずとて不レ吸。その比かく、ねなきせつことい（ふ）人も、六ほう輪だて、我意を盡す人も、慇懃の座敷、又は親方老人の前にてはたばこ呑人なし。近年はその呑様無作法千萬なり。昔はたばこ入れ取落しても、私のにては無レ之と申て、かくしけるなり。其比のたばこ入、せいしつにて紙いため、又は吹繪墨流などにて、隨分麁相なるなり。今は金入、どんす、しゆちん、色々のさらさ、黑ぬり、高蒔繪、なし地などにて自慢げに出す。

一むかしは四月ごろより伊勢津房子とて、枚にはさみ、うりありく事夥し。千石以下の面々調へ用る。

價壹匁程なり。帷子賣も縮高宮とて賣ありく。此高宮島のよきもやうは、帷子に買、又袴によきもの有レ之。調へ着する。壹反五六匁なりし。近年は奈良半さらしの物、ちゞみ、何れも高直なり。袴、郡内半、精好ひら、何れも高直なるなり。もじは皆絹戻子に成て、今は賣物なし。

一昔は神社開帳、又は寺々四十八夜、千日萬日の回向などいふなし。寛文中年、萬日回向夥しくまゐる。開帳も毎年三四五月あり。人集る。

一むかしは、やつこといふ事有レ之。大身小身の歴々にもあり。下々にも中小姓、徒士、若黨、仲間迄、やつこといふは、奉公もよく勤め、太義なる事を太義といはず。或は寒中にも給壹ツにて、寒き面をせず。一日食を喰ぬとても、ひだるき躰もせず。供先にて、うそにも用に立、働かんなどゝ高言し、都て歴々のやつこ衆は、身持食物、ぶやけたる生やわらかなる體なし。好色の事になづみ、くつたくの氣なく、刀脇さし、やき刄のつよきを好み、侍道の勇氣、常に專として、人に頼れ、又は人の爲には命を露ほどもいとはず。支配を敬ひ、親方老人を念比し、律義なる人をば結構に慇懃にあしらひ、我に替りても人をすくひ、利欲に拘らず、氣根達者に武藝を精出し、人の勤め難き事を事ともせず、敵といふものをはゞからず。此等その比やつこの番頭より、十三ケ條の條目の通りにて、是にかなふやつこを善やつことて、組頭にも見立られ、惣て其比のやつこは利發にて、何れも器量あり。うつけたるやつこはなし。やつこの頭支配より、やつこの筋をせんぎする故、何れも勇をはげみ、其時分浪人或は町人にも、若き器量有もの、浦山しく思ひ、町やつこ杯とて有レ之歟。御旗本のやつこは風違ひたり。近年の若き衆に絶てなし。たま〱長き刀をさして、ぶく〱する若き衆をみるに、髪は役者風になまぬるき結様、衣類は麁相、只今の壹分も、人をだまして取たさうな顏して、拔いやしき者共と


菱川圖縮寫
醉畫堂德田慶壽摹



博奕を打て出會。是も錢の少も取度事さうに、淺ましきいやしきほていふり。やせ辻番、調市やらうな、すつは拔しておどす分にて、やつこのまね、いらざる事、昔のやつこは、第一刀脇指きれいに、衣裝には白無垢をはなさず、垢つかぬ小袖に、伽羅などたきて、身持隨分綺麗に、錢金ほしさうな顏よもな、、やつこせしなり。頭より十三ケ條の掟など、今時のやつこ衆ゆめ〳〵御存じ有まじ。昔やつこ組を取組に入時は、上は頭より小袖脇指出る。又頭へは紫縮緬、花香持参、又肴計りもあり。享保の末、元文の比より、寛延の今に至りて、若き衆の風は、衣裝は女のごとく、蹻を打程長く、女のはくやうなる下駄足駄を黒ぬりにしてはき、大小落し指にし、或は貫ぬき指、・ツヽとして利方にはみえず。又近き比、羽折長く、二尺八九寸にして、紐は太く、是も甚長く結びさげ、ゆふたすきかけたる樣にし、髮は額の角とひとしく厚く、卷鬢とやらにゆふたる人多し。よほど大身なる歴々も、肩衣の幅甚廣くして、鳥の羽をひろげたるごとく成を着る多し。此はやりの元は、豐後ぶし語る太夫といふもの、羽折を長うして着たるを眞似、肩衣は、境町役者の舞臺へ出たる樣子よき故、市廣を眞似たる物とぞ。何れもよからぬ風俗をまれ給ふ。やめにして可レ然。扱又其のやつこらしき人有て、大概本文の通りなれども、其中に一僕も召仕ふほどのやつこ、辻芝居、見せ物の類を見物して、錢をやらぬを強みとす。不躰乞食の類よりつりを取といふやうなる、いやしき奴も有り。今少し人をも多召仕ふ奴も、此類有り。それ故やゝもすれば、大きなる引を取事有と見えて笑止なり。

一(慶長十九ヨリ寛延三マデ百三十七年)昔慶長の比、夏暑氣強き故、諸人涼の爲に、ひらた船にやねを仕掛、是をかりて淺草川を乘廻す。是は船遊びの初なり。翌年の比より大名衆も出しに、大勢の供ゆ

ゐに、船狹く有し故に、次第に舟を大きく拵へ、四五間も有る船に成、承應の比、舟遊び盛にて、明暦〔九十四年〕中の正月大火事、翌年に至り、御城の御普請、其外大名衆普請にて、舟は小舟まで、材木を運送する故、涼の屋形なく、三四年舟遊止み、萬治の比、又はやり、大名衆も出らるゝ故、七八間の屋形に拵へ、後は川一丸、關東丸、大關東丸、山一丸、くま丸、七間一丸などゝ名付、大きなるは拾壹間あり、御旗本は鑓を舟に入、是をみえの樣にせしなり。尤大身は、用人に尻子肩衣着するものありし。

一むかしは二三百石、五六百石の衆の子供、十才計より十四五才六七才も、子供に常々兩親の膳の給仕をさせ、勿論、茶の給仕もさせ、取廻し能樣に仕入、扨客有レ之節、袴を着、小姓のごとく召仕ひ、茶の給仕をさする故、おのづから立廻りよく、中にも小笠原流の稽古抔させる衆の子息達は、猶以て取廻しよし、左樣に幼少より小姓の如く遣ひ勤さする故、成人して男と成ても我儘せず、親へもよくかしづく、然るに近年の子息達は客あればとても、座敷へも不レ出、たま〱出ても親の脇に並び居て、少しうつけたる子は、身をいじり、身をよじ廻し、欠をし、口をいじり、在たけ盡して退屈すれば、ずんと立ち、勝手へ入り、寐つ起つ、むだ口開居る。又利發なる生れの子は、親のそばにて折々さし出口、年寄又は慇懃にすべき客にも、口をきゝかけ、しかも幼少なれば、公儀あひ初心なれば、咄しのほど拍子も惡く、往還などのいさかひ、埒もなき物語をし出し、子供に不似合料理喰物、金銀の沙汰をいひ出し、心ある客に見かぎられなどするは、親の了簡違ひ、今風合點ゆかぬ。

一むかしは幼少の子供衆、又は若き衆、諸藝を稽古するに、親達子供と一所に神文して、稽古場へ同道して、終日見物して居、稽古さする。是は相弟子仲間と若同士、いか樣の口論も氣遣ひ、又は稽古精

出させる爲、扨又其教方を覺え、もし失念の事あれば、ケ様にて有やと、宿にて稽古のいはん爲によし。近年左様の事なく、稽古といふて、宿を出、何方へ行やらしらず。

一昔は客を招請の馳走には、諷、鼓、太鼓、淨るり、小歌、三味線ともに、夫々の役者、或は座頭など呼、是を聞ことにして、多く自身として、其藝する事稀なり。殊に女中は猶以て聞事のみにして、三味線、上るりかたる事なし。漸琴杯計なり。男には淨るり語る人もあり。吉原にいなはしこ、遊女一人、淨るり覺え、日蓮山入、美人揃の道行など、取あつめ、四段覺え語るを、めいよの事と申せしなり。近年土佐ぶしはやりてより、女中も縫針稽古は差置、上るり、三味線を彈き、何とも合點行ぬ事なり。

一むかしは奥方御息女物參りに、下髮、供侍上下着、女中帶、昔今織の金入、巾三寸計、長七尺五六寸、しんめう、腰元も右の通、又どんす、しゆちんの帶、はしたは、木綿の金入とて、縞たる金入杯有し。寛文の比より、巾廣くなり、延寶の比、猶廣長一丈二三尺、どんす二ツ割、三ツ割にせし。費なる事なり。昔は女中地なしを着る。

一昔は客を呼、膳前には茶たばこ計出で、膳過て、吸物、酒茶、くわし出だす。近年は膳前に吸物、酒肴出す。蕎麥切振廻猶以て出だす。此故に本料理くはれず。扨又他人の客には、給仕に女を出す事なし。近年は初て呼し他人にも、女に給仕させ、酒の相手にする、無作法なる事も有レ之。

一むかしは小身二三百石、四五百石位の衆、奥方、母儀、息女、遠方は不レ及レ申に。近所へも、步行にてありく事なし。皆乘物なり。乘物かきも、人足等にかゝする事決してなし。手前仲間に、脇指さゝせ、人少しの時は、親類中より借、萬一それにても不足の時は、町人足、一人計まぜてかゝす。神社

佛閣詣、野遊山にも、先にて乘物より下り、歩行の時は、ふく面、かぶり物して、眼ばかり出し候故、御旗本の奥方、息女等の顏見る事なし。息女は、七才以後は人にまみえず。召仕も、腰元位までは、覆面して、又は綿にてかほをかくし、明暦の比迄は、針めう、腰元、かつぎいたゞきてありきし。萬治の比、江戸中かつぎ止む。酉の年、大火事以後、女かちにてありく時、ふく面の上に、玉ぶちといふあみ笠をかぶりし。御旗本衆いづれもかぶる。寛文の比、松坂といふ笠、延寶の比、熊谷笠、こもそうなどはやりては、分ぞりはやり、天和貞享の比、あみ笠次第に止、菅笠になり、御旗本中あみ笠時分は、菅笠陪臣かぶりしなり。下々は極暑にもかぶる事なし。

元文の比、あじろ笠を、或はしゆんけいにぬりて、御旗本中かぶり、其外に、騎射稽古の衆はそらせて、たとへば、蓮の葉、半ば開きかゝりたる卷葉の形にしてかぶる。延享の比は、藤にてあみたる笠をかぶるものも、若き衆中には有し。此時分寛延の今は、菅笠、あじろがさ、竹の子笠、藤笠、或は稀には、麥わら笠、是は多は町人の好色者かぶる。あみ笠は、稀には陪臣かぶる。女は加賀笠なり。一兩年以來、瀨川風とやらいうて、瀨川菊之丞といふ境町の役者、女房の眞似とて、帶を立結びにして、菅笠は、いたゞきの笠當、甚高くして、笠のうち、頭より上へ上る樣にしてかぶる。大身の奥方、並に供女、何れも一やうに仕立ありく衆、よほどにみゆる。歴々衆が、河原者の眞似する故、小身末々迄、夫を見學ぶなり。

菅は水邊に生る故、日を不レ透。夏の笠は、菅よりよきはなし。

一昔は女の衣裳もやう、其年ばへ相應の物を着し、今は左に非ず。丹後島人きれば、世間大方老若ともに着て、皆人まねをするなり。紋付、無地島類は、常の女と替るべきため、遊女巾廣を用ひたり。今



菱川師宣圖


貞享の比繪ニ此圖あり
貞享四年印本
武道傳来記
ニ載る圖

は常の女、皆遊女の眞似をする。是皆女の器量なき故なり。

延享の比、町人の女房ども、男のごとく、長羽折を着、往來せしを見習ひ、よほどの奥方も、次第に着る樣に成て、群集の所は、一日に二三人程ヅヽ、武士の中にも見懸しに、間もなく、町方へ御法度に被二仰出一候よしにて、夫を聞給ひ、今は着るものなし。今の世は、只賤しきものゝまねをしたがる。去とはよからぬ人心なり。

一昔は大身はいふに不レ及。伽羅たかぬ人なし。人參買人稀なり。近年は伽羅たく人まれにて、人參は下々まで買なり。

一昔は刀脇指の拵やう、壯年、中年、老人夫々の拵へ、もつとも物數寄も心々に有りしが、今は寸尺迄、大かた同樣なるをさし、鞘の丸、はやれば、皆丸く、平めなれば、夫をまね、金物も其通りなり。近年四分一のふち頭はやれば、よき惡き共、皆四分一、大方引通しなり。是心得難し。自分了簡、物數寄をば、十人は十色なるべきに、人眞似する故なり。

今も間、きれの程をためして、さす人あれども、夫をまねず。其中に至て不心得の人は、若哉可レ損を遠慮して、ためさず。心得難き事なり。ためさぬは、まだしも、身はくされても備ず只柄計ひからする愚人も有り。先年ためしに、小塚原へ行しに、大身の大名衆より、ためして指料に致さるゝとて、役人大勢にて持參して、ためさせしに不レ切。大の男のさし柄をはめ、力にまかせ、三四度切けれども、只上皮計切れたる分にて、一向不レ切して止ぬ。定て、目利におゐかもなく、其出來可レ切ものと、目利極りたる上にて、指料にも致さるべきに成て、出たる成べし。尤大方は、よく目利すれば、切あぢ、目利違はぬものといへども、右のごとくの事あれば、ためさぬものは好ましか

らず。

一、昔は大身、座敷に書院床付たるを、書院と云。小身ものゝは出居といひし。近年大身小身とも、皆書院と云ふ。主人も、大名は殿樣といひ、小身は旦那樣といふ。然れども、御旗本の歴々は殿樣といふ。

一、昔は往來する侍衆、上下着、或は袴計にて、大かた股立取ありく。馬上の人も、股立にて乘。かきの三尺手拭にて、はち卷して、往來する有し。今はなし。下々、侍も、仲間も、壹人ありきにも、股立取り、尻はしをり、歩行しに、今はなし。

一、昔は御旗本死去して、其年より七月高燈籠といふものを立、大かた七回忌まで、毎年七月立るも有。立て樣は、六月晦日、長七八間計の杉丸太の上に、三角にいらか結び、杉の葉にて包、しでを切付、燈籠は、辻番の行燈の形に、ちひさく拵へ、屋根も板にして、玄關と臺所の間、廣みに立ツる。但一向宗には見えず。他宗は皆々如レ斯。

一、昔は西瓜は、歴々小身とも喰事なく、道辻番抔にて、切賣にするを、下々仲間など喰事なり。町にて賣ても、喰人なし。女などは勿論なり。寛文の比より、小身衆調て喰ふ。夫より段々、大身大名も喰樣になり。結構なる菓子になりぬ。西瓜、大立身なり。けんどんも、前にいふ如く、近年は結構なる座敷へ出るとて、大名けんどんといふ有。

一、むかし延寶、天和、六七十年以前、みいらといふ藥、大きにはやり。歴々衆大名も呑む。下々も呑。癪、疝氣、積に能く、虚性を補ひ、脾腎を調へ、氣力を强くし、食傷、其外諸病に能とて、呑ざる人なし。方々の藥種屋にて賣。赤坂みいらとて、赤坂に、大坂屋と云生藥屋、下直に賣。皆調て呑ける。代

は、長崎屋などにて、廿双、三十双抔に賣る。十五双計のもあり。赤皮みいらは、五双、三双に賣る。何賊、藥種二三種に、松脂にて煉たる樣なる藥なり。病氣にはきかず、又あたりもせず。何の益なき藥なり。七八年、殊の外はやりて、段々止し。其後四五十年以前、なもみといふ草、酒にてむし、粉にして、なもみ藥と名づけ、呑し。又三四年以來、黄精を諸病に能とてのみし。身を養ふ藥とて、はやると也と。又近年なたまめの大きにはやる。

一、八九十年(明暦、萬治)以前より、鑓持の下馬落しと云ふことはなし。今は若き衆、譯をしらず。古昔は、家來、供先下馬立作法は、先へ參る人の馬を門の方に立て、二番に來る人の馬を、その次にたて、如レ此主人の順に立る。是に違ひたるを、口取の恥とし、口論にも成し。乘物の順、その通り。扨下馬落しとは、先主人の供して、宿を出る時、主人玄關の前にて、鑓持、立たる鑓を横たへ、主人有レ之方へ穗先を指出す。其時、主人鑓の太刀打を取て、左の手にて、さやをはづし、穗先を改見て、さやをはめ、入レ念持てといふ時、鑓持もち上げておつ立て、又主人、道にて知る人に逢、立ちながら物語などしたる時、鑓持ち、又鑓の穗先下て、主人の右の手の邊へさし出す。一日の内、幾度も皆如レ此。是を下馬落といふ。其後、主人度々、我見るに及ばず。入レ念持と申付るは、是その鑓持、慥なる事を見屆の事なり。此ゐなしを請たるは、途中にても、たゞ鑓の穗先を、少し下る手じなを致して持なり。近年は、主人も此わけをしらず。又馬の沓打に、橋の上へ、細道、上り坂、下り坂、かけ際、ケ樣の所にて、打替まじきなり。

一、昔は侍の奉公人、食に付き、目見し、翌日請状可レ仕と、約束してはづし、受状の迎に不レ參時は、請人に立つ者を呼寄、其譯をせんさくして、譯も無レ之事なれば、其時、不屆御上に奉レ存候。御證文

致させ、當年一ケ年は、他に奉公御構候段、御尤、畏候段書入れ、證文を取り、甚詑たる事なり。仲間も其通りなり。近年は、食を給、目見えしても、はづすやから多し。

一昔は用事の手紙取遣事、稀なり。使、口上にて濟、女中方もおなじ。大方下女使なり。近年は、口上にて濟事も、猶もつて、上封まで致す。それ故紙高直なり。半切なども曾てなし。六十年以來半切出る。

一むかしは用事悪所通ひするに、支度大分むづかしく、先功者なる人に、諸事いき方習ひ、支度第一は、先づ金子を拵へ、刀脇指の物數寄、結構に拵へ、小袖、はかま、羽折迄、功者と談合し、よき伽羅を求め、身持をたしなみ、此等の支度、五ケ月も、半年も掛り、扨奢んとおもふ四ケ月も前より、茶やへ引き、茶屋女をあへしらひ、はづみを修練し、額の拔様、髮月代の仕方まで、功者の指圖に任せ、身の取廻し、口せき、いきばり、悪所風に成て、功者と同道して行。さるに依て、悪所通ひする人は、時宜、公儀ぶり、格別りはつなり。此故に、そんじようそれは、たゞものに非ず。悪所通ひにても、するそうなといふ程の事なり。近年の悪所通ひする人は、衣裝も見苦敷、伊達らしき事、少もなく、金銀なくて、しかぐ\遣ふ事なく、酒のみ、どうらく遊びのみにて、中々戀わたる色のみち、曾てなし。昔は太夫格子より外はなし。三寸のつぼね、五寸のつぼねとて、下々のあそび物有レ之。六十二年以前より、さんちや出來り、是も通ひ來る人の風、悪敷成かゝりたる故なり。

一むかしは一ケ年の内に、一度も、三四度も、夫刀よこせ。棒鎗よなどというて、下々も刀指、尻からげ、騒し事有しゆゑ、ふだん油斷せざりし。近年は、それ刀よといふ程のさわぎなき故、今の若き衆は、家内にて、丸腰などにて、隨分油斷の體なり。


菱川氏圖
天下一



一百年（正保、慶安）以前、傾城の役は、式日、評定所へ十四五人宛相詰、女めしうとの用の爲、惣給事の爲、相詰るよし、大昔は、軍中實檢の首洗ふ役、又獄門の首洗ふとも云傳ふ。

一童子の遊び、五月印じゆ切の事、百年（正保、慶安）も以前は、五月四日にときん篠懸を着し、菖蒲にて鉢卷し、しやうぶ刀をさし、ほらの貝を吹立、人數を催す。五月朔日より小はたを立る故、見物に、大勢子供群來。子供に逢、明六日、御味方に可レ參よし、何人と申。其時必、明六日、何時、何方より揃候様にと約束し、扨六日に子供來る。其人數五十人も、百人も、廿人も、三十人も有り。其内、差働きようなるを撰ぶ。皆有之通故、一備五十人も有り。少き分にて、二三十人は有レ之。扨六日に、家々のおとなしき侍、一人も二人も三人も守につき、怪我なき様に、世話をやく。子供の内、おがり甲着たる子供、侍大將に成る。勿論、主人の子、上り甲着、何も、いろいろ伊達なる主だすきたけ、備立、寄來る勢を待請、一勝負有レ之。是は軍功備立の爲なり。百四五十年以前は、必有レ之。百年計以前迄有レ之。夫より段々止、今は其物語もなし。六七十年以前迄は、五月初より、ときん、篠かけ、ほら貝、菖蒲刀を賣ありく。是を求て、五月四日、子供、菖蒲にて鉢卷、貝を吹歩行、又外の子供も、共通にして、其まゝ十人も廿人も集り、しやうぶ切をはじむ。大昔の菖蒲刀には、さや、木刀、棒杯にて勝負する故、怪我も有レ之故、かしの木の木刀、法度になり、しやうぶ刀とて、中の身は、さはら木にて、やわらかに作り、打合ば、折たる方、負に成る。去によつて、子供一人にて、十二腰も、廿腰も持故、女親類の伯母などより送りしなり。近年は、菖蒲刀作り様違ひ、太刀のごとく、長くそり、もの遊びの勢ひ、是も境町の役者のまねと見えたり。又人形も、箱の上に直す模様も、牛若五條の橋にて、辨慶と戰ひ、或は八島の軍の躰、其外、名ある勇士の働く所を、人形に拵る。み

な子供に勇氣をはげます志より、出來たる事なり。近年は、境町の役者を、人形に作り、夫を上座の床の上にあげて、見物などなす。

一百二三十年以前は、女のさうどう打といふ事有レ之由、たとへば、妻を離別して、五日、或は一ケ月の内、又新妻を呼入れたる時、初の妻より、必さうどう打企る。功者成親類女と打寄、談合して、男は曾てかまふ事に非ず。手前の女、五三人も有レ之ば、親類中の達者なる女かり、二十人、三五十人、百人も、身代に寄、催し、新妻の方へ使を遣す。是は家老の役なり。口上は、御覺可レ有レ之候、さうどう打、何月幾日何時、可レ參候。持參道具は、木刀なりとも、棒成共、しない成とも、其譯を申遣す。大方はしないなり。先にても、家來取次、新妻、何分にも、御侘言可レ申と申も有レ之、左樣によわげすれば、一生の大恥なり。成程相待候段、返事有レ之。男の携るは、此使、取次計にて、其後は、男一切不レ出合レ法なり。扨日限に、離別の妻、乘物にて、供女は、皆うちにて、くゝり袴、襷、髮を亂し、又かぶり物、鉢卷などし、甲斐々々敷出立ち、しないを持、押寄るなり。門を開かせ、臺所より亂入、鍋釜障子、あたるを幸にこはす。其時を考へ、妻の仲人と、待女郎、先妻の時の待女郎、同時に出會、眞中へ入り、さまゞゝ言葉を盡し返す。むかしはさうどう打ちに、二三度賴まれぬはなし。七十年以前、八十計のばゝ有レ之に、さうどう打に、十六度賴まれ出しなど、語りし。百年以來、すきとなし。

一むかしは幸若の舞はやり、振廻の節呼、幸若八郎九郎、其外、傳右衞門、市右衞門抔、數十人有レ之、舞上下にて來る。客同前に、料理馳走す。膳過て、座敷へ出で、一禮有り。客も御太義といふ。何ぞ承、度と所望、一流物、假令、大織冠、きよすけ、しんき能、あつ盛かと、さまゞゝ數を伺ふ。舞

仕廻て、暇乞して歸時、客所望すれば、不ㇾ歸。近年は、ずきとなし。

一むかしは淨瑠理、小歌、説經、ケ様の音曲、近年とは替り、先上るりの初は、織田信長公大病後、大きに草臥、夜も寢かね、肥立かね、淋しがり、伽には、城玄勾當、角都勾當、小野のおつうといふ遊女、此三人、晝夜はなれず。其外、若き侍、色々物語申。然れ共每夜の事故、咄も絶、おつうは、能書文者なれば、何ぞ面白き文を作り、讀て、御慰に入るべしとて、おつう辭退申せども、無二是非一、さまざま思案し、義經、しやな王殿と申時、吾妻へ下り給ふに、矢はぎの長者娘、上るりと申す女に、たはむれ給ひし事を、つゞり出し、讀きかせ申す。ことの外、面白がり給ひ、一座感に堪る計なり。後素讀ばかりにて、あき給ふ。城玄角都申は、是にふし付て、うたひ候はゞ可ㇾ然とて、其時分、御領分より出たる丹後七郎左衞門、橋本筑後といふ、頓作第一の利發もの、殊に聲わざ得たる者共なり。此者共に任て、ふしをつけ、上るり御前の事を作りたる故、名を淨瑠理と付しより、上るりの名始なり。右七郎右衞門は、上るり太夫、寛文の比、肥前より四代の祖なり。扨ふしを付け、右の者ども、終日語る。信長公殊の外面白がり給ふ。是肥前の元祖なり。是も後はあき給ふを、右兩人の座頭、手をつけて、三味線に合せ語る。聞人感に堪たり。とてもの事に、今一流作り候へ。此度は、武士の働はげしき所、又靜謐の政の文作るべしとて、則兩人の勾當、大江山酒天童子を頼光退治の事を作る。是を橋本筑後ふしを付くる。依ㇾ之、今に酒天童子は、筑後家の淨るりとなり、十二段は、肥前家の上るりとなる。扨右上るり語る計にて、後はあき給ふ故、人形の仕方付るやうにと有ㇾ之、西の宮の傀儡師を召、文句のあやを仕形にして、人形まはす。是よりあやつり初る。もとは此十二段計なり。

一六七十年の昔は、上るり、漸二三十流にて、上るり語る座頭、わづか四五流も覺、まして、素人々數寄て語るとも、道行四五段ならでは不レ覺。六十年以前、京都といふ座頭、上手の名取にて、一流ものは、熊谷、先陣問答、贄、かん羅の三流、道行十三覺えたる、名譽の事に云し。去に依て、座敷にて語るにも、輩の上るり、夜も同く語り、或は二度も三度も語りけれ共、昔の人はあかず聞し。今は左はなく四五ヶ月過て、二三度も聞ば飽はつるなり。

一むかしは百五六十年以前、唄をうたふと云事、始りは、りうたつといふ遊民のおどけ坊主、うたを作り、うたふ故、直に歌の名を、りうたつと云し。聲よく、拍子聞にて、諸人面白がり、りうたつうたはぬ人はなく、其後、百三十年ばかり以前に、籠濟といふ遊び坊主、是も歌を作り。籠濟と付てうたふ。りうたつよりはやり、諸人弟子と成る。或公家衆、聞給ひて、ことの外感じ、此外歌といふ事有べからずと、籠濟を褒美し給ひ、其唱歌は、山からす、何をいとひて、墨染の淺きにあらで、あたら此世を、などといふ歌なり。其後、長歌、くどき歌抔といひし。長歌の始は、禰宜町に、かぶき師右近源左衛門といふ者、かくれなき美男にて、夫を木の人形、張拔人形にも作り、夥しく賣めいよ者なりしが、此源左衛門、長歌に海道下りといふ事を作りうたふ。ことの外はやり、後には、仕形にして舞。たとへば、振舞の節、先亭主より、客へ所望して、海道下りを舞する。又其次になほりたる人に舞する。又客、亭主へも所望して舞する。かくの如く、同じ舞を、一日のうち、幾度も舞ふ。我等幼少の時分、晝より夜更迄、三十七番、振舞に、立かはり入かはり舞し。其後、山崎下りといふ長歌、是もはやりて舞。其後、六十年ばかり以前、禰宜町、勘三郎座の役者共の中、多門庄左衛門、出來小ざらし、花井才三郎、玉井吉彌、玉川千之助、山川内記、主膳、かくれなき美男、拍子聞、聲よき者にて、


箔衣裳


菱川氏圖

此等寄合、加賀ぶしといふ歌、うたひ出す。籠済にまけぬ歌なり。其引きつゞきに、なげかつ、まきつねなどといふ長歌、此者ども作りたり。禰宜町といふは、境町の事なり。六七十年以前は、禰宜町と申。さかひ町といふ人なし。

一淨るりの元は、右の通故、丹後子、代々七郎左衛門、肥前、筑後なり。百年以來、段々ふえたるなり。六七十年以前の上手ども、肥前、筑後、さつまの子なり。近江、石見、伊勢大掾、永閑、近年は、土佐なり。半太夫は、肥前弟子なり。後の者にて、六七十年以前は、淨るり、釋教にならで、聞人も耳をすまして、毎日聞てもあかず。たとへば、ばせを、東北の謠、幾度聞ても、あかざるかごとし。

關八州は、日本半國にかけあふほどの武勇強きこと、昔より言傳へし。されば、御入國已後も、上るり太夫は、和泉太夫などとて、昔の勇士、金時、金平などの類を、上るりにつゞりしに、關東の氣象に合、夥しくはやりしよし。其比の虎屋永閑、さつま、外記、土佐なども、是に類して、文句も、勸善懲惡の心を專として、見る人の心に、理に感ずる事多しとなん。今の豐後ぶしといふ文句を聞ば、好色に主親をたぶし、或は金銀を盜とり、はては心中して、親になげきを掛るを、手柄とする。さるによつて、聲音を聞に、一ツとして、悦ばしきことなし。いま／＼しき事のみなり。下々にはやり、次第に歴々の慰となり。此故は、次第に侍の風俗くづれ、乞食、河原ものゝ風になり行き、小身衆は、豐後ぶしの會をなし、會料を取り、或は太夫號を取とかや。淨るりを上手に語れば、太夫方より、何太夫といふ、太夫號を授くる。是を忝と思ひ、手柄となし、何の誰といふ人も、上るり仲間にては、何太夫とよびかはして、通用す。侍の姓名をば、公儀事にのみ用ると

心得え、內證は、太夫よりもらひし太夫號を通用す。苦々しき事どもなり。

一六七十年以前は、女中、地なしといふ小袖を持ぬはなし。人を仕ふほどの女中は、上着小袖、數は揃ずとも、地なしは持、惣身を金ぱくにて、一面に松川菱のやうに、箔置たる小袖なり。祝言事、又は正月、とかく男の熨斗目着時、女は地なしなり。女の熨斗目なり。其比、供の針めうは、かつぎせし。

一昔下々侍、仲間、せいはいためし物とて、家毎に度々有レ之、此節、差料の刀脇差の刄をためす。近年稀なり。

一侍仲間共、少も盜仕たる者。

一主人の蔭にて、供歸の馬に乘たる者。

一欠落者。

一供はづしたるもの。

一慮外したる者は、侍仲間共、主人手討多し。又しばり首も有し。

右之通、詮定となく、江戸中一同にて、六七十年以前、極たる樣成しが、近年は、左樣の咎、仕る者もなきか。又は主人慈悲にてか。透と止む。

一五六十年以前は、子は親に向ひ、物いふに手をつき、親のいふ事を聞には、頭をさげ、手をつき、去によつて、家來も、慮外がましき體なし。近年は、父母の前にて、手をつく事は、扨置、あぐらかく子供有り。言葉遣ひもあしく、是は何故、むかしと替りたるなれば、親の子供を急度あへしらへば、親々の身も、たしなまねばならず。氣づまる故、自分、樂を好ゆゑ、子のあへしらひも急度なく、た

は言を心まゝにたゝく故、子供も、友達の樣に、じだらくに成るをよしとする故なるべし。むかし、無作法の差合の文句、上るり、小歌にあれば、やつこの子供も、親の前を、にげ立樣にせし。今は親の上るりに、子供の三味線、曾て父子の躰みえず。夫によつて、親方の異見不レ用。度々、存外の惡事、仕出たる事多し。

一七八十年以前は、奉公人請狀に、此者取逃欠落仕候はゞ、其者、早々尋出、相渡可レ申候。其內、御事欠にて、人御用に候はゞ、私悴、或は弟、人代に召寄られ、何分にも、御召仕可レ被レ成候。又女之請狀には、私妻被二召寄一、御召仕可レ被レ成候。御請に罷立申上者、奉公人同前に、被二仰付一候共、少も御恨に存間敷候と書し。今は無レ之。當分、人代り出候ても、尋出し申事なり。

一八九十年以前の昔は、幼年にて、御奉公ならず。或は病身にて、御番不レ勤面々は、御破損之御普請人足出せし故、今に、右之類、小普請といふ。扨その比は、百石以下は、御免にて不レ出。百石以上は出だす。五百石より、杖突壹人出す。大方、百石に付、侍立、羽折を着、人足を引き連出づ。人足の出樣、大方、百石に付、二人三人出、杖突は、壹ヶ年に五六度出候。人數扶持方、一ヶ月壹人扶持づゝ被レ下候。手前の中間を出し候故、春召抱候時、其文言を書入れ、大屋共を添、請人に取申候。人足當候儀、小普請奉行より申來る。扨小普請奉行の用人より、差圖の所へ、仲間遣申候。其節は、主人も早く起、御普請場へ出候。仲間に、大切に相勤候樣、申付け遣し、其日七ツ過、歸迄、氣遣致し、相待し事なり。其後、手前人出し候事止、町人の受負なり。下直成る時は、百石にて、貳朱計も有レ之て、又二三百石に、壹分貳朱も有り。右金子を小普請金と名付け、面々より出し申候。寛文の比より、町人請負止候て、百石に付、壹兩宛、上納仕候。其後、又小普請金上り、百石に付、壹兩貳步宛

に成、百石以下も出す。

一むかしは牛込の堀無レ之。四番町、長坂血鑓、須田久左衛門杯の屋敷並び、番町方といひ、牛込方は、小栗半右衛門、間宮七郎兵衛、都筑又右衛門杯の並び、牛込方と申す。其間の道巾、百間餘有レ之、草茂り、毎度辻切有レ之、其後、丸茂五郎兵衛、中根九郎兵衛などと申す小十人衆に、小栗、間宮が前にて、屋敷被レ下。鈴木次郎右衛門、松原所左衛門、小林善太夫杯へ通り、一谷田町まで取付くゆゑ、七十四間の道巾に成る。其後、牛込御門、一谷御門出來るなり。

一むかしは牛込船入無レ之。萬治の比、松平陸奥守へ被二仰付一、大川より柳原堀通し、牛込へ船入る様に成り、此土を以て、小日向の築地、小石川の築地出來たり。是迄は、目白より赤城明神まで、在家一軒もなし。畑計なりしよし、此堀通し、三年に出來たり。

一元祿の比、芝新堀出來。

一本所に屋敷無レ之。萬治の比、武士屋敷被二仰付一、貞享の比、みな／＼屋敷上り、元の田畑と成る。其後元祿の比、武士屋敷に成る。

一昔は新シ橋、芝口御門なし。寶永の比出來。芝口御門は、享保九年正月廿九日大火にて燒て、今はなし。

一本郷御弓町、與力同心計成りし。元祿の比皆上り、御旗本屋敷と成る。

一むかしは松平丹後守屋敷前に、町屋風呂有り。美麗を盡し、風呂女とて遊女有レ之。諸人入込、喧嘩度々故、御法度に成る。其時、風呂屋へ通ふかぶき者共、異名に、丹前へかゝる人といふ。丹後の守前といふ心なり。今に何にてもはでなる風を丹前と云。是よりの事のよし。


額風呂
額風呂
縮古圖



一五六十年以前のむかしは、男立の若き衆も、緣組など相談、自分よりする事は恥かしく思ひ、せさりし。親々より、遠き親類、又は心易き友達を賴、悴へいひ含、兄弟迚も直談なし。今は子の方より親へ直談す。又妾抔召仕ふ事抔は、親方、其外親類他人へは、懇意といへどもかくす。聞出したる人、御妾有レ之由承候などといへば、決而左樣の義なきとあらそふ。近年は、自慢して、馴染なき他人の客にも、座敷へ女を出だし馳走す。

原本初葉另題二書名一下記二數言一如レ左。

新見老人むかし〳〵物語　　老人は享保の初八十餘歲、此物語は、寬延年間に記したるなり。

天保丁酉杪冬刻成

八十翁疇昔話　終

年藝十六種志

卆藝古雅志目錄

上之卷

凡例

一 上の巻は雅俗にかゝはらず、年代の古きと、作者の珍らしきをあつめ、序跋のみを抜出しぬ

一 各々本文長ければ、わづらはしく、且壁劫記、細見の類ひは、今とかわることなし。然れ共希に珍らしき物つられの類、図して下の巻に出。

一 文面本の儘に模写すべけれども、大小長短等からざれば、唯文段を違へず、字のまゝに写して一字を洩さず、

一 下の巻は、大概本書を透写して、往古質素の趣をあらはす。

一 爰に集るもの、往古の印板のみにして、写本は、只小野の於通浄瑠璃十二段の如き、印板になければ是非なし、猶としをおふて得るに任せ、集出さんことを希而已。

牟藝古雅志上之卷

狂言堂如皐輯

○金銀萬能丸の序

抑この物がたりは、見ることのやすふして、そのこゝろをうることかたし。柳營義政公、おくがきにかゝせたまひしやうに、道無入道がいやしき言葉を引もどし、おもてよりうらにかゑし見ば、かならずひとつ心のさだまれるのりをしらんかし。この物がたり、もろ人のみさほとなれるにや。長享年中より永正のするまで、たび／＼邪士世をみだすわざあれど、良將良臣おほふして、君を君とし、大樹を大樹とせしゆへに、大君萬歳をつがせたまひ、他姓大樹にならざるは、諸人吾神明のおきてをまもり、三教の道を潤色とせしゆゑなり。人皆もとをもとゝして、もとの心にもとづき、うちをうちとしてうちの心にかなひ、外をほかとして外の心にもとづかば、我神明のいきをためて、異國のためにもはづかしめらるべからず。おろそかにしてするの世の人は、まことの父母をしらずしてまよへるのみぞかなしきに、かゝるめでたき世に生れたるは、うれしからざらんや。

文龜三年孟春初五日　　正二位左大臣　公藤序之

○同　跋

とんき世のことわざに、いやしきか岐の言葉に世のすみにごりをしるといふ事まことなるかな。こゝに長享の所の年、東山の院士羽林中郎將、わが神道の達人なりけるが、ものはおなじきを友とするなら

ひにや。老佛の門徒に一如上人といひしものと、性子といふ儒門のものと、羽林のもとにたづねゆきて、儒佛二教を以て、わが神道に對し、よもすがら論じて、つひに根元なれば、神明のいきをなめて、誠の道のきよめのはじめに、三人宗廟にまいりけるが、みちのほどは野なるものゝはなしに、うき世のにごりを聞て、いよ／＼おの／＼誠一のこゝろいやましける。神風やみもすそ川のきよきながれに、むらたなる御つげをうけ、人の心のよこしまなるを、すぐなるみちにせよとて、國々におしえをなす。誠に日のもとのおほいなるたからなり。ひとつこゝろののりをあげて、あまたの人の人なるもの、西に出東にいづ。これひとへに羽林の心よりおこりぬ。あゝ此ものがたりを見むもの、たゞにこれを見ば、なんのたすけかあらん。いやしき道無がたとへをひきもどし、おもてよりうらにかえし見ば、おのづから身を治るの道にちかゝらん。われ武にくるしみて文にくらし。よろづ我心の業いとくちおしきのみ。たゞ心のまことにむかふばかりに、此物がたりのおはりに言葉をつくるのみ。

武林　源　義　政

此金銀萬能丸は、本世鏡抄と號し、文祿の頃の著述にて、則序跋は扶桑拾葉にも載せ給ひし也。しかるを貞享四年丁卯二月攝州大坂北御堂前書林森田庄太郎板にて、金銀萬能丸と外題し、序跋本文そのまゝにて上下二卷、今云八文字屋ものと云へる如き目錄有。下の卷に出す。

○連俳附合武藏野の序　　意　行　子

寛文十三年

むさし野のひろき君のめぐみにあまねくうるほひ、霞の關の戸ざゝぬ御代のおさまれるしるしに、爰もかしこも俳諧の道に心を入間の郡みよし野のよしあしをわきまへねど、下手の横すき横やまのやますし

て、あけくれ懷紙に向ひの岡のうす紅葉の色よき句をつかふまつらんとあんじわづらへど、堀兼の井のふかきことをしらねば、玉河のたま〳〵席に交はりても、名所舊跡の附句にいたりては、いよ〳〵あら井の磯の汐のさし合、笠島の浪の打越をわきまへかね、付かねてやみぬる事あまたゝびなれば、予がごとき未熟のためにと思ひ立て、淺葉野の淺きざえを以て、忍びの岡のしのび〳〵、硯のすみだ川の水をしじて、千種の言の葉のたねをあつめて一部となし、武藏野と名つけぬ。こいねがはくは二俣川のふかくしりたる人、狹山の池の淺きみづからを助けて、濁れる水を汲かへ、淸き水莖に書改めとふびよとおもふ事しかり。

同頃

○新板塵劫記序　　吉田光由

それ算は、伏義隷首に命じてより、周官に保氏を置、是より以來算數世におこなはれて、國家の重器たり。誠に故有哉。算の要たる事、國家を治め百姓をみちびくに及で、方田不足勾股圓長あり。其狹廣をはかりて其耕をおさむるに、井田の法あり。千一の法あり。若其法をみだるときは、百姓おだやかならず。攻軍をなし賦をなすに、士をひき歩卒をまじふるに、算數をもつてよく道びきおさむるなり。妙なるかな。遠山の高さいたらずして爰に知り、海淵の深さいらずして底をしる。いわんや天理をや、日月の行道、春秋の運氣、そのほか巫醫百工のたぐひ、みな算數によつて吉凶をもとめ、血氣の順逆をしる。此道によらずして妙を知り理をさとすことはなんぞや。然れども深きを知り、委を悟す事は、いたらざれば得がたし。故に其綱領をしるして、聖門にいるひとつの便とせんとおもへど、下愚のまめならざれば、或は不足、あるひはしげくてなん有なん。よく明らかならん人、達闕をたゞさば、誠助け

とや成辨。

○同　跋

此新編塵劫記、吉田光由、開レ板鏤レ梓、以レ壽ニ其傳一。自レ今以後行ニ于世一、爲ニ算法指南一者、如レ合ニ符節一、後世勉レ旃、勿ニ輕忽一。

貞享

○幸藏序　　　元隣

此南贍部州は、須彌の南に當て涌出たる國ときく。殊さら黄金白銀は土中より生へ、あまたの珍寶器物も遊行せり。しかりといへども、おのがさま〲有處には山を積み、無處には塵塚もたまらざるも、いと詮なし。爰に予が朝な夕な手に順ふ器を詠て獨おもふに、木を以て宮を造れば信を生じ、其木を筥に造れば物を入る器となる。宮は宮、筥ははこ、その役々は是世の寶なり。思へば一ツの器とても、心ありて用ゆるに、千里の内を廻り歩行、器物ものいはざれば、打わりて語らんとすること、則家内の幸藏ならんとて、次第に詩句連歌を添、世の謗に目がけず、造化無盡藏に預ぬ。

元祿

○鸚鵡が杣序　　　竹本筑後椽有原博教

いろはにほへとは、尊圓親王の御筆も、七歳の太郎松が書るも、點畫かはる事なく、いの字はいの字によみ、ろの字はろの字にきあまれども、善惡の階級は、千重萬段心こと葉の及ぶ處にあらず。からにしき晉元の王羲之、趙子昂、敷しまの倭には道風、佐理、行成など、あまたの名筆の工みに書なせる文字の形しな〲なれど、筆法は十二點にはじまりて、十二點の外を出ず。韻會字彙、玉篇等二十餘萬の鳥

の跡たへせぬ寶なりけりと、物書人の語り給へるに、かたえなる萬に心得たる人の申されしは、六藝の道いづれかかわる事のあるべき。文武の樂は美つくし善つくさずのたがひめこそあらめ。樂におゐては五音十二律にもるべからず。中樂を見侍るに、上手のさし扇、下手のさし扇、さす處にちがひなく、引處さらにかわらず。つゞみ太鼓また然なり。上手の笛とて笙篳篥の聲も吹ず、ひいやひやりをよく〳〵吹あふするばかりなり。立出て峯の雲は誰が舞ふても熊野、四海波しづかにては誰が謡ふても高砂、平家のふしに謡ふたる名人もなけれども、よしあしの雲泥なるはいかにぞや。萬藝かくのごとし。定りたる事を能すべし。但その中に曲節は時にしたがひ折にふれて、臨機應變まゝ有べきにや。しかはあれど利久、紹鷗、宗和などのかわりし物數寄、口をおどろかすといへども、湯の上に茶を入て、香煎ふるやうなる無理なる物好もなし。名におふ歌人のさま〴〵の狂歌の雜體はあれども、五七五七々の外はよみたまはず。もろ〳〵の藝能師傳を受て定りたる事を、よく〳〵切瑳琢磨して、時に應じて略變の用捨こそ、達人のわざとも、名人の藝ともいふなれと語り給ひしを、僕末座にありて、つく〴〵うけ給はるに、我淨留利の道におもひ合せて、いさゝかも違はず、淨瑠璃はじまりて百十餘年、瀧野、澤角兩撿校平家にくはしく琵琶の妙手たりしより、淨るり物語りと云双紙をつゞりなして、藥師の十二神をかたどり、十二段と云ふしを語り出せり。そのときは三味線に合するといふ事もなく、扇をひらき左に持、右の手のつまさきにて、骨と地紙とを搔ならして、いろ〳〵の拍子を取たる事なり。その十二段の目錄さえ、いまは知りたる上るり語りもなし。此外に都めぐりと云もの一段あり。是は撿校の門弟京東洞院日貫屋長三郎といひし人の作なり。かけまくもかしこき慶長の帝、これを興ぜさせ給ひて、人形にかけさせ、叡覽度々ありしより、淨瑠璃太夫受領を拜し世に行れて、阿口の判官、弓繼、鎧がへ、井

戸田、五倫くだき、是を五部の本節と傳へ侍る。岷江の濫觴たへずはびこりて、音曲の海波しづかなる時津風、民やすき御代の樂しみ淨るりといふ一ふしの定りぬるこそあさからね。何の道も古へをあふぎて、今をしのばざらめやは。此音曲も格にゐりて格を離れ、格をはなれて格にゐるといふ事、第一の習ひなるべし。古播磨太夫は、淨るりの中へ諷を入るさへ、まんざらの諷に聞ゆるはあしゝと申されし、諷にても歌にても、淨瑠理に打そひて、淨瑠璃の格にはづれぬよふにうたへと申されし。肝要の詞なりけり。僕が門弟には淨るりの文句ならば、謠も唄もうたふとはおもふべからず、語るといふべしとこそよしへ侍れ。いはんや時々のはやり歌、木やり音頭の類ひ、面影はさも有なむ、淨留りの正體に眼をはづすべからず。世のはやりうたとて、半年はやるはまれなる事にて、上方のはやりごと遠國にしらず、田舍のはやりもの都路にしらず、上京のこと下の京に聞へず。天滿の噂難波に知らぬことのみ多し。異國には大きなる御殿ひとつの內にさへ、一日の氣候ひとしからずと云へり。はやりこと、さのみ好まずともあらまほし。世間の事聞出し淨るりに入んより、手前の上るり世間にはやるやうに稽古ありたきものなり、世繼曾我の道行に、馬かたいやよとおどり歌いれし事相應せず。一番の理今聞に汗をながすと、三十年前を後悔する作者の心、藝道の執心さもあるべきことなり。實も文言章段の品に寄て、いかなる名人もかたり得がたき事あるべし。堅からんとすれば太平記のごとく、艶ならんとすれば源氏物語りのごとく、端手ならんとすれば當世好色双紙の輕くちに似て、各淨瑠璃にあらず。詩人の平仄を分ち、韻字を押も、律呂にかけてうたはん爲とかや。此國のうたひもの、吾嬬、貫河、伊勢海などの催馬樂、早歌、古々利々、老鼠などのおかしげなるも、律呂にたがはぬこそありがたけれ。そのごとく文句にも、はこび、はかせ、およぎ等、程ひやうしあることとなれば、それに心を付て、文字うつり、音聲開合甲乙の

位を練磨すべし。中も憚りあれども、逍遙院入道内府實隆公は、御日待の夜、尺八、つゞみ、三味線などの中に、いで我も一藝せんとて、箒木品定のまきを素讀遊されしに、あやしの下部まで聞人感にたへて、外の歌三味線をもけおされしとかや。源氏のよみくせ、堂上の御傳授には、清濁文字うつりは勿論、御聲になまりを付させ給ふ處、ふしを付させ給ふ處もありとかや傳へ承はる。これらをこそ音曲の龜鑑とも申べかんめれ。是までは恐れあれども、一藝の本意を知らんとはげむべし。ましてつたなき辻藝、門音曲を大事ありげに語り交ぜて、淨留り本ふしの有處を失ふ事、いかなる下劣の甚しき、本心を外に奪はるゝ狂人ぞやと、宇治加賀掾の批判尤成べし。もし聞人外のまぜ事をほむる時は、さてはわが淨るりはおとりたるとかへり見て、いよ／＼たしなむべき事なり。名醫の調合ある益氣湯も、野巫醫者のあはする敗毒散も、藥味はかはらねども、大きに人をそこなひ、又大きに人を助く。淨留りにかわりたるふし、古今なきことなり。只趣向、年代、せりふ、風景、時宜にそむかず、無理ならぬやうに、地色、ふし、詞まで、心をかへて精をふかく語りなす事、かの病根によりて、配劑加減あるがごとし。ほかのことまじゆるは、一味二味の加藥の如く、本方のための加藥にて、加藥の爲の本方にあらずとしるべし。かく有ばとて、本式にわきめもふらず、つくりつめたるごとく成は、佛藝とて嫌ふ事なり。其中の意味は、聲と節との和にありて、言語道斷天然の所なるべし。萬卷の書を暗じても、面授口傳なくしては萬の道なりがたしとかや。峯の藥師の淨瑠璃の本方相傳のうへに、年をかさねて工夫をつみて、加減の修行あらまほしく、四十餘年來寢寐にも是をわすれずといへども、今に淵底を盡さず。是と語り得たりと思ふ事のなきは、我身ながら、いかなる事ぞやと申侍りし。詞のうちより山本治重（頭註六、山本治重は正本や九右衛門一風也、是もじやうるり其外にも戯さくの著述あり。）其座にありて、

鸚鵡が柚の板行なりて、いまだ序とする物なし。幸に只いまの教訓しるしてよと、硯をならして口うつしの、やがて紙上にうつりけるは、むべもあふむの囀なりけらし。

同　跋　　散人不移子平安艸　　近松門左衛門

一聲二節、伽陵頻迦の玉子のふはくへ、奇妙の聲の樂と云々。上は碧落、下は黄泉を窮るに得ることなし。文質彬々とは三味線の聲、淨瑠璃は孔子の時に始り。論語の語の字をかたると訓ずと、自己の工夫に年月を費し、師傳を守らざれば、サアといふ時事をかきそめ、恥を書初、天筆和合樂、一年中の祝儀のはじまり、抑も其後、此一句微妙の七文字、五十四帖のいづれの御時、伊勢御のむかし男、伏羲氏の天下に王たるにも、肩をならぶる發語の詞、此類いかい事詞は古きを以てさきとす、心は新らしきを以詠ずべしと、その心はいかに心を古風にそめよとこそ、道正坊の說法云ひ勝の世の中、口もつて云はぬが損、嚙當つたる犬の蚤も、痒き處へ手がとゞかず。ア、志辨氣。あたご山には太郎坊、くらま山には僧正坊、瑞軒やきには鵩を見て天狗共おどろくべし。相應々々のふるまひ、京の祇園の文字が献立には、雁も鯛も古ふかしく、あみ笠島には知ぬ鯛〔頭註云、ちぬだいは黑だいのことなり、閩内のほうけんなり〕龍と成て天上す。一座いつきやうによつてほむるとも思ひあがりて、稽古油斷せざれとこそ。凡夫功を經て佛と成り、下手修行して名人となる。離婁が明、公輸子が巧も、規矩を以てせざれはなす事あたはず。凡技百家の稽古の勞を歷ずして、至極をしらば、古人なんぞ積功累德を稱美し給はん。腐草化して螢となりてこそ、玉の光りは顯はるめれ。いまだなりもせぬ草葉のうちより、光りを螢に衒はんとする。是ぞしやら草葉のつゆを筆に滌ひで跋といふ事、こんな物成んかし。

元文

○養氣臺の序　　自墮落先生

世に住る事、水車の如く心に望絶る間なく、手足に用のなきときなし。百の憂、百の世話、替る〳〵來りて、靜なるいとまなし。今是を除て、しばらく無為の境に遊んとおもふに、爰に一物あり、其名を枕といふ。是をとりて天窓に架する時は、神鎭り體伸て、おもふこともなく慮ることもなし。しかはあれど、枕といへるにも品多く、く〻り枕のやはらかなるには、深閨の恨盡ず。長まくらの油垢は、偕老の思ひ深く、文枕は傾城買の舉句、引出しまくらは藪醫者のものずき、旅籠屋の挽切枕には、旅人の草臥を直し、出女の手枕にはいかなる契をやこむる。肱まくらの樂しみは物知りのうえ、邯鄲の枕には盧生が寢相を盡す、貘枕は邪を避け、夜明は灯の代り、遊仙はからくり枕、重明は見物の器、是らは予が枕にくらぶるにあらず。枕よ〳〵、九夏の晝寐には籠枕の涼き、或ははり枕、やぐら枕、皷の胴、夢想まくら、ぎち〳〵まくら、指枕、其品そのかたちは替れども、用をなす所は一也。枕よ〳〵、汝は寐るの器にして、人の情をば知るべからず。然れども待宵の遲きにはたゝかれ、逢ぬ戀にはなみだにぬれたり。汝があづかる處にあらずして、汝罪を蒙れり。汝が不仕合いはんかたなし。しかれどもしめやかなる雨の夜、鴛鴦のふすまの内、比翼の床の上、親子にも隱せる事、汝計はよく聞らん。おかしき折もあり、浦やましきときもあらん歟。是を以罪をかふむるのさし引とすべし。予は汝に損徳なし。只寢ることの役者とす。下司の樂は寐樂、半時のいびきは大名もかはらざりけり。孟子浩然の氣を養ふといふも、たしかに一睡のうちなるべし。是を以汝を名づけて養氣臺といふ。かつ汝にいましめおしゆる事あり。面白き夢、嬉しきゆめ、うまき夢は、覺すことなかれ。おそろしくかなしき夢は、見することなか

れ　火事盗賊あらば早くつげよ。寐言はおかしくとも笑ふ事なく人に語るべからず。

享保

○徒然時勢粧の序　錦文流

つれ〴〵なるまゝに、終日頭陀袋のほこりをはらひ、もてる調度の置所もそこ〳〵に入直しぬるに、爰かしこにて聞はつりぬるおぼえ書とて、ほうごのかたうら、鼻紙の端くれにかき置るものあり。とりひろげて見けるに、貴氣なること、おかしき事、あはれなること、心ちよき事、むようなること、もつともなる事ども、取集むるにおよそ二百四十三品、おのづとつれ〴〵の文段につうぜり。よつて此題號にすがつて、徒然時勢粧としかいふ。さきのだんを書べきとて、このだんより持こむにもあらず、ましてこゝろある人に見すべきにもあらず。もしは縮にもとづきて、わらはべのもてあそびぐさにもならんかしとつゞりよせたる愚盲の草稿、ひとへに狂人の物いふに似通ひたるものなるべし。于時享保第五年かのえ子皐月上旬、座摩の宮のかたほとりに幽居の地をしむる。爰において浪花俳諧錦頂子文流老昧筆にくるふ。

○野白内證鑑の序　八文字自笑

人間生あつてしゞうやむまじきは、若女ふたつのたはむれ。今も昔もかはる事なし。されば釋迦の時代にも、街賣女色の出て、もろ〳〵の僧俗の心を蕩し、叩きがねをへらさせ、ほどなく腎虚の涅槃にいらせ給へり。ましてやこらえ性なき凡夫、このみちにすゝめられ、身をうしなふ族、古今そのかずをしらず。親父も若ひむかしは、六條の遊女町に、きぬの半衿かけて、鮫鞘に金鍔似せ金の扇をかざし花やられしものがたり、機嫌の能とき母にはなされしを、子耳にはさみ、過にし方戀敷ものと、清少納言とい

ふ女臈ふるき文をとりいだして、観世よりのついでにひらき見給ひ。むかしのいたづらを今の老のなぐさみにしたまひぬるよし、これは秋の夜のあかしかねたるには能樂しみと、祖父親の書ずてのもの、其ころの女郎のふみ反古など、古葛籠より出し、不思議にいまゝで鼠もくはず殘せしは、いにしへもたかひの噂をおかしがつて殘し置れしことぞとおもはれける。ひとつ／＼見てなげやりけるに、封じめに印判おして、いまだひらかぬかさだかなる婦み反古、是なん物前のむしんのふみ、かさなくとも口舌の上句に、諸神をかきいれしきしやうにてやあるべし。神も親父もゆるしたまへ。是ひらかひでは置れぬと、封じめ切て見るに、三十二卦のうらないの書本、やはらかいふみの中に、是はと心を付てよく見るに、野郎遊女じゆふにあそび、やどへきたりし時節、よびよせる客のいろたる人のもとへ、差合有かないか。おいでかお出でないか。まつうちの疊ざんもあはぬ勝にして、いづれの世にか安倍氏の好色人、此古のこしらへ錢五文にて、その夜招く君が來る來ぬを、人をやりてまつまに考へしる內證のうらかた、これは今の世に見る人々のなぐさみにと、むかしの詞そのまゝに梓にちりばめ、世に廣めて色すけるひとの戀のたすけとなしぬ。このうらかたの中に、はくじんとあるは、いにしへの白拍子のたぐひにや。聞付ぬとて名のおかしかりき。されば世はもとしのびといへど、色遊びはいまにぬれのたゞなか。

○御伽名代紙子の序　　其　　磧

正眞の普賢菩薩にもせよ。江口の妓美は、若き男どものためには、あだなる遊君のたはぶれをはじめおかれしより以來、諸國そのところ／＼の遊女にほだされ、身體をつぶし、さま／＼難儀にあへる人、そのたずかぎりなく、わけてこのみちに長じ、親兄弟のこゝろにそむき、そのみも流浪せしありさまを、ものまね狂言盡しに移して見せはべるは、狂言ながらよき誡めぞかし。そうじて此遊びによいほど

といふ程なければ、深入せぬが粋なるべし。たゞおそろべし愼むべきは此遊興、世の血氣なるわかいひとのゐけんのたねに、上手役者の狂言にせし、名代の男どもをあつめて、親達の教訓のあしろとするものならし。

○江戸鹿子の序　藤田氏

萬代の池の龜は、ほうらいに逢、千秋萬々歳といわふ翁、榮行ことのやすきこゝろにて、子孫をならべて長生の家、老せぬ門、なをゆくすへもひさしけれなどゝうたはせ、むさしのゝむかしものがたりのついで、江府のことゝいとこまやかに聞はべるに、あるは神社佛閣社參さんけいあれども、故事緣起來歷をしらず。名所きうせきは手のまへ足のふむところにあれども、たづねもとめねばしらず。諸師諸藝其ところにいたりたづねはべるなれども、知れるひとならではしらず。諸職名匠商人うりものゝどころ、民家軒をならべ、しげりたる樹のごとし。うち見てもおうやうしれはべることながら、たづねて即刻もとめゑること稀なり。もし他國のひとのたよりともならんかしと、しれざるたいがいをもとめゑて一部六卷とす。武藏野はしげりしげめや江戸かの子と、ふるきひとのほつくしたまふこの心ばゑながら、廣大無邊にていとまめやかにいひがたし、所々のあらましいふをもて、江戸かのことなん。

○江戸惣鹿子の序　松月堂不角

おふけなき御代は、ゆるがぬかなめいし、鹿島の松のふかみどり、深くむすぶのひたち帶、似合さうおふの妻あり。よつて子あり、孫あり、彦ありやうは祖父も候て、所席なふたてならぶのきの鬼瓦も、ときにふれ氣につれて、人喰ふ貝つきにも見へず、横道なること今の世のきれものにいらぬ事まで、値賞のしたがる世のなか、身過わすれぬ人の氣々、まことに家をおさむるのわざ、次第に一家ひろごり、そ

のうちに士農工商區々にして、ほまれあれど人しらず。しらぬ心からは霞が關は、ふだん櫻はさく〳〵ともおもはれ、つゞきの原は武藏野にやつゞきけん。むかひの岡は牛島のことなんいふやと、むげ〳〵とくらすもいと口おし。卞和が珠を穴藏堀のほりえたるにひとし。ある人京へまかりけるに、人々此府のことなん問ふ。江戸鹿子にてしたり顏にこたえぬ。なれどいひ殘したること草にて、いすかのはしの廿日すぎ、よひより月の出るこゝちして、ひとつも合す。ところに住るかひなしとてわらふ。鹿子まだらのふじのゆきやとたはぶれしへらず口、すこぶる汗道具五尺手拭〔頭書云、五尺手拭は此ころのはやりたなり〕をしぼりぬと、歸り來てかたる。しかれば江府のほまれをことはりに似たりと、今染もそめたよ。鹿の毛の筆、いひ殘さぬとの心にて、そうかの子といふならん。さればめづらにほまれあること〳〵、これのみにもかぎるべからず。蒔衞々々になをくはふべし。海はふかく山は高し。賢君のみちは廣ければシカいふ。

〇貞享江戸鑑の序

規はまからず、矩は直なり。此二ツは上もなき御君子國の庶にして、その下に住る者、其流れを掬するもの、學ばずといふことなし。しかるにこの書、今欠伸過不及をあらためて、年々春秋の埃塵はらひて、見る人安く、諭人明かならしむ。名づけて戊辰江戸鑑といふこととしかり。

〇同跋　松會堂

此板行は、近年數多雖有之、未不明。今改正出之候。此上相違御座候はゞ、御しらせ可被下候。早速直し可申候。まことにこの面を見おぼへ、其々の用をたし申かたもあり、又遠國にいたりては、見ぬ江戸の繁國をしり候へば、まつたくおろそかに不仕、うけたまはりしだい直し申候。

延寶

○吉原細見の序

青陽の御祝儀目出度申□□□、先以御客様方□□□おんことぶきゐさせられ、うへなふ□□□さて申あげまする、わたくし□□□、例年名題のしゆかう、おもしろくもくろみ、序書をいれ、御わらひな□もよをし、次に茶屋舟宿禿やりてうら〳〵のあきんど、ならびに女郎しな定め、くるわの方角まで、ことこまかにあらためあいしるし申候。扨また太夫かうしさんちや、新ぞうつきだし、京くだり、名取達、にしひがしのつぼね、其ほか名のかはり出る入、あるひはゐなり、またはくらひの高下、いさいにぎんみをとげ差上申候あいだ、もうすはくだながら、このさとへ御出なされ候御かたは御ぞんじ、いづれも様がたひいきつよく、山本がよいさうゐがないと、御ひやうばんよろしう御ふいてうあそばされ、毎ねん御手にふれられ御らんくだされ候あいだ、大かたならず本くわいのいたりにぞんじたてまつり候。これによつて當巳のとし、べつしてあらためたゞしく、すべて五丁の内にあるほどのこと、細見にのらずといふことなし。御ついでながら申あげ候。わたくしかたの細見あらため仕り、本取次賣所は、揚屋町にて現金屋八蔵、すみ町がしにて不川屋宗八、この兩人をさきとして、吟味役人多くつけ置申候間、すこしの違も時をうつさず相しれ申候ゆへ、早速相なをし申候。よつてもうとうさうゐこれなく、日々にあらため御手に入申候。はつはるの御かいぞめ、御なじみの御君達、初細見にのせまし候間、よく〳〵御吟味遊ばし、御もとめ可被下候。もし萬々一違ひこれあり候はゞ、御ゑんりよなく御しらせ下さるべく候。早々相なをし申べく候。此儀念のためわけて申あげ候。このうへいよ〳〵御評判よろしく、つるかめのよはひまで御もとめ御一覽ねがひたてまつり候。まことにもつてこのさとは、遊樂

のみなもとなり。凡おろかなるをさとし、老たるを若やかし、かたくなを和げ、まじはりをとゞむ。都よて其道にじゆくして御ためし遊ばされべく候。ことにまた御客様がた、いつまでも若々と御壽命永たかに、益御全盛に御かよひ路と、口に出るまゝ不老門とはおもてへだしぬ。

（）寛保細見初清撥の序

駿州よしはらを、江戸柳町にうつし、戯女のみなもとゝす。時に明暦三年、淺草龍泉寺村に土地をうつし、新吉原とことぶき、老若のさべつなく、數寄なみちとてかわくがのかよひぢ、人物に翼のなきばかり、飛ぶがごとくかの地にいたるなかに、われはこれ過にしころ、人様にしられたる吉原見物左衞門が弟吉原三徳とはやつがれでゐす。夜毎にこのさとにかよひ、三千の美君に見しられたもふきやくをば、來るやうにとりもち、手にいらぬ女郎は、ひた〳〵と來る樣にとりもつ。一名を廓通川男とも申。さらばこよひもなよ竹の、竹に雀のよしはらすゞめ、くちにまかせて長せりふをしやべり申さん。きゝたまへ、雨露霜雪のさなきにも、たびはかずしていたまず、白粉をかざらざれども容顔うるはし、貴人に逢てもおそれず、大酒をしてもみだれず、老人をもいとはず。禿化して女郎となり、女郎化していづくへ歟飛。とんで魚ふちにおどり、子も時なるかな〳〵。此さとの後帶、夜見世のつれびき、都路もいつしかはやるさんさがり、ひきかた、またはめりやすと、うつりかはりしみすじのいと、いともかしこき君が代の、千代に八ちよをさゞれいしの、岩ほとなりてこけの又、娘ふうやら新ぞうやら、ふたみちかけし道中に、のぼりつめたるゑもん坂、堤八町ながからで、かよひくるわのふてん氣、きさまはすいかおれはやぼ、ほんにせいもん君ならで、ほかにあふみの源五郎鮒も、ごみには宵の口、二丁目のかし、京町のすへの御げんといふことも、めつたにならの大佛の、鼻のあなへは傘をさした女郎へいきすぎ

と、もどかしげなく来る客は、わりたき中のたはれかな。四寸も五寸もなまいたに、へぎぬき瓜皮木村がうふつきな御てきぞうらやまし。しみ〴〵すいたでかよふ神、十・村の封じめを切ておきまではれかけて、向ふもん日のだめもなく買上げ給へ。去ながら遣過せば身の爲に、あしはら國と中のも、ついせきれいの尾のさきから、うごき出て人のたね、ねんなふはやき〳〵ちのうち、すく成酒は夏のこと、こと〳〵しくもにほふらん。らんじやしばふねうす雲の、かほりほのかに與ざしき、木でせい、柳でせいだして、しゝとけんとの大さわぎ、きだよひなりとは思ひしに、はや大門の四ツめやから、てんじんかしのふじや迄、てんと一座はみな納り、いつにかわりしむつごとの、じッのかねにふなやどが、おかひに北風身にしみて、後のゑにしを松かざり、めでたくさとのはつ日影、懸想文なゑよしはらさいけん、初すがゝきと題することになりぬ。

○延享二年細見の序　　　山木坂

いにしえの奈良のみやこより、木辻鳴川のながれたへず。いまの洛陽には島原といふ遊里あつて、出口の柳にこしほそみをならひて、京女郎と世に名高く、夫より遠津國々にわたり、長崎に丸山ありて、唐人の寐ごとをきゝわけ、長州にはかみしもに鬪をすへて、往來のなみまくらをなぐさめ、室の日和待には、はやざきのうつりがをほのめかし、艫に纜綱をとかんことをわすれ、難波の新町は揚屋のとしおしにたかぶり、神かぜの古市は正直をまもる御師達も、うそのまことのふたみがうらの二心をうらなふ伏見の撞木町は、しゆもく杖の隱居と金財布の底を叩て、駿府の二丁町にて足久保の館に、一升酒の酔をさまし、潮來は銚子の盃、手まくらの馴染をかされ、元宮のざんざ時雨には逗留を催し、坂田の伯母は被衣姿に都ゆかしく、越の三國は玉屋新兵衛が無分別にその名をかゞやかせり。なを五十三次のとまり

る〳〵、中にも岡崎は彈習ひの三味線に調子をあげ、吉田は客をまねく、二階造りに甍をならべ、大磯化粧坂はむかしの名のみ殘れり。其餘も所々に色里多しといへども、あげてかぞふるに足らず。只傾國の上品は花の東の新吉原にとゞまりて、爰に類する土地を聞ず。先太夫は孔雀しぼりの裳裾をひるがへして、揚屋の牡丹に遊び、格子の道中はのつしりと、ゆふ日に鶴の粧ひをなし、梅の奥ざしきをかまへたる金衣鳥の風情、鶉籠の部屋持はまきゑのおごりにふけり、翡翠の衣紋を作りて、ふたり連立中の町、鴛鴦の池中に遊ぶがごとし。そのほか色鳥のいろ〳〵に雀の笑ひは、禿の囀り、やりては梟の夜の目も合さず、茶や舟やどの水鶏に門をたゝかれ、明ぼのに憎まるゝ鳥も、夕暮の黒羽折むれ入れば、春宵一刻、あたへ千金の日をおぼろ〳〵と、眞乳山に影をみがく廓見勢、三味線の音じめはさながら諸鳥の花の梢に遊ぶがごとし。惣じて此地のはんくは、美麗なること他にこえたれば、諸國參詣法師みづから硯をならすものならし。

○役者金の捕の序

近藤助五郎清春

かやうに候者は、さる處のさるものにて候。ハア是はさて〳〵きつい雪かな。それゆきはがもうにゝて飛でさんらんす。我はしゆくしよを出て、とんでうろたへるといえり。けふの寒さをいかにせん。こふいふともつめたいが一倍まさり、口へ氷がとぢた。イヤまづあのいほりへ參つて、一夜を凌ませう、これはつめたや〳〵、やう〳〵とまづこゝまでは參つたが、しばらく內の體を見れば、老僧いろりのもとに炭をたゝへて、書をひらきいねもやらず、さみし氣にいたりけるに、これこそくつきやうよと、のふ〳〵御あるじの御方、中かね候へども、この大雪に身をいため、跡へもさきへも參られず。あはれ一夜をおんかし候へと申けるに、老僧おきもやらず、よき折からのたびゞと、見ぐるしくは候へども、これ

へ御入候へや。樂助られしく、そのまゝに雪うちはらい、じぎもなくいろりのもとへ座を結ぶ。ノウひらにろくにござれよ。ゑんりよともうすはむようのこと、御らんのごとくひんそうなり。むかしのはちのきいまのはち米、侍らぬ年のかわりどし、まづ／＼茶なりときこしめせ。此ほうの御かまひはぐちなり／＼と、また書をひらき氣をうつす。樂助もこのていを見、ヤ、なにさまかはつた御心いれやと、やゝありて申やう、見奉る書物のしな、役者ひやうばん、數々に氣をうつし給ふのは、老僧にもしはゐ御すきと見え申に、かく田舍の御住居、ゐながら芝居をごらんずる御こゝろいれのすいかな／＼。拙者もしばゐをあまねく興行せしに、よれば寄物よきおりから、むかしがたりのしばゐばなし、うけたまわりたく候なり。老僧こたへてわれとてもしさいあつて、芝居の道きゝつたえせしことゞもを、御ふしんあらば問ひ給へ。貴僧さまのことばのすへ、おもしろし／＼。ムウまづ芝居のはじまりは、いつのころにて候や、さて芝居のはじまりは、さる樂田樂とてふたみちなり。さるがくと申は能役者樂、是はもと山中にてさるどもあつまり遊ぶことを、謠にうつし能と申ことのはじまる。でんがくは芝居のはじまりなり。むかし秋のころは、百姓ども田を返し稲をかりて休みけるに、其中におどけたる百姓、さま／＼ものまねをしてなぐさむ。殘りの百姓ども、芝の上にゐて見物せし故、田を樂しむとかきでんがくとよむ。また百姓共しばのうえにゐてけんぶつす。故に芝居といふ。そのゝちでんがく法師、いろ／＼あやをとり、さま／＼のものまねせしを、勘三郎、これをまなびて芝居をはじめしなり。またくわいらいしはあやつり芝居のはじめなり。もとさるわかと申ことは、ムウそれ此卯のとし〔頭書云、享保八癸卯の年〕勘三郎百年忌追善の時、中村七三郎のつとめみせしは、さる若のまねなり。世こぞつて其ころ何にても物まねせしを、さるわかとくちずさむゆへ、いめうのごとく申せしといふ。勘三郎はとりわけしば

ゐの元祖なり。それゆへ顔みせよりもはじまりたいこをばうちそむるなり。其外しばゐの系圖いろ〳〵のほうもつあり。寛永年中より、芝居根元の始りなり。まつた竹之丞は、みやこ傳内より始めし芝居なり。みな人大芝居と號るは、もつともなるかな。そのむかし勘三郎、長太夫、勘彌の三芝居は追出しのしばゐなり。竹之丞は一日しばゐゆへ、ものしづかにて、わけよくきこえしゆへ、大芝居と名付たり。繪看板まねきの人形つくりものも、竹之丞しばゐより始まりなり。かぶきと申は、むかしおくにと申す舞子始しより、歌舞妓とも申せしなり。これをみならひ作彌九兵衛、たもん庄左衛門、玉川千之丞、此折からは狂言は一切にてぶたひにも、かざり物といふこともなく、たゞ女方くはしやどうけ男形計にて、狂言しきぶねの道行横笛今川抔を長歌に合せ舞、道行にて追出せしなり。又せりふ口上などもなかりしに、親團十郎、傳九郎、七三郎、女がたのころより、つゞき狂言と申ことをはじめ、一番目より四番目まで、仁義しやつきやう戀むじやうをしくみて、これをきやうげんのはじめとす。むらさきぼうしは、ちうこう狄野澤之丞はじめしなり。夫より惣子供役者まで、このぼうしをかけそむる。今の世にいたるまで、澤之丞ぼうしとこれをいふ。ア、おもへば名人の名のみばかり殘り、曾我の狂言あれば、十郎は七三郎、五郎は團十郎、朝いなは傳九郎、たれいはずともなく、朝いなとあればびんうすく鶴の丸をつけ、五郎はあかくかほをさいしき、まへがみをつけ、すさまじく、十郎はたてがみたんぜんにて好色おとこにきわむるも、これもこの三人の名人のはじめしことにて候なり。ムウなるほどたとへて申せば、ゑびすのもんにつゐがしは、ヲ、それ八百屋おじのふうじ文をつけたるも、過しあらしのあてたりし狂言、皆此かくしき也。猶此三人の曾我の狂言をつくりはじめしは、いつのころにて候や。ヲ、親團十郎の五郎にはじめ[illegible]たられたるは、五十二三年前のころ、山村長太夫芝居にて、延寶三年五月狂言にて、勝時

曾我、〔割註〕十郎＝宮崎傳吉、五郎＝市川團十郎、介つね＝永島磯右衛門、あちはら＝藤田所三郎。〕また七三郎十郎の初りは、天和年中市村竹之丞座にて、五月狂言七三郎元服あり。初て丹前好色鎌倉五人女、〔割註〕十郎＝中村七三郎、五郎＝野田藏之丞、介つね＝さる若山左衛門、あさいな＝なら山半十郎。〕さて傳九郎朝いなのはじまりは、さるわか勘三郎芝居にていとびん男となり、同天和のころ正月狂言にて、奴朝奈大磯通、〔割註〕朝いな＝中村傳九郎、供やつこ＝坊主小兵衛。〕またいまの團十郎〔頭書云、今の團十郎といふは、海老藏柏莚なり。〕五郎になりしはじめは、寶永五年子七月十四日山村長太夫芝居にて、少將と合狂言、名題は傾城一張弓、〔割註〕十郎＝生島新五郎、五郎＝市川團十郎、とら＝筒井吉十郎、少將＝中村源太郎。〕市川のあと日々にまさりて、升五郎三代の三升、これ團十郎は永代役者、これ〳〵評判記を見給へ。いづれも〳〵ひやうばんのじよびらきに、上々吉とほうびせし、あたりめつよき金の揮、名人かな〳〵、とこものことに夜は長し。夜すがら是より團十郎のはつぶたいから、段々はなしてきかせませう。

江戸六地藏建立略縁起の序

地藏坊正元

夫地藏菩薩の功德廣大にして、もろ〳〵の大菩薩に勝たまふがゆえに、釋迦の附屬を請給ひ、彌勒ぼさつの世にいでさせ給ふまでの人間、天人、地獄、餓鬼、畜生、修羅の六道に輪廻する一切衆生の一生になせるところの善業惡業、ともに地藏ぼさつの判斷にあづからずといふものはなし。すなはち閻魔王身を現しては、一切の衆生の作惡をしづめ、六地藏と現じたまひては、六道に遊化して苦をぬき樂をあたへたまふ。しかればすなはち我々衆生は、すでに地藏ぼさつの恩顧の者なり。何ぞ六道一切のしゆじやう、理としてあにこの菩薩をあをぎうやまはざらんや。一度もゑんをむすびし人は、生々世々においい

て、もろ〳〵の苦患をすくひ、彌勒の出世には引導し給はんとの、くわうだい慈悲のせいぐわんあり。くわしきは六地藏建立くはんけの書にのするものなり。

○同勸化帳の跋

抑予十二歳のころ、こきやうをいでゝ、十六歳にして剃髪受戒す。そのゝち二十四歳のあきのころより重病をうけ、二十五歳のはるのすえにいたつて、醫術もかなひがたく、死すでにきはまれり。これじやうごうのなすところにして、前日よりそのさうのみにあらわれり。父母これをかなしみ、ひとへに地藏ぼさつに延命をいのりたてまつる。みづからも親のなげき骨髓にとをり、いつしんに地藏ぼさつにせいぐわんすらく、われもし、ぼさつの慈恩をかうむりて、父母ぞんじやうのうちに、いのちをのぶることを得ば、盡未來際にいたるまで、衆生のために菩薩の御利益をすゝめ、おほくそんぞうを造立して、衆生に歸依せしめ、ともにあんらく〳〵を得せしめんとちかひ、その夜ふしぎの靈驗を得て、ちやうびやうすみやかに本服す。そのゝち諸國をめぐり、むえんの衆生を多くえんを結ばしむ。われまた生々世々をへるとも、このぐわんなをおこたらざるのせいやくのために、地藏菩薩の尊前にて、七ツの難苦行を修せり。第一には指燈、これはひだりの小指をあぶらにひたし、二節めまでみな燈明に供養す。第二に手燈、これは一七日のあいだ、まいにち手のうちにあぶら燈心をいれて、これ又とうめうに供養す。第三に手香、これは三七日のあいだ、毎日伽羅沈香を粉にして、まつかうとともに肘のうえ三寸のあいだにおき、香烟をくようす。第四に六萬度の禮拜、これは七々日のあいだ、おこたらず地藏ぼさつを一千三百六十度ヅヽはいしたてまつりて、都合六萬度禮、第五に水中らいはい、これは極寒のうちに三日三夜、すいちゝにいつこみづいちどあびて、地藏ぼさつをはいすること三度ヅヽ、都合三千禮に一千度の垢

雛。第六に百萬べんの稱名、これは一七日の間、もろ〳〵のしよくもつをたつて、くはずし地藏ぼさつの名號をとなへたり。第七に六萬卷の讀經、これは一千日のあいだおこたらず、延命地藏經をまいにち六十卷ヅヽどくじゆして、都合六萬卷に及べり。これらの事を書面にのするは、人の嘲りをかへり見ず。めうりをもとむるに似たりといへども左にはあらず。予が願誓の虚妄あらざることをしめして、童男童女の信をすゝめ、そんざうをざうりうのぐはん、すみやかにじやうじゆせしめんがためのことなり。われせんねん、廻國したりしみぎり、御在城をはいしたてまつるのせつ念願しけるは、廻國おはりなば、ふたゝびこゝにきたりて諸人をすゝめ、帝都の六地藏におなじく、御當地のいりくちごとに一體づゝ、金銅一丈六尺の地藏ぼさつを六ところに、都合六たいざうりうして、天下安全、武運長久、御城下はんゑいをしゆくぐはんし、かねてまた諸國わうらいの一切衆生へあまねくゑんをむすばしめんとちかふ。そも〳〵帝都六地藏の濫觴は、人皇五十四代仁明天皇の御宇、參議小野篁卿等りやくのむねを思惟したまひて、六道の能化なればとて、みづから六地藏ぼさつをざうりうし、天下安全寶祚延長洛陽繁榮のしゆくぐはんし、且また諸人わうらいのちまたに安置したてまつりて、一切衆生にあまねくゑんをむすばしめたまはんとぞ。帝都の六地藏是なり。われすでに時節を得て、今年より六體のそんざうざうりうをもよほす。この書見聞のひと〳〵、吾がこゝろざしを憐たまひて、一紙半錢のゑらびなく、助々をくわへさせ給へ。われ生々世々におゐて、なか〳〵其恩を報ずべし。大凡このそんざうをざうりうは、國土あらんかぎりのたからなるべし。金銅佛なれば火災にも滅せず、一丈六尺の大像なれば、とうぞくの失もなかるべし。諸人往來の街にたつれば、一切衆生悉く緣をむすび奉る。仰願はくは神明佛陀の加護を蒙りて、六體の尊像つゝがなくざうりうして、萬代の一切衆生とゝもに、同じく菩道にいたらんこ

上た。

寳永三年丙戌五月吉祥日　勸化沙門　深川　地藏坊正元謹言

○宮商新曲集の序　鸞鳳軒　蘭　八

月花のあそびも酒なくんば樂しまず。或夜二三子合逢て、酌やゝきやうに打入て、獨りは語る。ひとりは彈。いまひとりは寢たり。かたりおはるころほひに、酒もさめ、きやうも覺、目も寤たり。三人たゞかほを見合せて、つくねんとして御通夜のあかつきに似り。予曰、宵のほどは一刻千金のきやう、擊筑のあそびもおさ〳〵劣まじくおぼゆる。いかにかゝはおもしろからざるやといへば、彼寢たる人、あくびまじりに、これはたまながき淨瑠理をかたれる故なりと、腹あしげに答ふ。予つら〳〵そのこゝろを考ふるに、いかにも左あるらんと感得し、すなはち新曲短篇を作りて、これをかたる。かの人手をうつて大によろこび、客あれども酒なく、酒あれどもさかなゝきときは、このきよくまさに鯛にあつべしとの一句のほめことばにほれて、ついに此篇をなす。名付て新曲集といふ。もとよりつたなき巴調といへども、小梅水辛、〔頭書云、水からはむすびこんぶにて、關西酒の口取に、小梅とともに用るなり。〕の一助にもとこれをつゞる。たゞ熱田の、さとのあつかはなるそしりをおそるゝのみ。

○その菊の序　元祖路考弟瀬川菊治郎　仙　魚

いかなるとし、いかなる日ぞや、わなみ兄路考身まかりぬ。此わかれをいかにせん。胸つぶるゝのおもひ、筆とれば又涙とゞめがたし。しかあればとし比日ごろ、親しみ有方の句々おのづから机上にみつ。拜吟すれば皆さとし給ふのことのは多し。とり〴〵しるし集め、また亡人の吟じ殘せる四季の句を書そえて、このめる道の一すぢをたむくるのみ。としくはんゑん二なが月。

○同　跋

人々の玉句一周むかふる日まで、かず／＼なり、月日程なくすぎて、ことしはや三とせの手向となりぬること、ゆめかとばかりおどろかれぬ。いまはじめより集めおけると、またおの／＼あらたにとひたまふをもて、ともにつらねて一集とし、のちのゐかふをねがふことなり。

ことの葉をつかねて露の手向哉　　仙　魚

○同　跋

日月之燈、江海之酒、風雷之鼓板、是天地間一大戯場也。亡人才名如レ玉。遂使レ爲二下和之泣一。詩曰、白圭之玷尚可レ磨。吁呼斯人之玷可レ惜而已。

寛延辛未秋九月二日

本所押上長行山大雲寺　沙門　至　攀　眠　龍

牛　露　軒　一　雪

○俳諧洗濯綴の跋

俳諧のながれはたえずして、しかももとのはいかいには非ず。とぶとりの飛鳥川なみ／＼を打越たる、すき物の、昨日の風情けふはかわりゆく淵瀬のふかきとふかき、淺きとあさき、心々は何れをいづれ、葭芦簾あみ出せる發句集、その數いくそばくぞや。かけまくもかたじけなくも、軒の戸さゝぬ今此御代に生れとうまれ合て、しやうじ骨の立横をだにしらかみの薄きさえをもて、衾張のうらおもてなう厚き先達の敷ゐかも居のみぞの筋々を道の引手とし、鉋屑を集しかど、かわき砂子の用意にはいかでかまさらんと　鐵槌のうち見ん人もなくてやは。釘の頭の出過たるにきぬの袖かゝりがましく、もめん布子のえり垢深く、よごれたる心をすゝがましく、やがて洗濯ものすなゐ鬮の寅の淺々しき、みづから灰汁桶

のたれ〳〵の句數、年月ため置しかど、類にもれ行溜りの殘り鮮になれるに付て、作者のほねをりも、さこそほゐなく思すらめと、さればとてまさ〳〵見當れる句を容さぬふりして置なば、まへなるあかき人、後くらきもの丶しはざやとおもはれんもおこがましく、はづかしの杜の言葉、世にしげ丶れば、心の及ぶたけ糺河原のいしら撰びえらべども、猶かたく見落しの有間敷にもはたあらず。その一ふしは舟さす棹の竹の浦しほひしほこちみる目もしげく、人のとがめや有磯うみ、蜑の衣を綴りたつる、物縫針の糸ならなくに、長き世までと細きこ丶ろざしをのべ置侍る物ならし。又おくに名所あら〳〵書加へけるはめづらしからねど、おなじことといはじとにもあらねば、年ごろ日頃見置聞おくところ、爰にしるしぬ。

誹諧の洗濯ものは灰汁をたれ　　西武
一ツ脱ぎて仕立つるかな

（）花の名殘の序

此物語りは、やんごとなき御方の御母公、江の島に詣給ひ。鎌くらに御逗留ありしに、一人の尼の住ける柴の庵をたづね給ひて、しめやかの御物語りのついで、都にてのことどもきこしめし及ばれぬるを、きめやかにと御尋ありしに、かたくいなみ申されしを、懺悔に過去の罪を滅すと、しゐて望ませ給ふにより、辭しがたくやありけむ。もしづの尼妙句が、是を書つゞりて御歸府の後、御慰み草にとてまいらせあげぬ。題號を花の名殘といふは、此書の初に花の名ごりの青葉と書出せるを取て、母公の號たまひけるとぞ。つれ〴〵なるまゝに、日くらし硯にむかひてといへる草紙に准らえ知るべし。

風來山人

（）菩提樹の辨の序

或人、南無阿彌陀佛の六字を註釋して曰、それ南無とは南なしと書たる文字にて、死でしまへばみな身なし。後生をねがへといふこゝろ、阿彌陀とは、世の人をすくはせたまふあみだほどに、ずいぶんたのめとの御誓ぐはん、佛とは念佛をかうしやうにとのうるはめうもんなり、口のうちにてぶつ〳〵と申せよとのことなり。しかつべらしき傍はらより、如來とはさていかに　これには殆こまりながら、いひ掛り行れもせず。嵯峨の釋迦でも、善光寺でも、開帳に出ることは衆生濟度はもちろんなれども、二ツにはさんけいの散錢をによろふゆへに、そこで如來と申といへば、一座どつと笑ひけるを、此書の序とはなしけらし。

○同　跋　　　同門人　無　名　子

去御方善光寺の緣起を聞給ひ、夜は如來善光をおひ給ふといえるを論じて宣ふには、閻浮檀金の尊像は小像なるよし、善光が五尺の體を一寸八分にて負せたまふとは、甚もつて心得がたしと、或人こたえ申されしは、そこがほとけの通りきにて、一寸八分の尊像を五尺にも七尺にも忽變じ給ふなりといへども、合點し給はず。さほど通力自在ならば尊像變じて負んより、竹輿を雇ふが近みちなるべし。斯智惠のなき如來にて、衆生濟度は覺束なしと、或人また申けるば、一應竹輿も借られしが、善光路錢を持ざれば、なんぼ佛の通力でも、柿の蔕では合點せず。そのとき如來の小言に曰、嗚呼錢なき衆生は度し難し。

○淨瑠璃十二段の序　　　小　野　於　通

扨も、そのゝち、上るり御ぜんの、遊らいを、くわしくたづぬるに、たうごくに、ならびなし。ならびなきこそ、どをりなり。ちゝはふしみの、げんちうなごん、かねたかとて、三川のこくしなり。はゝ

は、やはぎの、長じやの、ひとりむすめ、びじんなり。かの長じや、よろづにつけて、わゝ、たからをじツまでこそ、もたれける。中にも、しろかね、こがねをば、水のあはとぞ、思はれける。されども、長じや、子を、一人も、もたせたまはねば、ところ〴〵へ、しゆくぐはんをもうされける。されども、しげん、しるしは、さらになし。そのころ、三河國に、はやらせ給ふ、みねのやくしへ、参りつゝ、さま〴〵のしゆくぐはんをこそもうされける。なむやくし、十二じん、ねがはくは、みづからに、なんしにこれ、によしにても、子たれを、ひとりさづけ給へ。そのぐはん、じやうじゆ、するならば、やはぎの、いゑに、じツまで、ある、たから物を、一ツづゝ、しだい〳〵に、まいらすべし。まづ、一ばんに、こんぢの、にしきの、まもりを六十六尺の、かけおび、五尺のかづら、八ツはながたの、からのかゞみ、六十六長、十二の、手ばこをそえて、まいらすべし。こがねづくりの、かたな、三十六こし、そろへて、らんかんわたして、まいらすべし。是をも、ふそくに、思しめさば、まばや、そやを、百すじ、そろへて、いがきに、くみて、まいらすべし。こんぢの、にしきの、御とてう、月に、三十三、八年かけて、参らすべし。あけのいとにて、まきたてゝ、黒のこま緒どし、三十三疋ヅヽ、五ねん、ひかせて、まいらすべし。かの、御どうの前に、ほうらいさんを、かざりたて、こがねにて、日をつくり、しろかねにて、月を、つくり、まいらすべし。すゞめ、諸てう、かもの、まがりば、つるの、もとしろ、こうの、しもふりを、もつて、御しやだんを、たてかへ〳〵、としに一度ヅヽ、三ねんが間、たてゝ、まいらすべし。なんしにても、によしにても、長じやを、あはれと、おぼしめさば、子たねを、一人さづけたまへ。是をも、御もちひ、さむらはずば、この御どうの内ぢんにて、はら十文じに、かき切、はらわた、つかんで、やくしに、なげかけ、あら人神と、なつて、参る人に、しやうげをなし、さ

むらはん時、長じやを、うらみ給ふなと、ふかく、きせいを、申つゝ、二七日を、こもらせたり。かくて、百日の、まんずる、あかつき、佛は、八じゆんばかりなる、らうそうに、へんじ給ひつゝ、みなすいしやうの、じゆずを、つまぐり、長じや、御ぜんの、枕がみに、立より、いかになんぢ、うけたまはれ、なんぢが、なげくところ、あまり、ふびんさに、八尺のかねの、ぼうが、八寸になり、八寸の、かねの、あしたが、四寸に、なるまで、たづね、まはれども、さらに、なんぢに、さづくべき、子だね、一人もなし。子だねの、なき、いわれを、かたつて、聞せ候べし。たかのぬまと、云ところに、いけあり。かのいけの、ふかさ、八萬ゆじゆんなり。なんぢが、たけを、もうせば、十六丈の、大じやなり。この大じや、人を多くとり、てうるいを、ほろぼし、たるにより、なんぢに、子だねは、なきぞとよ。やはぎの、長じやに、うまるゝ事は、かのいけの、ほとりに、くはんおんどう、あり。此どうに、たつとき、御そう、壹人、まします。かの池の主、成佛、せよとて、よる、ひる、ほつけ、めうでんの、おこなひ、なんぢに、ゑこう、し給ふ。かの、御きやうを、てうもんしたりし、くりきに、より、ほどなく、やはぎの、長じやに、生れたり。なんぢが、つまの、げんちうなごんは、人もなき、たかき、みねに、すむ、わしといふ、たかなり。おほくの、とりのかずを、ほろぼすといゑども、ふな山の、かねのこえ、御きやうを、てうもん、したるにより、くげ、大めうと、うまるゝと、いへども、その、いんぐはに、より、子だねも、なし。さりながら、あまりに、なげくも、ふびんさに、子だねを、一人さずくるぞとて、玉手箱を、ひらき、たまづさを、取出し、長じや御ぜんの、たもとへ、うつさせ、給ひけるぞと、おぼしめし、ゆめ打さめて、くわんぎの、こゝろ、かぎりなし。らいはい、まいらせ、下向、もうし、くるま、五百りやうそろへて、長じやの、もちたる、じツのたからを、みねのやくしへ、一ツづ

ゝ、しだい〳〵に、まいらせたり。そのゝち、長じや、ほどなく、くわいにんして、日數、つもれば、御さんの、ひもを、とき給ふ。かれをとりあげ、見たまへば、誠に、玉を、のべたる、ごとくなれば、上るりとぞ、なづけたり。この姫君には、おちが、六人、めのとが、六人、十二人、あひそひて、てうあひ、申なり。きのふけふとは、ぞん、ずれども、早、十四才に、なり給ふ。しいか、くはんげんに、くらからず。ちゝのためには、四十三の、御子、なり。はゝのためには、三十七の、御子とぞ、聞へける。とにも、かくにも、かのふうふの、御よろこび、申ばかりは、なかりける。

年藝古雅志 下之卷

金銀萬能丸　卷之上

目　錄

金銀萬能丸　卷之下

目　錄

一寛永九年申十二月　重開板　江戸繪圖跋云

一此繪圖大きにしるしすといへ共是ハよろづの事をあらはし右之外

東西南北に諸侍乃御屋鋪町小路尺寸繪あらそひ

むくうぞを立ならびし事中く雜斗

一東ハせんぢゆ口かうしとうえんかうく淺草橋そのまゝまで

日本橋よ里廿に五里立つゞく奥州海道是なり

一南ハ芝品川口これも二十里乃外立續東海道これ也

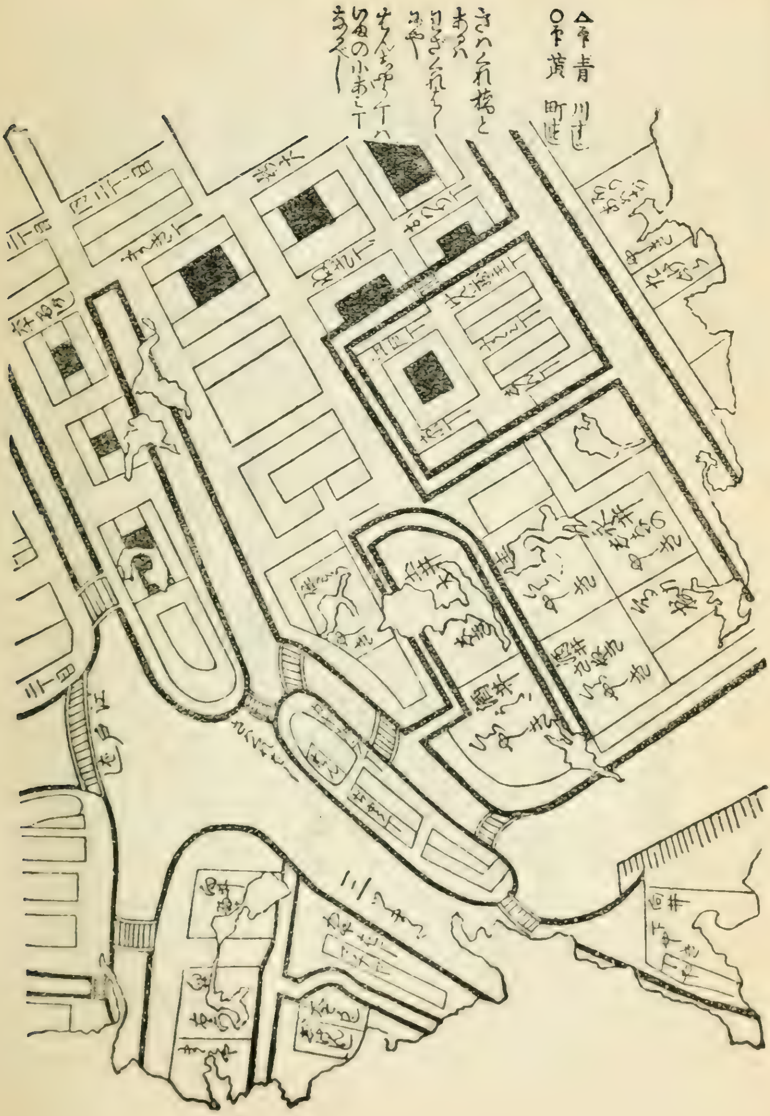
一西ハ麹町はづきハ小路町口武藏野の原五ヶ塚まで

日かげより里實東道三十七八里立續是も小佛道也

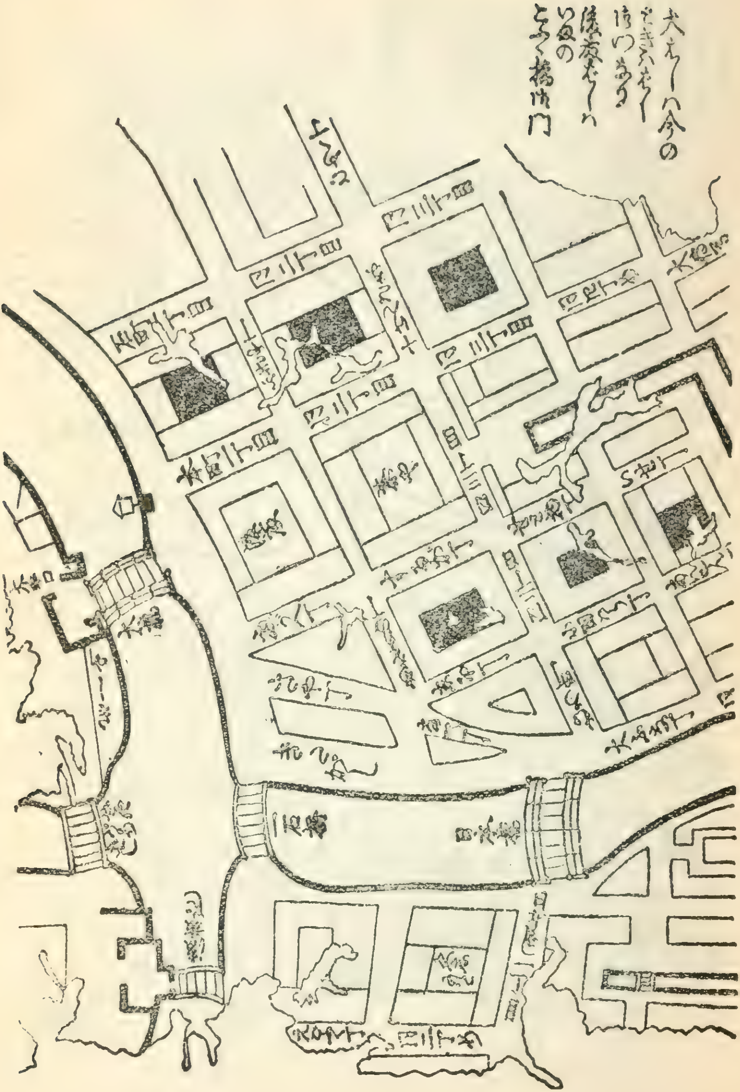
一北ハ神田板橋口まで子るまで三十に又里立つゞく也

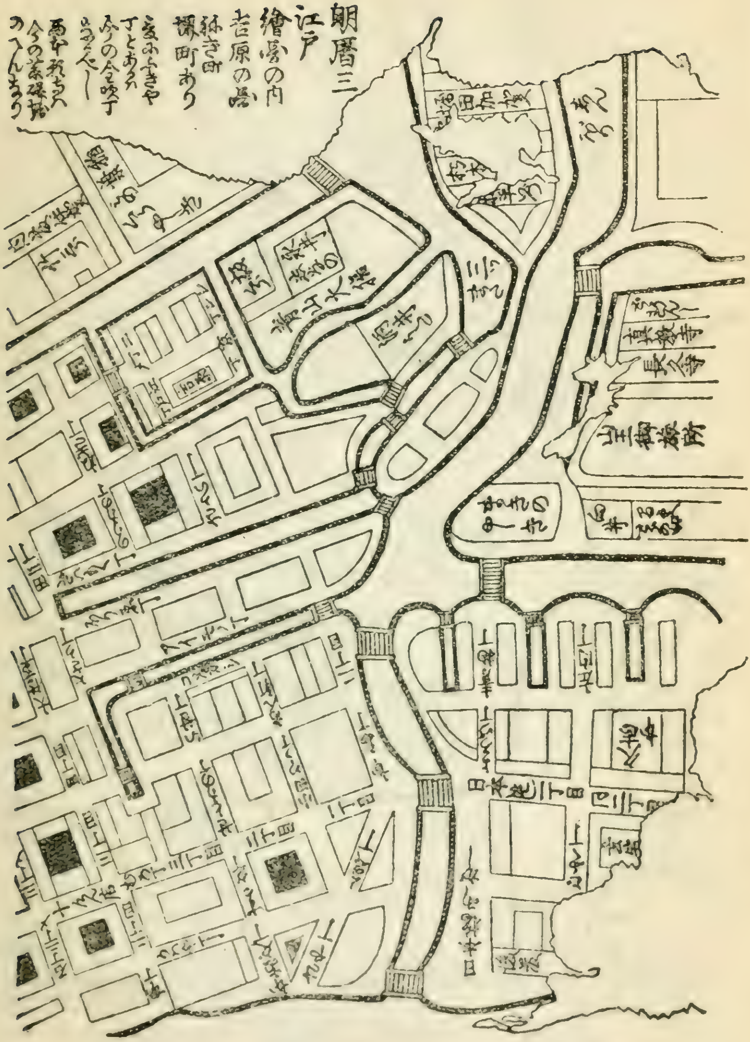
一右之道筋方角并遠數多可有之處依偏ニ便覽繊

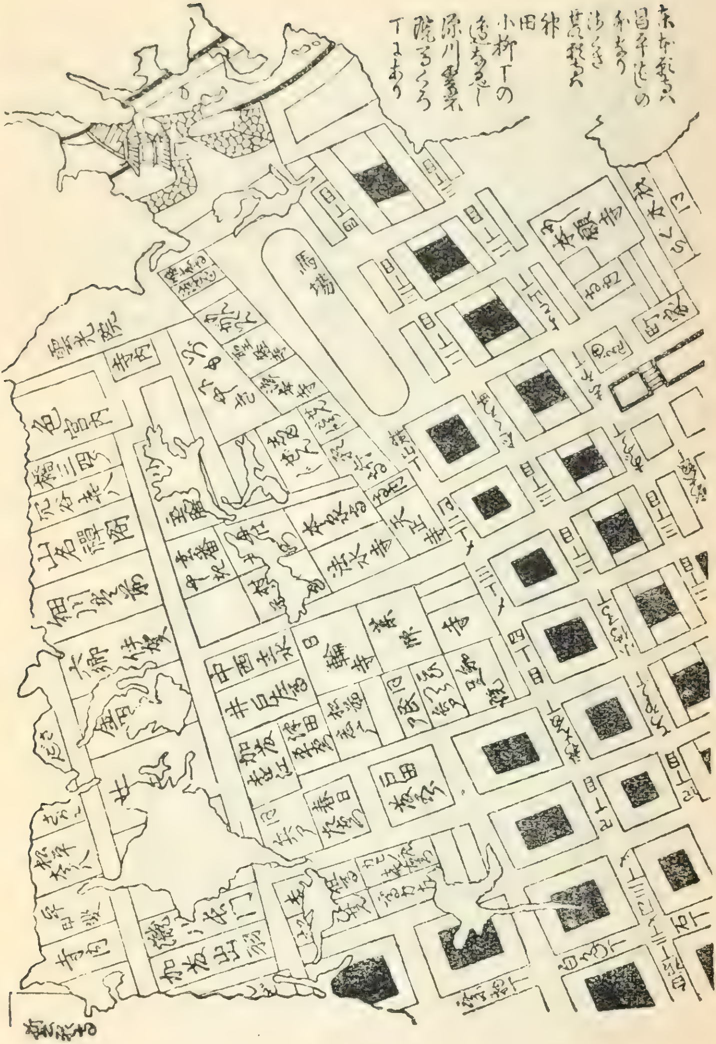
せしむる而已



△印青 川すじ
○印黄 町通




明暦三
江戸
繪圖の内
吉原の圖



明暦江戸繪圖跋

此開板圖有所先記者雖然相其依錯互大彩是故無憚改今挍正以廣于世加旃圖取西南之好景新添焉或人曰熟視之則不覺而坐我湘左者也

干時明暦三丁酉年正月吉辰

板本 江戸日本橋二丁目

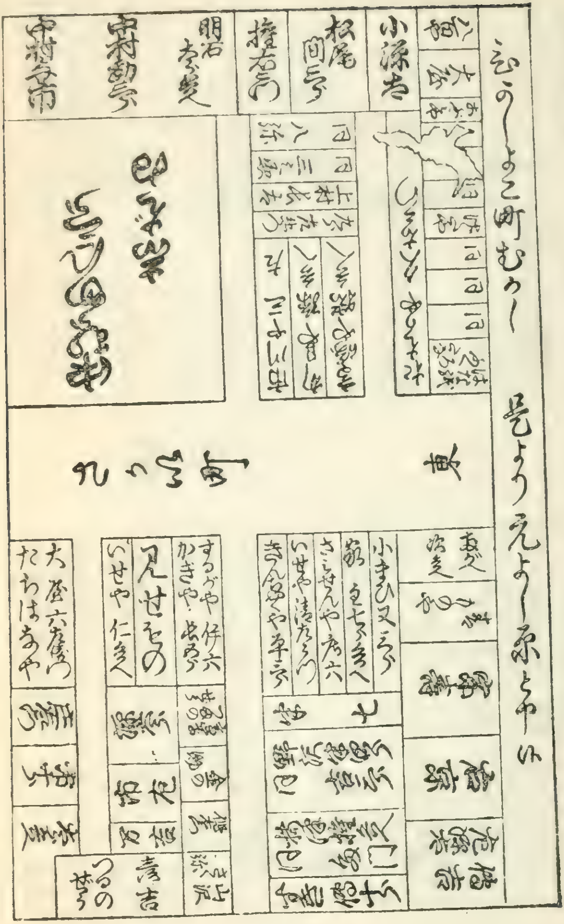
太郎右衛門

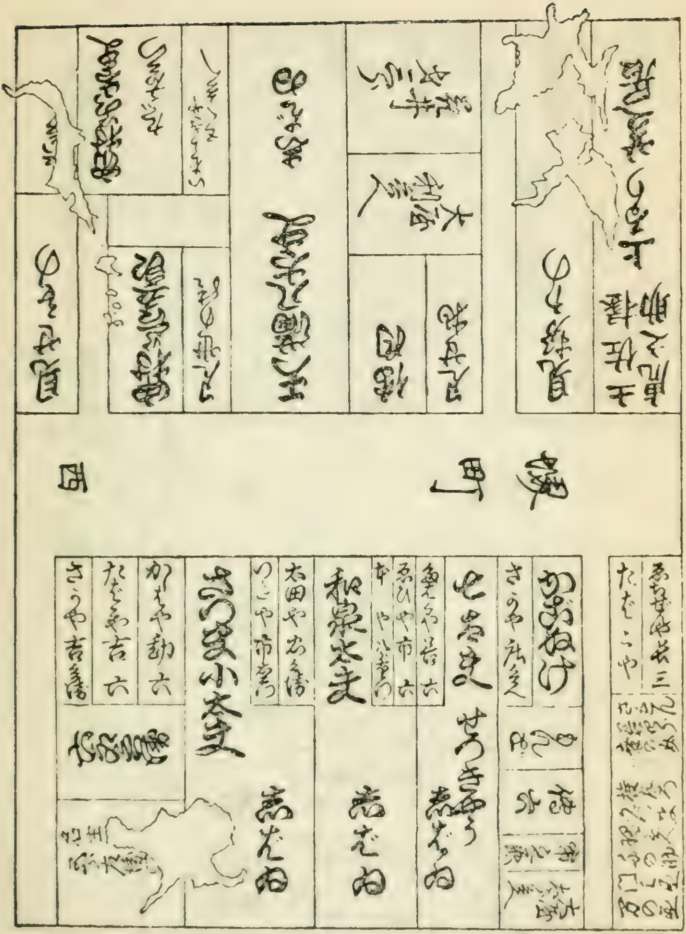
寛永九年ヨリ明暦三年迄二十六年也

同年正月十八日十九日江戸大火ニテ吉原町類焼ス

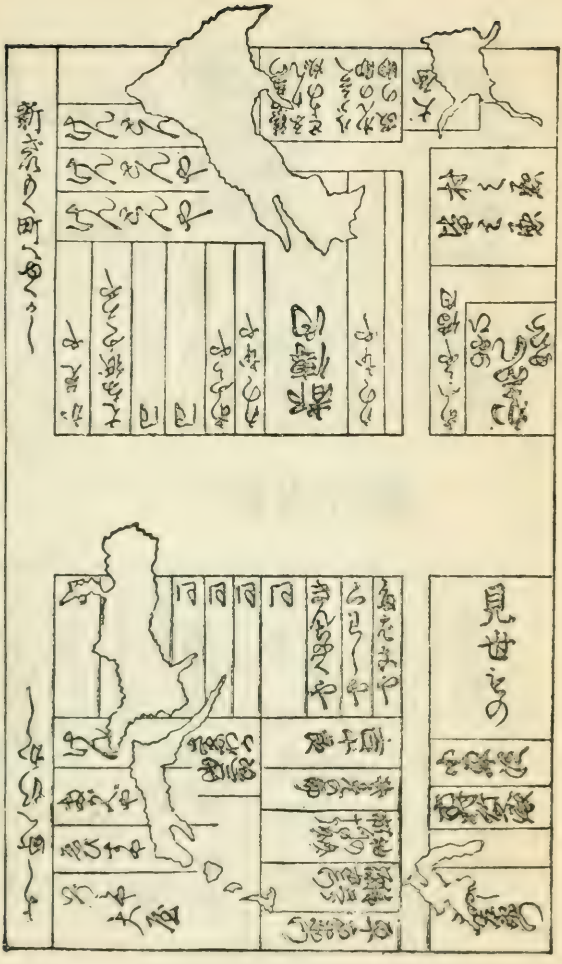
同四年四月十三日萬治改元新吉原今の地ニ移ル

延寶九辛酉年 堺町 葺屋町 之圖




土佐様
虎之助
上るり芝居
見せもの
天満八太夫
町
西
和泉太夫
さつま小太夫
ただこや
あたね

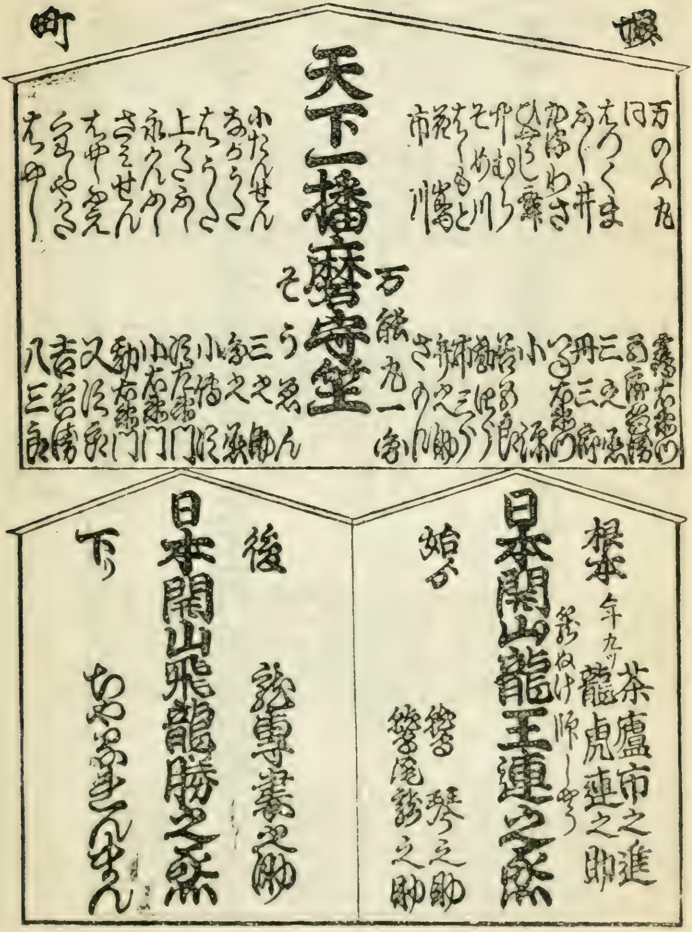

東
和泉屋
勘十郎
竹之丞



明暦四年萬治之改元ヨリ延寶九年マテ二拾四年
延寶九年酉九月天和ト改元ヨリ文政十三年マテ
及凡百五十年

延宝天和の頃操座小芝居名代看板




堺
町
天下一播磨守
根本
茶盧市之進
龍虎連之助
始り
日本開山龍王連之丞
後
下り
日本開山飛龍勝之丞

同所さかい町さるわか勘三郎座役者附

若衆子供

松本左源太
上村条之丞
みなと左九郎
宮崎[illegible]之丞
浅田[illegible]之丞
山本[illegible]左京
ふじかはあい[illegible]
[illegible]川ちあいさま

中むら米の〜
さるわか勘三郎
三條勘太郎

中

きて田王水
伊勢[illegible]左衛門
きく川[illegible]
[illegible]すけ文蔵
松尾四三郎
三條勘三郎
長崎三之丞
山[illegible]三之丞

新立役者

大坂傳吉
木村喜左衛門
市川團十郎
松村源五
西村源左衛門
市井[illegible]左衛門
鳥羽[illegible]左衛門
[illegible]勘兵衛
きくの[illegible]
小川左平左
山本源三郎
坊主吉六
大坂新八
甘[illegible]文左衛門
[illegible]左衛門
松[illegible]左衛門
[illegible]左衛門

ぞうけ
三味せん
荻田七兵衛
藤井[illegible]又三郎

立役者

[illegible]左衛門
[illegible]七兵衛
[illegible]左衛門
[illegible]三郎
[illegible]左衛門
玉井権八
[illegible]田六左衛門
[illegible]井[illegible]左衛門
[illegible]左衛門
村上文左衛門
[illegible]松[illegible]左衛門
[illegible]松[illegible]之丞
[illegible]十郎
三條[illegible]
[illegible]

ぞうけ
三味せん
[illegible]や かわ[illegible]
[illegible]り 宇左衛門

若衆方

上村門之丞
山中[illegible]之丞
さ川[illegible]
山沢[illegible]平
上村[illegible]之助
村上[illegible]十郎
川[illegible]小[illegible]
[illegible]之助
[illegible]田[illegible]之丞
中村七三郎
松[illegible]十郎
[illegible]平八
瀧川[illegible]之丞
[illegible]平左
かつ[illegible]
清左衛門
[illegible]権[illegible]
七左衛門
[illegible]之

太夫元
小舞
[illegible]
三[illegible]
[illegible]

ふきや町市村竹之丞座役者附

[illegible]子役
上村[illegible]丈
まつもと[illegible]
上むら三之丞
[illegible]
[illegible]
玉川[illegible]
[illegible]
[illegible]

市むら[illegible]
上むら[illegible]

市むら竹之丞

[illegible]吉十郎
市むら[illegible]

立役者
[illegible]丈
[illegible]十[illegible]
[illegible]
そめ川[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
片山[illegible]

子役次第
野田[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]十[illegible]
[illegible]川[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]川吉の[illegible]
小[illegible]市十[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]吉
片山[illegible]
市むら[illegible]丈

役者の次第
市村[illegible]
上[illegible]
[illegible]
[illegible]田[illegible]
村[illegible]三郎
中むら[illegible]
[illegible]
吉田[illegible]八
[illegible]
[illegible]八
[illegible]
松[illegible]十[illegible]
[illegible]
田川[illegible]
田むら[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]十[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

小[illegible]
今村[illegible]
[illegible]
[illegible]三弥

[illegible]
小川[illegible]
[illegible]
たか[illegible]

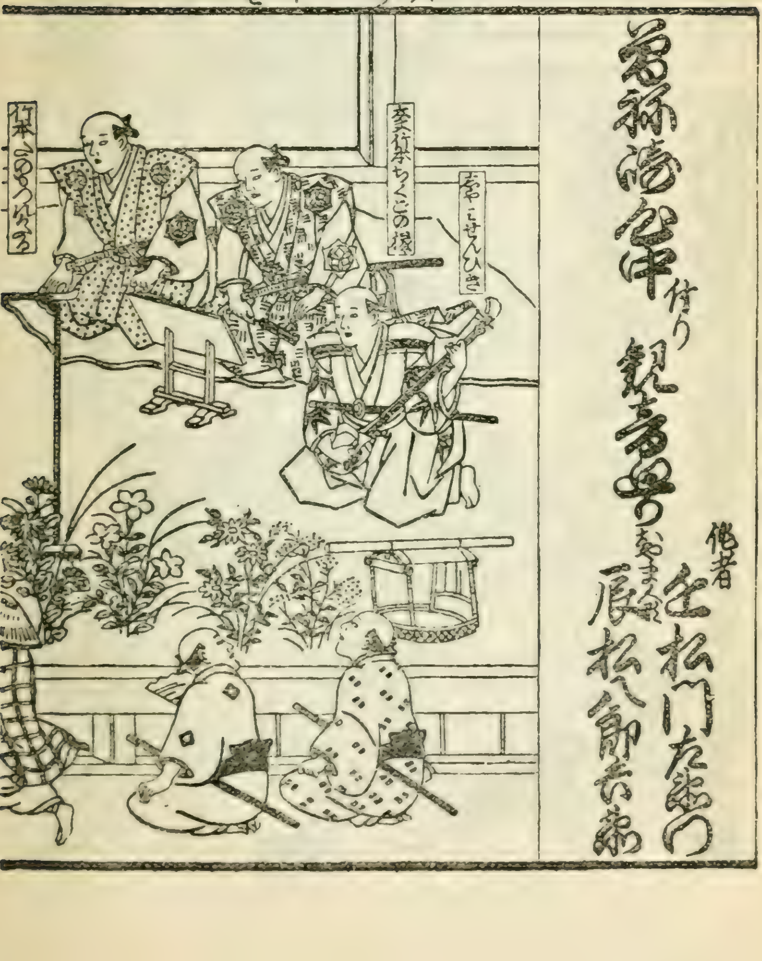
[illegible]せん
[illegible]
三[illegible]
権九郎

[illegible]
[illegible]三郎
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

市村
[illegible]


市村座
上

近松門左衛門ハ
越前の產まて有
肥前唐津
近松寺に遊学し
後に京都に住む
岡本一抱子の
兄と云く





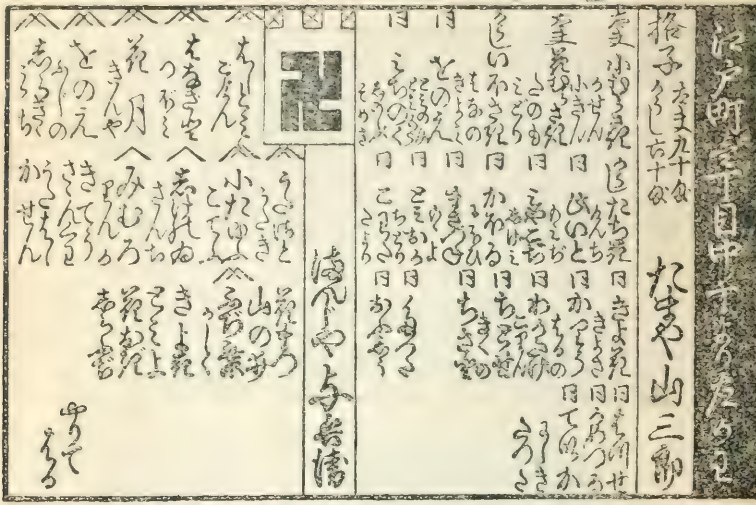
惣浚へ中　　作者　近松門左衛門
　　　　　　人ぎやう　辰松八郎兵衛

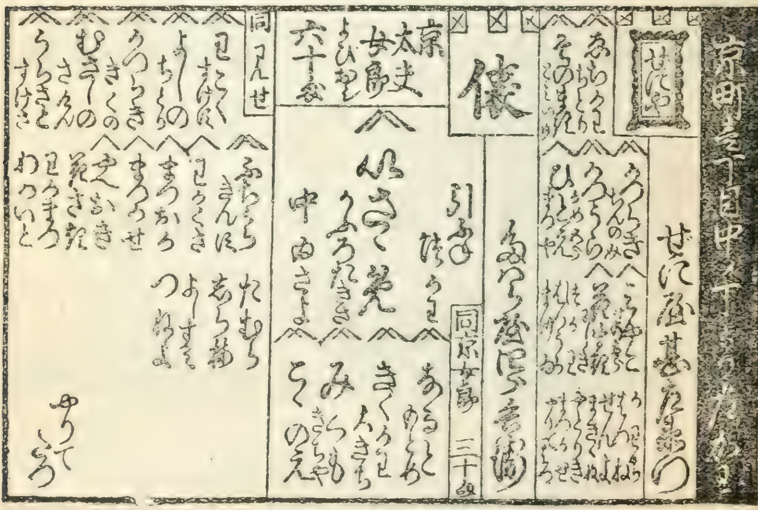
一　辰松八郎兵衛口上

此度竹田出来そろ○京の[illegible]中の義ハ京近松門左衛門かたへ参り[illegible]
わせまして一段二段とこざりまして[illegible]何とぞおかげ[illegible]
剣浄るりに[illegible]おやまかけまするやうにござりまして[illegible]のござります
其のこらへまして[illegible]ござりませ○浄るりは[illegible]ござります
[illegible]三味線の[illegible]ござります人形の義[illegible]
[illegible]て松が[illegible]ござりまする[illegible]
ござりまする何分[illegible]下されませ[illegible]の[illegible]
まつきやうにおこうろ入下されませい


文字太夫

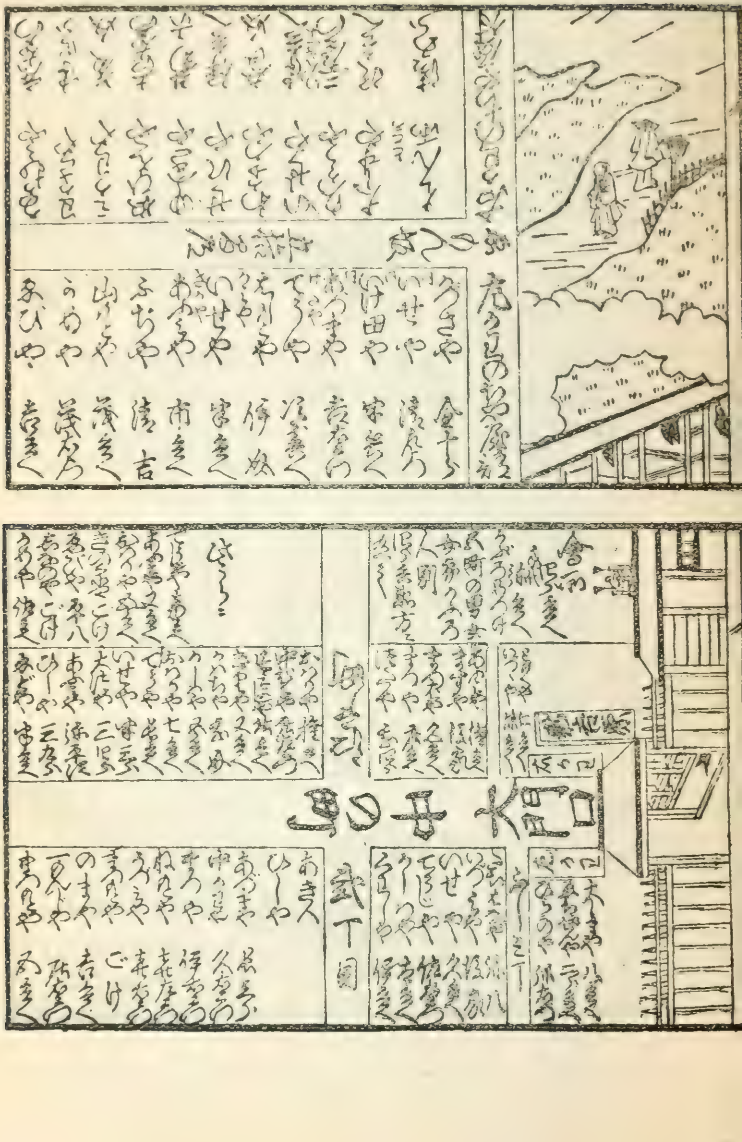
延享二年
吉原細見の図
今文政十二年迄
凡八十六年及ぶ

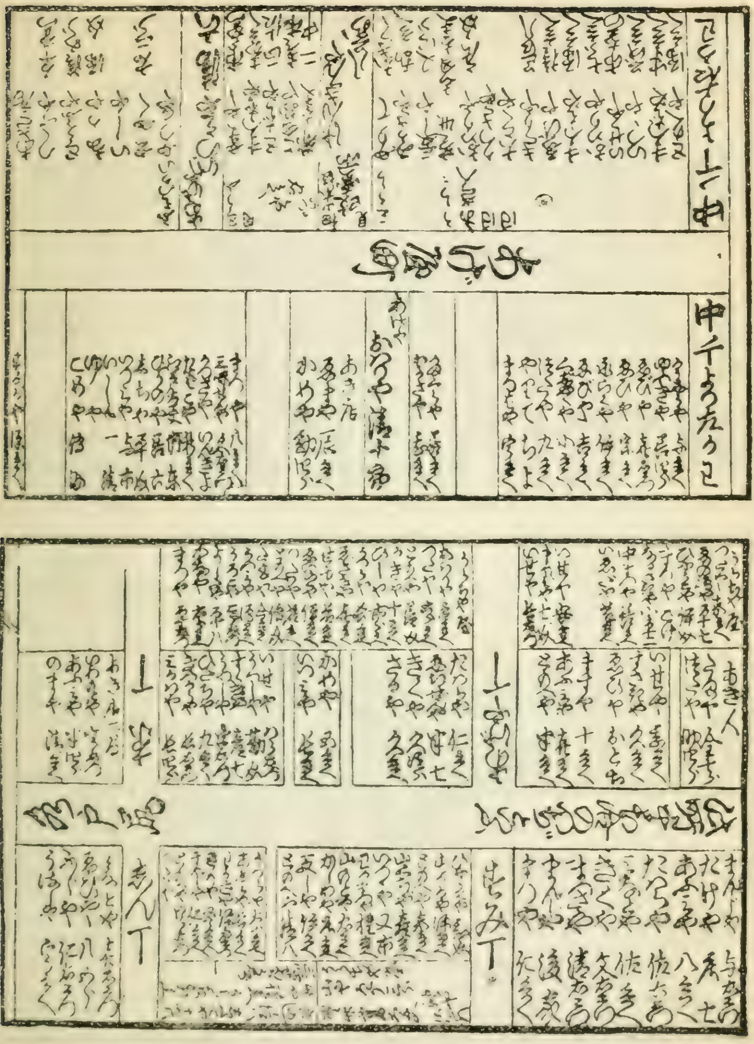





板元
大傳馬町三丁目
山本九右衛門




大門口
中の町



どうけ百人一首元本

近藤清春ハ宝永正徳中より専ら行はれし浮世画師く是も百余年の星霜を経へり





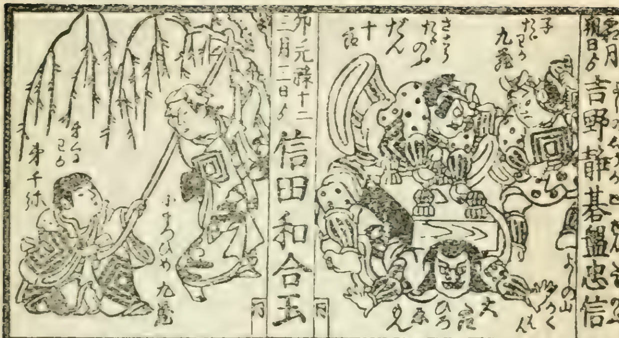
享保十三年出板役者藝評の写

今文政十三年迄九百三年のむかし之



諸藝評判 金之揮

役者評判と云ハいつこても古今の名人聖人の顔を見八歳にして小松に
此人八歳の時より藝に入て三拾年の余
元禄十七年初て堺町中村明石清三郎の
顔見世大團十郎京都村山平右衛門座より
下りし正月初狂言大福帳朱雀名古屋
二の名目で出し三升の桜花五郎の役にて
大評判の参会の出合にて松本ハ山中平九郎ハ
さてこそ此度ハ諸芸をも世継傾城の盃を
かへし兵部せしきのはて花川の一流の香き
勝ニ若衆ニて百合若大臣の月夜の狂言
兵根元曽我元代之名あら事ニ男でかす作之



役人付之次第

第一 [illegible]上の一 [illegible]
第二 [illegible] 一かけ田の二ッ
第三 [illegible] 一ちよの [illegible]
第四 [illegible] 一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible] 中村 [illegible] 一 [illegible]
一 [illegible] 今村 [illegible] 女方 [illegible]
一 [illegible] 中村 [illegible]
一 [illegible] 市川 [illegible]
同 [illegible] 市川九蔵 一 [illegible] 中村 [illegible]
一 [illegible] 二のとや [illegible]
[illegible] 一番目の [illegible]
[illegible] 市川團 [illegible] 引合のや上


八

楪(ゆづりは)根元曽我(こんげんそが) 弐番目 中村座

子路(しろ)負米(ふべい)

とうのがもりか 市川團十郎

さかい丁 中村屋 はんもと



白酒曽我…

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ぢんあへ抄書うりまのう兎が一ほうまむそのまつる
のけ非ら御なうとめつぬそあ三京がうあ八衣せう
一うくばしの稿つかで二百十日ゆえせし二うくが三日
めし三うくがつもら花うくまのず為ぞが二ほうの孫へ
旅子がうら書十うく十二らうみよのおすこ九の百うく作
よのがん命へのへせうつてまぐせるどめ人七合ら香
とくと元彦改ときのなあいうつれでゆ乃くつ吹か主
らそ猫の義るせひ〇あやとぶうるあんあ今きみきうる
どぶれるびくへいおゆ日十八あんと寄うりが一とめの
あうほうとゆうみやうつてゆく

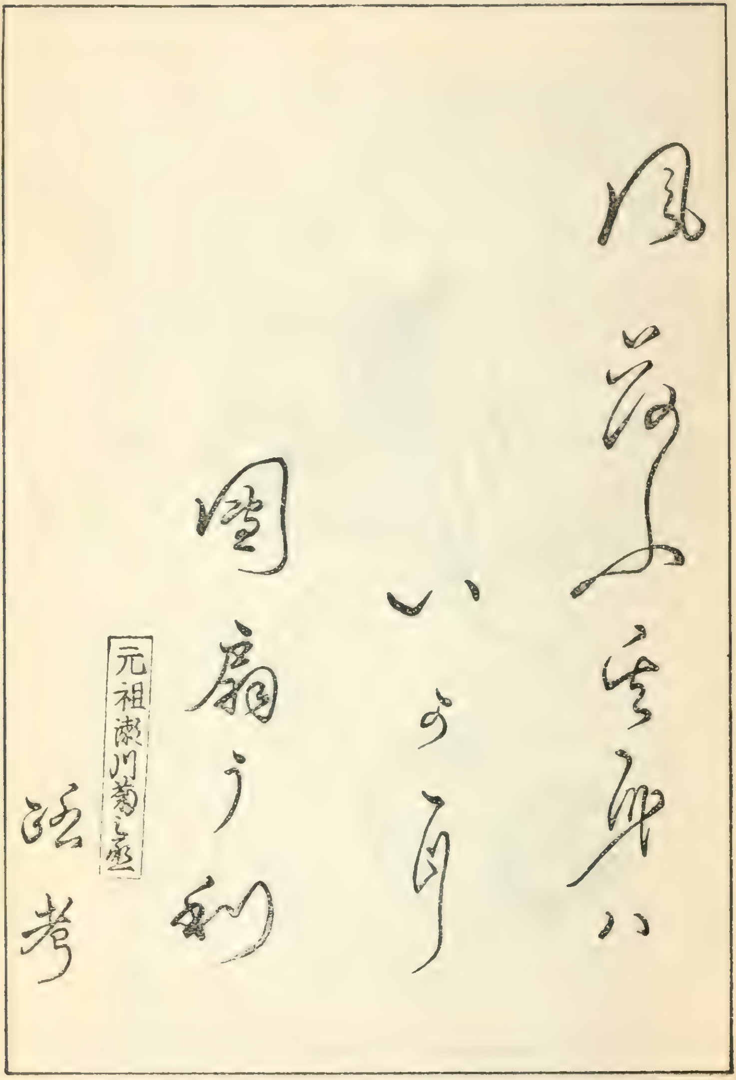

天下安全 武運長久
佛法繁榮 衆人快樂
武江六地藏尊

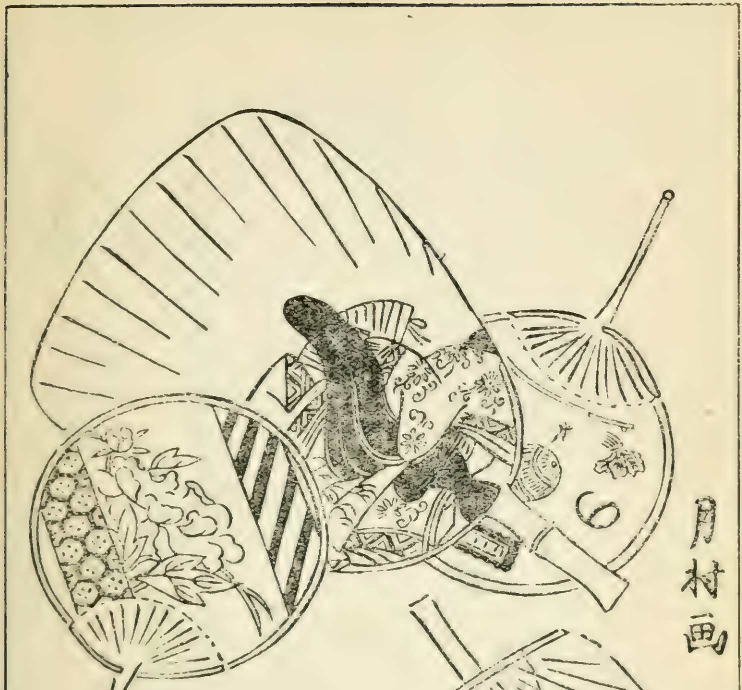
一地藏菩薩御身ト木蓮花座何も唐銅也　　代金貳朱宛也
　此唐銅壹貫目に付

一地藏菩薩御身は金薄三返だみなり
　此薄百枚に付　　代金壹歩宛也

一三重之石垣
　此大石壹ツ＝付　　代金壹歩宛也
　石壹ツ〳〵の面に御施主樣方の御俗名
　成とも御戒名にても御望次第にほりつけ申候

一石燈籠
一石水鉢　　金拾両ツヽ
一常夜燈　　金廿両ツヽ也
一晝夜常燈
一鳥目百文以上御寄進の御施主の御俗名戒名は金銅佛の御衣のたゝほり付申候又壹錢貳錢の御こゝろざしは御俗名戒名何れも御はらごもりにいたしおき候なり


元祖瀬川菊之丞


月村画

（一）淨瑠理十二段　目録

以上

附考

一 金銀萬能丸目錄は、前にも云如く、此書の元世鏡抄とて、文龜年中、萩原中將の述作なるべし。本文の趣意は、序、跋にも見へたる如く道夢入道と云へる者、世の教へになるべき事を、どうけ交りに述たるもの也。貞享四年開板の時、何者か目錄を添へ、八文字屋本に類して、世に殘れり。

一 寛永九年、江戸繪圖に見へたる吉原町江戸町は、今の新和泉町、京町は今、住吉町、同二丁目をそのころも新町と記して、今の難波町なるべし。江戸町に並びて、けん藏主町としるせし處、今の高砂町にて、其頃は四方に堀有。大門通の口に、橋を懸たり。此堀、今は西北の方埋て、東のみ船入の堀、通塩町迄續けり。南の方は、竈河岸と末廣稻荷の間に、すこし計り殘れり。古老の里談に、此堀を禿が淵と云よし、また高砂町南新道を、今も駕籠屋新道と云へるは、吉原の駕籠や町なるべし。

一 同圖に、禰宜町としるせし處、今の長谷川町に當れり。中村勘三郎芝居、中橋より禰宜町にうつるといふ。此處なるべし。

一 明暦板江戸繪圖に、堺町はありて、ふき屋町は未見へず。然共市村座、寛永十一戌年御免なれば、明暦の頃は、共に堺町の内たりしや。且又、兩板共に葺屋町の號、兩替町の近きにあれは、今の金吹町歟とおもはる。二町まちの事は、延寶四年の圖にくわしく、擧たり。

一 宮古路豊後椽稽古本の外題、名古屋心中は、はりま芝居にてとあれば、前に出せし操座の内、天下一播磨とある芝居なりしや。豊後椽、文字太夫共に、元祿より寛保頃の者也。此頃は歌舞妓役者も操座勤めしや。村上常五郎と云者、若人形遣ひにや。不レ知。

一 七種繁昌曾我馬上の役けいこ本は、市村座役者附にも見へたる太夫元竹之丞也。市川團十郎は元祖團十郎なるべし。浄瑠理市村若太夫とあるは、同役者附に見へ、櫓下にも載たれば、女形にて浄るりも語りしと見へたり。遥に後寛保の頃にや。世に聞えし長歌の名人富士田楓江、未女形にて佐野川千蔵といひし頃、出語せし豊後ぶし上るりも有なり。

一 元祿十四年、吉原細見不老門に、京町一丁目たわらや内いさゝめとあるは、其頃、京下りにて引舟中居付の太夫繁昌せしもの也。はるかに後、豊竹肥前椽浄るり新板累物語といふに、此いさゝめを作り入たり。江戸町一丁目玉屋内小紫とあるは、年號も此頃にて、比翼塚の小紫にや。未レ詳。

一 曾根崎心中観音廻りは、辰松八郎兵衛口上の如く近松門左衛門、京都より大阪に下り世話浄るりの初なり。是より以前は、時代物計り也。爰に圖するもの、其時出板のけいこ本の口繪なり。

一 役者金の揮は、上の巻に出せし序のある本系なり。二代目團十郎、後に海老藏栢莚、初舞臺より一代の狂言也。

一　深川地藏坊勸化帳は、世に云天和の頃、八百屋お七なるものに因晉たる、吉三郎など云へ共、大きに非なり。遙に後寶永の頃にて、深川に住し活達の僧なる事、上の卷の序に見へたり。

一　元祖菊之丞正筆の發句は、弟瀨川菊次郎仙魚、兄の路考三回忌に綴りし、その菊と云へる集物の内より拔き出す。月村、其頃は江戸に住せり。

一　小野の於通十二段の目錄は、上の卷あふむが柚の序に、竹本筑後椽の云へる十二段の目錄にて、初段は上の卷に出せり。都合十五段、いづれも古雅なる本文あれども、事ながければ、重て後編に出すべし。

跋

諺に云、格思も三年古き物指靈あり。古椀を産湯の下に焚ば、漆瘡せぬ厭勝となり、古傘の油紙、行李の小附と、猪鹿肉の包紙となる。牛溲馬勃壞皷の皮とやらん、つゞみのやぶれ、藥種に用ゆ。古狸の茶釜に化したるは、茂林寺の什物にして、祖父は山へ、祖母は河へ、二月の餅の黴嗅き落噺しも、添乳の伽にならざらんや。清少納言のかれのこる翠簾の葵、こぞのかわほり、あはれなりし人のふみ、雨なむどのふりて、つれ〲なる日捜し出たる、過にしかた戀しき物の類いを、酬木の中に集め、紙屑買の籠に拾ひて、今よりは百有餘年の昔めくもの、永き日を欠びのつぎに備ふ。仍て其名も本藝古雅志、亦一名を寫騰入禁解とも云べく而已。

文政丙戌孟春日

狂言堂誌

雲萍雜誌

雲萍雜志序

柳洪園之爲人。天資風流温雅。而猶且胸中之洒落。世以所知也。常以書畫所交遊。一時有名之士。無不往來者。都鄙藝苑之客。無不識洪園者。其平生隨聞所錄。積年重日二十餘卷。多是勸懲之話説也。手澤之本。遂爲予戯弄。頃中井某者撮其旨趣。補其缺略。題曰雲萍雜志。予曾每閑暇。寓目則如對其人焉。聊辯數言於卷端云。

丙辰之秋日

浪華雁度堂主人恭識

予が性、遊歴を好み、名勝を探るの癖あり。西遊の折から、浪華の雁度堂を訪ふ。雑談序を移すに至る。時に主人、一書を出し、こは柳洪園手澤の随筆にて、いとおもしろきものといへり。予受て、これを讀に、世のいましめ、人のをしへともなるべきこと少からず。手巻をはなつことあたはず。やがて一本をうつしかへり、はめをとめしを、此ごろ、書肆のもとめによりて、再びよみかうがへあたへぬ。

桃花園のあるじ識

雲萍雜志 巻之一

柳里恭稿

○京にて大佛の餅饅頭流行し、こゝかしこにて商ふうちに、四條畷に、この饅頭を鬻げる、近江上味といふものあり。或時、見世先へ乞食來りて、饅頭を十ばかり賣りて給はれといふに、主人いで來て、非人には商ひせずと云。乞食のいへるは、我等とても同じ人なり。錢をもて買ふに、商ひものをいかで賣ざるや。この理りを聞べしと罵りけれども、主人は聊挨拶もなくて居たりけるが、罵ることのあまりにはげしければ、主人、見世先へいでゝ、さらばその譯申し聞すべし。下に居れとて、乞食にむかひ、汝等ごとき乞食に賣らぬといへるその子細は、乞食となりて、かやうの菓子を食んとおもふ不所存、いはんかたなし。無益なれども耳あれば聞おくべしと、乞食がかぶりたる手拭取捨、我あきなへる饅頭は、尋常の製にはあらず。殊に上品に造りて、高貴の方へも奉る菓子なり。左あらば乞食などの分際にて、食べき品にはあらざるなり。汝もし、わが家の菓子を食たく思はゞ、人なみ〳〵のものとなりて、後に求めに來るべし。汝諸人のあはれみを蒙り、わづかに露命をつなぐ身を以て、錢あればとて、上菓子を食ふことのあるべきや。世をおそれざる不屆の族なり。とく〳〵行くべきなり。須臾も店先を塞ぐべからずと、いたく叱りて追立ければ、かの乞食は頭をかゝえて、何處ともなく逃失ぬ。

世を治め給ふ聖代賢主は、一言もつて天下の規則となれば、綸言汗の如し。出てふたゝびかへらざるの譬あり。武家にも二言なく、一たびいひ出たることを違へざるは、侍たる人の常なり。さあるに、農夫、町人など大かたの人は、武士に二言なしといふことは知つゝ、我等ふぜいはとて、己より不料簡をそへて、きのふ約束したる詞もけふ違ひ、いまいひたるをも後にたがへて、義理をかく輩少からず。

たとひ農夫、町人たりとも、義を守ることとなければ、おのれ〳〵が家も、とゝのはざるなり。あるのあるじ、五十五歳のころ。妻の身まかりければ、後妻をむかふに、年いとわかし。客の悦に來りて、酒宴を催す折から、その子廿六歳にして、後妻は廿五歳なりけるが、二人とも共席に出て、ともに客をもてなすにぞ、主人、階酌のうへにて、坐興に乘じて云けるは、我等五十五歳にして廿五歳の妻を持こと、まことにおとなげなしといへども、緣のいたすところにして、よりどころあらざればなるべし。しかれば忰に對し、面目をも失ふことなり。かくならびたるやうすを見るに、忰が妻にして相應の年ごろなりといひけるが、いつしか後妻とその子と、終にひそかに通じて、家に居ることも叶はで、他國へ奔りて夫婦となれりとかや。その親、かゝる一言より、若輩の心みだるゝ基とはなれるなり。人は多言を愼むべし。多言はやぶれあり。義をもとめ、身を亡すは口なり。農夫、町人たりとも、一言もつて知とし、一言以て不知とするは、古人の誡なり。つゝしむべし。

○ある人、時刻を知らん爲にとて、白鳴鐘（とけい）を求めんとするを、その妻、是をとゞめていひけるは、明くれにかくる世話のみにあらず。くるひたる折からには、その隙を費し、白鳴鐘のために、かへりて時を失ふこと多からん。やめ給へといへば、さあらば庭鳥を飼べしといふに、その妻、又とゞめて云けるは、時刻は人のうへにあり。汐の滿干もこれとおなじかるべし。白鳴鐘、鷄を便りとするは、勤めに怠るものゝいたすことなりと、夫を諫め、つひに雞をも飼はずなりにき。

○山科の隱士ノ貫（べちくわん）は、利休と茶道を爭ひ、利休が媚ありて、世人に諂多きことを常にいきどほり、又貴人に寵せらるゝことをいたく歎きて、常に人にかたりけるは、利休は幼なきの心は、いと厚き人なりしに、今は志薄くなりて、むかしと人物かはれり。人も二十年づゝにして、志の變ずるものにや。我も四十歳よりして、自ら棄るの志氣とはなれり。利休は人の盛なることまでを知て、惜いかな。その衰ふる所を知らざる者なり。世のうつりかはれるを、飛鳥川の淵瀨にたとへぬれども、人は替れること、

それよりも狹し。かゝれば心あるものは、身を實土の堅きに置ず。世界を無物と觀じて輕くわたれり。みなさやうにせよとにはあらねど、情欲限りあり、知れば身を全うし、知らざれば禍を招けり。蓮胤は蝸牛にひとしく、家を洛中に曳く。我は蟹に似て他のほれる穴に宿れり。暫しの生涯を名利のためにくるしむべきやと、いとをしくおもふといへりとぞ。ノ貫、世を終るの年、みづからが書たる短冊を買得て灰となし。風雅は身とともに終るとて歿しぬ。無量居士と號す。

○夫婦の中のしたしみも禮あるうちは珍らかにして、その情、至て深く又厚し。禮を失ふ時は、その情、自然と薄くして、離別もまた遠きにあらず。仁義遜讓は禮を厚うするの中だちにして、この禮、媚諂と脊を合す。智は痴とさしむかひ、誠は嘘と隣る。さあれば、心安だてと愛想づかしは、いつも同居と知るべきなり。

○長田の庄司が、義朝を討しことを不忠と書たれども、長田の庄司は、尾張の野間の內海に、平相國より領地を賜はりて居りける故、內海の庄司なり。義朝、妻緣によりて、庄司を便りとして、忍び居しこと、不覺といふべし。庄司は高望王の裔にして、その祖、勅勘のことによりて尾張に配せらる。子孫內海にのこりてありけるなり。義朝の臣鎌田兵衞、その後、遁世して西佛法師といふ。遠江の國にありて、武藏、相模の間に終るといふ。遠江に鎌田兵衞が建たる藥師堂遺れり。

○洛の淸水寺なる音羽の瀧は、應永年間に新に水口をつけて、此ところへ水を引たり。そのむかしは、音羽山のうち、所々へ落たりといへり。此瀧を汲て湯あみするときは、瘡を愈すこと功あるをもて、諸人下流を汲り。水上は東山の雫より、こゝに音羽の名をとゞろかす。田村の社は、淸水寺のいまだ草創なき前よりあれば、地主權現と云。觀世音は、此社地を借たるゆゑの名なり。庇を貸て母屋を取らるゝ、世間のならひ、大坂にも此例し多し。人も是とひとし。己れが産れたる地に在りて、身を堅固に修め、家を大切に、競ことなりがたきにや。人みな、他國に出世するもの多し。故鄉に居る時は、己れが

我儘をふるまひ、よろづ油斷して、身を過ち家をも失ふ。他に出ぬるときは、堪忍もいたすとはなしに堪忍て、油斷なければ、おのづから身を治め、家をとゝのふ。かゝれば故郷にありて、他國へ出たるの心を盡さば、身を損ずるの過ち少かるべし。田村明神は在世のみぎりも、人欲の私するを嫌給ひて、只世を救ふの御心淺からざりければ、鹿をかして表居を取られ給ふことなど、いとひ給はざるべし。凡人は、唯身を修めんことを專として、故郷をはなるゝことあるべからざるなり。

○貴人にしどまの御遊と云ふは、人々つどひ給ひて、談話の中に、ひと度は無言にて、戲れ給ふをいふなり。しどまは、しづまる間といふ事を略し。音便の詞にして、閑を守るなり。壺矢五寸乃至一尺を度として、ものいふ時は鐘を打ならすと。何某の物語せられしことあり。今やこのわざ絶てなしとぞ。

○よきことをせんとするは、いと難し。只あしきに移るまじとだに、こゝろを附ぬるこそ執行なれ。執行はいつまでといふ限なし。身を終るまでするを執行とす。わけて婦女子等は、おのれが一箇の料簡をもて、身を立んことをはかりて、その親々の教ゆる、手かき物縫ふことなどをば後にして、音曲遊藝を習ひつるを捨置くは、親兄弟の過ちなり。是は人を便りとせざる育やうにて、縫つむぎの道をしらざれば、女の性をうしなふ。その習、男より少きものゆゑ、おのれをはなて、よろづ嗜む事を專とせされば、人倫にはづれたるふるまひ出來れり。夫ば、をのれ發明たりとも、つゝみ隱して、人の發明を常の鑑として、身を守るべきものなり。

○ある人、文盲なるものを異見して、世の交りは、他の事はいらず。唯堪忍の二字をよく守るべしといへば、文盲の人は、頭をかたむけ、かんにんとは、四字にて侍らずやと、指をもてかぞへ、御許にはおぼし違へなるべし。かんにんと四字にて侍るといへば、異見せし人云ふ、愚昧の人かな。堪忍とは、たえしのぶとよみて、二字なりといへば、又かうべをかたむけ、たえしのぶならば、又一字ふえたり。五字となり侍るべし。何と仰ありとも、我等は四字とおもひ侍れば、四字にてかんにんはいたし侍るな

りといへるに、その人又云ふ。汝が如き愚昧の文盲は、實に諭しがたし。人に似て虫同様なり。おのれがまゝにすべしと、大にいきどほりければ、文盲の人笑て、何とも仰あるべし。我等は、かんにんの四字を知り侍れば、惡口せられても、少しも腹立侍らざるなりとて、笑ひ居しとぞ。その智には及ぶべく、其愚にはおよぶべからず。

○江戸にて、予がしたしく交りし友に、佐伯何某といふ人あり。書を好みて、食事の傍にも見臺をするて、書籍をひらき置て見居けり。其行ひ篤實にして、常に机上には書をひらけども、決して疊の上におかず。一冊たりとも本箱の出し入れをつゝしみて、是を戴きて取あつかふこと、丁寧誠に至れりといふべし。ある書林の見せに、書籍をならべおきて、その上をまたぎ、或は蹈こえなどするを見て、かの書林は出世なり難しといへり。又他の書商の、客來りて求る時は、その書をいたゞきては出し、いたゞきては取入るゝを見て、やがて上なき書肆となるべしとて悦びけり。朱文公が大學章句の序文に、身を修め、人を教るの道においては、いまだ必しもすこしく補なくんばあらずと云詞を見ては、涙をながして、人と生れては、その志すところ、儒者たらずといへども、かくありがたきものなりとて、只いく度も、そのことのみをくりかへしてはいひたり。此人の詞に、大學に能得とあるは、悟ることなり。悟るといへば、僧法師などの道ばかりのやうに、心得たるものあれども、常の人にても、五常をよく悟り得ざれば、身にも行ひ、人にも教訓さるゝものにあらず。世に悟る者は稀にして、只知りたる人のみ多しといへり。實に確言といふべし。

○世に言行に飾りあるものを、見え坊とて譏れども、見えは先禮の端なり。見えなきは大かたは不禮なるもの多し。人は自負するをもて、吾人ともに勸るは、自負も亦道具なるべし。自負にも、見えにも、差別あるべし。ある人、大酒を好み、放逸にして物にかゝはらず。唐土の劉伯倫、李太伯にならひて、人間一生醉ひて、此世を過さんと思へり。東坡は、竹なければ人をして俗ならしむるといへど

も、予は一日も酒なければ俗ならしむべし。とにもかくにも酒なるべしとて、飲ませだにすれば、日々に五升にも及べり。此人に何の功ありといへば、只酒飲ことを一藝と自慢して、外には格別の能もなし。能なし猿が大酒したりとも、何もおもしろき人とはすべからず。劉伶、李伯は、もろこしの學士にして、天下をも治むべきほどの器量ある人なれども、後人、上にありて、賢者を退くる世なりせば、用ひられざるをしりて、みづから口さけて其の國を去り、時を憂ふる心よりして、用かぬことを歎息して、そを忘れんとて飲む酒なれば、大酒したりとも、げにおもしろきふるまひありて、天下の酒客ともいふべし。たゞ酒好にて、大酒するやからは、生醉の糟喰ひなり。人も器物もつかひ過れば損じ。つかはずに置ときも損ず。息災はみな中庸にあり。過不及なきはよろづ長くたもてり。

○小人閑居して不善をなすとあれども、小人ならずとも閑居して不善をなすもの少からず、されば獨居の閑をたのしむことはいとかたし。大かたは據なく隱居する輩、世間に多し。自得して世塵をさけ、思ひすてゝ身を遁るゝものは格別にして、隱居しながら物を貪り、世諧に執着するは、隱居に似て隱居にあらず。近世は隱宅に標札多かるにても知られたり。

○愚者は不用の財を貪るに勞し、賢者は用の財をつくるに樂む。不用の財は限りなし。用の財は限りあり。限りある身を以て、限りなき財を求めば、死に至るまで、貪欲盡ることなし。されば身を勞して財を聚る時は、その身終れり。用の財は用の足ことを樂むがゆゑに壽を養ふ。財に不用といふことあるべからずとおもふものあれども、日用の外を散ずる財は、みな不用の財なり。

○昔、奈良に礒貝といふ墨師あり。予が父、世に在すところは、その家繁にして、他國へ墨を商ふ人多く、職人も數多なりけるが、人の妻と密通のこと、隱れなくして、その地に身をも置かねて、その妻と共に奔りて、近江の大津驛に、手跡の師となりて、世をわたりぬ。五年ほどを過て後、その妻の奈良に在留たる女子、父におくれて便なく、人を頼みて母の大津に在と聞、したひいでたれども、伴はれたる者、と

ゝろよからぬ躰にて、京にある内、この女をそゝのかし、こゝかしこさまよひありくうちに、もたらしつる衣類、そこばくのこがねをも奪はれ、終には乞食となりて大津に至るに、いと雪の多く降りたるころ、磯貝が住みける家の軒端に、女子の乞食、薦をまとひて打臥し、なやめる聲の聞えければ、夜半に磯貝は扉をひらき、伺見るに、ひとりの女子なり。不便におもひ、妻にこのよしをもの語に、妻も故郷に女子あることを思ひつゝ、やがて介抱して内へ入れ、土間に薦を敷つかはして臥さしめ、明日を待て出しやる時、何處のものゝ身の果にやと問ければ、わらはゝ奈良の角振といへるところの者なるが、母の身持よろしからで、人にかたらひ家出し給へば、今は父もなくなり、家のあとつぐべき者も、あしきことありて、何國へか行侍れば、せんすべなくて、母の大津にましますと聞て、尋ね來つれども、今に逢ず。乞食となりしは、京にてあしき者にたはかられて、袖乞せりといふより、磯貝夫婦はよく／＼見るに、妻が子なりけれども、いひもいでず。郡といへる所に、乳母のちなみあるを、人に文そへて送らせ、そこに暫し住しめおき、後に他へ嫁せしむとぞ。人の因果は過去の業といへども、善惡の應報、二世はまたず。はやく現世に報へること、かくの如し。

○江戸葛飾のほとりに權兵衞といへる村長あり。ある年の春、伊勢大神宮へ太々神樂を奏せんとて、村民十三人とゝもに、御師何某が家に宿るに、山海の珍味を盡し、馳走ありて後、おの／＼に薄茶まゐらせんとて、案内して茶室へ招請じければ、かの村長を始として、十三人席につけば、御師は丁寧にあいさつして、心を配り、具を整て、權兵衞が前に出しおきけれども、農夫の身なれば、茶道の心得は、いさゝかもなければ、大に心をくるしめ、場うてして思ひけるは、いかにして飲むべきや。人の咄にも、茶は飲たる上にて、順にまはすなどゝ聞しが、十三人へ一杯ばかりの茶を、飲みかけまはしたりとも足るべからず。又ひとりして飲み、他のものへ鼻あかせんこといかゞなれども、われ村長の身として、今更、問て飲まんも口をしきことなりと、さま／＼心のうちに思ひめぐらすうちに、御師は先

に出せし口取菓子を、村長が前へさし出し、いざ召れ給へとしゐければ、はつと茶をとりあげて、殘らず飲み、前におきければ、御師は取て茶椀をそゝぎ、又建て村長がまへに出しつゝ、いざ菓子を取り給へといふに、この度は菓子を取て食ひ、また茶をのこらず飲みて、前におきければ、御師又取りて、もとの如くたてゝ、又村長が前へ出す。村長いひけるは、我等はもはや澤山くだされたりと云ふに、さあらば、次の方へ御おくりあるべしとて、この順にして各一椀づゝ飲、辭退して座しきへ入て、おの〳〵ひそかに、その心勞をもの語りつゝ臥し、又も茶の饗應あらば、いかばかり迷惑すべし。はやくいとま乞して、歸國するにはしかじとて、あくるを待て發足せり。後に權兵衛、予がもとに來りて、願ひたきことの候へといふに、いかなることぞと問ければ、過し春、伊勢にて恥を得しことを侍れば、茶の手續を敎へ給はるべしとて、しか〴〵の事を物がたり、今にわすれがたく、はづかしく、又口をしくおぼえしといふに、予、大にわらひて、そのもとは、日ごろに似げなき不見識の人なり。農夫は農家に人となりて、農業のことにさへくはしければ、恥かしきことなかるべし。茶はもと隱遁の手すさびにして、その道、日用に足れりといへども、農夫、町人などのいたすべきことにあらず。世をのがれし隱居の後などはともあれ。其許、もし茶を學ばゝ、一村みな、これにならひて農時に怠りなば、田畠はこと〴〵く不作なるべし。村長、茶道を知らざるが故に、耕耘收藏、時にたがはず。國中百人耕して五十の遊民あらば、その國、かならず飢ゑぬべし、百人耕して十人あそばゝ、その國、果して豐なりといへば、權兵衛感じて、茶の湯を習ふ心をおもひとゞまりぬ。

○五堪忍といふことあり。聖賢の旨趣よりいでゝ、世業をなすの基、人間安穩の大楷にして、修身齊家の樞機なり。是を守る時は、勞する事なくして家富榮へ、是を守らざる時は亡ぶ。衣服は何の爲にか着る。寒さを凌ぎ、暑さをいとはんが爲なり。さあらば寒からず着、暑からず着ば、麁服にても厭ふことあるべからず。美服に奢るは、いまだ寒暑の身にしみざるが故なり。寒暑の身にしみなば、奢、

裸にてもいとふものあるべからず。食事は何の爲にかする。空腹をやめん爲なり。さらば添物はなくてありなん。添物なくて食の進まざるは、いまだ飢の至らざるなり。飢至る時は、糟糠をだもきらはず。家は何の爲にか造れる。雨露をいとはんが爲なり。さあらば、無益の造作などなくてありなん。衣火の災に家を失はゞ、人の軒端にてもいとふ者あるべからず。妻は何の爲にか持てる。子孫を嗣かん爲なり。さあらば子孫あるものは、妾などもたであるべし。妻子あるが上に、妾を持は色におぼるゝが故なり。財は何の爲にか求むる。世計の第一、衣食を足らしめんが爲なり。さあらば養をかき、恥をもわすれて、貪りたくはふるにもおよぶまじきことにこそ。

○飛喜百翁が利休を招きし時、西瓜に砂糖をかけて出しければ、利休、砂糖のなき所を食ひて歸り、門人にむかひ、百翁は人に饗應することをわきまへず。我等に西瓜を出せしが、砂糖をかけて出せり。西瓜は西瓜のうまみを持しものを、にげなきふるまひなりとて笑ひ侍りき。

○蕃椒はすぐれたる功能あるものなり。統ての藥種に、さまぐ\の能毒をしるせども、さほどにはあらず。五穀をはじめ、酒、酢、醤油、衣服、調度のたぐひに、多く入れ置時は、かびを生ぜず。虫の喰ことなし。山野幽谷の瘴霧、家内濕露の氣を避るには、この物に過たる藥なし。

○唐の太宗の時、州郡に寺院多きがゆゑに、國郡これが爲に迫められて、民、耕田に餘なしと議して、國々の寺院を沒入すべきよし決定しければ、太宗の給ふやう、畫圖に寺塔あるも、また風韻尋常ならざるものなりと仰せありしより、寺を沒入することをやめたりとぞ。

○ある人の妻、夫の爪を取りぬるをとゞめて、けふは辰の日なり。爪を取り給ふべからずといふ。傍の人、これを聞て、いかなることにかと問へば、辰は龍なり。龍は爪なくてかなふべからず。大切の日なりといふ。かたはらの人笑て、さあらば、そのもとは酉の日ばかりに時をつくりて、雄鳥をすゝめらるゝにやといへば、その妻、大いにいきどほりぬ。

○女はみめの美しきが寵せられて、心の正しきを愛する人はまれに、物は形のめでたきを好みて、意のおもしろきを取人は少し。ある家の妻は、美人の聞えあれども、嫉心ふかくして、夫の放埒なるをいきどほりつゝ、常に爭論絶ざりしが、ある時、妬みの餘り、夫の留守に縊死たり。夫も大酒のために吐血して身まかりぬ。妻の名を壽といひ、夫の名を福太郎とよべり。人は名よりも行にあり。松竹に千とせをいはひ、鶴龜によろづ代を比したりとも、家を治るは和合にあり。長生は養生にありとしるべし。

○勢州關の商家に、吉右衛門といふものあり。實母に孝養至り、四十餘歳のころ、家業に出て歸りける時は、その母、いとけなきをりからの心を抱きて、吉右衛門が足を洗ひつかはすべしと云に、背かずして洗ひ給はるに任せたり。この一事を以て、よろづの行ひ違へるところなきを知れり。篤實の性、人のそねむを愍み、他の人をたのみて異見をなし、己れに敵するものをよくするを以て、終にはあしき輩も隨へり。陽報を待の心、少しもなくして、人しらず陰德を施し、家業のいとまある時は、往還に出て路を造り、溝あるところへ橋をかけ、只後事のためのみに志を盡すこと、あげてかぞふるにいとまあらず。

○むかし江戸なる山の宿に、大捌助八といへる鳶の問屋あり。助八の人となり。性直にして義をこのみ、義に違はざる行ひあるものをば資け、義に違ふものは、豪强の士たりとも是を許さず。常に德行ありて、俠者の聞えも、知らざる人あらざりき。ある時、過ちて人を殺せし者の縛れて、町の番屋に預られしが、其者のいひけるは、大捌ぬしに逢まみらせ度ことの侍れば、今宵、かのところへ連行給はれかしといふにぞ。此よし、助八につたへければ、いかなる者にかとて、助八行て伺ふに、かつて見しらざるものなれば、その方は予がいまだ知らざるものなり。何の用ありて逢たきよし申すにやといへば、その者、答へていへるには、我等口論のうへにて、あやまちて人を殺し侍れば、死はいさゝかも悔ひざれども、一人の老母あり。我等死し侍る時は、母必、飢に及びなん。たゞそれのみ心にかゝり侍れば、

一旦命助かりて、母を養ひ送りし後、死につきたく思ひ侍れば、いかにもして命を助け給へかしと、涙ながらにひたすら頼みければ、助八、聞よりあはれに思ひ、孝心の者にはあるまじき、わづかの口論より事起り、過て人を殺すこと、言語に絶たる愚者といへども、孝養の志にめでゝたすけつかはすべし。母を大切にせよとて、いましめを解きておひはなちて、みづから、此よしを廳に訴へ出ければ、罪人を私に逃せし罪輕からずとて、助八をとらへ、罪人を尋ね出すまで、禁獄せしむべしとて、三年が間、獄屋にありしうち、助八は病て死せり。尸は身よりの者、同じ町なる易行院に葬る。その妻、次て助八が墓所に自殺して、同穴の契りむなしからず。今にその寺にあり。

○ある人、予に畫を學はんことを乞て、さて云やう、僕、畫を學ばんとおもひおこしゝよしは、他の物を畫くことをもとめず。たゞ富士と達磨とのみを畫きたしといへり。それも上手とならんことを求めず。富士はいかにも富士と見え、達磨はいかにも達磨と見ゆるやうにかきたしといへり。この詞、尋常にきこゆれども、いとおもしろし。すべての藝、何によらず。このところをよくわきまへぬる時は、過不及あるべからず。

○ある諸侯、隠居せられて別墅に宗廟をうや／＼しくしつらひ、朝暮廟參の折は、天地大恩の報謝、太平主恩の報謝、先祖代々高恩の報謝とのみ唱へられて、他の勤行なし。何某の僧正といへるが、この侯にま見えしとき、など後世のことは御願ひなきにかと申されければ、後世の事は、予がねがはんよりは、人の念じおけるが多かれば、それをもとめんとおもふなり。予はそのよくねがふことの熟したるものに布施して、後世の事は買得んと申されたり。此侯、よく後世の道をばわきまへられ給ひしにぞ。

○平氏の士の傳を書たる中に、馬淡次郎が篤孝至純のことを載たり。次郎が母は、小松殿の乳人に仕へて、嚴直大志ふたつながら全く、歳六十にして故郷に歸り、攝州難波に住す。居るところ蓬蒿人を

沒し、家きはめて貧しかりしが、次郎、常に母に仕ふること、いよ〳〵恭謹にして、農業のいとま、薪を負て市に鬻ぎ、身に被袴なしといへども、母には滋味を盡せり。後、平家に仕へて、邸を洛中に給はり。母を迎ふるに、母行ずして云ふ。老嫗、歳すでに六十に餘れり。世に在る日少し。汝今、官に仕へ、身を立、家を起すの時至れり。さあるに、ひとりの老嫗の爲に心ひかれて、奉公に懈らば、忠を盡し名をなすの妨なるべし。われ飮食だに足らば、都へ出て榮耀にほこるの志しなしとて、迎への輩を洛に歸して、自害して果たり。次郎、悲歎に堪ずして、しばしのいとまを乞ひ、故鄕に歸りて、老母のなきあとをとぶらひ、洛に立かへりて、淸水寺に供養の地藏燈をいとなみ、いよ〳〵忠勤をはげみ、相國につかへりといへり。この事、平家ものがたり、盛衰記などに見えず。かゝる忠孝をあげずして、させる功もなき人のやうにしるし傳へたるこそ恨なれ。人は惡のみをあぐれば、善人もあしくつたへ、善のみあぐれば、惡人もよき人のごとし。難波次郎は無道の君につかへたれば、至孝誠忠ふたつながらうづもれたるは、いと口をしきことならずや。もしその仕ふるところの君、々たる人を得ば、實に臣、々たるの士とやいふべき。

○一休禪師、紫野におはせし時、宅間何某御こゝろやすく參りて、物がたりのついでごとに御異見申やうは、君には尊き御僧にておはしませども、餘りに打つけに人を敎化し給へば、在俗の輩は、物いまひなどいたせるものどもばかりにて、かへりて弘通に便りよからで、志しあるものも、はては遠ざかり侍るなり。不凡のやからは格別、凡夫には、とかくめでたき事を申させ給はりたし。さあらば悅びて歸依し參らする者多かるべし、なべて人はよろしきことは、己れがことゝばかりおもひて、あしきことはみな、他人のうへとのみ心得るたらひにて侍るぞと申したるに、禪師こたへて、よし〳〵心得たりとて、筆をとり給ひて、

佛家に住在すれば、いましめを以て本とし、三寶の海に入れば、まことを以て本とす。身死して嚴

根にありては、骨また淨し。

と書して、これより外にめで度ことはしらずとの給へりとかや。

○都近く岩はなといふところあり。そこの念佛堂の庵主を正念坊といへり。もとは黒谷に居て、念佛の上手と呼ばれ、日々京へいでゝ托鉢する人々、その聲のよきにめでゝ、米錢多くほどこしけるが、此僧、寺にありて、飯を焚たる時は、櫃にうつして肩にのせ、持佛の前の位牌あるところを、一遍づゝまはりながら、それ饌。それ饌とて持來り、その後、人にも食はせ、自も食て、別に佛器などへは盛りても供せず。茶湯もこれと同斷なり。さればとて、何にても佛前へ持行たる上にあらざれば、食することなし。漬物の壓にも石なき折は、境内に建たる石地藏を持來りて、鹽梅よくつけて下されかしとて、のせ置きけり。統てかくの如くのふるまひして、更に物にかゝはらず。肉食すれども、決して寺にて食することなし。女犯もあるまじとはおもはれねど、寺には老婆をも嫌ひて、丁稚、下男のみを仕へり。此正念が書たる一枚起請と、辭世あり。

隱居一枚起請

もろこし我朝のもろ〳〵の智者達の致し申さるゝ隱遁の隱にもあらず。又學問して、道の心を悟りていたす隱遁にもあらず。只不用の者の爲には、世の妨となるまじとさへ心得れば、疑ひなく氣樂なるぞと思ひとりて、隱居するより外、別の子細はさむらはず。但し肝心の世わたりと申ことの候へども、みな衣食住のうちにこもり候なり。この外に、欲深きことを存ぜば、諸人のあはれみにもはづれ候べし、假令、薦をかぶり、糟糠をなめ、人の軒端に臥せるとも、食ては寢、食ては遊ぶ君が代のありがたきを忘れば、身は安樂になりたりとも、生たるかひもあるまじく候。あなかしこ。

辭世

來て見ても來て見ても皆同じことゝらでちよつと死で見よふか

此法師、尋常の者ともおもはれざれども、京にては、只念佛坊主とばかりよびて、その行状を知る人まれなり。

○有馬に湯あみせし時、日暮れて、湯桁の中に耳、目、鼻のなき痩法師の、ひとりほと／＼と入たるを見て、予は大に驚き、物かげより窺ふうち、さう／＼湯あみして、出行く姿、骸骨の繪にたがふところなし。狐狸どものわれをたぶらかすにやと、その夜は湯にも入らで臥しぬ。夜あけて、此事を家あるじにかたりければ、それこそ、折ふしは來り給ふ人なり。彼女尼は、大坂の唐物あきんど、伏見屋といふ家の娘にて、しかも美人の聞えありけれども、姑の病ておはせしとき、隣より失火ありて、火のはやく病牀にせまりしかど、たすけ出さん人もなければ、かの尼、とび入りて抱へいだしまゐらせし人なり。その時、燒たゞれたる疵にて、目は豆つぶばかりに明て、物見え、口は五分ほどあれど食ふに事たり。今年はや七十歳ばかりと聞けりといへるに、いとあり難き人とおもひて、後も折ふしは、人にもかたりいでぬ。

○浪華に紀伊國屋亦右衛門といへるは、大家の商人なりけるが、そのかみ、年まだ若かりしころ、本家何某につかへて、正直なるがゆゑに、主人、是をあはれみ、その方、わが家につとむること、凡十餘年なれども、明くれ心を盡し、費をいとひ、家業を大切にするの志、滿足せり。今その褒美として、金百兩のもとでを遣すなれば、これをもて何處へなりとも、その方が心に任せ、家を持ち出精して、千兩の利倍を得ずんば、再びわが家へいで入べからずといへるに、亦右衛門は忝くおもひ、かの百兩を受とりて、禮を謝し、いとまをつげて京都に登り、つら／＼おもふに、商の道多かる中に、大商して大利を貪らんとする時は、かへりて必損失あるべきこと常なり。かゝれば日々に費となるものを賣りて渡世とせば、小利といへども益あるべし。その中、紙は利のうすきものといへど、日用多きものなれば、唯塵紙の捨るべきをあきなふべしとて、西の洞院に所帶して塵紙を業とし、紙屑を買ひて、漉か

せては賣りけるに、百兩をもと手として、三とせばかりがほどに、三百兩の利を得たり。又その金にて廣く家業をなしけるに、また五年に千兩にもなりければ、やがて浪華にいたり、主人にまみえて、かねて給はりし百兩を、八とせかせぎつるほどに、千兩にはなし侍りぬとて、主人へことのよし申のべたりしに、主人大に賞美し、その方、わが家に勤しころより、尋常ならぬ志と思へるゆゑに、かくはいひつけたることなり。こたびはこの千兩を持行、一萬兩にすべしとありければ、畏り、又五とせをもへざるうちに一萬兩に倍して、主人の前へいでゝ風聽しければ、主人また、大に賞美して、この一萬兩を、この度は十萬兩にして見すべしといへるを、亦右衞門かしこまり申けるは、はじめ給はりし百兩を千兩にいたし、その千兩を一萬兩にいたすまでは、ほねをれ侍れども、此一萬兩を十萬兩になさんこと、何の子細かさむらふべきとて、三とせも經ぬ間に、十萬兩に倍して來れば、主人、その働きを感じて、その辛抱、この上は差圖すべきにもあらねど、この度は百萬兩にも倍すべしとあれば、亦右衞門こたへけるは、十萬兩のこがねを以て百萬兩にすることには、辛勞するに足らざるなり。さて承り侍り度ことあり。當時主家の御身帶、いかほどの御儲にて侍るにかと問へば、主人こたへて、わが身帶にはいかほどゝいふかぎりもあらざるなりといへば、さほどのたくはへおはしても、その上にも猶こがねをほしと思し召さむらふにやといへば、猶ほしとおもふこと、いまだ飽ことをしらずといふに、亦右衞門また申けるは、さあらば、此こがねを倍することをば、是を限りとして給はれかし。我等は命こそ寶なれ。命ありてのうへの財なり。命なくては財ありても益なしと申に、主人云、我はまた、その方とは心得かたは、はるかに違へり。財を持てこそ、世にあるかひもあれ。命ありとて財なくば、生てのかひなしとおもふといへば、亦右衞門は十萬兩を主人にそのまゝ奉り、けふまでのことは、奉公の身なれば仰にそむきがたし。今より我身には願の侍れば、暇給はりて、このうへのことはゆるし給へかしとて、いとまを乞て、わが家にかへり、若干のこがねを緣ある輩に配り分、身帶をしまひ、頭をそ

り、圓智坊と改名して、大融寺の徒弟となり、京へいでゝ庵室をかまへ、日々に托鉢して洛に終れり。そのゆかりの者、大融寺に塚を建たり。石に刻める辭世の歌に、

　落て行ならくの底を覗(のぞき)みんいかほど欲のふかき穴ぞと

○洛に、須藤健十郎といふ人あり。溫厚篤實の儒者なり。予が東山に寓居せしころ、醒が井に住けるが、四條を通行することはなくて。用あるときは五條、三條をまはれり。遊里、芝居などの道はさけて通らざりけり。常に儉約を守ることを、專、人に敎訓して、みづからは木にて鯛の形を彫ませ、常に膳部のかたはらに置て、一肉の美味、須臾の舌頭にあり。大丈夫何ぞ飲食に心をもちふることをせんやといへり。

○生駒山を越ける日、秋篠といふ村はづれに、如意輪觀音を安置する堂あり。さすが名におふ山色風景、郊野の眺めもおもしろければ、此堂に立寄て、たばこくゆらしけるに、堂守とおぼしく、片目しひたる男の、卒都婆を造りゐたるを見て、主は細工せらるゝにやといへば、削りさしたる卒都婆をかたへに置て、圍爐の灰かきならし、かんな屑焚て、ふるびたる罐子に湯をたぎらせ。茶碗のつきたる茶椀を丁寧にあらひそゝぎて、大坂よりもらひし茶なりとて、懇に煎じあたへぬ。予も心よく二三椀を喫して、しばし憩へるうち、主のいへるは、我はもと此地の產にてもなかりしが、もと調度のさし物を職として、二十一年ほどは、京にくらしつれども、不仕合なることと打ちつゞきて、歲はより、目はわろし。少しのしるべにて、今はこの地に老朽(おいくち)ぬるなり。茶の湯といへることも、はじめはかゝるすさびより起りけるにやなどいひつゝ、菓子を椀に盛(もり)ていだしつれば、予とりて見るに、こたらの木の芽に味噌をくるみて炮りたるなり。珍らしき口取かなとて、いとうまく食て、茶數椀を過しけるうち、主の申は、我等京に在し頃、數々の茶人、宗匠など馴染まゐらせて、茶席にも迎へられ、薄茶建ることも習(ならひ)おぼえ侍れど、大かたの人は、茶の湯を別のことのやうに心得給ひて、あつらへ物等もいと

むづかしく候。東山にて何菴とか申宗匠の建たる席を羨しく思ひて、その好のかたに建たしとて、注文取しに、床板を松にして、節七ツあるを好めり。我等思ふには、いかなるわけにて、節數七ツある板をもとむるにやといぶかしさに問ければ、師の建たる席に、床板の節七ツありければ、それを擬するなりといへり。笑ふべきの甚しきにあらずや。師の造られしときは、定めて節なき板のなきまゝに、ふしある板にてせられしなるべし。さあれば、いかに師のあとを慕へばとて、わざ〳〵疵あるものを求むるは、道を嗣にはあらで、轍にならひて、師の疵をあらはすと同じかるべしとおもへり。この道は只きようにせよといふにはあらず。きたなからずあり度、道具とても足らぬ所を、何かにて、その時の間に合するを馳走とはするなるべし。すべておもしろきことは、足らぬところにありて、足り過たるに雅なることなし。人にはみなくせありて、さま〴〵に好みを致せども、くせを捨ざれば、風流の道人にはあらず。理に入て理を遁れたる人ならねば、茶好といふのみにて、茶道の人とは思はれ侍らずとて、その立居ふるまひなどおくゆかしく、この者を連行て、家にて養ひおきたく思へり。何か書かせ、みやげにもしたくと乞けれども、無筆なりとて遂にかゝずなりぬ。予はあまりのおもしろさに、記念にあるじが造れる卒都婆を一本求むべしといへば、めでたからぬものなり。やめ給へ。さあらば、かねて書けるものあり。是を參らすべしとて、反古の中より一ひら探り出しゝを貰て歸りぬ。

その文左の如し。

　早く損ずれども、木でするものを土で造り、土でするものを金にて拵へず。木でする物は木にてつくり、土でする物は土で造るべし。金でならざるものは、金にてつくるべし。調度は損ずるをいとひて、木、土にて濟ものを、金にてするはよろしからず。秋篠與平とあり。

〇常陸の國風に、疫癘、痲疹、疱瘡など流行の病あるときは、鹿島大神へ祈念して、里民、歌を唄ひて踊ることとあり。その歌に、

誠やら伊勢と春日の御社、彌勒茶船がつゞいた、納禮には伊勢と春日の御社、やしろでは何がおもしろい、護摩んどでは護摩をたく、御手洗ではちごが垢離とる。その護摩をなんとたきそろ。氏子繁昌とたきそろ。

○猫を飼ふもの、多くは猫をやしなふことをしらず。飯をあたふるに鰹ぶしを入れ、肉味を加ふ。猫は常に厚味を食とする時は、鼠をとらず。猫は麥をたきて、味噌汁をかけ與ふべし。その他の食をあたふべからず。常に肉食にならはすれば、肉なき時は、必他の家にいたりて、魚肉をぬすめり。人を養ふも亦復しかり。

○影法師問答の文、汝吾、うまれし時より、吾かたはらに在て、しばしの間も離るゝことなしといへども、わが親にもあらず。子にもあらず。主にも召しつかひにもあらず。妻にもあらず。めのとにもあらず。只あけくれ、吾なすことのみなして、更に他の業をなさず。よろこぶことなく、怒ることなく、あはれむことなく、樂しむことなし。おもふに目しゐたる者を友とすれば、是を見せんとするにわづらひ、耳しゐたる者を友とすれば、これを聞せんとするに煩ひ、啞を友とすれば、是をさとさせんとするにわづらふ。汝、今吾有なるによりて、汝が無を守るとも、吾又、汝が無によりて、吾有を守るところをしらず。そも／＼なんぢは吾影なるか。はた又人の影なるか。

○飯釜の賛に、萬鎰に募るの勤めにおけるや、明くれ、いとま明なければ、飲食に乏しからず。人の世にある是とひとし。此ものゝ徳たる者に、鐺底の焦を削りて、眞理に湯の粉の洗ひながしを捨す。膳はわづか茶碗に酒の半椀を加へ、餘はあまねく大根葉割菜の鎮を守れり。日々に琢磨の功成りて、ひかり家内の繁榮をてらす。

○大原女の賛に、力は蕪子が薪水の勞をたすけて、八瓣は□が北席の才をも讀む。

さくら花大原の山に音音のをうなが業と誰かおもはん

○神佛を信ずるの法は、神佛同體の印をむすび一念ぜざれば感應なしとぞ。されば天の恵を受んと祈る者も、天のなすごとくに私なくする時は、惠なしといへることあるべからず。人とまじはるは、人と同意たるべし。神の心は鏡の如し。佛の心は光りの如し。天の心は依怙なく、人の心は人と同じ。

○人善に動かざるものは、惡にも動かず。この念、こゝに生ぜざれば、彼念かしこに生じ、轉變してしばらくの間も止む事なきものは心なり。此出るところをよく知らざれば、惡を避けて善を行ふこと、ありがたかるべし。善は人の本心にして、常の持ところのものなり。惡は念より起して、他より入來るものなり。耳目鼻口の取次、心の善なるあるじに告て、萬の事をなすは、召仕ふ人と同じ。その召つかふものに善をこのむあり。惡をすくあり。此二つを差別すれば、五常みな、その中に立つべし。をのれが心の好なことのみを致して、嫌へることをさけぬるは、則私のいづるところなり。人としてこの私を勝手として、よろづ行ふ時は、獨りして圍碁の上にあるがごとし。おのれにまされる人と圍むとき、心轉じて勝手を得ず。私欲をすてゝ決斷する時は、大節にのぞみて智力を遣すところなし。行ひたゞその見ざる所をつゝしみて、聞ざるところを恐るゝ外なし。

○主人はおのれが仁のおよばざるを歎きて、臣の不忠なるを尤べからず。臣はおのれが忠の及ばざるをなげきて、主の不仁なるを怨むべからず。親はおのれが慈悲のおよばざるを歎きて、子の不孝なるを論すべし。夫は妻の不貞を責ずして、おのれが和の及ばざるを歎くべし。妻は夫の不和をなげかずして、おのれが不貞なるを歎くべし。兄は弟の不敬なるを歎かずして、おのれが不哀のおよばざるを歎くべし。弟は兄の不哀をなげかずして、おのれが敬のおよばざるをなげくべし。朋友たがひに人の不信をなげかずして、おのれが誠の及ばざるを歎くべし。君として臣の過をかくすは仁なり。臣として君の非を匿すは忠なり。親子、兄弟、夫婦、朋友、互にその過をかくす時は、慈、孝、哀、敬、貞、順、信、誠、おのづからその隱せる中にあるべし。僞も表を包までのつくろひにしてやむべし。飾る

とも僞のために、誠の本を失ふべからず。

○年わかくして色なければ、無骨にしてしとやかならず。老て色なければ、慳貪にして邪見なり。世に色氣といふは、專愛敬のつやをかねいひて、あながちに婬欲のみにあらず。士として色なければ、人なづかず。農として色なければ物育たず。工として色なければ巧みなく、商として色なければ人間はず。天地の間、何ものか色なくしては、一日も世に立ちがたかるべし。孟子にいはゆる大王、色を好むの辨、おもふべし。

○人倫の交り、戀の心より出ざるときは、仁、忠、慈、孝、柔和、愛敬、その信、こと〴〵く人情なし。親の子をおもふ心、死なんと覺悟したる心、この他は誠なし。此誠心、戀慕よりいでゝ、戀情なき時は、不仁の君に忠を致すものなく、不慈の親に孝を盡す者なし。遠くは顏淵が吾猶能せんの詞、近くは右近が忘らるゝの歌、おもひやるべし。古歌に、

　　戀せずは人は心のなからまし物のあはれもこれよりぞしる

○髮鏡附言に、奉公に主君の眼鏡あり。召仕ふものをして人と成さしめ。慈悲に親の目鏡ある、子をして善となさしむ。予に髮鏡あり。人の一寸と遠方を見ずして、吾身の一尺と足もとのことを見せしむ。若その神のくもりを日々に拭て、おのれが魂を見ぬけば、假令照摩天眼の名鏡ありとも、求るに足らず。世人、髮鏡を寶にして、他の是非と世の善惡を、見出すことあるべからずといふ。

○穗積氏の老母日貞尼は、洛の高臺寺に隱居す。風流、世にすぐれたり。騷客、門に充てり。庭前十畝ばかりを、柴として刈ることなし。世人、これを取殘しの柴とよべり。蝶の來を待つなり。また庭園に鶯、日ごとに來り鳴くをよろこび、梅なくてあるべからずとて、洛東にもとむれども、心にかなひたる古木なければ、人を雇ひて探りもとむるに、嵯峨に老木の大いなるありと聞て、多く價を費して、庭園に栽たりけるに、梅をうゑたる日よりして、かの鶯、いづくへか行きけん。終に來らずなりぬ。

〇六德幮記云、綾羅錦繡もて夜の物を造り。薄もの、すゞしに、蚊のわづらはしきを避くるは、定紋に片意地はりて、紙子に淺瀨を渡ることをしらざるべし。土燒の火鉢ひとつは、道具買も遺念なく、紙もてつくれる蚊幮一張、紙屑かふ者の眸をうながすはともあれ。盜人をして心を動さしむることなかるべし。薄紙一重に世塵をさけ、濕をのぞきて寢冷せず。風を入るゝ時は、水濱にあるよりも涼しく、書を見る時は、螢雪の窓よりも明し。ゐぎたなき姿を人に見せぬばかり、夏侯が妓衣の巧にもまされり。晝はまろめて屛風のうしろへ投込み、折目を正すせわもなし。秋去冬來れば、被りて霜雪のはげしきをも凌げば、一物にして六用あり。彼太宗が歌舞のからうたにはよらねど、われ、是に名を與へて、六德の幮とよび、みちこそなけれと、驚きたる山の奧にもおもひ入らず。只このうちに延臥して、やがて出じとはおもひそみけり。

〇鷄摩乘親は、きはめて面打の上手なりけれども、ひとゝせに一つは打ず。性、酒をこのみて、醉て舞ふことを樂しむ。ある折から老母のいへりけるは。はや米の櫃には蜘の巣をかけたり。勤めて打べきにやとせめければ、乘親おどろきて、さあらば、今日よりして、懈らず打べきなりとて籠りけるが、四五日を經て、面を打てあつらへたるかたへ持行、料を持かへりて、母にわたしければ、母、よろこびていへるは、多くの金子を得しは、面いくつ持ちたるやととふに、八おもて打ちたり。されども心にかなはざるが、その中に七面あれば、みな家にのこせりとて、取り出し見せたり。鬼女の假面なりければ、見るさへおそろしとて傍におきけり。その夜、盜人入て、親子臥したるを伺ふを見て、母、かの鬼面を顏におほひて、眼の穴より見ながら、やよ盜人の入りたるぞ。乘親おきよといひけるを、盜人見て、あとさけびおどろき、いづくともなく逃失ぬとぞ。

雲萍雜志　卷之二

○何がしの大納言の姉君、重陽の酒宴せられける折から、座敷へ蜘のいでたるを、婢女の扇もて取らんとすれども、とり得ざれば、やがて打んとしつるを、姉君とゞめ給ひて申されけるは、そと紙もてとらへ包みて、庭へはなちやるべし。かまへて殺すべからずと申されけるに、婢女申けるは、蜘はそのまゝはなちおけば、數多の子をふやし侍れば、ころし候べしといへるに、いなとよ。さゝ蟹とて、わらはなど、和歌にもよめる蟲なり。猶出たりとも、かならずころすべからずと申されしとぞ。

○夢窓國師の書たるものに、人は長生せんとおもはゞ、嘘をいふべからず。嘘は心をつかひて、少しのことにも心氣を勞せり。人は心氣だに勞せざれば、命長きことうたがふべからずとあり。鐵枴仙人の贊に、

仙人は不養生せず腹立ず物ほしがらずそれでなが生

とあり。

○相州玉繩といふところは、落柄平太が所領にて、平太あやまちありしとき、北條時政のはからひにて、平太に繩をかけて、諸大名の中へ引出したるに、和田義盛が一門なるをもて、九十三騎一黨、頼朝にそむきて鎌倉をやきたり。此とき、玉繩の領所を沒入して、北條に給ふとあり。其後、和田の黨を尋ねられしに、朝日奈義秀一人のみは、その行方をしらずといふ。義秀は鎌倉のみだれより、信濃の國へのがれて、埴科の八代寺に隱れ住み、木曾山に入り、樵夫を業として壽を終れりとぞ。榊の頭兼遠が祖なりといへり。

○淀川にて鯉を取るに、漁夫、水中に入て、鯉とならび居て、脇へかひこみて浮み出るを抱鯉と云。近き

ころよりのことなりとぞ。人を諫るの道も是に同じ。はじめは壹人のあしきことゝ共にならびゐて、折よきところにて、善におもむかすること肝要たるべし。人を異見するにも、大かたの人は、その者の非なることを擧て異見す。いよ〳〵容れざるなり。まづその人の功を擧て是を賞美し、かゝる功をなしながら、いかでかさるよろしからざることにおもむくや。よろづ任すべき人がらなるを、たゞよろしからざるの志よりして、今までの大功を失へり。その善に歸すべしとあらば、おのれを慢ぜざるの人なければ、かならずその理に伏すべし。

○奈良の二月堂にて、むかしは青竹にて麁末なる茶筅を賣り、老若男女、これをとゝのへて、詣でたるしるしとしてかへりぬ。家にありては、是をもて茶をたて、客をもてなすこと、南都の風なり。今はこの茶筅たえてなし。むかしを思ふに、青竹の茶筅麁なるに、茶を立て老をやしなふことならはしとせしを、今時はあたひたうとき器にて、茶をして心を勞し、壽を縮る人少なからず。むかしの人、今の人と懸隔あること、かくの如し。

○人の身帶を能することの傳法は、高きも賤しきも萬事心得あることなり。千石領する人ならば、九百石にてまかなひ、百石づゝ、年ごとにあまし置べし。一家百兩づゝの入用たらば、九十兩にてまかなひ、十兩をあましおくべし。その他は、よろづ儉約にありて、吝嗇にすべからず。儉はなすべきを致して、かゝざるが儉約なり。吝はすべきをせずして、惜むが吝嗇なり。儉約は家をおこし、吝嗇は家を倒す。

○本三位重衡、平氏さかりの頃、參内の折から、帝より扇の地紙を給はりける時、ほとゝぎすを一羽畫きたるを折らせられしに、あやまちて鳥を切りはなち、尾のみ殘りたるへ、歌よめと仰ありける時、

　五月やみくらはし山のほとゝぎす姿を人に見するものかは

とよみたり。又後藤兵衛尉盛次に、平氏沒落の時、重衡逢ひ給ひて、われ馬を射られたり。汝が馬を

借せよとありけるを、盛次、いなみて、今われ、敵と戰ふの時なり。逃のび給ふには歩にてもありなん。是は雨夜の傘なり。借參らせじとて、走り行きて戰へりとぞ。ある人かたり傳へたり。

○石州なる僧のもとへ、京の土産にとて、香泉を贈る人あり。めづらしとて湯をたぎらせゐるうち、客の來りければ、よき折からなり。京みやげにもらひたる香泉まゐらすべしとて、茶椀の中へしたゝかに入れて、鹽を加へ湯をつぎて、箸もてかき交へ出しければ、客は心得ねども、まづ一口喫しぬるに、苦みありて飲ざれば、やう〳〵にして、湯もてゆるめて飲はてたり。僧は頻にしゐて、よくば今一椀まゐらすべしといふに、客辭退してかへれり。この客、京へ來りし時、予がもとにて此事を物がたりぬ。田舍には、香泉さへ飲すべしらざる人もありけるなりといへり。これは麥のはつたいと違たる、心得たがひにやありけんと笑ひき。

○長樂寺の環了といふ僧、宣德の火鉢を得たり。日々に寵愛して、絹にふき袖に撫て、晝夜かたはらをはなたず。ある時、八幡より茶をたつる客來りて、濃茶の馳走ありけるとき、さま〳〵物がたりする折から、傍にたばこ盆はありながら、心なく客の唾を、宣德の火鉢へ、火箸もて灰をほりつゝ吐かんとする顏を、環了、指もておしさゝへ、しばし待給へ。こゝに灰吹あり。願くは是へ吐給へといへば、客は面目なく、唾を飲こみて、これは〳〵ゆるし給はるべし。常には家にてかゝるふるまひにて候まゝ、それになれて、おもはず不禮せしなりとわびけりといへり。茶の湯は、他のことをならふにあらず。かゝることを常にせざるやうにこそ、道はたてたるなりと。環了は物がたれり。予これをきゝて、額をおさへたるがよきや。おさへざるがよきやとわらひぬ。

○むかし泉州に豪富の商人あり。圍碁を好みしかば、この道をもて、世をわたれるもの多く、所々より入り來りける中に、江州にて諸侯につかへたる何某、人の讒によりて身退き、國を去て、堺に手習の師となり、多くの弟子を集て世渡りとせしが、折々かの家に來りて、圍碁の相手となりけるに、ある

時、主人と碁をかこみ居けるに、その家の支配する者、金五拾兩、紙に包みて、得意より來りし貸金の利金なりとて主へ渡しぬ。あるじは圍碁に心を盡し居たりしが、それへ置くべし。あとにて改むべしとて、碁打はてゝ、相手はかへりける後、その金のことを、再び支配人の申出けるに、主は受取たる覺なしと云に、支配する者はわたしたりとあらそへども、その金の行方なければ、つら〳〵考るに、持來りしまでは、少しの心おぼえありつれども、手に取らざればいぶかしく思ひて、その爭ひいよいよ止まず。主の考に、その時、外に來るものかつてなし。居あはしたるは、手習の師たる猪飼何某のみなり。彼人、中々に金などに目の眩べき人にはあらざれども、人はその時の貧困によりては、其志また變ずまじきともいひがたし。もし乏にせまりて、掠めまじと極めてもいひがたしといへば、支配のものも云けるは、それはきはめて何某なるべし。このほど、乏しきまゝに、人しらず掠めたるなるべし。それとはなしに試み見侍るべしとて、序がましく師のもとに行きて、これかれ物がたるついでに、云出けるやうは、このほど其許、主人と碁を打給へる時、われらそこばくの金を主のかたはらに置きたるが見えず。御もとを疑ひまゐらするにはあらねど、そのをり、其席へ行たる者もなく、歸らせ給ふあとにて、なく〳〵なり候まゝ、もしや何ぞと取ちがへありて、持かへられもやするかと、心やすさに任せて、尋侍るなりといへば、何某しばし打ちかたぶきて云やう、さればこそあれ。流浪の身のはかなさ、その日のけぶりだにたてがたく、多くの金に目くれ侍りて、人しらず持かへりぬ。あはれこの事、沙汰し給ふまじ。夜あけなば、その金、とゝのへてかへし申べし。今暫し待給はれかしといふに、支配の者、家にかへりて、主人へかくと告たりければ、扨こそとて舌を卷ぬ。それより十日あまりを經て、金五拾兩を持來り、軈て主人にわたし、我家に歸り、ひとりの女子をつれて、いづこともなく失にけり。富家には打まりつゝ、人は見るによらざるものなりとて、爪はじきして謗れり。さあるに、その年も暮行ころ、煤掃する折しも、座しきのなげしより、反古につゝみたる金五拾兩をうち落せり。み

なく／＼こはいかにと打よりて改め見るに、過しころ人に貸たる利の金にして、手習の師をうたがひたる時の金なりければ、互に顔と顔とを見合せて、心得ぬことゝ、あつまり談合すれども、その師の行くへかつて知れざれば、是非なくそのまゝにて過行たり。かくて五とせをへて、東國より小刀庖丁の類を仕込に來たる尾張の國の商人あり。堺の問屋が見せにて物がたりけるは、この地に手ならひの師を業として、猪飼何某といふ人ありやと問へば、家あるじの聞て、それは五とせほどあとのことにして、流浪の後乏しく、富家何某がもとにて金五拾兩を盜て、何處ともなく失せたる人なりと云。尾州のあき人、聞くよりはやく、否とよ。その金は、師が盜めるにはあらず。他の人の盜みたるなり。われら、その師の娘にあひて、くはしくことのよしを聞たりといへば、問屋のいへるは、何處にて聞給ふぞと云に、われ、京にて宿の者に誘はれ島原にいたりしに、江口といへる大夫を呼びたり。二年をへだてゝ、上れるごとに行けるが、この江口は、かの師が娘にして、その時、富家へ返すべき金のために、身を賣りたりといへり。左あらば人の難は、いかなる時にあるべきか。定めなき浮世にて、いともはかなきことなりと語りけるに、此事、豪富の家の支配する者、かの問屋が方より聞ぬれば、主人にことのよしを告るに、主人は聞くより大に悦びて、支配の者を招て申すやう、その方、いかにもして京にのぼり、島原に至りて、江口といへる大夫が身受をもすべし。しかしまづ猪飼が行へを尋ねゆき、師に逢ひて、わが行届ざるをもよく／＼わびて歸るべしとて、多くの金を持せて、江口がもとへ尋ね行けるに、父は郡村といへるところに、少しのゆかりを求めて、今は人の小作して活計とせりとて、泣々文したゝめてわたすに、支配の者よろこび、郡村に至り尋るに、いとわびしき家あり。人の居ざりければ、あたりの者にとへば、野に出てをるべし、逢たく思ひ給はゞ、行き給へとてさし教へぬ。野に鋤を持て立居るものあるを、近よりてつく／＼と見るに師なり。その有さま、在りし姿にかはりて、それとも思はれざりしが、よく見るにたがひもなければ、しか／＼の事をかたりて、主人がいへる詞

を述べて、その時、かすめ給はずば、などありのまゝに仰せ給はざるやと云に、猪飼申すには、人の疑心は詞をもて解くべきことにあらず。我かく疑を受ぬるうへは、いかほどのことを申たりとも、許容あるべきことなきは人情なり。その時の疑心、後には知るべきこと明かなれども、當意をいかにともせんすべなければ、ひとりの娘をうりて調達したり。士は不義の物をうけず。況や金錢に於てをや。その方、われに逢たりとすべからず。はやく去るべしとて、再かへり見もせずして畑を鋤けり。かゝれば手代、さま／＼にわびて、金を戻さんとすれども受ず。しゐてそのことをいはゞ、その方の身のさゝはりとなるべし。とくゆけ／＼と追はれければ、是非なくひと先、京に歸り、奈良屋何某といふを頼みて、さま／＼に佗なしけれども、娘が身受も、彼ら如きいやしき志しの輩には、ゆるしがたしとて、聞き入れず。返しつる五拾金を手にも觸れず。生涯、郡村に老を養ひて終れりとかや。

○子を見ること親にしかずといへり。奥州の秀衡は男子五人あり。兄錦戸太郎は、常によき馬を好みて、山野を乘ことを勤め、元良(もとよし)の冠者は、女子を友として遊ぶことを、もはらこのみ、伊達の次郎は、山川の漁獵を好みて、他のことをせず。泉の三郎は、武具を好みて、よき物ある時は、もとめ來りてみづから試み、刄劍なども、作物(さくもの)は人にも讓りあたへて、よろしからざるはくじき、折りては捨てたりとぞ。何れも文學の道をならはするに、みな嫌ひて、只他の業のみを事とし、泉ばかりは夜を日につぎて、文學の道にこりてつとめけるが、ある時秀衡は、子どものこゝろざしをためし見んとて、秋の末つかた、金花山へみな／＼を伴ひ、山上に席をまうけて、山河の風景を眺望するをりから、子どもをあつめて申けるは、何れも遙なるあなたの山の尾上に、ひと木の櫻あり。今をさかりと見えて、花の爛漫として開けること、雪かあらぬか。みな／＼の目にもさぞかし見ゆらんやと申しけるに、おの／＼延あがり立あがりつゝ見て、いかにも父が仰の如く、さくら花、今をさかりと見えて、しかもうるはしく見え侍るなりといふに、泉ばかりは暫ながめつれども、櫻花の見えざりければ、父のかたはら

にいたりて、仰に隨ひ見參らせ侍れど、わが眼には花らしきもの、少も見え侍らずとて、うち連てかへりぬ。秀衡、心におもふには、花なきをありといひしは、彼らが志を見んとてのてだてなるに、四人はみな、實はなき花を、我にへつらひてありといへども、泉ばかりは無き故にこそなしとはいへり。勇は錦戸すぐれたれども、諂こゝろあり。元良は柔弱なり。伊達は義あるに似て勇なく、泉は勇少しといへども義ありといへり。その後、九郎義經、奥州に來りて、秀衡をたのみ居けるころ、鎌倉より討手下向の時、秀衡、泉ばかりに遺言して、義經を蝦夷へおとし、義名を後世にとゞめたりと、かたり傳へたり。

○予が友としける平澤何某といふ士は、堪忍づよき人にして、ある時、主用ありて、人多く具して行ける道のほどにて、二階より齒みがきをつかひて吐たる唾の、あやまちて平澤が着せし上下へしたゝかにかゝりたれば、供人、大にいきどほり、その家に入り、唾を吐かけたる者を引出さんとす。平澤止めて、しばし、この家をかるべしとて、その家に入りて、挾箱より着がへの上下を取出して着かへけるに、その家のものども、大勢いでゝ佗るにぞ。平澤申しけるは、あやまちなるべし。重ねて心をつくべしとて出行きぬ。供人いひけるは、いかでそのまゝにゆるし置給へるぞといへば、けふは大切なる主用なり。かゝるさゝいのことに隙取べきことにあらず。わが常に守れる堪忍は、この事なりといへり。その後、また私用ありて、その供人を引連出けるに、折しも夏のころ、溝のけがれ水を打けるが、平澤が袴のすそより下をけがせり。また〳〵供人、大にいきどほり、已に打擲にも及ばんとせしを、おしとゞめて行ければ、供人申しけるは、いふかひなきことにて候といふに、左にはあらず。けふは私用にて出たり。私に人を罵ること、士たる者の本意に違へり。たゞ堪忍だにせば、世に恥辱といふことあるべからずと云はれしとぞ。

○伊豆、駿河の海邊にて、魚の海上にあつまり寄る時は、海のおもて一等高くなりて、浪を打よするを、

ナブラとも。ナグラを打つともいへり。漁夫の詞なり。熊野にても、ショナブラといへり。文字にかゝば、潮魚群の義なり。ナブラは魚群なり。ナブラといふ詞と同じ。

○つむじといふ風は、春のころは風地を吹をもて、土埃を吹き卷きぬ。長閑なる日などに、ふと風いでて渦を卷あぐるなり。辻風なるべし。また西國方に風鎌といふものありて、人の肌へをそがるゝなり。そぐ時に傷むことなし。しばらくして破血して、その傷堪がたし。このことをふせぐには、古き暦をふところにして居るときは、そのうれひなしと、ところの者は申し侍りぬ。

○六憎とて、憎むべきもの六ツあり。その詞に、金持て高ぶるほど憎きはなく、書を見ずして物識顏するほど憎きはなく、人に物をやりて恩にきせるほど憎きはなく、吝きほど憎きはなく。欲ふかきほど憎きはなく、人をそねむほど憎きはなし。

○紀州に豪富なる農家あり。田植の日、さをと女、凡二百五十人あまりもいづるに、その日の朝、田植はじまるころ、近き山中にて、大いなる鷲の犬とあらそひけるが、終に犬をつかみて、虛空へとびあがりたるを、他より一人かけ來りて、田植の長にいひけるは、あれを見られよ。鷲の犬をとりて、空に昇侍るといへば、其長、詞をとゞめて、さることいふべからず。今、苗の植はじめなり。衆人、この事を知らば、みな大ぞらを仰ぎ見るべし。さある時は、この苗、二百五十束ほどのおこたりなりとて、人には語らざりしとなん。何ごとにても、物の長たる人々、かゝる心がけはありたきことにこそ。

○洛の七條に、淨味七郎兵衛といふ釜師あり。家富さかえて、多くの人を仕ひけるころ、伏見に人相をよくするものありて、ある時、淨味を見ていひけるは、御身、今は何ひとつ不足なけれども、五十歲を超て後には、かならず乞食ともなるべきほどのあしき相あり。つゝしみ給へといふによりて、淨味、予に問けるは、人相はしかとしたる書にも出侍ることにやといへるに、予答へていふ。人相の書、くさ〳〵ありて、その理、かならずあることなり。むかし三井寺の永德僧正の、安倍の泰親に問はるゝやう、われ

に劍難の相ありやといはれしに、泰親見て、ありと云ふ。僧正、いかにしてあることを知られたるかといはれし時、泰親こたへて、かりそめにも劍難などと申事のあるまじき御身をもて、あるにたと御尋あること、則、その相のある徴なりといひしが、果して木曾義仲、都へ亂入の時、法住寺にて楯の六郎が流矢に當りてうせ給へり。されば御もとも、人相を見せられしところ、則、乞食の相をまうけ出したるなれば、果したまへといふに、淨味は頭をふりて、身の持ちやうによるべし、相を果すなどとは、その意を得ざることなりとて歸りぬ。それより淨味は四十五六のとしよりして、おひ／＼よからぬことどもありて、その身、つひに零落におよび、八年がほど過て、淸水坂に乞食となりゐたるを見し人ありとかたりぬ。淨味七郎兵衛は、阿彌陀堂といふ釜を、はじめて鑄せし釜師の上手なりき。

○木曾の山中など深山幽谷にて、岩茸を取には、蘿といふものを造りて、綱をつけて、夫はそれに入りて、その妻、樹々の枝より下て、つりおろし引上げなどして、谷間の岩茸を取ぬるとぞ。下は幾丈とも限り知れざるところなるよし、見し人ものがたれり。もしあやまちて綱のきれて落たらんには、命なかるべし。又伊勢の浦にて、海士の蚫取には、乳のみ子なんど引つれて、夫はかひをつかひゐて、舟もやひするに、妻は海底に飛入り、こゝかしこ貝をもとむるうちに、子の乳を慕ねて、よゝと泣聲の水底に聞ゆるにぞ、今一ツ得まくおもへど、子の泣こゑの聞ゆるにひかされ、浮びいで、舟ばりに取つき、息もつきあへず、子に乳をそふるありさま、哀れにして、實に惻隱の心も發動すべし。世わたる業、さま／＼なる中に、かゝる過はひする輩もあるものを、家にありて、その日を樂に過しつる身は、いとありがたきことにあらずや。

○江戸下谷高岸寺といふに、いつの頃にか。弟子の僧二人ありけるが、一人は身持律義にして、常々寺の爲ともなるべきことのみに心をつくせど、一人の僧は、戒行をもたもたで、大酒を好み、いさかひなどして、よろづ私多かりしが、ある時、什物を取り出して賣るを、一人の僧見て、諫を加へけれど

も聞き入ざりければ、此よしを住持につげ、かの僧、追ひ出し給はずば、寺の爲にもなるべからずといふに、住持は、ひと先論見るべしとて、きびしく戒たるまゝにて捨置ぬ、またある時、佛具を取出して賣たるを聞て、一人の僧又、住持が許に行て、惡僧、この度は佛具を盗み出し賣たり。われら讒たりとて、更に用る所もなく、住持もすて置給へば、ぜひに及ばず、われはゆく／＼禍の寺におよびて、身にもかゝらんことをおそれおもへり。もし彼れを追出し給はずば、われにいとまを給はるべしといふに、住持は涙をうかべ、さあらば願ひのまゝに、その方にいとまをつかはすべし。惡僧に今しばし、わがかたはらに置て、おひ／＼論すべきといふに、この僧、大に住持をうらみ、我等いとまを乞はゞ、惡僧を追出したまはんとおもふものから、それをかへりて、罪なき我等にいとま給はること、近ごろ依怙の心にあらずやといへば、住持こたへて、さにあらず。御身は今わが寺を出たりとも、いづこへ行ても、はや僧一人の勤はなるものなり。惡僧は今わが傍をはなれなば、忽捕はれて、罪人となるらんも計り難し。さすれば、わが徳もすたれて、一人の弟子を失ふなり。ゆゑに今暫しは、かたはらにおきて、彼が命をも延し、かつは嚴く教誡をもせば、善心に立かへることもあるべし。それをたのしみに、わが傍をはなつ事をせざるなりといへば、此よしを聞て、惡僧も師の高恩に感じ、やがて善心にひるがへりしとぞ。

○ひとりの蹇を車に載て、十三四歳の子とおぼしきが、綱を肩にかけて曳き、蹇が妻とおもふ女の、幼子を背負ひ、六七歳なる子の手を引て、道路に食を乞ぬるを見て、ある人、予にいへりけるは、かく乞食の合體として、多くの子をまうけ、引つれてよわたりすることと、せん方なきものなるべしと笑ふに、予おもへらく、世はさま／＼の草の露、うつせばうつるいろ／＼なれど、よにある人の、親子、兄弟、夫婦の中にへだてありて、閨所を別にして、住居する輩にくらべては、たとひ乞食してなりとも、互にむつましく、此乞食が如くありたきものなり。車をひける子は孝子なり。子を負し妻は

貞婦ともいふべしといへば、その人、笑をとゞめぬ。

○京都團栗の辻に、鳥の婆と異名をよべるものあり。はじめやごとなき方の局に、みやづかへしてありけるが、吝嗇かぎりもなくて、勤めのうちに、そこばくの黄金をたくはへ、局身まかりて後、兒の魚商にてありける方に下居て、兒をすゝめていひけるは、斯ばかりの小利をもとめて、魚など荷ひありかんよりは、我たくはへたる黄金を貸して、日々、大利を得なんことをはかるべしとて、みづからもあまたの金をふところにして、ひねもす霜雪の寒きもいとはず。夜は三昧のあたりまでもはしりありき、夕に貸たるをば、朝まだきに行てはせがみ、貪欲非道の行すれば、人々、是にあだ名して、鳥婆と呼にけり。あるは捨られたる子を貰ひとり、飢に及せて、養育にそへたるこがねを貪ることのみを、わざにしつれば、いつとはなしに人しりて、子貰婆とも、あだ名せしが、ある時、女子の捨子をもらひ、懐にして家にかへるに、その子の美貌、いはんかたなく、明くれ老婆を笑慕へるあどけなき情愛にひかされ、さばかり邪見の惡老婆も、嬰兒が微妙の艶態に、人外の魔心を奪はれ、飢させ殺すべきの惡念を忘却して、おもはずねもごろに食汁をすゝめ、むつがる時は夜もすがらすかして、己が肌にあたゝめ、たのみて乳汁の養ひに、寐る日もねずして、はぐくみつれば、いとうるはしく長なりて、鳥が鷹を育てしと、人もうらやむ女兒とはなれり。すべて兒女子のおとなびつること、痴情ひとたび去りて、愛態次でしりぞき、艶情、頓に容姿をつくろふ。いかなるえにしや深かりけん。老婆は兒の愛慕に浮かれ、這ひまつはるゝにおもしろく、すがりて立に慰みぬれば、花とながむる折しもありて、邪のおもひをしばし忘れて、蝶とし見つる時しもあれば、横着のこゝろを刹那に亡し、十年あまりを經るほどに、容色嬋娟として、顔ばせ玉のごとく、その艶麗たる、世に絶倫の美女となりしかば、誰かは戀情を惱しみ、かの石女が妬を釀し、忽、愛想をやぶりて、養育したる丹誠に慢じ、得しらぬものゝ妻とせんより、妓女ともなして、わが身の樂しみ種になさばやと、舞曲の伎藝を專にならはせ、名を玉野と

よびて、遊里にいでゝ、諸客の坐興をそへるに、みな人こぞりて、寵するにひまなく、老婆はおもひひがみて、子といふものを、もたぬむかしにきして、玉野が行住坐臥にのゝしり、衣服の飾りも表ばかりを華美につくろひ、裏には木曾の麻衣をつゞれば、はれの舞曲も場うてして、心のまゝに重ねおくも脱がす。かゝれば他ひとの科めを防ぐに、絶て養母がやぶさかなるもいはで、養育せられし精恩をうやまひ、身は捨てられし親をも怨まで、獨おのれが不徳を悔み、疑惑に伐るゝしもとにも、老の力の手弱をなげき、不義に隨ふ貪着には、衣の蜂もしりつゝ拂ひ、出ては母の徒然を思惟し、入ては薪水の勞にかはり、洒掃のつとめ、寢食の度、造次顚沛背くことなく、孝情の至れる、げに感ずるにあまりあり。ある豪富の商人、玉野が美麗なるをもて、わが常に立入る貴人へ諂のため、玉野に數金を擲て雇ひ、樓上へ誘ひ行きて、媟せんとするに、玉野は、その夜はかたくいなみて、逢あふことをゆるさねば、いかなる故ぞと一間をへだて、心のほどをあながちに尋ねとふに、玉野は襟をくつろげ、あるひは裳をもたげ、肌着をさぐらせつゝ、斯る胴あつのつゞれをきとへば、帯紐ときて副臥せんは、客に愛戀の情をうとからしむる恥らひは、只にわらはがうへのみにあらず、親をして人にあなどらしむるの憂に堪ねば、明て衣服をあらたにして、又のあふせをねぎつべし。それだに母の命を待のみと、袂に涙をつゝみてければ、商家のあるじも感にたへかね、その過はひに似げなきを賞して、その夜は客をすげなくかへし、明ての契を約すれども、客はかげより伺つれば、さきにふたりがかたらひ居れるを、心を合せ財を貪るたばかりとのみ、おもひとりければ、あくる日の夕、樓へは約をたがへて、從者に下知して辻に忍ばせ、玉野を殺せしついでには、商家のあるじも害せんとはかるに、玉野はそこにをらざりければ、商家のあるじと鳥婆の物語して居けるを、二人の者を殺害して、何處ともなく失たり。玉野は悲歎に背がたく、敵の浪華にのがれしと聞、京都を去りてかしこに潜み、さしも美麗の面を焦し、醜き尼に容をかへ、しのび／＼にからうじて、二年經ざる秋の半に至り、をばせの葬を送

れるかへりを待、母のうらみを浪華に報ひ、敵の首を廳に乞ひうけ、都にかへりて母の塚墓に手向け、供養しけるとかや。今は烏が墓と土人は呼べど、實は妓女玉野を葬りし跡といへり。

○ある國の一ノ宮の社司に化名して、羊の大夫といへるあり。孝順の子を務といひ、後妻の子を轉といへり。羊の大夫老さらばへ、年七十を超えたれども、いかなる思慮やありけん、務は三十の歳を經ぬれど、妻をも迎へず、家督も讓らでありけるが、大夫が性質闇弱にして、仕ふる神のものいはねば、進退己がまゝにして、心むかざるをりからは、社頭に詣る勤もせざれば、親を見ならふ子の常にて、務も家に書見る窓はあれども、圍棊、すなどりのなぐさみに耽り、終には遊女が色におぼれて、財寶數多費しつれば、父の不興を蒙て、妾がゆかりに身を隱して、父は病の床にうち臥し、死を待ばかりと人づてにきゝても、わびてかへらんと思ふ志しなければ、家督を弟の轉に讓りて、幾ほどなく身まかりぬ。務は妾の伯父とかたらひ、家督をゆづる證書を僞作し、廳に訴出ければ、官令、二人の兄弟を召て、社職の道、勤を問に、轉がこたへ深切にして、務が答、明かならねば、國家を守護する職に疎しと、務は家を退られ、轉に家督は定りけり。後妻つら〱おもふには、彼人こぞりて惡事を企て、事成ず退くといふとも、怨は生涯にわするゝことかたし。子をして仇を得さしむるは、親たるものゝ心にあらざるべし。人の世にある暫しにして、身をば安きに置くにはしかじと、轉を招てかたらふに、轉云、このごろ、詩の羔羊の章をよみさしつゝ、この事、母にかたらひて、身を退れんことをおもへど、母の心をくみかねて、折りこそあれと待つるに、はやくも心づけ給へば、仰にしたがひまゐらすべし。われ羔羊の章意をおもふに、羊に數の子をうめるも、先に産れし羊をこえて、後に産れし羊の子の、その乳汁を飲ことなく、先後順を違へざること、獸類だにもおのづから道あり。父の遺言を背くに似たれど、兄なる人を退て、家督の社職を開たりとも、悖たる道にかなはねば、獸類にだもおよぶことなし。我禽獸にもしかざる身として、神に事るといへども、神慮いかでか納受し給ふことを得べけん

や。いざ遁世してしりぞくべしとて、兒の務に家督をゆづり。母のふる郷へ閑居して、孝養ます〳〵至れりとなん。

○予洛陽にあそべるころ、比叡の山ごえに辛崎の松見んと、高野村なる茶店に憩ふに、この里の名産とて、饅頭を造りて家ごとに鬻げり。口取にとて出せるをりから、十歳ばかりなるやつれたる兒の、面ざしのみは、いと氣高く見ゆるが、かたはらに來て見居たれば、是を分ちてあたへけるに、取てそのまゝ食しを、家あるじの聲あらゝげ、など戴きて食はざるぞ。いたゞけ〳〵といへども、終にそのまゝ持去りぬ。わやくのさかり都の育、左もありぬべきことにやとおもへど、その面ざしのあまりに氣高く見えたれば、兒は御身たちの産の子にや。よき子を持たれしことなりといふに、いなとよ。子にして侍れども、彼はさるおん方より預りおけるものなりといふにぞ、げにや氏より育にして、かゝる貴人の子たりとも、その傅のいやしければ、おのづからそのいやしきにうつるべし。人はその地の質を受け、性に有てる土地がらの氣質を、天地は左あらしむるとも、非情の草木だに移しうゝれば、類を變ふる自然にして、いはんや善なる性を備へし人の際に於ておや。童心百年取捨おなじく善となく惡となく、幼き時におぼえしことは、身を終るまで忘れざること、七情の身に支ふることなく、無我の心、一つなればなり。左あれば、先入をつゝしみて、はじめに善を敎ふべし。これに似たる一話あり。江戸に諸崎某といふ人あり。予が母かたの緣にして、豪富の米問屋なりしが、ある年、伊勢參宮のかへるさに、遠州佐夜の中山に休らひ、ところの名物飴の餅を食ける時、多くの兒ら、あつまりて、美しげに見ゐたるに、殘りの餅を兒らに分ちあたへたれば、十歳ばかりの童ひとりは、交はる兒らをすりぬけて、床几によりてつぶやくやう、人のあませし食物など、やはかもらひて食ふべきやといへる物ごしの、耳にとゞまり、童のやうすをうかゞふに、負たる子を脊なよりおろし、介抱しつる仕こなしのねもごろなること、尋常ならねば、諸崎はあるじにむかひ、幼き兒を負たる童は、いづこの

家のものぞと問へば、この山かげなる農夫の子にて、このほど、こゝら不作にして、過ぎはひしがたきもの多く、われらが家に養へり。爺は親の質を繼てや、性直にしてゆがめるをきらひ、調度たりとも曲りてあれば、人しらぬ間に正しく置て、おのれが食に當らざれば食はず。人のあませし物を食せず。訥辯にして用をとゝのひ、善をかたりて惡をいはねば、あはれみ養ひ侍りぬといふに、諸崎、しきりにほしくといへば、それこそ彼が幸ひならめと、母と兄とに告げやれば、よろこび來りて、主とゝもに奉公の事ねぎつれば、こゝに主從契約して、中山にて得し者なればとて、名を中吉と改め、召仕ふに、十年の勤め私なく、すべて主人の非をあげ、諫むることしばしばなれば、つひにはうるさく思はれ、忠言、耳にさかふのならひ、はては不興をうけ、二十の年に身を退き、ねもごろにせし方を頼めて、しばしがほどは忍けり。斯れば諸崎のみにかぎらず、財集れば奢れるならひ、己れに儉を守るとすれども、おのづからゆるす心のいできて、家さへ、人にうち任せ、美宅を營み、庭園の作り商人に超過し、樹木泉石に萬鎰の黄金を費し、茶道、蹴鞠の遊興にふけりて、遂に家人に禮を薄うし、漫りに嬉弄のみをことゝすれば、妻は關雎の戒を失ひ、密夫とゝもに何こへか奔り、從者はことごとく是よりみだれ、下みな、貪り掠むることを爭ひ、內には家を保つの助けをうしなひ、外には產を傾くるの借財多かりければ、大廈のたほるゝは一木のよくさゝふる所にあらざれば、名におふ豪富の家なれども、つひに財寳を分散して、あるじは逆井といへる片田舍に潜み隱れ、持つたへたる調度のたぐひを、けふりの代となしつゝも、三とせばかりを送れるうち、身は生を養はざるに勞れ、住家は明暮の乏しきに壞れて、疫にをかされ、病重りて、死を待ばかりといへども、訪ふ人だにもあらざりしが、彼中吉は、心正しく、導引の業を過ひとして、主家のやうを伺ふに、主人の病あつしと聞くより、とみに逆井の里に赴き、しひて看病のつとめをねがふに、不興をゆるされ介抱すれども、その日をおくる過はひだになければ、晝は野菜を商ひて飮食の資となし、夜は導引をことゝして、主人が藥の料に替へ、夏は枕席を涼し

めて炎熱をしりぞけ、冬は肌にあるじをあたゝめ、身は藜麥の飯粮を甞めて、より〳〵鯉魚の羹などすゝめ、誠忠至らずといふことなければ、諸崎おひ〳〵快方におよび、起居もつねに違はねば、ある時、中吉、主人にむかひ、黄金五兩を取りいでゝ、吾もひとつの思いれ侍れば、しばしのいとま給はるべし。これより浪華に赴て、主人の家を再興すべし。大利は時を得てうべく、是を元とし、このあたりに小商して待給へ。黄金はおのれ理を說きて、主家の支配を勤たる二人をすかし借りつれば、とかくにいとま給ふべきとて、涙ながらに願ふにぞ、主人も感涙をとゞめかね、路資を分つに受ずして、旅行に財は妨なり。身を退きし頃に、習ひおぼえし導引の業こそ、まことに旅路の資なれとて、いと安〳〵と浪華におもむき、おなじきわざにたよりを得て、堂島邊に徘徊するうち、算筆の道、くらからざれば、富家のあるじになしまれて、ことのよし、詳に物がたりければ、主家を起すの忠節なればとて、力を合せて得させんといへるにより、諸崎を浪華へむかへ、主従もとより、かの中吉が忠功をあらはさんとて、井の内に中としるして、これを家の印とし、今も浪華にとみさかへしとぞ。

（江戸鎧島諸崎庄右衛門がめしつかひ中吉は、遠州佐夜の中山なる農夫勘助が子にして、その忠節、前文に記す話說の如し。中吉、主家再興のため、浪華に赴く時、夜に入て故郷を訪ひ、ひそかに一首の和歌を述て、子育觀音の堂にちかひ、導引の業を路の資として、主家のたふるゝを再び起せり。その折からの歌なりとて、彼地の堂にしるしあれども、誰がせし業なることを、しるものもなかりしに、予が江戸におもむくころほひ、此事を聞つたへて、菴主を訪ひ尋るに、慈照といへる留守居の僧、この歌を誦說して聞せたるに、感涙をさめがたくて、書きとゞめつ。

　世にでずば又とは越さじ我ための命なりけり佐夜の中山

かの唐土の司馬相如が、昇仙橋の柱に題して、駟馬のくるまに乗らずんば、ふたゝび此橋を過らじと書しは、おのれが出世の志にて、いはゞ門領の私なり。中吉がこの歌に於ける、忠節のために故郷に

誓へる辭藻の意、西行の古歌にすがり、調幽玄ならずといへども、誠を盡すのおこなひにおいては、相如が及ぶところにあらず。諸崎ひとりの女子ありけるを、中吉にめあはせて、家號を讓り、庄兵衛と稱せり。

○予が交はりし人の子に、兄弟常に爭ふものあり。兄は砂糖を渡世とし、衣食におごりて懈りつれば、家貧しくしてまうけなく、弟は鹽をあきなひて、麁食麁服し怠らざれば、家富さかえて不足なし。その兄、常に弟が富めるをたのみて、財を借りて、その世業を怠るといへども、儉を守るの勤なければ、いよ〱貧しくなりゆきて、多くの財を弟に乞へども、肯んぜざりければ、あるをりからに、その兄の予が草菴に入り來り、歎息して云けるやうは、親類多く富めりといへども、兄の貧しきを賑けざるは、あかの他人に劣れるなるべし。かゝれば、今より商人をやめて、武士ともならんことをおもふといふに、予は聞よりもあはれにおもひ、武道のたしなみあるかはしらねど、さやうのいやしき心を持て、武士ともならば、危きこと深淵にのぞむがごとく、又薄氷をふむに似たれば、心に一ヶの工夫をめぐらし、弟の資を得んとおもはゞ、予に傳はる秘し藝あり。いはゆる能の狂言とひとし。教に隨ふ心あれば、身を立、家を起すべし。若又、稽古に違へる時は、身を亡すこと遠きにあらず。よき慰の戯なれば、師弟の約をかたく契りて、この戯を習ふべきやと、詞を正して云ひければ、親屬どもの責もありて、身をも立て家をもおこさば、否めることかはとて、やがて師弟の約をなしけり。さて衣裳、予もとにあらざれば、明て來るを待たれば、約を違へず來りけるに、さあらば指南すべきなりとて、彼の襤褸を取いでゝ、着たる小袖と脫かへさせ、布衣の姿に取つくろひ、着束のその身に馴ぬる迄は、その姿にて居るべきなり。衣體整ふをりからには、授くべきものあるなりとて、今まで着せし小袖をとりあげおき、月をわたり日をつみても、衣類のいまだ身に馴ずとて、授くる物もあたへざりしが、漸ひとゝせ過るうち、弟、兄の麁服をよろこび、かくてぞ家をも保つべしと、儉を守れるやうすを賞美し、予が草

許に來て告れば、予も又、兄の心をかたりて、兄にも弟がよろこびをつげ、身を鹿畧の間におきて、しばらく驕飾を廢する時は、求めずしても財は至れり。つとめよやといへるに、いくほどなく弟、兄をあはれむからに、感じて多くの財を贈れば、ます〳〵かたく儉を守りて、身も立、家をも起し、その富めること、弟にも劣らざりけり。

○ある人、堪忍の二字を座右にしるしおきて、常にこれを見る時は、おのづから心に止りて、日用の心がけよろしといへるものあれど、堪忍は執行せざれば身に感ぜざるゆゑに、堪ざることにも、よく忍ぶことなり難し。予も堪忍を守れることをおもふに、乘合の舟ほど、事になるゝに便よきことはなしと思へば、僕一人をつれて、京より夜舟にて浪華へあそび、また浪華よりも又、舟にて京へのぼりつゝ、ひたぶるに舟に泊れるを樂しみとして、堪忍の稽古せり。人の世にあること、舟に乘合て泊りしをりをおもひいづれば、いかほどの不自由たりとも、忍ぶに堪ざることなかるべし。たとひ疊一枚の家に住とも、乘合舟には優るべし。夜泊のせつなき膝を折て足を縮め、人の足を枕として押合ひ、睡らんとすればゆすり起され、少しまどろむとおもへば、鼾に目さめて、起ふしともに心に任せざるは、たとひ一夜といへども、生涯もなほひとしかるべし。

○茶道を好むものゝ、他の手前をも辨へなく、わが習ひたる義のみ心得、これこそはわが流になくて叶はぬ品なりなどゝ、無益の器を高料にもとめ、飾おきたるは、ふる道具店にもひとしく、見るさへ、なか〳〵にうるさかるべし。又利休居士が詞にも、貴き價の器物を愛するは、心、利欲に走るがゆゑなり。缺たる摺鉢にても、時の間に合ふを、茶道の本意とすといへり。數寄屋咄といふものにも、主人、家居と道具に自負し、客にたのめて云ひけるは、わが好けるすきやのうちに、何によりたることゝはなしに、よろしからざるものあらば、詞にしたがひはぶくべし。少しも遠慮し給はず、いひ給はれとありければ、客は詞なき人にて、家といひ、器といひ、行屆かざる所もなけれど、只このうちに、そのもと

壹人なからましかば、風流雅境、これに過たることはあらじといへり。こはいとおもしろき諷諫なり。

○高貴の人などは、卑き者と利を爭ふべからず。人君たる人も、民と利を爭ふ時は、下賤のものゝごとく、志しなりくだりて、上をあざむくことのみを考いだすなり。殷の亡ぶるはじめは、群臣、民と利を爭ひしよりおこれり。ある人、隱遁して茶道に名高かりしかば、茶器を業とする商人多く來る中に、古唐津の水指を持來りて、金一枚に購ひ給はるべしと云。予もその席にあそびてありけるが、主人、予にむかひていふやう、ほしき器なれども、金一枚にては高直なり。價、ひきくせば買取るべしといへるを、商人聞て、予に云ひけるは、知らせ給ふほどの重器を、他の商人の手にわたらば、なかなかかゝるあたひにはうるまじきを、われらなればこそ、かく廉價にはまゐらするなり。只申すまゝに買取給へかし。利潤うすければ、是よりひきくは納めがたしといふに、主人また予にいふやう、いかに思ひ給ふぞ。價高きに過たりと思ひぬと云に、予こたへて、その品、其許の心に叶ひ侍るにや。いかにといへば、心にかなひてほしけれども、價の高ければ、もとめがたしといふ。予又答へて、その價に買とり給へ。いかにとなれば、商人はよき道具なればこそ、その許をさし持來れり。さあらば、この器、金一枚に買取たまはゞ、器のあたひは、もはやそのもとが定規なり。この器、いかなるゆゑありて、他へ行くとも、價はこゝ許にてきはまれり。その價、また他にて高卑ある時は、その許の茶道ははやすたれりとおもひ給ふべし。試にまづ買取て心にかなはゞ、つかひたのしみ給ふべしといへば、主人、その詞に感じてや。いかにもおもしろし。風流の道、さるべきことなりとて、いふまゝの價に買とりぬ。

○器物にかぎらず。何にても高き價のものは高く、低き價のものはひきく購ふこそよけれ。高きものをやすく買はんとおもふ志し、高き人の恥とする所にあらず。むかし洛の粟田は清水寺の境内なるや。また地主權現の社内なるや。主馬判官の建てたる燈籠を掘出でたり。右商人の手に入りたるを、人のもとめんとて價を問ふに、金十五兩なりといふ。そのもの、すでに求めるにおよびて、清水寺の役僧

間て、二十両つかはすべし。うるべき方をとゞめて持来るべしとて買取りぬ。今、清水寺の地に存しとぞ。

○予はいとけなき頃より、詩歌の道を好み、たま〳〵作文などせしをりから、稿成て父に見するに、一としてほめられたることとなく、只無益のことなりとて、座右に投捨おかれ、他の者のは見てほめられたまへば、去りとてはいかゞとのみおもひ過しゝが、後に妻にむかへたる女の、物縫ふことの人にすぐれて、小袖など一日に一重ねづゝ縫ひて、餘事までもことかゝねば、物縫ふ職人の見ては驚くばかりに上手なりけり。予ある時、もの縫ふをひたぶるに愛で賞しけるをり、妻の云、三歳にして母に後れ、繼母に育てられ、いと厳しき生質にて、五六歳より水仕のわざをつとめ、七歳より手習ひ、物よみ、裁ぬひを教られ、實の子ならねば教訓足らじと、末に至りてそしられんは、くちをしとて、羽根つくあそびだにさせで、只物ぬふことなどのみにいとまなかりつれば、折からは、はげしき母よとおもひしかども、今となりては、物縫わざを人にほめられ侍るは、偏に、繼母のなさけ薄からざる慈愛なりといへるを聞きて、予がいとけなきところの作文をほめられざるの、いとありがたきをおもひあはせぬ。

○丹波の國と、丹後の國なる堺に、毘沙門山と號するところあり。その麓の村に、いと貧しき農夫あり。二人の娘ありけるが、一人は先妻の子にして十七歳、妹は十歳なりけるに、父は姉が十歳の時、身まかりて、二人の娘、母につかふること、孝行いよ〳〵深切にして、母のやしなひ怠らずといへども、幼き程のはたらき、二人の過は、ひとゞきおよぶべきかたもなく、一人は果物を商ひ、日々に市町に出、姉は山野に行て薪をこり、あるは人に雇はれて、わづかの代にかへて、母をはぐゝみ、時として食にとぼしきをりは、くだ物をも賣らで母にあたへ、姉は人によりて、粮ともなるべきものを乞ひ、二人ともに、とかくして日をおくりけるが、ある時、二人つれ立、人なき所にて、ひそかに物がたりけるやう、わらは母をやしなはんとすれども、御身とゝもに働たればとて、なか〳〵に衣食のふたつ、母

に届くところなし。おもふに都には、人あき人のありと聞けり。そを尋ねてこの身を賣り、その身のしろをもて、母を養ひたくおもへり。御身の歳、まだいとけなきといへども、母を大切にやしなひまゐらすべしと、涙せきあへずいひ聞かせければ、妹はあねにわかれんことのかなしくて、ともに泣つゝ、いらへだにせざれば、このこと、母には申すまじとて、なだめすかして家にかへりぬ。その日より暮ぬれば、夜ごとにかの妹の見えざれば、姉は妹が行方を、ひそかに母に尋ねけるに、山の毘沙門堂へ心願ありとて、詣づるなりといへり。殊勝さいとしくおもひゐたるに、折ふし、雨のいくた降りけるが、姉の妹にいふやう、今宵はあめふりて道も暗く、小坂のけはしきを行て、けがありては、かへりて母の歎きもあらん。あけて晴なばまうづべし。たゞやめ給へととゞむれども、けふ七日の滿願なれば、母の事、姉がこと、天王にねがひ參らせて、いかでか僞りや申べき。ひたすらにゆるし給へ。ゆめこの事、母につげ給ふなとて、大雨もいとはで、夜半のほどに、一里あまりもへだゝりたる峠の堂へ出行けるが、からうじてそこにたどり行て見るに、堂の内、赫々として火かげのかゞやきければ、いといぶかしくおもひて、内をうかゞひ見るに、二人の賊ども、雨にぬれたる衣類を焚火にほしてゐたり。いかで賊とはしるべき。旅人の雨やどりせしとおもひて、そと内に入れば、賊は物音に打ちおどろきつゝ、目をとめて外の方を見やれば、十歲ばかりの女子ひとり、簑笠かづきて來り、雨夜のくらきにたゞひとりこゝに來るは、連におくれしにやといへば、連はなしと答ふ。またいづれへ行くとて、此ところへはきしぞといふに、この御堂の本尊へ願ふことの侍りて、しかも今宵は滿願なれば、まうでつるなりとて、すゝみ入りて、しばし拜禮してあるを、かの賊は打見つゝ、ふもとの村よりもはるけき道を、いかなる祈願のありて、まうづるぞと問に、女子はしばしものもえいはで、つゐ居たりしが、しひて尋ねとふに、なく／＼こたふ。わらはゝ一人の母を、姉と二人して、やしなひまゐらすれども、歲たけ侍らねば心とゞかず。父は過し年、身まかり給ひて、そのころ田はたを賣りて今はなく、その日を過さん

よすがのなさに、姉の京へ身をうりて、母を養はんといへど、わらはひとりに母をやしなふことの難ければ、母をも養ひ、姉をも身をうらせまじと思ひあまれど、頼まん人しあらざれば、神佛より外にたよりもなく、この御堂の本尊に、七日參りの願をかけ、この事かなひ侍らずば、命をめされ候へと祈り申すなりとて、さめ〲と泣ければ、賊はたがひに顏見合せ、二人、なみだをはらひつゝ、貰ひなきして、扨は孝心の娘かな。よくこそ母を大切におもひ、姉をも大事にしつるぞとて、かの二人は、何事をかさゝやきて、憐をもよほし、盜取たる金銀に衣服をそへ、風呂敷につゝみ、小女にあたへていひけるは、今より母になほ孝養を盡すべし。われら旅のあき人なり。不便に思ふまゝ、褒美にこれを取らするなりとて、簑笠きせてかへしけるは、至孝の心に感じてや。毘沙門天の利益にて、得さしめ給ふにもことならずと、その頃人のかたり傳へし。

雲萍雜志　巻之三

○ある人、茶は諂ひありといふことを、利久に問ひし時、こたへけるは、わが友に、ノ貫といふものあり。われを茶に招きしとき、時刻を違へたる文おこしたり。刻限をたがへずして行きけるに、門なる潜り戸の前に穴を穿り、上に簀のこを敷て、あらたに土を置たり。われは心なく、そのうへにのりて、入らんとする折から、地の土くえて、穴に落たり。穴の底に、土のねりたるが中へ、ふみ込みたれば、とりあへず湯あみして、再び入りけるを、人々の興としたり。此事、かねて期明といふ者、山科へおはせば、かくとはやく我にものがたれど、主のこゝろづかひを、われかねて知りたりとて、穴に落ざらんは、志をむなしくすることのほいなさに、穴としりつゝ落ち入りぬ。扨こそ、その日の興とはなりたり。茶はひたすらに、へつらふとにもあらねど、賓主ともに應ぜざれば、茶の道にあらずといはれき。

○杉野意仙といふ醫師、豐後の國より京に出て、一休禪師の心にかなひ、しばらく大德寺に居しころ、料理の方、菓子の方など、こゝろ得ありければ、時として禪師にまゐらせける。この者、性質放逸にして、萬の事にかゝはらざるが、禪師、常に他より物をもらひたる時は、膳部のものを一ツ器に打まじへて、食し給ふことを見て、何とて料理の調たるものを、さやうに無下にはし給ふぞといへば、禪師わらひて、邪正は一如なり。飲食にも善と惡となしとのたまへるに、意仙は、うけがはずしていふやう、禪師にはさもあるべし。われらは眞僞別如心なり。やはり調味のまゝがよろしきぞと申しければ、その後は左もしたまはざりしとぞ。

○東野州、佐川田喜六がもとへ、今日の御書翰に、雪のことなきは、近ごろ遺恨に候。とある返事に、眺、常ならず候へども、昌俊事は、月花をのみ格別にめで侍れど、雪はさほどにうかれ不レ申候。人も

乏しきものは寒がり、雪ふかき國にては、吹雪にしまかれなどして、こゞえ死ぬるもの多しとあれば、悅びおどるほどにはなられず候。東路の旅に、由井といへるすぐ(マヽ)に宿りし夜、はじめて雪の降りければよめる。

ながめにはあかぬ箱根のふたご山誰がこす嶺のみ雪なるらん

○東海道濱松といふに宿りし時、家のあるじの申は、このところより天龍川に添て、十五里ほど山に入れば、遠江と信濃の國のさかひなる川そひの地に、京丸と呼ぶところあり。その地は、他より人の行かふべきところにもあらず。國の境に、藤の蔓もて長さ五六十間もあらんとおもふほどの橋をかけたり。所の者は京丸の橋といへり。巾せまくして、行くにさへ目くらみ、魂きゆるばかりなれば、かの地へ行くものとてはいと稀なり。誰が御の世には、京丸へ行たることのありなど、只噂にのみ、そのところのことかたりつぎて、見たる人もなきに、この宿の下男、好事のものにて、京丸見て來らんと、しばしの暇を乞ひて、かしこに行たりけり。その地は家わづかに四五軒ありて、農の業はすれども、常の食に米は聊も食はで、稗にあづきをまじへて粮とす。この男が行たる家は、その中にも長と思はるゝ者にて、麻の織たるに尾花を入れたる、新しき夜の物を出して、着せたるのみにて、敷けるものは家のあるじもなし。枕は木の角なるをもて臥しめたり。所の人のかたりけるは、この山を登りて、四かたなるところより見れば、珍らしき花ありとて、案内しければ、男行て見るに、はるかなる岨のもとながれあり。水勢の屈曲して激する聲のいさぎよきけはひ、いふべくもあらず。溪間を遠くへだてゝ、その大さ、ふたかゝへもあらんとおもふばかりの樹に、色紅にして、黄をおびたる花、今をさかりと咲たり。夏の事なれば、あまりの暑さに、案内の人は木の葉をいたゞきたり。さていふやう、此花の大さ、こゝより見ればさほどにもあらず。この川の末尻といふところに、この花のちりて流れ行けるを拾ひしものあり。花びらのわたり、一尺餘もあるべしと語れり。いかなる木の花にか。たえて知る

人なし。遠江の國人は、これを京丸の牡丹とて、今猶ありといふ。この頃は人もゆきかふことありて、この地へもいたれど、この花のある溪へ、尋ねゆきて見たる人なしとぞ。舟筏も通はざる地にして、人の用なきところなりといへり。四五軒の家ある中に、長とも見ゆるものゝ家は、寺院めきて佛畫を懸たり。その畫幅は、一向宗の眞向光明の彌陀にひとしき大いなるものなり。食物のみを供へ、松をともして燈明とす。花を手向る事なし。夜は燈火なく、炬をもて業となせり。土人はみな總髪にして、男女ともにおなじ。髭は鎌にてきるといへり。子供も皆總髪にて、衣類には麻のあらきを織て、尾花、蒲の穗など入りたるを着たり。夏も寒しといふ。かの男、濱松へかへるにのぞみて、泊りたる家あるじに、錢もて謝しけれども、他國は、かゝるものにて用を足ども、この地に用なきものとて取らず。家にかへり給ひて後、便りあらば米を少しにても贈り給はるべしとて、念頃に藤の棧まで、人に送らせて、さすりて行かしと、度々いへるよし、大事に行くべしといふ意にやと、宿のあるじ、ものがたりき。おもふに深山幽谷にわたりては、かゝる地もあるにやとおもへば、行ても見たきこゝちなんせらるゝ。

○拂子の賛に云、遊ばんことをほつす。遊びて足らず。樂まんことをほつす。樂しみて足らず。僞らんことをほつす。僞りてたらず。貪らんことをほつす。むさぼりて足らず。終に盜まんことをほつす。

○所帶の箴に云、天下は一人の天下にあらず。萬民持合の天下なり。身帶は一人の身帶にあらず。家内持合の身帶なり。了俊は獨味を制し。正成は二菜を戒む。

○男女打まじりて、酒たうべ、花を見るに、傘さしたる繪に、おもしろの世の中や。恩をわすれぬほどあそべ。おもしろの春雨や。花のちらぬほどふれ。おもしろの酒もりや。こゝろみだれぬほど斟。

○紅葉の詞に、人と契らば、うすくちぎりて末とげよ。もみぢ葉を見よ。薄きはおそく。濃きはとくちるものにて候。

○修行の詞に、花は雨の過ぐるにまかせて、紅ます〳〵色をそへ、柳は風にもまるゝに随ひて、緑いよ〳〵ふかし。

○無用の重器は、貴きあたひをも費してもとむれども、秘めおきて日々の用には立ず。無益の妾は、多く財をもいとはずして愛すれども、家をとゝのふ足しにならず。美味は高直にして少きものにあり。樂しみは費にして、不用のものにありとしるべし。

○夏日の七快

湯あみして髮を梳る。掃除して打水したる。枕の紙を新にしたる。雨はれて月のいでたる。水をへだてゝ燈のうつる。淺きながれに魚のうかみたる。月のさし入りたる。

○飲酒の十德

禮を正し。勞をいとひ。憂をわすれ。欝をひらき。氣をめぐらし。病をさけ。毒を解し。人と親しみ。緣をむすび。人壽を延ぶ。

○古人罰酒の法あり。三合を飲酌の限りとす。もしこの法を失ふ時は、家を亂し、身を亡す。箕子、一たび嘗めて鉦飾の良樂と賞し、二度なめて心を擾すの媒とおどろき、三度なめて國家を失ふの基と悟れり。勞なく憂なき時、飲むべからず。

○世に文事もなく、藝術をもさまで習ひ得ざる者の書きたることとは、感にたえてなみだを催すほどのことはなきものぞかし。薄命の人の書たるものには、すべて感涙にたえ難きこと多かり。鴨の長明が方丈記、吉田の兼好がつれ〳〵草、みなひとたびは零落して、世のありさまを悟りて、身を顧みたる人なれば、綴りたるものども、あり難くめでたし。書よみたるばかりにては、よろづふかきに通ぜず。

○幼き子のもて遊びに、風猿といふものあり。その和歌、何人のよみたるにかありけん。「登れ〳〵のぼる時はくだる。くだれ〳〵下だる時はのぼる」と端書して、

すがりゐる竿に手足も括られておのれ動くとおもふ猿かな

とあり。この歌の意を思ふに、人間一生の勤行身を、よく詠じたり。竿は業にして、旗は天地の間にありて、風は身を扶くるの氣なり。

○世にありし人、零落したる人のもとに行て、ともにつれ立て、市にゆきて鹽魚を買ふ時、世にある人は、鹽鰹を買はんといふ。零落の人は、鹽鱒を買はんと、たがひにいひ爭しが、終に零落の人に云勝れて、鹽鱒を買て歸りぬ。さて道すがらのほど、はなしに、世にある人の云けるは、そのもと何とて、鰹のうまきをすてゝ、鱒のうまからぬを買へるかといへば、零落の人わらひて、今日はそのもとより、我等への饗應にせらるゝなれば、鱒にしかず。鰹は御もとのごとく、常に美味を食し給へる人の、たま／＼食ひたまふものなり。我は常にうまきを食ざれば、鱒の味ひにしかずといへり。

○人の信は、おのれが信を以て引出し。人の僞もおのれがいつはりより引出すものなり。僞りも遂るときは信となり、信も遂ざる時は、いつはりとなれり。されば嘘も誠も、まじはるものゝ心にありて、己、まことありて人に嘘あることなく、おのれ、嘘ありて人に誠はあるべからず。唯、人としてむづかしきは、心の疑ひとつなり。兼好法師は、迷のひとつおそろしと書たれども、まよひは表にいづることあれば、おそろしといへども、おそるゝに足らずして捨やすし。疑は心にありて、あらはす所なきが故に捨がたし。かゝれば、おもふこと内にあれば、色外にあらはるゝといへり。しかはあれど、差別そのまじはりのうちにありて、よろづあらはなるこそよけれ。これはうそといふ中にも、虚實の根ざし、ともにその中にあるべし。刀を打もの、なまりがねの燒刃に、刃がねをかけて打あげたるは、とぎ込て、その切あぢ、はがねのみよりもよろし。よくきたへ打あげたるなかにも、鍛冶の心にかなへるは、十本のうちに、一本あるかなきかなりといへり。

○木曾義仲の臣、畑六郎左衛門、わかきころ、人のむすめにちなみて、娶らんことを乞ふ。その女は、[illegible]

の山住にして、梳具の木地を挽けるものゝ子なり。女の母こたへて云、いやしき者の子にて侍れば、なか／＼に武士の妻となるべきものにてはなく、育がら、人まじはりもおぼつかなく思はれ侍れば、ひたぶるに辭退まゐらすなりといふに、媒の人、畑にこのよしをいへば、畑、不興にて、我小身ゆゑに不足におもひ、女をくれざるにやと云やりければ、その母またこたへて、我等年老ぬれども、欲に耽りぬる心はなし。武士のならひ、もしも畑殿の討死などしたまひたる時、おめ／＼親里へかへり侍るやうなる志にては、武家へ嫁したりとて、恥かしきまゝことはり侍るなりとあれば、六郎左衞門、その詞を感じ、とてもかくても妻とせんとて、終にめとり、偕老の契りあさからざりしが、元暦の亂に、六郎左衞門亡たりと聞て、この妻、深谷に飛入て果たりとぞ。

○ある商家の奉公人、武家の下部といさかひして、下部を打擲して、いさかひに勝たりとて、見せにて自負するを聞て、主人、大いにいきどほり、兼々云つけ置しに、人といさかひするのみならず、下部たりとも、武家奉公の人は、世を治め給ふかた／＼の召仕はるゝ、天下の役びとなり。おのれは商人の手代、私渡世の奉公する身分をもて、武家の召仕るゝ人といさかふこと不屆なり。わが家風にかなはざる者なれば、只今いとまをつかはすなりとて、わびたれども聞入れずして、その宿へ引きわたしぬ。

○人の道は滿るをかきて、足らざるところを補ひ、地の道は盛なるところを減じて、衰ふる所をたすけり。萬類みな麁物を生じぬれども、人取て飾るがゆゑに美麗となる。されば貧は常なり。富めるは集たるが故なり。あつむるは物を滯らすなり。天地はとゞこほることを嫌ふがゆゑに、萬類をみな促して、しばらくも止めず。そのとゞまるもの凶年となる。洪水、地震、大風、大雨、火災、人に在りては、塞精、停滯よりして百病を生ず。易に云、財寶を倉に納めて守らざるもの、是は盜人に奪ふことを敎ふるなり。化粧して美服を着しぬる女は、我を犯せといふにひとしとあり。愼しまずんばあるべ

からず。

○信貴の毘沙門堂に、四季連歌の句合あり。その中に、五月雨に年中の雨ふり盡しといふ句あり。何某の大納言、聞しめされて、何ものゝ申したるにか。この句のぬしを尋ぬべしとありける時、高橋某、そのゆかりあるものに問ひければ、彼あたりなる村長の申したる句なりとて、わざ〳〵御使の消息を給ひて、もし京へも出づることのあらんには、かならず參るべしとのことゆゑ、いとありがたくて、かの村長、わざ〳〵京へ出でゝ尋ねまいらするに、左あらば逢ひて物がたりせんとて、一間へ通し給はれば、村長云、風流の面目、雲のうへまでも聞えけんことこそ、いとありがたけれと存じまゐらするなりと云に、大納言も四方のはなしありて、さて尋ね給ふは、年中の雨といへる趣向の、おもしろくおぼゆるからに、その句意を聞たく侍れば、逢ひ申たり。いかなる故事やありて、かく申せしぞとありければ、村長こたへて云やう、別に故事と申も候はず。只五月雨のきのふもふり、けふもふりつゞけて、あすも又、かく降りくらしなば、一年の雨も、この頃のさみだれにふり盡しぬべきと思はれ候心より、申したる外は所存なく候なりと申しければ、おもしろくおぼゆるなりとて、入り給ひぬ。村長がかへりし後、高橋いでゝ、いかなる御事ぞと尋ねまゐらせければ、大納言の仰には、さりとては聞がおもひしとは違へり。五月雨には四時のごとく、雨のさまいろ〳〵にふりけるゆゑ、春雨のさびしきにくらべ、夏の夕だちにたぐへ、秋の雨のものすごきにかこち、冬の雨の寒きにもたとへたり。このこと、ふるき物がたりにあれば、それをしりたる句にやと、ゆかしく尋ね侍れども、左はなくて、雨の只ふり盡すとのみ作りしこと故、比興とはおもひ侍りぬと仰られし。

○をしほの山のこなたに、由留木といへる里あり。紅葉するころ、こゝかしこ逍遥しつるに、柴垣そまつにゆひめぐらして、草の花さかりに、虫の音などたゞならずおもしろく覺えければ、夕ぐれをもいそがで、暮なば月にたどりなんと、猶おくふかく行て見るに、草にて結ぶ菴あり。こはよしある人のかく

れ住にやと、入りて床几を乞ふに、そのさまいやしからぬ尼の、たばこの火など持出て、内へ入りて休らひ給へ、京にておはすやなど、ねもごろにいへるものごしの聲ね、いよ〳〵たゞならずおもへば、かく世をのどかに過し給ふこそ、尋常のかたともおぼえず。和歌など詠じ給へるにやと、庭のもみぢのかつ散を惜めば、いなとよ。さやうに世をおもしろく過る身にはあらず。わらはゝ、つれそふ夫のこゝろざしあしくて、こと妻に溺れて捨てられたる身なり。女のみさを、二人の夫を持たざるを貞とすとあれば、たゞよをおぢきなく思ひすてゝ、今の身とはなりぬ。をしほにわび住ひするは、このちの閑寂を愛してゐるにはあらず。甥の坊主の里の寺に緣あるをもて、こゝにはをるなり。折ふし來たまはゞ、よりて憩ひ給へかしといふに、何となくゆかしきところあれば、墨筆をかりぬるに、もし歌よみ給はゞ、鹿相の短冊あり。これに書て給へかしとて出しければ、うちくもりたるに、鳥の飛たる繪あり。たゞ人のあつかふべきものとも見えざりけれども、あしき墨もて書てつかはし歸りぬ。

そめて濃き色もをしほの山風にもとのみどりへかへすもみぢ葉

○借用とだにいへば、千金の重きも奪ふべしとは、藤房卿の詞にして、借錢の多きを苦にやむものあれども、借錢より先、この躬は大借なり。世人、錢の利をおそれて、天の理をおそれず。借錢、何ぞ身を亡すの禍あらんや。理に滯る時はその身忽にほろぶ。

○池田何某とて酒造家ありけるが、隱居して瀧澤といふところに住みけるころ、尋ね行けるに、こしかた行く末のものがたりする序に、和歌は詠れけるにやといへば、われらは和歌などきらひなりといへり。何とて有がたきことを嫌ひ給ふぞといへば、世にすべて和歌などよみ、物よく書く人などは、みな身帶を持つものなくて、身不埒にして家產を傾くるもの多かり。故にさやうなることはすこしもいたさず。只家業大切につとめて、金錢多くたくはふるより外のことはいたし巾さぬ心得なりといふ。

予また云、左あらば書狀、手紙、證文、送狀、あるひは關所手形、船手形等までもなく、又奉公人も請狀なくて通用し給ふやといへば、主人わらひて、それは昔よりあり來りし法なれば、何ひとつとして用ひざることなしといふ。ありし法は、もと何人の始めおきたるぞといへば、左やうのむづかしきわけは存じ申さず。それは誰人にても知り傳へたる事故、それにて事は濟べきなりといふ。予又云、かゝる文の傳はることは、もと歌の道より出來て、今昔をつたへて、その法はたてり。左すれば、御身、家をとゝのへ、身を修むるも、この事ありて成就す。和歌の道、昔の道、何ぞ修身齊家の害なりといはんや。行ふ者の心にあるべきなりといへば、主人、口を閉て嘲したり。

○學問して博聞多識となるは、人情を察して、世路に行とゞかんが爲なり。聖人賢者の世話やき給ふも、高ぶりて物しり顏せよとの教にはあらず。去ば理にあきらかなりとて、人を俗物と見下すべからず。その俗物の口より見れば、また高慢なる者は、角立て至て無益に見ゆるなり。君子は時としておしうつりて、よく俗とまじはる。かゝるがゆゑに、俗物に入れられざれば、やはり俗物なり。學者の道は粹とならざれば質なり。かゝれば書籍は粹となるの助けなれば、知りて行へ、あらはさず。隱して入る時につかひ、不斷ほこりがほなるは、人さらに用ひざるなり。

○人に饗應せられたる物をうましとおもひ、家にてこしらへ食する時は、外にて食したる時よりは味ひうまからず。いかにとなれば、おもひまうけて食ふがゆゑなり。食ははからずして、食するものにうまみはあり。されば麁食たりとも、うまきは思ひよらざる所にあり。すべて食はうまし。まづしといふことなし。その時と處と、わが腹中に應じて、口にかなひたるよりうまき物はあるべからず。空腹には生鹽を添へたる湯漬も、山海の珍味よりもうまし。繪の道もしかなり。初に書きたるごとくと望む人あれども、寫し出なば格別、筆勢墨色すべて、前によることなく、おのづから發せし勢ひ、ふたゝびならひすることとありがたし。

○予江戸にありしころ、武甲山にまうで、日本武尊の舊地を拜せんと、雨降山かけて人のまうづるにともなはれ、青梅村より御嶽山に登れり。このあたり承平のころ、平の將門が舊壘多く、すべて古戰場とぞ。道しるべするもの、江戸の人にして、もとこのあたりの產なりといへり。

○武野古戰場記に云、武を崇め、嶽の高きに藏して、神威を承平の和にしめし、文を黎民の際にやはらげ、德を國家の仁政にしきぬる。むさしの國御嶽の山は、叔倉子義を遂へぬ標有梅の、青梅の里まで、江戸を去ること十有三里にして、行程に山河橋陵なし。青梅村中金剛精舍、古樹の梅あり。四時、實を結び熟すれども、綠のいろをかへざるが故に、青梅の名あり。連山西北をめぐりて、さながら絶壁に似たり。閭巷を過ること十町ばかり、谿澤を下れば、溪路斜にして棧あり。村落に流れを入れたり。ひなたの和田といふ。朝日にむかふ名なるべし。一顧すれば、多摩川の流れをへだて、山々水にそばたち、石にむせぶ流れの音、谷にひゞきて人のあらそひわたるが如し。山河すべて紫斜して、數里の間に屈曲し、岸にかくれ谷にあらはれ、さらす調布さら〳〵にと詠じたる昔の歌の姿なり。山徑へては頂きに露臺のあとをとゞめ、岸崩れては石に楷澤の名を殘し、往古に戰場の樞要たるも、陰鬱たる叢澤となりて、僅に山がつの樵路をわかち、露深して、草、舊壘の礎を埋め、月さびしうして尾花、白刃のひかりをまじへ、旌旗、風にひるがへりて、松に白鷺を宿し、翠桃枝をたれて、丘に弓絃の糸をたち、利箭、いたづらに田園にくじけ、寶刀、むなしく壤の中にうづめり。花鳥に時を感ずれば、歌舞の榮華も昔のおもかげにして、月にむかしをしのべるときは、錦繡にほこれる盛衰も、紅葉の色のうつろふに見えたり。殺氣長く昇平の日影に消て、戰塵に似し雲もなく、人家軒をならべて、路に竈のにぎはひをつらね、ゆくかた〳〵に蹈分し數多の道も街となり、ありといふなる逃水も、俊成卿の比興とはなりぬ。

○一瓢の羹を食ひて、太牢の滋味をしらず。破れたる褞袍を著て、嚴冬のはげしきをわたり。財寶を多く

たくはへて、他の人に讓る者を、金の番人、または有財餓鬼などゝそしるものあれども、人欲の私なく。行ひ公道の人と謂んも亦、可ならずや。

○洛の燈籠堂は、そのむかし、小松内府の燈籠を造られし所なれば、その名殘なりとぞ。六波羅より東南にあたりて、小高きところなり。ある時、家をつくるとて、そのあたりを掘けるに、笄の如きもの多く出たり。赤がねにして、その形丸く、左右に圓く合せたる玉の如きもの附たり。長さ一尺あまりあり。予が友、文鎭にしたるを見たり。古雅いはんかたなく、至ておもし。往昔の質素たることおもひやるべし。今や赤銅、眞鍮の笄、あるひは竹などにて造れるものは、丹波、但馬の在所にてもさゝず。予が祖父の物がたりに、むかし大原にて男も笄をさしたり。近きころはさす者なしといへり。竹にて短くつくり、結たる髮へ横にさしけるとぞ。また塔をも掘いでたり。長に家根の如く筋ありて、重ねたるものと見え、内はことごとく穿くぼめたり。好事の者、求めて手水鉢とせしが、その買ひもとめたる人、多くは癪を病たる故に、後には所々に捨てありしなり。後また、心あるもの拾ひあつめて、再びもとの塔に重ねて、寺院に建しが、いと古代のものなり。貴人の塚しるしにやと思はる。

○京師五條坂の左りに、ひくき平地あり。叢澤となりて路なし。鳥邊山より下りに入れば、數步にして、親鸞を火葬したるといふ所あり。鳥邊野といふよし、古老の物がたりなり。一基の古碑を存せり。弘長二年十一月廿八日とゑりてあるのみ。あたりに荊棘生ひしげり。人跡たえたり。むかしは一向宗の門徒、遺骨をこのところに持來りて埋たりとかや。

○誰人の塚といふことしらぬ古墓、歌の中山の入口にあり。鼻血の出るとき、この塚をいのるにかならず驗あり。何の花にてもさゝげて、鼻より血の、右よりいづれば、左の陰囊を握り、左より出づれば、右をにぎりて拜すれば、忽に癒るといへり。

○紹智、かつて士明といふ香爐を得て、火いけとなして、朗千法師の訪來られしをりに出せり。朗千師、掬

つさすりつ香爐をほめられたり。ある時、又來りて、その香爐をつく〴〵と見て申されけるは、かばかりの名器を、何とて火いけにはしたまへるやといへば、紹智笑て申されけるは、此器、火いけとして遣ひ侍ればこそ、貴僧が目にもつきてをしまれ侍るなり。香爐にして床におきたらば、左ほどには思ひ給はじものをと云しとぞ。この詞、人のうへにも通ひていとおもしろし。

○島原の難波や與左衞門といふ遊女屋に、濱荻といふ太夫あり。もとは播州高砂の商家惣七といふものゝ娘にて、人の家に嫁しけるが、その家、衰微に及びて、夫に捨られ、親のもとにかへりけれども、親の家もまたおとろへて、父母を養はんが爲に、與左衞門が方に身をうりて、遊女とはなりしなり。その頃、與左衞門は、江戸の廓へ移りける時にあたりて、よき遊女をつれ行かんと、十・人の遊女をえらみける中に、ことに濱荻は、その志し尋常ならず、風雅の道にもうとからざれば、わけてあはれみをかけ、江戸に下るにのぞみて、濱荻は與左衞門に、わが父母もろともに江戸へくだりたきよしの願を申しけるに、許されざりければ、客にかたらひ、事のよしを歎きけるに、其客豪富のあき人にて、彼が孝心を感じ、いとやすき望みかなとて、路費をあたへて、あるじ與左衞門に頼みけるに、費をいとへばこそ、かれが願ひも聞ざりしなりとて、こともなげに承引たれば、濱荻はふたおやをも伴ひつゝ下りけり。濱荻、勤めの中をこたりなければ、他の遊女もこれにならひて、その家繁榮し、主人も亦、數多の益を得たれば、高砂といへる茶店をしつらひ、濱荻が親達につかはしたり。かの濱荻はたしなみよくて、身をつゝしみ、明くれに父母をかへり見て、勤めながらも、日々に親のもとへ行かよひけり。かゝれば廓の中にても、誰れか賞譽せざるものなからんや。その頃、濱荻が發句に、

うき人に手のはづかしき火鉢かな

後に、ある貴人に根曳きせられて、出雲の國にいたり、親子三人にてめでたき暮しとなれるも、孝の惠みなるべし。そのころ行儀難波とて、その名を傳へたり。

（閉語、語路、清濁、連聲とて、國々、山川、海谷の深淺、高卑によりて、その詞のなまり、里言、方言、こと／＼く變ずる事ありとも、連音の移聲を、すべて正す時は同じ。火を關東にてはひいとのみいひきれども、五畿内にてはひイと連るなり。枸杞を關東にてはくことといへども、五畿にてはくこウといへり。すべて紅粉をにとばかりいふべきを、べにといふことを擧らしめて稱ふると同じ例なり。これは詞の訛といふものにはあらず。音便の序にして、國地の自然に生じたる詞なり。五音たてよこに通ふ通音の詞は、いづれも國の根本といふをしらず通音も訛にはあらず訛は四聲の内にて、清音、濁音といへども、自然より出るなり。上すみて下濁るは、自然の通稱なれども、洗濯は五畿に下をにごりて唱ふれども、關東にては下すみていへり。これ國土は自然なれば、下濁川の字にごるとも定めがたし。戯れに、大根とはねつる文字ははねやらではねずともよき牛房ごんばう

○花咲翁の滑稽、みな人の知るところなり。一日、予がもとに來り訪ふ。折ふし世人、多く、草花に來りて、月花の物がたり絶ざる中にも、崇德院は天狗にならせ給ひて、讃岐に崩御ましまし／＼、菅公は雷となりて、筑紫に薨ぜられしといふ事までを、ものがたりする人は多かれども、實說を詳にかたれるもの、人もなしとて歎息せり。

○ある侯、十萬石を領しながら、困窮せられしところ、大坂にて豪富の町人、その侯のまかなひするに、すべて儉約を以て專とするとて、家來の祿をへらし、諸事の入用を減じて、上向きよりはじめ麁食して、下みな、これにならひ、なほ諸家のつき合ひをも省たり。かゝれば家中いよ／＼ひがみ、下ますますいやしくなり行、收斂盜臣、いよ／＼增長して、窮迫はじめにいやまし、何某、その仕法を憂ひて、予にこのことを歎きけるに、予こたへて云、物本末あり。事に終始あり。終にすべきことを始にして、後にいたすべきを先にする時は、ますます／＼あしきはさかんにして、善事かくれ、家國の經濟におけるも、私欲のうすくして誠忠なる者をわけてえらみ、衆人心をあはせて、徹の法を行はゞ、いかほど困窮し

給ふとも、年を追て富さんこと、改めいふべきにあらず。賄はせて利を得んとするは、臣と利をあらそふなり。國家を治むること、いにしへよりして云傳ふるがごとく、奇字の謎の意ばへあらまほし。この文字をわくるときは、上に立んとすれば下可ならず。下可ならんとすれば上立たず。家を治むる法、まづ損じたるところを修覆して後、おひ／＼かたむけるを起すべし。十萬石の領中、一萬石をなきものとしてたくはへ、九萬石を以て家法をたつることあらば、一年に一萬石、十年に十萬石を餘せり。左あらば、日々をつめずとも、大名の家計、何ぞ町人の財を借ることを用んやといへば、某、唯々として歸りぬ。

○予がもとに高金につのり購へる香合あり。ある方へ賣る時、人の云るは、左ばかりの名器、人も知るところなれば、持つたへ給へとて、いたく止めけれども賣りたり。やむことを得ざればなり。思ふに武家にて武具をうらば耻辱なれども、衣服をはじめ、茶器などは賣り拂たりとも、いさゝか家瑾といふべからず。井戸、熊川の名物、金岡、元信が名畫たりとも、國民の飢渇を救ふの德なし。ある諸侯、領國飢饉のとき、重寶の名器をうりて窮民をすくひしことあり。いとありがたき仁政といへり。

○牡丹花肖柏、西山に居られし時、百金を賊に奪はれ、ノ貫は山科の草庵にて、茶器をうりたる錢七十貫を、盜人に取り去られたり。盜賊は金銀と衣服を、ことさらに奪ふものなれば、在俗の人は格別にして、世を捨たるわび人は、華美の衣類と金銀をば備ふべからず。家の調度も、なるべきほどは、土器と紙ばかりのたぐひにて濟すべき事なり。これ賊を防がん第一の用意なるべし。

○彌陀如來、觀世音菩薩、勢至菩薩の三尊は、おなじ格に信ずべきを、彌陀はいふまでもなく、觀音とこれ、何國にもあつく信心され侍れど、勢至ばかりは、さほどに尊敬するともがらもなく、又勢至を安置する大伽藍もなし。勢至は功德もうすき菩薩にや。經を見たりといふ人も希なりとおもはれたり。これを人にたとへたらんには、美婦人の愛想なきとひとしかるべし。又業生緣のうすきが同座し給ふ

佛にさへ、かゝる仕合せ不仕合せあり。いはんや今日の凡夫に於てをや。

○一休禪師、紫野におはせしころ、人の書をもとむるものあれば、御用心と書てあたへぬ。しひて他のことをもとむる者あれば、御用心〳〵といくつも書給ひ、又上に只といふ一字をそへて、只御用心とかゝせ給ふ事もありとかや。いとおもしろく、その語、すべての事にかよひて教訓とはなりにけり。予も亦、それにならひて、用心の二字を合せて、一字に作り書けり。その文にいふ。

鳥渡見れば忍ぶに類し、麁忽に見れば恩にひとし。はるかに見れば思ふに似たり。

天龍寺の徹道といふ僧、これを見て、棄恩入無爲眞實報恩謝といふ文意に、何となくかよひてをかしといへり。

○伏見より年七十歳ばかりなる老翁、土偶人、瓦器のたぐひを荷ひて、洛中を傳りあるくあり。常にあきなふ家に來りて、食事をする折から、その家の奉公人、大勢あつまり、かの翁に云けるは、御身の荷ひたるものは、その價、いかほどばかりの品にやと問へば、翁こたへて、銀十五六匁ほどの荷なるべしと云。又問。京の町は人の行かひ繁きところにて、もしあやまちて、みな碎くまじきものにもあらず。さやうの時には、いかゞするやといへば、それこそ過ちなれば、さることはなしとはいふべからず。さある時は、その事をありのまゝに述べて、我等も年久しく商ふなれば、壹荷ぐらゐは情にて借受て、商ひ申すなりといふ。又問ふ。そのうへにも、又碎くまじきものにあらず。その時はまたいかゞするやとなじりいへば、いかに問屋なりとて、數度の無心もいひがたければ、その折こそ、其許達のごとく、奉公なりとも致すより外にせんかたなしといへり。

○龍神は水をつかふに妙なる術を得て、一滴の雫をもて暴雨を降し、波濤をも起すといへり。また人は火をつかふに妙なる術を得て、一炬の薪を加へて、以て萬物を烹燒す。天地の際にあるものは、木火土金水の五つより外なし。これより萬物を造化して、萬類形容をことにするに、龍神の水術五行の

中、水のみつかふに妙ありて、他の物に術なし。つかはざればまた過つ事なし。人は五行を取て、ことごとくみなつかへり。是を以て過不及多し。世人、火のみをつかふに妙術ありて、金をつかふに妙ある輩を見ず。多くはこの金のために己を勞し、身を亡す者少からず。さあれば、火木土水、この四つの物にのみ妙を得て、金をつかふに拙しとおぼゆ。人もし金をつかふこと、火をつかふがごとく、自在を得るものあらば、生涯過つことあるべからず。

○遊樂は費なる事にあり。費をはぶけばたのしみなし。慰みは無益なるものにあり。無益をいとふ時はなぐさみなし。おもしろきは危きところにあり。あやうきを避ればおもしろき事なし。長生は勞と食とにあり。勞せずして食に過不及なければ、命、天然を終る事を得べし。調度と人身とおなじ。多くつかへば損じ、つかはざるもまた損ぜり。されば養生は過不及なきを守るべし。病は不養生にありて、世に氣を屈託するもの、常に病なきにあらず。

○酒はいかほどの大酒にて痛飲したりとも、一睡して精神をだに靜むる時は、和して身を損ずるにいたらず。醉ひて是が爲に犯され、心を騷がす歟。または女色におぼるゝが故に、精神虚耗して、心膀を破り、痰濁、胃中に痼疾となりて、血道を腐敗す。曳て腎をやぶるに及べり。

○餅は食滯するものなり。多く食すべからず。餅に食傷したるは、救ふべき術なし。口は病を入て、禍を出すの扉なり。かゝれば一言以て智とし、一言以て不智とす。人心の表なり。心におもはざる事はいはずといへども、みだりに思はざる事をいふは、心と表裏す。

○何によらず。物の少きは長久のもとなり。多く物をたくはへ持つは、禍を招き身を勞するの媒なり。されば財寶多くもちて、生涯乏しくくらすは、只財寶の多からん事を好む者なり。衣食に薄して、財を持者、只多くつめるを生涯のたのしみとして、終に財寶のために身命を亡すなり。欲少き人の目より見る時は、夏の虫の火を取におもむくにことならず。

○浪華の長柄に遊びしころ、農家にて稲麥等の穂を打落すものに、床几の如くして割たる竹を横にならべ立て、さなといふ具あり。むかしよりありける物にや。ある古歌に、

　　刈りてほすわさ田の稲の八束穂にさなもうもるゝ秋は來にけり

とある、さなといふ詞の解し得ざりけるが、長柄に行きて知りぬ。

○宇治、木幡、淀、竹田あたりは、昔遊女多くありたるところなり。古き洛陽の地圖に、小椋姫町といふところありて、遊女町なり。そのかみは、多く水邊に居たること、古書に見えたり。あさ妻舟の圖などもおもひあはすべし。

○池田五牛は、酒造家の富豪たり。予所勞ありて、有馬の湯あみして歸路、極月の廿日あまり、かの五牛を訪はんとせしに、折から廿九日の事にて、家計に混雜の時なれども、五牛、予を見るより、いかなる幸にか。思ひがけなき枉駕なりとて、座しきに請じ侍り。さま〲の物がたりし、予も過し事どもいひ出て、その夜はやく丑に過たり。よひのほどより酒食のもてなしありて、今宵はわが方にとまり給ひて、めでたくわが家にて年をむかへ給へかしとて、夜の明ぬるまでものがたり侍りぬ。さぞ草臥給ふべし、ひとやすみし給へとて、臥しぬるところまで、家内より家事の用をあるじがもとへ云來ること、ひとつもなかりき。予、これを感じて、五牛が風流のこゝろざしをしたひぬ。

○伊勢より伊賀へ越る道にて、予がゆくあとより一人の男、いそぎ來りていふやう、われら大坂の者なり。過こし道にて、餓鬼に附かれしにや。飢て一足も進み申さず。大いに難澁におよべり。何なりとも、食類の御持合せあらば、少しにても給はり候へかしといへり。予心得ぬ事を申すもの哉とはおもへど、旅中別に食類のたくはへもなければ、刻み昆布のありしを、これにてもよろしきにやとあたへけるに、大いによろこびて、直に食したりき。予問。餓鬼のつくとは、いかなるものにてあるぞといへば、こたへて云。目には見えねど、此あたりに限らず。ところ〲にて、乞食など餓死したる怨念、

そのところに殘り侍るにや。その念、餓鬼となりて、通行の者にとり附侍るなり。これにつかるゝ時は、腹中しきりに飢て、身に氣力なく、歩行も出來がたき事、われら度々なりといへり。此もの、藥種を商ひ、諸國に注文を取りに、つね〴〵旅行のみせしとぞ。世にはさやうの事もあるものにや。他日、播州國分寺の僧に尋ねけるに、この僧申けるは、われ若輩のころ、伊豫にて餓鬼につかれたる事ありしよりて諸國行脚せしをりは、食事の時に、飯を少しづゝ取りおき、それを紙などへつゝみて、袂に入れ置。餓鬼につかれたる時、遣すためなりといへり。心得がたき事にぞありける。

〇守邪とは醫書の樞要にして、人の行ひにて、いはゞ油斷せざるなり。よろづの事もみづからゆるす所よりして、よからぬ事は出で來るなり。甚しく寒き時は、風邪にもをかされぬものなり。寒さのゆるみたる時に、邪氣に感冒するにて知るべし。これはさゝいなることゝゆるす時に、はや大惡のきざすもとゝ思ふべし。邪も氣のゆるむとき入るなり。されば小事を守らざるが、大事の始とこそ思ふべきなれ。古歌に、

かはかりのことはうき世のならひぞとゆるす心のはてぞかなしき

〇ある人、古田織部より傳へたる、はねつるべといへる香合とも知らで、さもなき器物の中にまじへつゝ、道具商人を呼て、この類、長持に五棹ほどあり。見わけて買取べしとて見せけるに、多くの商人、打見つゝ、これかれ目利するうち、大坂屋卿吉とて、目のきゝたるもの、此香合を見て申けるは、この品、よろしきものと知り給ひて、かくは麁末にし給ふや。また知り給はざるにや。これこそ織部のはねつるべといふ香合なり。我等はこれのみ買取申たく、その他の品々は、よの人々、ともかくもし給へとて、他の品にはさらに心をかけず。さてこれをこそ、いよ〳〵賣拂ひ給ふにや。今一應のおんこたへを承りたしといふに、いよ〳〵うり拂ふなりといへば、さあらば、百金に申しうくべしとて、買取りて、左海へ持行、千兩に賣りけるとぞ。此輿なきあき人、いと殊勝におもはる。

○人世の浮沈は常にして、盛なるかとおもへばおとろへ、衰へたるは又さかふること、常のことわりなれども、おとろへたる身は落しおふせざるものなり。身をすてゝこそ浮む瀬もあれと、空也上人よみ給へるはうべなるべし。大江何某といふ人、九萬兩にあまれる身上零落して後、身を惜まず、即みづから魚をあきなひ、荷ひありきつゝ、知る人の方をめぐりて、今よりわれ、魚あき人となり候まゝ、日ごとにまゐり候へば、ひとへに引立のほどを給はれかしとて、これまで美服にて交りたる輩の家へ、つゞれの容(なり)にてたのみ行ければ、人々、その志しをあはれみ感じて、魚渡世、日ましにさかんにて、天滿なる何某とて、今現にその家相續したり。常にかの大江某のいひける事に、金錢はきたなくまうけて、きれいにつかふべしと世にいへども、我はさにあらず。きれいにまうけて、きれいにつかふなり。飯はめし櫃にあるべし。他の器に入たるは、食するに心よからず。屎は厠にありてはさもなく、おぼゆれど、他のところにあれば、いと／＼むさくきたなし。人の身の上もこれと同じといへり。この詞は、君子はそのこゝろを失はざるにあり。といふ語に符合せり。

○ある國の守の長臣、儉約を專として、國政を司る折しも、不用の役の多きを省ける時、足輕の組百二十人ありけるを、六十家として事足るべしと評議一決しける時、主君の仰給ふやうは、六十人の者には暇をつかはすやと尋ねらるゝに、仰のごとくなりとこたふ。そのものどもは獨身なるか、また兩親、妻子等あるものもあるにやと仰せられしに、こたへて申すやう。何れも親も妻子もあるものにて候と申ければ、さあらば、暇をつかはしなば、大勢のものども、みな路頭に迷ふべし。少きはおほきに替べし。衆はすくなきにかへがたし。今大身の内には、萬石ちかく取るものもあるべし。それを二三人、暇をつかはしなば、まのあたり三萬石ばかりの有餘あるべしと命出(おほせいだ)られしによりて、その議はやみたりとぞ。良君は仁心もまた、うすからざる事と、人々申あひぬ。

○河内の巣先(そうせん)といふところに、一年ほど居ける時、常に麥飯のみ食ひてければ、食にうみてかへらんと

する時、おもひけるは、日蓮は稗飯を食として、法を邊鄕僻地にすゝめ、親鸞は越の國分にありて、師教の恩を思ふ。弘通の倂は、身を樹下石上におきて、麁食をもいとはず、予はしばしの敎だもせず。麁食に堪ずして、歸らん事をおもふのこゝろざし、いと拙なく、心術の至らざる事とみづから悔ひたり。

○肥後の國に名産三品あり。八代燒、八代蜜柑、合瓢(あはせひさご)なり。この中、合瓢の損じはなるゝ時は、何糊にて附てもつかず。飯へ蕎積を加へて、よくねりて附る時は、はなるゝことなしといへり。

○蘇鐵の葉の枯れたるを黑燒にして、胡麻の油に和したくはへ置べし。金瘡切り疵にはいかほどのことにても、酒にて洗はずに愈ゆること妙なり。楠正成が家の法なりとて、左海大松屋のあるじ、予に傳へたり。予が友中根輔次郞といふもの、遺恨によりて切られし時、ふかさ四寸ばかりの疵口へ、この藥をつけて、忽に全快せり。

○遊女町をくつわといふは、文字に亡八(くつわ)と書けり。所謂孝、悌、忠、信、禮、義、廉、恥の道を亡ふよりの名なりと云說あり。されども遊女町たりとて、中には孝悌のためにうられて、年たけては主人によくつかへ、忠を盡して、その家を起させ、信を以てなさけある客とかたらひて、ふたつの心を抱かず。慈悲を推して行儀をみださゞる時もなきにあらざれば、何ぞ亡八といはんや。實は嘘の奥にあり。うかれ女といへども、人情はかはるべきものかは。こや小夜衣の重ねぎをいましめつるための設なれば、あながち孝悌忠信なしとはいふへからず。

○髮かたちの風俗はさらにもいはず。衣服調度に至れるまで、時々の流行もしばしのうちにして、いさゝかのたがひはあれど、又もとのさまにかへれり。されば先へも出やすく、あとへも戻りやすき中ほどに居るべし。煙草といふもの、むかし南蠻より種を傳へて、我朝に流行すること、後一たび絕てなかりしを、ふたゝび流行して、都鄙ともに翫ぶことなり。火の過ちあるをもて、停止となりたれど

も、人情の好みやめがたくてや、今は貴人も召さるゝこととはなりぬ。その頃のことにやありけん、洛に落書あり。

止たきは公家のおし輕、長刀（なぎなた）、法師のたばこ、元伯（げんぱく）の醫者

○予がいとけなき時までは、忍び提灯といふものありて、貴人の私用に、しのびて夜行などせらるゝ折などは、提灯に替りたる紋をしるしてともせしが、そのこと流布して、誰も／＼かはり紋をつけざる者なし。これはもと人に、その人としらるまじき爲の用意なりとぞ。されば公卿武家に限るべし。旗に紋を染め、幕に紋をつくるは、誰某と知らすためなり。農人、町家までも今は紋ありて、定紋のあらそひあれども、もとより農夫、商賈などには紋はなきはずなり。羽織といふのは、道服にて禮服にあらず。これに紋をつくること、いよ／＼いはれなしと思ひぬ。世の中のうつり行くありさま、多くはみな、かくの如し。

○都會に住める者は、美服を著し、美味を食して、瓦葺の家に起臥し、片田舍に産るゝともからは、麁服、麁食を常とし、むさくろしき所に住むも、生涯、人の果報の身にそなはる、雲泥の相違はあれとも、米を作る農夫、米を食せず。絹を織る蠶婦、絹を着ず。耕牛宿食なく、倉鼠餘糧あり。萬事分は已に定るといへども、各衣食のためにおのづからいそがはし。

○風情はこなたよりむかへる物か。將むかふより見するか。さらばむかふにありて、我方になしとおもへば、われにありてまたむかふになし。

ながめやる雪の山路の朝ぼらけ何とゐをぬる一家（ひとつや）のぬし

○月見にいづれば、われに隨ふて來るかげ法師あり。汝はわが影なるかと問へば、返したる歌とて、

我かげをわれぞと思ふ世の人にものいふ口はもたぬ影法師

○ある人、予がもとに來りて、繪に魂をいるゝと申ことは、いかやうなることをして畫き侍れば、魂は入り候ことぞと問ふ。予こたへて云。すべて繪にはかぎらず。何ごとにても實心をこめてさへ致さば、たましゐの入らずといふ物あるべからず。他のことはいざしらず。繪に魂の入たるとおもふは、諸國にて種々名畫も多かる中に、我見し泉州左海に一國寺と云ふ精舍あり。この寺は千の利休もしばらく居られし時、物好きを盡して、庭園、座しき五間ほどもあり。一間には檜の樹一本をゑがけり。一間には臥したる鶴三十五羽ばかりをゑがきてあり。いづれも彩色ありて、古法眼元信の筆といひ傳へたり。そのかみ、この繪をかける畫師、この寺に寓居すること、三年ばかりの中に、何ひとつ畫たることなく、碁をこのみて、只それのみ日毎の樂みとして、あるはこゝかしこ遊びあるくに、はや〳〵三とせを經たり。一たびだに筆をとりしこともなきは、いかにも心得ざる者かなとおもひて、あるとき住持の申されけるは、その許、畫をもて一家をなせりといひながら、筆を取りたることもなく、圍碁にのみ、年月を過さるゝはいかにや。我衣食の費をいとふにはあらねど、何處へなりともあそび給へ。愚老も所用ありて、京へのぼり、ことによりては一年も在京せんもはかりがたしといふに、彼畫師きゝて、それこそいと名殘をしきことに候へ。さあらば、年來の恩謝に、何か少しの畫をのこしまゐらすべしとて、心がまへのみにて、又四五日ほどふるに、住持は何をゑがくと見たくて待ども、絶て筆をとらず。ある夜、小坊主の、住持が居間に夜ふけて來り、ひそかに申すやう。かしこに行給ひて、そと覗きて、畫師のありさまを見給へとさゝやきけるに、やがて小坊主にいざなはれて、畫師が居間をうかゞふに、明り障子の腰板に身をよせて、さま〴〵の姿をかへつゝ、寐起するありさまを見るより、小坊主を引きよせ、こよかしのぞくべからず。はやく臥せよとて、その身も寢間に入たり。あくれば畫師、まだきに起きいで、一間なる障子にゑがくを見れば、みな臥たる鶴なり。畫勢不凡にして、丹青の妙いふべからず。さあるに、又の夜はいかにとうかゞふに、前のごとく夜もすがら寐ずして、あけなばかくや

畫ん。とやせんかくやあらましなど、獨りつぶやきつゝして臥しぬれば、住持もしらぬ顔にて過しゝが、十日あまりにして、その鶴およそ廿四五羽をゑがけり。またも夜ふけて覗き見るに、こたびは肘をはり足をのべ、手を口にあてつゝ、鶴のふしたるさまを見て臥けるに、夜あけて、かの畫師がもとに住持來りて、けふゑがき給へる鶴の姿は、かやうにやそめぬらんと、よく覗き見たる姿のさましても見せければ、打おどろき、禪師にはわがゑがゝんとおもひかまへし心を、はやくも悟り給ふは、いかに知り給へるかと問ふに、いやとよ。昨夜そのもとのやうすを、そとうかゞひて知りたりといへば、畫師、それよりして、二枚はゑがゝずして、杉戸の畫に、檜木一樹をゑがきていで立ぬるとぞ。この檜木をゑがきし後、東國へ下向の折から、東海道箱根の山中にて、檜の木の枝の心にかなひたるがありければ、東國へは下らずして、ふたゝび泉州一國寺へ立越しかば、住持見て大におどろき、東國へ行給ふと聞しに、又もや來られしは、いかなることにかといふに、さきに畫がきし檜の木の枝、ひと枝足らぬところあり。箱根にてその意を得たれば、わざ／＼立もどりたりとて、一枝をかきそへ、いとまごひしていで去りぬとぞ。畫に魂を入るゝといへるは、かゝるたぐひとおもひぬといへば、ある人も感じてかへりぬ。

雲萍雜志　巻之四

○朝がほを栽たる日より芽ざすを待は、子を育つるおやのこゝろもかくやとばかりおもひしらる。二葉よりいや葉生いで、いと細やかなる蔓の垣ほに取つくさまは、いはけなき兒の、ものをたのめてたちそむるに似たり。つるやゝこえ、葉いよゝしげりて、この蔓、かのつるにそひ、彼つる、この蔓を卷て、あらそふがごとく、競ふが如きは、路にまどへるものを案内するさまあり。あるは登らんとするものゝ手をとりて引あぐるさまなど、繪にも巧めるものをや。はなはその日〳〵に色かへて、おのがじゝに染なして、風に興るの勤むるをすゝむるにことならず。しのゝめのそら明行ほど、露を含たるが、そよ吹風にもまれて、おもげにおきあへず。ふりこぼせば、こなたの花の、その露をうけて、雫も漏らさゞる、すべて君臣相いつくしみ、父子相あはれみ、夫婦相むつび、兄弟相たすけ、朋友相したしむにひとし。人の世にあるも、この花の如く、その日〳〵をいとなみなば、さかりもいとながく久しからめと、まだきに起いで、しのゝめの曙をなぐさみ侍りぬ。

○酒、數獻にいたるときは味ひなく、肴、數種におよぶときは美みなく、煙草、數ふくに及ぶときは、にがみを生じ、茶、數碗におよぶときは、香ばしからず。

　乏しかりし時を忘れて食好みこのみの多き秋のやま猿

○予が江戸にくだるころ、親しく交はる友ありて、雞黍の約を結ばんことをもとむれば諾して、後にその志しを見ばやと、ある時、食客五人を養ふに、賄の事薄ければ、一人に黄金五兩をあてゝ、二十五兩貸し給はれと、その人に乞ければ、いと安きことなりとて、みづから持きて貸けるに、此歳の末の債逼れば、又二十五兩貸せよといふに、先に貸したることをもいはで、こたびももて來り貸しにけり。その

まゝ三とせを過つれども、こがねのことは少しもいはで、前にかはれる心もなく、いよ〳〵親み交はりけるに、その人はからず禍ありて、多くのこがね入ることあれども、少しも色に出さゞりけるがその妻、夫に云けるは、五十兩のこがねをかりて、七とせ過るに、返さゞるは、欺き奪ふ心ぞといふに、否とよ。彼人、予をあざむく心なし。乏しきがゆゑ返さゞるなり。刎頸の交情は、婦女子の知れるところにあらず。ふたゝび此事をいはゞ、夫妻の縁を絶べしといきどほれば、この後、妻もいはずなりぬといへるはなしを、ある人來りて、予に告ければ、予はその無を無として返さるゝことの能はざるを悔れば、告たる人、また彼處にいたりて、予がいふことをその人にかたるに、その人、こたへて云けるは、人は不實をなしたりとて、その交りを絶するは、知己、親友といふにはあらず。欺くも不實も、その折からの是非なきにして、世に始めより詐僞をかまへて、人に交はる輩はなし。そのいつはるとあざむくとを許さゞれば、知己、親友とは云べからずとて、予が詞にこたへけるよし、そのことをきゝてよりも、借りたる黃金の緘も解かねば、封じたるまゝをその人に返して、予はその詐を試しぞとて、ます〳〵厚く交はりぬ。

○憐愍ある主人に忠を盡し、慈悲ある親に孝をいたすは、誰も爲すべき事といへども、めでしるすべき事にこそ。愍みなき主人、慈悲なき父母といへるもの、世にありとしも覺えねど、さはあれ。主人、もし下々の心をおもひやるほどのなさけもなく、養父、繼母となる人に、産の子をそだつる慈悲なきひと〴〵も、たえてなきにしもあらざるべし。かゝれる人の心には、奉公人は、威をもて自在に召仕ふべきものと心得るは、わが身をつめりしことなければ、人の痛みを辨へざる、世事に目のなき獨合點、手前ぎはめの不人情にして、研にかけざる鈍刀の如く、磨かでおける鏡にひとしく、慳貪はにぶきよりいで、邪見はくもりよりおこる。これらの人、五常は名のみ聞知れども、主從と約するはいかなる義、親子と契るはいかなる理、夫婦と緣むはいかなる道、朋友と交はるはいかなる道といふことを、

身にとり、つとめておこなはざれば、心にも感じ得べきにあらず。假令不仁の主といふとも、その因淺からずして、君と憑み、慈悲なき養父、邪見の繼母たりとも、契り深うして子となれば、不仁の君は、臣が忠を盡すのよき的にして、無慈悲の親は、子が孝行の目當なり。かくて主の爲としあらば、こらへがたきもあくまでこらへ、親の爲としある事は、しのびがたきもいよ〳〵忍ば、その他の堪忍辛抱は、ものゝ數にもあらざるべきを、この行ひなき輩は、人の形は受けながら、犬羊鳥虫にはおとるべし。犬は夜を守るの性ありて、飼はるゝ家にあやしきを吠、羊に遜讓の心ありて、兄弟乳房の順に違はず。鴉は母鳥に反哺し、鳩に三枝の禮あり。鶯の時鳥をやしなひ、螟蛉の裸臝を子とするの類ひ、人常に知るところなり。およそ一家の繁榮は、かしこき主人ありといふとも、忠ある人を得ざれば難く、忠を有てる奉公人も、賢き主を得ざればかたし。主從互に心をうかゞひ、白眼競してゐたるもの、繁昌したる例なし。そも〳〵、天の命をうけて、世を治め給へる方は、晝夜月日の如く、萬民の爲に心勞しはしもいとまなし。その他の諸民は、あけくれ名利に馳り走りて、國を治るつとめもなく、己が眷屬をやしなふに、身の勝手のみをあがきて、專とするは飲食と淫欲のみなり。その心、犬猫などゝ同じかるべし。人を萬物の靈とするは、主從に仁忠備はり。親子に慈孝をたもち、兄弟愛敬をいだき、夫婦柔和とゝのひ、朋友信義のねんごろを深うして、しかして後に、人の人たる尊稱あり。かくてぞ一國有情の物の司となりて、畜類と異なる天下の靈なるべし。つら〳〵おもふに、その萬物の靈たる人、古より世に念を殘すに、惡事は種々の怨靈多く、善事に至德の念をのこせし例いと稀なり。口をしくはづかしく、又淺ましきことにあらずや。

一 難波の野外に、的人といふ野叟あり。裸にて腹をさし出し、この處をねらひ打と、自わが腹に指さし罵り、丸を込みたる鐵砲をうたせて、黄金をもてかけろくとしつるに、衆人、たなぐさみにこれを打てども、飛鳥の如く身をかはし丸を避るに、あたるもの絶えてなかりしかば、そのころ、世上に噂いと高か

り。さて砲術の師範する翁何某といふあり。その術のすぐれたるをもて、門弟百有餘人あり。ある日、門人來り集りて、何くれと物がたりのちなみに、的人が術を感じ、かゝるあやしきものを打得ざるは、我らが藝のかきんなりとて、師に請ひて、かれをうちて給はれといふに、師は此事を聞くよりも、頭をふりて云ひけるは、正統の火術を傳へ教ゆるもの、さやうの野業仕を打ころすなどゝ云ことは、予が教導の法にそむけり。無益の殺生なれば捨おくべしとて、門人を諭せども、おの／＼聊もうけ引ず、いかに師の仰せらるゝことゝても、世にもしさる業を爲す輩多くあらば、火術は學びてせんなし。今より師弟の約を辭し、しりぞき申すべしと、詞をそろへて述ければ、師も業にさゝはりあれば、是非におよばず。さらば的人を打べしとて、そのことを廳に訴へ出て、見使を請て、門人あまた引つれ、野外に至りて、的人を打んといふに、的人をどり出て、こゝをこそ打給へと敲くに、師は鐵砲に玉をこめ。火ぶたを切て衣類を打ば、的人煙りの中に斃れたり。門弟驚き屈伏して、師が砲術の妙を得たるを貴び、いかなる法にて打とめられしにか。奥儀を許し給はれかしと、みな／＼しゐて乞ぬる時、この術、なんぞ奥儀あるべき。かの的人は狐を役するなり。野干、食の爲にかれに隨ひ、身をその衣服の中に遁れて、形容を迷惑の人に現はす。的人を打ものは虚容を打なり。予はその遁れし衣服を打ば、野干の死骸もあるべきなりといはれたりしが。その翌日、はたして人の噂に、老狐の丸に當りて死したるが、難波の里にありけるとぞ。師は能道をおこなはれて、邪魔のありかを知れる達人といふべし。

○遠江國相良に、平田寺といふ精舍あり。いつのころの住持にや。いと慈悲ふかき人にして、多くの徒弟を教育する中に、黑法師と異名を取し惡僧あり。その性、人に諂ふことゝなく、よろづわがまゝにふるまひけれども、住持は嚴しく戒る事をせず。年だに經なば、已より耻て、その行狀は直るべしとて、すなほなる者を却りてきびしくして、惡僧をばさほどにもせざりければ、人々の云けるは、愛する弟

子なるが故に、かばかりの人にも依怙の心あるべしなどいひしろくうち、ある時、悪僧の寺を出奔したり。住持はおどろきつゝ、人をしてこゝかしこ求めしむれども、行くへの知れざりければ、人々集まり、何か失にし物もやあると穿鑿するに、折からに四五日前かた、頼母子講會に取りたる黄金八十兩を、住持が手箱に入おけるが、見えざりければ、みな〳〵打おどろき、扨こそ黒法師がしわざなりとて、大勢手わけして行方を尋とするに、住持とゞめて云けるは、彼もし金を持て行たらんには、最はや尋ぬるに及ばず。われさきに人をして求めしむるは。欠落して旅へ出なば、さこそ不自由なるらめと、路資をもあたへつかはしたくとおもひしゆゑなり。已に八拾兩といふ黄金を持行きなば、さし當りて困りぬることもあるまじければ、とかくする中、いづこへか身を寄すべし。此事、只ひそかにして、尋ぬることあるべからずとて、後は詞にもいださずなりぬ。

○むかしある國の守は、短慮いはんかたなく、獵に出たる折からに、暴風砂を吹て口に入れども、うがひだにせずして、食物に砂ありとて、給仕の輩をしりぞけなどし、只諂ひ媚ぬる族を容て、忠ある臣下を損ずること數多なりしが、ある時、いかにして心やつかざりけん、鯉のあつ物の中に、釣ばりのありけるを、取出して膳の上に載おき申されけるは、かゝる麁略の調理いたす者は、みないとまを遣すべし。庖丁の者には、切腹申しつくべきなりとありければ、料理せしものは切られにけりとぞ。飲食のために人を失ふこと、心あるべきことなるべし。梁の昭明太子は、飯の中に蠅の死したるがありしを、箸もて取出し、給仕の輩に見せじと、膳部のかげに隱されしとぞ。いとありがたきことゞもなり。

○予が閑意のもとに、こつ〳〵と聞ゆる音、終日やまず。いかなるものゝひゞきにかと、窓を推してこれを伺ふに、老さらばへし翁の、眼がねをかけて、筵の上に石臼の目を切りて居たり。予翁に問ふ、石臼の目を切ること、その數、日々に幾ばくぞ。翁こたへて云ふ。切る日もあり。切らざる日もありといふ。又問ふ、老翁齢いくばくぞや。こたへて、今年七十一なり。また問ふ、子孫ありや。答へて云、

娘あり。はや〳〵婿をむかへて、孫三人あり。予云く、已に娘あり。婿あらは、老翁かゝる業はせずともありなん。翁の云、家に六人の過はひするに、婿一人の働にして、他に資くるの費なし。われ臼の目を切たりとも、活計を補ふべきの資力に足らずといへども、欠伸のみに徒に光陰を送らんよりは、せめては鼻紙の料をもたすけばやと、かゝるあぶなき業をもしつると笑ひぬ。人の親の子をおもふめぐみ、高きも賤しきも、異なることなき、いとありがたきものとは思ひぬ。

○名和久太郎長年はその父、嚴にして、教訓の届たる人なり。おさな遊びのまじはりも、兒らに契約せしことは、正しく守て忘るゝことなく、ある時、牛を引たる童の、唄などうたひ通りければ、長年はあと追ひ行きて、わらはを呼かけ云けるは、我をその牛にのせて、川端まで行かしといふに、童うけがひ答ふるやうは、御身を乘せて行べきが、賃には何をかたまはるぞといへば、長年はわが家をかへり見て、門に生たる松を指さして、何れの樹なりとも、その方が望みに任すべし。とく〳〵やれといふに、童よろこびて、長年を川ばたまで乘せ行たり。その後、三とせがほどをへて、ひとりの男、童を伴ひ、長年が家に來りて、長年が父にむかひ、三とせ以前のやくそくを物がたりければ、長年、幼心の戯なれども、かの童はこれを誠と心得、牛にのせたる賃をはたるに、いかにいひ解ても肯せず。いかゞはせんといへば、長年が父、これを聞くより、さもありぬべし。約束をせしにたがひなくは、切らせて遣はすべしとて、童に望ませ、門前なる大樹の松を、杣に命じて切らせ、牛飼にとらせけり。里人はこれをいひつたへ、名和が約束の松と呼て、今にはなし傳へたり。

○菅野藤四郎といへる人、料理の道にもくはしく、もと淡路の產なり。ある國司につかへて、後流浪せしころ、予が許に來りて、二とせばかりを送れるに、ある時、町家に住居するとて、さま〴〵の物もとむる折から、先持佛を得んとて、日蓮の木像ありけるを見て價をきゝ、又法然の畫像のあるを見て價を聞けるを、伴ひたる人、いぶかりて、その許は何宗にておはするぞと問へば、菅野わらひて、我等、

何宗と定まりたる事もなし。依てこの二祖の中にて、價の下直なるを買て、その方の宗旨とならんとおもへりといへり。物にかゝはらざるおもしろき志しなり。

○比叡の山なる飯室谷の松禪院に、ひとりの老爺あり。坂本の産にて、農夫の子なりけるが、父母におくれて、十四歳の時よりこの寺に住居し、今年九十六歳なりとて、予、其者にあへり。せい高く、耳目健にして、齒牙かけたる所なく、白髮にして顋骨あれ、いとたくましく力あり。他へいでゝ他の物を食はず。京へいづるには、飯を握りて腰につけ、尋常の人の爲る二日の用を、ひと日に足してもどりければ、寺にはなくてかなはざる人と、いたはりて仕ひけるに、院主、三百貫の借財ありて、移轉することあたはざるを深く歎きければ、老爺わらひながらに、こゝに今三とせ辛抱したまへかし。われら働きて、その借財をつくのひすまして、移轉させ申べしと云ふ。院主、心のうちに、何をかいふやとさみしおもへど、老人の詞なれば、たのむといひしばかりにて、きのふと過ぎ、けふとくらして、年月を送りけるが、此老爺、それよりして、不毛の地には物を栽、また山林の下草を刈ては市に賣り、夜は繩なひ、筵を織り、あるは人の爲に雇はれて、晝夜寢食を忘るゝばかり働きければ、三とせがうちに、三百貫の借財をすませ、院主を太秦に移轉させけり。院主移轉の時、かの老爺が働きの莫大なるを謝せんが爲に、伴ひゐて安居さすべしとすゝむれども、われらは、此山に八十年も住なれたれば、他へ行くの志しなしとて、終にゆかずなりぬ。その後、院主、多くの謝物を贈りたれども、少しも受ずして云けるは、院主は人を濟度するの役なり。物なければ教化しがたし。我等、財を持たりとも、人の教化も出來ざる身に、不用の財はありて益なし、財の用は人にありて、不用の者に入らざる物なり。身を終るまで食料さへあらば、何をかその餘を求むべきとて、かくて又、後住にも、いとねんごろにつかへしとぞ。

○泉州堺の休翁は、茶道にくらからぬ人にて、古人の糟粕をなめざるものなり。予とともに洛にありけ

るところ、茶具等は皆自が好むところをあつらへて、諸家の法則にかゝはらず。もと豪富の家を起しはじめを聞に、休翁、手して料理することを好み、みづから爼板に直り、料理して酒肴をとゝのひ、見せにて商ひをはたらく奉公人を客として、くさ〳〵の物をもてなし、扱いひわたしけるやうは、昔今、そのもと達の働をもて、家業日にまし繁昌せり。我等一人の所爲にあらず。衆人ほねをりて、我に忠を盡し給はるがゆゑなり。けふの酒食は、謝禮の寸志にして、格別の珍味にはあらねど、こゝろよく過さるべし。かゝれば今日一日は、予が客にして、奉公人にあらねば、大かたの座興はゆるすべし。たゞ我まゝに醉を盡して、唄ふべくはた舞ふべしとて、家内はその日他所行して、奉公人の遠慮をさけぬ。この休翁が取たてたる分家、諸國に多し。今猶朔日、十五日、廿八日の三日を饗應の日とす。その日は家にもてなし、遊び日は他所へ行するなり。遊びは遊山戯場はもとより、遊里といへども差別なく、主人が慰むほどのことは、奉公人にも慰ませ、私する者は忽いとまをつかはすが例なり。家法ははやく人を取立て、分家せしめて、つとめて怠らざれは、家に身を損ずるのともがらなく、本家ます〳〵繁榮して、今なほ家業さかんなり。休翁いまだ隱居せざりし頃ほひ、用ありて京に出て、何某の大納言にはじめてまみえまゐらせし時、用のこと、すみたる後に、くさ〳〵物がたりの序、大納言の仰せられけるは、その許、和歌をよまるゝにやとありければ、左樣のこと、いまだ心がけ侍らずといへば、又仰らるゝには、凡大家を守るもの、文の道に志し厚く、風流のおもひふかゝらざれば、よろづかたくなにして和らぎなし。修身、齊家の道は、和らぐうちに堅固を備へざれば、人なづきがたし。その人となりて、風雅の心絶てなく、この國に生れて、歌の一首もよむ事を知らぬは、聲なき鳥を、蒔繪などしたる籠に飼ぬるにひとしうして、美々しく構へたる家のあるじのかひもなしとあるに、休翁、耻づる心を生じて、やがて大納言を師範とし、詠じたる和歌多かる中に、東武のかたへ下りしころ、

秋といへば月も淋しきならはしをたれかあかずの沼に見るらん

此歌、人の辛苦をたへ忍ぶの意を述べたり。ある時、古今和歌集の序に、貫之が康秀の歌を評して、歌のさまの身に負はざるを誹謗して、商人のよき衣、着たるにたとへしを見て、愕然とおどろき、わが身のうへをさとり、これよりして生涯、身には肌着といへども、綿服をきて絹を纏はず、おそれつゝしみしとぞ。家内の妻子はさらなり。奉公びとのすゑ〴〵までも、衣服の制を嚴にして、おごりなからしめたり。蒲團といへる古を思ひて、綾羅錦繡の類はいふまでもなく、よるの物など、すべて木綿のみにして、一家絹布を見ることとなし。この家に制禁の箇條あり。

掟

一商人たる身分、重ね着にても、絹の類を着すべからず。たとひ分家の者たりとも、掟に背くものは、身布、暖簾取あげの上、同家業相成申間敷事。

本家相續人誰

○予が昔を教へたる曉山といふ者、遊歷せる折から、信濃に妻をもとめ、善光寺の邊に世帶し、煙草を商ふことを家業とせしが、得意の家にて、蕎麥の粉を搔て馳走せらるゝに、好物なりとて、したゝかに食ければ、給仕するもの、その大食に興じて、しゐては出すを、腹のふくるゝもいとはで食し、さて飽ぬることを謝れども、聊耳にも入れずして、間をうかゞひては盛り出したるに、胸まで滿て腹には入らず。このうへは湯にても給はるべし。それにて送り食ふべきぞとて、給仕のものを退けたるあとにて、左りの袂へ食ひたるさまして入れたりければ、給仕の者は、湯を汲み來るを取ぬるひまに、椀を持行、こたびは山の如く盛あげ、是限ぞとすゝむるに、止事を得ず、また湯をもとむ。身はわらじにて腰かけ居たれは、給仕の來らざるまに、椽の下へ奥ふかく投入れ、食たる體にもてなさんとせしを、蕎麥搔の椀のそこに、ひたとつきゐたれば、おもはず椀をも椽の下へ投入れたれば、なか〳〵容易いだすべき樣もなく、ありあふ杖などにて、かき捜し尋ぬれども、さらに得ることとなければ、事のよし、あからさまにわびて歸りぬとぞ。物食ふにもほどのあるべく、しふるにも限りあるべし。

○熊谷次郎入道して、關東へ下向せる折から、たゞ一人、近江路より美濃へ越ゆる山中にて、盗賊二人、前後を支へて、路銀、衣服をわたすべしとて、兩人、刀をぬきつれ迫りにければ、入道笑ひながら、いと安きことなり。その方等も命をかけて、賊をわざとするは、身過ぎの爲とおもはれたり。路銀、衣服ともに遣すべし。さあれど、こゝに尋ぬることあり。聞たるうへにて、ともかくもすべしといふに、賊もその詞のはげしきに猶豫して、いかなることをか尋ぬるぞ。とくいへ。聞かんといふまゝに、入道の申さるゝは、汝はたゞ欲のみに賊をなすか。又身を立るところなくして、過はひの成りがたくて、賊とはなりしか。このふたつの返答を聞まほし。そのうへにて、とらするとも、とらせぬとも、わが心に任せんとあれば、賊等は互に顔見あはせつゝ、飲食だに自由ならば、いかでか人を害し、人の物を奪ふべきや。任せぬよりして、命に易へて、かゝる業をもするなりと云に、左あらば、今より我徒弟となりて、世をのどかにくらし、生涯無事に過るの志はなきや。もし二人ともその志しあらば、今より直に伴ひて、法をつたへて、一庵の留守居ともなして得さすべし。よく〳〵思案してしたがふべしとて、持たる路銀を取出し、二人に分ち與ふれば、賊また顔と顔とを見合せ、土に掌をつきて、左もなし給はらば、けふよりして頓に志を改め、御弟子となりて、これまでの罪障を亡し侍りたしとて、こがねをば手にだに觸れずして、頭をさげてゐたりしが、入道は大によろこび、懐よりかみそり取出で、二人の盗賊が髻をなぎ捨、法師となして、武藏野なる草庵にともなひつれ、一人を善心坊とよび、一人を法心坊と名づけ、武野念佛の弘通をなして、めでたき往生を遂たりとぞ。入道、徒弟十餘人のうち、この二人、その始めなりしとかや。黒谷夜話に見えたり。

○犬猫をふかく愛するものは、大かた人には情愛のうすきものなり。貴人はわききまへあれば、さやうのことはあらざれども、下司には多かり。飼ものに不便を加ふるほどならば、人にも情はふかゝるべき理りなるを。かへりて左もなきは、心底、世にもいとうたてし。東海道を通りける頃、予が宿りつる

驛亭の妻は、狆を愛すること類ひなく、飲食ともに狆に口うつしゝてあたへ、他より食物などもらひたる時も、主人に聞えもせずして、まづ狆にあたへて、後に人にも食はせけり。主人も愚昧にて、かゝることを妻にも許せば、狆に對してものいふこと、あだかも人に對するにおなじ。これによりて、あたりの者、此妻に化名して、狆のかゝとぞよびける。その妻、おのれが子なければ。甥を養子としつれども、狆となからひよろしからずとて、讒言をかまへて、甥を退けしとぞ。此甥おもふに、われを狆に見かへしとて、詫もせで、再び家にかへらず。人みなつたへ聞て、さらに子となるべきものかつてなく、その家、つひに絶えにけり。この妻、養子を愛すること、狆のごとくせば、その家ながくさかえたらんを、愚夫愚婦の所爲、邪路におもむく、かゝる類ひ、世にいと多かり。

○鴨の長明に、守りを給はれと、ある人の乞ひける時、

守りとはおのれもしらず小山田に弓もて立てる案山子也けり

とよみてつかはしけるとぞ。神佛の靈驗を得んとおもふには、己が心を正しうして、その正しき心より念ぜざれば感應ある事なし。おのれが信を神佛に通ずるには、命をもすつるほどの心なければ、感じ應ぜざるなり。人とまじはりて、人を頼むも、これと同じかるべし。小町、能因が雨乞も、歌を詠ぜしのみにては、天地も感じ應ずべからず。天地もうごかし、鬼神をもあはれとおもはする歌にても、その崇敬してよむ者の、誠心なければしるしあるべからず。

○一音寺の庫裏を働ける老婆あり。年七十になん〳〵として、多辯いはんかたなく、あけくれ人の噂をいひ、無益のぜいをのゝしることゝ、いとかしましくうるさければ、ある人、諷諫のこゝろにて云けるは、多辯長舌なる者は、その意氣をむなしく勞て、嗒焉呼吸を養はざれば、必ともに短命なりと物がたりければ、それより後は、かの老婆、なほ長生やしたりけん。物いはんとしては止みぬるさま、いとをかしかりしとぞ。さばかり生のびたる老婆の、猶いつまでか世にあらんとての心づかひ、欲にかぎ

りのあらざるよと、物がたりせし人のありし。

○暴風家を倒し、洪水人を溺らし、地震て崩れ、雷おちてうたれ死するなど、世にこれらのたぐひを、なべて天災といへども、昊天なんぞ人に災するのことはりあらんや。此わざはひは、人みな、われより招くとしるべし。暴風の氣、洪水のまゝ出る。地震て山くづれ、雷に撃たるゝ、大かたは天地不正の氣、滞るところある時は、そのふさぎたるを催促の順環にして、不思議なることにあらず。人たま〳〵これが爲に横死を得るものは、多くは、凶悪無頼の徒にあり。そは天地不正の氣、人の悪心怒氣に應ずるなり。所謂同氣あひもとめ、同聲相應ずるのことわりとしるべし。

○狐は奸智ありて、疑ひ多き故に、かれがよこしまにひがめる性を忌みて、人愛せず。狸は癡鈍にして、暗愚なれば、人も憎まず。予筑紫にまかりし頃、ある寺にやどりける夜、あるじの僧の、あれ聞たまへ。今宵は月のさやけさに、狸どものあつまりて、腹つゞみをうつなりといふに、耳をすませば、その音、はるかに響けり。砧のおとにやあらんとうたがへば、左にもあらず。向ひたる岡のこなたに一むらの藪ありて、他には人家なし。狸ども、そこにあつまりゐて打なり。住持云、われ、この寺に居ること、およそ九年になりぬ。三とせ過ぬる秋よりして、人々、この音を聞つけぬ。予もいぶかりて、そのところを尋ね見しに、只狸が栖める穴のみありといへり。あくる日、行て見侍るに、はたして人家は絶えてなかりし地なり。太平の民は鼓腹すなど、古語にもいへば、腹つゞみはめでたきためしにや。

雲萍雜志 大尾

天保十三年寅十二月官許　同十四年卯五月刻成發行　鶴谷榮次郎校合

東都書林　本八町堀五丁目　伊勢屋藤七
下谷御成道　英屋文藏

閑なるあまり

閑なるあまり

閑なるあまりに、さま〴〵筆記などをさぐりけるが、いともありがたき仰ごとのしるせるをみるごとに、いさゝかこゝにしるしぬ。此うへなほ、このたぐひの書翰を捜索し、書たして子孫にしめさんとばかりなり。例の事、まつたくせんとしては、時日をのばして、しかも事も終ざるものなれば、まづそのかたはしをしるして、旨言をかいつけて、これを子孫にあたふるものなり。やむごとなき仰ごともあれば、意外に出すべからざる事を、示しおきぬ。

文政丁亥十月八日

樂翁

閑なるあまり

松平樂翁著

東照宮上意に、日本船と唐船と戰ふは、鷹に鶴を取する心ならずば、勝利あるまじきぞ。たとへば千町の田地に、鶴多くこれある時、これを取べき爲に、逸物の鷹を千居もとめても、鷹匠下手なれば、鶴を取こと不レ叶、鷹匠上手なれば、常に寄をこしらへ、肉をあてがひ、所を定め、天氣と風との間を考へ、息合調子を以て合する時は、一居にて鶴を捉こと疑ひなきぞ。何ほど逸物の鷹、心剛なりとても、鶴を一分にてはとる事あらざるぞ。唐船と日本船とは、鶴と鷹とのごとくなり。日本船なにほど心剛なりとても、彼に勝事かたかるべし。兼て覺悟の入るべき所なり。〔稽德編君臣言行錄を引て載レ之。〕

同上意に、三州の主たる時は、近國に用心せしぞ。關八州の主たる時は、東海、東山、北陸三道の治亂を考しぞ。今又日本の主となりては、諸國の治亂をきかするぞ。子細は異國亂るゝに、日本治りたりとても油斷するは、東山義政の茶の湯、大内義隆が學問、今川氏眞が歌道ぞ。いまは諸異國も治平なれば、日本の政道までなり。若異國亂るゝ時には、其時にあたつて、よき武將をえらび、九州におき、異國をおさえさすべし。既に上古、神功皇后異國を退治の後、九州のうち筑後の國に、武内大臣を差置れ、異國をおさえさせたまふ。異國の王孫權、日本を責めんと數萬の人數を出す。然れども神功皇后三韓退治のやうす、武内大臣九州に居、政道明白高大なることを聞て、〔謹曰、政道明白高大、すなはち武内

の基也。」日本の兵と戰ふとも勝利なからむと、軍勢病にかゝりしとて、異國の兵船半より歸帆す。偏に武内筑紫に有し故なり云々。其後、人皇八十一代龜山院御宇、文永年中、鎌倉將軍七代目惟康、執事時宗代に蒙古國北狄より起りて、中華を治め元と號す。日本を從へんと度々書翰を贈り、使者を立けれども、日本にて不レ請。是に依て日本の武勇をこゝろみに、兵船千艘渡し、九州の内を亂妨すれども、はか〴〵しき一戰もなく、矢種つきしゆゑ、千艘の船、無事に歸帆して、日本の武威、きゝしよりおろかなりとて、弘安四年に、蒙古兵船六萬艘渡し、平戸五龍山に着岸す。然るに八月朔日、大風吹て蒙古の船こと〴〵く海中に吹流し、生殘る兵をば八方に散す。是れひとへに、元の世祖、弓箭に取ほこりたる故なり。文永の千艘の船を、手いたくあてざるは、日本弓箭のおくれなり。是を手いたくあてば、弘安の兵船は渡海すまじきぞ。右の大風は賴みにならざるぞ。此時良將を擇び、九州に於て手いたくあてよ。尤萬里の海上一帆に來る。油斷することなかれ。兼て覺悟第一ぞ。子細は身に灸をすると、又飛火の心得にて、油斷と油斷せざると、よろづ考へ見よ。秀吉朝鮮まで追討の時、朝鮮王武道のこゝろ少しあらば、木曾判官を釜山海におき、日本勢を押へとせば、朝鮮進發むなしくなるべけれど、朝鮮數年平治にて、武勇悉く取うしなひ、柔弱華麗なる事を内々聞、弓箭に取ほこりての事なり。すべて用心は太平の時なるぞ。寸善尺魔とて、異國太平なる時は日本より責め、日本治平なる時は異國より責め、源氏太平なれば平氏をせむるぞ。たとへば隣家の燒るに、此家の用心せざるは愚なる事。〔同上御遺訓にも此御旨有レ之。〕

同上意〔江戸御城御要害付而の上意の内。〕將軍當城に居らるゝは、東夷を押への爲なれば、是より奥の方へ向ひての要害とあらば尤の事なり。帝都の方は味方の地の義なるに、其かたへ向ひて、要害とあ

るは無稽の義なり。〔稽徳編。〕黒田、鍋島異國の押へを被ㇾ仰付ㇾ之時、〔大猷院様御代也。是は土井大炊頭、林大學頭問答なり。〕黒船よりも、明を御心許なく思召さる。明は日本に近き國なり。故に如ㇾ此し。長崎津内に是ある唐船どもは、懐中の毒蛇ぞ。少しも油斷はなるまじき事と思召、其上日本中の事は、縱ひ戰勝ても、其一家のおくれなり。異國の押への義、よくすれば日本の譽なり。あしくする時は日本の恥辱なり。是により、長崎御番所はすぐれて大切なると、上様にも思召せる、殊に明よりは、日本を望みたる事度々なり。又朝鮮の報ひも如何と思召れかくの如し。〔同上。〕

甲斐庄喜右衛門長崎奉行被ㇾ仰付ㇾ候時、日本の内にては御當家御亡び、他人天下を取りても、是は御一分の恥計也。異國へ日本の地、一寸なりとも遣しては、日本の恥なり。左候得ば、大切の事なるに付、隨分油斷仕まじきよし。〔同上。〕

少し口間もの等のいふ、異國船の來ると聞ごとに、何かと心をくだきぬるは、少量の故なるべし。如何となれば、江戸の咽喉たる總房相州の間などは、御三代の内、何かと御定めもあるべきに、左も聞へざるは、いかにと疑惑はれざるなんといふものおほきが、世にいふ御遺訓のごとき御事ども、昔集めしものを、くりかへし拜閲したるに、少しその御趣意をうかゞひし心地す。既に神君にも、木曾宿者にても道、つよくおこなばなどの御深意を伺ふに、もとよりこれを御たとへにて、文武兼備の人をさしおかれたらば、もとより論に不ㇾ及、猛將の一人にてもおかれなば、それにても再び襲來することはあるまじきの御旨なり。されば房總相州の海口、樞要の地といへども、申すもおそれある御武備の御膝元に、大身小身それ〴〵の諸大名邸を列して、毎年詰居ることとなれば、その御備に及ぶものあるべからざれば、其御定無ㇾ之道理とうかゞはれたり。それとても今のごとく、異船折々洋中に出

沒し、時には近港まで漂ひ來ることなどあらん如何あらん。そのころ、實に漂流したる紅毛船ありしのみにて、寡聞ゆゑにや聞も及ばざれば、まづ今の如くはあらざりしとみれば、御膝元の御備の外に、御役持なき事を伺ひしりたるなりといひぬ。其餘を何かといはゞ、則論等の論に及ぶべければ、我ともがらいふべきことにあらざれば、問もせざれば答もなし。只神君の鷹鶻の御比諭、誠に中たるにも不レ及。只々奉レ敬服レ事也。尤唐船とのたまふは、あながち唐山に限りし御旨にはあらず。唐國、蠻國をさしてのたまふ事しるべし。さて凡智のもの等はとにかく、うへ見ぬわしのこゝろにて、只我等とし。我國強大なりと、小量淺陋の心より思ふが故に、我火術、我大銃をもつて寄來るところの異船をば、立どころに打くだくべし。我得るところの長沼流、甲州流なんどの軍備に勝ものあるべからずなど、かつて敵をはかることをせず。外國はいつもかの文祿朝鮮の軍の如く、日本の人勝べきものと心得、萬一襲來するとも、聊おそるゝにたらずといふ類ひは、實に醉中の放言、夢中の狂語にて、聞にたらぬことゝなり。彼國は常に攻戰たえずして、器械もおのづからくはしく、場かず物なれしものもすくなかるまじく、ことに蠻國の兵卒は、戰爭のためにやしなひおくと聞けば、我壘の上の兵法にては不レ及をしるべきなり。鷹鶻の御比諭、よく／＼服膺し、兵法、火術はいふに及ばず、軍船の事よりして、陣營配陣の事、器械の上までも實地をふみて研究し、藩翰の御奉公をつとめ、父祖の名をくださず、御爲を盡すべきことを、一日もわすれざるべし。もとより其軍學とても、皆今日の躬行にありて、臣民よく服從するにあらざれば、只々徒法にて、かつて用にはたゝざるなり。しかるに軍戰の事は、夢ものがたりのやうに心得、今日般樂怠傲して、かつてわが職分をおもはさる輩も、少なからざるやうになりゆかば、藩翰の職を何とかいはん。藩翰干城の名有て、もし實薄くばいかゞせん。上

よりは昔より聊かはる事なく、數多の拜領代々たまひぬろうへは、たゞわが覺悟よりして、虚名とするは、御備をみづからかくにあたりて、みなわが身の上の罪なり。早くこのところに心づきて、志をあらたむべきなり。大砲いかほど備へ、武器いさゝかかくことなしとて、事すむと思ふは、かの鷹鶴の御比諭にそむくものにして、かやうなる藩翰のつとめ、いかで君恩に報じ、わが職にかなふべからむ。まづわが躬行よりつゝしみ／＼、萬づに私なく、正道をもつて政事を取行へば、臣民服從せざる事なし。これ軍法の基本なり。夫よりして陣法器械に及ぶべきなり。わが躬行正しければ、おのづから奢侈に費すこともなく、諸有司も其心を體する故に、國用は足るべきなり。若又大費ありて國用不足ならば、猶も節儉をつとめ、信義を厚くなして、國用をたすべきなり。皆此心ならば、御代々々の御恩惠に、少しは報ずる勤ともいふべきなり。左なくしては兵の事をも論ずべからず。藩翰となりて、兵の事をも論ずべからざるに至りては、是を何とかいはん。鷹鶴にあらず、いかで鶴を得む。鷹の御手當十分なれども、よくせざるは、たれのつみぞや。よく／＼思ひ見るべし。

文永の頃の武威のおとろへより、弘安の元兵も來りしとの事、恐威あまりあることは、申すも憚あることなれば、只々感泣するのみ。已に文永のころ、唐山の使をきらせるなどは、今にくらぶれば、英斷不動の見識にて、その頃は、いまだ武をわすれし世中にあらざれども、神言已に如レ此なれば、猶以恐懼戒愼すべきことなるべし。其餘、元世祖の日本を攻めしも、秀吉の朝鮮を攻めしも、皆弓箭に取ほこりたるとの御諭、實に奉レ感に餘りある事なり。其外萬里の海上一帆に來る、油斷する事なかれとて、爽上邪火の御比喩にて、覺悟の有無を示したまふ。實に武士たるものゝ、頂上の砭針無レ此上御箴戒、不レ堪二恐感一といはんも恐入計なり。太平なる時は日本よりせめ。〔秀吉、朝鮮を攻めし則是な

り。」日本治平なる時は、異國よりせむるの御數言〔文永、弘安〕則是なり。」ならびに朝鮮久々平治にて、武勇悉く取うしなひ、柔弱華麗なりし故、何の子細なく攻亡ぼされたり。秀吉彼柔弱なる事を内々聞、弓箭に取りほこりての事なりとの御諚也。其頃日本武威盛なり、太平猶も打つゞく事なれば、かの朝鮮の柔弱華麗の世に似るまじきともいひがたし。それを聞て、弓箭に取ほこるものあるまじきともいふべからず。くりかへし此御垂教の事ども、刻骨して忘るべからざる事なり。一體日本の人は狹隘なる性おほき故、たとへば下町のものは、山の手をだに知らず。川崎の外へ出るもの稀なる故に、海は品川の如く、川は大川、玉川の如きとおもふ計にて、思慮もたゞ目先の事をつとめ、かつて遠慮遠謀に及ぶべきなきを、よろしき事と心得る風になり行なば、愈狹隘になり行べし。されば敵はいつも甲州流の組立の如くして、來るべしと思ふ輩もありて、よそを知らざる故、只我知る所のみを信ずるやうなりゆきては、尤以て歎息に堪へざる事なり。神君にも異國の事聞ても、油斷するは大内今川ぞ、などゝまで示させ給ふなるは、こゝに一つあやしき事あり。文化のはじめ頃か。蝦夷の遠島にて、ヲロシヤの船人騷擾せし時、都下の人情大に騷動せしかば、已に至ての遠島の事、かつて驚くべからずと叮嚀ありし程に、さまざま浮說增長せし事なりし。近頃異船相州の持場近く來り、又は浦賀へ來りし事などありしが、人情なれしにや、させる浮說もなく、人情尤靜なり。又其後に至り、いづかたの沖に見へしなどいふ事ありても、密事の樣に心得、聲高くはいはざる風となれり。都下にてよし密事にするとても、その浦々近領には、人數も出すことにて、聊密事のあつかひにも無レ之を、兎角に人前にては、語るを憚る人情となりしもいぶかしき事にて、よきかあしきかをわかず。實に杞憂をいだくは實情の事にて、尤臣子たるものはあるべき事なるを、求め過たる事と、事を好むものとい

ふも、一概にはいふべからず。もと杞憂の情はあるべき事なり。大切に思ふ老父母を常々思へば、いさゝかの感冒なりとて、よそごとゝはおもふまじきなり。寒溫の不定についても、何かとあんじものし、あしき病ひ流行する時には、その邪氣をよけ。山嵐の氣をさけんとこそおもふべけれ。これ人の至情なり。古より忠臣は孝子の門より出るといへば、老父母のいたづきをも、心にかけざるものは、何事にも實情はあらざるべし。さればこいをいかでそしらん。されども又淺はかに口外して、かゝる事聞ゆ。かくあらばかくせんなど。建議處置の事までも茶話にいひさわぐは、尤にくむべき事なり。如此淺はかにいふものは、心中さしても思はず。只我才をてらはむ爲にして、實に御爲をおもふにはあらざるものもおほかるべし。かの君子は國を患ふるの心あるべし。國を患ふるの語あるべからずといへる如くして、只心中に御爲ならざるとおもはゞ、我〻分にて、少しも防禦など藩翰相應のこゝろがけもなすは職分の當道なり。其あたりまへの志を、はこぶまでの事也。

それ大君の封領を、それ〴〵おびたゝしく賜ふは何故ぞや。藩翰の御かための爲にて、天下の御爲なり。さるに諸侯の徒にほしひまゝに躬行をなし、飽食暖衣し、我嗜欲に適する事のみを心として、臣民の上をかつて思はず。かくても我は祖先何がしの裔なりと、人に高ぶりて、我儘のふるまひをなし、御奉公といふは、朔望登城などのみの事と、心得るたぐひになりゆきなば、其の祖先の罰はものかは、御恩惠に對し何といふべけむ。かゝる不肖の主人なれば、天罰を得てさま〴〵禍殃來り。困窮彌增に至りても猶さとらず。第一祖先の事をもおろそかに思ひ、血統の事さへ心を用ひざる樣に成行ては、天惡み鬼うらみて、いかで其國を全くせん。されども泰平の御深惠故に、四つの柱は折れはてゝも、大風など吹ざるうちは、さすがにむかしのたてかた故に、さして崩れたをれもせざるを、

金殿玉堂泰山の安き心にて般樂するたぐひ、淺ましき事はいふべくもなし。さてかくのごとくの心にて、下へは放蕩をとがめ、上をなみするなど疎なりといはまし。是かの令するところ、我がする所に反する故下從はざるなり。其下たるものも上にしたがひて、苟且にやすんじ、かつて盡忠報國の心なし。かくては上下とも、神言に背き職分に背きて、猶も長久ならんとおもふはいかにぞや。戒競いさゝかも安き事あるまじきに、猶も我家のよきうへにもよくし、尊きうへにも尊かれとて、なにかと我罪戾をますことを思はず。徒に市童の憐をうけん心はいかにぞや。これその國家のためとおもふが、國家の爲ならざるを知らず、我身の爲と思ふが、我身の爲ならざるを知らず。かゝる心にては、神言のいかにも、可レ奉二恐惑一事も、心には徹すまじくやあらん。偖又、世々ふみにしるすごときの不レ可レ見の輩ありとも、かならずそしるべからず。只々我身にかへりみて、つゝしみ眞實に、上を大切に奉レ存、御奉公精勤、家來を惠み、政事を正しくし、萬づ華美なることをはぶき、臣民の手本なることは聊のひまもわすれず。必迫困窮のうちにても、武器備禦の具一つもつくりたし、藩翰の職分の勤、道具に心を盡すが我輩の當道の務なり。あしく心得なば、隣の燒るにも油斷する樣になりては、神慮にそむかむ事必せり。偖今こゝにしるす、御奉公精勤といへど、朔望登城の勤がくることとなく、參覲交代の期を、延縮せざるごときをいふにはあらず。是等は家臣たるものは、智愚となくつとむることにて、御奉公の一つといふべきことにはあらず。あしく心得なば、夫さへ塞しあつしとて、怠るやうになりて、俗にいふはしにもかゝらぬことなるべし。只篤實に御爲を心得、初めにいふごとく、政道を正しく、臣民を撫育し、文武の道を厚く心懸て、御爲を心とするを精勤とはいふなり。我猿智惠に慢じて、何かと位にあらずして、建議處置の論をいふは、實に盲者にして、かへつて御爲な

らざること也　よく〳〵つゝしみ思ふべし。さて大名の通患、智あるも愚なるも、大凡一般の患ひ一つあり、一つは何ぞとなれば慢心也。我儘も此慢心より出るなり。幼時より家來なんどのそやしたて、じ道理といひて阿諛するよりして、我封國にまさるところなきやうに聞習ひたるは、主人も幼時のうちはあしき事もなければ、おのづから賢才豪雄のやうにおもひ、藝事をなすも、みな極致にかなひしやうに思ひ、われにまさるもなきと思ふより、これはきらひ、かれはせずと、皆我儘をよきことゝ思ふ様になり行て、この慢心にこゝろづくを、大名修身の第一番の手を下す所といふべし。

東夷御押への御神慮、長崎奉行を命ぜられし御諚など、實に天下の天下たる御心より出たる、御代々の者、上意只々奉ニ恐感一といふも恐入たる事なり。餘りの有がたきに、何かと猶又いひつらぬれば、踰等の罪にもひゞくべければ、いはざるを以て、子孫への教誡とするものなり。

畫證録

畫證錄序

事物亙二古今一變遷無レ窮矣。博洽之士。或求二其遠一遺二其近一。縱令事涉二瑣屑一。亦是格物之一端也、豈得二言レ之爲一不レ足レ論乎。不佞偶錄二見聞所レ及數事一。以徵二于畫圖一。何者抑百聞不レ如二一見一。且記注之間。與數十言猶難レ演二其概略一。讀者動不レ堪二煩冗一矣。唯一覽瞭然得二其解一。無レ如二畫圖爲一捷逕一。是以古人有二圖會之作一也。故本邦梵刹緣起。高僧傳記。往々併レ畫作レ之、令二觀者不一レ倦。頓得二其意旨一。又一種稱二繪詞一者。兵革戰爭。風流佳話。嬉戲談謔之類。名匠揮筆不二一而足一。蓋昔時爲二内宴雅賞設一。故縉紳多作レ之。迄レ今存者。僅星落々。所藏家秘二帳中一不レ可レ覘。幸有二模本一。亦以充二奇寶一。此無レ他。爲下其人物衣冠制度。宮室器物規模。可二以觀一可中以徵上焉。然畫亦有三用與二不用一。不三必拘二工拙氣格一。若夫後世。坊間時行紙畫稗官小說繡像。槩是俗工便手似二不レ足レ觀者一。但以二其目前所ロ視寫レ之、故可レ證二於當時事物一。則是有レ用。倘雖レ令三妙手極二精巧一。任レ意師レ心鹵莽滅裂畫下當所レ不二見聞一者上。只稱二珍奇一徒費二目力一而已。夫何用之有。故不レ論二雅俗一專攄二古圖一。以就二言辭之簡一。庶幾披レ卷不レ牽二睡魔一者也。

天保十年己亥冬日筠庭主人題二於無事齋南牕下一

畫證錄目錄

畫證錄

喜多村信節著

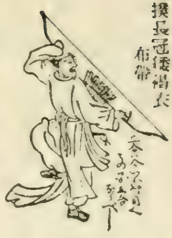
〇相撲人古圖　行事等の事

相撲の節會は、安元年中より絶て、其名のみ聞と、著聞集に見えたり。公事に絶しかど、世に猶行はれし事也。鎌倉にて相撲執行せられし事、東鑑に往々見ゆ。其頃、畠山などの大家をはじめ、大力にして相撲をとれる武士多く聞えたり。職人盡などにも、相撲人出て、皆々、これを業としたるもの也。〇玉勝間に、江家次第に、すまひの事をいへる處に、犢鼻褌上著ニ狩衣ニ差し紐と見え、古今著聞集には、烏帽子、袴など著ながら、すそをくゝりて、とりたりしやうも見えたり。然るに、榮華物語根合卷には、はだかなるすがたどもの、なみだちたるぞ、うとましかりけるとあれば、むかしより裸にて、とりしにこそといへり。おもふに、狩衣など著るは、いまだ相撲とらぬ内の像なるべし。古畫をみるに皆然り。又平日、人の家などにて、試みにとることもあらむには、褌くゝるまでにて、裸躰に及ばぬ事もあるべし。

會々踏物語、もと吉原の事をいへるに、觀世ものども多く集たる内相撲も見えたり。又色音論草子にも、禰宜町にきこんが歌舞伎相撲とあり。慶長より寛永ごろの事也。相撲大全に、勸進相撲は、山州下桒山八幡宮再建に付、正保二年六月下鴨會式の内、十日の間興行す。是京都勸進相撲の起り也。江戸は寛永元年、明石志賀之助寄相撲と名付、四谷鹽町にて晴天六日興行す。是始なりといへるは非なり　勸進とは、寺を勸ることにて、堂社建立の爲のみいふにあらず。それよりさき、伏見繁昌なりし頃、諸國より名譽の相撲ども來て、京にも伏見にも勸進せし事、義殘後覺などにも見えたり。又右の說によれば、京都に、江戸よりも二十年ばかりおくれたり。さはあるまじきことは、近江國は昔より相撲をとるもの多く、



相撲人古畫
サヤ巻ハタフサギニ



相撲長冠緌褐衣
布帶





九巻本栄花物語かゝやく藤つぼの巻

立合も裝束同上勝方立合舞といへり、



年中行事歌合奥書にも、左右の相撲人犢鼻のうへにかりぎぬはかまをきてと有。古記に犢鼻褌とはあれど、たふさぎをいふなるべし



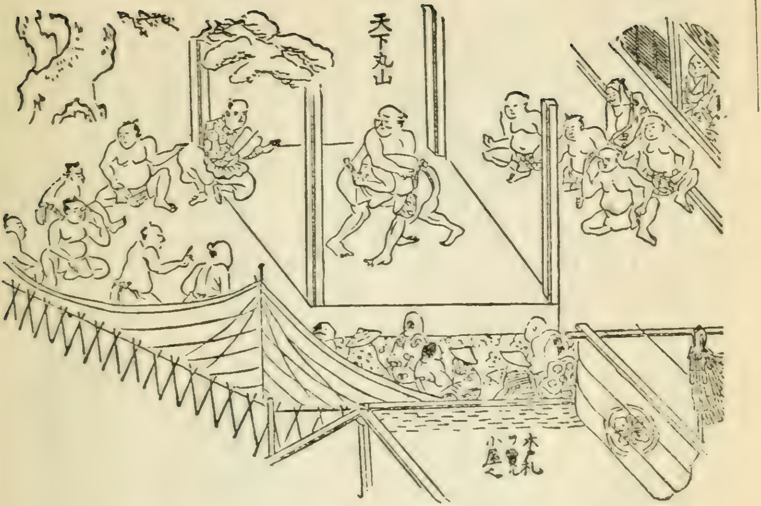
甘露寺職人盡相撲取
道のおもひ出に相撲の節にめさればや、



鎌倉職人盡
たふさぎはみな此體なり。布の前に當る處は紐あり。後に當る處は裂て二つにしたるもの類。されば結ひし處を四つ結といひしことも聞えたり。今は是を三結といふ。

石部、草津の兩宿より出合て相撲をとる。大名がたに聞及ばれて、相撲の衆上て召かゝへ給ひしと、東海道名所記などにもいへるは、文祿、慶長ごろのこと也。〔割註〕粟津のさるなどいひしもの是なり。又志賀之助か四谷にて興行せしといへる、寛永の年號は、恐くは寛文の誤なるべし。寛文、延寶のころさかりなりし丸山仁太夫といへるものと、志賀之助相撲とりしと也。關東遊俠傳に、夢の市郎兵衛とて勇猛義氣のふるまひ世に聞えたる者あり。志賀之助と年ごろむつこや深かりけむ。其頃、京都に角力の御催ありき。大關は丸山仁太夫なり。此者、大漢にて三尺の間に、横にならでは入がたき程にて、

力は門扉をはづし、大石を持などするに、並ぶものさらになし。されば江戸に名高き相撲の手取明石志賀之助をおはすべしとの事にて有しかば、こは東西日本一の勝負ぞと、國々へも響き渡りぬ。志賀之助、この事を市郎兵衛に語りける。此度のはれ相撲、日本一の號を得むことの有無極りぬ。勝敗は定め難けれども、大かたは我勝べし。たとひ負るとも、名をくだすまじとおもふ也。いかで是を見とゞけ給へかしといひければ、市郎兵衛、心得つとうべなひ、打つれて都に上れり。既にその日になりければ、市郎兵衛云やう、けふ相撲もし負なば、我も命はなきもの也。そこをよけんとしては、相手を切らむに事ゆかず。唯二人ながら重ね切にして、我腹のきりやうをも諸人に見すべしとて、やがて相撲立合とり結ぶ時、市郎兵衛はにらみつめてひかへたりしに、仁太夫、力勝れるにや。志賀之助を引つめてつとさしあげぬ。あはや投出さるゝと見しに、志賀之助宙にかへりて、仁太夫を蹴たふしたるは、山の崩るゝ如くにて、ほむる聲、堂上堂下一同にしてなりやまず。志賀之助は、是に依て日本無雙の號を賜り、面目を施して退り出ける。丸山が弟子ども、安からぬ事に思ひ、このむくひせむと企るよし聞えければ、市郎兵衛はからひて、彼等を懼るゝにはあらねども、勝ては甲の緒をしめよとこそいふめれ。あとをば我に任せよとて、あすは志賀之助こそ、江戸へ下るなれといひふれて、其夜、ひそかに忍ばせて京師を送り出し、あけの日、市郎兵衛は羽織の背に日本無雙明石志賀之助といふ文字を縫付たるを著て、深あみ笠引こみて立出けるに、丸山が徒の企ありといひしは虚說にや有けん。事故なく江戸へ歸れりとなむ。○近世奇跡考にも其を引て、丸山仁太夫を仁王仁太夫といへるは心得がたし。此者、さる大名ある事を聞ず。又志賀之助を市郎兵衛と共に、寬永中をさかりにへたる者也といへるも非なり。〔割註〕市郎兵衛は、元吉原にて喧嘩の事によりて、譽を得しことゝ見え、又志賀之助は、四谷にて勸進相撲寬永元年といへるをもて、さはいふにこそ。されど市郎兵衛が年の程も知られず。おもふに、志賀之助より齡高かりしなるべし。仁太夫、志賀之助は、似つかはしき年の程なるべければ、寬永中を壯年の時といふはあやまりなり。本書には何とも是なし。又文字しるし



たるはおりも、奇跡考には、ことなかざりて、金糸もてぬへる黒繻子の羽織といへども、本書にさはなし。其頃、いまだ金糸繍有べからず。たとひはかなき艸子なりとも、引用るには、原文の儘出すべし。されども餘りに、くだ〳〵しきなどは引直もすべけれど、其道の違はぬやうに心すべきを、その事實を失ひ、殊にあらぬ事加ふるはいと宴りなり。〔割註〕〇爰に繪圖を出すは、寛文、延寶頃、四條河原の圖の中、丸山仁太夫相撲の處也、天下丸山と有は一字脱たるなり。やぐらにいほり形の札あり、圖の如し。

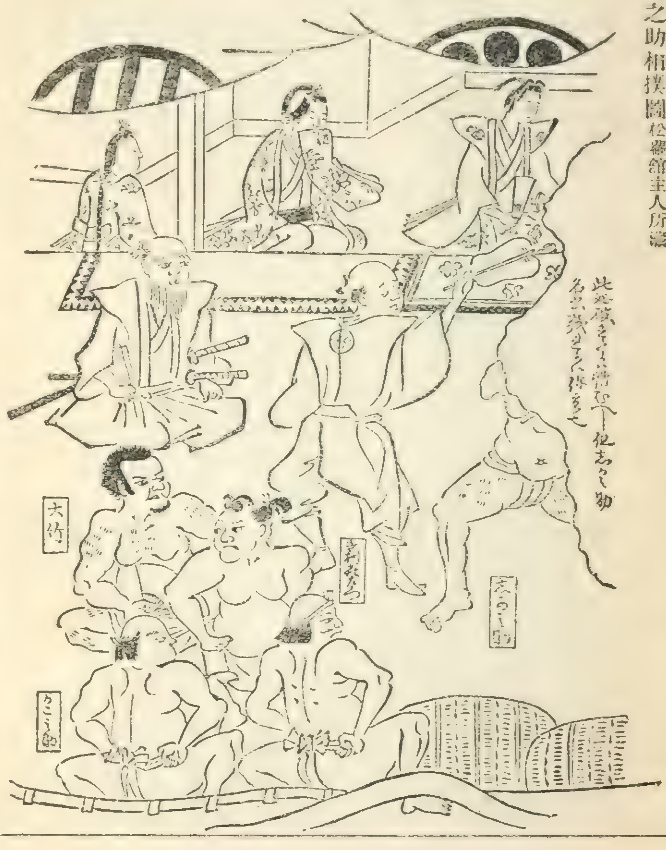
此札、ヤグラノ右ノ角ニアリ。



〔割註〕此繪卷物、寛文、延寶の證多し。その內、夷屋儀左衛門芝居あり。四條河原物眞似名代改帳に、仕かた物眞似夷屋松太夫、寛文九年酉五月七日、夷屋儀左衛門と申名代御赦免被レ成候と有。寛

延寶年間紙畫明石志賀之助相撲圖 松羅館主人所藏

むかし小兒の翫びの板行繪也、古屏風の下ばりより出たりさて　このたぐひの畫どもあまた出たる、みな延寶年中のものなり　此畫紙竪一尺三寸横八寸餘ばかり、一覽の矢席上にてはな帋の端に寫其形をうつせしなり



文は十三年に延寶と改る、これにても知べし。○此圖、かたやの形、今とはいたく異也。今はめぐりに土俵なるべし。土俵ある故、俗に土俵とのみいふ。むかしも土俵を用ひざるにはあらず。次に出す繪を見べし。○行司の體、異風なり。」

古の繪に、大竹とあるは、相撲大全に、古人の名を擧たる內、丸龜家の中に、大竹彌五太夫とある是なるべし。かこの助はいまだ考へず。○行司の出立は、同大全に云、古代行事裝束、侍烏帽子を戴き、素袍を着し、すあふを結びてたすきとし、揮を以て相撲を合せしもの也。中古、風流になり、えぼしを取、茶筅髮にして、すふを陣ばおりに替、裁付をはき、揮を唐團扇にかへたり。此出立、漸く久しかりしに、享保年中より又裝束轉じて、著流し小袖のうへに、上下を著し、股立を取て立出、古の風流より今の變化に心をつくべき也といへり。麾を用ひしこといかゞ、えぼし素袍にても古きに依らば、弓をこそ用べけれ。さなくば疊み扇にてもあるべし。裁付を著たるは、上に出たる仁太夫が、相撲の圖に、筒袖唐人衣裝の行事みゆ。同頃なれども、爰に出たる喜左衛門は上下姿也。江戸の風は、京師とかはれるにや。

其後は、上がたも此風廢れるなるべし。類柑子闘雞發句合「裁つけの足に覺悟や錐袋」といふ句の判詞に、たちつけの體、田舍行事と見えたりと有。京師に行はれたらんには、田舍とはいふまじきを、唯江戸の風に殊なるを然いひしとかや。○彼仁太夫が大全には漏たり。後享保の末の頃、仙臺より出たる丸山權太左衛門が事は、大男の部に、長六尺三寸七分とあり。相撲今昔物語といふものに、大坂天滿の吉田氏なる者のもとにて、大なる青竹を權太左衛門がねぢりたるを、あるじ、めでゝ花生筒とし、丸山筒と呼て秘藏した



元祿三年板人倫訓蒙圖彙

りとなむ。此事も奇跡考に引に、丸山、昔ていたゞきに丸き瘤ありて山の如くなりし故、丸山といふといへり。瘤の有しことはしられど、丸山の名は、それに依のみにもあらず。仁太夫が號をとれるにこそ。〔〕睡餘小錄に、享保九年六月、深川八幡社地の相撲番付を載て、その前頭の首めに、奥州成瀬川土左衛門と有に依て、今俗に、水死のものを土左衛門といふは、彼が肥滿せしに似たればいふなるべしと、由來はいへり。さもあるべし。重て按ずるに、天正の頃にも、參州の人に大津土左衛門といへる勇士あり。又云、昔は大鬮を最手といへり。或人云、腹の大きなるを最手腹といふは、相撲より出たりと。又一書に、布袋腹とも有といへり。土左衛門と是とは、よき一雙の辯說なり。〔割註〕土左衛門の說、奇跡考に出たれども、友人照義の說也と有。京傳が考にはあらず。されど是をよしと思へる成べし。」先どゝは形容のことなり。物の水に入たるに、どふ／＼といひ、人の肥すぎたるさまを、どた／＼といふ。それより龐大なるを、どぶつと呼。ど左衛門即是なり。〔割註〕又賤しめていふことに、どちくしやう、どせう骨、どたまとあたまなり。など有。左衛門に義なし。唯人の名にしたる也〔割註〕江戸ニテ溝ヲ、ドブト呼モ、ドブ／＼ト云形容ナルベシ。ツブ／＼ト云モ、トヽトツト通フ音ナリ。古事記ニ猨田毘古神ノコトヲ云ル段ニ、其海水之都夫多都時名、謂都夫多都御魂其河和佐久御魂云々。コレ水ニ溺ル、サマヲイヘリ。水ノ粒立也。」又ほてとは、肥たるをいふ。〔割註〕今細工人など、肉の過たるをぼてるといふも是なり。」江戸の人、どてつ腹といふは、即ほてつ腹也。ぼた／＼などいふも、肥たるにて同音と聞ゆ、猿樂狂言に、すまふの詞に、おてつまいつた、おてつかつたぞなどいふことあり。是は唯手といふこと也。人をさしての詞なれば、おゐじを付るなるべし。合戰などにも、既に鬪たりしを、手に逢といひ、戰かはで止しを、手にあはぬといふ。傷をうけたるを手負、從ひ與するものを、手下といふたぐひ、凡人の活動にみな、手といへり。其うへ、相撲にあづかりし詞なるよしは、古今著聞集に、〔割註〕角力の部。」時弘しきりに宗平をてこひ、もしきくるものならば、時弘が首をきられん云々。又一條に、とりわきそこを、てこひ申ぞ。〔割註〕是を或本、寫本

ともに、ところとあるは誤り也。」又伊成、弘光相撲の條、左の手を出してこひけるを云々あり。是もてもじ重る、古誤りててもじ一つ落たる也。古事談には、弘光、左手ヲ指出テ手乞ケルヲとあり。手乞は、手合にて勝負を望む也。狂言に行事などが、おてといふは、手合の義なり。〔割註〕今狂言師ぼてといふよし、誤り也。さて又これに依ておもふに、狂言記におてつとあるつは語勢にて、上のてをつよくいふ時つは口にあり。」顯かに發せざることゝ聞ゆ。「いとをさなきことながら、女の童のいしなどりに、てつといふことあ有も、狂言の詞によれるにや。〔割註〕てつは、しそこなひにて負くるなり。」他よりてつと呼は、支證の後、聊かにても負は、まけとして許さず。其手を吟味するの意也。

○此圖、前に見えたる古き相撲人の繪卷物に出たり。櫛もて髮を撫る體也。

○いにしへも髮みだれたるには、みづから櫛して、かき撫などせしなり。すまひ櫛、化粧紙、力水其外相撲の事ども、嬉遊笑覽に出したればひらき見べし。



○細川家士吉田氏家說、相撲故實といふもの有。聖武帝神龜年中、近江國志賀淸林といふ者を召て、行事に定められてより、其式委く相備り、多年相續の處、節會行はれずなりて志賀も斷絕し、後鳥羽院文治年中、二度相撲の節會行はるゝに及て、行司勤むべきものなく、拙者先祖吉田豐後守家次といふもの、越前國に在て、志賀家の故實を傳へしより、五位に任ぜられ、追風の名を賜り、相撲行司の家と定められ、木劍獅子王の御團扇を賜はり、節會の御式相勤めしかども、承久の兵亂より節會又中絕、正親町院永祿年中、相撲節會行はるゝ時、十三代目追風、久例の如く相勤、元龜年中二條關白晴良公より、日本相撲の作法二流なきの義にて、一味淸風と云御團扇、並に烏帽子狩衣袴唐衣四幅袴を賜ふ。其後、信長公、秀吉公、權現樣御時、度々相撲式相勤、元和五年四月十七日、於紀州和歌山東照宮御祭禮

奉行朝比奈宗左衛門殿、諸事申談相勤、依レ之御刀一腰頂戴す。十五代目追風に至り、朝廷御相撲も廢絶せらるゝ故、二條家へ相願、万治元年より當家へ罷出、元祿年中、憲廟、牧野備後守殿へ被レ爲レ成相撲上覽の時、牧野家士鈴木梶右衛門入門の御願有レ之、將軍家上覽の式一通り致二相傳一品々拜領なり。元祖より拙者迄都合十九代、相續の古實傳受し來り、當時諸國の行司並力士どものゆるし、拙者方より代々差出す。寛政元年十一月吉田善左衛門。

此書付をみるに、その始祖とする志賀清林といふもの、正史に所見なし。先是にて古來の事をいへるも、推てしるべし。相撲大全には、野見宿禰の末孫とて、今肥後國に現在して相撲行司をなすといへれど、右の書付にさることは見えず。虚說多く流布せりとみゆ。

○日本相撲鑑といふ物に、諸國の供御人を召あつめて、相撲の節行はる。供御人は諸國の防人（サキモリ）なり。此故に、今に相撲の長を關といひ習はせりといへり此說通ぜず。相撲を奉仕する人みな、防人なれば、其長たる者のみ、せきと呼べきやうなし そのうへ書紀、萬葉集等、防人をサキモリと訓す。是崎護の義と聞ゆ。海關〔割註〕筑紫など也の要塞をまもらしむるよりの號なり。それ故にサキモリを島守とも書るをや。後世、最手の位を關と呼ものは、唯關門（セキト）の義にて、これを越るもののなきをいふなり。

○遊女 附白拍子

和名抄之盜類に、遊女。楊氏漢語鈔云。遊行女兒〔割註〕宇加禮女、一云阿曾比。或說云。晝遊行謂二之遊女一、待レ夜而發二其淫奔一、謂二之夜發一也。俗云夜保知。」もとより賤き部類ながら、高貴の人にももてあそばれき。榮花物語松のしづえ、後三條院、天王寺に詣でさせ給ふ條に、二月廿二日のたつの時ばかりに、御船いだしてくだらせ給ふほどに、江口のあそびふたふねばかり參り、ろくなどぞ給はせける。朝野群載、遊女記、自二山城國與渡津一、浮二巨川一西行一日。謂二之河陽一。往二返於山陽南海西海三道一之者。莫レ不レ遁二此路一。江河南北邑々處々分レ流。〔割註〕一本作レ派。向二河內國一。謂二之江口一。蓋典藥寮味原牧

掃部寮大庭庄也。到攝津國、有神崎蟹島等地。比門連戸。人家無絶。倡女成群。棹扁舟着旅舶。以薦枕席。聲遏溪雲。韻飄水風。經廻之人莫不忘家州蘆浪遊。釣翁商客舳艫相連。殆如無水。蓋天下第一之樂地也。江口則觀音爲祖。中君小馬白女主殿。蟹島則宮城爲宗。如意香爐孔雀立枚。神崎則河菰姫爲長者。孤蘇宮子刀命小兒之屬。皆是倶尸羅之再誕。衣通姫之後身也。上自卿相下及黎庶。莫不接牀第施慈愛。又爲人妻妾。歿身被寵。雖賢人君子不免此行。中略。長保年中。東三條院參詣住吉社天王寺。此時禪定大相國被寵小觀音。長元年中。上東門院又有御幸。此時宇治大相國被賞中君。延久年中後三條院同幸此寺社。狛犬犢等之類並舟而來。人謂之神仙。近代之勝事也。相傳曰。雲客風人爲賞遊女。自京洛向河陽之時。愛江口人。刺史以下自西國入河之輩。愛神崎人。皆以始見爲事之故也。所得之物謂之團手。及均分之時。無慙恥之心者。忿厲之甚。大小諍論。不異闘亂。或切麁絹尺寸。或分米斗升。〔□〕有陳平分肉之法。其豪家之侍女宿女下船之者。謂之〔□〕。亦遊得少分之贈。爲一日之資。〔割註〕右長保のたびの事、前に引る榮花物語見なり。古事談に、御堂殿御本家の後、七大寺に參らるゝ時、小觀音來れり。御堂、このよしきかれて、赤面ありしと見えたり。〔また榮花物語〔割註〕殿上花見の卷、〕長元四年九月廿五日、女院〔割註〕上東門院〕すみよし、石清水へ詣させ給ふ云々くだらせ給ふ程に、えぐちといふ處になりて、あそびども、傘に月をいだし、らでんまきゑさまざまに、おとらじとしたてまいりたりと有。遊女はかならず傘をさして船中にあり。明衡の新猿樂記に、遊女をいふ處、晝荷簦任身上下之倫。夜叩舷懸心往還之客といへり。月を出しとは、傘にかける繪をいふ也。小舟をこぎめぐらして、旅船につきて乗うつるさまなど、法然上人畫傳に見えたり。御幸などにも、おそれげなく押て參りなどせしも、其頃のならひにて、公卿達多く神崎の遊女にかよはれし故也。古事談に、遊女香爐は、小野宮殿と二條關白と、大臣二人に通じたりとあり。されば才能すぐれたるものも多かりき。年山紀聞、明月記を引て云、建仁三年五月廿三日御幸江

雨降時々止。巳時參上。御ニ向殿一小時還御。遊女著座神崎ノ妙(たへ)スベリテ頭仆ス。今按　これは西行と



圓光大師傳三十四卷播磨國室の泊りにつき給ふに、小船一艘近づきたる　これ遊女がふねなりけり云々

贈答ありし遊女なり。新古今にても、妙(たへ)とよむべしといへり。西行もかゝる女なれば、詞答もせしなるべし。また長門本平家物語に、室の遊女が淸盛に贈りし歌「花うるしぬる人もなききわが身かなむろありとても何にかはせむ。」かやうのたぐひいと多し。遊女白拍子など、招かざるに押て參りしならひとみゆ。

〔頭書〕水滸傳に、徽宗帝、妓女李師々が家に微行ありしことを云へるは、うきたる事とのみ思ひしを、升菴外集卷八十六に、李師七汴京名妓云々。徽宗微行幸之。見ニ宣和遺事灩天朏語一。又載宗江潜至ニ李師々家一。題ニ詞于壁一云々いへり。水滸傳、全く此に依れり。」

遊女が名、さまぐ\なれど、佛の名、釋家の語など付たる殊に多し。是又流行によれる也。書寫上人が生身の普賢菩薩に見たりといへる遊女が名、たれともなければ、普賢と

いひしなるべし。宗盛の愛せしゆやといふ女は、南嶺子に、くまのとよむべし。長秋記に、遊女久方乃との せられたり。熊野權現をことゝめかしくいはむとて、ゆや權現と申す方より、遊女ゆやとよみ來り、謠曲も其誤りに隨ひしと見えたりといへれど、長秋記に、さありやなしやいぶかし。又謠曲拾葉にも、ゆやとは母が名也。宗盛の愛せられしは、ゆやが娘侍從なるべし。謠に作る處相違せり。といへるもいかゞあるべき。ゆや侍從が名にて、侍從は宗盛につかへし時の稱呼ならむ。○遊女もとは、河海のほとり、旅舶のはつる處に家居して、小船に乘て出しものとみゆ。價の定めなどはいかゞありけん。そはしらねども、祿の厚薄、大かたにさだまりしなるべし。かくて此徒、多くなりて後、いづこともいはず。人の往來多き驛路などの處々に遣せしにや。東鏡建久四年、里見冠者義成を遊女別當となすべしと有。繁昌せし故としらる。

鎌倉職人盡歌合
左遊女
河せより
かけさす月の
みなれさほ
舟もなかれの
波のはるゝ



右白拍子
秋のおもひ一こゑにても
かそへはや
月みることの積る夜頃を



廿露寺職人盡歌合
白拍子
鼓うちみはやしけるも
いちしるく
月にかなつる白拍子哉
忘れ行人も昔のなとこ舞
くるしかりける
戀のせめ哉



〔頭書〕京師六條道場、一遍聖人繪卷物の內にも、かくの如き遊女見えたり。」

○源氏物語〔割注〕みをつくし。」社参のかへさ、難波田蓑の島のあたり、略あそびどものつどひ参れるも、上達部ときこゆれど、わかやかにことこのましげなるは、みなめとゞめ給ふべかめり。されどいでや、をかしきことも、物のあはれも、人がらこそあンべけれ、なのめなることをだに、すこしあはきかたによりぬるは、心とゞむるたよりもなきものをとおぼすに、おのが心をやりて、よしめきあへるもうとましうおぼしけり、といへり。こは草子の地ならねども、作者の心にて、其頃公卿達、まことにはさはあらぬなるべし。○白拍子も遊女なり。遊女は音曲をばすれど、いまだ舞ことはなかりしを、鳥羽院の御時より始まれり。是を源平盛衰記には、島千載若前よりといひ、徒然草には、通憲入道、これを磯の禪師といひける女にをしへたりといへり。白拍子とは拍子の名なり。長門本平家物語にも、白拍子をかぞへてなどいへり。〔割注〕職人盡の歌にも、一聲にてもかぞへばやといへり。」そのさうぞきたるさまは、盛衰記に、初は直垂にえぼし腰刀をさして舞ける故に、男舞と申けり。後には事がらあらしとて、烏帽子腰刀を止て、水干ばかりにて舞けりといへる、さもあるべし。そのかみ、女の舞曲を盡せしことなき故也。職人盡どもにみえたる、皆初のさまにあらず。えぼし引入て、大口はきたるは曲舞にのみなり。是も腰刀ははかず。漢土のむかし劍器舞は、女伎雄裝、空手にて舞といへるにひとし。又おもふに、かの遊女ども、磯の島のと名乘しは、もと住居し處によりて稱へしなるべし。是も高貴に寵を得しは、祇王、佛がたぐひのみならず。龜菊は承久の亂を起せり。〔割注〕そのかみ、高貴のあたり、風流に過てかゝるものも咫尺やすかりしが、させる事もなかりしかど、後世は八の宮兩本願寺二條關白など、島原にて遊興ありける事聞えて、とり〴〵上の御さたとなりき。又其前後、江戸にては仙臺侯を初め、大家に花やかなる遊興有ける。皆これに依て、其家に事なきはなし。今は妓女、やゝ悉絶しのみならず。一統に徵毒の恐れありて、中人已上かりそめにも觸れ難き物となれるは、いとよし」

傀儡　百太夫　あまはし

和名抄雜藝具に、傀儡を載て、久々豆とある如く偶人なり。然るに、遊女と同類のものとすること、何故とも辨へたる者なく、あらぬひがことのみいふめり。又たゞ、旅篭の出女とにばかり偏に心得るは、詞花集別歌あづまへまかりける人の、やどりて侍りけるが、あかつきにたちけるによめる、傀儡靡〻はかなくもけさの別のをしき哉、いつかは人をながらへて見むなどあればにや。是によて漢魔草などには、遊女を海邊のあそびとし、傀儡を陸地のあそびとす。笑ふべし。旅篭の女をしかいふは、後に准らへていへる也。こはもと人形を舞し、また放下などせしものゝ妻、むすめどもの、色を賣しものなれば、傀儡と呼たる也。

〔頭書〕俊頼朝臣の散木集、傀儡舞しは廻り來て居りと見えたり。

朝野群載第三。傀儡子記曰。傀儡子者。無定居無當家。穹廬氈帳逐水草以移徙。頗類北(北イ)狄之俗。男則皆使弓馬以狩獵爲事。或跳雙劍弄七丸。或舞木人鬪桃梗。能生人之態。殆近魚龍曼蜒之戲。變沙石爲金錢。化草木爲鳥獸。能□人目。女則爲愁眉啼粧折腰步□齒咲。施朱傅粉。唱歌淫樂以求妖媚。父母夫聟不誡。□□雖逢行人旅客。不嫌一宵之佳會。徴嬖之餘自獻千金繡服錦衣金釵鈿匣具。莫不異(マヽ)有之。不耕一畝。不採一枝桑。故不屬權(縣イ)官。皆非土民。自限浪人。上不知王公。傍不怕牧宰。以無課役爲一生之樂。夜則祭百神鼓舞喧嘩以祈福助。東國美濃參川遠江等黨爲豪貴。山陽播州山陰馬州等黨次之。西海黨爲下。其名儡。則小三日。百三千歲。萬歲。小君。孫君等也。動韓娥之塵。餘音繞梁。聞者霑襟(纓イ)不自休。今樣古川樣。足柄。竹下。催馬樂。黒鳥子。田歌。神歌。棹歌。辻歌。滿固風俗。咒師別法士之類。不可勝計。即是天下之一物也。誰不哀憐者哉、とあり。此文、誤字多く、疑はしきことすくなからねど、大よそ知らるゝ也。舟を家として、う

かれありけば、居處さだめなく、男とあるものは、むねとするしわざなり。弓馬をならひ狩獵をなし、又は放下の伎して、しな玉をつかひ、または木偶を舞し、人にみせて物を乞ひ、世をわたるなり。狩獵は人氣なき山島などにわけ入べけすべけれど、弓馬とある馬は、心得がたし。是を飼置ほどの大船にもあるべからず。誤字なるべし。木偶のわざは、人つどふ家居多きあたりに行て、なす事とは知らる。その妻、むすめはよそほひかざりて色を賣を、父、夫、これを知れども誡めずと、文には書たれども、さにはあらじ。もとよりしかさするか、此ともがらのなりはひ也。徵嬖の餘、千金の贈り物ありといふ條、自他のけぢめ辨へがたきやうなれど、是は女共のかたへうくる也。文意は身を賣て富める故に、珍異の服飾等、たらはぬものなしと也。專ら歌曲をわざとすと見えたり。彈吹の具、常に身に隨へありくなるべし。枕双紙、とりもてるもの、くゞつのこと〴〵りといへり。そのかみのいひならはしにや。何にまれ彈ものをは、こと〳〵いふなり。浪のうへに生涯を送りて、王公ある事をしらず。課役なければ、いきほひある人をも怕れずなどいへるは、是と盜賊にて、遊女よりも賤きもの也。嘉祿四年百首に、寄傀儡戀、爲家「大ゐ川岸のとまやの竹柱うかりしふしやかぎりなりけむ」。拾芥抄云、驛所七瀨。大井川傀儡居住也。可許云々など見えたれば、宗作りて住るもありしは、後の事なるべし。夜ごとに百神を祭りて、福助を祈れることは、遊女もおなじ。遊女記に、南則住吉、西則廣田、以之爲祈徵嬖之處。殊事百太夫、道祖神之一名也。人別刻之數乃至百千、能蕩人心、亦土風而已。とある是なり。これらが身は、旅路に在がごとくなれば、道祖神を祭りけるもことはり也。和名抄に、道祖岐神路神と並べ擧たれど、大かた、かよはしいへり。

〔頭書〕書紀一書に、大國主神、岐神を先御前神に薦めて、これ我に代て奉從すべしなどあり。已上

傀儡子といふことは、今昔物語廿八卷、モト傀儡子ニテ有ケルモノ、目代ニナリテ守ノ前ニテ下シ文ニ印指ス時、傀儡子多ク來テ、守ノ前ニテ歌ヒ奇ノキシニ、目代ウカレテ三度拍子ニ印サス、といふもあり。其下文に、然レバ一國ノ目代ニ成テ、オモヒ忘レタル事ナンドモ、尙其心不失シテ、シカ有ケム。

ソレハ傀儡神トイフ物ノ狂ハカシケルナメリトゾ人イヒケル。又卅・卷、豐前大君、知ニ世中作法ニ語の中に、除目ノ前ニ、大君ノイフコトヲ聞入不レ成トイフヲ、聞タル人ハ大ニ嗔テ、此ハ何事云居ル舊大君ゾ。道祖神ヲ祭テ狂フニコソ有ヌレナドイツテ、腹立テナム返リケル、とあり。そのかみ、道祖神を祭りて狂ふといふ諺有しとおぼし。百太夫はおのれ文化八年の春、津の國西宮にまうでしに、〔割註〕此時、開帳ありて賑はしかりき。」御本社に向ひて、左のかた半町餘り奥に小き祠ありて戸ひら開きたり。その内にいと古き雛のやうなる人形あり。冠衣にて坐する形、面は新たに紅白粉をきたなげに塗たり。これ百太夫の神像なり。其傳記など、不稽の事なる故にや。攝津志、また攝陽群談等にも是を載せず。地志などには、とまれかゝまれ記すべきことゝなるをや。名所圖會には、百太夫の祠、神明社の傍にあり。此神は、西宮傀儡師の始祖なりとのみあり。此神を道君坊と稱ふる事を考ふるに、誤多かり。道君房傳記といふものあり。不稽の妄作なるは、論ずるにもたらぬもの也。其書に〔割註〕眞字もて書たれども、今は唯、その大むねのみかなにうつす。

〔頭書〕清水漫遊に、傀儡子、昔は西宮并に淡路島よりも出し、えびすめ、鯛を釣り来る仕形をして、春の初に出ける故、えびす廻し、えびすかきともいへり。江戸の方言には山猫と云、人形廻しての末に、山猫と名付て、鼬の皮を出して小兒をおどせし也。

又云、當時首かけ芝居と云もの、其餘風なるべし。百太夫は毎年正月には、白粉を厚さ三分程に面にぬり置、この邊の輩、その年生じたる小兒を詣しめ、此おしろいを取て、小兒の面にぬる。これ疱瘡、諸疾を除くまじなひと云、此人形ある故、西の宮に、笠井氏と云人形芝居の座あり。」



道君坊といふ人は、西宮大神夷子三郎殿の宮司となりて、よく神慮にかなひしが、此人の世に去りて後、神慮にかなふものなくして、風雨定まらずつよくあれしかば、百太夫藤原正清といふものに勅命ありて、道君房が形像を作り、これを拜して神慮を慰めまつらしむ。是によりて、あることもやみて穩かなりしほどに、百太夫は諸國を巡り、此術をもて諸神を祭るといふ。後に百太夫、道君房が形像を淡路國に留めて此術を傳ふ。百太夫は淡路國三原に居住すとかや。死後、西宮の傍に祭る。今これを業とするものは、みな百太夫が後弟也。これ諸國淨瑠璃の長たり。寛永十五年文月吉日、坂上入道とあり。是は道君房を人形とし、百太夫を拜し人としたり。後影像のうへに題せるは、道君坊百太夫大神と二名を一躰とす。その說、異なるを見れば、此傳記には、淡路の傀儡師が傳ふるものならむ。さばれ二說ともに誤なり。舊本今昔物語十二卷に、天王寺にすむ僧ありけり。名をば道公といふ。年來法華經を讀誦して佛道を修行す。常に熊野に詣で安居をつとむ。而るに熊野より本寺に返る間、紀伊國の美奈部郡の海邊を行程に、日暮て大なる樹下に宿ぬ。夜半の程に、馬に乘れる人二三十騎來て、一人云、樹の本の翁は候かと、此樹の本に答云、翁候と、馬に騎る人の云、速に出て御供に候へと、亦樹の本に云、今夜は不ㇾ可ㇾ參、其故は駒の足折損じて乘に不ㇾ能、明日駒の足を療ひ、〔割註〕騎、脚の損む事なれば、此處にかなはず(見カ)。亦他の馬をまれ求て可ㇾ參なり。年老に行步に不ㇾ叶と、馬に乘れる人々、これを聞て皆打過ぬと聞て夜曙ぬれば、道公、此事を極て怪み恐れて、樹の本を廻りみるに、すべて人なし、只道祖神の形造りたる有。其形舊く朽て多の年を經たりとみゆ。男の形のみありて女の形はなし。前に板に書たる繪馬あり。足の所、破れたり。道公、是をみて、夜は此道祖のいひける也けりとおもふに、彌よ奇異と思ひて、其繪馬の足の所破たるを、糸をもて綴り一本のごとく置つ。道公、この事を今夜吉く見むと思て、其日、尚木の本にあり、夜半計に夜前の如く多く馬にのれる人來ぬ。道祖亦、馬に乘て出て共に行ぬ。曉になる程に、道祖返り來ぬと聞ほどに、年老たる翁、道公に向て拜して云、聖人の昨日、駒の足を療治し給へるに依て、翁、この公事を勤めつ。この

翁を以て前役とす。若不ㇾ供奉ㇾ時は、笞を以て打責を以て罵る。此苦、實に難ㇾ堪。然れば今この下劣の神形を棄て、速に上品の功德の身を得むと思ふ。其聖人の御力に可ㇾ依と。道公答て云、言ふ處妙也といへども、これ我力に不ㇾ及と、道祖亦云、聖人、此樹下に今三日留て、法花經を誦給はむを聞かば、我々の力に依て、忽に苦の身を棄て樂の處に生れむと云て、搔消樣に失ぬ。道公、その言に隨て、三日三夜其處に居て、心を致して法花經を誦す。第四日に前の翁來れり。道公を禮して云、我聖人の慈悲に依て、今既に此身を棄て、貴き身を得むとす。所謂補陀落山に生れて、觀音の眷屬と成て菩薩の位に昇らむ。これ偏に法花を聞奉る故也。聖人もし、其虛實を知らむと思はゞ、草木の枝を以て、小さき柴の船を造りて、我木像を乘て海のうへに浮めて、其作法を可ㇾ見給ㇾと云て、搔消樣に失ぬ。其後道公、道祖の言に隨て、忽に柴の船を造りて、此道祖の像を乘て海邊に行て、此を海の上に放ち浮む。其時、風不ㇾ立波不ㇾ動して、柴船、南を指て走り去ぬ。道公これをみて、柴船の不ㇾ見成まで泣て禮拜して返りぬとあり。此物がたりは、法花驗記下卷、また元亨釋書九卷などにも見えたり。〔割註〕伴信友鎭に、十二月朔宮の繪馬、晦日の夜伊勢宮の樹下、道の傍に小祠有。こよひ里人、繪馬をかくる事あり。行役神をなだむるわざとかや。天王寺の道公師云々あり。又宮すゞめ卷七、繪馬の神と有て、脩道公の古事をいへり。この道公を、道公房と稱へたりけむを、道君房と訛れる也。繪馬はいづれの社にもかくべし。これいにしへの馬形の遺風なり。續日本紀廿九卷、神護景雲三年二月乙卯云々。奉ㇾ社男神服一具。女神服一具。其大神宮及月次社昔知ㇾ之以馬形幷鞍などあり。また漢土には、紙馬を焚ことあり。此馬の足傷れりといふ事には似たることも見ゆ。陔餘叢考卷三十、蚓菴瑣語云。世俗祭祀必焚ニ紙錢甲馬一。有ニ穹窿山施道師一。名亮生。善ニ召將一。附ニ下降一。畫ニ夫索ㇾ馬。連燒ニ數紙ニ不ㇾ退。師云。獻ㇾ馬已多。師判云。馬足有ㇾ疾。不ㇾ中ニ乘騎一。因取ニ未ㇾ化者一視ㇾ之横板折壞馬足斷而不ㇾ連。乃以ㇾ筆續ㇾ之師遂退。然則昔時畫ニ神像於紙ニ皆有ㇾ馬。以爲ニ乘騎之用一。故曰ニ甲

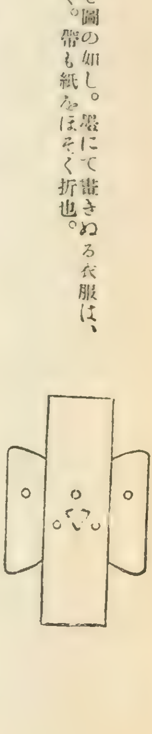
馬一也。こゝに此をいふは、くだ〳〵しけれど、ことの次でによれり。〔割註〕社にかくる扁額、何の繪かけるをも、今も繪馬といふことは、馬形をもとゝする也。百太夫といふことは、數の多かる故にや。彼遊女の記にも、人別剜レ之數及二百千一といへり。また神に太夫の名あるは、八所御靈の藤太夫、橘太夫、久太夫等の類也。また續世繼、花のあるじの卷、〔割註〕花園の左大臣遊事し給ふところ。御せうとの君たち、わか殿上人どもたえずまいりつゝ、あそびあはれたるはさることにて、百太夫と世にはつけてかげほしなどのごとく、あさゆふなれつかふまつる。ふきもの、ひきもののせめはすくなくて、外よりまいらねどうちの人にて御あそびたゆることなく、伊賀太夫、六條の太夫などいふすぐれたる人どもあり云々といへり。これは何くれの太夫といふがおほくあるを、百太夫といへるなゝめれど、世に吹もの彈ものする傀儡師と祭る傀儡神の名とをもて、しか呼たるもしるべからず。また此神、西宮にあるよしは、遊女記に、南則住吉、西則廣田。以レ之爲下祈二徵嬖一之處上。殊事二百太夫一云々とある廣田は、西宮の神社也。男山石清水末社記に、西鳥居外云々。夷廣田第五。三郎殿第六、百太夫第七とあり。夷三郎と一つに稱ふるは、ひがことにて、いまだ考へず。傀儡子記に、道祖を祭るよしはいはざれども、百神を祭るとあるは、その内に、百太夫はかならずこもるべき也。今昔物語にいへる、傀儡神にても知べし。此ともがら、つかへまつれる神なれば、是を傀儡子の始祖などいふめり。いにしへ此輩ならでも、多く祭れるよしは、上に引る今昔物語にてもおもふべし。また外記日記。天慶元年九月二日云々。近日東西兩京大小路衢。刻レ木作レ神。相對安置。凡厥躰像髣二髴大夫一。頭上加レ冠。鬢邊垂レ纓。以レ丹塗レ身。成二緋衫色一。起居不レ同。遞各異レ貌。或又作二女形一。對二大夫一而立レ之。臍下腰底刻二陰陽一。構二几案於其前一。置二坏器於其上一。兒童猥雜拜禮慇懃。或捧二幣帛一。或供二香花一。號曰二岐神一。又稱二御靈一。未レ知二何祥一。時人奇レ之と見ゆ。岐神を扶桑略記には、日二岐神一とあり。それに從ふべし。此文、百太夫の神像とよく合へり。かく多く祭りしよりし、今に諸國に道祖神多きなるべし。されど百太夫と稱ふるは、外には聞及ばず。懷橘談〔割註〕承應二年、出雲の

紀行也。」松井邑に道祖の神社あり。當國風土記意宇郷に、狭井社、今能義郡なるは是なるべし。今童の道端の道陸神といへる是也。正月十五日に童部共、より合て竹の葉、松の枝をとり集めて社を作り、道祖神を辻々に祭り。陰相を造りて女をたゝき打、螽斯を祝するも、此遺風なるべし、といへるにあるし。これは粥杖の事により、また此日、道祖の祭りもすれば、此神の陰形付るをおもひよせ、人うつ杖をやがて陽物の形に造り、〔割註〕是を孕棒といふ。猶さま〲に稱ふる處有。」彼是とり雜へて新婦を祝する事としたるは、滑稽なる事といふべし。江戸本所龜戸村より、正月十四日には、童ども小き船の形を作りたるに、さゝやかなる幣を多く建たるを二人して舁、其外は木にて作れる陽物など持て、多く打むれて〔割註〕千艘萬艘御舟が參るといひありくなり。」天滿宮氏子の町々をありきて、錢とらする家々へ幣を一本づゝ置て行、朝まだきより出て、晝頃には其村に歸る舊例なり。是道祖祭にて、船を用る事、道公の故事にかなへり。〔割註〕但し其故事より出しことにもあらず　おのづから然り。」按るに、南島雜話、三宅島條、正月十四日廻船漁舟乘組の者の子共、其舟の雛形を造り、順を立て村中家別に持步行、これを隊例といふと有。龜戸も舟付の邑なれば、此祭も、かせぎ初の類なるべし　されば是も道祖の祭日故、ひとつになりしものなり。」又信濃國高井郡にても、同日童共集り、家々に用ひたる、しりくめ繩、草木の枝にて屋を作り焚あぐる。また童ども各々木をけづり、人形として紙を切て衣とす。是をさへのかみといひて持、布袋を首にかけて群をなし、村家をまはり、家別に米錢を貰ひ、かの作りたる屋の内にて、物くひあそぶ料とす。さて其屋をば焚ことゝぞ。委しく聞しかど忘れたり。その人形をば、一つもらひ置たるをこゝに寫す。



信州高井郡日瀧村にて正月十四日童の作る、道祖神の圖、大サ五六寸定りなし。

木にて削る。頭ばかりなること圖の如し。墨にて畫きぬる衣服は、白紙を切りて紋をすみにてかく。帶も紙をほそく折也。



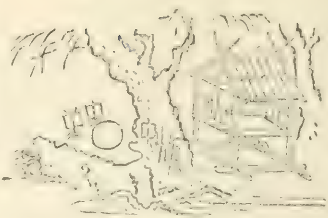
す。遊女記に、人別にこれを剋るといへるに似たり。

〔頭書〕荷專一圭物かたりに、信濃國諏訪松本邊にて、石にて造れるさいの神と云ものは、和合神の如く二人にて手を肩にかけたる像也。正月十五日、長き竹を立て、その末より繩を四方に引張り、中の竹には、松本其外すべて門にかざりし物どもを結付 その上の方に、きりたる紙を付る。これをさいはいと云ふ。又、陸奥仙臺にて、かずと云木を切て火にくすべ、本より末の方へ削りかくれば、木の皮縮む。〔〕――――童ども、これを以て新婦をたゝき、其家の門戸を打。この木をおはらみ又さいはいと云。用ひたる後、かの削りかけたる處より切て、これを竹の末にさし、田の中に立おく也。さいの神は、幸の神なれば、是をさいはいと云なるべし。今、塵を掃ふはたきと云ものを、さいはいと云もこれにやと云り。案に、幣は神に再拜するもの、これは幣に似たる物故に、再拜とは云なるべし。幸の義にはあちじ。八荒譯史に、おはらみに似たることありと覺ゆ。〔〕全浙兵制日本風土記にも、木刀のこと火にくすべ、もやう付ることなどまで委く云て、これを荷花蘭密と云とあり。西國の事を聞てまもるなるべし。〔〕宇治拾遺物語、九ツ子まさが郎等佛くやうの段、たゞまろ頭にて齋の神の冠もなきやうなる物を、五かしら刻みたてゝ供養し奉らん。講師してその佛、かの佛と名を付奉るなりと云々。塞の神は、神代記に出道の神也。古事記傳に委しく見えたれば、こゝにいはず。幸の神とて、幸を祈るは誤なり。

又此道祖祭、諸州におこなふを聞くに、大かた件の如く、爆竹(さぎちやう)と混じたり。又大路に繩を引はへ、往還の

人を遣りて、錢を乞ふ處は數多あり。鹽尻卅三〔割註〕此書、卷のついで定まらず。今は予が見しを記す。」古へ辻祭の御靈といひしは、道祖の事也。今昔物語、延喜の御時、五條の道祖神在せし事を載、宇治拾遺、道命法師が逢し事を記せり。〔割註〕五條に中頃まで首途神といふ社ありしとかや。」新猿樂記、五條道祖本」粢餠千乘手」とあれば、其かみ、人よく知て祭りしとみゆ。幸の神といふも同く侍るにや。衣笠の木偶、男女の形を作り居へ〔割註〕陰根を作り備ふ。」乘りしとぞ。扶桑略記などに見えたり。石に彫て道書にあり。〔割註〕今も東國にあり。」是を後、石地藏と混じて、舊像いづれも分ちがたく、大かた地藏として、さらぬ寺院に崇めあり。正體一變して淫祠となり、再變して趣を失ひ、又附言して外の物となる類少からずといへり。今も坂東の國々に、圓き石また陰根に作りたる石を、いし神ともしやくじとも呼、武藏豐島郡石神井、足立郡石神などの村名もあり。〔割註〕下野國には、處々に石の陽物ありて、是を金精明神などもいへり。津輕に御城下より東六里許、關といふ處の寺に、長四尺餘の銅像もありとなむ。」されどはやく、神の石像見えざれば、悉く道祖の像ともいひがたし。陰形など作れるは、道祖なる事論なし。神名帳に、能登國羽咋郡大穴持像石神社、能登郡宿那彥神像石神社など見えたり。萬葉集に、夕衢問石卜以而云々。金葉集に、寄石戀といへることをよめる。前齋院六條、「あふ事をとふ石神のつれなさに我こゝろのみうごきぬる哉」。壒囊抄に、幸神の祠に、丸石を置て、石の輕重をもて、事の吉凶をトすることをいふ。景行紀の、石を蹴て占はせられしも、又石トといふべきかといへり。石神の圖は、古き繪卷物などに往々見えたり。今川貞世の道ゆきぶりに、播磨路しみづかなかさきなど打過たる處に、又いさゝか行すぎて、川のほとり近く石の塚一つ侍り。是は神のいます處なりけり。出雲路社の御前に、みゆるものゝかたとも一二侍りしを、などぞとたづねしかば、この路をはじめてとをる旅人は、たかきもいやしきも、かならずこれをとりもちて、石のつかをめぐりて後、をとこ女のふるまひのまねをしてとをることゝ申しが、いとかたはらいたきわざにてなむ侍りしかな。まことやこの神の本社は、ほど近き處の海中に立給へた

るが、かやうに學び侍るたびごとに、御社のゆるぎ侍るとなむ申めり。あらたなることとなるべし。ふつたへきく神代のみことのまぐはひをうつすちかひのほともかしこし」。こゝをばいそきとも、いそのわたりともいふにこそ云々あり。そのかみは、陰像も處々にありし也。



信貴山[illegible]石[illegible]圖

「頭書」沙石集に、和泉式部が貴布禰の社に祈事しけるを云る處、年たけたるみこ、赤幣たて並べたるめぐりて、さま〴〵作法して鼓をうち、前をかきあげてたゝきて三返めぐりて、是躰にせさせ玉へと云。和泉式部面うち赤めて云、「千早振神のみる目も恥かしや身を思ふとて身をや捨べき」と。此みこがせしわざ鈿、女命の天の石戸の俳優の遺事なるべし。」

また猥褻なる佛像どもこれかれあり。新編鎌倉志卷七、延命寺は米町の西にあり。淨土宗安養院の末寺也。堂に立像の地藏を安ず。俗に裸地藏、また前出し地藏ともいふ。裸形にして雙六局を踏む、厨子に入、衣を著せてあり。參詣人に裸にしてみする也。常の地藏にて女根を作り付たり。むかし平時頼、其婦人と双六の勝負を爭ひ、互に裸にならむことを賭にして、婦人負たれば、地藏を念じけるに、忽女體に變じ、局のうへに立といひ傳ふ。是不禮不義の甚しき也。總じて佛菩薩の像を裸形に作ることは、佛制に於て絕てなき事也とぞ。人をして恭敬の心を起さしむる所の佛を、何ぞ猥褻の體に作るべけんやと見えたり。又鹽尻三十或人問、甚目寺釋迦堂に佛あり。俗におそうさうと呼は何ぞや。答云、賓頭盧尊者なり。寺院食堂に安置す。そうさうは聖僧〔割註〕羅漢をいふ也この訛なり。尾府の俗語に、古へ婦人の濃く白粉をよそほへるを、おそうさうの如しといひしも、甚目寺へ人每日參り、の像に白粉をもて面貌を塗て、頭なんどにかけし風俗ゆゑ、かくいへると古き人語りしとみゆ。おもふに、

此等の像も道祖の類なるべし。信景が地藏と混じたるといへる說にかなへり。但し甚目寺は、信景その國人なるに、却て心付ず。賓頭盧なりといへるはいかにぞや。頭たてするに、白粉を其像にぬりしといへるは、彼西宮の百太夫の像に紅粉ぬりたりしも、さる故になむ。然らばそうざうは、猶僧なるべし。いにしへ男女の體を作れるよしは、上に見えたる如くなれば、女陰を刻みたるも殘りて有べき也。〔割註〕鎌倉鶴ケ岡にまろらかなる石に、女陰付たるあり。自然の物のやうに見ゆれど、彫たるなるべし。これにも陌かけなどすると見えたり。〕今妓家には、神棚にはり子の男根を、ことごとしく居て祭るは、遊女どもが、百太夫を祭りしにかなへり。」

〔頭書〕四神地名錄九之卷、足立郡新皇村毛長明神と號する社あり。以前、毛を箱に納めて神躰とせしを、いつの頃の別當にや。不淨の毛を以て、神躰とするは有まじき事とて、水の出し時、毛長沼へ流せしといふて今はなし。往古は人の心直にして、陰陽萬物の初めなりとて、男根、陰門の形を作りて祭りし事也。後世の人は利欲に走り、願望を叶へざる神社をば、神のやうには思はず。無用の社と心得て再興なき故に、終にはうせ果て跡かたもなくなりしこと也。しかし奧州南部卷堀村と云地には、金勢大明神とあがめて、古より傳ふ男根、陰門の形なほ存して神躰とす。舍人村にも、此毛長明神の尊長と相對せし男根の社有レ之由、口碑に殘るのみにて今はなし。遺念事也。世に云かしこがらず大田へ子を産の大切の神體を、水に流せし出家とは同じやうなるべし。惜むべきこと也。いづくにも無識ては、男根を祭り鎮守とす。殊勝といふべし

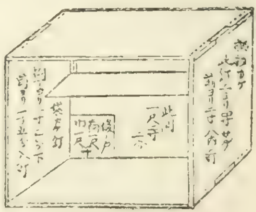
○尤雙紙に、まふもので、くどつ、でこのぼう云々あり。傀儡をいふ也。今でくのぼう〔割註〕又おでくといふ物もあり。」皆道公の音の轉れる也。闘秘錄、五卷でくは、土偶の通略。でく人の宿をとることといふ。其箱に似たる故、竈をどうこといふ。銅にてしたるものを、どうこといふも、竈に似たる故也。茶の湯のどうこといふも、それに似たるゆゑなりといへり。此說も猶誤あり。先づ、でくは道公の音にて土偶

にあらず。又竈はもとより名あれば、異名つくべきいはれもなし。銅にてはり作りて湯貯ふる物こそ、後に出きて外に名もなき物なれば、どうこは是が名なるべけれ。おもふに其もなほ、茶の湯に用ゐる器物よりうつせるものなるべし。この器は傀儡子が首にかけて人形舞す箱を、茶の湯師が好事に似せ作りて、どうこと呼て、その文字を道幸と書り。こは誤なり。道公と書べし。

千家茶の湯に用ゐる棚　道幸

長二尺三寸　奥行一尺三寸五分
高二尺三寸　棚八寸ク行九寸五分
厚サ三分

棚モタセニケトモニサン打　向ノサン巾五分
アツサ三分
両ワキサン三分四方
内両方ノ角四分一打



人倫訓蒙圖彙



一代男草子四巻、次の間のだうこに、こうしつもやうのきる物、大わたぼうし、ふさ付の数珠など入置て云云あり。これは戸棚をいへり。但し此條は、種々のたばかり事をいへるなれば、よの常の戸棚にはあらで、内に出入すべき處などある故に、是をだうことといひしにや。

〔頭書〕山岡氏の類聚名物考、歌部、えびすがけ、此事さだかならず。或人は蝦夷の人、其戸前に幣などをやりちがへて懸れば、引ちがへたる體なりとも云。また或人は、夷は衽を左にすれば、それを

引ちがへたることをたとふる也ともいへり。何れ共事さだめがたし。常陸の人語りしは、その國にて乞食、穢多などの類の賤き者の箱に、ゑびす像をかきたるを、棒にかけて荷ひあるきて、家々に物もらひあつむることありとかや。是を方言に、ゑびすがけと云と也。是又似たることにやと云

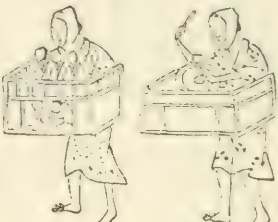
（また久々都の名義を考ふるに、日本紀に木祖久々能智とある、久々は莖にて草木の幹をいふ。智は男を尊む稱なり。智と都と通音なり。又大殿祭祝詞に、久久遲命「割註」是木靈也。」とあるなどおもふに、木もて作れる人形を舞し働かす時は、神あるが如くなる故、さは名づけしにや。また海つものなど入る器物に、くゞつといへる萬葉集などにみゆ。袖中抄に、裹字をよみて莎草を編て袋にしたるをいふ也。萬葉集抄には、細き繩を持物入るゝものにして、田舍の者の持なりといへり。これらは物異なれば、名義もおなじからぬにや。草をもて作れる物故、さる名のあるなるにや「割註」漢土に傀儡は、もと喪家の具と云り。さは俑喪の偶人など是也。後世もさるべき家の送葬に、險道神とて鬼をはりぬきに造りて、是を舞す事あり。開路神とも云。前に立る也。事物紀原軒轅本紀を引て云、帝周遊時、元妃嫘祖死於道、この時喪を防ぐ爲にこれを作る。故に方相亦日、防喪蓋其始也といへり」

○今様遊戯傀儡圖
○笑林廣記開路神云々剝去屠遮莚皮渾身都是皮片云々、
○宋朝喪葬令以四目爲方相、兩目爲魌頭となむ、



（こゝにも漢土に私窠子といへるたぐひ、むかしより種々有しなるべし。建武元年二條河原落書に、たそかれ時になりぬれば、うかれてありく色好み、いくそばくぞや數しらず。内裡おかみと名付たる、人の妻鞆のうかれめは、よそのみるめも心地あしとあり。是即くゞつなり。後にはなべてうかれ女といひ

て、そのけぢめなし。人の妻子にもあらねど、遊女の品の降りたるを、和名抄にはやほちといへるたぐひを、後にはくぐつとするなり。○人倫訓蒙圖彙に、夷舞しは津の國西宮より出る故、夷舞と號す。西宮のきし向ひ、海を隔て淡路島にも此流あり。昔はえびすの鯛を釣給ひし所を、仕形にして春の初に出けるとなり。そは能のまね、踊のまね色々つくす。浮沈ある音聲一風あり。世に傀儡子といふは是なりといへり。〔割註〕淡路島三條村に、上村源之丞、同三太夫、七太夫等ありとぞ。」



古き屏風の畫也。當圖にはあらず。これは箱に作りざき異也、箱子する者と舞す人と二人あり。古風なり見べし。

今の淨るりの操人形は、西宮の傀儡子より出れりとなむ。〔割註〕別にしるせるものあれば、こゝにはいはず。」蟬塚喃といふ物に、〔割註〕此作者、元文の初の生れなるよしみゆ。」傀儡子を江戸の方言に、山ねこといふ。一人して小袖櫃やうの箱に人形を入、背負て手に腰鼓を敲きながら步行也。小童、これを愛して其音を聞て呼入、人形を歌舞せしむ。淨るりは義太夫節にて三絃なく、蘆屋道滿の葛の葉の段、時賴記の雪の段を語りながら人形を舞し、段々好みも終り、是切りといふ處に至りて、山猫といふ鼬の如きものを出して、チヽクワイ〳〵とわめきて仕舞也。我等十四五歳迄は、一月に七八度づゝ來りしが、今は絕てなしといへり。〔割註〕明和初年千御點「よし原を出ると日の入るくわいらいし」、などあまた見えたり。」

歌舞妓に若衆かぶき、女形〔割註〕坊主小兵衞。」女太夫淨るり、芝居のかまへ沿革、

歌舞妓の字面は、日本後紀などに見えたれど、そは歌まひのわざをいへり。今の歌舞妓といふものゝ名は、もとよりの古き字面によりたるにはあらず。かぶきとは傾くの義、傾國の舞なれば、其意をもて然は

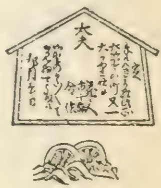
名付しなるべし。是より出たるにや。そのかみのはやり詞に、世中にへつらひ媚るものを、かぶきものといひ、かぶき廻るなどもいへり。其後、容體のみ繕ひて實なきやうのことを、うはかぶきともいへり。うはかぶきは、上傾きにて、頭がちなるなれど、移りてさはいへりとみゆ。過差を好む者をせんしやうといひし詞の意に近し。さて歌舞妓の起りは、出雲國の小村三右衛門といへる者の女、巫女にてありしが、白拍子の類となりて佛號をとなへ、念佛踊といふことをしけるを、名護屋山三郎といふ者、これに早（卑カ）歌を教へ、舞はせければ、歌舞妓といひてもてはやさる。又三十郎といへる狂言師を夫となして狂言をしけると也。古記に、慶長八年八月、今年春より女かぶき、諸國に下る。是は於國と中太夫、出雲の者にて佐渡へわたり、京へ出踊始る。諸人見物す。次第に盛なり。諸國に女かぶきあり云々見えたり。按るに、慶長六年より佐渡國に金銀出る事夥しく、其處、賑はへるによりて、お國などの類も、かしこに行しことゝ見ゆ。江戸土産咄に、佐渡島おくにといふ女といへり。北野にて興行したるより、北野對馬などいひしとなれば、初め佐渡島とも名乘りし歟。しかしながら六條傾城町に、佐渡島屋といひし妓家あり　また佐渡島正吉といへる、女かぶきの太夫有しは、かの佐渡島屋の妓女なるべし。此佐渡島をお國が佐渡に行しこと有などに混へたる誤ならむ。於國がかぶきに、比太の横田の若苗とうたひしは、出雲の地名にて其國ぶり歌なり。今もひんだのをどりといふは是也。宇良美のすけといふ草子に、慶長九年の夏の末、かみの十日のことなれば、清水のまんどうとて、袖をつらねて都人、中略、らんかんに腰をかけ、是よりすぐにとよ國へ、いざや我等はぎをんどの、さては北野へいざ行て、くにがかぶきをみむといふ、」有〔割註〕これはその時かける草子也。」くにかぶき、初め五條の東の橋づめにて興行し、〔割註〕翁草に、橋の南といへるは了意が說に異也。」其後、北野が社の東に移れりとぞ。曾々路物語に、くにが事をいひて、北野つしまのかみと名付と見えたるは、此時よりなるべし。これを學びて遊女ども、出來島長門守、幾島丹後守など、名のれる者多かりき。

古屏風の繪に、四條河原の觀せものゝどもかきたる内、かぶき芝居の小屋のやぐらの下に、庵形の札あり。六條三筋町の傾城出て、歌舞きするよしを書付たり。此芝居は、いまだ興行せざる體也。又女かぶき興行の處をもかきたり、其體、いさゝか下に模す。慶長年間の趣を見べし。

此圖、女かぶきの體なり 遊女其美少年に扮たるもの左六人あり いづれも同じさま也 女かたは頭にかつら卷して、猿樂狂言に似たり。昔々物語に、むかしの淨るりの事をいひて、人形の拵へ



りおもふにこれらの身ふり、後に江戸にも行はれし六方にあるべし。

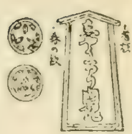


此水車はやぐら幕の紋なり 又一は林又一郎なるべし 初め伏見にて傾城町發起せしが、後六條に移れりとみゆ 太夫藏人は西鶴が大鑑にも其名見えて、お國と一雙にいはれて高名なりし者也





やうも、女の主人には、髪をすべらかし、かつら帶かけて、召仕迄、右のごとしといへり。人形は寛文已前迄其體なりとみゆ。〇又この繪の中に、淨るり芝居二つ三つ有。その内、女の淨るり有 めづらしければ下にうつし出す。芝居はいづれも、むしろを張てかこひたり。表の方やぐらの下に札をかけたり。其札、緣は朱ぬりしんちうのかな物打、中は黒ぬりの上に、金粉の文字にてじやうるり内記としるせり 其頃、女にも六字南無右もん、左門よしたかなどいへる淨るりかたり有といへり。内記といへる名は、外記に反したるものと聞ゆ。其例は此時より後の事ながら、竹本

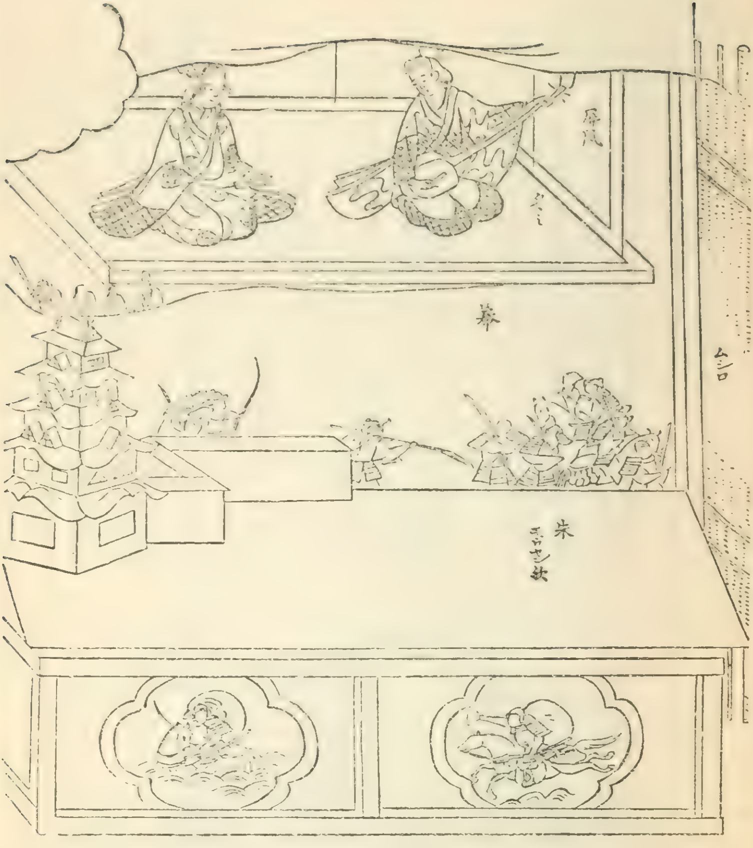


義太夫といへる者あれば、松本治太夫と名のる者あり。竹田といへるからくり師、高名なれば、松田といへる放下師出づ。義太夫も、もと喜太夫にまがはしく付たる名なるべし。然おもはるゝよしは、こと長く爰にえうなければいはず

〔頭書〕内記と云女太夫の名、ものに見えず。これ南無右衛門がことにあらぬ歟。おくにが北野對馬のかみと名のりたる類と見ゆ。」

○其角が焦尾琴に、「予が幼き時、明暦年中の雙紙にて、登り八島下り八島といふ十二段に分たるが、六字南無右衛門正本と奥書有し物のよしいへり。其角は寛文中、□□□その頃、早く古板本稀なりしとみゆ。古き正本を見しに、山城國住人六字南無右衛門正本、寛永十六年正月吉日、八島道行一段目と端にしるして、一冊に四段あり。三冊にて十二段なり。間に半丁づゝ繪あり。末に二條通御幸町西へ入町、淨るり屋喜右衛門開レ之と有。是鶴屋喜右衛門也。古郷帰江戸土産に、南無右衛門といへる女太夫かたりける時、十二段はふりてめづらしからずとて舞にまふ。やしま、高館、曾我などを、彼ふしにかたりけるといへり。作の上り八島下り八島と唱へしも是にて、舞の草子なる八島也。十二段はふりてとは、淨瑠璃の十二段なり。彼ふしにかたるとは、淨るり節にて舞の草子共をかたりしなり。かうの舘、あみだのむねわりなどいふことも、淨るりにかたれり。是本、地ものゝ類にて、說經にとくものゝ本也。

○古書に、北野社頭にて歌舞妓興行の圖あり。縮めて爰に寫す。おくにかぶきも、北野にて興行せり。されど、是はくにがかぶきにはあらぬなるべし。北野小太夫などいへる名も見えたれば、若くはそれらにもやあらむ。幕の紋、藤の丸なり。拍子かた、猿樂の如く、さじき中程にはみ簾かけたる處などあり。但し舞臺いとひくし。さじき又見物の人などは、紙狭ければ寫し出さず。○是も女がたは、かつら帯かけたり。○頰かぶりしたるは猿若なり。見聞集、かぶきの事をいふ中に、取わけ猿若出て、色々の物まねすと有。猿



○此岡の女太夫かたる處は彼八島と見えたり、質素の趣いと珍らし。

○此處舞臺正面にて、見物の人多くかきたれど、餘紙なければうつさず。

○女かぶき盛りに行はれ、また女の浄るりかたりも殊の外もてはやされしかど、歌舞妓と一同に女太夫も停められぬ。こはいつの頃か定かならず。六條傾城居を朱雀に移されしは、寛永十八年とかや、かぶきを止められしはそれよりさきなるべし。

がう事をする故に名付。○振袖の衣きたる野郎の花を持たるは、見物人より遣したる也。いにしへより人に物を贈るに、草木の枝に添る事也。貞觀政實年に、勸進能の時、花、太刀など遣すに、太刀は如レ常右に持て舞臺へさし向ひ候時、座の者一人、舞臺より下りて請取候。又花は右手に持候。いづれもたいの上にて渡す事なし。何を遣し候共、かせ者を以て可レ遣也など、いへることの都たり。かせものとあるは、かせ侍ひの事也。被わたしのかせぐといふことも同じ詞也。

〔割註〕此はなをもてる野郎あるをもて、此書を若衆かぶきの後のものとおもふべからず。慶長、元和の頃の繪なることとは、圖中に考ふる處あり。さて野郎といふもの、前髮そらせられしさきより、たまくにありしと見えたり。

京童草子に、舞臺への花の枝は、作にあらずしてをかしといひ、又東海道名所記に、仕舞柱に貼りつかはす花の枝は、舞臺にさしあげて色を守ふなどとも見えたり。今は金銀など遣すに、花は添ざれども、花をやるといふは件の所なり。

○表の方、鼠戸のうへ、やぐらのわくはなし。但柱四本



立て前より三方にめぐらして叢をはりたり。周圍はすべてむしろ張也。」

〔頭書〕見聞、見物人の中に、唐人両三人あり。按るに、見聞集抄に、今將軍（二代さま御名）公の御時代、朝鮮國より貢ささげ云々。先年秀吉公時代、高麗國より亂取日本へ召具し來る者數千人あり。日に關東に多かりき。慶長十一丙午年、朝鮮國の帝臣等、日本へ渡り、江戸へ來て此者共、朝鮮の御使節に乞ひ、皆高麗へ歸し下さる。よろこぶこと限りなし。有る未の年、かうせん國王より、三使武州江戸へ數百人付たりと云り。これは右の時の使節也。此女舞見物も、これ等の時のことなるべし。



○東鑑草子かよきぎ三味の圖中見物人より役者へ花を遣す體、

公國歌舞妓は江戸にも來れり。慶長十二年丁未二月、大城西郭の内にて、觀世今春勸進能ありき。同月廿日、於二此度之能之場處一國といふ歌舞妓女勸進歌舞妓ありと、其ころの日記に見えたり。

遊女どもの江戸を追はるゝ事は、見聞集に見えたれども年月を記さず。されど是は慶長中の事にこそ有るな



こ古き畫冊六、竹の枝に、これかきたり。竹に付る花なり。いつから枝に付たるは古き事なるべし。是等は竹の枝なり、花なき時もありけるに、

り。女歌舞伎禁止の年月さだかならず。女を皆禁ぜられてより小童を集めて舞せける。是を若衆歌舞妓といへり。寛永慶安頃は二年の制禁なれど、其中をふるに、正保元年の禁あり。此草子の内、若衆歌舞妓見物の體あり。下に寫し出す。若衆は丸かづきとしるせり。中村數馬なるべし。我衣古路要に、寛文年中、

江戸日本橋室町壹丁目に、若衆方中村數馬、伽羅の油みせを出すといへり。白睽が役者伎藝古實の中に、日本橋北室町壹丁目横町中村勘兵衛は、貞享、元祿の初め、若女がた中村數馬が見せたり。役者油みせを出すはじめなるべし。今に繁昌すといへるは、年代も相違し、女形といへるも實なり

若衆かぶきも、遊女に劣らぬ趣なれば、是をも制旨ありて、悉く前髮を剃らしめらる。專ら野郎と呼しは是なり。この制旨の事、諸書にいへれども、その年月をいはず。慶安五年壬辰六月廿七日、若衆歌舞伎御制禁町觸あり。〔割註〕上方モ同時ナルベシ。」

京童草子に、今は若年の者のひたひのかざりをとらしめ、うるさきかたちなり。ひたひに綿を置、百會を頭巾にてかくしなどいへり。是を女形の芝居といへり。東海道名所記堺町の條、勘三郎とかや聞えしだうけものが、女形とやらん、ことごとしき芝居さんじきをかまへて、かぶきがましき事をいだせりといへるは、禁ぜられし女かぶきに似たるをいふ也。

西鶴が大鑑に、大歌舞妓御法度の後は、村山又兵衛が物眞似、狂言づくしに仕掛て、太夫、子あまた集めし云云。或說に、明曆二年橋本金作といへる女形、棧敷にて客と口論の事によりて、京都かぶき芝居殘らず停止あり。京都座元村山又兵衛、芝居御赦免を願ひ出る事十三年にして、寬文八年御赦免ありといへり。されども明曆四年開板の京童にも、芝居繁昌の事をいへるをおもへば、件の事は是よりも後、萬治二三年の頃にても有しなるべし。又京童にいへるは、明曆初年の事をいへる歟ともおもへど、停止有てより二三年も經たらむには、さは書べからず。又、其よしをも記さでぞ有べき。〔村山は曾々踏物語、女かぶきの事をいへるに、佐渡島正吉、村山左近とあり。昔嬉物語に、ねき町に至れば村山左近が大かぶき、さつまたくみがあやつり云々有。かの又兵衛といへる座元は、この村山のすゑなるべし。これが願によりて再び芝居興行出きしは、大功なりといへれど、おもふに、件の口論の事は、これが芝居にての事なるべし。然らば他の芝居へ對して懇切に願ひ出べきこと也。

若衆芝居の圖

○あの山見さい、このやまみさい、いたゞきつれたおはら木を、さいへる古き小歌をうたふ也むかしは[illegible]ふしの[illegible]がうたひし故、聲よきなめでたり

○[illegible]曲集に、若衆小金さいふもの小歌の音頭上手なりしを、[illegible]音頭の[illegible]にて人[illegible]子[illegible]こと[illegible]の大[illegible]ときく。」

そのかみ京師には[illegible]子[illegible]吉[illegible]兵衛、大和屋六兵衛、村山[illegible]兵衛などの芝居あり[illegible]かぶきもそれらの芝居なるべし[illegible]はドに[illegible]





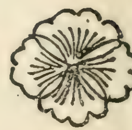
やぐら幕の紋ふじの山古跡なり
延寶三年刊本難波鹿分船に見えたり



浮世物語、四條
河原の居、名
に高き女がた
の上手、衷屋
の吉郎兵衛、坊
その内に、大江
庄左衛門が
戸勘兵衛
盛し、若衆ご
し蹲なごる云
云

○此ごろ前髪は付がみなるべし
承應明暦ごろのさま也

村山又兵衛がやぐら幕の紋古畫に出たり、四つ銀杏なるべし。



左衛門、中頃宮崎傳吉などいへり。是等は難波のごとく聞ゆ。

加茂本地草子に出、

夷屋 吉郎兵衛



これも其頃似たり、



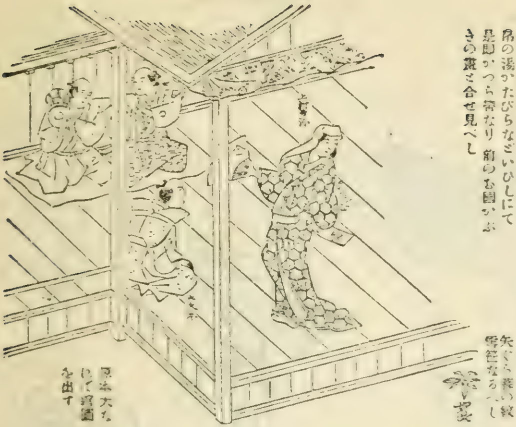
東海道名所記



堺町勘三郎若衆女形芝居



京童に、ひたひのわたといへるは、此圖綿ぼうしに鉢卷したるにや。但しわたを帛に包みしもの歟。延寶五年板行せし江戸雀には、ひたひ髮をとらせらるゝ故にくゝり頭巾をなせり。狂言に出る時は付髮をする也といへり。又風流つれ〲草に、大和屋傳助が弟子右近源左衛門、かいだう下りを作り、赤手拭をかつぎ小舞をしけり。又昔々物語には、右近源左衛門といふ若き役者京都より下り、三味線ひき一人地謡一人に



○延寶年間古畫、京都夷屋儀左衛門芝居の圖
役に吉彌がかぶりしもの　後には
帛の湯かたびらなどいひしにて
是即かつら帶なり　前のむ圖かぶ
きの畫と合せ見べし

て源左衛門舞する時は、今のかつら帯といふ物もなく、欝金のふくさものに細き糸を付て額にかぶり。其ふくさものをひたひに打かくるによりて月額をかくす。西鶴大鑑に、昔右近左近が時は面かけまぎらはしく、頭は置手拭にし一大かたに色つくりし云々。享保十年、市村芝居由緒書上に、右近源左衛門と申役者上方より罷下り、ねりぎぬの湯かたびらをかぶり、女形と申形を、此芝居にて致初候などいへり。一様ならぬはかぶりもの種々用ひたる歟。さこんといふは村山左近なり。右近源左衛門、夷屋吉郎兵衛など同時のもの也。右のかぶり物の内、欝金のふくさものといへるは、右近といへる名より、覺えあやまりしにはあらぬか。女がたの頭にうこん色似つかはしからずや。○上村吉彌は、延寶頃さかりの女がたにて、雙びなき者也。西鶴大鑑に、夷屋のかゝへ上村吉彌とて、其頃、都の男はいふにたらず、人の女に戀

られし云々。江戸中の寺社の繪馬に、吉彌面影を乘かけに、坊主小兵衛が馬子の處、是を見てさへ戀に沈み、今に世がたりとはなりぬ云々。又云、東洞院の浮世紺屋の娘、姿のお春といへる名とり有。吉彌、是をうつして、一丈二尺の大幅帶、くけめの、角に鉛のしつをかけ、世に吉彌むすびとはじめて、今にはやらしぬ。延寶九年板本、都風俗鑑、帶のむすびは吉彌むすびとて、唐犬の耳たれたる如く、二つむすびの兩はしをだらりとさぐる也。帶屋どもは心得、尺長きをこしらへ、吉彌結びはこれ〳〵と、直段ひときは高しと有。祐信が繪本に見えたるは、帶の兩端を丸くくけてふさを下げたり。

○右に見えたる坊主小兵衛も、其頃江戸にて名高き俳優にて、其姿を偶人などにもうつせるにや。五元集に、此友や年をかくさず白鬚二毛の身をわすれて松どの太郎どの也けりとのゝしれば、今の人形の風俗、ことさらに小兵衛などいふ人形はなし。「我むかし坊主太夫や花菖」この發句、はし書解しがたけれど、是が人形眞ならずして年若きなるべし。又同集拾遺坊主小兵衛、道心して人々、小兵衛坊主と申ければ、

「坊主小兵衛小兵衛坊主と歸り花、

〔割註〕これが道心したるは、元祿の末又は寶永の初にや。元祿十四年の草子には、中村座に居し由見えたり。

〔頭書〕松の葉長歌三谷をどり、だてもうはきも、いのちの內よ。さひつひけ。うんのめ。さはげ。あすをしらぬ身に。」

坊主小兵衛



せんじゆなる
こつがはらに
たつけぶり
かれてめいどの
有ときくもの
うんのめ
さわいヾ
こんだに

本紙は竪一尺二寸ほど横八寸五分ばかり、これは縮圖也。

延寶年間の一枚繪に、これが奴の出立の似がほ畫あり。一覽之次、席上にて縮寫したるを爰に出す。坊

主と呼しは糸びんにて法師のやうに見ゆれば也。これにならひて坊主吉兵衛、坊主段九などいひし俳優もあり。小兵衛が名高きを羨めるなるべし。もと小兵衛が糸鬢は、そのかみ、奴の體をうつせる也。小兵衛より始めしにはあらず。坊主といへるは異名也。又延寶の頃の小歌に、けんさまの長ばをりとあるを、ぼんさまとし、是小兵衛が長ばふりを好みて著たりし故也といへるは、誣妄のこと也。

○吉彌結びは、虛栗集「かなはぬ戀を祈る清水 嵐雪」、「山城の吉彌結びに松もうそ 其角」、「菱川やうの吾妻の俤 嵐雪」などあり。風流つれ〴〵草に、吉彌むすびは、もと玉づさ結也。吉彌が結び初しといふは誤也といへり。西鶴が紺屋の女が形を寫せしなどいへるも、其頃、皆人結びし帶の樣なるべし。流行はかぶき役者などの輩に、名を奪はるゝ事、昔より多く是のみならず。

（押　紙）

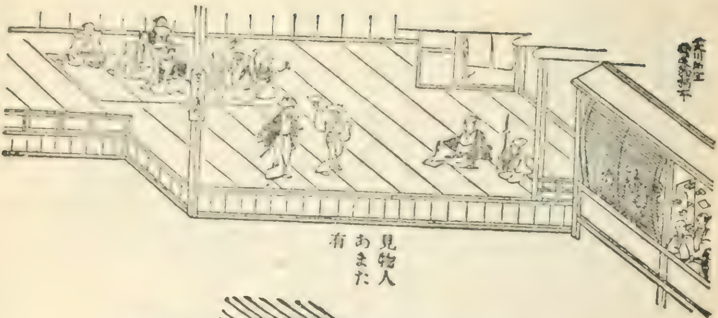
寛政二年壬寅正月十九日

一野郎共、乘物に而方々ありき候由被二聞召一候間、自今以後、馬駕籠惣而わきありき仕間敷事

同
一葺屋町川岸端に罷在候壹錢茶屋、向後遣申間敷事

廿日
一野郎共宿方々に有レ之故吟味成がたく候半間、さかい町、ふきや町、ないし木挽町五丁目之内へ早々宿替可レ仕候。彌仕形舞、仕形せつきやう狂言づくし之分、屋敷方は不レ及レ申町方にても一切脇ありき仕間敷事。

○むかしの芝居のかまへやう、上がたも江戸もおなじさまと見えたり。鼠戸はくゞり戸なり。是故に鼠戸といふを、今は鼠木戸といふ。其體も昔と異也。舞臺正面より向ひて、左の方、橋がかりあること、猿樂の舞臺がまへのごとし。□□□□も此體なり。菱川吉兵衛が卷物繪の稿本あり。縮圖にして下に出す。さじきなども二階はなし、江戸は元祿末より作りざま大にかはりて、さじきも三階まで出きぬ。今も樂屋には三階あり。諸藝太平記は元祿十四年の草子なり。其内にも、江戸の芝居は、京大坂に替りて三





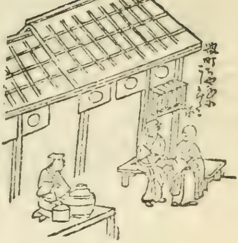
重のさん敷賑ひ、聞しにまさる繁昌、札錢、場錢も上方に二倍して、烟草の〔割註〕芝居の繪看板は、鳥居庄兵衞淸信より始、此庄兵衞は元祿より享保中の人也。

○明石勘三郎が母は中村氏にて、紋は角の内に銀杏葉なり。今の紋これによれり。

○勘三郎が紋は鶴なり。始めの市村竹之丞は、勘三郎二代目の明石といひしが、弟子なりしかば舞鶴の紋をもとひて用ひたれば、兩座共に鶴の紋なり。貞享まで然りしに、元祿ごろ鶴姫君樣御名を憚りて改めたるなり。此時の御觸日記をくりて、重ねてしるすべし。

〔頭書〕御觸町人之家名、鶴屋と申儀、向後無用可ㇾ仕候。其外諸道具等にも、鶴の紋付候事無用たるべき事、元祿三庚午年三月朔日、鶴姫樣御名をはゞかりて也。右に付市村座ゟ鶴丸を丸に橘に改。因に云、鶴川辰之助、水木と改む、初めは露川といへりとぞ。松壽軒西鶴、西鵬と改、鶴屋喜右衞門

家名削りし本、今に、ま丶丸（やカ）て又鷺屋などと改めしも多かり。



○舊草稿にて分明ならねど、茶屋の女房茶筅もて茶をふる體とみゆ。

火さへ買ねばならずなどいへり。然るに今の家造りになりしは、正德四年甲午三月、木挽町山村長太夫座に居し生島新五郎事ありて〔割註〕此遊興に拘りし女中、狂言役者數人淺草諏訪町家持栂屋善六等、遠流斬罪追放等、當月五日御評定所にて相極る。」其ころの書付、同九日狂言芝居の棧敷、近年二階三階に仕候。以前之通二階之外無用之事、棧敷より內證道を拵へ、樂屋又は座元の居宅、幷茶屋等に座敷をしつらひ、遊興之儀可レ爲二無用一云云、棧敷に簾かけ候事、幕、屛風等何によらず、圍レ之儀相止二之一見通候樣可レ仕事。○芝居之家根、雨天之節も、近年者狂言罷成候樣仕候。是も前々之通に家根かろく可レ致事、〔割註〕猶種々之儀被二仰渡一あり。事長ければ略す。茶屋共住居繪圖差出不レ殘見分などあり。右之趣を以狂言座不レ及レ申、普請造作あらため、四月四日出來方見分あり。棧敷へ樂屋よりの通路をふさぎ、棧敷の屋根切下げ、三階は下棧敷一通りに作り、芝居人溜りの上屋根取拂、莚ばりにあらためたり。四月九日より三町芝居始候樣御免有レ之。」云々有。芝居の上をむしろ張にせしかば、風雨の時は狂言ならず難儀せしを、享保三年戊戌壬十月六日、雨覆之義願之通被二仰付一あり。〔割註〕按るに、切落といふは、件の時よりいへるにや。」享保九年の頃、火災防禦の事ども有しに、勘三郎、竹之丞、勘彌、右之者共、此度芝居家根瓦葺土藏造に仕候に付、別紙之通下棧敷之儀相願申候、十一年已前繪島一件已後棧敷一通りに被二仰付一、今以、其通り御座候。下棧敷之儀は御免被レ遊候而も萬有間敷と奉レ存候。依レ之奉レ伺則願書二通奉レ入二御覽一候。已上。とある書付見えたり。享保九年三月の事也。同月十八日願之通下棧敷申付ると有。是芝居造作の沿革なり。

○古き歌舞妓狂言　遊冶郎の出立、扇の持やう

昔は傾城買の狂言行はれし故、是を島原といへり。髮きり島原、さかた島原などいへる、其頃の狂言の名題也。金子吉左衞門〔割註〕坂田藤十郎が弟子に、道外方にて狂言作者を兼たりとなむ。」が即書耳塵集に、坂田藤十郎が話に云、明曆三年、故ありて京都の芝居止む。それより十二年すぎて、寬文八年三月朔日再芝居興行、久しぶりのことなれば、見物の潤ひ、大坂の顏見世のごとし。其頃の狂言に、傾城の出あり。今とは格別なり。まづ口上出て、只今けいせい買の初りと僞てしまへば、村上八郎兵衞といふが買手にて、この出立、白加賀の衣裝に銀箔にて、鹿角を蜂のさしたるところを總身につけ、一尺七寸許の脇差を向へ落るばかり拔出してさし、左はは背、右手に扇の要をつまみ、橋掛りよりゆらり／＼と出て、正面に立ながらせりふに、八まん、是が買人ですと扇にて脇ざしの柄をたゝけば、見物、そりや買人の名人が出たはと譽る聲、しばししづまらず。與扉口より揚屋の亭主、古き麻袴の腰をねぢらして、古手拭を腰にさげ、貝杓子を持て出、早々旦那おいでといへば、見物、そりや亭主が出た、あの顏をみよと笑ふ。次のせりふも、いひ出されぬばかり、滿わらひしづまれば、八郎兵衞がなんとまだ太夫はこぬかといへば、いやまう追つけ、これへと橋がゝりをみて、あれ／＼是へ見えまするといへば、見物、あげまくの方をながめゐる、傾城の形またをかし。金入の衣裝、その時分はいまだ女形の鬘かくるは、たま／＼にて、多くはな紙を兵庫わげにて、地狂言の女形の如く、ゆぼう子にて、あたまを包み、只一人出て、大盡さまお出かといへば、見物笑ひ、手をとればわらひ、さて揚屋盃を出し、肴に一曲舞給へといへば、頓て囃子方出てならび、舞をまふが狂言の一番なりとはなしぬ。〔割註〕今耳塵集の板本には此條なし。」却て富永平兵衞が藝鑑に載たり。」高屋卿亭子云、非常のいでたち、寬文中の姿にあらず。正保、慶安頃の古狂言傳はりしなるべしといへり。白き色の流行は寬永ごろよりみゆれど、寬文迄も猶行はれしなり。もとよりわざくれなる遊人の服にて、平常の著用にはあらず。銀箔の書も、諫をいれぬ馬耳風の意也　扇の要をつまみてさぐる事、女かぶ

きの畫にも見えて、夫より後も專ら行はれしと見えて、其頃の畫に多くかけり。是にても當時の狂言なりしを知るべし。いさゝかなることの知られて、時代の證となるもをかし。右三圖を見ておもふべし。女形の鬘かくることも制禁ありし故、多くは紙をもてわげを作り、ゆぼうしかけたりしと聞ゆ。ゆぼうしの體は前に見えたるがごとし。爰に出す。



若衆の繪の中に如レ此鉢まきの體あり。野郎ぼうしは此形に擬するなるべし。

〇兎の御字、　餘情杖
　小草履取、三里紙

むかし遊里にかよふもの、羽をりをかぶりて人めを忍べり。此體、專ら行はれしこと也。寛文ごろ、吉原にてはやりし小歌に、う

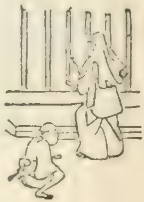
京童草子
杖をもたするも流行也。
是をよせい杖といふ。

寛文年間六牒中屏風の繪
脇差のさしざま迄も件の狂言
に同じ。

寛文二年刻
歓婦物語巻三
左はり臂右手に扇のかなめをつま
みといへるにかなへり。此ごろ羽
織も小袖も半えりかくることはや
れり。袖は猪そぎ袖にてたけ長く
身はゞ廣し。



はきもの〻とんできはふりかついで貌うちかくし、〔割註〕はふりかつぐといふこと多くあり。嬉遊笑覽

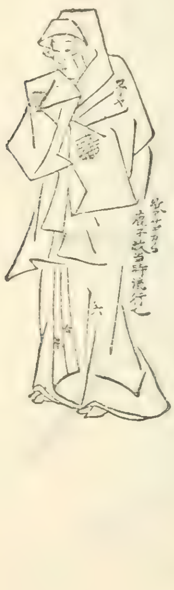


菱川吉兵衛が繪本物草橋吉原の圖に出。

にいへれば変には略く。」これに異名をつけて、兎といへり。寶なし栗に、其角が「羽織に角をかくす風流雌〔上〕といふ付あひの句も、是をいへり。其後享保ごろ、もぢりといふ戯れ言に、題年市、臼あり杵あり兎も有、といへるも此事にや「〔割註〕もぢりは、後のごもじなり。」よせい杖は、見聞集に、今江戸にて六七年已來〔割註〕慶長の末ごろをいふ。」高きも賤きも杖をつく。桑木は養生によしとて、みな人好みければ、爪



兎の御字は、寛文二年小歌惣まくりに出たる圖なり。



此繪は前の寛文中所[illegible]の肉筆なつまみたる若衆に[illegible]てかきたる也、



延寶三年[illegible]の中はふりかつぎたるもの〻中にも、人がらよきかな兎の御字といへり、今もなに〻かぎらず、品よろしきを御字といふ是也。

木こる者、深山をわけて是を尋、背に負、馬につけて江戸町へ賣にくる。當世のはやり物、よせい道具なればとて、若き人達買とりて、炎天の道のよきに、杖をつき給ふこと、誠に人の非聞世の掟をも憚らざる振舞、言に絶たり云々あり。かく行はれつる業木、ほどなくすたれて、共後、大かた竹杖を用。名護屋山三といふ土佐淨るり、身は沈むとも君ゆゑと、心のたけの杖を突云々。これ杖をいひかけたり。松の葉草子、さんやをどり、熊谷がさに、はちく杖二つもんのちんちりめんのべんべを著せてせんせりしようきみのねみだれがみをいつわすりよぞさてもさいたるながかたな云々。などあまた見えたり。大かた竹のむち杖などにてありしを、貞享、元祿ごろに至りては、いと細き杖を持たる繪多し。これは竹にはあらず。色三絃草子に、鵜野莨の細枝けしやうに突て云云あり。うのよしは、攝州島上郡鵜殿邑の名産にて、蘆の一種𦼮蘆といふもの也。篳篥の嘴に用るは是也。

延寶年間吉原用文章に出たる嫖客の圖

このあみ笠は一文字の玉ぶちといふにて熊谷笠にはあらず



これ上にいふ莨の杖なり。昔よせいといひしは、文字は餘情とかけども、意は今俗、見えなどいふ言とおなじ。もとより實用にあらぬもの故、果には莨をも用ひし也。是に因て假装杖などもいふめり。上の繪に見

えたる三里紙も、炎（やいと）のいほへるが爲のものなれども、是も風流に脚の飾としたる也。俳優民屋四郎五郎が〔割註〕初流井半之助といひて女形なりしが、後に民屋四郎となりて、立役上々吉の位と成、寶曆中身まかれり。」續耳塵集に、役者尻をからげる事、いにしへは稀也。立合のときは上裾を帶にはさむ事也云々。まことに尻からげする事は、小佐川十右衞門より始る。片岡仁左衞門との出合にて、兩人ともによき男にて見事なり。白縮にて三里紙をあて、足のかざりとすといへり。これ昔、遊冶の少年がよそほひなり。〔割註〕次でにいふ、杖を持たる若衆、むかし小草履取といひし者の類なるべし　小草履取は下に闇を出す。供には雨中につれず、炎天につれず。かたの如く和らかに拵へて、さたの限り不自由なる者也といへる、是なり。



師宣筆



菱川師宣

畫證錄終

昭和參年六月十日印刷
昭和參年六月十五日發行

日本隨筆大成第二期第二回

不許複製

編纂者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎

東京市本郷區森川町一番地
發行兼印刷者　櫻井庄吉

發行所　東京市本郷區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京二六七〇〇番
電話小石川三、〇二二番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴巻町　國際美術社



